

別添Ⅱ 工事工程表

工事工程表を表1に示す。

表1 工事工程表 (1/7)

施設名称	設置場所	名称 ^{※1}	変更の内容	令和2年 (2020年) 度					令和3年 (2021年) 度							
				11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月			
化学処理施設	工場棟転換工場	UF ₂ 蒸発・加水分解設備 ・塚(UO ₂ F ₂ 貯槽) ・飛散防止カバー ・UF ₂ 防護カバー ・塚(循環貯槽)	新設												△▽	
		UF ₂ 蒸発・加水分解設備 ・UO ₂ F ₂ 貯槽 ・熱交換器(UO ₂ F ₂ 貯槽) ・液空槽 ・調液貯槽 ・熱交換器(調液貯槽) ・蒸発器 ・UF ₂ フードボックス ・コールドトラップ ・コールドトラップ(小) ・循環貯槽 ・熱交換器(循環貯槽)	改造													△▽
		沈殿設備 ・塚(液貯槽)	新設													△▽
		沈殿設備 ・沈殿槽 ・熱成槽	改造													△▽
		洗浄設備 ・塚(洗浄槽)	新設													△▽
		洗浄設備 ・遠心分離機(洗浄用) ・洗浄槽 ・洗浄ろ液分離槽	改造													△▽
		固液分離設備 ・遠心分離機(固液分離用) ・ろ液分離槽 ・仕上げる濾機 ・ろ過器(転換工型) ・濃縮液受槽 ・清液液受槽 ・再生液貯槽 ・洗浄液受槽 ・金属容器(溶液・スラリー)用台車	改造													△▽
		固液分離設備 ・金属容器(溶液・スラリー)用台車	変更なし													△▽
		乾燥設備 ・予備成型乾燥機 ・乾燥機 ・粉末回収ボックス ・ADUスクリュー ・塚(ADUスクリュー) ・ADUプロローター ・ADU受けホップ ・ADUバグフィルタ ・ADUバックアップフィルタ	改造													△▽
		焙焼還元設備 ・リサイクル粉搬送装置 ・リサイクル粉投入ボックス ・リサイクル粉受けホップ ・ポリユーマ ・ロックリーキルン ・ガスヒータ ・UO ₂ プロローター ・UO ₂ フィルタ ・UO ₂ バックアップフィルタ ・UO ₂ 受けホップ	改造													△▽
		焙焼還元設備 ・リサイクル粉搬送装置 ・ダストチャンバ	変更なし													△▽
		粉碎・充填設備 ・粉碎機 ・充填装置	改造													△▽
		混合設備 ・大型混合装置 ・サンブラ ・バックアップフィルタ(サンブラ) ・サンプリング台 ・回転混合機(金属容器(粉末)混合)	改造													△▽
		混合設備 ・抜き出しボックス	変更なし													△▽
		濃縮度混合設備 ・粉末機 ・粉末搬送装置② ・粉末充填ボックス ・粉末抜き出しボックス ・粉末搬送装置①ホップ部① ・バグフィルタ(粉末搬送装置①) ・バックアップフィルタ(粉末搬送装置①) ・混合装置 ・粉末梱包機 ・充填装置 ・粉末搬送装置①ホップ部② ・粗成型用プレス ・スラグコンベア ・粉末集塵装置 ・バックアップフィルタ(粉末集塵装置) ・造粒機 ・リフト ・バックアップフィルタ(粉末搬送装置②)	改造													△▽
		濃縮度混合設備 ・濃縮度混合工程用クレーン ・粉末回収ボックス ・アンダーサイズ粉受器 ・小分け装置	変更なし													△▽
		クレーン回収設備(第1系列) ・塚(クレーン回収第1系列) ・ろ過器(s)	新設													△▽

表1 工事工程表 (2/7)

施設名称	設置場所	名称 ^(注1)	変更の内容	令和2年 (2020年) 度					令和3年 (2021年) 度					
				11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
化学処理施設	工場棟転換工場	ウラン回収設備(第1系列) ・原料フードボックス ・溶解槽 ・遠心ろ過機 ・溶解液受槽 ・沈殿槽 ・遠心分離機 ・乾燥機 ・洗浄液受けポット ・ろ液受槽(1) ・箱形乾燥機 ・明け替えフードボックス① ・pH調整槽 ・バックアップフィルタ(明け替えフードボックス①) ・ろ過機(原液用) ・ろ液受槽(2) ・解砕機 ・輸送装置 ・バックアップフィルタ(輸送装置) ・仮焼炉 ・粉末受けホッパ	改造										△▽	
		ウラン回収設備(第1系列) ・ろ過器(1) ・ろ過器(2) ・乾燥トレイ用台車	変更なし										△▽	
		ウラン回収設備(第2系列) ・堰(ウラン回収第2系列-1) ・堰(ウラン回収第2系列-2)	新設											△▽
		ウラン回収設備(第2系列) ・イオン交換装置(吸着塔) ・酸洗装置 ・オーバーフロー液受槽 ・投入ボックス ・溶出槽 ・中間槽 ・溶出液受槽 ・リサイクル液受槽 ・洗浄液受槽 ・沈殿槽 ・遠心分離機 ・ろ液受槽 ・清澄液受槽 ・乾燥機 ・ADU受ホッパ ・粉砕機 ・スクラップ仮焼炉 ・ヒュームフード(1) ・ヒュームフード(2) ・箱型乾燥機	改造											△▽
		ウラン回収設備(第2系列) ・拔出ボックス ・ろ過器(中間槽) ・仕上げる過器 ・乾燥排気フィルタ ・ADU拔出ボックス ・仮焼ポット用台車	変更なし											△▽
	除染室・分析室	ウラン回収設備(第3系列) ・回転混合機 ・粉末回収ボックス	改造										△▽	
	屋外	工場棟転換工場	改造										△▽	
		行属建物リンダ洗浄機	改造										△▽	
	成形施設	工場棟成型工場	圧縮成型設備 ・練返し粉中間ホッパ ・練返し粉投入ホッパ ・バックアップフィルタ(粉末輸送) ・練返し粉投入ボックス ・大型混合装置(1) ・大型混合装置(2) ・大型粉末容器抜出ボックス ・大型粉末容器用クレーン ・原料粉末ホッパ ・粉末混合機 ・粗成型用プレス ・スラグコンベア ・粉末集塵装置 ・バックアップフィルタ(粉末集塵装置) ・造粒機 ・造粒粉末小分けボックス ・造粒粉末ホッパ ・潤滑剤混合機 ・本成型用プレス ・ペレット移送機(1) ・ペレット移送機(2) ・果移台1 ・試験用プレス ・フードボックス(2)	改造										△▽
			圧縮成型設備 ・練返し粉ホッパ台車 ・練返し粉搬送装置 ・練返し粉小分けボックス ・バックアップフィルタ(粉末輸送) ・明け替えボックス ・バックアップフィルタ(粉末集塵装置) ・造粒粉末小分けボックス ・回転混合機 ・フードボックス(1) ・フードボックス(3)	変更なし										
焼結設備 ・連続焼結炉 ・バッチ式小型焼結炉			改造											△▽
研削設備 ・センターレスグラインダ ・パーツフィーダ ・ペレット配列機 ・ペレットトレイコンベア ・遠心分離機(研削) ・冷却水循環槽			改造											△▽
研削設備 ・ペレットコンベア			変更なし											△▽
ペレット検査設備 ・ペレット外観検査装置			改造											△▽
ペレット検査設備 ・ペレット寸法密度検査装置 ・焼結体密度検査装置			変更なし											△▽
														△▽
													△▽	
													△▽	

表1 工事工程表 (3/7)

施設名称	設置場所	名称 ^(注1)	変更の内容	令和2年 (2020年)度			令和3年 (2021年)度								
				11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月		
成型施設	工場棟成型工場	粉末再生設備 ・液受槽 (研削工程) ・循環槽A・B ・ろ過器 ・液受槽 (圧縮成型工程)	追加										△▽		
		工場棟成型工場	粉末再生設備 ・洗浄ボックス (研削工程) ・スラッジ回収機能付き遠心分離機 ・研削屑乾燥機 ・酸化炉 (1) ・酸化炉 (2) ・粉砕機 (1) ・粉砕機 (2) ・洗浄ボックス (圧縮成型工程) ・遠心分離機 (洗浄)	改造										△▽	
	加工棟成型工場	粉末再生設備 ・ロータ用台車 (1) ・フードボックス (4) ・フードボックス (5) ・ペレット明替機	変更なし											△▽	
		圧縮成型設備 ・粉末集塵装置 (加工棟) ・フードボックス (2) ・バックアップフィルタ	変更なし											△▽	
		焼結設備 ・連続焼結炉 ・粉末篩分機 ・一次混合機 ・フードボックス (1) ・回転混合機 ・二次混合機 ・濃度調整混合機 ・粗成型用プレス ・粗成型用プレスフィーダ ・スラックコンベア ・造粒機 ・本成型用プレス ・ペレット整列機	改造											△▽	
		研削設備 ・遠心分離機 (研削) (加工棟)	変更なし											△▽	
		研削設備 ・冷却水循環槽 (研削) (加工棟) ・センターレスグラインド ・パーツフィーダ ・ペレット配列機	改造											△▽	
		ペレット検査設備 ・ペレット外観検査装置 ・ペレット寸法密度測定台	改造											△▽	
		粉末再生設備 ・ろ過器 (加工棟)	追加											△▽	
		粉末再生設備 ・遠心分離機 (洗浄) (加工棟) ・洗浄ボックス ・ロータ用台車 (2) ・フードボックス (3)	変更なし											△▽	
		粉末再生設備 ・洗浄水循環槽 (加工棟) ・研削屑乾燥機 ・酸化炉 ・粉砕機	改造											△▽	
被覆施設	工場棟成型工場	燃料棒組立設備 ・ペレット乾燥機 ・ペレット挿入機 ・端栓圧入機 ・He加圧溶接装置	改造										△▽		
		燃料棒組立設備 ・ペレットトレイ用台車 (3) ・端面洗浄機 ・端栓周溶接装置	変更なし										△▽		
		燃料棒搬送設備 ・燃料棒ラインコンベア	改造										△▽		
		燃料棒搬送設備 ・燃料棒ラインコンベア	変更なし										△▽		
		燃料棒補修設備 ・UO明替ボックス	改造										△▽		
		燃料棒補修設備 ・端栓切断機 ・端栓圧入機	変更なし											△▽	
	工場棟組立工場	燃料棒搬送設備 ・燃料棒ラインコンベア	改造											△▽	
		燃料棒検査設備 ・超音波検査装置 ・シールドX線検査装置 ・燃料棒全長・重量測定装置 ・ヘリウムリーク試験装置 ・燃料棒検査定盤 (1) ・燃料棒検査定盤 (2) ・燃料棒立会検査定盤	改造											△▽	
		燃料棒検査設備 ・滴電流検査装置 ・γ線走査装置 ・燃料棒受台	変更なし											△▽	
		加工棟成型工場	燃料棒組立設備 ・ペレット乾燥機 ・ペレット挿入機 ・ペレットトレイ用台車 (4) ・端栓圧入機 ・He加圧溶接装置 ・端栓周溶接装置	変更なし											△▽
			燃料棒補修設備 ・端栓切断機 ・ペレット取出台	改造											△▽
			燃料棒搬送設備 ・燃料棒ラインコンベア	改造											△▽
			燃料棒検査設備 ・スタック台	変更なし											△▽

表1 工事工程表 (4/7)

施設名称	設置場所	名称 ^(注1)	変更の内容	令和2年 (2020年) 度					令和3年 (2021年) 度				
				11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
組立施設	工場棟組立工場	燃料集集体組立設備 ・ 運搬台車 ・ マガジン架台 ・ マガジン姿勢交換台 ・ 燃料集集体組立装置 ・ 燃料集集体洗浄装置 ・ ジブクレーン	改造										△▽
		燃料集集体組立設備 ・ マガジン挿入装置 ・ マガジン ・ マガジン架台部	変更なし										△▽
		燃料集集体検査設備 ・ エンベロープ検査装置 ・ チャンネル検査装置 ・ 燃料集集体検査定盤 ・ ジブクレーン ・ 燃料集集体外観検査台 ・ 燃料集集体検査ビット	改造										△▽
		燃料集集体検査設備 ・ 燃料集集体検査測定台	変更なし										△▽
	屋外	工場棟組立工場	改造									△▽	
核燃料物質の貯蔵施設	工場棟転換工場	原料貯蔵設備 ・ シリンダ貯蔵架台 ・ シリンダ転倒装置	改造										△▽
		原料貯蔵設備 ・ 天井走行クレーン(転換 5t)	変更なし										△▽
		粉末貯蔵設備 ・ 大型粉末容器貯蔵架台 ・ 大型粉末容器用台車 ・ 仕掛品貯蔵棚 ・ スクラップ貯蔵棚(粉末用) ・ 運搬台車 ・ 中間仕掛品一時貯蔵棚	改造										△▽
		粉末貯蔵設備 ・ 大型粉末容器 ・ SUS容器用台車(3) ・ SUS容器用台車(4) ・ 金属容器(粉末)用台車(1)	変更なし										△▽
	工場棟成型工場	粉末貯蔵設備 ・ 粉末一時貯蔵棚 ・ スクラップ貯蔵棚(粉末用)	改造										△▽
		粉末貯蔵設備 ・ 金属容器(粉末)用台車(2) ・ スクラップ貯蔵棚(粉末用)	変更なし										△▽
	除染室・分析室	粉末貯蔵設備 ・ スクラップ貯蔵棚(粉末用)(作業室(2))	改造										△▽
	第2核燃料倉庫	粉末貯蔵設備 ・ スクラップ貯蔵棚(粉末用)(第2核燃料倉庫)	改造										△▽
		粉末貯蔵設備 ・ 電動リフト	変更なし										△▽
	核燃料物質の貯蔵施設	工場棟成型工場	UO ₂ ペレット貯蔵設備 ・ 圧粉ペレット一時貯蔵棚(2) ・ ペレットラインコンベア(1) ・ ペレットラインコンベア(2) ・ 乗移台2 ・ 焼結ペレット一時貯蔵棚(2) ・ 焼結ペレット一時貯蔵棚(3) ・ ペレットラインコンベア(3) ・ ペレットラインコンベア(4) ・ 金属容器(ペレット) ・ 仕上りペレット一時貯蔵棚 ・ 仕上りペレット貯蔵棚 ・ 余剰ペレット貯蔵棚	改造									△▽
核燃料物質の貯蔵施設	工場棟成型工場	UO ₂ ペレット貯蔵設備 ・ 圧粉ペレット一時貯蔵棚(1) ・ 圧粉ペレット一時貯蔵棚(3) ・ ポート運搬台車 ・ 焼結ペレット一時貯蔵棚(1) ・ ポート(焼結)用台車(1) ・ ポート(焼結)用台車(2) ・ スクラップ貯蔵棚(ペレット用) ・ 金属容器(ペレット)用台車(1) ・ 仕上りペレット貯蔵棚用台車 ・ ペレットトレイ用台車(1) ・ 金属缶用台車(1)	変更なし										△▽
		燃料棒貯蔵設備 ・ 燃料棒一時貯蔵棚 ・ ロッドチャンネル用台車(1)	変更なし										△▽
		燃料棒貯蔵設備 ・ ロッドチャンネル用台車(2) ・ ロッドチャンネル用台車(3) ・ 燃料棒貯蔵棚 ・ トラバサ ・ 運搬車	改造										△▽
		燃料棒貯蔵設備 ・ 燃料棒一時貯蔵棚	変更なし										△▽
	工場棟組立工場	燃料集集体貯蔵設備 ・ 燃料集集体一時貯蔵架台 ・ 燃料集集体貯蔵架台 ・ 燃料集集体移送装置	改造										△▽
		燃料集集体貯蔵設備 ・ 天井走行クレーン(組立北4.8t) ・ 天井走行クレーン(組立北3t) ・ 天井走行クレーン(組立南5t) ・ 天井走行クレーン(組立南1t)	変更なし										△▽
		粉末貯蔵設備 ・ 粉末一時貯蔵棚 ・ 原料粉末貯蔵棚 ・ スクラップ貯蔵棚(粉末用)	改造										△▽
		粉末貯蔵設備 ・ SUS容器用台車(1) ・ 金属容器(粉末)用台車(3) ・ フードボックス(4) ・ 電動リフト	変更なし										△▽
	加工棟成型工場	UO ₂ ペレット貯蔵設備 ・ 圧粉ペレット貯蔵棚 ・ ペレットラインコンベア(2) ・ 焼結ペレット貯蔵棚 ・ ポート(焼結)用台車(3) ・ ポート(焼結)用台車(4) ・ 金属容器(ペレット)用台車(2) ・ ペレットトレイ用台車(2) ・ 仕上りペレット貯蔵棚用台車(3)	変更なし										△▽

表1 工事工程表 (5/7)

施設名称	設置場所	名称 ^(注)	変更の内容	令和2年 (2020年) 度					令和3年 (2021年) 度										
				11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月						
核燃料物質の貯蔵施設	加工棟成型工場	UO ₂ ペレット貯蔵設備 ・ 仕上りペレット一時貯蔵棚用(1) ・ 仕上りペレット一時貯蔵棚用(2) ・ 仕上りペレット貯蔵棚用 ・ 仕上りペレット貯蔵棚用台車(4)	改造										△	▽					
		燃料棒貯蔵設備 ・ 燃料棒貯蔵棚 ・ ロッドチャンネル用台車(4)	変更なし											△	▽				
	容器管理棟	天井走行クレーン (容器管理棟 4.8t)	変更なし											△	▽				
		独立遮蔽壁(5)	新設												△	▽			
	付属建物原料貯蔵所	シリンダ貯蔵ピット	変更なし												△	▽			
	屋外	付属建物原料貯蔵所	改造												△	▽			
		付属建物容器管理棟	改造												△	▽			
放射性廃棄物の廃棄施設	工場棟転換工場 除染室・分析室 第2核燃料倉庫 屋外	気体廃棄設備(1) 給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) 切替ダンパ 地震運動閉止ダンパ	新設												△	▽			
		気体廃棄設備(1) 給気ファン(1) 給気ファン(2) 給気ファン(3) 排気ファン(1) 排気ファン(2) 排気ファン(3) 高性能エアフィルタ(1) 高性能エアフィルタ(2) 高性能エアフィルタ(3) 給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) 給気ダクト・ダンパ 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) スクラバ(焙焼・還元炉、乾燥機系統) 水スクラバ(ウラン回収第1系列系統) アルカリスクラバ(ウラン回収第1系列系統) 排ガス冷却装置(ウラン回収第1系列系統) コンデンサ(ウラン回収第1系列系統) スクラバ(ウラン回収第2系列系統) 排ガス分解装置(転換加工室局所排気系統(1)) スクラバ(分析系統) スクラバ(蒸発加水分解系統) 切替ダンパ	改造												△	▽			
		気体廃棄設備(1) 給気ファン(1) 給気ファン(2) 排気ファン(1) 給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	変更なし														△	▽	
	工場棟成型工場 放射線管理棟	気体廃棄設備(2) 給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	新設													△	▽		
	工場棟成型工場 放射線管理棟 屋外	気体廃棄設備(2) 給気ファン(1) 給気ファン(2) 給気ファン(3) 排気ファン(1) 排気ファン(2) 排気ファン(3) 高性能エアフィルタ(1) 高性能エアフィルタ(2) 高性能エアフィルタ(3) 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) 給気ダクト・ダンパ 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)	改造													△	▽		
	工場棟成型工場	気体廃棄設備(2) 排気ファン(2) 排気ファン(3)	変更なし													△	▽		
	放射性廃棄物の廃棄施設	加工棟成型工場	気体廃棄設備(3) 排気ファン 高性能エアフィルタ 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) 給気ダクト・ダンパ 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)	改造													△	▽	
			気体廃棄設備(3) 給気ファン(1) 給気ファン(2) 給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	変更なし														△	▽
		第3核燃料倉庫	気体廃棄設備(4) 高性能エアフィルタ 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) 給気ダクト・ダンパ 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)	改造														△	▽
			気体廃棄設備(4) 給気ファン 排気ファン 給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	変更なし															△
第1廃棄物処理所 屋外		気体廃棄設備(5) 給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	新設														△	▽	
		気体廃棄設備(5) 排気ファン 高性能エアフィルタ 給気ダクト・ダンパ 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔) 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) スクラバ(局所排気系統)	改造															△	▽
		気体廃棄設備(5) 給気ファン	変更なし															△	▽
第2廃棄物処理所 シリンダ洗浄棟 屋外	気体廃棄設備(6) 給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (シリンダ洗浄棟) 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (シリンダ洗浄棟) 給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (第2廃棄物処理所) 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (第2廃棄物処理所)	新設															△	▽	

表1 工事工程表 (6/7)

施設名称	設置場所	名称 ^(注1)	変更の内容	令和2年 (2020年) 度					令和3年 (2021年) 度						
				11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月		
放射線廃棄物の廃棄施設	第2廃棄物処理所 シリンダ洗浄棟 屋外	気体廃棄設備(6) 高性能エアフィルタ 給気ダクト・ダンパ 排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ) 排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)	改造											△▽	
		気体廃棄設備(6) 空調機給気ファン 排気ファン 高性能エアフィルタ	変更なし											△▽	
	工場棟転換工場	廃液処理設備(1) 転換第1廃液貯槽 洗浄液受槽 ろ液受槽 地下集水槽 転換第2廃液貯槽 混合槽 集水槽(チェック) 廃液貯槽(ウラン回収(第1系列)系統)	改造											△▽	
		廃液処理設備(1) 洗浄液バグフィルタ ろ液バグフィルタ 地下ピット	変更なし											△▽	
	加工棟成型工場	廃液処理設備(4) 貯留タンク 貯留タンク(チェック) ろ過機 ろ液受槽 集水槽 堰(貯留タンク、貯留タンク(チェック)、ろ過機)	改造											△▽	
	工場棟転換工場	廃液処理設備(5) ・乾燥機	新設											△▽	
	第1廃棄物処理所	焼却設備 集塵機 クレーン	改造											△▽	
	第3廃棄物倉庫	保管廃棄設備 廃棄物貯蔵設備(5)	改造												△▽
		保管廃棄設備 クレーン	変更なし												△▽
	屋外	付属建物第1廃棄物処理所	改造												△▽
		付属建物第1廃棄物処理所前室	新設												△▽
		付属建物第2廃棄物処理所	改造												△▽
		付属建物第3廃棄物倉庫	改造												△▽
		付属建物除染室・分析室	改造												△▽
	工場棟転換工場	液体廃棄物の廃棄設備 イオン交換塔	撤去											△▽	
その他の加工施設	屋外	付属施設 独立遮蔽壁(1)	新設											△▽	
		付属施設 独立遮蔽壁(2)	新設											△▽	
		付属施設 独立遮蔽壁(3)	新設											△▽	
		付属施設 独立遮蔽壁(4)	新設											△▽	
		付属施設 防護フェンス	新設											△▽	
		付属施設 水蒸気供給設備障壁	新設											△▽	
		第2廃棄物処理所 シリンダ洗浄棟 原料貯蔵所	非常用通報設備 非常ヘル設備	変更なし											△▽
	第1廃棄物処理所前室	非常用通報設備 放送設備	増設											△▽	
	第1廃棄物処理所 第2廃棄物処理所 シリンダ洗浄棟 第3廃棄物倉庫 原料貯蔵所	非常用通報設備 放送設備	変更なし											△▽	
	第1廃棄物処理所 第2廃棄物処理所 シリンダ洗浄棟 原料貯蔵所	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	増設											△▽	
	第3廃棄物倉庫	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	改造											△▽	
	原料貯蔵所	消火設備 屋外消火栓	改造											△▽	
	第1廃棄物処理所 第2廃棄物処理所 シリンダ洗浄棟 第3廃棄物倉庫 第1廃棄物処理所前室 原料貯蔵所	消火設備 屋外消火栓	変更なし											△▽	
	第1廃棄物処理所 第2廃棄物処理所 シリンダ洗浄棟 第3廃棄物倉庫 原料貯蔵所	消火設備 消火器	変更なし											△▽	
	第1廃棄物処理所前室	自動火災報知設備 火災感知設備	増設											△▽	
	第1廃棄物処理所 シリンダ洗浄棟 第3廃棄物倉庫 原料貯蔵所	自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備	変更なし											△▽	
	第2廃棄物処理所	自動火災報知設備 火災感知設備	改造											△▽	
	第1廃棄物処理所前室	自動火災報知設備 火災感知設備に連動する警報設備	変更なし											△▽	
	第1廃棄物処理所前室	緊急対策設備(1) 非常用照明	増設											△▽	
	第1廃棄物処理所 第2廃棄物処理所 シリンダ洗浄棟 第3廃棄物倉庫 原料貯蔵所	緊急対策設備(1) 非常用照明	変更なし											△▽	
	第1廃棄物処理所前室	緊急対策設備(1) 誘導灯	増設											△▽	

表1 工事工程表 (7/7)

施設名称	設置場所	名称 ^{注1)}	変更の内容	令和2年 (2020年) 度					令和3年 (2021年) 度						
				11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月		
その他の加工施設	第1廃棄物処理所 第2廃棄物処理所 第3廃棄物倉庫 原料貯蔵所	緊急対策設備 (1) 誘導灯	変更なし											△▽	
	第1廃棄物処理所 第2廃棄物処理所 シリンダ洗浄棟 第3廃棄物倉庫 第1廃棄物処理所前室 原料貯蔵所	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	増設											△▽	
	第1廃棄物処理所 第2廃棄物処理所	緊急対策設備 (2) 飛散防止用防護ネット	新設											△▽	
	第1廃棄物処理所 第2廃棄物処理所 シリンダ洗浄棟	緊急対策設備 (3) 堰 (内部止水用水用)	新設											△▽	
	工場棟転換工場 工場棟成型工場 除染室・分析室	秤量設備 保安秤量器(転換工場1)~(転換工場10) 保安秤量器(ウラン管理1) 保安秤量器(成型工場1)~(成型工場8) 保安秤量器(成型工場9) 保安秤量器(成型工場10) 保安秤量器(ウラン管理2) 保安秤量器(ウラン管理3) 保安秤量器(ウラン管理4)	変更なし											△▽	
	工場棟転換工場	分析設備 ・同位体分析設備	変更なし											△▽	
	工場棟転換工場 除染室・分析室	分析設備 ・不純物分析設備	変更なし											△▽	
	除染室・分析室	分析設備 ・不純物分析設備	改造												△▽
		分析設備 ・不純物分析設備	新設												△▽
		分析設備 ・物性測定設備	変更なし												△▽
		分析設備 ・物性測定設備	改造												△▽
		分析設備 ・試料回収ボックス	改造												△▽
		屋外	灯油貯蔵設備	撤去											△▽

注1) 青字の設備は、維持管理に必要不可欠な設備、または加工施設の維持管理に不可欠な活動を行うために必要な設備であるため、使用前事業者検査合格後、一時使用を行う。

【凡例】

- : 工事
- △ : 使用前事業者検査(当該建物・設備・機器)
- ▽ : 使用前事業者検査(加工施設の性能検査)

別添Ⅲ 保安品質保証計画書

設計及び工事に係る品質マネジメントは、保安品質マニュアルとして定める「保安品質保証計画書」に従って行う。

今後、保安品質保証計画書を改訂した場合、改訂後の保安品質保証計画書に従うものとする。

三菱原子燃料株式会社
保安品質保証計画書
(Safety Quality Assurance Manual)

1. 目的

本保安品質保証計画書（以下「本マニュアル」という。）は、核燃料物質の加工事業の許可、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（以下、「品質管理基準規則」という。）及び「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の同解釈」（以下、「品質管理基準規則解釈」という。）の要求事項を踏まえて、加工事業における保安活動（以下「保安活動」という。）に対する保安品質保証計画を定め、よって三菱原子燃料株式会社（以下「MNF」という。）加工施設の原子力安全を確保することを目的とする。

なお、この保安活動には、関係法令及び加工施設保安規定（以下「保安規定」という。）の遵守並びに安全文化の育成及び維持に関する活動を含む。また、本マニュアルは、原子炉等規制法加工規則第7条の2の2の品質保証計画及び保安規定第4条の要求に該当する。

2. 適用範囲

本マニュアルは、加工施設における核燃料物質の加工に関する保安活動に適用する。なお、保安規定の範囲外として実施する保安活動に適用しても良い。

2. 1 適用組織

本マニュアルの適用組織は、第5章5. 5. 1項に定める保安に関する品質保証活動を行う組織とする。

2. 2 適用規則及び参照規格

- (1) 「品質管理基準規則」及び「品質管理基準規則解釈」（適用規則）
- (2) JEAC4111-2009「原子力発電所における安全のための品質保証規程」（参照規格）
（以下「JEAC4111-2009」という。）
- (3) JIS Q9000:2006「品質マネジメントシステム-基本及び用語」（参照規格）（以下「JISQ9000:2006」という。）

3. 定義

本マニュアルで使用する用語は、保安規定、「品質管理基準規則」、「品質管理基準規則解釈」、JEAC4111-2009の定義及びその引用規格であるJIS Q9000:2006で定義された用語を原則として適用する。

①原子力安全

適切な運転状態を確保すること、事故の発生を防止すること、あるいは事故の影響を緩和することにより、従業員等、公衆及び環境を放射線による過度の危険性が

ら守ることをいう。

②グレード分け

プロセス、加工施設及び調達物品・役務（以下「調達物品等」という。）の原子力安全に対する重要度に応じて、保安活動の実施の程度を明確化し、保安活動を行うことをいう。

③標準書

本マニュアルを受け、管理内容を定めた文書をいう。保安マネジメントシステム文書体系上の位置づけは、「4. 2文書化に関する要求事項」を参照のこと。

④保安活動

加工施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。

⑤不適合

要求事項に適合していないことをいう。

⑥プロセス

意図した結果を生み出すための相互に関連し、又は作用する一連の活動及び手順をいう。

⑦保安品質マネジメントシステム

保安活動の計画、実施、評価及び改善に関し、原子力事業者等が自らの組織の管理監督を行うための仕組みをいう。

⑧原子力安全のためのリーダーシップ

原子力安全を確保することの重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて要員（保安活動を実施する者をいう。以下同じ。）がこれらを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて要員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう。

⑨是正処置

不適合その他の事象の原因を除去し、その再発を防止するために講ずる措置をいう。「不適合その他の事象」には、結果的に不適合には至らなかった事象又は原子力施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象を含む。なお、本マニュアルを除く保安品質マネジメントシステムに必要な文書においては、是正処置の内、水平展開を図る処置を予防処置と称する。

⑩未然防止処置

原子力施設その他の施設における不適合その他の事象から得られた知見を踏まえて、自らの組織で起こり得る不適合の発生を防止するために講ずる措置をいう。なお、本マニュアルを除く保安品質マネジメントシステムに必要な文書においては、未然防止処置を予防処置と称する。

⑪ 予防処置

本マニュアルを除く保安品質マネジメントシステムに必要な文書においては、是正処置の内、水平展開を図る処置及び未然防止処置を予防処置と称する。

⑫ 一般産業用工業品

原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品（以下「機器等」という。）であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。

⑬ 妥当性確認

原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に関して、機器等又は保安活動を構成する個別の業務及びプロセスが実際の使用環境又は活動において要求事項に適合していることを確認することをいう。

4. 保安品質マネジメントシステム

4. 1 一般要求事項

(1) 保安品質マネジメントシステムの確立・文書化・実施・維持及び継続的改善を次のとおり実施する。

- a) 「4. 2. 2 保安品質保証計画書」のとおり保安品質保証計画書を制定し、保安品質マネジメントシステムを確立する。
- b) 「4. 2 文書化に関する要求事項」のとおり文書化する。
- c) 「5. 5. 1 責任及び権限」及び「5. 5. 2 管理責任者」のとおり、組織と職務を定め、「5. 3 保安品質方針」及び「5. 4 計画」に従って保安品質マネジメントシステムを実施し、「5. 6 マネジメントレビュー」に従って体制、計画を含む実施状況をレビューすることにより、マネジメントシステムの維持及び有効性を継続的に改善する。

(2) 保安品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次のとおり実施する。

a) 保安品質マネジメントシステムを構成するプロセスは次のとおりとする。

- ① 運営管理活動プロセス
- ② 資源の運用管理プロセス
- ③ 業務の計画及び実施プロセス
- ④ 評価及び改善プロセス

これらのプロセスに対して、プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を【表 1 基本プロセスと標準書】に示す標準書に定める。また、保安品質マネジメントシステムの文書の体系を、【図 1 保安品質マネジメントシステム文書体系図】に示す。

- b) これらのプロセスに関する概略の関連図を、【図2 プロセス関連図】に示す。
また、【表1 基本プロセスと標準書】の標準書では、各プロセスに含まれる個々の業務の順序及び相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にするよう記載する。
- c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために（確実に効果を発揮できるようにするため）必要なパフォーマンスを示す指標（以下、「PI (Performance Indicator)」という。）及び判断基準を「4. 2. 1（文書化に関する要求事項）一般」において示した文書で明確にする。
- d) これらのプロセスの運用及び監視測定を支援するために「6. 資源の運用管理」のとおり、必要な資源及び情報を利用できることを確実にする。これには、責任及び権限の明確化を含む。
- e) これらのプロセスを「8. 評価及び改善」のとおり監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。
- f) これらのプロセスについて、「8. 5. 1 継続的改善」のとおり、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置（プロセスの変更を含む。）をとる。
- g) これらのプロセス及び組織を保安品質マネジメントシステムとの整合をとれたものにする。
- h) これらのプロセスにおいて、原子力安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力安全が確保されるようにする。また、セキュリティ対策が原子力安全に与える潜在的な影響と原子力安全に係る対策がセキュリティに与える潜在的な影響を特定し、解決する。
- (3) 【表1 基本プロセスと標準書】の標準書には、保安品質マネジメントシステムの運用のために、原子力安全に対する重要度に応じて、適宜、要求事項の適用程度についてグレード分けを記載し、「4. 2. 3 文書管理」に従いその適切性を審査し、保安活動の重要度に応じて、保安品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げるa)～c)を適切に考慮する。また、グレード分けの決定に際しては、原子力安全に対する重要性に加えて、次に掲げるd)～h)を考慮することができる。
- a) 業務・加工施設又は組織の重要度・複雑さの程度
- b) 業務・加工施設の品質又は保安活動に関連する原子力安全に係るリスク源（ハザード）及びこれらに関連するリスクの大きさ
- c) 加工施設の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響

- d) プロセス及び加工施設の複雑性、独自性、又は斬新性の程度
 - e) プロセス及び加工施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度
 - f) 検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度
 - g) 作業又は製造プロセス、要員、要領、及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度
 - h) 運転開始後の加工施設に対する保守、供用期間中検査及び取替えの難易度
- (4) 保安品質マネジメントシステムを、品質管理基準規則及び品質管理基準規則解釈の要求事項に沿って運営管理するため、本マニュアルを維持管理する。
- (5) 業務・加工施設に適用される法令・規制要求事項を明確にし、文書化する。
- (6) 人的要因、技術的要因及び組織的要因の相互作用を適切に考慮して、健全な安全文化を育成し、及び維持する取り組みを実施し、次の状態を目指す。
- a) 原子力安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。
 - b) 風通しのよい組織文化が形成されている。
 - c) 要員が、自ら行う原子力安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。
 - d) 全ての取り組みにおいて、原子力安全を考慮した意思決定が行われている。
 - e) 要員が「常に問いかける姿勢」や「学習する姿勢」を持ち、原子力安全に対する自己満足を戒めている。
 - f) 原子力安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。
 - g) 安全文化に関する内部保安監査及び自己アセスメントの結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。
 - h) 原子力安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、関係する要員が必要なコミュニケーションをとっている。
- (7) 業務・加工施設に係る要求事項への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託（以下、本マニュアル及び保安品質マネジメントシステムに必要な文書においては、役務調達という。）することを組織が決めた場合には役務調達したプロセスに関して管理を確実にする。役務調達したプロセスの管理について、「7. 4 調達」のとおり管理を行う。
- 注) 役務調達したプロセスに対する管理を確実にしたとしても、すべての業務に関連する法令・規制要求事項への適合に対する組織の責任は免除されない。なお、役務調達したプロセスに適用される管理の方式及び程度は、次のような要因によって影響され得る。
- a) 原子力安全を達成するために必要な組織の能力に対する、役務調達したプロ

セスの影響の可能性

b) そのプロセスの管理への関与の度合い

c) 調達管理を遂行する能力

(8) 保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。

4. 2 文書化に関する要求事項

4. 2. 1 一般

保安活動を効果的に遂行するための保安品質マネジメントシステム文書は以下であり、その文書体系は、【図1 保安品質マネジメントシステム文書体系図】のとおりとする。これらの文書は、保安活動の重要度に応じて作成し、当該文書に規定する事項を実施する。

(1) 保安品質方針及び保安品質目標

(2) 保安品質保証計画書及び保安規定

(3) 【表1 基本プロセスと標準書】に示した各種標準書及びそれらに基づく記録

(4) 必要と決定した、要領書・計画書等（指示書、図面等を含む文書及び記録を含む）

4. 2. 2 保安品質保証計画書

(1) 制 定

本マニュアルは、次の事項を含み、起案は安全・品質保証部長が行い、検討は各部長（「5. 5. 1 責任及び権限」参照）及び東海工場長が、確認は核燃料取扱主任者が行い、安全衛生委員会への諮問、管理責任者（「5. 5. 2 管理責任者」参照）である管理総括者の承認を得た後、社長が制定する。

注) 管理総括者は、役員の中から社長が任命し、加工施設における核燃料物質の加工に関する保安を総括する責任と権限を有する。

a) 保安品質マネジメントシステムの適用範囲（「2. 適用範囲」に記載）及び適用組織に関する事項（【図3 保安管理組織図】に記載）

b) 保安活動の計画、実施、評価、改善に関する事項

c) 保安品質マネジメントシステムについて確立された“文書化された手順”又はそれらを参照できる情報（本マニュアルと【表1 基本プロセスと標準書】）

d) 保安品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述（【図2 プロセス関連図】等）

注) () 内は、本マニュアルでの記載状況を示した。

(2) 改 定

本マニュアルは3年に1回定期的に見直し、又は必要が生じた場合に見直し

を行うこととする。改定が必要な場合には、(1)と同様の手続きを経て、社長が改定する。

(3) 維持管理

本マニュアルの維持管理は、安全・品質保証課長が行う。

4. 2. 3 文書管理

保安品質マネジメントシステムを構成する文書に関して、次の事項を含み管理する。

- ・組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止
- ・文書の組織外への流出等の防止
- ・文書の発行及び改訂に係るレビューの結果、当該レビューの結果に基づき講じた処置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持

また、保安品質マネジメントシステムを構成する文書に関して、次の事項を確実にするために「保安文書管理標準」を定める。

(1) 文書の承認発行

要員が判断および決定をするに当たり、適切な文書を利用できる（文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。）よう、次の活動に必要な管理を行う。

- a) 文書は、その発行に先立ち権限のある者がその適切性についてレビューし承認する。
- b) 文書の更新の必要性についてレビューする。また、更新に当たり、その妥当性をレビューし、改訂を承認する。
- c) a) 及び b) のレビューには、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させる。
- d) 文書は台帳等により改訂内容および適用する版の状況を明確にする。
- e) 改訂のあった文書は必要なときに、必要な所で該当する文書の適切な版が利用できるようにする。
- f) 文書は、読みやすく容易に内容を把握することができるようにするとともに、容易に識別可能な状態にする。
- g) 適用する外部文書は、台帳等により改訂及び適用する版の状況を明確にする。

注) “外部文書” とは、保安品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書をいう。

- h) 廃止又は無効となった文書は、誤用防止のために速やかに撤去するか、又は意図しない使用がなされないようにする。

i) 法律上の要求及び／又は知識保存の目的のために保持する廃止文書は適切に識別する。

j) 文書は、発行日、作成者、検討者、目的、適用範囲等を明確にし、責任者の承認を行う。また、文書の配付にあたっては配付先を明確にする。

(2) 文書の変更

a) 文書の変更は、特に規定しない限り、最初に検討及び承認を行った部門又は同一の機能を持つ部門が確認し承認する。

b) 文書を変更する部門は、確認者及び承認者に対し根拠となる裏付け情報を提示し、変更を実施する。また、変更の内容をその文書中又は添付文書で明確にする。

4. 2. 4 記録の管理

(1) 記録は、要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すため、作成する記録の対象を明確にし、適正に作成し、保安活動の重要度に応じて管理する。

(2) 記録は、読みやすく容易に内容を把握できるようにするとともに、容易に識別可能かつ検索可能であること。

(3) 管理総括者は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を「保安記録管理標準」に定める。

5. 経営者の責任

5. 1 経営者のコミットメント

社長は、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って保安品質マネジメントシステムを確立及び実施するとともに、その有効性を継続的に改善するために、以下の事項を確実に実施する。

a) 関係法令及び保安規定の遵守、安全文化の育成及び維持（「3. 定義」を参照）、原子力安全の重要性を含めた保安品質方針を「5. 3 保安品質方針」に従い設定し、全社に周知する。

b) 「5. 4. 1 保安品質目標」に従い、管理総括者に保安品質目標を設定させる。

c) 「5. 6 マネジメントレビュー」に従い、マネジメントレビュー会議を実施する。

d) 必要な資源を確保し、管理総括者にそれを提供させる。

e) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにするため、この取組みに参画できる環境を整える。

f) 担当する業務について理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させる。

g) 全ての階層で行われる決定が、原子力安全の確保について、その優先順位及び

説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。

5. 2 原子力安全の重視

社長は、保安品質方針において原子力安全を最優先に位置づけ、その方針に基づき保安品質マネジメントシステムにより、業務・加工施設に対する要求事項を決定させ、その結果をマネジメントレビュー会議でフォローアップするなど、組織の意思決定の際には、業務・加工施設に対する要求事項に適合し、かつ、原子力安全がそれ以外の事由により損なわれないようにすることを確実にする。

5. 3 保安品質方針

社長は、次の事項を配慮して、関係法令及び保安規定の遵守、原子力安全の重要性を含めた保安品質方針を策定する。また、保安品質方針には、健全な安全文化を育成、及び維持することに関するものを含める。この場合、人的要因、技術的要因及び組織的要因間の相互作用が原子力安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していることを含む。

- a) MNFの行動指針及び組織の状況に対して適切なものとする（組織運営に関する方針と整合がとれていることを含む。）。
- b) 原子力安全の要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善すること。
- c) 各部課長に保安品質目標を設定させ、マネジメントレビューでのフォローアップを行うこと。
- d) 社内全体に伝達され、理解されるようにすること。
- e) 適切性の持続のためにレビューすること。

5. 4 計画

5. 4. 1 保安品質目標

(1) 社長は、管理総括者に保安品質目標を次の点に留意して設定させる。

- a) 各部課長に保安品質方針に基づく保安品質目標（関係法令及び保安規定の遵守、安全文化の育成及び維持に関する事、並びに個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）を策定させ、文書化させること。これには、保安品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。
 - ・実施事項
 - ・必要な資源
 - ・責任者
 - ・実施事項の完了時期

・結果の評価方法

b) 保安品質目標が保安品質方針と整合がとれており、その達成度が判定可能であること。

(2) 管理総括者は、保安品質目標を各部課長に実施させる。

5. 4. 2 保安品質マネジメントシステムの計画

(1) 社長は、保安品質目標に加えて「4. 1 (保安品質マネジメントシステム) 一般要求事項」を満たすために、管理責任者(「5. 5. 2 管理責任者」に定める。)に対し、保安活動の保安品質マネジメントシステムを構築、維持すべく、本マニュアルを策定させる。

(2) 本マニュアルの変更を計画し、実施する場合は、保安品質マネジメントシステムが全体の体系に対して矛盾がなく、整合性がとれたものとする。この場合、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。また、この変更には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含める。

- a) 保安品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果(当該変更による原子力安全への影響の程度の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。)
- b) 保安品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善
- c) 資源の利用可能性
- d) 責任及び権限の割当て

5. 5 責任、権限及びコミュニケーション

5. 5. 1 責任及び権限

社長は、保安活動に関する組織を【図3 保安管理組織図】に示すとおり定める。

社長は、管理総括者に部門及び要員の責任(説明責任を含む。)及び権限を保安規定に定めさせ、社内通知で周知させる。

社長は、部門及び要員の責任(担当業務に応じて、組織の内外に対し業務の内容について説明する責任を含む。)及び権限並びに部門相互間の業務の手順に関して、管理総括者に「選・解任標準」を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。

なお、社長は【図3 保安管理組織図】に記載した各管理者の任命、当該管理者が不在の場合の代行者の設置、任命などに関して、管理総括者に「選・解任標準」を定めさせ、社内通知で周知させる。また、各管理者等には、次のいずれかの方法で、職務を遂行させる。

- a) 業務を自ら実行する。
- b) 業務実施状況を確認しながら必要な口頭指示を与えて実施させる。
- c) 業務の実施方法と確認方法を文書化して指示し、実施させる。

5. 5. 2 管理責任者

社長は、本マニュアルに記載された保安品質マネジメントシステムが継続的かつ効果的に実施され、維持されるよう保安品質マネジメントシステムを管理する責任者（以下、「管理責任者」という。）を管理層の中から任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。

- a) 保安品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及びその有効性の継続的な改善を確実にする。
- b) 保安品質マネジメントシステムのパフォーマンスを含む実施状況及び改善の必要性の有無について社長に報告する。
- c) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力安全の確保についての認識が向上するようにする。
- d) 組織全体にわたって、関係法令の遵守についての認識を高めることを確実にする。

5. 5. 3 管理者

(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある各部課長等に、管理者として管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。

- a) プロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。
- b) 業務に従事する要員の、業務・加工施設に対する要求事項についての認識を高める。
- c) パフォーマンスについて評価する。（「8. 2. 3 プロセスの監視及び測定」参照）
- d) 健全な安全文化を育成し、及び維持する取組みを促進する。
- e) 関係法令を遵守する。

(2) 管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。

- a) 保安品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務のパフォーマンスを監視及び測定する。
- b) 要員が、原子力安全に対する意識を向上し、かつ、原子力安全への取組を積極的に行えるようにする。
- c) 原子力安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に

伝達する。

d) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に原子力安全に関する問題の報告を行えるようにする。

e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。

(3) 管理者は、所掌する業務に関する自己評価をあらかじめ定められた間隔で実施する。また、自己評価には、安全文化についての劣化兆候に係るものを含める。

5. 5. 4 内部コミュニケーション

社長は、保安品質マネジメントシステムの有効性を維持するために、情報交換を含む内部コミュニケーションを図れるように、マネジメントレビュー会議、月例保安報告会、安全衛生委員会を設置する。

マネジメントレビュー会議に関しては、「5. 6 マネジメントレビュー」、保安規定、「マネジメントレビュー標準」に定める。安全衛生委員会に関しては、保安規定及び「安全衛生委員会標準」にその審議内容等に関して定める。また、月例保安報告会は、核燃料取扱主任者、管理総括者から、社長への保安活動の状況を報告する会議であり、「月例保安報告会標準」に、その運用を定める。

5. 6 マネジメントレビュー

5. 6. 1 一般

社長は、以下のとおり、マネジメントレビュー会議を開催する。なお、詳細は、「マネジメントレビュー標準」に定める。

(1) 目的

社長は、組織の保安品質マネジメントシステムが引き続き適切、妥当、かつ有効であることを確実にするためにマネジメントレビュー会議を開催する。

(2) 開催頻度

年1回以上、開催する。

(3) 内容

保安品質マネジメントシステムをレビューする。このレビューでは、保安品質マネジメントシステム改善の機会の評価、並びに保安品質方針及び保安品質目標を含む保安品質マネジメントシステム変更の必要性の評価も行う。

(4) 出席者

社長は、マネジメントレビュー会議に、管理責任者、核燃料取扱主任者、東海工場長及び各部長を出席させる。

(5) 事務手続き等

安全・品質保証部長は、マネジメントレビュー会議の事務局を行い、本マネジメントレビューの結果の記録を維持する。

(6) 必要な改善の実施

安全・品質保証部長は、「5. 6. 3 マネジメントレビューからのアウトプット」からの改善事項に関する処置を必要な場合には、「保安是正・予防処置標準」に従い管理する。

5. 6. 2 マネジメントレビューへのインプット

マネジメントレビュー会議にインプットする内容は、以下のとおりとする。

- (1) 保安品質目標の達成状況
- (2) 内部保安監査計画・結果
- (3) 外部監査（安全文化の外部評価を含む。）を受けた場合の結果、地域住民の意見、原子力安全規制当局の意見等を含む原子力安全の達成に関する利害関係者の意見
- (4) プロセスのパフォーマンス並びにプロセスの監視及び測定で得られた結果
- (5) 使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）及び自主検査等の結果
- (6) 組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）並びに発生した不適合その他の事象から得られた教訓を含む不適合、是正処置及び未然防止の状況
- (7) 内部保安監査による健全な安全文化を育成及び維持する取組みの状況に係る評価の結果並びに自己評価における安全文化についての劣化兆候に係る評価結果を含む安全文化を育成、及び維持するための取組みの実施状況
- (8) 関係法令の遵守状況
- (9) 前回までのマネジメントレビュー会議の結果に対するフォローアップ
- (10) 保安品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更
- (11) 改善のための提案
- (12) 資源の妥当性
- (13) 保安活動の改善のために講じた処置（保安品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）の有効性

5. 6. 3 マネジメントレビューからのアウトプット

マネジメントレビュー会議からのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべてを含むものとする。

- a) 保安品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の継続的な改善

- b) 業務の計画及び実施に係わる保安活動の改善
- c) 資源の必要性（人的資源を含めた各資源の適性配分）
- d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての劣化兆候が確認された場合における改善策の検討を含む。）
- e) 関係法令の遵守に関する改善

6. 資源の運用管理

6. 1 資源の提供

管理総括者は、「6. 2 人的資源」～「6. 4 作業環境」のとおり、原子力安全を確実なものにするために必要な次の事項に関する資源を提供する。

- (1) 人的資源
- (2) インフラストラクチャ
- (3) 作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）
- (4) その他必要な資源

6. 2 人的資源

6. 2. 1 一般

保安に関する活動に従事する要員は、業務の実施に必要な技能及び経験を有し、組織が必要とする人的、技術的及び組織的側面に関する知識を含む力量が実証された者でなければならない。また、組織内部で力量がある要員を確保できない場合に外部から調達により確保することを決めた場合には、その範囲を文書化し、明確にしなければならない。

6. 2. 2 力量、教育・訓練及び認識

管理総括者は、教育・訓練に関して、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて下記に示す事項を含んだ「保安教育・訓練標準」を作成し、それに基づいて、実施させる。

- a) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。
- b) 該当する場合には（必要な力量が不足している場合には）、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、又は他の処置（必要な力量を有する要員を新たに配属又は雇用することを含む。）をとる。
- c) 教育・訓練又は他の処置の有効性を評価する。
- d) 自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、保安品質目標の達成及び保安

品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に向けて自らがどのように貢献できるかを確実に認識させる。

e) 教育・訓練及び力量について該当する記録を維持する。

6. 3 インフラストラクチャ

管理総括者は、原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャ（加工施設、及び業務を行うにあたって必要となる資機材（電気、水、ガス、工具類等）や通信設備など。）を明確にし、維持させる。

6. 4 作業環境

管理総括者は、原子力安全の達成のために「放射線管理標準」を定めて、これに基づき安全な作業環境を確保させる。また、原子力安全の達成のために必要な、その他の労働安全衛生に係る作業環境についても、労働安全衛生関係法令に従い安全な作業環境を確保させる。

7. 業務の計画及び実施

7. 1 業務の計画

- (1) 管理総括者は、加工施設の操作、放射線管理、保守管理、核燃料物質の管理、放射性廃棄物管理、非常時の措置、初期消火活動を含む火災及び爆発防護活動（以下「火災防護活動」という。）、火山活動（降灰）・その他の自然現象発生時における加工施設の保全のための活動（以下「自然災害等発生時の保全活動」という。）、重大事故に至るおそれがある事故（設計基準事故を除く。）・大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊発生時における加工施設の保全のための活動（以下「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動」という。）、六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置、定期評価、安全衛生管理年間計画、保安社外報告及び総合安全解析（ISA）に関する計画・実施・評価・改善を業務の計画として標準書を定め、そのプロセスを確立させる。これらの標準書は、加工施設の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響を考慮して定める。
- (2) 標準書を作成する（標準書を変更する場合を含む。）に当たっては、本マニュアル、保安規定及びその他の標準書との整合を審査する。
- (3) 標準書を作成するに当たっては、次の各事項について適切に記載する。この標準書の作成には、プロセス及び組織等の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。

- a) 標準書の作成又は変更の目的及び作成又は変更により起こり得る結果（当該変更による原子力安全への影響の程度の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき講じた処置を含む。）
 - b) 業務・加工施設に対する要求事項（品質の目標を含む）
 - c) 業務・加工施設に特有な要領書・計画書を準備する必要性、人員（人数や資格）・設備・作業環境の必要性
 - d) その業務・加工施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査及び試験活動、並びにこれらの合否判定基準
 - e) 業務・加工施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録
- (4) 標準書は個別業務の作業方法に適したものとし、その様式を「保安文書管理標準」に定める。その様式は、組織の運営方法に適した形式となるようにする。

7. 2 業務・加工施設に対する要求事項に関するプロセス

7. 2. 1 業務・加工施設に対する要求事項の明確化

業務・加工施設に対する要求事項の明確化のために、該当する保安規定の条項、当該業務・加工施設で適用すべき関係法令・規制要求事項、規格、組織の外部の者が明示してはでないものの業務・加工施設に必要な要求事項等がある場合は、当該事項及びその他の必要な追加要求事項すべてを標準書に記載する。

7. 2. 2 業務・加工施設に対する要求事項のレビュー

- (1) 「7. 1 業務の計画」の標準書を定めるにあたっては、「保安文書管理標準」に従い、業務・加工施設の要求事項が明確に定められていることのレビューを行う。
- (2) 前号のレビューでは次の事項を確実にすること。
 - a) 要求事項が定められている。
 - b) 要求事項が追加・変更された場合には、その追加・変更が反映されている。
 - c) 定められた要求事項が実施可能であること。
- (3) 安全衛生委員会での審議結果を、議事録に記録する。処置が必要な場合には、その処置記録を残す。
- (4) 原子力安全に関して所轄官庁からの指導事項等が書面で示されない場合は、文書化して先方の確認を得る。
- (5) 業務・加工施設に対する要求事項が変更された場合は、「4. 2. 3 文書管理」に従い、修正する。また、変更後の要求事項が関連する要員に理解されるよう周知する。

7. 2. 3 利害関係者とのコミュニケーション

管理総括者は、原子力安全に関して利害関係者とのコミュニケーションを図るための方法を、次の事項を含み、「監視、測定及びデータ分析標準」、「保安社外報告標準」に定め、これに基づき実施させる。

- a) 利害関係者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法
- b) 予期せぬ事態における利害関係者との時宜を得た効果的な連絡方法
- c) 原子力安全に関連する必要な情報を利害関係者に確実に提供する方法
- d) 原子力安全に関連する利害関係者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法

7. 3 設計・開発

管理総括者は、加工施設の設計・開発（専ら加工施設において用いるための設計・開発に限る。）に関して以下の事項を満たした「設計・開発管理標準」を定め、この標準書に従って、設計・開発を実施させる。（不適合及び予期せぬ事象の発生を未然に防止するための活動を含む。）この標準書には、設備、施設、計算機ソフトウェア及び手順書等に関する設計・開発を含み、また、原子力安全のために重要な手順書等の設計・開発については、新規制定及び重要な変更を対象とする。

7. 3. 1 設計・開発の計画

- (1) 計画として次の事項を明確にする。
 - a) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度
 - b) 設計・開発の段階
 - c) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認並びに管理体制
 - d) 設計・開発に関する責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限
 - e) 設計・開発に必要な組織の内部及び外部の資源
- (2) 効果的なコミュニケーション並びに責任及び権限の明確な割当てを確実にするため、設計・開発に関与するグループ間のインターフェイスの運営管理を行う。
- (3) 設計・開発の進行に応じて、計画を適切に変更する。

7. 3. 2 設計・開発へのインプット

- (1) 業務・加工施設に対する要求事項に関連する設計条件を明確にし、記録を維

持する。設計条件には次の事項を含める。

- a) 機能及び性能に関する要求事項
- b) 適用される法令・規制要求事項
- c) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報
- d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項

(2) 業務・加工施設に対する要求事項に関連する設計条件については、その適切性をレビューし、承認する。また、要求事項について、漏れがなく、あいまいでなく、相反することがないことを確認する。

7. 3. 3 設計・開発からのアウトプット

- (1) 設計・開発からのアウトプットは、設計結果を設計条件と対比した検証を行うのに適した形式で提示し、リリース前に、承認を受ける。
- (2) 設計結果は次の状態であること。
 - a) 設計条件で与えられた要求事項を満たす。
 - b) 調達、業務の実施及び加工施設の使用のために適切な情報を提供する。
 - c) 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。
 - d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な加工施設の特性を明確にする。

7. 3. 4 設計・開発のレビュー

- (1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに体系的なレビューを行う。
 - a) 設計・開発の結果が、設計条件を満たせるかどうかを評価する。
 - b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。
- (2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する各部門を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。
- (3) このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。

7. 3. 5 設計・開発の検証

- (1) 設計結果が設計条件として与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおり(「7. 3. 1 設計・開発の計画」参照)プロセスの次の段階に移行する前に、検証を実施する。検証の結果の記録及び必要な処置があればその記録を維持する(「4. 2. 4 記録の管理」参照)。
- (2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。

7. 3. 6 設計・開発の妥当性確認

- (1) 結果として製作中又は製作後の加工施設に対して、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確認するために、計画した方法に従って、設計・開発の妥当性確認を行う。また、加工施設の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合は、当該加工施設の使用を開始する前に行う。
- (2) 実行可能な場合にはいつでも、加工施設の使用前又は業務の実施前に、前号の妥当性確認を完了する。
- (3) 妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。

7. 3. 7 設計・開発の変更管理

- (1) 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する。
- (2) 変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。
- (3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の加工施設を構成する要素及び関連する加工施設に及ぼす影響の評価（当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を含める。
- (4) 変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を維持する。

7. 4 調達

管理総括者は、調達物品等が規定された要求事項に適合するようにするため、以下の事項を満たした「保安調達管理標準」を定め、この標準書に従って、調達管理を実施させる。

7. 4. 1 調達プロセス

- (1) 調達先及び調達物品等に対する管理の方法及び程度（力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を保安品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。）は、調達物品等が原子力安全に及ぼす影響に応じたものとし、また、調達にあたっての管理の必要性等を考慮したものとする。

この場合、汎用品・一般産業用工業品については、供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が加工施設として使用できることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める*。

※：例えば、次のように当該一般産業用工業品に関する技術的な評価を行うことをいう。

- ・採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品の技術的な評価を行う。
 - ・一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせる。
- (2) 調達先が調達物品等を供給する能力を判断の根拠として調達先を評価し、選定する。選定、評価及び再評価の基準を定める。
- (3) 評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があれば、その記録を維持する。
- (4) 調達物品等の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他のウラン加工事業者等と共有する場合に必要な処置に関する方法を定める。

7. 4. 2 調達要求事項

- (1) 調達要求事項では、調達物品等に関する要求事項を明確にし、次のうち該当する事項を含める。
- a) 調達物品等、手順、プロセス及び設備に対する当社の承認に関する要求事項
 - b) 公的資格や調達先の社内認定制度による認定等、要員の力量に関する要求事項
 - c) 調達先の品質マネジメントシステムに関する要求事項
 - d) 不適合の報告（偽造品、模造品等の報告を含む。）及び処理に関する要求事項
 - e) 健全な安全文化を育成及び維持するための活動に関する必要な要求事項
 - f) 汎用品・一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項
 - g) 調達物品等の調達後における維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）の提供に関する事項
- (2) 調達物品等要求事項として、調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の活動を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立ち入りに関する事項を含める。
- (3) 調達先に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。
- (4) 調達物品等を受領する場合には、調達先に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。

7. 4. 3 調達物品等の検証

- (1) 調達物品等が要求事項を満たしていることを確認するために、必要な検査又はその他の検証方法を定めて実施する。
- (2) 調達先で検証を実施することにした場合、その検証の要領及び調達物品等のリリースの方法を調達要求事項の中に明確にする。

7. 5 業務の実施

7. 5. 1 業務の管理

各課長は、管理総括者が定めた各種標準書に従い以下のうち該当する事項を確保し、業務を実施する。

- a) 次の事項を含む、原子力安全との係わりを述べた情報が利用できる。
 - 1) 保安のために使用する加工施設又は実施する業務の特性
 - 2) 当該加工施設の使用又は業務の実施により達成すべき結果
- b) 必要に応じて、作業手順が利用できる。
- c) 適切な設備を使用している。
- d) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。
- e) 監視及び測定が実施されている。
- f) 業務のリリースが実施されている。

7. 5. 2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認

業務が実施されてからでしか不適合その他の事象が顕在化しない臨界管理、内部被ばくの防止、外部被ばく防止に係るプロセスに対して、妥当性確認がなされた方法について、次のうち該当する事項を、保安規定の他、「加工施設の操作標準」及び「放射線管理標準」等に定める。また、妥当性の再確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。

- a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準
- b) 設備の承認及び要員の力量
- c) 所定の方法及び手順の適用
- d) 記録に関する要求事項
- e) 妥当性の再確認（業務計画の変更時の再確認、一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。）

7. 5. 3 識別及びトレーサビリティ

- (1) 実施する業務の必要性に応じて、業務の計画及び実施の全過程において、業務と設備、責任者、文書等との対応をつけ、また、その業務の記録が、日時、

設備名称、作業者等のトレーサビリティ（加工施設の使用又は業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）を確保できるよう、手順（次の（２）の事項及び記録の維持を含む）を業務プロセスに関する標準書、要領書等に定める。

（２）設備の補修を実施する場合にはその旨の表示をする。

7. 5. 4 組織外の所有物

管理総括者は、組織外の所有物について、それが当社の管理下にある間注意を払うこと及び必要に応じて記録を維持することを該当する標準書に定める。

7. 5. 5 調達物品の保存

管理総括者は、調達物品の保存に関して、「保安調達管理標準」に定める。この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含める。

7. 6 監視機器及び測定機器の管理

（１）管理総括者は、該当の業務プロセスを定めた標準書で、実施すべき監視及び測定並びに、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。また、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できるように手順を定める。

（２）管理総括者は、（１）の監視機器及び測定機器の中から加工施設の保安のために直接関連を有する機器の管理として、「保守管理標準」で（３）～（５）の要求事項を定める。

（３）測定値の正当性が保証されなければならない場合には、次の事項を実施する。

a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する。

b) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。

c) 校正の状態を明確にするために識別をする。

d) 測定した結果が無効になるような操作を防止する手段を講じる。

e) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。

（４）さらに、監視機器及び測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合、その機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録すること。また、その機器、及び影響を受けた業務すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する。

（５）監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合、そのコンピュータソフ

トウェアによって意図した監視及び測定ができることを最初に使用するのに先立って確認する。また、必要に応じて再確認する。

8. 評価及び改善

8. 1 一般

- (1) 監視、測定、分析、評価及び改善のプロセス（取り組むべき改善に関係する部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）を以下のとおり実施する。
 - a) 「8. 2. 3 プロセスの監視及び測定」ないし「8. 2. 4 検査及び試験」により、業務に対する要求事項への適合を実証する。
 - b) 「8. 2 監視及び測定」により保安品質マネジメントシステムが品質管理基準規則の要求事項に適合していることを評価し、「8. 3 不適合管理」及び「8. 5 改善」の各活動を通して、その適合性を維持する。
 - c) 「8. 2 監視及び測定」等から収集したデータを「8. 4 データの分析及び評価」で分析した結果に基づき、必要な「8. 5 改善」記載の活動を実施することにより保安品質マネジメントシステムのパフォーマンス及び有効性を継続的に改善する。
- (2) 上記業務の実施にあたっては、必要に応じてデータ収集・分析での統計的手法を含めて、適用可能な方法、及びその使用の程度を関連する標準書、要領書等に定める。
- (3) 監視及び測定の結果は、必要な際に要員が容易に取得し、改善活動に利用できるようにする。

8. 2 監視及び測定

8. 2. 1 原子力安全の達成

管理総括者は、保安品質マネジメントシステムのパフォーマンスの監視測定の一環として、原子力安全を達成しているかどうかに関して利害関係者がどのように受けとめているかについての情報の入手及び使用の方法を「監視、測定及びデータ分析標準」に定める。

8. 2. 2 内部保安監査

- (1) 管理総括者は、保安品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、業務の重要度に応じて年1回、内部保安監査実施計画を作成して、内部保安監査の対象に関与していない要員に内部保安監査を実施させる。

- ・保安品質マネジメントシステム（本マニュアル）が品質管理基準規則に適合し、保安品質マネジメントシステム（保安活動）が本マニュアル、保安品質方針、保安品質目標及び業務の計画（標準書）に従い、効果的に実施され、維持されていること。

- （２）管理総括者は、監査の対象となるプロセス及び領域（職場）の状態（管理状況）及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、監査の基準、範囲、頻度、方法及び責任を定めた監査計画を策定し、実施するとともに、監査の有効性を評価し継続的に改善する。監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保するため、監査員は自らの業務を監査しない。
- （３）管理総括者は、監査の計画及び実施、記録の作成及び結果の報告に関する責任と権限（必要に応じ、監査員が内部保安監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）、並びに要求事項を定めた「内部保安監査標準」を作成する。また安全・品質保証部長は、監査及びその結果の記録を維持する。
- （４）安全・品質保証課長は、内部保安監査の対象として選定された領域に責任を有する部課長に内部保安監査結果を通知する。
- （５）各部課長は、監査時に検出された改善を要する事項（必要な修正及び是正処置すべて）に関して、計画をたてその改善を遅滞なく実施し、安全・品質保証課長に報告する。
- （６）安全・品質保証課長は、各課長が実施した改善内容を確認し、その結果を管理総括者及び安全衛生委員会に報告する。

8. 2. 3 プロセスの監視及び測定

- （１）保安品質マネジメントシステムのプロセスを適切な方法で監視し、適用可能な場合には、適切な方法で測定をする。これらの方法は、保安規定の定めによる他、標準書で定める。監視及び測定の対象には、業務・加工施設に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、監視・測定の方法には、次の事項を含む。
 - ・監視測定の実施時期
 - ・監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期
- （２）監視及び測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じてP Iを用いる。
- （３）これらの方法はプロセスが保安品質マネジメントシステムの計画及び業務の計画で定めた計画どおりの結果を達成する能力があることを実証させうように定める。
- （４）監視及び測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じ

る。

- (5) 監視及び測定の結果、プロセスが計画どおりの結果が達成できない又はできないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、当該問題の修正及び是正処置を適切にとる。

8. 2. 4 検査及び試験

管理総括者は、加工施設の要求事項が満たされていることを検証するために、次の事項を「保守管理標準」等に定め、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施させる。

- (1) 検査及び試験にあたっては、検査及び試験要員の独立の程度を定める。

使用前事業者検査等の独立性を確保するため、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させる。

また、自主検査等については、必要に応じて当該自主検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に自主検査等を実施させる。

- (2) 使用前事業者検査等又は自主検査等の結果を記録し維持する（必要に応じ、検査に使用した試験体、測定機器等に関する記録を含む。）。記録には、リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した者を明記する。
- (3) 標準書で定めた所定の検査及び試験が完了するまでは、当該設備部品の取り付けや施設・設備の運転を行わない。ただし、管理総括者が承認したときは、この限りではない。

8. 3 不適合管理

管理総括者は、業務に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理するため、不適合の処理に関する管理及びそれに関連する責任及び権限を定めた標準書を作成し、その標準書に従って不適合管理を行わせる。標準書には、発生した不適合に関連する管理者に報告することを含め、以下の事項を定める。

- (1) 該当する場合には、次の1つ又はそれ以上の方法で不適合を処理する。
 - a) 検出された不適合を除去するための処置をとる。
 - b) 安全・品質保証部長が、原子力安全への影響を評価した上で特別採用として、その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可する。
 - c) 本来の意図された使用又は適用ができないよう識別表示、隔離、廃棄等の処置をとる。

- d) 所轄官庁に報告書等の情報を流した後（引渡し後）に当該情報に不適合（誤り）が検出された場合、もしくは機器等の使用又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。
- (2) 不適合の内容の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する。
- (3) 不適合を除去した場合には、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。
- (4) 発生した不適合に対し、不適合の公開基準に基づき、当該不適合の内容を公開する。

8. 4 データの分析及び評価

- (1) 管理総括者は、保安品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、保安品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善（保安品質マネジメントシステムの有効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、保安品質マネジメントシステムの有効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する手順を「監視、測定及びデータ分析標準」に定める。この標準書には監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。
- (2) 担当部長は、標準書に従い、データの分析及びこれに基づく評価によって、次の事項に関連する情報を提供する。
 - a) 原子力安全の達成に関する利害関係者の受けとめの傾向及び特徴その他分析により得られる知見
 - b) 業務に対する要求事項への適合
 - c) 是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び加工施設の、特性及び傾向
 - d) 調達先の能力

8. 5 改善

8. 5. 1 継続的改善

本マニュアルの該当する項に示すとおり、保安品質方針、保安品質目標、内部保安監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、保安品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために、必要な変更を実施し、継続的改善を行う。

8. 5. 2 是正処置

(1) 管理総括者は、次の事項を含む他、加工規則第9条の16に定める事故故障等の事象その他が発生した根本的な原因を究明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）の方法及びこれを実施するための体制を含めた「保安是正・予防処置標準」を定める。

a) 是正処置の必要性を、次に定めるところにより評価する。

1) 不適合その他の事象のレビュー及び分析（情報の収集及び整理、人的、技術的及び組織的要因等の考慮を含む。）

2) 不適合その他の事象の原因の特定（必要に応じて、業務プロセスについてのマネジメントや安全文化との関係を整理することを含む。）

3) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化

b) 必要な処置の決定及び実施

c) とった処置の結果の記録及び維持

d) とった是正処置の有効性のレビュー

e) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更する。

f) 必要に応じ、保安品質マネジメントシステムを変更する。

g) 原子力安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（単独の事象では原子力安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施する。

h) 保安の向上に資するために必要な以下の技術情報について、他のウラン加工事業者と共有する措置

・ 調達物品等の保安に係る技術情報

・ 是正処置から得られた保守管理における保安に関する技術情報

注) d) における“とった是正処置”とは、a)～c) のことである。

(2) 各課長は、再発防止のため、必要に応じて、不適合その他の事象の再発を防

止するため、遅滞なく原因を除去する処置をとる。

- (3) 是正処置の程度は、検出された不適合その他の事象の原子力安全に与える影響の程度に応じたものとする。
- (4) 担当課長は、是正処置結果を担当部長及び管理総括者に報告するとともに、必要に応じて技術情報を共有する。
- (5) 安全・品質保証課長は、「定期評価標準」に従い、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。

8. 5. 3 未然防止処置

- (1) 管理総括者は、次の事項を含む他、生じるおそれのある不適合（他の原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）を防止するための体制を含めた「保安是正・予防処置標準」を定める。
 - a) 起こり得る不適合及びその原因の特定
 - b) 不適合発生を予防するための処置の必要性の評価
 - c) 必要な処置の決定及び実施
 - d) とった処置の結果及びその記録
 - e) とった未然防止処置の有効性のレビュー
 - f) 保安の向上に資するために必要な以下の技術情報について、他のウラン加工事業者と共有する措置
 - ・調達物品等の保安に係る技術情報
 - ・予防処置から得られた保守管理における保安に関する技術情報

注) e) における“とった未然防止処置”とは、a)～d) のことである。
- (2) 各課長は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見及び他の施設等から得られた知見の活用を含め、その原因を除去する処置を必要に応じて決める。
- (3) 未然防止処置の程度は、起こり得る不適合の重要性に応じたものとする。
- (4) 担当課長は、未然防止処置結果を担当部長及び管理総括者に報告するとともに、必要に応じて技術情報を共有する。

表1 基本プロセスと標準書

基本プロセス	標準書名
運営管理活動	マネジメントレビュー標準 月例保安報告会標準 安全衛生委員会標準 保安文書管理標準 保安記録管理標準 選・解任標準
資源の運用管理	保安教育・訓練標準
業務の計画及び実施	加工施設の操作標準 放射線管理標準 保守管理標準 設計・開発管理標準 核燃料物質の管理標準 放射性廃棄物管理標準 非常時の措置標準 火災防護活動標準 自然災害等発生時の保全活動標準 保安調達管理標準 定期評価標準 保安社外報告管理標準 安全衛生管理年間計画標準 総合安全解析(ISA)標準
評価・改善	内部保安監査標準 保安不適合管理標準 保安是正・予防処置標準 監視、測定及びデータ分析標準 (外部の受け止め方、外部コミュニケーション含む)

(注) UF₆ 漏えい事故のリスクを低減させるための措置を含む重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動については、非常時の措置標準及び火災防護活動標準に規定する。

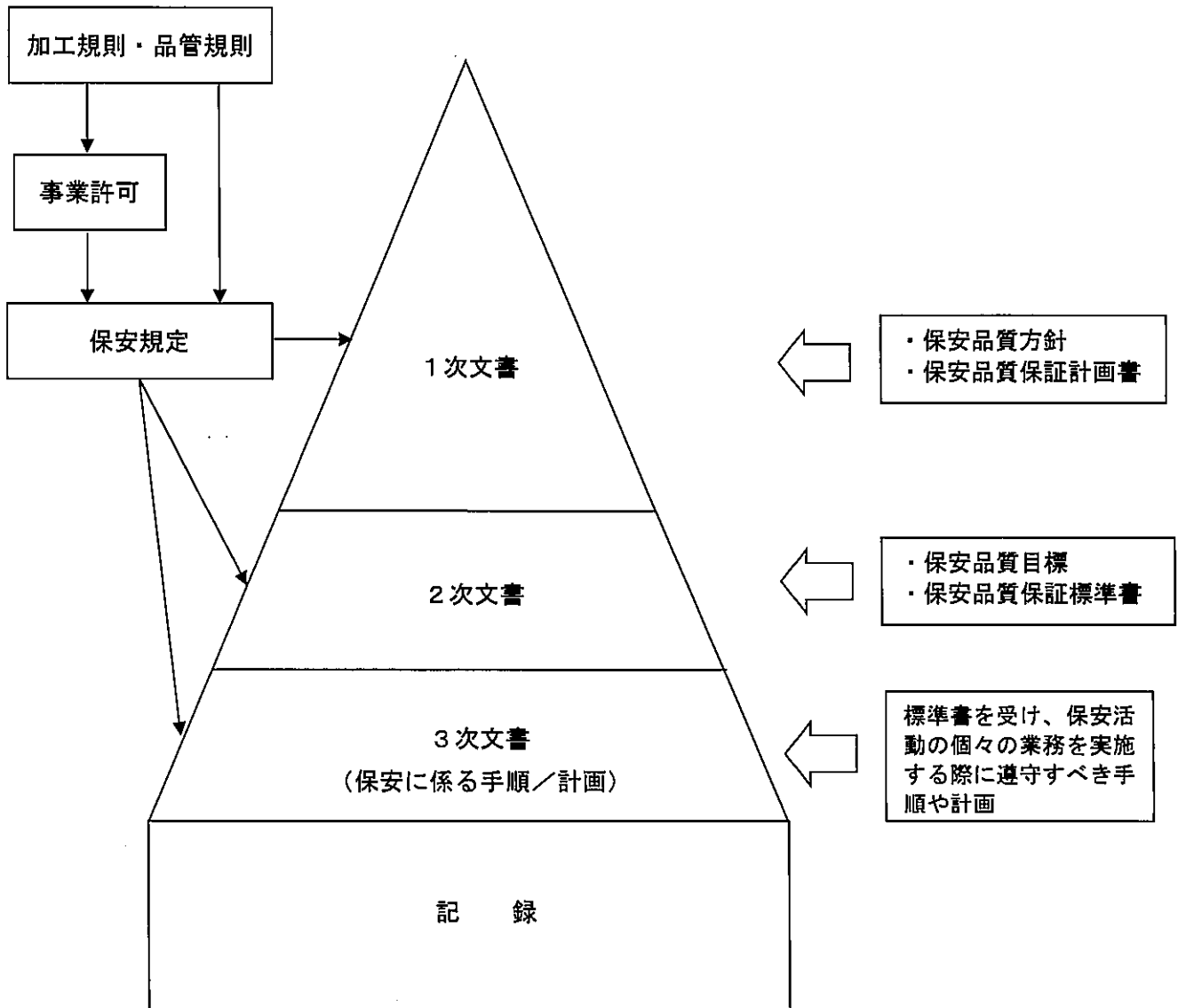


図1 保安品質マネジメントシステム文書体系図

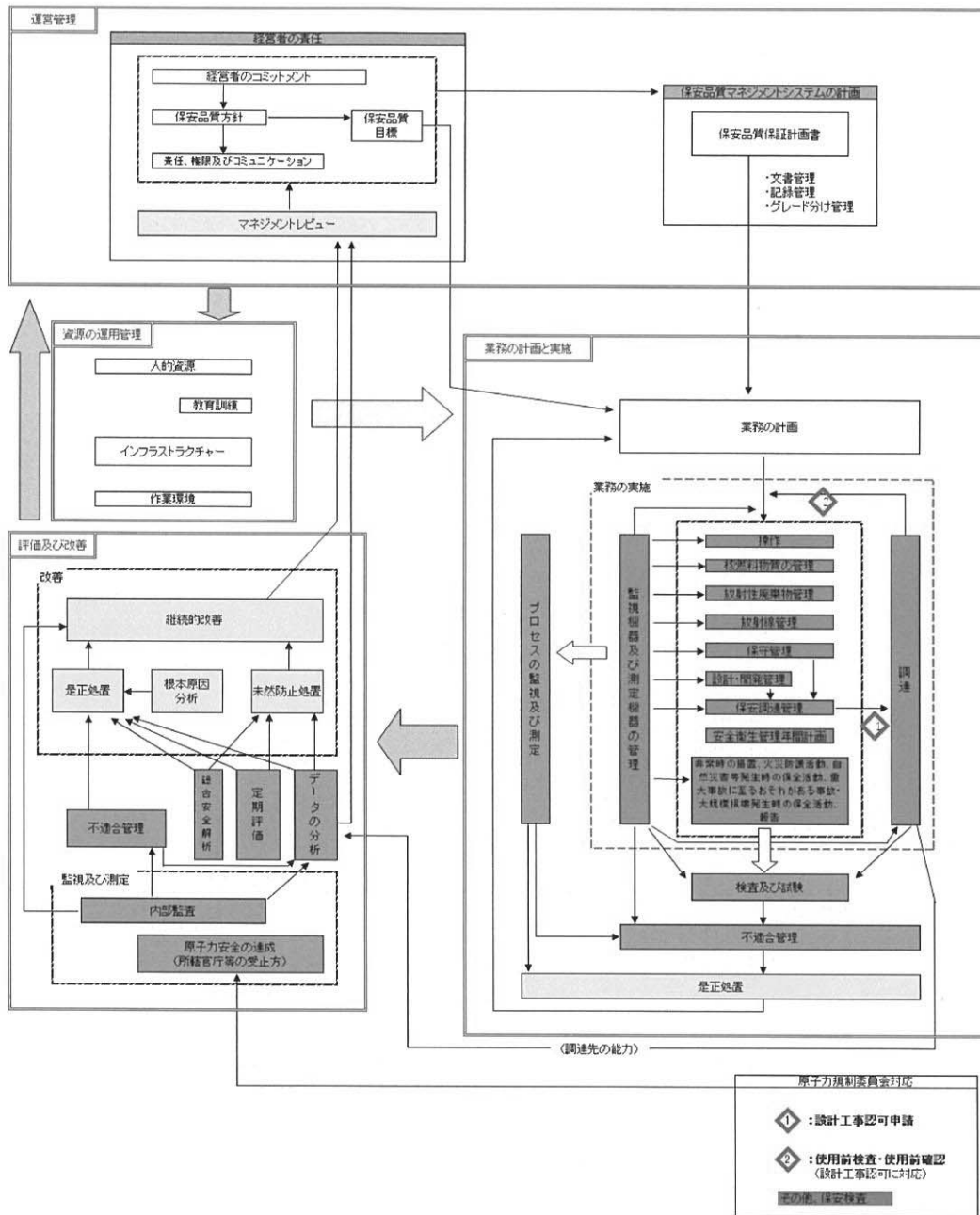
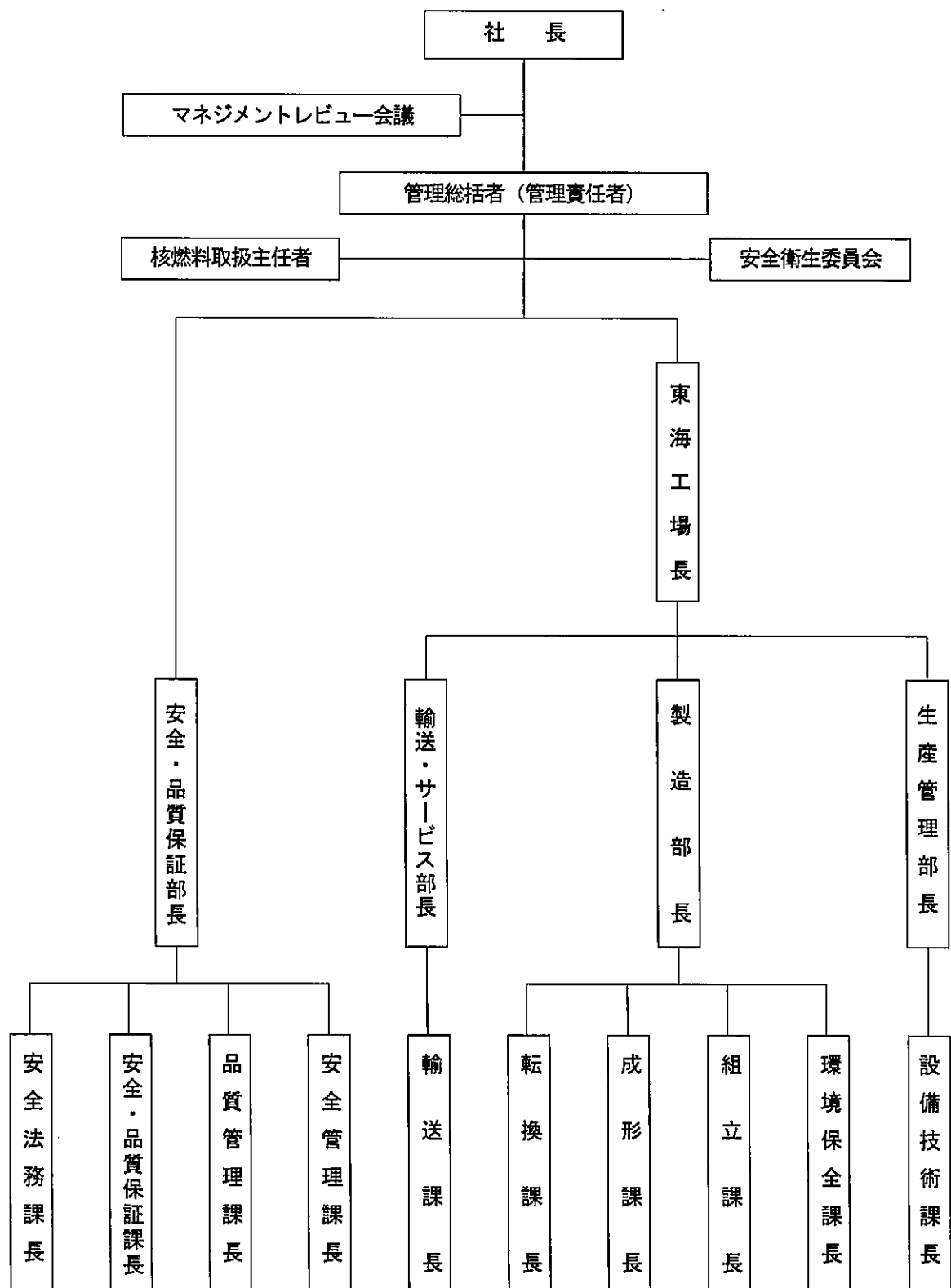


図2 プロセス関連図



(注) 核燃料取扱主任者は、加工施設の保安を監督する専任者として、保安規定第17条に定める職務を兼務しないこと。

図3 保安管理組織図

添付 標準書一覧

保安品質保証計画書	標準書	起案
1. 目的	—	—
2. 適用範囲	—	—
3. 定義	—	—
4. 保安品質マネジメントシステム	—	—
4. 1 一般要求事項		
4. 2 文書化に関する要求事項	保安文書管理標準、保安記録管理標準	安全・品質保証部長
5. 経営者の責任	—	—
5. 1 経営者のコミットメント	—	—
5. 2 原子力安全の重視	—	—
5. 3 保安品質方針	* 保安品質方針	社長
5. 4 計画	* 保安品質目標	各部長
5. 5 責任、権限及びコミュニケーション	安全衛生委員会標準、マネジメントレビュー標準、月例保安報告標準、選・解任標準	安全・品質保証部長
5. 6 マネジメントレビュー	マネジメントレビュー標準 保安是正・予防処置標準	安全・品質保証部長 安全・品質保証部長
6. 資源の運用管理	—	—
6. 1 資源の提供	放射線管理標準 保守管理標準 保安教育・訓練標準	安全・品質保証部長 生産管理部長 安全・品質保証部長
6. 2 人的資源	保安教育・訓練標準	安全・品質保証部長
6. 3 インフラストラクチャ	保守管理標準	生産管理部長
6. 4 作業環境	放射線管理標準	安全・品質保証部長
7. 業務の計画及び実施	加工施設の操作標準	製造部長
7. 1 業務の計画	放射線管理標準	安全・品質保証部長
7. 2 業務・加工施設に対する要求事項に関するプロセス	核燃料物質の管理標準 保守管理標準	安全・品質保証部長 生産管理部長
7. 5 業務の実施	放射性廃棄物管理標準 非常時の措置標準 保安社外報告管理標準 火災防護活動標準 自然災害等発生時の保全活動標準 安全衛生管理年間計画標準 定期評価標準 設計・開発管理標準 保安社外報告管理標準 保安調達管理標準 総合安全解析（ISA）標準 保安文書管理標準 監視、測定及びデータ分析標準	製造部長 安全・品質保証部長 安全・品質保証部長 生産管理部長 製造部長 安全・品質保証部長 安全・品質保証部長 安全・品質保証部長 安全・品質保証部長 安全・品質保証部長 安全・品質保証部長 安全・品質保証部長 安全・品質保証部長 安全・品質保証部長 安全・品質保証部長 安全・品質保証部長 安全・品質保証部長
7. 6 監視機器及び測定機器の管理	保守管理標準	生産管理部長
7. 3 設計・開発	保守管理標準 設計・開発管理標準	生産管理部長 生産管理部長
7. 4 調達	保安調達管理標準	安全・品質保証部長
8. 評価及び改善	—	—
8. 1 一般	—	—
8. 2 監視及び測定	内部保安監査標準 監視、測定及びデータ分析標準 保守管理標準	安全・品質保証部長 安全・品質保証部長 生産管理部長
8. 3 不適合管理	保安不適合管理標準	安全・品質保証部長
8. 4 データの分析及び評価	監視、測定及びデータ分析標準	安全・品質保証部長
8. 5 改善	マネジメントレビュー標準、内部保安監査標準、監視、測定及びデータ分析標準、保安是正・予防処置標準、定期評価標準	安全・品質保証部長

別記 3

添 付 書 類 I

添付書類 I-1 事業許可との対応

添付書類 I-2 設計及び工事に係る品質管理の方法等の事業許可への適合に関する説明書

添付書類 I-1 事業許可との対応

表 1-1、表 1-2-1～表 1-2-7 に設工認申請対象設備に係る事業許可基準規則各条項と事業許可との対応を示す。表中の番号は、設工認に反映する内容について、事業許可から抽出し、事業許可基準規則の条項ごとに整理したものである。(例) (1-1) は、事業許可基準規則第 1 条に対する設計番号 1 を示す。

- 第一条（定義、安全上重要な施設）関連
- 第二条（核燃料物質の臨界防止）関連
- 第三条（遮蔽等）関連
- 第四条（閉じ込めの機能）関連
- 第五条（火災等による損傷防止）関連
- 第六条（安全機能を有する施設の地盤）関連
- 第七条（地震による損傷の防止）関連
- 第八条（津波による損傷の防止）関連
- 第九条（外部からの衝撃による損傷の防止）関連
- 第十条（加工施設への人の不法な侵入等の防止）関連
- 第十一条（溢水による損傷の防止）関連
- 第十二条（誤操作の防止）関連
- 第十三条（安全避難通路等）関連
- 第十四条（安全機能を有する施設）関連
- 第十五条（設計基準事故の拡大の防止）関連
- 第十六条（核燃料物質の貯蔵施設）関連
- 第十七条（廃棄施設）関連
- 第十八条（放射線管理施設）関連
- 第十九条（監視設備）関連
- 第二十条（非常用電源設備）関連
- 第二十一条（通信連絡設備）関連
- 第二十二条（重大事故等の拡大の防止等）関連
- その他基準規則以外関連

表 2 に事業許可と本申請書の相違点をまとめたリストを示す。

事業許可の安全機能を有する施設の安全機能一覧(以下「安全機能一覧」という。)で示した設
工認申請対象の申請状況を表 3-1 に示す。また、既認可の技術基準に対する設計との対応を表 3-2
～3-5 に示す。

なお、表 3-1 において、「申請回数、取り外しの申請回数及び区分」の欄に記載している記号は
下記のとおりである。

○：適合確認または撤去の申請回数

1：撤去し廃棄する設備・機器

2：仮移設して安全機能を維持するか代替措置を講じる設備・機器

3：取り外し後、一時保管した後に復旧する設備・機器

また、表中の網掛けは、既認可及び本申請対象を示す。

以下の設工認申請において、次回以降の申請にて適合性を確認するとしていた技術基準に対す
る仕様について、本申請において該当する施設を表 4-1-1～4-1-12 及び表 4-2-1～4-2-5 に示す。

- 一次申請書(平成 30 年 6 月 4 日付け 三原燃第 18-0200 号)
(平成 30 年 6 月 19 日付 原規規発第 1806196 号にて認可)
- 二次申請書(令和元年 7 月 24 日付け 三原燃第 19-0257 号)
(令和元年 8 月 9 日付 原規規発第 1908096 号にて認可)
- 四次申請書(令和 2 年 3 月 13 日付け 三原燃第 19-0801 号)
(令和 2 年 3 月 27 日付 原規規発第 2003279 号にて認可)
- 五次申請書(令和 2 年 7 月 30 日付け 三原燃第 20-0273 号)
(令和 2 年 8 月 5 日付 原規規発第 2008051 号にて認可)

表1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（付属建物、独立遮蔽壁、チェックタンク室、廃棄物貯蔵設備、付属設備、付属施設、非常用設備）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則																						
				定義（安重施設）	臨界防止	遮蔽等	閉じ込め	火災等	地盤	地震	津波	外部衝撃	不法侵入等	溢水	誤操作	安全避難通路等	安全機能を有する施設	設計基準事故	貯蔵施設	廃棄施設	放射線管理施設	監視設備	非常用電源設備	通信連絡設備	重大事故等	その他事業許可で求める仕様
				第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条	第十五条	第十六条	第十七条	第十八条	第十九条	第二十条	第二十一条	第二十二条	
化学処理施設	屋外	付属建物	シリンダ洗浄棟	改造	1-1 1-3	2-13	3-1 3-2	4-18 4-24 4-34 11-2	5-1 5-10 5-19 9-21 11-9 11-16	6-1	7-1 7-2 7-3 7-4 7-5 7-6 7-7	-	9-1 9-3 9-4 9-5 9-6 9-8 9-9 9-10 9-12 9-14 9-21 9-23	10-1 10-2 10-3	11-2 11-6 11-9 11-14 11-16 11-21	-	-	17-13	-	-	-	-	-	-	23-4	
放射性廃棄物の廃棄施設		付属建物	第1廃棄物処理所	改造	1-4	-	3-1 3-2	4-18 4-24 4-34 11-2	5-1 5-10 5-19 9-21 11-9 11-16	6-1	7-1 7-2 7-3 7-4 7-5 7-6	-	9-1 9-3 9-4 9-5 9-6 9-8 9-9 9-11 9-14 9-15 9-20 9-21 9-23	10-1 10-2 10-3	11-2 11-6 11-9 11-14 11-16 11-21	-	-	17-13	-	-	-	-	-	-	23-3	
		付属建物	第1廃棄物処理所前室	新設	1-3	-	3-2	4-26 4-34	5-1 5-10 5-19 9-21	6-1	7-1 7-2 7-3 7-4 7-5 7-6	-	9-1 9-3 9-4 9-6 9-10 9-14 9-21 9-23	10-1 10-2 10-3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23-3

表 1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（付属建物、独立遮蔽壁、チェックタンク室、廃棄物貯蔵設備、付属設備、付属施設、非常用設備）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則																						
				定義（安重施設）	臨界防止	遮蔽等	閉じ込め	火災等	地盤	地震	津波	外部衝撃	不法侵入等	溢水	誤操作	安全避難通路等	安全機能を有する施設	設計基準事故	貯蔵施設	廃棄施設	放射線管理施設	監視設備	非常用電源設備	通信連絡設備	重大事故等	その他事業許可で求める仕様
				第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条	第十五条	第十六条	第十七条	第十八条	第十九条	第二十条	第二十一条	第二十二条	
放射性廃棄物の廃棄施設	屋外	付属建物	改造	1-4	-	3-1 3-2	4-18 4-24 4-26 4-34 11-9 11-2	5-1 5-10 5-19 9-21 11-9 11-16	6-1	7-1 7-2 7-3 7-4 7-5 7-6	-	9-1 9-3 9-4 9-5 9-6 9-8 9-9 9-11 9-14 9-15 9-20 9-21 9-23	10-1 10-2 10-3	11-2 11-6 11-9 11-14 11-16 11-21	-	-	4-29 14-2 14-3 14-4 14-5 15-4 15-5	-	-	17-13	18-5	-	-	-	-	-
		付属建物	改造	1-5	-	3-1 3-2	4-34	5-1 5-10 5-19 9-21 11-9 11-16	6-1	7-1 7-2 7-3 7-5 7-6	-	9-1 9-3 9-4 9-6 9-8 9-9 9-11 9-21 9-23	10-1 10-2 10-3	-	-	-	14-2 14-3 14-4 14-5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設		付属建物	改造	1-3	2-13 2-14 2-16	3-1 3-2	4-34	5-1 5-10 5-19 9-21 11-9 11-16	6-1	7-1 7-2 7-3 7-5 7-6	-	9-1 9-3 9-4 9-6 9-8 9-9 9-10 9-12 9-14 9-21 9-23	10-1 10-2 10-3	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表 1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（付属建物、独立遮蔽壁、チェックタンク室、廃棄物貯蔵設備、付属設備、付属施設、非常用設備）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則																						
				定義（安重施設）	臨界防止	遮蔽等	閉じ込め	火災等	地盤	地震	津波	外部衝撃	不法侵入等	溢水	誤操作	安全避難通路等	安全機能を有する施設	設計基準事故	貯蔵施設	廃棄施設	放射線管理施設	監視設備	非常用電源設備	通信連絡設備	重大事故等	その他事業許可で求める仕様
				第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条	第十五条	第十六条	第十七条	第十八条	第十九条	第二十条	第二十一条	第二十二条	
化学処理施設	工場棟転換工場	鉄扉 (SD-2)	改造 (鉄扉新設)	1-4	-	-	4-34	5-10	-	-	-	-	-	9-12 9-26	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-
組立施設	工場棟組立工場	鉄扉 (SD-17)	改造 (鉄扉新設)	1-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9-12 9-26	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物容器管理棟	独立遮蔽壁(5)	新設	1-3 ^{※4}	-	3-1	-	5-1 9-21	6-1	7-1 7-5	-	-	9-1 ^{※4} 9-10 ^{※4} 9-21	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	
		鉄扉 (SD-221)	改造 (鉄扉新設)	1-3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9-12	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物除染室・分析室	鉄扉 (SD-220)	改造 (鉄扉新設)	1-4	-	-	-	-	-	-	-	-	9-1 9-6 9-12 9-23 9-26	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	
	工場棟転換工場	チェックタンク室 地下集水槽地下ピット	変更なし	-	-	-	4-24	5-1 9-21	6-1	7-1 7-2 7-3 7-5	-	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	
	付属建物第3廃棄物倉庫	廃棄物貯蔵設備(5)	改造	-	-	-	4-32	5-2 5-22	6-1	1-5 7-1	-	-	9-17	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4 14-5	-	-	17-2 17-11	-	-	-	-	
その他の加工施設	屋外	付属設備	水素供給設備 障壁	新設	1-3 ^{※4}	-	-	5-1 9-21	6-1	7-1 7-5	-	-	9-1 ^{※4} 9-10 ^{※4} 9-21 9-24	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	
		付属施設	防護フェンス	新設	-	-	-	5-1 9-21	6-1	7-1 7-5	-	-	9-1 9-13 9-21	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	
			独立遮蔽壁(1)(2)(3)(4)	新設	1-3 ^{※4}	-	3-1	-	5-1 9-21	6-1	7-1 7-5	-	-	9-1 ^{※4} 9-10 ^{※4} 9-21	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-

※4：鉄筋コンクリート製の構築物は、鉄筋コンクリート造の外壁に準じる

表1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（付属建物、独立遮蔽壁、チェックタンク室、廃棄物貯蔵設備、付属設備、付属施設、非常用設備）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則																							
				定義（安重施設）	臨界防止	遮蔽等	閉じ込め	火災等	地盤	地震	津波	外部衝撃	不法侵入等	溢水	誤操作	安全避難通路等	安全機能を有する施設	設計基準事故	貯蔵施設	廃棄施設	放射線管理施設	監視設備	非常用電源設備	通信連絡設備	重大事故等	その他事業許可で求める仕様	
				第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条	第十五条	第十六条	第十七条	第十八条	第十九条	第二十条	第二十一条	第二十二条		
その他の加工施設	付属建物シリンダ洗浄棟 ※1：屋外に設置	非常用設備 非常用通報設備	非常ベル設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20-1 20-2	21-1	-	-		
			放送設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13-3 20-1 20-2	21-1	-	-	
			通信連絡設備（電話設備）	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13-3 20-1 20-3 20-4 21-2	21-1 21-2 21-3	-	-	
		非常用設備 消火設備	屋外消火栓※1	変更なし	-	-	-	-	5-8	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9	-	9-2	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-
			消火器	変更なし	-	-	-	-	5-6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用設備 自動火災報知設備	火災感知設備及びそれに連動する警報設備	変更なし	-	-	-	-	5-4 5-5	-	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	13-3 20-1 20-3	-	-
		非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明	変更なし	-	-	-	-	-	-	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	-	-	-	13-2	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	13-3 20-1 20-3	-	-
			誘導灯	変更なし	-	-	-	-	-	-	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	-	-	-	13-2	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	13-3 20-1 20-3	-	-
			安全避難通路	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13-1	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用設備 緊急対策設備(3)	堰（内部溢水止水用）	新設	1-2	-	-	4-17	5-2	-	7-1 7-2 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	11-2 11-14 11-17	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-

表1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（付属建物、独立遮蔽壁、チェックタンク室、廃棄物貯蔵設備、付属設備、付属施設、非常用設備）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則																							
				定義（安重施設）	臨界防止	遮蔽等	閉じ込め	火災等	地盤	地震	津波	外部衝撃	不法侵入等	溢水	誤操作	安全避難通路等	安全機能を有する施設	設計基準事故	貯蔵施設	廃棄施設	放射線管理施設	監視設備	非常用電源設備	通信連絡設備	重大事故等	その他事業許可で求める仕様	
				第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条	第十五条	第十六条	第十七条	第十八条	第十九条	第二十条	第二十一条	第二十二条		
その他の加工施設	付属建物第1 廃棄物処理所 ※1：屋外に設置	非常用設備 非常用通報設備	放送設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	13-3 20-1 20-2	21-1	-	-
			通信連絡設備（電話設備）	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	13-3 20-1 20-3 20-4 21-2	21-1 21-2 21-3	-	-
		非常用設備 消火設備	屋外消火栓※1	変更なし	-	-	-	-	5-8	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9	-	9-2	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			消火器	変更なし	-	-	-	-	5-6	-	-	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用設備 自動火災報知設備	火災感知設備及びそれに連動する警報設備	変更なし	-	-	-	-	5-4 5-5	-	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	13-3 20-1 20-3	-	-	-	
		非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明	変更なし	-	-	-	-	-	-	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	-	-	13-2	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	13-3 20-1 20-3	-	-	-
			誘導灯	変更なし	-	-	-	-	-	-	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	-	-	13-2	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	13-3 20-1 20-3	-	-	-
			安全避難通路	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13-1	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用設備 緊急対策設備(2)	飛散防止用防護ネット	新設	-	-	-	-	5-2	-	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用設備 緊急対策設備(3)	堰（内部溢水止水用）	新設	-	-	-	4-17	5-2	-	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	11-2 11-14 11-17	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（付属建物、独立遮蔽壁、チェックタンク室、廃棄物貯蔵設備、付属設備、付属施設、非常用設備）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則																								
				定義（安重施設）	臨界防止	遮蔽等	閉じ込め	火災等	地盤	地震	津波	外部衝撃	不法侵入等	溢水	誤操作	安全避難通路等	安全機能を有する施設	設計基準事故	貯蔵施設	廃棄施設	放射線管理施設	監視設備	非常用電源設備	通信連絡設備	重大事故等	その他事業許可で求める仕様		
				第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条	第十五条	第十六条	第十七条	第十八条	第十九条	第二十条	第二十一条	第二十二条			
その他の加工施設	付属建物第1廃棄物処理所前室 ※1：屋外に設置	非常用設備 非常用通報設備	増設	-	-	-	-	-	-	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	13-3 20-1 20-2	21-1	-	-		
		非常用設備 消火設備	変更なし	-	-	-	-	5-8	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9	-	9-2	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		非常用設備 自動火災報知設備	増設	-	-	-	-	5-4	-	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	13-3 20-1 20-3	-	-	-	
		非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明	増設	-	-	-	-	-	-	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	-	-	13-2	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	13-3 20-1 20-3	-	-	-
			誘導灯	増設	-	-	-	-	-	-	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	-	-	13-2	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	13-3 20-1 20-3	-	-	-
		安全避難通路	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13-1	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

表1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（付属建物、独立遮蔽壁、チェックタンク室、廃棄物貯蔵設備、付属設備、付属施設、非常用設備）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則																				その他事業許可で求める仕様			
				定義（安重施設）	臨界防止	遮蔽等	閉じ込め	火災等	地盤	地震	津波	外部衝撃	不法侵入等	溢水	誤操作	安全避難通路等	安全機能を有する施設	設計基準事故	貯蔵施設	廃棄施設	放射線管理施設	監視設備	非常用電源設備		通信連絡設備	重大事故等	
				第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条	第十五条	第十六条	第十七条	第十八条	第十九条	第二十条		第二十一条	第二十二条	
その他の加工施設	付属建物第2廃棄物処理所 ※1：屋外に設置	非常用設備 非常用通報設備	非常ベル設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	20-1 20-2	21-1	-	-		
			放送設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	13-3 20-1 20-2	21-1	-	-	
			通信連絡設備（電話設備）	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	13-3 20-1 20-3 20-4 21-2	21-1 21-2 21-3	-	-	
		非常用設備 消火設備	屋外消火栓※1	変更なし	-	-	-	-	5-8	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9	-	9-2	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			消火器	変更なし	-	-	-	-	5-6	-	-	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用設備 自動火災報知設備	火災感知設備及びそれに連動する警報設備 ※2火災感知設備のみ改造	※2 変更なし	-	-	-	-	5-4 5-5	-	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	13-3 20-1 20-3	-	-	-	
		非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明	変更なし	-	-	-	-	-	-	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	-	-	13-2	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	13-3 20-1 20-3	-	-	-
			誘導灯	変更なし	-	-	-	-	-	-	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	-	-	13-2	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	13-3 20-1 20-3	-	-	-
			安全避難通路	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13-1	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		非常用設備 緊急対策設備(2)	飛散防止用防護ネット	新設	-	-	-	-	5-2	-	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
非常用設備 緊急対策設備(3)	堰（内部溢水止水用）	新設	-	-	-	4-17	5-2	-	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	11-2 11-14 11-17	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-			

表1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（付属建物、独立遮蔽壁、チェックタンク室、廃棄物貯蔵設備、付属設備、付属施設、非常用設備）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則																									
				定義（安重施設）	臨界防止	遮蔽等	閉じ込め	火災等	地盤	地震	津波	外部衝撃	不法侵入等	溢水	誤操作	安全避難通路等	安全機能を有する施設	設計基準事故	貯蔵施設	廃棄施設	放射線管理施設	監視設備	非常用電源設備	通信連絡設備	重大事故等	その他事業許可で求める仕様			
				第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条	第十五条	第十六条	第十七条	第十八条	第十九条	第二十条	第二十一条	第二十二条				
その他の加工施設	付属建物第3廃棄物倉庫 ※1：屋外に設置	非常用設備 非常用通報設備	放送設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	13-3 20-1 20-2	21-1	-	-		
			通信連絡設備（電話設備）	改造	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	13-3 20-1 20-4	21-1 21-3	-	-		
		非常用設備 消火設備	屋外消火栓※1	変更なし	-	-	-	-	5-8	6-1	-	7-1 7-2 7-8 7-9	-	9-2	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			消火器	変更なし	-	-	-	-	5-6	-	-	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		非常用設備 自動火災報知設備	火災感知設備及びそれに連動する警報設備	変更なし	-	-	-	-	5-4 5-5	-	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	13-3 20-1 20-3	-	-	-	
		非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	-	-	13-2	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	13-3 20-1 20-3	-	-	-
			誘導灯	変更なし	-	-	-	-	-	-	-	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	-	-	13-2	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	13-3 20-1 20-3	-	-	-
			安全避難通路	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13-1	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

表 1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（付属建物、独立遮蔽壁、チェックタンク室、廃棄物貯蔵設備、付属設備、付属施設、非常用設備）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則																							
				定義（安重施設）	臨界防止	遮蔽等	閉じ込め	火災等	地盤	地震	津波	外部衝撃	不法侵入等	溢水	誤操作	安全避難通路等	安全機能を有する施設	設計基準事故	貯蔵施設	廃棄施設	放射線管理施設	監視設備	非常用電源設備	通信連絡設備	重大事故等	その他事業許可で求める仕様	
				第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条	第十五条	第十六条	第十七条	第十八条	第十九条	第二十条	第二十一条	第二十二条		
その他の加工施設	付属建物原料貯蔵所 ※1：屋外に設置	非常用設備 非常用通報設備	非常ベル設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	20-1 20-2	21-1	-	-
			放送設備	変更なし	-	-	-	-	-	-	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	13-3 20-1 20-2	21-1	-	-
			通信連絡設備（電話設備）	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	13-3 20-1 20-3 20-4 21-2	21-1 21-2 21-3	-	-
		非常用設備 消火設備	屋外消火栓※1 ※3：西側屋内消火栓のみ改造	変更なし※3	-	-	-	-	5-8	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9	-	9-2	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			消火器	変更なし	-	-	-	-	5-6	-	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		非常用設備 自動火災報知設備	火災感知設備及びそれに連動する警報設備	変更なし	-	-	-	-	5-4 5-5	-	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	13-3 20-1 20-3	-	-	-	
		非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明	変更なし	-	-	-	-	-	-	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	-	-	13-2	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	13-3 20-1 20-3	-	-	-
			誘導灯	変更なし	-	-	-	-	-	-	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	-	-	13-2	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	13-3 20-1 20-3	-	-	-
			安全避難通路	増設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13-1	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表1-2-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容 (化学処理施設 1/15)

施設区分	設備箇所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の現準に関する規則																							その他事業許可で定める仕様
				定義(変更設備)																							
				第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条	第十五条	第十六条	第十七条	第十八条	第十九条	第二十条	第二十一条	第二十二条		
化学処理施設	工機棟 転換工事 転換加工室	汚染発・加水分解設備	O_2 貯槽 (1)-A	改設	1-2 1-4	2-1 2-4 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-15 4-16 4-17 4-19 4-22	5-2 5-15	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-10 7-13 7-15	-	8-7 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	-	14-2 14-3 14-4 14-5 14-8	-	-	-	-	-	-	22-1	-
化学処理施設	工機棟 転換工事 転換加工室	汚染発・加水分解設備	O_2 貯槽 (2)-A	改設	1-2 1-4	2-1 2-4 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-15 4-16 4-17 4-19 4-22	5-2 5-15	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-10 7-13 7-15	-	8-7 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	-	14-2 14-3 14-4 14-5 14-8	-	-	-	-	-	-	22-1	-
化学処理施設	工機棟 転換工事 転換加工室	汚染発・加水分解設備	O_2 貯槽 (1)-B	改設	1-2 1-4	2-1 2-4 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-15 4-16 4-17 4-19 4-22	5-2 5-15	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-10 7-13 7-15	-	8-7 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	-	14-2 14-3 14-4 14-5 14-8	-	-	-	-	-	-	22-1	-
化学処理施設	工機棟 転換工事 転換加工室	汚染発・加水分解設備	O_2 貯槽 (2)-B	改設	1-2 1-4	2-1 2-4 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-15 4-16 4-17 4-19 4-22	5-2 5-15	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-10 7-13 7-15	-	8-7 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	-	14-2 14-3 14-4 14-5 14-8	-	-	-	-	-	-	22-1	-
化学処理施設	工機棟 転換工事 転換加工室	汚染発・加水分解設備	O_2 貯槽 (1)-C	改設	1-2 1-4	2-1 2-4 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-15 4-16 4-17 4-19 4-22	5-2 5-15	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-10 7-13 7-15	-	8-7 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	-	14-2 14-3 14-4 14-5 14-8	-	-	-	-	-	-	22-1	-
化学処理施設	工機棟 転換工事 転換加工室	汚染発・加水分解設備	O_2 貯槽 (2)-C	改設	1-2 1-4	2-1 2-4 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-15 4-16 4-17 4-19 4-22	5-2 5-15	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-10 7-13 7-15	-	8-7 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	-	14-2 14-3 14-4 14-5 14-8	-	-	-	-	-	-	22-1	-
化学処理施設	工機棟 転換工事 転換加工室	汚染発・加水分解設備	酸素供給 (O_2 貯槽) (1)	改設	1-2 1-4	2-1 2-4 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-15 4-17 4-19	5-2 5-15	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-10	-	8-7 9-17	-	11-4 11-11	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	22-1	-
化学処理施設	工機棟 転換工事 転換加工室	汚染発・加水分解設備	酸素供給 (O_2 貯槽) (2)	改設	1-2 1-4	2-1 2-4 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-15 4-17 4-19	5-2 5-15	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-10	-	8-7 9-17	-	11-4 11-11	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	22-1	-
化学処理施設	工機棟 転換工事 転換加工室	汚染発・加水分解設備	窒素貯槽 (1)	新設	1-2 1-4	2-1 2-4 2-7 2-11 2-13 2-20	-	4-15 4-17	5-2 5-15	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9 7-10 7-15	-	8-7 9-17	-	11-5 11-9 11-15	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	工機棟 転換工事 転換加工室	汚染発・加水分解設備	窒素貯槽 (2)	新設	1-2 1-4	2-1 2-4 2-7 2-11 2-13 2-20	-	4-15 4-17	5-2 5-15	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9 7-10 7-15	-	8-7 9-17	-	11-5 11-9 11-15	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	工機棟 転換工事 転換加工室	汚染発・加水分解設備	飛散防止カバー (1)	新設	1-2 1-4	-	-	4-19	5-2	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9 7-10	-	8-7 9-17	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	工機棟 転換工事 転換加工室	汚染発・加水分解設備	飛散防止カバー (2)	新設	1-2 1-4	-	-	4-19	5-2	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9 7-10	-	8-7 9-17	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	工機棟 転換工事 転換加工室	汚染発・加水分解設備	脱臭槽 (1)	改設	1-2 1-4	2-1 2-4 2-7 2-11 2-13 2-14 2-19 2-20	-	4-16 4-18 4-19 4-22	5-2 5-15	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10 7-13 7-15	-	8-7 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	-	14-2 14-3 14-4 14-5 14-8	-	-	-	-	-	-	22-1	-
化学処理施設	工機棟 転換工事 転換加工室	汚染発・加水分解設備	脱臭槽 (2)	改設	1-2 1-4	2-1 2-4 2-7 2-11 2-13 2-14 2-19 2-20	-	4-16 4-18 4-19 4-22	5-2 5-15	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10 7-13 7-15	-	8-7 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	-	14-2 14-3 14-4 14-5 14-8	-	-	-	-	-	-	22-1	-
化学処理施設	工機棟 転換工事 転換加工室	汚染発・加水分解設備	調整貯槽 (1)-A	改設	1-2 1-4	2-1 2-4 2-7 2-11 2-13 2-14 2-19 2-20	-	4-16 4-18 4-19 4-22	5-2 5-15	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10 7-13 7-15	-	8-7 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	-	14-2 14-3 14-4 14-5 14-8	-	-	-	-	-	-	22-1	-

表1-2-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（化学処理施設 2/15）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設的位置、構造及び設備の規模に関する規制																	その他事業許可で定める仕様								
				定義（安全設備）		騒音防止	遮蔽等	閉じ込め	火災等	地震	地震	津波	外部風害	不慮侵入等	洪水	風操作	安全避難通路等	安全設備を有する施設	設計基準事故	貯蔵施設		廃棄施設	放射線管理施設	監視設備	非常用電源設備	通信設備	重大事故等		
				第一号	第二号																							第一号	第二号
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換加工室	汚濁発・加水分解設備	更新設備 (2) -A	改造	1-2 1-4	2-1 2-4 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-16 4-17 4-19 4-22	5-2 5-16	6-1	7-1 7-2 7-9 7-10 7-13 7-15	-	8-7 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4 14-6 14-8	-	22-1	-
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換加工室	汚濁発・加水分解設備	更新設備 (1) -B	改造	1-2 1-4	2-1 2-4 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-16 4-17 4-19 4-22	5-2 5-16	6-1	7-1 7-2 7-9 7-10 7-13 7-15	-	8-7 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22-1	-
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換加工室	汚濁発・加水分解設備	更新設備 (2) -B	改造	1-2 1-4	2-1 2-4 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-16 4-17 4-19 4-22	5-2 5-16	6-1	7-1 7-2 7-9 7-10 7-13 7-15	-	8-7 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22-1	-
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換加工室	汚濁発・加水分解設備	熱交換機 (調整貯槽) (1)	改造	1-2 1-4	2-1 2-4 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-16 4-17 4-19	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-10	-	8-7 9-17	-	11-4 11-11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22-1	-
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換加工室	汚濁発・加水分解設備	熱交換機 (調整貯槽) (2)	改造	1-2 1-4	2-1 2-4 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-16 4-17 4-19	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-10	-	8-7 9-17	-	11-4 11-11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22-1	-
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換加工室	沈殿設備	沈殿槽 (1) -A	改造	1-2 1-4	2-1 2-4 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-16 4-17 4-20 4-22	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-10 7-13 7-15	-	8-7 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換加工室	沈殿設備	沈殿槽 (2) -A	改造	1-2 1-4	2-1 2-4 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-16 4-17 4-20 4-22	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-10 7-13 7-15	-	8-7 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換加工室	沈殿設備	沈殿槽 (1) -B	改造	1-2 1-4	2-1 2-4 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-16 4-17 4-20 4-22	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-10 7-13 7-15	-	8-7 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換加工室	沈殿設備	沈殿槽 (2) -B	改造	1-2 1-4	2-1 2-4 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-16 4-17 4-20 4-22	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-10 7-13 7-15	-	8-7 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換加工室	沈殿設備	濾 (板付槽) (1)	新設	1-2 1-4	2-1 2-4 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-16 4-17	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-10 7-15	-	8-7 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換加工室	沈殿設備	濾 (板付槽) (2)	新設	1-2 1-4	2-1 2-4 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-16 4-17	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-10 7-15	-	8-7 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換加工室	沈殿設備	熱成槽 (1) -A	改造	1-2 1-4	2-1 2-4 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-16 4-17 4-22	5-2 5-16	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-10 7-13 7-15	-	8-7 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換加工室	沈殿設備	熱成槽 (2) -A	改造	1-2 1-4	2-1 2-4 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-16 4-17 4-22	5-2 5-16	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-10 7-13 7-15	-	8-7 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換加工室	沈殿設備	熱成槽 (1) -B	改造	1-2 1-4	2-1 2-4 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-16 4-17 4-22	5-2 5-16	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-10 7-13 7-15	-	8-7 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換加工室	沈殿設備	熱成槽 (2) -B	改造	1-2 1-4	2-1 2-4 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-16 4-17 4-22	5-2 5-16	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-10 7-13 7-15	-	8-7 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表1-2-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（化学処理施設 5/15）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の設置、構造及び設備の規程に関する規程																				その他事業変更許可で定める仕様		
				定義（安全設備）		震害防止	避難等	閉じ込め	火災等	地震	地質	津波	外部衝撃	不法侵入等	漏水	暴風	安全遊具等	安全遊具等	設計基準等	貯蔵施設	廃棄物処理施設	非常用電源設備	通風設備		重大事故等	
				第一条	第二条																					第三条
化学処理施設	工場棟 転換工事 転換加工室	固液分離設備	石濾材(転換工事)(1)-B	改修	1-2 1-4	2-1 2-4 2-5 2-6 2-7 2-11 2-13 2-14 2-15 2-20	-	4-15 4-17 4-20	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-7	-	11-4 11-11	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	
化学処理施設	工場棟 転換工事 転換加工室	固液分離設備	ろ過槽(転換工事)(2)-B	改修	1-2 1-4	2-1 2-4 2-5 2-6 2-7 2-11 2-13 2-14 2-15 2-20	-	4-15 4-17 4-20	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-7	-	11-4 11-11	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	
化学処理施設	工場棟 転換工事 転換加工室	固液分離設備	濃縮液受槽(1)	改修	1-2 1-4	2-1 2-4 2-5 2-6 2-7 2-11 2-13 2-14 2-15 2-20	-	4-15 4-16 4-17	5-2 5-16	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10 7-13 7-15	-	9-7 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	14-2 14-3 14-4 14-6 14-8	-	-	-	-	-	-	-	-	
化学処理施設	工場棟 転換工事 転換加工室	固液分離設備	濃縮液受槽(2)	改修	1-2 1-4	2-1 2-4 2-5 2-6 2-7 2-11 2-13 2-14 2-15 2-20	-	4-15 4-16 4-17	5-2 5-16	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10 7-13 7-15	-	9-7 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	14-2 14-3 14-4 14-6 14-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	工場棟 転換工事 転換加工室	固液分離設備	清液液受槽(1)-A	改修	1-2 1-4	2-1 2-4 2-5 2-6 2-7 2-11 2-13 2-14 2-15 2-20	-	4-15 4-16 4-17 4-20	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10 7-13 7-15	-	9-7 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	14-2 14-3 14-4 14-6 14-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	工場棟 転換工事 転換加工室	固液分離設備	清液液受槽(2)-A	改修	1-2 1-4	2-1 2-4 2-5 2-6 2-7 2-11 2-13 2-14 2-15 2-20	-	4-15 4-16 4-17 4-20	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10 7-13 7-15	-	9-7 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	14-2 14-3 14-4 14-6 14-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	工場棟 転換工事 転換加工室	固液分離設備	清液液受槽(1)-B	改修	1-2 1-4	2-1 2-4 2-5 2-6 2-7 2-11 2-13 2-14 2-15 2-20	-	4-15 4-16 4-17 4-20	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10 7-13 7-15	-	9-7 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	14-2 14-3 14-4 14-6 14-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	工場棟 転換工事 転換加工室	固液分離設備	清液液受槽(2)-B	改修	1-2 1-4	2-1 2-4 2-5 2-6 2-7 2-11 2-13 2-14 2-15 2-20	-	4-15 4-16 4-17 4-20	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10 7-13 7-15	-	9-7 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	14-2 14-3 14-4 14-6 14-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	工場棟 転換工事 転換加工室	固液分離設備	清液液受槽(1)-C	改修	1-2 1-4	2-1 2-4 2-5 2-6 2-7 2-11 2-13 2-14 2-15 2-20	-	4-15 4-16 4-17 4-20	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10 7-13 7-15	-	9-7 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	14-2 14-3 14-4 14-6 14-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	工場棟 転換工事 転換加工室	固液分離設備	清液液受槽(2)-C	改修	1-2 1-4	2-1 2-4 2-5 2-6 2-7 2-11 2-13 2-14 2-15 2-20	-	4-15 4-16 4-17 4-20	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10 7-13 7-15	-	9-7 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	14-2 14-3 14-4 14-6 14-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	工場棟 転換工事 転換加工室	固液分離設備	再生液貯槽(1)-A	改修	1-2 1-4	2-1 2-4 2-5 2-6 2-7 2-11 2-13 2-14 2-15 2-20	-	4-15 4-16 4-17 4-22	5-2 5-15	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10 7-13 7-15	-	9-7 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	14-2 14-3 14-4 14-6 14-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	工場棟 転換工事 転換加工室	固液分離設備	再生液貯槽(2)-A	改修	1-2 1-4	2-1 2-4 2-5 2-6 2-7 2-11 2-13 2-14 2-15 2-20	-	4-15 4-16 4-17 4-22	5-2 5-15	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10 7-13 7-15	-	9-7 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	14-2 14-3 14-4 14-6 14-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	工場棟 転換工事 転換加工室	固液分離設備	再生液貯槽(1)-B	改修	1-2 1-4	2-1 2-4 2-5 2-6 2-7 2-11 2-13 2-14 2-15 2-20	-	4-15 4-16 4-17 4-22	5-2 5-15	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10 7-13 7-15	-	9-7 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	14-2 14-3 14-4 14-6 14-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	工場棟 転換工事 転換加工室	固液分離設備	再生液貯槽(2)-B	改修	1-2 1-4	2-1 2-4 2-5 2-6 2-7 2-11 2-13 2-14 2-15 2-20	-	4-15 4-16 4-17 4-22	5-2 5-15	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10 7-13 7-15	-	9-7 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	14-2 14-3 14-4 14-6 14-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表1-2-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容 (化学処理施設 8/15)

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設的位置、構造及び設備の増設に関する規制																				その他事業変更許可で定める仕様				
				定義(設置設備)		第一号	第二号	第三号	第四号	第五号	第六号	第七号	第八号	第九号	第十号	第十一号	第十二号	第十三号	第十四号	第十五号	第十六号	第十七号	第十八号		第十九号	第二十号	第二十一号	第二十二号
				第一号	第二号																							
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換加工室	増設還元設備	ボリューム(1)	改設	1-2 1-4	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	--	4-10 4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	--	9-17	--	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	--	14-2 14-3 14-4	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換加工室	増設還元設備	ボリューム(2)	改設	1-2 1-4	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	--	4-10 4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	--	9-17	--	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	--	14-2 14-3 14-4	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換加工室	増設還元設備	ロータリーキルン(1)	改設	1-2 1-4	2-1 2-5 2-7 2-10 2-11 2-13 2-14 2-16 2-22	--	4-10 4-22 4-23	5-2 5-14 5-18 5-23 5-24 5-25 5-27 5-28 5-30	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-10 7-12 7-13 7-15	--	9-1 9-4 9-7 9-17	--	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	--	14-1 14-2 14-3 14-4 14-6 14-7 14-8	15-7	--	17-10	--	--	--	--	--	--		
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換加工室	増設還元設備	ロータリーキルン(2)	改設	1-2 1-4	2-1 2-5 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16 2-10 2-22	--	4-10 4-22 4-23	5-2 5-14 5-18 5-23 5-24 5-25 5-27 5-28 5-30	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-10 7-12 7-13 7-15	--	9-1 9-4 9-7 9-17	--	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	--	14-1 14-2 14-3 14-4 14-6 14-7 14-8	15-7	--	17-10	--	--	--	--	--	--		
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換加工室	増設還元設備	ダストチャンバ(1)	変更なし	1-2 1-4	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	--	4-10 4-23	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	--	9-17	--	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	--	14-2 14-3 14-4	--	--	--	--	--	--	--	--	--		
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換加工室	増設還元設備	ダストチャンバ(2)	変更なし	1-2 1-4	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	--	4-10 4-23	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	--	9-17	--	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	--	14-2 14-3 14-4	--	--	--	--	--	--	--	--	--		
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換加工室	増設還元設備	ガスヒータ(1)	改設	1-2 1-4	--	--	5-2 5-25 5-14	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10 7-13 7-15	--	9-7 9-17	--	11-5 11-9 11-16	--	14-2 14-3 14-4 14-6 14-8	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--		
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換加工室	増設還元設備	ガスヒータ(2)	改設	1-2 1-4	--	--	5-2 5-25 5-14	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10 7-13 7-15	--	9-7 9-17	--	11-5 11-9 11-16	--	14-2 14-3 14-4 14-6 14-8	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--		
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換加工室	混合設備	大型混合装置	改設	1-2 1-4	2-3 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	--	4-22	5-2 5-16	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	--	9-17	--	11-4 11-5 11-9 11-11 11-12 11-15	--	14-2 14-3 14-4	--	--	--	--	--	--	--	--	--		
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換加工室	混合設備	タンブラ(1)	改設	1-2 1-4	2-3 2-3 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	--	4-10 4-12 4-23	5-2 5-15	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-10	--	9-17	--	11-4 11-11 11-12	--	14-2 14-3 14-4	--	--	--	--	--	--	--	--	--		
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換加工室	混合設備	タンブラ(2)	改設	1-2 1-4	2-1 2-3 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	--	4-10 4-12 4-23	5-2 5-15	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-10	--	9-17	--	11-4 11-11 11-12	--	14-2 14-3 14-4	--	--	--	--	--	--	--	--	--		
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換加工室	混合設備	バックアップフィルタ(タンブラ)	改設	1-2 1-4	2-3 2-6 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	--	4-10	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	--	9-17	--	11-4 11-11 11-12	--	14-2 14-3 14-4	--	--	--	--	--	--	--	--	--		
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換加工室	混合設備	抜き出しボックス(1)	変更なし	--	--	--	4-12 4-23	5-2	--	--	--	--	--	--	--	14-2 14-3 14-4	--	--	--	--	--	--	--	--	--		
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換加工室	混合設備	抜き出しボックス(2)	変更なし	--	--	--	4-12 4-23	5-2	--	--	--	--	--	--	--	14-2 14-3 14-4	--	--	--	--	--	--	--	--	--		
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換加工室	混合設備	回転混合機(金属容器(粉末)混合)	改設	1-4	2-3 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	--	4-22	5-2 5-15	6-1	7-1 7-8 7-9	--	9-17	--	11-4 11-5 11-9 11-11 11-12 11-15	--	14-2 14-3 14-4	--	--	--	--	--	--	--	--	--		
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換加工室	混合設備	タンブリング台	改設	1-4	2-2 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-15	--	4-10 4-12 4-23	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9	--	9-17	--	11-4 11-11	--	14-2 14-3 14-4	--	--	--	--	--	--	--	--	--		
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換加工室	循環用混合設備	撹拌機	改設	1-2 1-4	2-3 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	--	4-10 4-23 4-12	5-2 5-15	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9 7-10 7-3	--	9-17	--	11-4 11-8 11-9 11-11 11-12 11-15	--	14-2 14-3 14-4	--	--	--	--	--	--	--	--	--		

表1-2-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（化学処理施設 10/15）

施設区分	設備類別	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の規格に関する規制																	その他事業変更許可で定める仕様													
				定義（変更設備）		屋外貯止	運搬等	閉じ込め	火災等	地震	地盤	地層	建設	外部荷重	不法侵入等	洪水	風操作	安全遊具等	安全遊具等	安全遊具等		設計基準事故	貯蔵施設	貯蔵施設	放射線管理施設	監視設備	非常用電源設備	通信設備	重大事故等					
				第一号	第二号																									第一号	第二号	第三号	第四号	第五号
化学処理施設	工機棟 転換工機 転換加工工	濃縮度混合設備	バックアップフィルタ (鉛水漏れ対策)	改修	1-2 1-4	2-3 2-6 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-10	5-2	6-1	7-1 7-4 7-8 7-10	-	9-17	-	11-4 11-11 11-12	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	工機棟 転換工機 転換加工工	濃縮度混合設備	造粒機	改修	1-2 1-4	2-3 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-12 4-23	5-2	6-1	7-1 7-2 7-8 7-10 7-3	-	9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-12 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
化学処理施設	工機棟 転換工機 転換加工工	濃縮度混合設備	アンダーサイズ物受替	変更 なし	1-2 1-4	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-12 4-23	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-10	-	9-17	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	工機棟 転換工機 転換加工工	濃縮度混合設備	小分け装置	変更 なし	1-2 1-4	2-3 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-12 4-23	5-2	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9 7-10	-	9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-12 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	工機棟 転換工機 転換加工工	濃縮度混合設備	リフタ	改修	1-2 1-4	2-1 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16 2-18	-	4-10 4-12 4-23	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	工機棟 転換工機 転換加工工	クラン回収設備 (第1系)	原料フードボックス	改修	1-2 1-4	2-2 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-16 2-18	-	4-10 4-12 4-23	5-2 5-15	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-15	-	9-7 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4 14-6 14-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	工機棟 転換工機 転換加工工	クラン回収設備 (第1系)	扉扉	改修	1-2 1-4	2-2 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-16 2-18 2-20	-	4-10 4-15 4-16 4-17 4-22	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-10 7-13 7-15	-	9-7 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4 14-6 14-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	工機棟 転換工機 転換加工工	クラン回収設備 (第1系)	扉 (クラン回収系1系)	新設	1-2 1-4	2-1 2-3 2-6 2-7 2-9 2-20	-	4-15 4-17	5-2	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9 7-10 7-15	-	9-7 9-17	-	11-5 11-9 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	工機棟 転換工機 転換加工工	クラン回収設備 (第1系)	運心ろ過機	改修	1-2 1-4	2-2 2-4 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-15 4-17	5-2	6-1	7-1 7-6 7-9 7-10	-	9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	工機棟 転換工機 転換加工工	クラン回収設備 (第1系)	帯扉受替	改修	1-2 1-4	2-2 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-15 4-16 4-17	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-10 7-13 7-15	-	9-7 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4 14-6 14-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	工機棟 転換工機 転換加工工	クラン回収設備 (第1系)	ろ過機 (1) -A	変更 なし	1-2 1-4	2-1 2-4 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-15 4-17	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-17	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	工機棟 転換工機 転換加工工	クラン回収設備 (第1系)	ろ過機 (1) -B	変更 なし	1-2 1-4	2-1 2-4 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-15 4-17	5-2	6-1	7-1 7-2 7-9 7-10	-	9-17	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	工機棟 転換工機 転換加工工	クラン回収設備 (第1系)	化炭機	改修	1-2 1-4	2-2 2-4 2-7 2-11 2-9 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-15 4-16 4-17 4-22	5-2 5-15	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-10 7-12 7-15	-	9-7 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4 14-6 14-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	工機棟 転換工機 転換加工工	クラン回収設備 (第1系)	運心ろ過機	改修	1-2 1-4	2-2 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-15 4-17 4-20	5-2 5-15	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10 7-15	-	9-7 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4 14-6 14-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	工機棟 転換工機 転換加工工	クラン回収設備 (第1系)	乾燥機	改修	1-2 1-4	2-2 2-4 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-15 4-17 4-22	5-2 5-15	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-10	-	9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表1-2-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（化学処理施設 11/15）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設的位置、構造及び設備の概要に関する規則																									
				定義（変更設備）		第一條	第二條	第三條	第四條	第五條	第六條	第七條	第八條	第九條	第十條	第十一條	第十二條	第十三條	第十四條	第十五條	第十六條	第十七條	第十八條	第十九條	第二十條	第二十一條	第二十二條		
				第一條	第二條																								
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換加工室	クラン回収設備 (第1系列)	既設	1-2 1-4	2-1 2-4 2-7 2-11 2-13 2-14 2-18 2-20	-	4-16 4-18 4-17	5-2	6-1	7-1 7-6 7-9 7-10 7-13 7-15	-	9-7 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-10 11-11 11-16	-	-	-	14-2 14-3 14-4 14-6 14-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換加工室	クラン回収設備 (第1系列)	既設	1-2 1-4	2-1 2-4 2-7 2-11 2-13 2-14 2-18 2-20	-	4-15 4-18 4-17	5-15	6-1	7-1 7-6 7-9 7-10 7-13 7-15	-	9-7 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	-	14-2 14-3 14-4 14-6 14-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換加工室	クラン回収設備 (第1系列)	変更なし	1-2 1-4	2-1 2-4 2-6 2-7 2-11 2-13 2-14 2-18 2-20	-	4-15 4-17 4-20	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-17	-	11-4 11-11	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換加工室	クラン回収設備 (第1系列)	既設	1-4	2-2 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-15	-	4-10 4-12 4-23 4-22	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9	-	9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換加工室	クラン回収設備 (第1系列)	既設	1-4	2-2 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-15	-	4-10 4-12 4-23 4-22	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9	-	9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換加工室	クラン回収設備 (第1系列)	変更なし	-	2-2 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17	-	4-32	5-2	-	-	-	-	-	11-4 11-11	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換加工室	クラン回収設備 (第1系列)	変更なし	-	2-2 2-9 2-11 2-13 2-14 2-15 2-17	-	4-32	5-2	-	-	-	-	-	11-4 11-11	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換加工室	クラン回収設備 (第1系列)	既設	1-4	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-15	-	4-10 4-12 4-23	5-15	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9	-	9-17	-	11-4 11-11	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換加工室	クラン回収設備 (第1系列)	既設	1-4	2-1 2-6 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-10	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9	-	9-17	-	11-4 11-11	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換加工室	クラン回収設備 (第1系列)	既設	1-2 1-4	2-2 2-4 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-15 4-16 4-17 4-22	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-10 7-13 7-15	-	9-7 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	-	14-2 14-3 14-4 14-6 14-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換加工室	クラン回収設備 (第1系列)	既設	1-2 1-4	2-2 2-4 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-15 4-16 4-17 4-22	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-10 7-13 7-15	-	9-7 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	-	14-2 14-3 14-4 14-6 14-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換加工室	クラン回収設備 (第1系列)	既設	1-2 1-4	2-2 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-15 4-17 4-20	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-10	-	9-17	-	11-4 11-11	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換加工室	クラン回収設備 (第1系列)	既設	1-2 1-4	2-1 2-4 2-6 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-15 4-17 4-20	5-2	6-1	7-1 7-6 7-9 7-10	-	9-17	-	11-4 11-11	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換加工室	クラン回収設備 (第1系列)	既設	1-4	-	-	4-16 4-17 4-20	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-15	-	9-7 9-17	-	11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	-	14-2 14-3 14-4 14-6 14-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換加工室	クラン回収設備 (第1系列)	既設	1-2 1-4	2-2 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-12 4-23	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-10	-	9-17	-	11-4 11-9 11-11 11-16	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表1-2-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容 (化学処理施設 12/15)

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の増設に関する規制																	その他事業変更許可で定める仕様							
				定義(変更設備)		落下防止	遮音等	閉じ込め	火災等	地震	地震	地震	津波	外部影響	不法侵入等	洪水	騒音	安全選路通路等	安全機能を有する施設	設計基準事故		貯蔵施設	風害施設	放射線管理施設	監視設備	非常用電源設備	通信連絡設備	重大事故等
				第一号	第二号																							
化学処理施設	工場棟 転換工事 転換加工室	クラン回収設備 (第1系列)	構造改良	1-2 1-4	2-1 2-6 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-23	5-2 5-15	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-10	-	9-17	-	11-4 11-5 11-11 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
化学処理施設	工場棟 転換工事 転換加工室	クラン回収設備 (第1系列)	バックアップフィルタ (輸送装置)	改造	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-23	5-2 5-15	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-10	-	9-17	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
化学処理施設	工場棟 転換工事 転換加工室	クラン回収設備 (第1系列)	乾燥炉	改造	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-23	5-2 5-15	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-10 7-13 7-15	-	9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	14-2 14-4 14-6 14-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
化学処理施設	工場棟 転換工事 転換加工室	クラン回収設備 (第1系列)	砂床受けコンパ	改造	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-23	5-2 5-15	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-10	-	9-17	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
化学処理施設	工場棟 転換工事 廃棄物処理室	クラン回収設備 (第2系列)	イオン交換装置 (脱骨等) (1)	改造	2-1 2-4 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-10 4-12 4-15 4-17 4-22 4-23	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-10	-	9-17	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
化学処理施設	工場棟 転換工事 廃棄物処理室	クラン回収設備 (第2系列)	イオン交換装置 (脱骨等) (2)	改造	2-1 2-4 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-10 4-12 4-15 4-17 4-22 4-23	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-10	-	9-17	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
化学処理施設	工場棟 転換工事 廃棄物処理室	クラン回収設備 (第2系列)	イオン交換装置 (脱骨等) (3)	改造	2-1 2-4 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-10 4-12 4-15 4-17 4-22 4-23	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-10	-	9-17	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
化学処理施設	工場棟 転換工事 廃棄物処理室	クラン回収設備 (第2系列)	イオン交換装置 (脱骨等) (4)	改造	2-1 2-4 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-10 4-12 4-15 4-17 4-22 4-23	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-10	-	9-17	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
化学処理施設	工場棟 転換工事 廃棄物処理室	クラン回収設備 (第2系列)	イオン交換装置 (脱骨等) (5)	改造	2-1 2-4 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-10 4-12 4-15 4-17 4-22 4-23	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-10	-	9-17	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
化学処理施設	工場棟 転換工事 廃棄物処理室	クラン回収設備 (第2系列)	イオン交換装置 (脱骨等) (6)	改造	2-1 2-4 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-10 4-12 4-15 4-17 4-22 4-23	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-10	-	9-17	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
化学処理施設	工場棟 転換工事 廃棄物処理室	クラン回収設備 (第2系列)	イオン交換装置 (脱骨等) (7)	改造	2-1 2-4 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-10 4-12 4-15 4-17 4-22 4-23	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-10	-	9-17	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
化学処理施設	工場棟 転換工事 廃棄物処理室	クラン回収設備 (第2系列)	イオン交換装置 (脱骨等) (8)	改造	2-1 2-4 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-10 4-12 4-15 4-17 4-22 4-23	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-10	-	9-17	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
化学処理施設	工場棟 転換工事 廃棄物処理室	クラン回収設備 (第2系列)	イオン交換装置 (脱骨等) (9)	改造	2-1 2-4 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-10 4-12 4-15 4-17 4-22 4-23	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-10	-	9-17	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
化学処理施設	工場棟 転換工事 廃棄物処理室	クラン回収設備 (第2系列)	イオン交換装置 (脱骨等) (10)	改造	2-1 2-4 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-10 4-12 4-15 4-17 4-22 4-23	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-10	-	9-17	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
化学処理施設	工場棟 転換工事 廃棄物処理室	クラン回収設備 (第2系列)	イオン交換装置 (脱骨等) (11)	改造	2-1 2-4 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-10 4-12 4-15 4-17 4-22 4-23	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-10	-	9-17	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

表1-2-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（化学処理施設 13/15）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設的位置、構造及び設備の現況に関する規則																その他事業許可で定める仕様												
				定義（変更設備）		塵界防止	遮音等	閉じ込め	火災等	地震	地盤	換気	外部露出	不法侵入等	漏水	振動	安全装置等	安全機能を有する施設	設計基準等		貯蔵施設	焼却施設	放射線管理施設	脱臭設備	非常用電源設備	通信設備	重大事故等					
				第一條	第二條																							第三條	第四條	第五條	第六條	第七條
化学処理施設	工場棟 転換工場 廃棄物処理室	クラン回収設備 (第2系列)	イオン交換装置 (投資増) (15)	改造	1-2 1-4	2-1 2-4 2-7 2-11 2-13 2-14 2-15 2-20	-	4-10 4-12 4-15 4-17 4-22	5-2	6-1	7-1 7-3 7-5 7-8 7-9 7-10	-	9-17	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	工場棟 転換工場 廃棄物処理室	クラン回収設備 (第2系列)	電 (クラン回収第2系列-1)	新設	1-2 1-4	2-1 2-4 2-7 2-13 2-20	-	4-15 4-17	5-2	6-1	7-1 7-3 7-5 7-8 7-9 7-10 7-15	-	9-7 9-17	-	11-5 11-9 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
化学処理施設	工場棟 転換工場 チェックタンク室	クラン回収設備 (第2系列)	観測装置	改造	1-2 1-4	2-1 2-4 2-7 2-11 2-13 2-14 2-18 2-20	-	4-10 4-12 4-15 4-17 4-22	5-2	6-1	7-1 7-3 7-5 7-8 7-9 7-10	-	9-17	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	工場棟 転換工場 チェックタンク室	クラン回収設備 (第2系列)	オーバーフロー誘受槽	改造	1-2 1-4	2-1 2-4 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-15 4-16 4-17	5-2	6-1	7-1 7-3 7-5 7-8 7-9 7-10 7-15	-	9-7 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4 14-5 14-6 14-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
化学処理施設	工場棟 転換工場 チェックタンク室	クラン回収設備 (第2系列)	電 (クラン回収第2系列-2)	新設	1-2 1-4	2-1 2-4 2-6 2-7 2-13 2-20	-	4-15 4-17	5-2	6-1	7-1 7-3 7-5 7-8 7-9 7-10	-	9-7 9-17	-	11-5 11-9 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
化学処理施設	工場棟 転換工場 チェックタンク室	クラン回収設備 (第2系列)	投入ボックス(1)	改造	1-4	2-2 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-12 4-23	5-2	6-1	7-1 7-3 7-5 7-8 7-9	-	9-17	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
化学処理施設	工場棟 転換工場 チェックタンク室	クラン回収設備 (第2系列)	投入ボックス(2)	改造	1-4	2-2 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-12 4-23	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9	-	9-17	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
化学処理施設	工場棟 転換工場 チェックタンク室	クラン回収設備 (第2系列)	排出槽(1)	改造	1-2 1-4	2-1 2-4 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-15 4-17 4-22	5-2	6-1	7-1 7-3 7-5 7-8 7-9 7-10	-	9-17	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
化学処理施設	工場棟 転換工場 チェックタンク室	クラン回収設備 (第2系列)	排出槽(2)	改造	1-2 1-4	2-1 2-4 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-15 4-17 4-22	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-10	-	9-17	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
化学処理施設	工場棟 転換工場 チェックタンク室	クラン回収設備 (第2系列)	放出ボックス(1)	変更なし	1-2 1-4	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-12 4-23	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-10	-	9-17	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
化学処理施設	工場棟 転換工場 チェックタンク室	クラン回収設備 (第2系列)	放出ボックス(2)	変更なし	1-2 1-4	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-12 4-23	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-10	-	9-17	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
化学処理施設	工場棟 転換工場 チェックタンク室	クラン回収設備 (第2系列)	中間槽(1)	改造	1-2 1-4	2-1 2-4 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-15 4-16 4-17	5-2 5-15	6-1	7-1 7-6 7-9 7-10 7-11 7-15	-	9-7 9-17	-	11-4 11-8 11-9 11-11 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4 14-6 14-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
化学処理施設	工場棟 転換工場 チェックタンク室	クラン回収設備 (第2系列)	中間槽(2)	改造	1-2 1-4	2-1 2-4 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-15 4-16 4-17	5-2 5-15	6-1	7-1 7-6 7-9 7-10 7-11 7-15	-	9-7 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4 14-6 14-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
化学処理施設	工場棟 転換工場 チェックタンク室	クラン回収設備 (第2系列)	ろ過槽(中間槽)(1)	変更なし	1-2 1-4	2-1 2-4 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-15 4-17	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-17	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
化学処理施設	工場棟 転換工場 チェックタンク室	クラン回収設備 (第2系列)	ろ過槽(中間槽)(2)	変更なし	1-2 1-4	2-1 2-4 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16 2-20	-	4-15 4-17	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-17	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

表1-2-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（化学処理施設 15/15）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の残存に関する規則																					
				定義（安全設備）		境界防止	遮音等	閉じ込め	火災等	地震	地震	飛沫	外部露出	不仕入れ等	温水	異機作	安全装置通称等	安全装置と有する施設	設計基準事故	貯蔵施設	廃棄施設	放射線管理施設	非常用電源設備	通信連絡設備	重大事故等
				第一条	第二条																				
化学処理施設	工場棟 転換工場 チェックタンク室	クラン回収設備 (第1系列)	変更なし	1-2 1-4	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-23	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-10	-	9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	工場棟 転換工場 チェックタンク室	クラン回収設備 (第2系列)	改造	1-2 1-4	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-23	5-2	6-1	7-1 7-2 7-9 7-10	-	9-17	-	11-4 11-11	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	工場棟 転換工場 チェックタンク室	クラン回収設備 (第3系列)	変更なし	1-2 1-4	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-23	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-10	-	9-17	-	11-4 11-11	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換加工室	クラン回収設備 (第1系列)	改造	1-4	2-2 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-12 4-23	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9	-	9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-10	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換加工室	クラン回収設備 (第2系列)	改造	1-4	2-2 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-12 4-23	5-2 5-14	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-10	-	9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-10	-	14-2 14-3 14-4 14-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換加工室	クラン回収設備 (第3系列)	変更なし	-	2-2 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-21 4-22	5-2	-	-	-	-	-	11-4 11-11 11-10	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	工場棟 転換工場 転換加工室	クラン回収設備 (第1系列)	改造	1-4	2-2 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-12 4-23	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9	-	9-17	-	11-4 11-11	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	工場棟 転換工場 チェックタンク室	クラン回収設備 (第2系列)	改造	1-4	2-2 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-12 4-23	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9	-	9-17	-	11-4 11-11	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	工場棟 転換工場 チェックタンク室	クラン回収設備 (第3系列)	改造	1-4	2-2 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-12 4-23	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9	-	9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-10	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	付属建物 検査室・分析室 作業室(2)	クラン回収設備 (第1系列)	改造	1-2 1-4	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-11 4-12 4-23	5-2 5-15	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-10	-	9-17	-	11-4 11-5 11-7 11-9 11-11 11-12 11-10	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
化学処理施設	付属建物 検査室・分析室 作業室(2)	クラン回収設備 (第3系列)	改造	1-4	2-1 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-12 4-23	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9	-	9-17	-	11-4 11-11	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表1-2-2 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（成形施設 1/8）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の規制に關する規制													その事業箇所が定める仕様								
				定着（変更設備）		臨界防止	遮蔽等	閉じ込め	火災等	地震	地震	地震	地震	外部衝撃	不圧侵入等	洪水		風操作	安全	安全	安全	安全	安全	安全	安全
				第一号	第二号	第三号	第四号	第五号	第六号	第七号	第八号	第九号	第十号	第十一号	第十二号	第十三号		第十四号	第十五号	第十六号	第十七号	第十八号	第十九号	第二十号	第二十一号
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	圧縮成型設備	構造し粉ホックボス(1)	変更なし	2-3 2-7 2-11 2-12 2-15 2-16 2-17	-	4-10	5-2	-	-	-	-	-	-	11-4 11-11 11-12	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	圧縮成型設備	構造し粉ホックボス(2)	変更なし	2-3 2-7 2-11 2-12 2-13 2-15 2-17	-	4-10	5-2	-	-	-	-	-	-	11-4 11-11 11-12	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	圧縮成型設備	構造し粉ホックボス	変更なし	2-3 2-7 2-11 2-12 2-13 2-15 2-16	-	4-10 4-12 4-23	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	11-4 11-11 11-12	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	圧縮成型設備	構造し粉ホックボス	改造	1-2 2-3 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-12 4-23	5-2 5-15	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	11-4 11-5 11-8 11-9 11-11 11-12 11-15	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	圧縮成型設備	構造し粉ホックボス	改造	1-2 2-3 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-12 4-23	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-12 11-15	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	圧縮成型設備	バックアップフィルタ(1)	変更なし	1-2 2-3 2-6 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-10	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	11-4 11-11 11-12	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	圧縮成型設備	バックアップフィルタ(2)	変更なし	1-2 2-3 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-10	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	11-4 11-11 11-12	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	圧縮成型設備	バックアップフィルタ(3)	改造	1-2 2-3 2-6 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-10	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	11-4 11-11 11-12	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	圧縮成型設備	構造し粉投入ボックス	改造	1-2 2-1 2-2 2-7 2-9 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-12 4-23	5-2	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	圧縮成型設備	男神ボックス	変更なし	1-2 2-2 2-7 2-9 2-11 2-12 2-14 2-16	-	4-10 4-12 4-23	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	11-4 11-11	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	圧縮成型設備	大型混合装置(1)	改造	1-2 2-3 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-12 4-23	5-2 5-15	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-12 11-15	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	圧縮成型設備	大型混合装置(2)	改造	1-2 2-3 2-7 2-11 2-12 2-14 2-16	-	4-10 4-12 4-23	5-2 5-15	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-12 11-15	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	圧縮成型設備	大型粉米専用排出ボックス(1)	改造	1-2 2-3 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-10	5-2 5-15	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-12 11-15	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	圧縮成型設備	大型粉米専用排出ボックス(2)	改造	1-2 2-3 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-10	5-2 5-15	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-12 11-15	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	圧縮成型設備	大型粉米専用クリーン(1)	改造	1-2 2-3 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-12 4-23	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-12 11-15	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-

表1-2-2 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（成形施設 2/8）

施設区分	設備場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の現地に關する規制																				その他変更許可で定める仕様					
				定義（安全設備）		落し防止	遮塵等	閉じ込み	火災等	地震	地震	津波	外部調査	不仕投入等	温水	顕微鏡	安全距離確保等	安全機能を有する施設	設計基準事故	貯蔵施設	腐食施設	放射線管理施設	監視設備		非常用電源設備	通信連絡設備	最大事故等		
				第一条	第二条																							第三条	第四条
成形施設	工場棟 成型工場 ベレット加工室	圧縮成型設備	大型粉末充填用クレーン(3)	改造	1-2	2-3 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-15 2-16	-	4-10 4-23	5-2 5-15	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-12 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレット加工室	圧縮成型設備	原料粉末ホッパー(1)	改造	1-2	2-3 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-15 2-16	-	4-10 4-23 4-12	5-2 5-15	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-12 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレット加工室	圧縮成型設備	原料粉末ホッパー(2)	改造	1-2	2-3 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-15 2-16	-	4-10 4-23 4-12	5-2 5-15	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-12 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレット加工室	圧縮成型設備	粉末混合機(1)	改造	1-2	2-3 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-15 2-16	-	4-10 4-12 4-23	5-2 5-15	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-12 11-15 11-7	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレット加工室	圧縮成型設備	粉末混合機(2)	改造	1-2	2-3 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-15 2-16	-	4-10 4-12 4-23	5-2 5-15	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-12 11-15 11-7	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレット加工室	圧縮成型設備	柱成型用プレス(1)	改造	1-2	2-3 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-15 2-16	-	4-10 4-12 4-23	5-2 5-15	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-12 11-15 11-7	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレット加工室	圧縮成型設備	柱成型用プレス(2)	改造	1-2	2-3 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-15 2-16	-	4-10 4-12 4-23	5-2 5-15	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-12 11-15 11-7	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレット加工室	圧縮成型設備	スラグコンベア(1)	改造	1-2	2-3 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-15 2-16	-	4-10	5-2 5-15	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-12 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレット加工室	圧縮成型設備	スラグコンベア(2)	改造	1-2	2-3 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-15 2-16	-	4-10	5-2 5-15	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-12 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレット加工室	圧縮成型設備	粉末重量装置(1)	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-15 2-16	-	4-10 4-12 4-23	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレット加工室	圧縮成型設備	粉末重量装置(2)	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-15 2-16	-	4-10 4-12 4-23	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレット加工室	圧縮成型設備	粉末重量装置(3)	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-15 2-16	-	4-10 4-12 4-23	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレット加工室	圧縮成型設備	粉末重量装置(4)	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-15 2-16	-	4-10 4-12 4-23	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレット加工室	圧縮成型設備	バックアップフィルタ(4)	変更なし	1-2	2-3 2-6 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-10	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-11 11-12	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレット加工室	圧縮成型設備	バックアップフィルタ(5)	変更なし	1-2	2-3 2-6 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-10	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-11 11-12	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレット加工室	圧縮成型設備	バックアップフィルタ(6)	改造	1-2	2-3 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-15 2-16	-	4-10	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-11 11-12	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表1-2-2 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（成形施設 3/8）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の増設に関する規制																			その他事業変更許可で定める仕様			
				定義（安全設備）		隣界防止	遮蔽等	閉じ込め	火災等	地震	地震	津波	外部衝撃	不法侵入等	風水	騒音	安全距離確保等	安全距離確保を有する施設	設計基準等	貯蔵施設	販売施設	放射線管理施設		非常用電源設備	通信設備	重大事故等
				第一条	第二条																					
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工	圧縮成型設備	バックアップフィルタ(7)	変更なし	1-2	2-3 2-4 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-10	5-2	6-1	7-1 7-6 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-12	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工	圧縮成型設備	濾粉機(1)	改造	1-2	2-3 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-12 4-23	5-2 5-15	6-1	7-1 7-6 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-12 11-15	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工	圧縮成型設備	濾粉機(2)	改造	1-2	2-3 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-12 4-23	5-2 5-15	6-1	7-1 7-6 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-12 11-15	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工	圧縮成型設備	濾粉機小分けボックス(1)	変更なし	1-2	2-3 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-12 4-23	5-2	6-1	7-1 7-6 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-12 11-15	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工	圧縮成型設備	濾粉機小分けボックス(2)	改造	1-2	2-3 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-12 4-23	5-2	6-1	7-1 7-6 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-12 11-15	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工	圧縮成型設備	濾粉機ホッパー(1)	改造	1-2	2-3 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-12 4-23	5-2	6-1	7-1 7-6 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-12 11-15	-	14-2 14-3 14-4	16-6	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工	圧縮成型設備	濾粉機ホッパー(2)	改造	1-2	2-3 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-12 4-23	5-2	6-1	7-1 7-6 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-12 11-15	-	14-2 14-3 14-4	16-6	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工	圧縮成型設備	減速利風合機(1)	改造	1-2	2-3 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-12 4-23	5-2 5-15	6-1	7-1 7-6 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-12 11-15	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工	圧縮成型設備	減速利風合機(2)	改造	1-2	2-3 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-12 4-23	5-2 5-15	6-1	7-1 7-6 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-12 11-15	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工	圧縮成型設備	回転混合機(1)	変更なし	1-2	2-1 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-6 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-12 11-15	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工	圧縮成型設備	回転混合機(2)	変更なし	1-2	2-1 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-6 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-12 11-15	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工	圧縮成型設備	回転混合機(3)	変更なし	1-2	2-1 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-6 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-12 11-15	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工	圧縮成型設備	回転混合機(4)	変更なし	1-2	2-1 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-6 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-12 11-15	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工	圧縮成型設備	本成型用プレス(1)	改造	1-2	2-1 2-3 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-12 4-23	5-2 5-15	6-1	7-1 7-5 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-12 11-15	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工	圧縮成型設備	本成型用プレス(2)	改造	1-2	2-1 2-3 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-12 4-23 4-32	5-2 5-15	6-1	7-1 7-3 7-6 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-12 11-15	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工	圧縮成型設備	ベレット移替機(1)	改造	1-2	2-1 2-3 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-6 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-12 11-15	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工	圧縮成型設備	ベレット移替機(2)	改造	1-2	2-1 2-3 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-6 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-12 11-15	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表1-2-2 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（成形施設 4/8）

施設区分	設備場所	名称	変更区分	加工施設的位置、構造及び設備の規程に関する規則																				その他事業変更許可で定める仕様					
				定義（安全設備）		騒音防止	放射線	閉じ込め	火災時	地震	地震	地震	地震	外部周壁	不法侵入等	洪水	風操作	安全設備通気等	安全設備通気等	設計基準事故	貯蔵施設	廃棄施設	放射線管理施設		監視設備	非常用電源設備	通信設備	重大事故時	
				第一号	第二号	第三号	第四号	第五号	第六号	第七号	第八号	第九号	第十号	第十一号	第十二号	第十三号	第十四号	第十五号	第十六号	第十七号	第十八号	第十九号	第二十号		第二十一号	第二十二号	第二十三号		
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	圧縮成型設備	維持管理	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	圧縮成型設備	異動用プレス	改造	-	2-2 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-12 4-23	5-2	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	圧縮成型設備	フードボックス(1)	変更なし	-	2-2 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-12 4-23	5-2	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9	-	-	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	圧縮成型設備	フードボックス(2)	改造	-	2-2 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-12 4-23	5-2	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9	-	-	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	圧縮成型設備	フードボックス(3)	変更なし	-	2-2 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-12 4-23	5-2	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9	-	-	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	焼結設備	連続焼結炉(1)	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-3 5-14 5-23 5-24 5-25 5-26 5-27 5-28 5-29	6-1	7-1 7-8 7-9 7-12 7-15	-	9-1 9-2 9-4 9-5 9-7 9-11	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	14-1 14-2 14-3 14-4 14-5 14-6 14-7	14-4 14-7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	焼結設備	連続焼結炉(2)	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-3 5-14 5-23 5-24 5-25 5-26 5-27 5-28 5-29	6-1	7-1 7-8 7-9 7-12 7-15	-	9-1 9-2 9-4 9-5 9-7 9-11	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	14-1 14-2 14-3 14-4 14-5 14-6 14-7	14-4 14-7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	焼結設備	パッチ式小型焼結炉	改造	1-2	2-2 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2 5-14 5-23 5-24 5-25 5-26 5-27 5-28	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10 7-12 7-15	-	9-1 9-4 9-7 9-11	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	14-1 14-2 14-3 14-4 14-5 14-6 14-7	14-4 14-7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	研削設備	センターレスグラインド(1)	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14	-	4-10 4-12 4-23	5-2 5-15	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	研削設備	センターレスグラインド(2)	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14	-	4-10 4-12 4-23	5-2 5-15	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	研削設備	センターレスグラインド(3)	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14	-	4-10 4-12 4-23	5-2 5-15	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	研削設備	センターレスグラインド(4)	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14	-	4-10 4-12 4-23	5-2 5-15	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	研削設備	ベレットコンベア(1)	変更なし	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	研削設備	ベレットコンベア(2)	変更なし	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	研削設備	ベレットコンベア(3)	変更なし	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	研削設備	ベレットコンベア(4)	変更なし	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表1-2-2 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（成形施設 5/8）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設的位置、構造及び設備の維持に関する規則																				その他事業許可で定める仕様				
				定義（安全設備）		騒音防止	遮断等	閉じ込み	火災等	地震	地震	津波	外部衝撃	不油侵入等	漏水	異物落下	安全確保通路等	安全確保通路等	設計基準事故	貯蔵施設	廃棄施設	放射線管理施設	監視設備		非常用電源設備	通信連絡設備	重大事故等	
				第一号	第二号	第三号	第四号	第五号	第六号	第七号	第八号	第九号	第十号	第十一号	第十二号	第十三号	第十四号	第十五号	第十六号	第十七号	第十八号	第十九号	第二十号		第二十一号	第二十二号		
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	研削設備	パーツフィード(1)	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16		4-10 4-12 4-23	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10					11-4 11-5 11-9 11-11 11-16												
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	研削設備	パーツフィード(2)	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16		4-10 4-12 4-23	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10					11-4 11-5 11-9 11-11 11-16												
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	研削設備	パーツフィード(3)	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16		4-10 4-12 4-23	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10					11-4 11-5 11-9 11-11 11-16												
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	研削設備	パーツフィード(4)	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16		4-10 4-12 4-23	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10					11-4 11-5 11-9 11-11 11-16												
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	研削設備	ベレト配列機(1)	改造	-	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16		4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9					11-4 11-5 11-9 11-11 11-16												
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	研削設備	ベレト配列機(2)	改造	-	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16		4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9					11-4 11-5 11-9 11-11 11-16												
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	研削設備	ベレト配列機(3)	改造	-	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16		4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9					11-4 11-5 11-9 11-11 11-16												
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	研削設備	ベレト配列機(4)	改造	-	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16		4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9					11-4 11-5 11-9 11-11 11-16												
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	研削設備	ベレトトレイコンベア	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16		4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10					11-4 11-5 11-9 11-11 11-16												
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	研削設備	冷却水循環槽(1)	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16		4-10 4-15 4-17 4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10					11-4 11-5 11-9 11-11 11-16												
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	研削設備	冷却水循環槽(2)	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16		4-10 4-15 4-17 4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10					11-4 11-5 11-9 11-11 11-16												
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	研削設備	冷却水循環槽(3)	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16		4-10 4-15 4-17 4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10					11-4 11-5 11-9 11-11 11-16												
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	研削設備	冷却水循環槽(4)	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16		4-10 4-15 4-17 4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10					11-4 11-5 11-9 11-11 11-16												
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	研削設備	遠心分離機(1)	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16		4-10 4-15	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10					11-4 11-5 11-9 11-11 11-16												
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	研削設備	遠心分離機(2)	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16		4-10 4-15	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10					11-4 11-5 11-9 11-11 11-16												
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	研削設備	遠心分離機(3)	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16		4-10 4-15	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10					11-4 11-5 11-9 11-11 11-16												
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	研削設備	遠心分離機(4)	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16		4-10 4-15	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10					11-4 11-5 11-9 11-11 11-16												
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	ベレト供室設備	ベレト外観供室設備(1)	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16 2-2 2-9		4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10					11-4 11-5 11-9 11-11 11-16												
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	ベレト供室設備	ベレト外観供室設備(2)	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16 2-2 2-9		4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10					11-4 11-5 11-9 11-11 11-16												

表1-2-2 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（成形施設 6/8）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の残存に関する規制																					その他変更許可を定める仕様							
				定員（安全設備）		境界防止	遮蔽等	閉じ込め	火災等	地震	地盤	津波	外部衝撃	不始発入等	雨水	騒音等	安全距離確保等	安全距離を有する施設	設計基準事故	貯蔵施設	原料施設	燃料管理施設	監視設備	非常用電源設備		通信連絡設備	重大事故等					
				第一条	第二条																							第三条	第四条	第五条	第六条	第七条
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	ベレト供実設備	ベレト外観改良装置	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16 2-2 2-9	-	4-32	5-2 5-22	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	ベレト供実設備	ベレト外観改良装置	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16 2-2 2-9	-	4-32	5-2 5-22	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	ベレト供実設備	ベレト外観改良装置	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16 2-2 2-9	-	4-32	5-2 5-22	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	ベレト供実設備	ベレト寸法精度改良装置	変更なし	-	2-2 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	ベレト供実設備	視線遮蔽度改良装置	変更なし	-	2-2 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	粉末再生設備	洗浄ボックス(1)	改造	-	2-2 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-12 4-15 4-17 4-22 4-23	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	粉末再生設備	洗浄ボックス(2)	改造	-	2-2 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-12 4-15 4-17 4-22 4-23	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	粉末再生設備	吸塵機(1)	追加	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-15 4-17	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	粉末再生設備	吸塵機(2)	追加	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-15 4-17	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	粉末再生設備	ロープ用台車(1)	変更なし	-	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	-	-	-	-	-	11-4 11-11	-	14-2 14-3 14-4 14-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	粉末再生設備	筒倉機A・B	追加	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-15 4-17 4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	粉末再生設備	スタッツ回収機輸付を 兼心分機	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-15 4-23 4-10 4-12	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	粉末再生設備	ろ過機(1)	追加	1-2	2-1 2-6 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-15 4-20	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-11	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	粉末再生設備	ろ過機(2)	追加	1-2	2-1 2-6 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-15 4-20	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-11	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	粉末再生設備	研削屑処理機(1)	改造	-	2-2 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-16 2-23	-	4-10 4-23	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-7	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	14-2 14-3 14-4 14-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	粉末再生設備	研削屑処理機(2)	改造	-	2-2 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-16 2-23	-	4-10 4-23	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-7	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	14-2 14-3 14-4 14-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	粉末再生設備	フードボックス(4)	変更なし	-	2-2 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-12 4-23	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表1-2-2 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（成形施設 7/8）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設的位置、構造及び設備の規模に関する規制																				その他事業変更許可で定める仕様				
				定義（変更設備）		第一号	第二号	第三号	第四号	第五号	第六号	第七号	第八号	第九号	第十号	第十一号	第十二号	第十三号	第十四号	第十五号	第十六号	第十七号	第十八号		第十九号	第二十号	第二十一号	第二十二号
				第一号	第二号	第三号	第四号	第五号	第六号	第七号	第八号	第九号	第十号	第十一号	第十二号	第十三号	第十四号	第十五号	第十六号	第十七号	第十八号	第十九号	第二十号		第二十一号	第二十二号		
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	粉末再生設備	ブードボックス(5)	変更なし	2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-12 4-23	5-2	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	粉末再生設備	ベレット明書機	変更なし	2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-12 4-23	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-7	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4 14-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	粉末再生設備	酸化炉(1)-A	改修	1-2 2-7 2-9 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-12 4-23	5-2 5-18 5-19	6-1	7-1 7-3 7-9 7-10 7-15	-	9-7	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-12 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4 14-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	粉末再生設備	酸化炉(1)-B	改修	1-2 2-7 2-9 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-12 4-23	5-2 5-14 5-15	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10 7-15	-	9-7	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-12 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4 14-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	粉末再生設備	酸化炉(2)-A	改修	1-2 2-7 2-9 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-12 4-23	5-2 5-14 5-15	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10 7-15	-	9-7	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-12 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4 14-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	粉末再生設備	酸化炉(2)-B	改修	1-2 2-7 2-9 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-12 4-23	5-2 5-14 5-15	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10 7-15	-	9-7	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-12 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4 14-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	粉末再生設備	粉砕機(1)	改修	1-2 2-7 2-9 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-12 4-23	5-2 5-16	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-12 11-15 11-7	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	粉末再生設備	粉砕機(2)	改修	1-2 2-7 2-9 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-12 4-23	5-2 5-15	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-12 11-15 11-7	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	粉末再生設備	洗浄ボックス(3)	改修	2-7 2-9 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-12 4-17 4-22 4-23	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9	-	9-5	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	粉末再生設備	減量機(3)	追加	1-2 2-7 2-9 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-15 4-17	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
成形施設	工場棟 成型工場 ベレト加工室	粉末再生設備	濾心分離機(5)	改修	1-2 2-7 2-9 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-15	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
成形施設	加工棟 成型工場 ベレト加工室	圧縮成型設備	粉末集塵装置(1)	変更なし	1-2 2-7 2-9 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-12 4-23	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
成形施設	加工棟 成型工場 ベレト加工室	圧縮成型設備	粉末集塵装置(2)	変更なし	1-2 2-7 2-9 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-10 4-12 4-23	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
成形施設	加工棟 成型工場 ベレト加工室	焼成設備	連続焼成炉	改修	1-2 2-7 2-9 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-12 4-17 4-22	5-2 5-14 5-24 5-25 5-26 5-27 5-28	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10 7-15	-	9-1 9-2 9-4 9-5 9-7 9-11	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	14-1 14-2 14-3 14-4 14-7	14-4 14-7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
成形施設	加工棟 成型工場 ベレト加工室	研削設備	冷却水循環槽	改修	1-2 2-7 2-9 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-16 4-17 4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
成形施設	加工棟 成型工場 ベレト加工室	研削設備	濾心分離機(1)	変更なし	1-2 2-7 2-9 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-15	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
成形施設	加工棟 成型工場 ベレト加工室	粉末再生設備	洗浄水循環槽(1)	改修	1-2 2-7 2-9 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-16 4-17 4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
成形施設	加工棟 成型工場 ベレト加工室	粉末再生設備	洗浄水循環槽(2)	改修	1-2 2-7 2-9 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-16 4-17 4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

表1-2-2 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（成形施設 8/8）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設的位置、構造及び設備の規程に関する規制																				その他事業変更許可で定める仕様		
				定義（変更設備）	臨界防止	遮蔽等	閉じ込め	火災等	地震	地震	地震	外部開放	不法侵入等	漏水	騒音	安全距離確保等	安全距離を有する施設	設計基準等	貯蔵施設	廃棄施設	放射線管理施設	監視設備	非常用電源設備		通信設備	重大事故等
				第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条	第十五条	第十六条	第十七条	第十八条	第十九条	第二十条		第二十一条	第二十二条
成形施設	加工棟 成型工場 ベレット加工室	粉米再生設備	ろ過機	追加	1-2	2-1 2-6 2-7 2-11 2-13 2-14 2-18	-	4-15 4-20	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-
成形施設	加工棟 成型工場 ベレット加工室	粉米再生設備	遠心分離機(2)	変更なし	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-18	-	4-15	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	
成形施設	加工棟 成型工場 ベレット加工室	粉米再生設備	遠心分離機(2)	変更なし	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-18	-	4-15	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	

表1-2-3 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容(被覆施設 1/3)

建設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設的位置、構造及び設備の規程に関する原則																			その他事業許可で求める仕様										
				定義・実用設備		第一号	第二号	第三号	第四号	第五号	第六号	第七号	第八号	第九号	第十号	第十一号	第十二号	第十三号	第十四号	第十五号	第十六号	第十七号		第十八号	第十九号	第二十号	第二十一号	第二十二号					
				第一号	第二号																												
被覆施設	工場棟 成型工場 総科棟南接室	総科棟立設備	ベレット乾燥機(1)	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
被覆施設	工場棟 成型工場 総科棟南接室	総科棟立設備	ベレット乾燥機(2)	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
被覆施設	工場棟 成型工場 総科棟南接室	総科棟立設備	ベレット乾燥機(3)	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
被覆施設	工場棟 成型工場 総科棟南接室	総科棟立設備	ベレット乾燥機(4)	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
被覆施設	工場棟 成型工場 総科棟南接室	総科棟立設備	ベレット乾燥機(6)	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
被覆施設	工場棟 成型工場 総科棟南接室	総科棟立設備	ベレット乾燥機(8)	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
被覆施設	工場棟 成型工場 総科棟南接室	総科棟立設備	ベレット乾燥機(9)	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
被覆施設	工場棟 成型工場 総科棟南接室	総科棟立設備	ベレット乾燥機(10)	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
被覆施設	工場棟 成型工場 総科棟南接室	総科棟立設備	ベレット挿入機I系	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
被覆施設	工場棟 成型工場 総科棟南接室	総科棟立設備	ベレット挿入機II系	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
被覆施設	工場棟 成型工場 総科棟南接室	総科棟立設備	ベレットトレイ用台車(3)	変更なし	-	2-1 2-7 2-11 2-13 2-16 2-17	-	4-32	5-2	-	-	-	-	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
被覆施設	工場棟 成型工場 総科棟南接室	総科棟立設備	端面洗浄機I系	変更なし	-	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
被覆施設	工場棟 成型工場 総科棟南接室	総科棟立設備	端面洗浄機II系	変更なし	-	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
被覆施設	工場棟 成型工場 総科棟南接室	総科棟立設備	端面圧入機I系	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
被覆施設	工場棟 成型工場 総科棟南接室	総科棟立設備	端面圧入機II系	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
被覆施設	工場棟 成型工場 総科棟南接室	総科棟立設備	上部端投用機I系	変更なし	-	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
被覆施設	工場棟 成型工場 総科棟南接室	総科棟立設備	下部端投用機I系	変更なし	-	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
被覆施設	工場棟 成型工場 総科棟南接室	総科棟立設備	上部端投用機II系	変更なし	-	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
被覆施設	工場棟 成型工場 総科棟南接室	総科棟立設備	下部端投用機II系	変更なし	-	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表1-2-3 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（被覆施設 2/3）

			加工施設的位置、構造及び設備の規程に関する規則																								その他事業許可で求める仕様						
施設区分	設置場所	名称	変更区分	定義・位置取得																													
				第一條	第二條	第三條	第四條	第五條	第六條	第七條	第八條	第九條	第十條	第十一條	第十二條	第十三條	第十四條	第十五條	第十六條	第十七條	第十八條	第十九條	第二十條	第二十一條	第二十二條								
被覆施設	工場棟 成型工場 燃料押搾装置	燃料押搾立設設備	H ₂ O加圧押搾装置Ⅰ系	改修	-	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-15	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
被覆施設	工場棟 成型工場 燃料押搾装置	燃料押搾立設設備	H ₂ O加圧押搾装置Ⅱ系	改修	-	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-15	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
被覆施設	工場棟 成型工場 燃料押搾装置	燃料押搾送設設備	ラインコンベアⅠ系(1)	改修	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-15	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
被覆施設	工場棟 成型工場 燃料押搾装置	燃料押搾送設設備	ラインコンベアⅠ系(2)	改修	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-15	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
被覆施設	工場棟 成型工場 燃料押搾装置	燃料押搾送設設備	ラインコンベアⅠ系(3)	改修	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-15	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
被覆施設	工場棟 成型工場 燃料押搾装置	燃料押搾送設設備	ラインコンベアⅠ系(4)	改修	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-15	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
被覆施設	工場棟 成型工場 燃料押搾装置	燃料押搾送設設備	ラインコンベアⅠ系(5)	改修	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-15	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
被覆施設	工場棟 成型工場 燃料押搾装置	燃料押搾送設設備	ラインコンベアⅠ系(6)	改修	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-15	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
被覆施設	工場棟 成型工場 燃料押搾装置	燃料押搾送設設備	仏出しコンベアⅠ系	改修	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-15	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
被覆施設	工場棟 成型工場 燃料押搾装置	燃料押搾送設設備	ラインコンベアⅡ系(1)	変更なし	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-15	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
被覆施設	工場棟 成型工場 燃料押搾装置	燃料押搾送設設備	ラインコンベアⅡ系(2)	改修	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-15	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
被覆施設	工場棟 成型工場 燃料押搾装置	燃料押搾送設設備	ラインコンベアⅡ系(3)	改修	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-15	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
被覆施設	工場棟 成型工場 燃料押搾装置	燃料押搾送設設備	ラインコンベアⅡ系(4)	改修	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-15	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
被覆施設	工場棟 成型工場 燃料押搾装置	燃料押搾送設設備	ラインコンベアⅡ系(5)	改修	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-15	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
被覆施設	工場棟 成型工場 燃料押搾装置	燃料押搾送設設備	ラインコンベアⅡ系(6)	改修	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-15	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
被覆施設	工場棟 成型工場 燃料押搾装置	燃料押搾送設設備	仏出しコンベアⅡ系	改修	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-15	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
被覆施設	工場棟 成型工場 燃料押搾装置	燃料押搾送設設備	滑切切断機	変更なし	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-15	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
被覆施設	工場棟 成型工場 燃料押搾装置	燃料押搾送設設備	縦板圧入機	変更なし	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-15	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
被覆施設	工場棟 成型工場 燃料押搾装置	燃料押搾送設設備	UO2明書ボックス	改修	1-2	2-1 2-2 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-15	-	4-12 4-23	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表1-2-4 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（組立施設 1/2）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の規模に関する規制																	その他事業許可で定める仕様					
				定義（変更設備）		高さ防止	遮音等	閉じ込め	火災等	地震	地震	地震	外部衝撃	不始震入等	溜水	異動	安全遊具通路等	安全設備を有する施設	設計基準事故	貯蔵施設		廃棄施設	放射線管理施設	非常用電源設備	通風設備	重大事故等
				第一号	第二号	第三号	第四号	第五号	第六号	第七号	第八号	第九号	第十号	第十一号	第十二号	第十三号	第十四号	第十五号	第十六号	第十七号		第十八号	第十九号	第二十号	第二十一号	第二十二号
組立施設	工場棟 組立工場 燃料集合体組立室	燃料集合体組立設備	マダジン挿入装置	変更なし	1-2 1-4	2-1 2-7 2-13 2-14 2-16	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
組立施設	工場棟 組立工場 燃料集合体組立室	燃料集合体組立設備	マダジン昇降台	変更なし	1-2 1-4	2-1 2-7 2-13 2-14 2-16	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
組立施設	工場棟 組立工場 燃料集合体組立室	燃料集合体組立設備	マダジン	変更なし	1-4	2-1 2-7 2-13	-	-	5-2	-	-	-	9-11 9-17	-	11-4 11-11	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
組立施設	工場棟 組立工場 燃料集合体組立室	燃料集合体組立設備	通風台車	改造	1-4	2-1 2-7 2-13 2-16 2-17 2-19	-	4-21 4-32	5-2	-	-	-	9-11 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
組立施設	工場棟 組立工場 燃料集合体組立室	燃料集合体組立設備	マダジン架台(1)	改造	1-2 1-4	2-1 2-7 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-11	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
組立施設	工場棟 組立工場 燃料集合体組立室	燃料集合体組立設備	マダジン架台(2)	改造	1-2 1-4	2-1 2-7 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-11	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
組立施設	工場棟 組立工場 燃料集合体組立室	燃料集合体組立設備	マダジン架台(3)	改造	1-2 1-4	2-1 2-7 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-11	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
組立施設	工場棟 組立工場 燃料集合体組立室	燃料集合体組立設備	マダジン姿勢変更台	改造	1-2 1-4	2-1 2-7 2-13 2-14 2-16	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
組立施設	工場棟 組立工場 燃料集合体組立室	燃料集合体組立設備	燃料集合体組立装置(1)	改造	1-2 1-4	2-1 2-7 2-13 2-14 2-16	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
組立施設	工場棟 組立工場 燃料集合体組立室	燃料集合体組立設備	燃料集合体組立装置(2)	改造	1-2 1-4	2-1 2-7 2-13 2-14 2-16	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
組立施設	工場棟 組立工場 燃料集合体組立室	燃料集合体組立設備	燃料集合体組立装置(3)	改造	1-2 1-4	2-1 2-7 2-13 2-14 2-16	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
組立施設	工場棟 組立工場 燃料集合体組立室	燃料集合体組立設備	マダジン架台部	変更なし	1-2 1-4	2-1 2-7 2-13 2-14 2-16 2-17	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-11	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
組立施設	工場棟 組立工場 燃料集合体組立室	燃料集合体組立設備	燃料集合体冷却装置	改造	1-2 1-4	2-1 2-7 2-13 2-14 2-16	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-11	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
組立施設	工場棟 組立工場 燃料集合体組立室	燃料集合体組立設備	内圧力測定装置	改造	1-2 1-4	2-1 2-7 2-13 2-14 2-16	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-11	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
組立施設	工場棟 組立工場 燃料集合体組立室	燃料集合体組立設備	リフトクレーン(1)	改造	1-2 1-4	2-1 2-7 2-13 2-14 2-16 2-17 2-19	-	4-21 4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
組立施設	工場棟 組立工場 燃料集合体組立室	燃料集合体検査設備	シンベロップ検査装置	改造	1-2 1-4	2-1 2-7 2-13 2-14 2-16	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
組立施設	工場棟 組立工場 燃料集合体組立室	燃料集合体検査設備	チャンネル検査装置	改造	1-2 1-4	2-1 2-7 2-13 2-14 2-16	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
組立施設	工場棟 組立工場 燃料集合体組立室	燃料集合体検査設備	燃料集合体検査装置(1)	変更なし	1-2 1-4	2-1 2-7 2-13 2-14 2-16	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-11	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
組立施設	工場棟 組立工場 燃料集合体組立室	燃料集合体検査設備	燃料集合体検査装置(2)	変更なし	1-2 1-4	2-1 2-7 2-13 2-14 2-16	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-11	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
組立施設	工場棟 組立工場 燃料集合体組立室	燃料集合体検査設備	燃料集合体検査装置(3)	変更なし	1-2 1-4	2-1 2-7 2-13 2-14 2-16	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-11	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

表1-2-4 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（組立施設 2/2）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の種別に関する規制																				その他事業変更許可を求める仕様							
				定義（安全設備）		第一号	第二号	第三号	第四号	第五号	第六号	第七号	第八号	第九号	第十号	第十一号	第十二号	第十三号	第十四号	第十五号	第十六号	第十七号	第十八号		第十九号	第二十号	第二十一号	第二十二号			
				第一号	第二号																										
組立施設	工場棟 組立工場 燃料集合体組立室	燃料集合体検査設備	シブクレーン(2)	改造	1-2 1-4	2-1 2-7 2-13 2-15 2-17 2-19	-	4-21 4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
組立施設	工場棟 組立工場 燃料集合体組立室	燃料集合体検査設備	シブクレーン(3)	改造	1-2 1-4	2-1 2-7 2-13 2-15 2-17 2-19	-	4-21 4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
組立施設	工場棟 組立工場 燃料集合体組立室	燃料集合体検査設備	燃料集合体弁駆動装置	改造	1-2 1-4	2-1 2-7 2-13 2-14 2-15 2-16	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-15	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
組立施設	工場棟 組立工場 燃料検査室	燃料集合体検査設備	燃料集合体検査ベルト(1)	改造	1-2 1-4	2-1 2-7 2-13 2-14 2-16	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-11	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
組立施設	工場棟 組立工場 燃料検査室	燃料集合体検査設備	燃料集合体検査ベルト(2)	改造	1-2 1-4	2-1 2-7 2-13 2-14 2-16	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-11	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
組立施設	工場棟 組立工場 燃料検査室	燃料集合体検査設備	燃料集合体検査ベルト(3)	改造	1-2 1-4	2-1 2-7 2-13 2-14 2-16	-	-	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-11	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表1-2-5 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容 (核燃料物質の貯蔵施設 1/6)

施設区分	設備類別	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の取組に関する規則																	その他事業変更許可で定める仕様						
				定義(安全設備)	第一	第二	第三	第四	第五	第六	第七	第八	第九	第十	第十一	第十二	第十三	第十四	第十五	第十六		第十七	第十八	第十九	第二十	第二十一	第二十二
				第一	第二	第三	第四	第五	第六	第七	第八	第九	第十	第十一	第十二	第十三	第十四	第十五	第十六	第十七		第十八	第十九	第二十	第二十一	第二十二	
燃料貯蔵施設	工機棟 転換工場 原料倉庫	原料貯蔵設備	シリング貯蔵庫(1)	改造	1-2 1-4	2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	-	5-2	6-1	7-1 7-6 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-11 11-12	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	
燃料貯蔵施設	工機棟 転換工場 原料倉庫	原料貯蔵設備	シリング貯蔵庫(2)	改造	1-2 1-4	2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	-	5-2	6-1	7-1 7-6 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-11 11-12	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	
燃料貯蔵施設	工機棟 転換工場 原料倉庫	原料貯蔵設備	シリング貯蔵庫(3)	改造	1-2 1-4	2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	-	5-2	6-1	7-1 7-6 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-11 11-12	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	
燃料貯蔵施設	工機棟 転換工場 原料倉庫	原料貯蔵設備	シリング貯蔵庫	改造	1-2 1-4	2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2 5-3	6-1	7-1 7-6 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-12 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	
燃料貯蔵施設	工機棟 転換工場 原料倉庫	原料貯蔵設備	天井走行クレーン(転換5)	変更なし	1-2 1-4	2-7 2-11 2-12 2-13 2-16 2-17 2-19	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-6 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-12 11-16	-	-	14-1 14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	
燃料貯蔵施設	工機棟 転換工場 転換加工室	粉末貯蔵設備	大型粉末貯蔵庫架台(1)	改造	1-2 1-4	2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-6 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-11 11-12	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	
燃料貯蔵施設	工機棟 転換工場 転換加工室	粉末貯蔵設備	大型粉末貯蔵庫架台(2)	改造	1-2 1-4	2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-6 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-11 11-12	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	
燃料貯蔵施設	工機棟 転換工場 転換加工室	粉末貯蔵設備	大型粉末貯蔵庫架台(3)	改造	1-2 1-4	2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-6 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-11 11-12	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	
燃料貯蔵施設	工機棟 転換工場 転換加工室	粉末貯蔵設備	大型粉末貯蔵庫架台(4)	改造	1-2 1-4	2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-6 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-11 11-12	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	
燃料貯蔵施設	工機棟 転換工場 転換加工室	粉末貯蔵設備	大型粉末貯蔵庫架台(5)	改造	1-2 1-4	2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-6 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-11 11-12	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	
燃料貯蔵施設	工機棟 転換工場 転換加工室	粉末貯蔵設備	大型粉末貯蔵庫架台(6)	改造	1-2 1-4	2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-6 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-11 11-12	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	
燃料貯蔵施設	工機棟 転換工場 転換加工室	粉末貯蔵設備	大型粉末貯蔵庫架台(7)	改造	1-2 1-4	2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-6 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-11 11-12	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	
燃料貯蔵施設	工機棟 転換工場 転換加工室	粉末貯蔵設備	大型粉末貯蔵庫	変更なし	-	2-7 2-11 2-12 2-13	-	4-11	5-2 5-22	-	-	-	-	-	11-4 11-5 11-12	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	
燃料貯蔵施設	工機棟 転換工場 転換加工室	粉末貯蔵設備	大型粉末貯蔵庫台車	改造	-	2-7 2-11 2-12 2-13 2-16 2-17	-	4-32	5-2	-	-	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-12 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	
燃料貯蔵施設	工機棟 転換工場 転換加工室	粉末貯蔵設備	仕舞品貯蔵庫(1)	改造	1-2 1-4	2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-6 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	
燃料貯蔵施設	工機棟 転換工場 転換加工室	粉末貯蔵設備	仕舞品貯蔵庫(2)	改造	1-2 1-4	2-7 2-11 2-12 2-13 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-6 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	
燃料貯蔵施設	工機棟 転換工場 転換加工室	粉末貯蔵設備	仕舞品貯蔵庫(3)	改造	1-2 1-4	2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-6 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	
燃料貯蔵施設	工機棟 転換工場 転換加工室	粉末貯蔵設備	SUS管線用台車(3)	変更なし	-	2-1 2-7 2-11 2-12 2-16 2-17	-	4-32	5-2	-	-	-	-	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	
燃料貯蔵施設	工機棟 転換工場 転換加工室	粉末貯蔵設備	SUS管線用台車(4)	変更なし	-	2-1 2-7 2-11 2-12 2-16 2-17	-	4-32	5-2	-	-	-	-	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	
燃料貯蔵施設	工機棟 転換工場 転換加工室	粉末貯蔵設備	ステップ貯蔵庫(粉末用)	改造	1-2 1-4	2-1 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-6 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-11 11-12	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	
燃料貯蔵施設	工機棟 転換工場 転換加工室	粉末貯蔵設備	運搬台車(1)	改造	1-2 1-4	2-1 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-6 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-11 11-12	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	

表1-2-5 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容 (核燃料物質の貯蔵施設 2/6)

施設区分	設備場所	名称	変更区分	加工施設的位置、構造及び設備の規程に関する規則																						その他事業変更許可で定める仕様														
				定規(安全設備)		境界防止	遮音等	閉じ込め	火災等	地震	地盤	津波	外部障害	不仕投入等	潜水	誤操作	安全距離確保等	安全機能を有する施設	設計基準等	貯蔵施設	潤滑施設	放射線管理施設	監視設備	非常用電源設備	通信設備		重大事故等													
				第一條	第二條																							第三條	第四條	第五條	第六條	第七條	第八條	第九條	第十條	第十一條	第十二條	第十三條	第十四條	第十五條
放射性物質の貯蔵施設	工機棟 転換工事 転換加工	粉末貯蔵設備	運搬台車(2)	改造	1-2 1-4	2-1 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-15	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-11 11-12	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
放射性物質の貯蔵施設	工機棟 転換工事 転換加工	粉末貯蔵設備	運搬台車(3)	改造	1-2 1-4	2-1 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-15	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-11 11-12	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
放射性物質の貯蔵施設	工機棟 転換工事 転換加工	粉末貯蔵設備	運搬台車(4)	改造	1-2 1-4	2-1 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-15	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-11 11-12	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
放射性物質の貯蔵施設	工機棟 転換工事 転換加工	粉末貯蔵設備	運搬台車(5)	改造	1-2 1-4	2-1 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-15	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-11 11-12	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
放射性物質の貯蔵施設	工機棟 転換工事 転換加工	粉末貯蔵設備	運搬台車(6)	改造	1-2 1-4	2-1 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-15	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-11 11-12	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
放射性物質の貯蔵施設	工機棟 転換工事 転換加工	粉末貯蔵設備	運搬台車(7)	改造	1-2 1-4	2-1 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-15	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-11 11-12	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
放射性物質の貯蔵施設	工機棟 転換工事 転換加工	粉末貯蔵設備	中留仕留品一時貯蔵庫(1)	改造	1-2 1-4	2-1 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-15	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-11 11-12	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
放射性物質の貯蔵施設	工機棟 転換工事 転換加工	粉末貯蔵設備	金属容器(粉末)用台車(1)	変更なし	-	2-1 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-15	-	4-32	5-2	-	-	-	-	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
放射性物質の貯蔵施設	工機棟 成型工事 ベレット加工	粉末貯蔵設備	粉末一時貯蔵庫(1)	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-15	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-11 11-12	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射性物質の貯蔵施設	工機棟 成型工事 ベレット加工	粉末貯蔵設備	粉末一時貯蔵庫(2)	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-15	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-11 11-12	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射性物質の貯蔵施設	工機棟 成型工事 ベレット加工	粉末貯蔵設備	粉末一時貯蔵庫(3)	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-15	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-11 11-12	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射性物質の貯蔵施設	工機棟 成型工事 ベレット加工	粉末貯蔵設備	粉末一時貯蔵庫(4)	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-15	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-11 11-12	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射性物質の貯蔵施設	工機棟 成型工事 ベレット加工	粉末貯蔵設備	金属容器(粉末)用台車(2)	変更なし	-	2-1 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-15	-	4-32	5-2	-	-	-	-	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射性物質の貯蔵施設	工機棟 成型工事 ベレット加工	粉末貯蔵設備	スクラップ貯蔵庫(粉末用)(1)	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-15	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-11 11-12	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射性物質の貯蔵施設	工機棟 成型工事 ベレット加工	粉末貯蔵設備	スクラップ貯蔵庫(粉末用)(2)	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-15	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-11 11-12	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射性物質の貯蔵施設	工機棟 成型工事 ベレット加工	粉末貯蔵設備	スクラップ貯蔵庫(粉末用)(3)	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-15	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-11 11-12	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射性物質の貯蔵施設	工機棟 成型工事 ベレット加工	粉末貯蔵設備	スクラップ貯蔵庫(粉末用)(4)	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-15	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-11 11-12	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表1-2-5 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容 (核燃料物質の貯蔵施設 3/6)

施設区分	変更箇所	名称	変更区分	加工施設的位置、構造及び設備の規程に関する規程																		その他事業変更許可を求める仕様						
				定義(変更区分)		第一	第二	第三	第四	第五	第六	第七	第八	第九	第十	第十一	第十二	第十三	第十四	第十五	第十六		第十七	第十八	第十九	第二十	第二十一	第二十二
				第一	第二	第三	第四	第五	第六	第七	第八	第九	第十	第十一	第十二	第十三	第十四	第十五	第十六	第十七	第十八		第十九	第二十	第二十一	第二十二		
建設中 貯蔵施設	工場棟 成型工場 ベレット加工室	粉末貯蔵設備	新規設置	1-2	2-1 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-11 11-12	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-		
建設中 貯蔵施設	工場棟 成型工場 ベレット加工室	粉末貯蔵設備	改修	1-2	2-1 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-11 11-12	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-		
建設中 貯蔵施設	工場棟 成型工場 ベレット加工室	粉末貯蔵設備	改修	1-2	2-1 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-11 11-12	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-		
建設中 貯蔵施設	工場棟 成型工場 ベレット加工室	粉末貯蔵設備	改修	1-2	2-1 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-11 11-12	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-		
建設中 貯蔵施設	工場棟 成型工場 ベレット加工室	粉末貯蔵設備	改修	1-2	2-1 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-11 11-12	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-		
建設中 貯蔵施設	工場棟 成型工場 ベレット加工室	粉末貯蔵設備	改修	1-2	2-1 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-11 11-12	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-		
建設中 貯蔵施設	工場棟 成型工場 ベレット加工室	粉末貯蔵設備	改修	1-2	2-1 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-11 11-12	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-		
建設中 貯蔵施設	工場棟 成型工場 ベレット加工室	粉末貯蔵設備	改修	1-2	2-1 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-11 11-12	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-		
建設中 貯蔵施設	工場棟 成型工場 ベレット加工室	粉末貯蔵設備	改修	1-2	2-1 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-11 11-12	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-		
建設中 貯蔵施設	工場棟 成型工場 ベレット加工室	粉末貯蔵設備	改修	1-2	2-1 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-11 11-12	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-		
建設中 貯蔵施設	工場棟 成型工場 ベレット加工室	粉末貯蔵設備	改修	1-2	2-1 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-11 11-12	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-		
建設中 貯蔵施設	作業棟 検査室・分析室 作業室(2)	粉末貯蔵設備	改修	1-2 1-4	2-1 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-11 11-12	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-		
建設中 貯蔵施設	作業棟 検査室・分析室 作業室(2)	粉末貯蔵設備	改修	1-2 1-4	2-1 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-11 11-12	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-		
建設中 貯蔵施設	作業棟 検査室・分析室 作業室(2)	粉末貯蔵設備	改修	1-2 1-4	2-1 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-11 11-12	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-		
建設中 貯蔵施設	作業棟 検査室・分析室 作業室(2)	粉末貯蔵設備	改修	1-2 1-4	2-1 2-7 2-11 2-12 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-11 11-12	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-		
建設中 貯蔵施設	作業棟 第2検査室	粉末貯蔵設備	改修	1-2	2-1 2-7 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-		
建設中 貯蔵施設	作業棟 第2検査室	粉末貯蔵設備	改修	1-2	2-1 2-7 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-		

表1-2-5 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（核燃料物質の貯蔵施設 4/6）

施設区分	設備場所	名称	変更区分	加工施設の種類、構造及び設備の基準に関する規則																	その他事業変更許可で定める仕様				
				定義（安全設備）	崩落防止	避難等	閉じ込め	火災等	地震	爆発	津波	外部衝撃	不正侵入等	漏水	誤操作	安全装置等	安全機能を有する施設	設計基準等	貯蔵施設	喫煙施設		監視設備	非常用電源設備	通信連絡設備	重大事故等
				第一条	第二条	第三条	第四条	第五条	第六条	第七条	第八条	第九条	第十条	第十一条	第十二条	第十三条	第十四条	第十五条	第十六条	第十七条		第十八条	第十九条	第二十条	第二十一条
核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵庫物 第2貯蔵庫	粉末貯蔵設備	電動リフト	変更なし	2-1 2-7 2-15 2-16 2-17 2-19	-	4-21 4-22	5-2	-	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	工場棟 成型工場 ベレット加工室	002ベレット貯蔵設備	圧縮ベレット-時貯蔵機(1)	変更なし	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-15	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	工場棟 成型工場 ベレット加工室	002ベレット貯蔵設備	圧縮ベレット-時貯蔵機(2)	改造	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-15	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	工場棟 成型工場 ベレット加工室	002ベレット貯蔵設備	圧縮ベレット-時貯蔵機(3)	変更なし	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-15	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	工場棟 成型工場 ベレット加工室	002ベレット貯蔵設備	ベレットラインコンベア(1)	改造	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-15	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	工場棟 成型工場 ベレット加工室	002ベレット貯蔵設備	ベレットラインコンベア(2)	改造	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-15	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	工場棟 成型工場 ベレット加工室	002ベレット貯蔵設備	乗移台?	改造	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-15	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	工場棟 成型工場 ベレット加工室	002ベレット貯蔵設備	ボート運搬台車(1)	変更なし	2-1 2-7 2-11 2-13 2-15 2-17	-	4-32	5-2	-	-	-	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	工場棟 成型工場 ベレット加工室	002ベレット貯蔵設備	ボート運搬台車(2)	変更なし	2-1 2-7 2-11 2-13 2-15 2-17	-	4-32	5-2	-	-	-	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	工場棟 成型工場 ベレット加工室	002ベレット貯蔵設備	乾燥ベレット-時貯蔵機(1)	変更なし	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-15 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	工場棟 成型工場 ベレット加工室	002ベレット貯蔵設備	乾燥ベレット-時貯蔵機(2)	改造	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-15 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	工場棟 成型工場 ベレット加工室	002ベレット貯蔵設備	乾燥ベレット-時貯蔵機(3)	改造	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-15	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	工場棟 成型工場 ベレット加工室	002ベレット貯蔵設備	ベレットラインコンベア(3)	改造	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-15 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	工場棟 成型工場 ベレット加工室	002ベレット貯蔵設備	ベレットラインコンベア(4)	改造	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-15 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	工場棟 成型工場 ベレット加工室	002ベレット貯蔵設備	ボート(乾燥)用台車(1)	変更なし	2-1 2-7 2-11 2-13 2-15 2-17	-	4-32	5-2	-	-	-	-	-	-	11-4 11-11	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	工場棟 成型工場 ベレット加工室	002ベレット貯蔵設備	ボート(乾燥)用台車(2)	変更なし	2-1 2-7 2-11 2-13 2-15 2-17	-	4-32	5-2	-	-	-	-	-	-	11-4 11-11	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	工場棟 成型工場 ベレット加工室	002ベレット貯蔵設備	スクラップ貯蔵機(ベレット用) (1)	変更なし	2-2 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	11-4 11-11	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	工場棟 成型工場 ベレット加工室	002ベレット貯蔵設備	スクラップ貯蔵機(ベレット用) (2)	変更なし	2-2 2-7 2-9 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	11-4 11-11	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	工場棟 成型工場 ベレット加工室	002ベレット貯蔵設備	金属容器(ベレット)	改造	2-2 2-7 2-9 2-11 2-13	-	-	5-2 5-22	-	-	-	-	-	-	11-4 11-11	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	工場棟 成型工場 ベレット加工室	002ベレット貯蔵設備	金属容器(ベレット)用台車(1)	変更なし	2-2 2-7 2-9 2-11 2-13 2-15 2-17	-	4-32	5-2	-	-	-	-	-	-	11-4 11-11	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表1-2-5 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（核燃料物質の貯蔵施設 5/6）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設的位置、構造及び設備の規程に関する規程																		その他事業許可を定める仕様									
				定義（安全設備）	第一條	第二條	第三條	第四條	第五條	第六條	第七條	第八條	第九條	第十條	第十一條	第十二條	第十三條	第十四條	第十五條	第十六條	第十七條		第十八條	第十九條	第二十條	第二十一條	第二十二條				
				定義（安全設備）	第一條	第二條	第三條	第四條	第五條	第六條	第七條	第八條	第九條	第十條	第十一條	第十二條	第十三條	第十四條	第十五條	第十六條	第十七條		第十八條	第十九條	第二十條	第二十一條	第二十二條				
放射線物質の貯蔵施設	工機棟 成型工場 ベレット加工室	U02ベレット貯蔵設備	仕上りベレット一時貯蔵庫(1)	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
放射線物質の貯蔵施設	工機棟 成型工場 ベレット加工室	U02ベレット貯蔵設備	仕上りベレット一時貯蔵庫(2)	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
放射線物質の貯蔵施設	工機棟 成型工場 ベレット加工室	U02ベレット貯蔵設備	仕上りベレット一時貯蔵庫(3)	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
放射線物質の貯蔵施設	工機棟 成型工場 ベレット加工室	U02ベレット貯蔵設備	仕上りベレット一時貯蔵庫(4)	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
放射線物質の貯蔵施設	工機棟 成型工場 ベレット貯蔵庫	U02ベレット貯蔵設備	仕上りベレット貯蔵庫併用台車(1)~(10)	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
放射線物質の貯蔵施設	工機棟 成型工場 ベレット貯蔵庫	U02ベレット貯蔵設備	仕上りベレット貯蔵庫(前期型)	改造	-	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	-	-	-	-	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
放射線物質の貯蔵施設	工機棟 成型工場 ベレット貯蔵庫	U02ベレット貯蔵設備	仕上りベレット貯蔵庫(後期型)	改造	-	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	-	-	-	-	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
放射線物質の貯蔵施設	工機棟 成型工場 ベレット貯蔵庫	U02ベレット貯蔵設備	仕上りベレット貯蔵庫併用台車(1)	変更なし	-	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	-	-	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
放射線物質の貯蔵施設	工機棟 成型工場 ベレット貯蔵庫	U02ベレット貯蔵設備	仕上りベレット貯蔵庫併用台車(2)	変更なし	-	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	-	-	-	-	-	11-4 11-5 11-9 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
放射線物質の貯蔵施設	工機棟 成型工場 ベレット貯蔵庫	U02ベレット貯蔵設備	ベレットトレイ併用台車(1)	変更なし	-	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	-	-	-	-	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
放射線物質の貯蔵施設	工機棟 成型工場 ベレット貯蔵庫	U02ベレット貯蔵設備	余剰ベレット貯蔵庫(1)	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
放射線物質の貯蔵施設	工機棟 成型工場 ベレット貯蔵庫	U02ベレット貯蔵設備	余剰ベレット貯蔵庫(2)	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
放射線物質の貯蔵施設	工機棟 成型工場 ベレット貯蔵庫	U02ベレット貯蔵設備	余剰ベレット貯蔵庫(3)	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
放射線物質の貯蔵施設	工機棟 成型工場 ベレット貯蔵庫	U02ベレット貯蔵設備	余剰ベレット貯蔵庫(4)	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
放射線物質の貯蔵施設	工機棟 成型工場 ベレット貯蔵庫	U02ベレット貯蔵設備	金属併用台車(1)	変更なし	-	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	-	-	-	-	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
放射線物質の貯蔵施設	工機棟 成型工場 燃料棒検査室	燃料棒貯蔵設備	燃料棒一時貯蔵庫	変更なし	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
放射線物質の貯蔵施設	工機棟 成型工場 燃料棒検査室	燃料棒貯蔵設備	ロードチャンネル用台車(1)	変更なし	-	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	-	-	-	-	-	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
放射線物質の貯蔵施設	工機棟 結立工場 燃料棒検査室	燃料棒貯蔵設備	燃料棒一時貯蔵庫	変更なし	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	8-11 9-17	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
放射線物質の貯蔵施設	工機棟 結立工場 燃料棒検査室	燃料棒貯蔵設備	ロードチャンネル用台車(2)	改造	1-4	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	-	-	-	-	8-11 9-17	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
放射線物質の貯蔵施設	工機棟 結立工場 燃料棒検査室	燃料棒貯蔵設備	ロードチャンネル用台車(3)	改造	1-4	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	-	4-32	5-2	-	-	-	-	8-11 9-17	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
放射線物質の貯蔵施設	工機棟 結立工場 燃料棒検査室	燃料棒貯蔵設備	燃料棒貯蔵庫(1)	改造	1-2	2-1 2-7 2-11 2-13 2-14 2-16	3-1	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	-	8-11 9-17	11-4 11-11	-	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表1-2-5 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（核燃料物質の貯蔵施設 6/6）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設的位置、構造及び設備の規模に関する規制																			その他事業許可を定める仕様					
				定義（安全設備）		第一号	第二号	第三号	第四号	第五号	第六号	第七号	第八号	第九号	第十号	第十一号	第十二号	第十三号	第十四号	第十五号	第十六号	第十七号		第十八号	第十九号	第二十号	第二十一号	第二十二号
				第一号	第二号																							
核燃料物質の貯蔵施設	工務棟 結立工場 燃料棒検査室	燃料棒貯蔵設備	燃料棒貯蔵設備(2)	改造	1-2 1-4	2-1 2-7 2-13 2-14 2-16	3-1	4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-11	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	工務棟 結立工場 燃料棒検査室	燃料棒貯蔵設備	トランプヤ	改造	1-2 1-4	2-1 2-7 2-13 2-15 2-17 2-19	-	4-21 4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
核燃料物質の貯蔵施設	工務棟 結立工場 燃料棒検査室	燃料棒貯蔵設備	運搬車	改造	1-2 1-4	2-1 2-7 2-13 2-15 2-17	-	4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-11	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
核燃料物質の貯蔵施設	工務棟 結立工場 燃料棒検査室	燃料棒貯蔵設備	燃料棒集合体貯蔵設備	改造	1-2 1-4	2-1 2-7 2-13 2-14 2-16	-	4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-11	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-	-	
核燃料物質の貯蔵施設	工務棟 結立工場 燃料棒検査室	燃料棒貯蔵設備	燃料棒集合体貯蔵設備(1)	改造	1-2 1-4	2-1 2-7 2-13 2-14 2-16	-	4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-11	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-	-	
核燃料物質の貯蔵施設	工務棟 結立工場 燃料棒検査室	燃料棒貯蔵設備	燃料棒集合体貯蔵設備(2)	改造	1-2 1-4	2-1 2-7 2-13 2-14 2-16	-	4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-11	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-	-	
核燃料物質の貯蔵施設	工務棟 結立工場 燃料棒検査室	燃料棒貯蔵設備	燃料棒集合体貯蔵設備(3)	改造	1-2 1-4	2-1 2-7 2-13 2-14 2-16	-	4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-11	-	14-2 14-3 14-4	-	16-1 16-2	-	-	-	-	-	-	-	-	
核燃料物質の貯蔵施設	工務棟 結立工場 燃料棒検査室	燃料棒貯蔵設備	燃料棒集合体移送装置	改造	1-2 1-4	2-1 2-7 2-13 2-15 2-17 2-19	-	4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
核燃料物質の貯蔵施設	工務棟 結立工場 燃料棒検査室	燃料棒貯蔵設備	燃料棒集合体貯蔵設備	変更なし	1-2 1-4	2-1 2-7 2-13 2-15 2-17 2-19	-	4-21 4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	14-1 14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
核燃料物質の貯蔵施設	工務棟 結立工場 燃料棒検査室	燃料棒貯蔵設備	燃料棒集合体貯蔵設備	変更なし	1-2 1-4	2-1 2-7 2-13 2-15 2-17 2-19	-	4-21 4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	14-1 14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
核燃料物質の貯蔵施設	工務棟 結立工場 燃料棒検査室	燃料棒貯蔵設備	燃料棒集合体貯蔵設備	変更なし	1-2 1-4	2-1 2-7 2-13 2-15 2-17 2-19	-	4-21 4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	14-1 14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
核燃料物質の貯蔵施設	工務棟 結立工場 燃料棒検査室	燃料棒貯蔵設備	燃料棒集合体貯蔵設備	変更なし	1-2 1-4	2-1 2-7 2-13 2-15 2-17 2-19	-	4-21 4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-10	-	9-11 9-17	-	11-4 11-5 11-9 11-11 11-16	-	14-1 14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
核燃料物質の貯蔵施設	付属建物 容器管理棟 保管庫	輸送物貯蔵設備	天井走行クレーン(審判管理棟4.8)	変更なし	-	2-19	-	4-21 4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9	-	9-11 9-17	-	11-4 11-9 11-16	-	14-1 14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

表1-2-6(1) 今回申請する建物、構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容 (放射性廃棄物の処理施設 (気体処理設備) 3/19)

申請No.	施設区分	設備箇所	名称	変更区分	加工施設の種類、構造及び設備の取組に相当する規制																						その他事項許可で求める仕様
					定額(安全設備等)		塵埃防止		放射線		騒音		振動		熱		臭気		その他		その他		その他				
					第一号	第二号	第三号	第四号	第五号	第六号	第七号	第八号	第九号	第十号	第十一号	第十二号	第十三号	第十四号	第十五号	第十六号	第十七号	第十八号	第十九号	第二十号	第二十一号	第二十二号	
1-2-6(1)	放射線管理施設	工種係 転換工場 フィルタ室	放射性廃棄物の処理施設 (気体処理設備) (1)	改修	1-4	-	-	4-14 4-25 4-28	5-2 5-22	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9	-	9-11 9-19	-	11-3	-	14-2 14-3 14-4	15-4 15-5	17-1 17-2 17-6 17-12	-	-	-	-	-	-		
			放射性廃棄物の処理施設 (気体処理設備) (2)	改修	1-4	-	-	4-14 4-25 4-28	5-2 5-22	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9	-	9-11 9-19	-	11-3	-	14-2 14-3 14-4	15-4 15-5	17-1 17-2 17-6 17-12	-	-	-	-	-	-		
			放射性廃棄物の処理施設 (気体処理設備) (3)	改修	1-4	-	-	4-25 4-28	5-2 5-22	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9	-	9-11 9-19	-	11-3	-	14-2 14-3 14-4	15-4 15-5	17-1 17-2 17-6 17-12	-	-	-	-	-	-		
			放射性廃棄物の処理施設 (気体処理設備) (4)	改修	1-4	-	-	4-14 4-25 4-28	5-2 5-22	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9	-	9-11 9-19	-	11-3	-	14-2 14-3 14-4	15-4 15-5	17-1 17-2 17-6 17-12	-	-	-	-	-	-		
			放射性廃棄物の処理施設 (気体処理設備) (5)	改修	1-4	-	-	4-25 4-28	5-2 5-22	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9	-	9-11 9-19	-	11-3	-	14-2 14-3 14-4	15-4 15-5	17-1 17-2 17-6 17-12	-	-	-	-	-	-		
			放射性廃棄物の処理施設 (気体処理設備) (6)	改修	1-4	-	-	4-25 4-28	5-2 5-22	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9	-	9-11 9-19	-	11-3	-	14-2 14-3 14-4	15-4 15-5	17-1 17-2 17-6 17-12	-	-	-	-	-	-		
			放射性廃棄物の処理施設 (気体処理設備) (7)	改修	1-4	-	-	4-25 4-28	5-2 5-22	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9	-	9-11 9-19	-	11-3	-	14-2 14-3 14-4	15-4 15-5	17-1 17-2 17-6 17-12	-	-	-	-	-	-		
			放射性廃棄物の処理施設 (気体処理設備) (8)	改修	1-4	-	-	4-25 4-28	5-2 5-22	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9	-	9-11 9-19	-	11-3	-	14-2 14-3 14-4	15-4 15-5	17-1 17-2 17-6 17-12	-	-	-	-	-	-		
1-2-6(1)	放射線管理施設	工種係 転換工場 放射室	放射性廃棄物の処理施設 (気体処理設備) (1)	改修	1-2	-	-	4-22 4-28	5-2 5-22	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-3	-	14-2 14-3 14-4	15-4 15-5	17-1 17-2 17-6 17-12	-	-	-	-	-			
			放射性廃棄物の処理施設 (気体処理設備) (2)	改修	1-2	-	-	4-22 4-28	5-2 5-22	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9 7-10	-	-	-	11-3	-	14-2 14-3 14-4	15-4 15-5	17-1 17-2 17-6 17-12	-	-	-	-	-			
			放射性廃棄物の処理施設 (気体処理設備) (3)	新設	1-2	-	-	4-22	5-2	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4 15-5	17-1 17-2 17-6 17-12	-	-	-	-	-			
			放射性廃棄物の処理施設 (気体処理設備) (4)	新設	1-2	-	-	4-22	5-2	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4 15-5	17-1 17-2 17-6 17-12	-	-	-	-	-			
			放射性廃棄物の処理施設 (気体処理設備) (5)	新設	1-2	-	-	4-22	5-2	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4 15-5	17-1 17-2 17-6 17-12	-	-	-	-	-			
			放射性廃棄物の処理施設 (気体処理設備) (6)	改修	1-2	-	-	4-22	5-2	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4 15-5	17-1 17-2 17-6 17-12	-	-	-	-	-			
			放射性廃棄物の処理施設 (気体処理設備) (7)	改修	1-2	-	-	4-22	5-2	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4 15-5	17-1 17-2 17-6 17-12	-	-	-	-	-			
			放射性廃棄物の処理施設 (気体処理設備) (8)	改修	1-2	-	-	4-22	5-2	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4 15-5	17-1 17-2 17-6 17-12	-	-	-	-	-			
1-2-6(1)	放射線管理施設	作業係 放射室・分析室 放射室(2)	放射性廃棄物の処理施設 (気体処理設備) (1)	新設	1-2	-	-	4-22	5-2	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9 7-10	-	9-11	-	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4 15-5	17-1 17-2 17-6 17-12	-	-	-	-	-			
			放射性廃棄物の処理施設 (気体処理設備) (2)	新設	1-2	-	-	4-22	5-2	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9 7-10	-	9-11	-	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4 15-5	17-1 17-2 17-6 17-12	-	-	-	-	-			
			放射性廃棄物の処理施設 (気体処理設備) (3)	新設	1-2	-	-	4-22	5-2	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9 7-10	-	9-11	-	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4 15-5	17-1 17-2 17-6 17-12	-	-	-	-	-			
			放射性廃棄物の処理施設 (気体処理設備) (4)	新設	1-2	-	-	4-22	5-2	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9 7-10	-	9-11	-	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4 15-5	17-1 17-2 17-6 17-12	-	-	-	-	-			
			放射性廃棄物の処理施設 (気体処理設備) (5)	新設	1-2	-	-	4-22	5-2	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9 7-10	-	9-11	-	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4 15-5	17-1 17-2 17-6 17-12	-	-	-	-	-			
			放射性廃棄物の処理施設 (気体処理設備) (6)	新設	1-2	-	-	4-22	5-2	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9 7-10	-	9-11	-	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4 15-5	17-1 17-2 17-6 17-12	-	-	-	-	-			
			放射性廃棄物の処理施設 (気体処理設備) (7)	新設	1-2	-	-	4-22	5-2	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9 7-10	-	9-11	-	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4 15-5	17-1 17-2 17-6 17-12	-	-	-	-	-			
			放射性廃棄物の処理施設 (気体処理設備) (8)	新設	1-2	-	-	4-22	5-2	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9 7-10	-	9-11	-	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4 15-5	17-1 17-2 17-6 17-12	-	-	-	-	-			

表1-2-6(1) 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容(放射性廃棄物の処理施設(気体廃棄設備) 4/19)

登録番号	建設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の配置に関する事項																	その他事業許可で定める仕様				
					変更(1) 変更内容		変更(2) 変更内容		変更(3) 変更内容		変更(4) 変更内容		変更(5) 変更内容		変更(6) 変更内容		変更(7) 変更内容		変更(8) 変更内容		変更(9) 変更内容		変更(10) 変更内容			
					第一号	第二号	第三号	第四号	第五号	第六号	第七号	第八号	第九号	第十号	第十一号	第十二号	第十三号	第十四号	第十五号	第十六号	第十七号		第十八号	第十九号	第二十号	第二十一号
1-2-111	放射性廃棄物の廃棄施設	工機棟 転換工機棟 排気塔	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1))	改修	1-2	-	-	4-22	5-2 6-10	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	放射性廃棄物の廃棄施設	工機棟 転換工機棟 排気塔	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1))	改修	1-2	-	-	4-22	5-2 6-10	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	放射性廃棄物の廃棄施設	工機棟 転換工機棟 排気塔	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1))	改修	1-2	-	-	4-22	5-2 6-10	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	放射性廃棄物の廃棄施設	工機棟 転換工機棟 排気塔、フィルタ室	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1))	改修新設	1-2	-	-	4-22	5-2 6-10	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	放射性廃棄物の廃棄施設	工機棟 転換工機棟 排気塔	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1))	改修	1-2	-	-	4-22	5-2 6-10	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	放射性廃棄物の廃棄施設	工機棟 転換工機棟 排気塔	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1))	改修	1-2	-	-	4-22	5-2 6-10	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	放射性廃棄物の廃棄施設	工機棟 転換工機棟 排気塔	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1))	改修	1-2	-	-	4-22	5-2 6-10	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	放射性廃棄物の廃棄施設	工機棟 転換工機棟 排気塔	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1))	改修	1-2	-	-	4-22	5-2 6-10	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	放射性廃棄物の廃棄施設	工機棟 転換工機棟 排気塔	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1))	改修	1-2	-	-	4-22	5-2 6-10	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	放射性廃棄物の廃棄施設	工機棟 転換工機棟 排気塔	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1))	改修	1-2	-	-	4-22	5-2 6-10	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	放射性廃棄物の廃棄施設	工機棟 転換工機棟 排気塔	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1))	改修	1-2	-	-	4-22	5-2 6-10	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	1-2-112	放射性廃棄物の廃棄施設	工機棟 転換工機棟	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1))	改修	-	-	-	4-22	5-2 6-10	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設		工機棟 転換工機棟	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1))	改修	-	-	-	4-22	5-2 6-10	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
放射性廃棄物の廃棄施設		工機棟 転換工機棟	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1))	改修	-	-	-	4-22	5-2 6-10	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
放射性廃棄物の廃棄施設		工機棟 転換工機棟	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1))	改修	-	-	-	4-22	5-2 6-10	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設		工機棟 転換工機棟	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1))	改修	-	-	-	4-22	5-2 6-10	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設		工機棟 転換工機棟	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1))	改修	-	-	-	4-22	5-2 6-10	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設		工機棟 転換工機棟	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1))	改修	-	-	-	4-22	5-2 6-10	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設		工機棟 転換工機棟	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1))	改修	-	-	-	4-22	5-2 6-10	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設		工機棟 転換工機棟	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1))	改修	-	-	-	4-22	5-2 6-10	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設		工機棟 転換工機棟	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1))	改修	-	-	-	4-22	5-2 6-10	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表1-2-6(1) 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容(放射性廃棄物の処理施設(気体廃棄設備) 7/19)

建築区分	設置場所	名称	変更区分	第三項第三号の記載、構造及び仕様等の詳細が定まる部分																		その他の実施項目で定める仕様		
				第一号	第二号	第三号	第四号	第五号	第六号	第七号	第八号	第九号	第十号	第十一号	第十二号	第十三号	第十四号	第十五号	第十六号	第十七号	第十八号		第十九号	第二十号
放射線管理設備	工機棟 結核工機	気体廃棄物の処理施設(気体廃棄設備(1))	改正	1-4	-	-	6-26	6-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9	-	8-11 8-18	-	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4 16-4	-	17-1 17-2	-	-	-	-	-
放射線管理設備	工機棟 結核工機	気体廃棄物の処理施設(気体廃棄設備(1))	改正	1-4	-	-	6-26	6-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9	-	8-11 8-18	-	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4 16-4	-	17-1 17-2	-	-	-	-	-
放射線管理設備	工機棟 結核工機	気体廃棄物の処理施設(気体廃棄設備(1))	改正	1-4	-	-	6-26	6-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9	-	8-11 8-18	-	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4 16-4	-	17-1 17-2	-	-	-	-	-
放射線管理設備	工機棟 結核工機 結核加工室	気体廃棄物の処理施設(気体廃棄設備(1))	改正	1-4	-	-	6-17 6-22	6-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	8-11	-	11-6 11-9 11-15	-	14-2 14-3 14-4	15-4 16-4	-	-	-	-	-	-	21-5
放射線管理設備	工機棟 結核工機	気体廃棄物の処理施設(気体廃棄設備(1))	改正	-	-	-	-	6-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-
放射線管理設備	工機棟 結核工機	気体廃棄物の処理施設(気体廃棄設備(1))	改正	-	-	-	-	6-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-
放射線管理設備	工機棟 結核工機	気体廃棄物の処理施設(気体廃棄設備(1))	改正	-	-	-	-	6-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-
放射線管理設備	工機棟 結核工機	気体廃棄物の処理施設(気体廃棄設備(1))	改正	-	-	-	-	6-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	8-11	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-
放射線管理設備	工機棟 結核工機	気体廃棄物の処理施設(気体廃棄設備(1))	改正	-	-	-	-	6-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-
放射線管理設備	工機棟 結核工機	気体廃棄物の処理施設(気体廃棄設備(1))	改正	1-4	-	-	-	6-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	8-11	-	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4 16-4	-	-	-	-	-	-	-
放射線管理設備	工機棟 結核工機	気体廃棄物の処理施設(気体廃棄設備(1))	改正	1-4	-	-	-	6-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	8-11	-	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4 16-4	-	-	-	-	-	-	-
放射線管理設備	工機棟 結核工機	気体廃棄物の処理施設(気体廃棄設備(1))	改正	1-4	-	-	-	6-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	8-11	-	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4 16-4	-	-	-	-	-	-	-
放射線管理設備	工機棟 結核工機	気体廃棄物の処理施設(気体廃棄設備(1))	改正	1-4	-	-	-	6-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	8-11	-	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4 16-4	-	-	-	-	-	-	-
放射線管理設備	工機棟 結核工機	気体廃棄物の処理施設(気体廃棄設備(1))	改正	-	-	-	6-26	6-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4 16-4	-	17-1 17-2	-	-	-	-	-
放射線管理設備	工機棟 結核工機	気体廃棄物の処理施設(気体廃棄設備(1))	改正	-	-	-	6-26	6-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4 16-4	-	17-1 17-2	-	-	-	-	-
放射線管理設備	工機棟 結核工機	気体廃棄物の処理施設(気体廃棄設備(1))	改正	-	-	-	6-26	6-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4 16-4	-	17-1 17-2	-	-	-	-	-
放射線管理設備	工機棟 結核工機	気体廃棄物の処理施設(気体廃棄設備(1))	改正	-	-	-	6-26	6-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4 16-4	-	17-1 17-2	-	-	-	-	-
放射線管理設備	工機棟 結核工機	気体廃棄物の処理施設(気体廃棄設備(1))	改正	-	-	-	6-26	6-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4 16-4	-	17-1 17-2	-	-	-	-	-
放射線管理設備	工機棟 結核工機	気体廃棄物の処理施設(気体廃棄設備(1))	改正	-	-	-	6-26	6-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4 16-4	-	17-1 17-2	-	-	-	-	-
放射線管理設備	工機棟 結核工機	気体廃棄物の処理施設(気体廃棄設備(1))	改正	-	-	-	6-26	6-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4 16-4	-	17-1 17-2	-	-	-	-	-
放射線管理設備	工機棟 結核工機	気体廃棄物の処理施設(気体廃棄設備(1))	改正	-	-	-	6-26	6-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4 16-4	-	17-1 17-2	-	-	-	-	-
放射線管理設備	工機棟 結核工機	気体廃棄物の処理施設(気体廃棄設備(1))	改正	-	-	-	6-26	6-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4 16-4	-	17-1 17-2	-	-	-	-	-

表1-2-6(1) 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（放射性廃棄物の処理施設（気体廃棄設備） 9/19）

住居番号	施設区分	建設場所	名称	変更区分	施工員数の位置、構造及び設備の補綴に関する事項																	その他の事業許可で定める仕様			
					第一号	第二号	第三号	第四号	第五号	第六号	第七号	第八号	第九号	第十号	第十一号	第十二号	第十三号	第十四号	第十五号	第十六号	第十七号		第十八号	第十九号	第二十号
▶ 設-313	放射性廃棄物の廃棄施設	工機棟 成型工場 機械室	気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄設備(2)）	改修	-	-	-	4-27	5-2	6-1	7-1 7-3 7-8 7-15	-	9-7	-	11-2 11-9 11-15	-	14-2 14-3 14-4 14-9	-	-	-	-	-	-	-	-
	放射性廃棄物の廃棄施設	工機棟 成型工場 機械室	気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄設備(2)）	改修	-	-	-	4-27	5-2	6-1	7-1 7-3 7-8 7-15	-	9-7	-	11-2 11-9 11-15	-	14-2 14-3 14-4 14-9	-	-	-	-	-	-	-	-
▶ 設-317	放射性廃棄物の廃棄施設	工機棟 成型工場 機械室	気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄設備(2)）	改修	-	-	-	4-27	5-2	6-1	7-1 7-3 7-8 7-15	-	9-7	-	11-2 11-9 11-15	-	14-2 14-3 14-4 14-9	-	-	-	-	-	-	-	-
▶ 設-318	放射性廃棄物の廃棄施設	放射線管理棟 廊外	気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄設備(2)）	改修	1-4	-	-	4-27	5-2	6-1	7-1 7-3 7-8 7-15	-	9-1 9-4 9-7 9-11	-	11-9	-	14-2 14-3 14-4 14-9	-	-	-	-	-	-	-	-
▶ 設-319	放射性廃棄物の廃棄施設	工機棟 成型工場 機械室	気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄設備(2)）	改修	-	-	-	4-24 4-25 4-27 4-29	5-2 5-11	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9 7-15	-	9-7	-	11-2 11-5 11-15 11-16 11-20	-	14-2 14-3 14-4 14-9	-	17-1 17-2 17-3	-	-	-	-	-	-
▶ 設-320	放射性廃棄物の廃棄施設	工機棟 成型工場 フィルタ室(1)	気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄設備(2)）	変更なし	1-4	-	-	4-24 4-25 4-27 4-29	5-2 5-11	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9	-	9-11	-	11-2 11-5 11-16 11-20	-	14-2 14-3 14-4	-	17-1 17-2 17-3	-	-	-	-	-	-
	放射性廃棄物の廃棄施設	工機棟 成型工場 フィルタ室(1)	気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄設備(2)）	改修	1-4	-	-	4-24 4-25 4-27 4-29	5-2 5-11	6-1	7-1 7-3 7-8 7-15	-	9-7 9-11	-	11-2 11-5 11-16 11-20	-	14-2 14-3 14-4 14-9	-	17-1 17-2 17-3	-	-	-	-	-	-
▶ 設-321	放射性廃棄物の廃棄施設	工機棟 成型工場 機械室	気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄設備(2)）	改修	-	-	-	4-24 4-25 4-27 4-29	5-2 5-11	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9	-	-	-	11-2 11-6 11-16 11-20	-	14-2 14-3 14-4	-	17-1 17-2 17-3	-	-	-	20-1	-	-
	放射性廃棄物の廃棄施設	工機棟 成型工場 機械室	気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄設備(2)）	改修	-	-	-	4-24 4-25 4-27 4-29	5-2 5-11	6-1	7-1 7-3 7-8 7-15	-	9-7	-	11-2 11-6 11-16 11-20	-	14-2 14-3 14-4 14-9	-	17-1 17-2 17-3	-	-	-	20-1	-	-
▶ 設-321	放射性廃棄物の廃棄施設	工機棟 成型工場 機械室	気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄設備(2)）	改修	-	-	-	4-24 4-25 4-27 4-29	5-2 5-11	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9	-	-	-	11-2 11-6 11-16 11-20	-	14-2 14-3 14-4	-	17-1 17-2 17-3	-	-	-	20-1	-	-
	放射性廃棄物の廃棄施設	工機棟 成型工場 機械室	気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄設備(2)）	改修	-	-	-	4-24 4-25 4-27 4-29	5-2 5-11	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9	-	-	-	11-2 11-6 11-16 11-20	-	14-2 14-3 14-4	-	17-1 17-2 17-3	-	-	-	20-1	-	-
▶ 設-321	放射性廃棄物の廃棄施設	工機棟 成型工場 機械室	気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄設備(2)）	改修	-	-	-	4-24 4-25 4-27 4-29	5-2 5-11	6-1	7-1 7-3 7-8 7-15	-	9-7	-	11-2 11-6 11-16 11-20	-	14-2 14-3 14-4	-	17-1 17-2 17-3	-	-	-	20-1	-	-
	放射性廃棄物の廃棄施設	工機棟 成型工場 機械室	気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄設備(2)）	改修	-	-	-	4-24 4-25 4-27 4-29	5-2 5-11	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9	-	-	-	11-2 11-6 11-16 11-20	-	14-2 14-3 14-4	-	17-1 17-2 17-3	-	-	-	20-1	-	-
▶ 設-321	放射性廃棄物の廃棄施設	工機棟 成型工場 機械室	気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄設備(2)）	改修	-	-	-	4-24 4-25 4-27 4-29	5-2 5-11	6-1	7-1 7-3 7-8 7-15	-	-	-	11-2 11-6 11-16 11-20	-	14-2 14-3 14-4	-	17-1 17-2 17-3	-	-	-	20-1	-	-
	放射性廃棄物の廃棄施設	工機棟 成型工場 機械室	気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄設備(2)）	改修	-	-	-	4-24 4-25 4-27 4-29	5-2 5-11	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9	-	9-7	-	11-2 11-6 11-16 11-20	-	14-2 14-3 14-4	-	17-1 17-2 17-3	-	-	-	20-1	-	-
▶ 設-321	放射性廃棄物の廃棄施設	工機棟 成型工場 機械室	気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄設備(2)）	改修	-	-	-	4-24 4-25 4-27 4-29	5-2 5-11	6-1	7-1 7-3 7-8 7-15	-	9-7	-	11-2 11-6 11-16 11-20	-	14-2 14-3 14-4	-	17-1 17-2 17-3	-	-	-	20-1	-	-
	放射性廃棄物の廃棄施設	工機棟 成型工場 機械室	気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄設備(2)）	改修	-	-	-	4-24 4-25 4-27 4-29	5-2 5-11	6-1	7-1 7-3 7-8 7-15	-	9-7	-	11-2 11-6 11-16 11-20	-	14-2 14-3 14-4	-	17-1 17-2 17-3	-	-	-	20-1	-	-
▶ 設-322	放射性廃棄物の廃棄施設	工機棟 成型工場 フィルタ室(1)	気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄設備(2)）	改修	1-4	-	-	4-18 4-19	5-3 5-22	6-1	7-1 7-3 7-8	-	9-11 9-10	-	-	-	14-2 14-4	-	17-1 17-2 17-3	-	-	-	-	-	-
	放射性廃棄物の廃棄施設	工機棟 成型工場 フィルタ室(1)	気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄設備(2)）	改修	1-4	-	-	4-18 4-19	5-3 5-22	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9	-	9-11 9-10	-	-	-	14-2 14-4	-	17-1 17-2 17-3	-	-	-	-	-	-
▶ 設-322	放射性廃棄物の廃棄施設	工機棟 成型工場 フィルタ室(1)	気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄設備(2)）	改修	1-4	-	-	4-18 4-19	5-3 5-22	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9	-	9-11 9-10	-	-	-	14-2 14-4	-	17-1 17-2 17-3	-	-	-	-	-	-
	放射性廃棄物の廃棄施設	工機棟 成型工場 フィルタ室(1)	気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄設備(2)）	改修	1-4	-	-	4-18 4-19	5-3 5-22	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9	-	9-11 9-10	-	-	-	14-2 14-4	-	17-1 17-2 17-3	-	-	-	-	-	-
▶ 設-322	放射性廃棄物の廃棄施設	工機棟 成型工場 フィルタ室(1)	気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄設備(2)）	改修	1-4	-	-	4-14 4-15 4-18	5-3 5-22	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9	-	9-11 9-10	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	17-1 17-2 17-3	-	-	-	-	-	-
	放射性廃棄物の廃棄施設	工機棟 成型工場 フィルタ室(1)	気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄設備(2)）	改修	1-4	-	-	4-14 4-15 4-18	5-3 5-22	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9	-	9-11 9-10	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	17-1 17-2 17-3	-	-	-	-	-	-

表1-2-6(1) 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（放射性廃棄物の処理施設（気体廃棄設備） 11/19）

申請番号	建設区分	建設場所	名称	変更区分	加工施設の変更、構造及び設備の増設に関する事項																	その他申請許可で決める位置					
					第一号	第二号	第三号	第四号	第五号	第六号	第七号	第八号	第九号	第十号	第十一号	第十二号	第十三号	第十四号	第十五号	第十六号	第十七号		第十八号	第十九号	第二十号	第二十一号	第二十二号
1-2-256	放射線障害防止設備の設置	工場棟 成型工場 排気塔	放射線障害防止設備の設置	改設	1-2	-	-	-	4-22	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
			放射線障害防止設備の設置	改設	1-2	-	-	-	4-22	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
			放射線障害防止設備の設置	改設	1-2	-	-	-	4-22	5-2	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			放射線障害防止設備の設置	改設	1-2	-	-	-	4-22	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
1-2-257	放射線障害防止設備の設置	工場棟 成型工場	放射線障害防止設備の設置	改設	-	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
			放射線障害防止設備の設置	改設	-	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			放射線障害防止設備の設置	改設	-	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9	-	5-5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			放射線障害防止設備の設置	改設	-	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			放射線障害防止設備の設置	改設	-	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			放射線障害防止設備の設置	改設	-	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	5-5 5-6 5-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			放射線障害防止設備の設置	改設	-	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			放射線障害防止設備の設置	改設	-	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1-2-258	放射線障害防止設備の設置	工場棟 成型工場	放射線障害防止設備の設置	改設	-	-	-	-	4-26	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
			放射線障害防止設備の設置	改設	-	-	-	-	4-26	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			放射線障害防止設備の設置	改設	-	-	-	-	4-26	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			放射線障害防止設備の設置	改設	-	-	-	-	4-26	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			放射線障害防止設備の設置	改設	-	-	-	-	4-26	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			放射線障害防止設備の設置	改設	-	-	-	-	4-26	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			放射線障害防止設備の設置	改設	-	-	-	-	4-26	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			放射線障害防止設備の設置	改設	-	-	-	-	4-26	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			放射線障害防止設備の設置	改設	-	-	-	-	4-26	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			放射線障害防止設備の設置	改設	-	-	-	-	4-26	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			放射線障害防止設備の設置	改設	-	-	-	-	4-26	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表1-2-6(1) 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容(放射性廃棄物の処理施設(気体廃棄設備) 13/19)

位置番号	施設区分	設置用途	名称	変更区分	加工廃棄物の処理・輸送及び貯蔵の施設に関する規制																			その他事業変更許可で定める仕様	
					第一号	第二号	第三号	第四号	第五号	第六号	第七号	第八号	第九号	第十号	第十一号	第十二号	第十三号	第十四号	第十五号	第十六号	第十七号	第十八号	第十九号		第二十号
1-2-541	放射性廃棄物の廃棄施設	工事後 成型工場	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(2))	改修	-	-	-	4-25	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	17-1 17-4	-	-	-	-
1-2-541	放射性廃棄物の廃棄施設	工事後 成型工場	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(2))	改修	-	-	-	4-25	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	16-4	-	17-1 17-3	-	-	-	-
1-2-541	放射性廃棄物の廃棄施設	工事後 成型工場	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(2))	改修	-	-	-	4-25	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	16-4	-	17-1 17-3	-	-	-	-
1-2-541	放射性廃棄物の廃棄施設	工事後 成型工場	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(2))	改修	-	-	-	4-25	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	16-4	-	17-1 17-4	-	-	-	-
1-2-541	放射性廃棄物の廃棄施設	工事後 成型工場	気体廃棄物の廃棄設備(1)	改修	-	-	-	4-26	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	16-4	-	17-1 17-4	-	-	-	-
1-2-541	放射性廃棄物の廃棄施設	工事後 成型工場	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(2))	改修	-	-	-	4-26	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	16-4	-	17-1 17-4	-	-	-	-
1-2-541	放射性廃棄物の廃棄施設	工事後 成型工場	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(2))	改修	-	-	-	4-26	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	16-4	-	17-1 17-4	-	-	-	-
1-2-541	放射性廃棄物の廃棄施設	工事後 成型工場	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(2))	改修	-	-	-	4-26	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	16-4	-	17-1 17-4	-	-	-	-
1-2-541	放射性廃棄物の廃棄施設	工事後 成型工場、放射線管理棟	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1))	改修	-	-	-	4-25	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	16-4	-	17-1 17-4	-	-	-	-
1-2-541	放射性廃棄物の廃棄施設	工事後 成型工場、放射線管理棟	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(2))	改修	-	-	-	4-25	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	16-4	-	17-1 17-4	-	-	-	-
1-2-541	放射性廃棄物の廃棄施設	工事後 成型工場、放射線管理棟	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(2))	改修	-	-	-	4-25	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	16-4	-	17-1 17-4	-	-	-	-
1-2-541	放射性廃棄物の廃棄施設	工事後 成型工場、放射線管理棟	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(2))	改修	-	-	-	4-26	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	16-4	-	17-1 17-4	-	-	-	-
1-2-541	放射性廃棄物の廃棄施設	工事後 成型工場、放射線管理棟	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(2))	改修	1-4	-	-	4-25	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	8-11	-	-	-	14-2 14-3 14-4	16-4	-	17-1 17-4	-	-	-	-
1-2-541	放射性廃棄物の廃棄施設	工事後 成型工場、放射線管理棟	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(2))	改修	-	-	-	4-25	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	16-4	-	17-1 17-4	-	-	-	-
1-2-541	放射性廃棄物の廃棄施設	工事後 成型工場、放射線管理棟	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(2))	改修	-	-	-	4-26	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	16-4	-	17-1 17-4	-	-	-	-
1-2-541	放射性廃棄物の廃棄施設	工事後 成型工場、放射線管理棟	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(2))	改修	-	-	-	4-25	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	16-4	-	17-1 17-4	-	-	-	-
1-2-541	放射性廃棄物の廃棄施設	工事後 成型工場、放射線管理棟	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(2))	改修	-	-	-	4-26	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	16-4	-	17-1 17-4	-	-	-	-
1-2-541	放射性廃棄物の廃棄施設	工事後 成型工場、放射線管理棟	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(2))	改修	-	-	-	4-25	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	16-4	-	17-1 17-4	-	-	-	-
1-2-541	放射性廃棄物の廃棄施設	工事後 成型工場、放射線管理棟	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(2))	改修	-	-	-	4-26	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	16-4	-	17-1 17-4	-	-	-	-
1-2-541	放射性廃棄物の廃棄施設	加工後 成型工場 フィルタ室	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(2))	変更なし	-	-	-	4-27	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-15	-	8-7	-	11-4 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4 14-6 14-8	-	-	-	-	-	-	-
1-2-541	放射性廃棄物の廃棄施設	加工後 成型工場 機械室	気体廃棄物の廃棄設備(3)	変更なし	-	-	-	4-27	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-15	-	8-7	-	11-4 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4 14-6 14-8	-	-	-	-	-	-	-
1-2-541	放射性廃棄物の廃棄施設	加工後 成型工場 機械室	気体廃棄物の廃棄設備(3)	変更なし	-	-	-	4-27	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-15	-	8-7	-	11-4 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4 14-6 14-8	-	-	-	-	-	-	-
1-2-541	放射性廃棄物の廃棄施設	加工後 成型工場 機械室	気体廃棄物の廃棄設備(3)	変更なし	-	-	-	4-27	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-15	-	8-7	-	11-4 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4 14-6 14-8	-	-	-	-	-	-	-
1-2-541	放射性廃棄物の廃棄施設	加工後 成型工場 フィルタ室	気体廃棄物の廃棄設備(2)	改修	-	-	-	4-26	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-15	-	8-7	-	11-4 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4 14-6 14-8	16-4	-	17-1 17-3 17-13	-	-	-	-
1-2-541	放射性廃棄物の廃棄施設	加工後 成型工場 フィルタ室	気体廃棄物の廃棄設備(2)	改修	-	-	-	4-26	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-15	-	8-7	-	11-4 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4 14-6 14-8	16-4	-	17-1 17-4 17-13	-	-	-	-

表1-2-6(1) 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（放射性廃棄物の処理施設（気体廃棄設備） 14/19）

位置番号	施設区分	設備名	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の履歴に関する情報																	その他事業許可で定める仕様									
					第一号	第二号	第三号	第四号	第五号	第六号	第七号	第八号	第九号	第十号	第十一号	第十二号	第十三号	第十四号	第十五号	第十六号	第十七号		第十八号	第十九号	第二十号	第二十一号	第二十二号				
1-2-344	放射性廃棄物の廃棄施設	加工機 成型工機 フィルタ室	気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄設備(2)）	放射線遮蔽用コンクリート壁（放射線遮蔽設備(2)）	改修	-	-	-	4-24 4-25 4-27 4-29	5-2 5-2 5-2 5-2	6-1	7-1 7-2 7-8 7-15	-	9-7	-	11-7 11-8 11-9 11-15 11-15 11-16 11-20	-	14-3 14-3 14-4 14-6 14-8	-	17-1 17-4 17-12	-	-	-	-	-	-					
					改修	-	-	-	4-24 4-25 4-27 4-29	5-2 5-2 5-2 5-2	6-1	7-1 7-2 7-8 7-15	-	9-7	-	11-7 11-8 11-9 11-15 11-15 11-16 11-20	-	14-3 14-3 14-4 14-6 14-8	-	17-1 17-4 17-12	-	-	-	-	-	-					
					改修	-	-	-	4-24 4-25 4-27 4-29	5-2 5-2 5-2 5-2	6-1	7-1 7-2 7-8 7-15	-	9-7	-	11-7 11-8 11-9 11-15 11-15 11-16 11-20	-	14-3 14-3 14-4 14-6 14-8	-	17-1 17-4 17-12	-	-	-	-	-	-	-	-			
					改修	-	-	-	4-24 4-25 4-27 4-29	5-2 5-2 5-2 5-2	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9	-	9-7	-	11-7 11-8 11-9 11-15 11-15 11-16 11-20	-	14-3 14-3 14-4 14-6 14-8	-	17-1 17-4 17-12	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
					改修	-	-	-	4-24 4-25 4-27 4-29	5-2 5-2 5-2 5-2	6-1	7-1 7-2 7-8 7-15	-	9-7	-	11-7 11-8 11-9 11-15 11-15 11-16 11-20	-	14-3 14-3 14-4 14-6 14-8	-	17-1 17-4 17-12	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
1-2-345	放射性廃棄物の廃棄施設	加工機 成型工機 フィルタ室	気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄設備(2)）	高圧電圧エアフィルタ（ベルト加工機、調整装置、工作機、放射線遮蔽設備(1)、粉末貯蔵庫(2)、運送経路室内排気システム）	改修	-	-	-	4-14 4-25 4-28	5-2 5-2 5-2	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	11-9	-	14-3 14-3 14-4	-	17-1 17-4 17-12	-	-	-	-	-	-					
					改修	-	-	-	4-14 4-25 4-28	5-2 5-2 5-2	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	11-9	-	14-3 14-3 14-4	-	17-1 17-4 17-12	-	-	-	-	-	-	-	-			
					改修	-	-	-	4-14 4-25 4-28	5-2 5-2 5-2	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	11-9	-	14-3 14-3 14-4	-	17-1 17-4 17-12	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
					改修	-	-	-	4-14 4-25 4-28	5-2 5-2 5-2	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	11-9	-	14-3 14-3 14-4	-	17-1 17-4 17-12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
					改修	-	-	-	4-14 4-25 4-28	5-2 5-2 5-2	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	11-9	-	14-3 14-3 14-4	-	17-1 17-4 17-12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1-2-346	放射性廃棄物の廃棄施設	加工機 成型工機 フィルタ室	気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄設備(2)）	高圧電圧エアフィルタ（ベルト加工機、調整装置、工作機、放射線遮蔽設備(1)、粉末貯蔵庫(2)、運送経路室内排気システム）	改修	-	-	-	4-14 4-25 4-28	5-2 5-2 5-2	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	11-9	-	14-3 14-3 14-4	-	17-1 17-4 17-12	-	-	-	-	-	-	-	-			
					改修	-	-	-	4-14 4-25 4-28	5-2 5-2 5-2	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	11-9	-	14-3 14-3 14-4	-	17-1 17-4 17-12	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
					改修	-	-	-	4-14 4-25 4-28	5-2 5-2 5-2	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	11-9	-	14-3 14-3 14-4	-	17-1 17-4 17-12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
					改修	-	-	-	4-14 4-25 4-28	5-2 5-2 5-2	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	11-9	-	14-3 14-3 14-4	-	17-1 17-4 17-12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
					改修	-	-	-	4-14 4-25 4-28	5-2 5-2 5-2	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	11-9	-	14-3 14-3 14-4	-	17-1 17-4 17-12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1-2-347	放射性廃棄物の廃棄施設	加工機 成型工機 排気室	気体廃棄物の廃棄設備（気体廃棄設備(1)）	除気定防止ダンパ（室内との境界部）[ベルト加工機、調整装置、工作機、放射線遮蔽設備(1)、粉末貯蔵庫(2)、運送経路室内排気システム]	変更なし	1-2	-	-	4-22	5-2	6-1	7-1 7-2 7-8 7-10	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
					変更なし	1-2	-	-	4-22	5-2	6-1	7-1 7-2 7-8 7-10	-	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
					変更なし	1-2	-	-	4-22	5-2	6-1	7-1 7-2 7-8 7-10	-	-	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
					変更なし	1-2	-	-	4-22	5-2	6-1	7-1 7-2 7-8 7-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
					変更なし	1-2	-	-	4-22	5-2	6-1	7-1 7-2 7-8 7-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-

表1-2-6(1) 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容 (放射性廃棄物の処理施設 (気体廃棄設備) 15/19)

放射線Na			施設区分	設備箇所	名称	変更区分	加工装置の配置、構成及び容量の増減に関する規制																															
							第一系	第二系	第三系	第四系	第五系	第六系	第七系	第八系	第九系	第十系	第十一系	第十二系	第十三系	第十四系	第十五系	第十六系	第十七系	第十八系	第十九系	第二十系	第二十一系	第二十二系	その他事業許可で定める仕様									
→線-№47	放射性廃棄物の廃棄施設	加工機 成型工機 押気箱		気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄装置 (2))	押気必須防止ダンパ (モノとの吸排機) (配付排気室兼内排気系統)	改修	1-1	-	-	4-22	5-2 6-10	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9 7-10																									
	放射性廃棄物の廃棄施設	加工機 成型工機 押気箱		気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄装置 (3))	押気必須防止ダンパ (モノとの吸排機) (配付排気室兼用排気系統)	改修	1-1	-	-	4-22	5-2 6-10	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9 7-10																									
	放射性廃棄物の廃棄施設	加工機 成型工機 フィルタ室		気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄装置 (5))	押気必須防止ダンパ (モノとの吸排機) (フィルタ室兼内排気系統)	改修	1-1	-	-	4-22	5-2 6-10	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9 7-10																									
→線-№48	放射性廃棄物の廃棄施設	加工機 成型工機		気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄装置 (1))	押気ダクト・ダンパ (ベレット加工機、計量機 (2)、調剤機器、電子秤、粉砕装置 (1)、粉砕装置 (2)、選別装置 (1))	改修	-	-	-	-	5-2 6-10	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9																									
	放射性廃棄物の廃棄施設	加工機 成型工機		気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄装置 (2))	押気ダクト・ダンパ (ベレット加工機兼廃棄機 (2))	改修	-	-	-	-	5-1	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9																									
	放射性廃棄物の廃棄施設	加工機 成型工機		気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄装置 (2))	押気ダクト・ダンパ (ベレット排気兼廃棄機)	改修	-	-	-	-	5-1	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9																									
	放射性廃棄物の廃棄施設	加工機 成型工機		気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄装置 (3))	押気ダクト・ダンパ (選別装置兼排気系統)	改修	-	-	-	-	5-1	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9																									
	放射性廃棄物の廃棄施設	加工機 成型工機		気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄装置 (2))	押気ダクト・ダンパ (フィルタ室兼排気系統)	改修	-	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9																									
→線-№49	放射性廃棄物の廃棄施設	加工機 成型工機		気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄装置 (5))	押気ダクト・ダンパ (排気、吸排機・高性能エアフィルタ) (ベレット加工機、計量機 (2)、調剤機器、電子秤、粉砕装置 (1)、粉砕装置 (2)、選別装置内排気系統 (1))	改修	-	-	-	4-26	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9																									
	放射性廃棄物の廃棄施設	加工機 成型工機		気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄装置 (5))	押気ダクト・ダンパ (排気、吸排機・高性能エアフィルタ) (ベレット加工機兼排気系統 (1))	改修	-	-	-	4-26	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9																									
	放射性廃棄物の廃棄施設	加工機 成型工機		気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄装置 (2))	押気ダクト・ダンパ (排気、吸排機・高性能エアフィルタ) (ベレット加工機内排気系統 (2))	改修	-	-	-	4-26	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9																									
	放射性廃棄物の廃棄施設	加工機 成型工機		気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄装置 (2))	押気ダクト・ダンパ (排気、吸排機・高性能エアフィルタ) (ベレット加工機兼排気系統 (2))	改修	-	-	-	4-26	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9																									
	放射性廃棄物の廃棄施設	加工機 成型工機		気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄装置 (5))	押気ダクト・ダンパ (排気、吸排機・高性能エアフィルタ) (ベレット排気兼内排気系統)	改修	-	-	-	4-26	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9																									
	放射性廃棄物の廃棄施設	加工機 成型工機		気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄装置 (5))	押気ダクト・ダンパ (排気、吸排機・高性能エアフィルタ) (配付排気室兼用排気系統)	改修	-	-	-	4-26	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9																									
	放射性廃棄物の廃棄施設	加工機 成型工機		気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄装置 (5))	押気ダクト・ダンパ (排気、吸排機・高性能エアフィルタ) (ベレット排気兼内排気系統)	改修	-	-	-	4-26	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9																									
	放射性廃棄物の廃棄施設	加工機 成型工機		気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄装置 (3))	押気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ兼排気) (ベレット加工機、計量機 (2)、調剤機器、電子秤、粉砕装置 (1)、粉砕装置 (2)、選別装置内排気系統 (1))	改修	-	-	-	4-26	5-2 6-10	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9																									
→線-№50	放射性廃棄物の廃棄施設	加工機 成型工機		気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄装置 (2))	押気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ兼排気) (ベレット加工機兼内排気系統 (1))	改修	-	-	-	4-26	5-2 6-10	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9																									
	放射性廃棄物の廃棄施設	加工機 成型工機		気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄装置 (2))	押気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ兼排気) (ベレット加工機兼内排気系統 (1))	改修	-	-	-	4-26	5-2 6-10	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9																									
	放射性廃棄物の廃棄施設	加工機 成型工機		気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄装置 (2))	押気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ兼排気) (ベレット加工機兼内排気系統 (2))	改修	-	-	-	4-26	5-3 6-10	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9																									
	放射性廃棄物の廃棄施設	加工機 成型工機		気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄装置 (1))	押気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ兼排気) (配付排気室兼内排気系統)	改修	-	-	-	4-26	5-2 6-10	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9																									

表1-2-6(1) 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容(放射性廃棄物の処理施設(気体廃棄設備) 16/19)

申請書No.	施設区分	設備名称	名称	変更区分	加工施設の位置・構造及び設備の種類に関する事項															その他事業許可で定める仕様								
					第一号	第二号	第三号	第四号	第五号	第六号	第七号	第八号	第九号	第十号	第十一号	第十二号	第十三号	第十四号	第十五号		第十六号	第十七号	第十八号	第十九号	第二十号	第二十一号	第二十二号	
F-250	放射性廃棄物の処理施設	加工機 成型工機	気体廃棄物の処理設備(気体廃棄設備(2))	改修	-	-	-	4-28	5-3 5-10	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	放射性廃棄物の処理施設	加工機 成型工機	気体廃棄物の処理設備(気体廃棄設備(2))	改修	-	-	-	4-28	5-3 5-10	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4 15-5	-	17-1 17-2	-	-	-	-	-	-	-
F-251	放射性廃棄物の処理施設	加工機 成型工機	気体廃棄物の処理設備(気体廃棄設備(2))	改修	-	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	放射性廃棄物の処理施設	加工機 成型工機	気体廃棄物の処理設備(気体廃棄設備(2))	改修	-	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
F-252	放射性廃棄物の処理施設	加工機 成型工機	気体廃棄物の処理設備(気体廃棄設備(2))	改修	-	-	-	4-25	5-3 5-24	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4 15-5 15-7	-	17-1 17-2	-	-	-	-	-	-	-
	放射性廃棄物の処理施設	加工機 成型工機	気体廃棄物の処理設備(気体廃棄設備(2))	改修	-	-	-	4-25	5-2 5-24	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4 15-5 15-7	-	17-1 17-2	-	-	-	-	-	-	-
F-253	放射性廃棄物の処理施設	加工機 成型工機	気体廃棄物の処理設備(気体廃棄設備(2))	改修	-	-	-	4-25	5-3 5-20	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	放射性廃棄物の処理施設	加工機 成型工機	気体廃棄物の処理設備(気体廃棄設備(2))	改修	-	-	-	4-25	5-3 5-20	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
F-254	放射性廃棄物の処理施設	加工機 成型工機	気体廃棄物の処理設備(気体廃棄設備(2))	改修	-	-	-	4-25	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	放射性廃棄物の処理施設	加工機 成型工機	気体廃棄物の処理設備(気体廃棄設備(2))	改修	-	-	-	4-25	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4 15-5	-	17-1 17-2	-	-	-	-	-	-	-
F-255	放射性廃棄物の処理施設	加工機 成型工機	気体廃棄物の処理設備(気体廃棄設備(2))	改修	-	-	-	4-25	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4 15-5	-	17-1 17-2	-	-	-	-	-	-	-
	放射性廃棄物の処理施設	加工機 成型工機	気体廃棄物の処理設備(気体廃棄設備(2))	改修	-	-	-	4-25	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4 15-5	-	17-1 17-2	-	-	-	-	-	-	-
F-256	放射性廃棄物の処理施設	加工機 成型工機	気体廃棄物の処理設備(気体廃棄設備(2))	改修	-	-	-	4-25	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	放射性廃棄物の処理施設	加工機 成型工機	気体廃棄物の処理設備(気体廃棄設備(2))	改修	-	-	-	4-25	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4 15-5	-	17-1 17-2	-	-	-	-	-	-	-
F-257	放射性廃棄物の処理施設	加工機 成型工機	気体廃棄物の処理設備(気体廃棄設備(2))	改修	-	-	-	4-25	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4 15-5	-	17-1 17-2	-	-	-	-	-	-	-
	放射性廃棄物の処理施設	加工機 成型工機	気体廃棄物の処理設備(気体廃棄設備(2))	改修	-	-	-	4-25	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4 15-5	-	17-1 17-2	-	-	-	-	-	-	-
F-258	放射性廃棄物の処理施設	放射線測定器 第3放射線計測器 フィルタ室	気体廃棄物の処理設備(気体廃棄設備(4))	変更なし	-	-	-	4-27	5-3	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	9-7	-	11-3 11-9 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4 14-9 14-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	放射性廃棄物の処理施設	放射線測定器 第3放射線計測器 フィルタ室	気体廃棄物の処理設備(気体廃棄設備(4))	変更なし	-	-	-	4-27	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	9-7	-	11-3 11-9 11-16	-	-	14-2 14-3 14-4 14-9 14-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
F-259	放射性廃棄物の処理施設	放射線測定器 第3放射線計測器 フィルタ室	気体廃棄物の処理設備(気体廃棄設備(4))	変更なし	-	-	-	4-24 4-25 4-27 4-29	5-3 5-11	6-3	7-1 7-2 7-3 7-9 7-15	-	9-7	-	11-3 11-9 11-15 11-16 11-20	-	-	14-2 14-3 14-4 14-9 14-10	15-4 15-5	-	17-1 17-2 17-13	-	-	-	-	-	-	-
	放射性廃棄物の処理施設	放射線測定器 第3放射線計測器 フィルタ室	気体廃棄物の処理設備(気体廃棄設備(4))	変更なし	-	-	-	4-24 4-25 4-27 4-29	5-3 5-11	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9 7-15	-	9-7	-	11-3 11-9 11-15 11-16 11-20	-	-	14-2 14-3 14-4 14-9 14-10	15-4 15-5	-	17-1 17-2 17-13	-	-	-	-	-	-	-
F-260	放射性廃棄物の処理施設	放射線測定器 第3放射線計測器 フィルタ室	気体廃棄物の処理設備(気体廃棄設備(4))	変更なし	-	-	-	4-24 4-25 4-27 4-31	5-3 5-11	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9 7-15	-	9-7	-	11-3 11-9 11-16 11-20	-	-	14-2 14-3 14-4 14-9 14-10	-	-	20-1	-	-	-	-	-	-	-
	放射性廃棄物の処理施設	放射線測定器 第3放射線計測器 フィルタ室	気体廃棄物の処理設備(気体廃棄設備(4))	変更なし	-	-	-	4-24 4-25 4-27 4-31	5-3 5-11	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9 7-15	-	9-7	-	11-3 11-9 11-16 11-20	-	-	14-2 14-3 14-4 14-9 14-10	-	-	20-1	-	-	-	-	-	-	-
F-261	放射性廃棄物の処理施設	放射線測定器 第3放射線計測器 フィルタ室	気体廃棄物の処理設備(気体廃棄設備(4))	改修	-	-	-	4-14 4-25 4-28	5-2 5-22	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	11-3	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4 15-5	-	17-1 17-2 17-13	-	-	-	-	-	-	-
	放射性廃棄物の処理施設	放射線測定器 第3放射線計測器 フィルタ室	気体廃棄物の処理設備(気体廃棄設備(4))	改修	-	-	-	4-14 4-25 4-28	5-2 5-22	6-1	7-1 7-2 7-3 7-9	-	-	-	11-3	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4 15-5	-	17-1 17-2 17-13	-	-	-	-	-	-	-

表1-2-6(1) 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（放射性廃棄物の処理施設（気体廃棄設備） 17/19）

位置番号	施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工機等の位置・構造及び設備の構造に関する事項																								その他事務許可で定める仕様				
					変更	第一系	第二系	第三系	第四系	第五系	第六系	第七系	第八系	第九系	第十系	第十一系	第十二系	第十三系	第十四系	第十五系	第十六系	第十七系	第十八系	第十九系	第二十系	第二十一系	第二十二系						
					内容	構造	構造	構造	構造	構造	構造	構造	構造	構造	構造	構造	構造	構造	構造	構造	構造	構造	構造	構造	構造	構造	構造	構造					
1-01-001	放射性廃棄物の処理施設	行員建物 第3放射科倉庫 フィルム室	気体廃棄物の処理設備（気体廃棄設備）	設置	-	-	-	-	4-14 4-25 6-28	5-2 6-22	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9	-	-	-	11-3	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-			
1-01-002	放射性廃棄物の処理施設	行員建物 第3放射科倉庫 フィルム室	気体廃棄物の処理設備（気体廃棄設備）	変更なし	1-2	-	-	-	4-22	5-2 6-1	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-			
1-01-003	放射性廃棄物の処理施設	行員建物 第3放射科倉庫 フィルム室	気体廃棄物の処理設備（気体廃棄設備）	変更なし	1-2	-	-	-	4-22	5-2 6-1	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-			
1-01-004	放射性廃棄物の処理施設	行員建物 第3放射科倉庫 フィルム室	気体廃棄物の処理設備（気体廃棄設備）	設置	1-2	-	-	-	4-22	5-2 6-10	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-			
1-01-005	放射性廃棄物の処理施設	行員建物 第3放射科倉庫 フィルム室	気体廃棄物の処理設備（気体廃棄設備）	設置	1-2	-	-	-	4-22	5-2 6-10	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9 7-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-			
1-01-006	放射性廃棄物の処理施設	行員建物 第3放射科倉庫	気体廃棄物の処理設備（気体廃棄設備）	設置	-	-	-	-	5-2 6-10	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	9-6	-	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
1-01-007	放射性廃棄物の処理施設	行員建物 第3放射科倉庫	気体廃棄物の処理設備（気体廃棄設備）	設置	-	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
1-01-008	放射性廃棄物の処理施設	行員建物 第3放射科倉庫	気体廃棄物の処理設備（気体廃棄設備）	設置	-	-	-	-	4-25	5-2 6-1	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4 15-6	-	17-1 17-3	-	-	-	-	-	-	-	
1-01-009	放射性廃棄物の処理施設	行員建物 第3放射科倉庫	気体廃棄物の処理設備（気体廃棄設備）	設置	-	-	-	-	4-25	5-2 6-1	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4 15-6	-	17-1 17-3	-	-	-	-	-	-	-	
1-01-010	放射性廃棄物の処理施設	行員建物 第3放射科倉庫	気体廃棄物の処理設備（気体廃棄設備）	設置	-	-	-	-	4-25	5-2 6-1	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4 15-6	-	17-1 17-3	-	-	-	-	-	-	-	
1-01-011	放射性廃棄物の処理施設	行員建物 第3放射科倉庫	気体廃棄物の処理設備（気体廃棄設備）	設置	-	-	-	-	4-25	5-2 6-10	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4 15-6	-	17-1 17-3	-	-	-	-	-	-	-	
1-01-012	放射性廃棄物の処理施設	行員建物 第3放射科倉庫	気体廃棄物の処理設備（気体廃棄設備）	設置	-	-	-	-	4-25	5-2 6-10	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4 15-6	-	17-1 17-3	-	-	-	-	-	-	-	
1-01-013	放射性廃棄物の処理施設	行員建物 第3放射科倉庫	気体廃棄物の処理設備（気体廃棄設備）	設置	-	-	-	-	4-25	5-2 6-10	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4 15-6	-	17-1 17-3	-	-	-	-	-	-	-	
1-01-014	放射性廃棄物の処理施設	行員建物 第3放射科倉庫	気体廃棄物の処理設備（気体廃棄設備）	設置	-	-	-	-	4-25	5-2 6-10	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4 15-6	-	17-1 17-3	-	-	-	-	-	-	-	
1-01-015	放射性廃棄物の処理施設	行員建物 第1病棟院内 品内	気体廃棄物の処理設備（気体廃棄設備）	変更なし	1-4	-	-	-	4-27	5-2 6-1	6-1	7-1 7-9 7-15	-	9-1 9-7 9-11	-	11-5 11-9 11-14	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4 14-5 14-6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
1-01-016	放射性廃棄物の処理施設	行員建物 第1病棟院内 汚気室	気体廃棄物の処理設備（気体廃棄設備）	設置	1-4	-	-	-	4-24 4-28 4-29	5-2 5-11 5-20	6-1	7-1 7-9 7-9 7-15	-	9-7 9-11	-	11-5 11-14 11-20	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4 14-5 14-6	-	-	17-1 17-4 17-13	-	-	-	-	-	-	-	
1-01-017	放射性廃棄物の処理施設	行員建物 第1病棟院内 汚気室	気体廃棄物の処理設備（気体廃棄設備）	設置	1-4	-	-	-	4-24 4-28 4-29	5-2 5-11 5-20	6-1	7-1 7-9 7-9 7-15	-	9-7 9-11	-	11-5 11-14 11-20	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4 14-5 14-6	-	-	17-1 17-4 17-13	-	-	-	-	-	-	-	-
1-01-018	放射性廃棄物の処理施設	行員建物 第1病棟院内 汚気室	気体廃棄物の処理設備（気体廃棄設備）	設置	1-4	-	-	-	4-14 4-26 4-28	5-2 6-22	6-1	7-1 7-9 7-9	-	9-11 9-19	-	11-5 11-14 11-20	-	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4 15-6	-	17-1 17-4 17-13	-	-	-	-	-	-	-	-

表1-2-6(1) 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容(放射線業務の処理施設(気体廃棄設備) 18/19)

社名	施設区分	設備箇所	名称	変更区分	加工機材の名称・構造及び設置の状況に関する資料																	その他事業許可で求める仕様
					変更内容																	
					第一号	第二号	第三号	第四号	第五号	第六号	第七号	第八号	第九号	第十号	第十一号	第十二号	第十三号	第十四号	第十五号	第十六号	第十七号	
1-2-55	放射線業務の廃棄施設	付属施設 第1廃棄物処理所 排気風	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(5))	改修	1-4	-	-	4-14 4-28	5-2 5-22	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9	-	9-17 9-19	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	17-1 17-4 17-6 17-13	-		
1-2-56	放射線業務の廃棄施設	付属施設 第1廃棄物処理所	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(5))	新設	1-4	-	-	4-22	5-2 5-10	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9	-	9-11	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-		
1-2-57	放射線業務の廃棄施設	付属施設 第1廃棄物処理所	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(5))	改修	1-4	-	-	4-22	5-2 5-10	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9	-	9-11	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-		
1-2-58	放射線業務の廃棄施設	付属施設 第1廃棄物処理所	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(5))	改修	1-4	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9	-	9-1 9-4 9-5 9-11	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-		
1-2-59	放射線業務の廃棄施設	付属施設 第1廃棄物処理所	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(5))	改修	1-4	-	-	4-28	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9	-	9-11	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-		
1-2-59	放射線業務の廃棄施設	付属施設 第1廃棄物処理所	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(5))	改修	1-4	-	-	4-28	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9	-	9-13	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-		
1-2-60	放射線業務の廃棄施設	付属施設 第1廃棄物処理所	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(5))	改修	1-4	-	-	4-28	5-2 5-10	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9	-	9-1 9-4 9-11 9-18	-	14-2 14-3 14-4	15-4	-	17-1 17-2	-			
1-2-60	放射線業務の廃棄施設	付属施設 第1廃棄物処理所	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(5))	改修	1-4	-	-	4-28	5-2 5-10	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9	-	9-1 9-4 9-11 9-18	-	14-2 14-3 14-4	-	-	17-1 17-4	-			
1-2-61	放射線業務の廃棄施設	付属施設 第1廃棄物処理所	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(5))	改修	1-4	-	-	-	5-2 5-10	6-1	7-1 7-2 7-8 7-9	-	9-11	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-		
1-2-62	放射線業務の廃棄施設	付属施設 第1廃棄物処理所	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(5))	改修	1-4	-	-	4-28	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9	-	9-11	-	14-2 14-3 14-4	-	-	17-1 17-4	-			
1-2-62	放射線業務の廃棄施設	付属施設 第1廃棄物処理所	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(5))	改修	1-4	-	-	4-28	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-8 7-9	-	9-11	-	14-2 14-3 14-4	-	-	17-1 17-4	-			
1-2-63	放射線業務の廃棄施設	付属施設 第1廃棄物処理所 扇外	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(5))	改修	1-4	-	-	-	5-2	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9	-	9-1 9-4 9-11	11-8 11-14	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	23-10		
1-2-64	放射線業務の廃棄施設	付属施設 第2廃棄物処理所 排気風	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(6))	変更なし	1-4	-	-	4-27	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-7 9-11	11-8 11-14	14-2 14-3 14-4 14-8	-	-	-	-	-		
1-2-64	放射線業務の廃棄施設	付属施設 第2廃棄物処理所 排気風	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(6))	変更なし	1-4	-	-	4-27	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-7 9-11	11-8 11-14	14-2 14-3 14-4 14-8	-	-	-	-	-		
1-2-65	放射線業務の廃棄施設	付属施設 シリンド洗浄機 排気風	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(6))	変更なし	-	-	-	4-24 4-27 4-29	5-2 5-11	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-7	11-4 11-9 11-15	14-2 14-3 14-4 14-8	15-4	-	17-1 17-4 17-13	-			
1-2-65	放射線業務の廃棄施設	付属施設 シリンド洗浄機 排気風	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(6))	変更なし	-	-	-	4-24 4-27 4-29	5-2 5-11	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-7	11-4 11-9 11-15	14-2 14-3 14-4 14-8	15-4	-	17-1 17-4 17-13	20-1			
1-2-65	放射線業務の廃棄施設	付属施設 第2廃棄物処理所 排気風	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(6))	変更なし	1-4	-	-	4-24 4-27 4-29	5-2 5-11	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-7 9-11	11-4 11-9 11-15	14-2 14-3 14-4 14-8	15-4	-	17-1 17-4 17-13	-			
1-2-65	放射線業務の廃棄施設	付属施設 第2廃棄物処理所 排気風	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(6))	変更なし	1-4	-	-	4-24 4-27 4-29	5-2 5-11	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-11	11-4 11-9 11-15	14-2 14-3 14-4	-	-	17-1 17-4 17-13	20-1			
1-2-66	放射線業務の廃棄施設	付属施設 シリンド洗浄機 排気風	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(6))	変更なし	-	-	-	4-14 4-25 4-29	5-2 5-22	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9	-	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4	-	17-1 17-4 17-13	-			
1-2-66	放射線業務の廃棄施設	付属施設 シリンド洗浄機 排気風	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(6))	改修	-	-	-	4-14 4-25 4-29	5-2 5-22	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9	-	-	-	14-2 14-3 14-4	15-4	-	17-1 17-4 17-13	-			
1-2-67	放射線業務の廃棄施設	付属施設 第2廃棄物処理所 排気風	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(6))	変更なし	1-4	-	-	4-14 4-25 4-29	5-2 5-22	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9	-	9-11 9-19	-	14-2 14-3 14-4	15-4	-	17-1 17-4 17-13	-			
1-2-67	放射線業務の廃棄施設	付属施設 第2廃棄物処理所 排気風	気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(6))	改修	1-4	-	-	4-14 4-25 4-29	5-2 5-22	6-1	7-1 7-3 7-8 7-9	-	9-11 9-19	-	14-2 14-3 14-4	15-4	-	17-1 17-4 17-13	-			

表1-2-6(1) 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（統計性廃棄物の処理施設（気体廃棄設備） 19/19）

申請区分	施設区分	設置場所	名称	加工原料の投量、製造及び検査の履歴に関する情報																						
				変更区分	第一系	第二系	第三系	第四系	第五系	第六系	第七系	第八系	第九系	第十系	第十一系	第十二系	第十三系	第十四系	第十五系	第十六系	第十七系	第十八系	第十九系	第二十系	第二十一系	第二十二系
1区-877	統計性廃棄物の処理施設	行風室物 シリンダ洗浄機 排気室	気体廃棄物の処理設備（気体廃棄設備）(5)	新設	1-2	-	-	-	4-22	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-4 7-10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	統計性廃棄物の処理施設	行風室物 第2廃棄物処理所	気体廃棄物の処理設備（気体廃棄設備）(5)	新設	-	-	-	-	4-22	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-4 7-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
1区-878	統計性廃棄物の処理施設	行風室物 第3廃棄物処理所	気体廃棄物の処理設備（気体廃棄設備）(5)	新設	-	-	-	-	4-22	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-4 7-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	統計性廃棄物の処理施設	行風室物 シリンダ洗浄機 排気室	気体廃棄物の処理設備（気体廃棄設備）(5)	新設	1-2	-	-	-	4-22	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-4 7-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
1区-879	統計性廃棄物の処理施設	行風室物 シリンダ洗浄機 排気室	気体廃棄物の処理設備（気体廃棄設備）(5)	新設	1-2	-	-	-	4-22	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-4 7-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	統計性廃棄物の処理施設	行風室物 第3廃棄物処理所	気体廃棄物の処理設備（気体廃棄設備）(5)	新設	1-4	-	-	-	4-22	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-4 7-9	-	9-11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1区-880	統計性廃棄物の処理施設	行風室物 第2廃棄物処理所、シリンダ洗浄機	気体廃棄物の処理設備（気体廃棄設備）(5)	改修	1-4	-	-	-	4-22	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-4 7-9	-	9-1	9-4 9-5 9-13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	統計性廃棄物の処理施設	行風室物 第2廃棄物処理所、シリンダ洗浄機	気体廃棄物の処理設備（気体廃棄設備）(5)	改修	-	-	-	-	4-22	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-4 7-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1区-881	統計性廃棄物の処理施設	行風室物 シリンダ洗浄機	気体廃棄物の処理設備（気体廃棄設備）(5)	改修	-	-	-	-	4-25	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-4 7-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	統計性廃棄物の処理施設	行風室物 シリンダ洗浄機	気体廃棄物の処理設備（気体廃棄設備）(5)	改修	-	-	-	-	4-25	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-4 7-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1区-882	統計性廃棄物の処理施設	行風室物 第3廃棄物処理所	気体廃棄物の処理設備（気体廃棄設備）(5)	改修	1-4	-	-	-	4-25	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-4 7-9	-	9-11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	統計性廃棄物の処理施設	行風室物 第2廃棄物処理所	気体廃棄物の処理設備（気体廃棄設備）(5)	改修	1-4	-	-	-	4-25	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-4 7-9	-	9-11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1区-883	統計性廃棄物の処理施設	行風室物 シリンダ洗浄機	気体廃棄物の処理設備（気体廃棄設備）(5)	改修	-	-	-	-	4-25	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-4 7-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	統計性廃棄物の処理施設	行風室物 シリンダ洗浄機	気体廃棄物の処理設備（気体廃棄設備）(5)	改修	-	-	-	-	4-25	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-4 7-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1区-884	統計性廃棄物の処理施設	行風室物 第2廃棄物処理所	気体廃棄物の処理設備（気体廃棄設備）(5)	改修	1-4	-	-	-	4-25	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-4 7-9	-	9-11	9-11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	統計性廃棄物の処理施設	行風室物 シリンダ洗浄機	気体廃棄物の処理設備（気体廃棄設備）(5)	改修	-	-	-	-	4-25	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-4 7-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1区-885	統計性廃棄物の処理施設	行風室物 第3廃棄物処理所	気体廃棄物の処理設備（気体廃棄設備）(5)	改修	1-4	-	-	-	4-25	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-4 7-9	-	9-11	9-11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	統計性廃棄物の処理施設	行風室物 シリンダ洗浄機	気体廃棄物の処理設備（気体廃棄設備）(5)	改修	-	-	-	-	4-25	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-4 7-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1区-886	統計性廃棄物の処理施設	行風室物 第2廃棄物処理所	気体廃棄物の処理設備（気体廃棄設備）(5)	改修	1-4	-	-	-	4-25	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-4 7-9	-	9-11	9-11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	統計性廃棄物の処理施設	行風室物 第2廃棄物処理所	気体廃棄物の処理設備（気体廃棄設備）(5)	改修	1-4	-	-	-	4-25	5-2	6-1	7-1 7-2 7-3 7-4 7-9	-	9-11	9-11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表1-2-6(2) 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（放射性廃棄物の廃棄施設（液体廃棄設備及び保管廃棄設備）2/2）

施設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の位置、構造及び設備の規模に関する規則																		その他事業許可で求める仕様						
				定義（安全設備）		第一号	第二号	第三号	第四号	第五号	第六号	第七号	第八号	第九号	第十号	第十一号	第十二号	第十三号	第十四号	第十五号	第十六号		第十七号	第十八号	第十九号	第二十号	第二十一号	第二十二号
				第一号	第二号																							
放射性廃棄物の廃棄施設	加工棟 成型工棟 廃液処理室	液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備(4)）	改造	-	-	-	4-15 4-16 4-17	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9 7-15	-	9-7	-	11-5 11-9 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	17-7 17-8	-	-	-	-	-	-	-
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 第3廃棄物倉庫	固体廃棄物の廃棄設備（保管廃棄設備）	変更なし	1-4	2-19	-	4-21 4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9	-	9-11 9-17	-	11-5 11-9 11-15	-	-	14-1 14-2 14-3 14-4 14-5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 第1廃棄物処理所 廃棄物処理室	固体廃棄物の廃棄設備（焼却設備）	改造	1-4	-	-	4-10	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9	-	9-11 9-17	-	11-5 11-9 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4 14-5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 第1廃棄物処理所 廃棄物処理室	固体廃棄物の廃棄設備（焼却設備）	改造	1-4	2-19	-	4-21 4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9	-	9-11 9-17	-	11-5 11-9 11-15	-	-	14-1 14-2 14-3 14-4 14-5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 第1廃棄物処理所 廃棄物処理室	固体廃棄物の廃棄設備（焼却設備）	改造	1-4	2-19	-	4-21 4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9	-	9-11 9-17	-	11-5 11-9 11-15	-	-	14-1 14-2 14-3 14-4 14-5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 第1廃棄物処理所 廃棄物処理室	固体廃棄物の廃棄設備（焼却設備）	改造	1-4	2-19	-	4-21 4-22	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9	-	9-11 9-17	-	11-5 11-9 11-15	-	-	14-1 14-2 14-3 14-4 14-5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
放射性廃棄物の廃棄施設	付属建物 第2廃棄物倉庫	固体廃棄物の廃棄設備（保管廃棄設備）	改造	1-4 1-5	-	-	4-32	5-2	6-1	7-1 7-8 7-9	-	9-11 9-17	-	-	-	-	14-2 14-3 14-4 14-5	-	-	-	17-2 17-11	-	-	-	-	-	-	

表1-2-7 今回申請する建物・構築物及び設備・機器に反映する事業変更許可申請書の内容（その他の加工施設 1/1）

建設区分	設置場所	名称	変更区分	加工施設の設置、構造及び設備の規模に関する規則																				その他事業許可で定める仕様				
				定置（変更設備）		第一号	第二号	第三号	第四号	第五号	第六号	第七号	第八号	第九号	第十号	第十一号	第十二号	第十三号	第十四号	第十五号	第十六号	第十七号	第十八号		第十九号	第二十号	第二十一号	第二十二号
				第一号	第二号																							
その他の加工施設	工場棟 転換工場 転換加工室	付属設備	保安庁業務(転換工場1)	変更なし	1-4	2-1 2-7	-	-	5-2	-	-	-	9-11 9-17	-	11-5 11-9 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の加工施設	工場棟 転換工場 転換加工室	付属設備	保安庁業務(転換工場2)	変更なし	1-4	2-1 2-7	-	-	5-2	-	-	-	9-11 9-17	-	11-5 11-9 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の加工施設	工場棟 転換工場 転換加工室	付属設備	保安庁業務(転換工場3)	変更なし	1-4	2-1 2-7	-	-	5-2	-	-	-	9-11 9-17	-	11-5 11-9 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の加工施設	工場棟 転換工場 転換加工室	付属設備	保安庁業務(転換工場4)	変更なし	1-4	2-1 2-7	-	-	5-2	-	-	-	9-11 9-17	-	11-5 11-9 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の加工施設	工場棟 転換工場 転換加工室	付属設備	保安庁業務(転換工場5)	変更なし	1-4	2-1 2-7	-	-	5-2	-	-	-	9-11 9-17	-	11-5 11-9 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の加工施設	工場棟 転換工場 転換加工室	付属設備	保安庁業務(転換工場6)	変更なし	1-4	2-1 2-7	-	-	5-2	-	-	-	9-11 9-17	-	11-5 11-9 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の加工施設	工場棟 転換工場 転換加工室	付属設備	保安庁業務(転換工場7)	変更なし	1-4	2-1 2-7	-	-	5-2	-	-	-	9-11 9-17	-	11-5 11-9 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の加工施設	工場棟 転換工場 転換加工室	付属設備	保安庁業務(転換工場8)	変更なし	1-4	2-1 2-7	-	-	5-2	-	-	-	9-11 9-17	-	11-5 11-9 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の加工施設	工場棟 転換工場 転換加工室	付属設備	保安庁業務(転換工場9)	変更なし	1-4	2-1 2-7	-	-	5-2	-	-	-	9-11 9-17	-	11-5 11-9 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の加工施設	工場棟 転換工場 転換加工室	付属設備	保安庁業務(転換工場10)	変更なし	1-4	2-1 2-7	-	-	5-2	-	-	-	9-11 9-17	-	11-5 11-9 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の加工施設	工場棟 転換工場 転換加工室	付属設備	保安庁業務(転換工場11)	変更なし	1-4	2-1 2-2 2-7	-	-	5-2	-	-	-	9-11 9-17	-	11-5 11-9 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の加工施設	工場棟 転換工場 転換加工室	付属設備	保安庁業務(転換工場12)	変更なし	1-4	2-1 2-2 2-7	-	-	5-2	-	-	-	9-11 9-17	-	11-5 11-9 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の加工施設	工場棟 転換工場 転換加工室	付属設備	保安庁業務(転換工場13)	変更なし	1-4	2-1 2-2 2-7	-	-	5-2	-	-	-	9-11 9-17	-	11-5 11-9 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の加工施設	工場棟 転換工場 転換加工室	付属設備	保安庁業務(クワン管理1)	変更なし	1-4	2-1 2-7	-	-	5-2	-	-	-	9-11 9-17	-	11-5 11-9 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の加工施設	工場棟 転換工場 転換加工室	付属設備	保安庁業務(クワン管理2)	変更なし	1-4	2-1 2-7	-	-	5-2	-	-	-	9-11 9-17	-	11-5 11-9 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の加工施設	付属建物 検査室・分析室 作業室(2)	付属設備	保安庁業務(クワン管理3)	変更なし	1-4	2-1 2-2 2-7	-	-	5-2	-	-	-	9-11 9-17	-	11-5 11-9 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の加工施設	工場棟 転換工場 転換加工室	付属設備	保安庁業務(クワン管理4)	変更なし	1-4	2-1 2-2 2-7	-	-	5-2	-	-	-	9-11 9-17	-	11-5 11-9 11-15	-	-	14-2 14-3 14-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第一条（定義、安全上重要な施設）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
1-1	耐震重要度分類第1類の建物及び構築物は、割り増し係数1.5以上とし、Sクラス相当の3.0を乗じた静的地震力3Ci(0.6G)に対して建物が概ね弾性範囲にある設計とする。(但し、原料貯蔵所を除く)	-	添5-118
1-2	耐震重要度分類第1類の設備・機器は、水平地震力1.0Gで弾性範囲となる設計とする。	-	添5-118
1-3	RC造(SRC造(鉄骨鉄筋コンクリート造)を含む)で屋根がRCの建物の場合、F3竜巻に対し、建物の屋根、外壁が損傷しない設計とし、建物のシャッタ等の開口部を鉄扉に交換することで損傷しない設計とする。	-	添5-127
1-4	RC造で屋根がRCでない建物及びS造の建物の場合、RC造で屋根がRCでない成型工場、組立工場は、F3竜巻に対して外壁が損傷しないように外壁補強を行う設計とし、S造の建物である転換工場、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所、除染室・分析室は、外壁に対しサイディング補強を行う設計とする。また、これらの建物のシャッタ等の開口部を鉄扉に交換することで、外壁が損傷しない設計とする。 上記の屋根が損傷する建物では、建物内部へ吹き込む風の風速に対して設備・機器の補強を行う。なお、成型工場の1階の設備・機器は、天井により竜巻の影響は受けない。	-	添5-127
1-5	耐震重要度分類のない廃棄物ドラム缶については、固縛等の措置を講じるものの、損傷による閉じ込め機能の喪失を考慮し、文献をもとに除染係数を100(DRはその逆数で0.01)とした。	-	添5-122

第二条（核燃料物質の臨界防止）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
2-1	各単一ユニットに対し、設備・機器の形状寸法を制限し得るものについては、形状寸法について核的制限値を設定し、その制限値を満足する設計とする。	3	-
2-2	容器からウランを取り出す等、形状寸法を維持できない場合は、質量の核的制限値を設定し、管理する。	4	-
2-3	最適減速条件の推定臨界下限値を超える量のウランを取り扱う場合は、減速度を組み合わせて管理する。	4	-
2-4	溶液状のウランを取り扱う設備・機器で、その形状寸法を制限するものについては、ウラン溶液の温度上昇に対して変形、破損するおそれのない材料を用いる設計とする。	4	-
2-5	固体状のウランを取り扱う設備・機器は、必要に応じて形状寸法と減速度を組み合わせて核的制限値を設定し、十分加熱することにより含水率を所定の値よりも低下させたウラン粉末等を使用する設計とする。	4	-
2-6	通常時に予想される設備・機器の単一故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作により、ウランが流入するおそれのある設備・機器は、臨界に達しないようあらかじめ核的制限値を設定し、その制限値を満足する設計とする。	4	-
2-7	単一ユニットに係る核的制限値はすべて水全反射条件で設定することにより、裕度を見込んだ設計とする。	5	-
2-8	取り扱うウランの形状寸法について核的制限値を設定する設備・機器は、十分な裕度を持った運転条件で管理し、インターロック機構により、確実に形状寸法を担保できる設計とする。	5	-
2-9	ウランの質量による核的制限値の管理については、二重装荷を想定しても未臨界となる質量とし、信頼性の高いインターロック、運転員と監視システムによる確認又は複数の運転員による確認措置を講じる。(5) 質量の核的制限値を設定したバッチ処理の場合、移動するウランについて移動先の単一ユニットの核的制限値を超えないよう管理する。(7)	5, 7	-
2-10	転換加工工程で製造する二酸化ウラン粉末は、熱処理を確実に実施して十分裕度のある減速度管理を行うため、同工程に設置するロータリーキルン内の温度が設定温度以下となった場合には、運転を自動的に停止する信頼性の高いインターロック機構等を有する設計とする。	5	-
2-11	核的制限値を設定する設備・機器は、内部溢水に対し没水しない設計とする。	5	-
2-12	減速度で管理する設備・機器については、火災時の消火水等が浸入しない対策を講じる。	6	-
2-13	(2) 複数ユニットの臨界安全 複数の単一ユニット（以下「複数ユニット」という。）は、核的に安全な配置を決定するため、臨界安全評価を行う上での領域区分を定める。これらの領域区分は、領域同士での相互干渉がないように厚さ 30.5cm 以上のコンクリート又は同等以上の中性子遮蔽材である臨界隔離壁によって隔離するか、関係する単一ユニットの中心を結ぶ線に直交する面への単一ユニットの投影の最大寸法と 3.66m のうちいずれか大きい方の距離以上離れた配置とする設計とする。(6)	6	-

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
2-14	<p>同一領域内の単一ユニット間の相互作用は、立体角法又は臨界計算コードにより評価し、単一ユニット相互間は核的に安全であることを確認する。(6)</p> <p>1. 工場棟領域 領域内のユニット相互間は、臨界計算コード評価又は表面間距離を30.5cm以上とし、TID-7016 Rev.1に基づく立体角法により、核的に安全な配置とする。(添5-13)</p> <p>2. 加工棟領域 領域内のユニット相互間は、臨界計算コード評価又は表面間距離を30.5cm以上とし、TID-7016 Rev.1に基づく立体角法により、核的に安全な配置とする。(添5-15)</p> <p>3. 原料貯蔵所領域 原料貯蔵所領域に存在する施設は貯蔵施設のみであり、シリンダ貯蔵ピット内のユニットとウラン輸送物の配置は、シリンダの内径を75.3cm、シリンダの高さを1000cm(床から天井までの高さ)とし、ウラン輸送物に収納されているウラン粉末のH/U=0.5(含水率1.6%)又は100%理論密度のペレットとして臨界計算コード(JACSコードシステム)により解析し、核的に安全な配置とする。(添5-16)</p> <p>4. 第2核燃料倉庫領域 第2核燃料倉庫領域に存在する施設は貯蔵施設のみであり、スクラップ貯蔵棚(粉末用)内のユニットの配置は、検証された信頼度の高い臨界計算コードにより解析し、核的に安全な配置とする。(添5-16)</p> <p>5. 第3核燃料倉庫(1)領域 第3核燃料倉庫(1)領域に存在する施設は貯蔵施設のみであり、スクラップ貯蔵棚(粉末用)内のユニットの配置は、検証された信頼度の高い臨界計算コードにより解析し、核的に安全な配置とする。(添5-16)</p> <p>6. 第3核燃料倉庫(2)領域 第3核燃料倉庫(2)領域に存在する施設は貯蔵施設のみであり、核的に隔離されていないユニット相互間は、臨界計算コード評価又は表面間距離を30.5cm以上とし、TID-7016 Rev.1に基づく立体角法により、核的に安全な配置とする。(添5-17)</p> <p>7. シリンダ洗浄棟領域 領域内のユニット相互間は、臨界計算コード評価又は表面間距離を30.5cm以上とし、TID-7016 Rev.1に基づく立体角法により、核的に安全な配置とする。(添5-17)</p>	6	添5-13, 添5-15, 添5-16, 添5-17,
2-15	<p>ウランの移動に対しては、臨界安全上の所定の容器に収納して行う設計とし、立体角法又は臨界計算コードにより評価し、核的に安全であることを確認する。</p>	6	-
2-16	<p>ウランを取り扱う設備・機器(未臨界を確保するため使用する中性子遮蔽材を含む)は、使用条件において十分な強度を有する構造材を用い、未臨界であることが確認された核的に安全な配置に固定する設計とする。(6,7)</p> <p>二つ以上の単一ユニットが存在する場合については、ユニット相互間における間隔を維持する等により臨界を防止する。(5)</p>	5, 6, 7	-
2-17	<p>固定することが困難な設備・機器の場合は、その周囲に単一ユニット相互間の間隔を維持するための剛構造物を取り付けるか、移動範囲を制限し、管理する設計とする。</p>	7	-

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
2-18	溶液系でバッチ処理を行う場合、資格認定された運転員二人により投入量を確認し、インターロック機構により質量の核的制限値以下であることが確認されなければ次の工程に進めない設計とする。	5, 7	-
2-19	ウランを搬送する設備は、ウランを搬送する能力を有する設計とし、搬送するための動力の供給が停止した場合に、ウランを安全に保持できる設計とする。	7, 14	-
2-20	転換加工工程等のウランを溶液として取り扱う設備・機器は、全濃度で未臨界となる設計とする。ただし、少量の溶液の化学分析に使用する分析機器、質量の核的制限値を設定したバッチ方式で処理を行い最小臨界質量以下のウランを取り扱う設備・機器は除く。	3	-
2-21	乾燥機のベルト上における ADU の異常堆積を防止するために、乾燥機のベルトを駆動しないと、上流側の沈殿ろ過設備が駆動しないようにインターロック機構を設ける。	108	-
2-22	二酸化ウラン粉末の減速度が制限値を逸脱することを防止するため、ロータリーキルン内の温度が設定温度(500℃以上)以下となったとき ADU 粉末供給を自動的に停止するとともに、大型粉末容器への粉末供給を停止するインターロック機構を設ける。	108	-
2-23	研削屑乾燥機についてウラン粉末の減速度制限逸脱を防止する設計	57, 61	-

第三条（遮蔽等）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
3-1	<p>安全機能を有する施設は、通常時において加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による加工施設周辺の線量を十分に低減でき、また、放射線防護上の措置を講じるよう、遮蔽のための壁、天井の構築物を設ける設計とし、かつ、その他の適切な措置として再生濃縮ウランの貯蔵量、貯蔵位置、貯蔵期間、ビルドアップ期間を管理し、保管廃棄する放射性廃棄物の外表面線量率を管理する措置を講じる設計とする。それら措置により、周辺監視区域境界での線量が、年間 1mSv より十分に低減する。</p> <p>直接線及びスカイシャイン線による線量の評価は、「発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について」（平成元年 3 月 27 日原子力安全委員会決定）を参考に、周辺監視区域外及び敷地境界外の人の居住する可能性のある区域における線量評価を行うものとする。</p> <p>線量評価においては、貯蔵施設に最大貯蔵能力分のウランが存在し、その内数として再生濃縮ウランはその最大貯蔵能力分が存在するものとする。また、保管廃棄施設に最大保管廃棄能力の放射性固体廃棄物を保管するものとし、最外周の表面線量率を $2\mu\text{Sv}/\text{時}$ とする。また、ウランの受入仕様値、各施設の壁材、壁の配置、評価点までの距離、UF_6 蒸発後のビルドアップ期間を考慮して評価する。（10）</p> <p>加工施設のウランの貯蔵及び放射性廃棄物の保管廃棄に起因する線量を、施設の周辺監視区域境界外において、合理的に達成できる限り低くするために、必要に応じて建物等に放射線遮蔽を講ずる。また、貯蔵等の設備内の配置にあたっては、再生濃縮ウラン等の相対的に線量の高いものによる周辺環境への影響が低くなるように管理する。再生濃縮ウランを貯蔵施設に貯蔵する場合であって貯蔵期間を 1 年未満に制限するときは、貯蔵するウラン量 (ton-U) に貯蔵期間 (月/年) を乗じて得られる値が、次項の a 項に規定する値を用いて得られる上限値を超えないように管理する。（添 6-6）</p> <p>加工施設の周辺に周辺監視区域を設定し、周辺監視区域外における線量が「線量告示」で定める線量限度を超えないようにする。（添 6-6）</p>	10, 236	添 6-6
3-2	<p>管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所において、放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減するため、区画を仕切る壁による遮蔽、設備・機器の配置や自動化等の措置を行う。</p>	11	-

第四条（閉じ込めの機能）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
4-1	UF ₆ (ガス、固体)を収納する設備・機器は、UF ₆ に対し耐食性を有する材料を用い、耐圧・気密設計とする。	11	添 5-2
4-2	UF ₆ を正圧で取り扱う設備・機器は、より限定した区域に閉じ込めるため、工場棟転換工場原料倉庫に集約して設置する設計とする。	11	添 5-2
4-3	UF ₆ を加熱して取り扱う設備・機器は、圧力異常/温度異常を検知した場合は、自動的にUF ₆ の供給を停止し、警報を発するとともに加熱を停止する設計とする。	11	添 5-2
4-4	UF ₆ ガスを加水分解する設備・機器は、未反応のUF ₆ ガスが後段に流出することを防止するため、水とUF ₆ ガスの反応のために十分な水を供給できる設計とする。	12	添 5-2
4-5	UF ₆ を冷却して捕集する設備・機器では、冷却不足によりUF ₆ ガスを固化できないことによるUF ₆ ガスの漏えいを防止するため、冷却不足を検知した場合に真空配管系統の弁を自動閉止するインターロック機構を設置する設計とする。	12	添 5-2
4-6	UF ₆ シリンダを収納する蒸発器は、閉じ込めに関し、異常の発生防止機能を有する2次バウンダリとして耐圧・気密設計とし、蒸発器のドレン排出系統にUF ₆ の漏えい検知設備を設け、漏えい検知時に自動的にドレン排出弁を閉止する設計とする。また、過加熱によるUF ₆ シリンダの損傷によるUF ₆ の漏えいを防止するため、熱的制限値を設定し、これを超えることのないようインターロック機構を設置する設計とする。	12	添 5-3
4-7	UF ₆ 漏えいの拡大防止のため、フードボックス内にUF ₆ 漏えい検知設備を設置し、漏えい検知時に自動的にUF ₆ の供給を停止するとともに、UF ₆ シリンダの加熱を停止する設計とする。また、影響緩和のため、UF ₆ の漏えい検知に伴い局所排気系統を切替え、ガス溜めバッファ機能を有するフードボックスを経由して、排気中のUF ₆ をスクラバにより処理を行うインターロック機構を設置する設計とする。なお、ガス溜めバッファ部はインターロックが作動するまでの時間に漏えいするUF ₆ ガスを貯留できる容量を持つ設計とする。(12) UF ₆ シリンダ以外のUF ₆ ガスを取り扱う設備・機器は、閉じ込めに関し事故の拡大防止機能を有する2次バウンダリであるフードボックス内に設置する設計とする。フードボックスは負圧維持のため局所排気系に接続するとともに排気系統にはUF ₆ の漏えい検知設備を設置し、漏えいの検知時に自動的に警報を発し、UF ₆ の供給を停止するとともに、加熱を停止するインターロック機構を設置する設計とする。さらに、建物外へのUF ₆ の漏えいによる影響を緩和するため、UF ₆ の漏えい検知に伴い排気系統を切替え、フードボックス内のガス溜めバッファを経由して、排気中のUF ₆ をスクラバにより処理してから二段の高性能エアフィルタ（後段は耐HF性）を通して排出する設計とする。なお、ガス溜めバッファはインターロックが作動するまでの時間に漏えいするUF ₆ ガスを貯留できる容量を持つ設計とする。(添 5-3)	12	添 5-3

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
4-8	蒸発器又はフードボックスからの室内への漏えいの拡大防止及び影響緩和のため、UF ₆ を正圧で取り扱う設備・機器をUF ₆ に対して耐食性がある材料を用いた防護カバーで覆うとともに、カバー内部及び原料倉庫室内に警報音発報機能及びバッテリーを備えたUF ₆ 漏えい警報設備を設置する。(12) UF ₆ ガスの閉じ込め性を強化するために、2次バウンダリである蒸発器、フードボックスの外側に3次バウンダリとしての防護カバーを設け、防護カバーの内側及び外側にUF ₆ の漏えい検知設備を設ける設計とする。(添5-3)	12	添5-3
4-9	UF ₆ を正圧で取り扱う設備・機器は、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度(0.15G)を検知した時点で、遮断弁を自動閉止することにより、UF ₆ ガスの供給を停止する設計とする。	12	添5-3
4-10	粉末状のウランを収納する設備・機器は、ウランの飛散のない設計とする。(13)	13	-
4-11	粉末状のウランを収納する容器は、パッキンを介した蓋等により飛散のない設計とする。(13)	13	-
4-12	非密封のウランを取り扱うフードボックスは、局所排気システムにより、開口部の風速を0.5m/秒以上とするか、その内部を室内に対して9.8Pa以上の負圧を維持できる設計とする。(13) 第1種管理区域の設備・機器のうち、粉末状のウランを取り扱う混合機、プレス、研削装置等に設けるフード等は、内部を排気することにより開口部の風速を0.5m/秒以上とするか、内部を室内に対して9.8Pa以上の負圧となるように管理する。(添6-3)	13	添6-3
4-13	粉末状のウランを加圧状態で取り扱う設備は、局所排気系に接続したフードボックス又は配管カバー内に収納する設計とする。	13	-
4-14	粉末状のウランが比較的多く移行するおそれのある局所排気システムについては、公衆の線量を極力低くするため、閉じ込めに関し、事故の拡大防止・影響緩和機能を有する2次バウンダリとして、高性能エアフィルタを2段設置する設計とする。	13, 31	-
4-15	液体状のウラン及び液体廃棄物を収納する設備・機器は、閉じ込めに関し、異常の発生防止機能を有する1次バウンダリとしてウランの漏えいを防止するため、収納するウランの形態に応じて耐食性を有する材料を用いる設計とする。また、接液部は必要に応じてライニング等により腐食による漏えいを防止する設計とする。さらに、運転条件において漏えいのない設計とする。(13)	13	-
4-16	液体状のウラン及び液体廃棄物の貯槽で上部に開口部がある場合、オーバーフローによる漏えいを防止するため、それらの貯槽に液位計を設置し、液位異常を運転員に知らせる警報設備を設置する設計とし、液体状のウランの貯槽には液位異常の検知に連動し、給液を自動的に停止するインターロック機構を設置する設計とする。	13	-
4-17	液体状の放射性物質を取り扱う施設では、当該放射性物質が施設外へ漏えいするおそれがある場合には、想定される漏えい量を考慮し、施設外への漏えいを防止するための堰又は段差を設け、漏えいを検知するために堰漏水検知警報設備を設けることとする。	14	-
4-18	周辺監視区域外へ管理されない排水を排出する排水路の上には、第1種管理区域の床面を設けないように設計とする。	14	-

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
4-19	UO ₂ F ₂ 溶液を取り扱う設備・機器は、漏えい時に UO ₂ F ₂ 溶液が飛散して運転員へ被液しないようにするとともに、漏えいした UO ₂ F ₂ 溶液から揮発する HF の拡散を緩和するため、飛散防止カバーを設置するとともに、局所排気系統へ接続する設計とする。	14	添 5-3
4-20	廃液の処理工程にウラン溶液が流出することを防止する設計とする。	14	-
4-21	ウランを搬送する設備は、ウランを搬送する能力を有する設計とし、搬送するための動力の供給が停止した場合に、ウランを安全に保持できる設計とする。	7, 14	-
4-22	気体又は液体の放射性物質を内包する設備・機器については逆止弁、液封等を設け、放射性物質を内包しない設備・機器への逆流による拡散を防止する設計とする。また、換気設備においても同様とする。	14	-
4-23	第 1 種管理区域において、ウランを取り扱う工程の設備・機器のうち、ウランが設備・機器から空気中へ飛散するおそれがあるものについては、局所排気系統に接続することによりウランの空気中への飛散を防止する設計とする。	14	-
4-24	第 1 種管理区域は、無窓構造とするとともに、室内の圧力を外気に対して負圧に維持する設計とする。また、同区域の建物の内部の床及び人が触れるおそれがある壁は、表面をウランが浸透しにくく、除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料等で仕上げる。	14	-
4-25	第 1 種管理区域の室内空気は、ウラン粉末が室内に漏えいした場合に備え、高性能エアフィルタ、排気ファン及びダクトから構成される室内排気系統により排気し、空気中のウランを除去する設計とする。なお、排気系統の一部については、高性能エアフィルタにより処理して部屋へ再循環給気を行う系統を設ける設計とする。	15	-
4-26	第 1 種管理区域に係る建物の接続部に設けるエキスパンションジョイントは、建物外壁との接合部をシーリング等により漏えいの少ない設計とする。	15	-
4-27	給気ファンと排気ファンとの間にインターロック機構を設け、排気ファンが運転されない限り給気ファンが運転されない設計及び排気ファンが停止したときに給気ファンが停止する設計とする。	15	-
4-28	局所排気系統及び室内排気系統には高性能エアフィルタを設け、公衆の線量を十分に低減する設計とする。(13) 設計基準事故時において、公衆に対して著しい放射線被ばくを及ぼすおそれがないよう、事故に起因して環境に放出される放射性物質の量を低減させるため、局所排気系統及び室内排気系統には高性能エアフィルタを設置する設計とする。(15)	13, 15	-
4-29	設計基準事故として想定している閉じ込め機能の不全においても、第 1 種管理区域は、局所排気系統及び室内排気系統により負圧を維持する設計とする(15) 第 1 種管理区域は、気体廃棄設備によって負圧に維持することにより閉じ込めを管理する。事故時においても、ウランの飛散するおそれのある部屋は、当該区域の室内の圧力を外気に対して負圧に維持するように可能な限り管理する。(234) 第 1 種管理区域は、換気設備によって負圧に維持することにより閉じ込めを管理する。事故時においても、ウランの飛散するおそれのある部屋は、当該区域の室内の圧力を外気に対して 19.6Pa 以上の負圧に維持するように可能な限り管理する。(添 6-3)	15, 234	添 6-3
4-30	UF ₆ の漏えいに対しては、スクラバによる処理を行い、二段の高性能エアフィルタ（後段は耐 HF 性）を通して排出する設計とする。	15	添 5-3

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
4-31	局所排気系統については、外部電源が喪失した場合には非常用ディーゼル発電機による給電を行い、第1種管理区域の負圧維持ができる設計とする。	15	-
4-32	容器等の落下を防止する設計	42等	-
4-33	設備・機器の過加熱を防止する設計（可燃性ガスを取り扱う設備・機器以外）	44等	-
4-34	加工施設内の線量について、1.3mSv/3月間を超えるか、又は超えるおそれのある場所を管理区域として設定し、人の出入りを管理する。(10) 汚染拡大防止のため、ウランを取り扱う区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域（第2種管理区域）と、非密封のウランを取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのある区域（第1種管理区域）とに区分する。(添5-2)	10, 14, 234	添5-2, 添6-3

第五条（火災等による損傷防止）関連
（火災）

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
5-1	加工施設の建物は、建築基準法等関係法令で定める耐火構造又は不燃性材料を使用した設計とする。取り扱うウランの性状を考慮して防火区画を設けて延焼を防止し、建物からのウランの漏えいを防止する。	16	添 5-48
5-2	加工施設の建物内に設置する核燃料物質を取り扱うフードボックス等の設備・機器は、火災発生防止のため、不燃性又は難燃性材料を使用した設計とする。(16) 設備・機器は、火災発生防止のため、主要な構造材は不燃性又は難燃性材料を使用した設計とする。(添 5-2)	16	添 5-49
5-3	UF ₆ を正圧で取り扱う設備・機器は転換工場原料倉庫へ集約するとともに、UF ₆ を取り扱う設備・機器の近傍には可能な限り火災源となり得るものを設置しない設計とする。(16) UF ₆ を正圧で取り扱う設備・機器は転換工場原料倉庫へ集約するとともに、UF ₆ を取り扱う設備・機器の近傍には可能な限り火災源となり得るものを設置しない設計とする。また、火災源となり得るものを設置する場合には、火災影響評価を実施し、閉じ込め機能を確保する設計とする。(添 5-49)	16	添 5-49
5-4	火災を早期に感知し報知するために、消防法に基づき自動火災報知設備を設置する設計とする。	17	添 5-50
5-5	人が火災を発見した場合、消防法に基づき手動で火災信号を発信する発信機を設置する設計とする。(17)	17	添 5-50
5-6	初期消火を迅速かつ確実に行うために、消防法に基づき二酸化炭素消火器及び粉末消火器を設置する設計とする。なお、消火器の設置数は消防法で定める数以上を設置する設計とする。	17	-
5-7	第1種管理区域では水消火による臨界の発生を防止するために、金属製の容器や棚で着火源を遮断できない可燃性物質に対し、その周辺に消火器を追加配置する設計とする。	-	添 5-50
5-8	屋外には、建物及びその周辺の火災を消火するため、消防法に従い屋外消火栓、防火水槽、また、可搬消防ポンプを設置する設計とする。 (17) 消防法に従い屋外消火栓、防火水槽、また、可搬消防ポンプを設置する設計とする。屋外消火栓は、消防法施行令第19条により、建物の各部分からホース接続口までの水平距離が40m以下となる様に設ける。防火水槽は、消防法施行令より、水平距離100m半径内に建築物の各部分を覆うことが出来るように配置する。(添 5-50)	17	添 5-50
5-9	消火活動を円滑に実施するために、防火服、防護マスク、投光機等の消火活動に必要な資機材を設置する設計とする。(17)	17	-

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
5-10	<p>火災の延焼を防止するために、火災区域を設定し、万一の火災を想定しても、十分な耐火性能を備えた防火壁、防火扉等の防火設備を設けることで当該火災区域外への延焼を防止する設計とする。(17)</p> <p>火災防護対象設備を設置している建物に火災区域を設定する。(添 5-48)</p> <p>火災発生時に臨界防止、閉じ込め及び遮蔽機能を維持するため、放射性物質等を取り扱う区域は火災区域に設定する。また、当該火災区域に隣接する区域のうち、延焼の可能性がある区域も火災区域に設定する。(添 5-48)</p> <p>建築基準法に基づく防火区画を基本として、取扱物質及び管理区域の区分を考慮して、以下のとおり防火区画を一部細分化して火災区域を設定する。なお、火災区画は火災区域と同一とする。</p> <p>① 工場棟の成型工場（第 1 種管理区域）と組立工場（第 2 種管理区域）は、火災発生時の延焼を防止するために別の火災区域とする。</p> <p>② 工場棟の転換工場の原料倉庫と原料倉庫の上階に位置するダクトスペースは、放射性物質を取り扱う区域と気体廃棄設備を処理する区域の違いがあり、また、耐火性能を有する天井で分離していることから、別の火災区域とする。</p> <p>③ 工場棟の転換工場の転換加工室と転換加工室の上階に位置するダクトスペースは、放射性物質を取り扱う区域と気体廃棄設備を処理する区域の違いがあり、また、耐火性能を有する天井で分離していることから、別の火災区域とする。</p> <p>④ 工場棟の成型工場（ペレット加工室、ペレット貯蔵室、燃料棒溶接室、燃料棒補修室）とその上階に位置する成型工場（フィルタ室）は、放射性物質を取り扱う区域と気体廃棄設備を処理する区域の違いがあり、また、耐火性能を有する天井で分離していることから、別の火災区域とする。(添 5-48)</p> <p>火災の延焼を防止するために火災区域を設定し、火災区域内における火災の継続時間を示す指標に相当する等価時間が防火壁等の耐火時間を超えない設計とする。(添 5-51)</p>	17	添 5-48, 添 5-51
5-11	火災が発生し、その影響がある排気系統を停止しても、それ以外の排気系統により建物の負圧を維持する設計とする。	17	添 7-8
5-12	可燃性油類を使用する設備・機器は、発火及び異常な温度上昇を防止する対策、可燃性油類の漏えいを防止する対策を講じる設計とする。(16)	16	-
5-13	<p>焼却炉は、助燃用として使用する灯油が内部に大量に滞留し、爆発的な燃焼を防止するために燃焼用空気を管理する設計とする。また、爆発的な燃焼に進展することを防止するため、燃焼空気用送風機が停止した場合、自動的に灯油の供給を停止するインターロック機構を設ける設計とする。焼却炉は、灯油が内部に滞留することを防止する設計とする。また、異常な温度上昇を防ぐ設計とする。</p> <p>焼却炉は火災を防止するために排気温度を管理する設計とする。また、火災に至る進展を防止するため、排気温度高異常で、自動的に灯油の供給を停止するインターロック機構を設ける設計とする。(添 5-50)</p>	-	添 5-50

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
5-14	使用電圧が高い幹線動力用ケーブル及び配電設備から大きな電流を扱う盤までのケーブルは、難燃性ケーブルを使用した設計とする。また、UF ₆ ガス及び水素を取り扱う設備に関し、地震時にそのガスの供給を自動停止するインターロックに係るケーブルについては、火災から防護するため、検出端から作動端まで金属製カバーに収納する設計とする。なお、設備機器に係る電力用ケーブル及び計測・制御用ケーブルについては、火災によるケーブル損傷でその機能を喪失しても、対象の設備機器は安全側に動作する（運転停止する）設計とする。	-	添 5-49
5-15	油火災は燃焼速度が速く、周辺の難燃性物質に延焼するおそれがあることから、潤滑油や油圧作動油を内包する設備機器は、火災熱影響評価で閉じ込め機能が不全となる場合は、遮熱板を設置する等により影響軽減させる設計とする。	-	添 5-49
5-16	可燃性油類の貯蔵施設は、屋外に設置する設計とする。（添 5-49） 灯油の貯蔵施設は、屋外に設置する設計とする。（添 5-50）	-	添 5-49, 添 5-50
5-17	火災の延焼の防止に関して更なる閉じ込めの強化を図るため、転換工場と成型工場の境界において転換工場の南側に耐火壁（扉を含む）を追設する設計とする。	-	添 5-51
5-18	第1種管理区域からの排気ダクトが高性能エアフィルタを通る前に非管理区域を通過する部分は、火災による損傷により、第1種管理区域の排気が非管理区域に漏えいしないように、不燃性構造又は耐火シールを施す設計とする。	-	添 5-51
5-19	火災区域間の延焼を防止するため、電力用、計測用及び制御用ケーブルは、防火壁の貫通部に耐火シールを施工する設計とする。	-	添 5-51
5-20	火災の延焼防止のため、難燃性物質を使用する設備・機器は火災源から可能な限り遠ざける設計とする。また、火災源の近くに設置せざるを得ない難燃性物質を使用する設備・機器に、遮熱板を設置する又は []製の排気ダクト等の難燃性物質に対して耐火シートを被覆する設計とする。	-	添 5-51
5-21	主要な構造材が難燃物であり火災荷重が大きなスクラバは、金属で覆うことにより延焼しない設計とする。	-	添 5-51
5-22	火災の延焼を防止するために、核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物は金属製容器に収納する設計とする。また、高性能エアフィルタの木枠は金属カバーで覆う設計とする。	-	添 5-51

(爆発)

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
5-23	<p>爆発性の物質である水素ガスを使用する設備・機器は、水素ガスが設備・機器外へ漏えいすることを防止する対策、余剰水素ガスを安全に排出する対策、空気の混入を防止する対策を講じる設計とする。(16)</p> <p>ロータリーキルン、連続焼結炉及びバッチ式小型焼結炉は、空気の混入により水素ガスが爆発することを防止するため、不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、使用条件において十分な強度を有する設計とする。また、炉内圧力を正圧に維持するために、供給ガス圧力を管理する設計とする。さらに、炉体損傷により、炉内圧力の低下による空気の混入を防止するために、供給ガス圧力(炉内圧力)が低下した場合は、自動的に水素ガス供給弁を閉止し、窒素ガス供給弁を開とするインターロック及び警報設備を設置する設計とする。</p> <p>・ロータリーキルン、連続焼結炉及びバッチ式小型焼結炉は、着火源となり得る静電気の放電を防止するために、静電気が滞留しないように適切に接地する設計とする。(添5-54)</p>	16	添5-54
5-24	<p>水素ガスを使用する設備・機器を設置する部屋では、水素ガスの漏えいを検知できる設計とする。(16)</p> <p>・ロータリーキルン、連続焼結炉及びバッチ式小型焼結炉は、余剰水素ガスを滞留することなく、安全に排出するために、余剰水素ガスを燃焼させてから排出する機構を設置する設計とする。また、余剰水素ガスを燃焼させるための着火源が喪失した場合は、自動的に水素ガス遮断弁を閉止するインターロック及び警報設備を設置する設計とする。さらに、ロータリーキルン、連続焼結炉及びバッチ式小型焼結炉を設置する部屋は、水素ガス漏えい検知設備を設置するとともに、水素ガスが漏えいした場合に滞留しないように、気体廃棄設備により換気する設計とする。</p> <p>・炉体損傷により、水素ガスが炉外に漏えいした場合は、水素ガスの漏えいを検知するために、水素ガス漏えい検知器を設置する設計とし、漏えいを検知した場合は、自動的に水素ガス遮断弁を閉止するインターロック及び警報設備を設置する設計とする。(添5-55)</p>	16	添5-55
5-25	<p>水素ガスを使用する設備・機器は、過加熱による設備・機器の損傷による水素ガスの漏えいを防止するため、熱的制限値を設定してこれを超えることのない設計とする。(16)</p>	16	添5-54
5-26	<p>連続焼結炉及びバッチ式小型焼結炉は、過加熱による炉体損傷に伴う水素ガスの漏えいを防止するために、炉体を冷却するための冷却水を管理する設計とする。また、炉体を冷却するための冷却水の圧力が設定値以下に低下した場合は、自動的に加熱ヒーター用電源を遮断するインターロック及び警報装置を設置する設計とする。</p>	-	添5-56
5-27	<p>水素ガスを使用する設備・機器は、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度(150ガル=0.15G)を検知した時点で、水素ガスの供給を停止する設計とする。(16)</p> <p>ロータリーキルン、連続焼結炉及びバッチ式小型焼結炉は地震による損傷を防止するために、耐震重要度分類第1類の設計とする。また、損傷に伴う空気混入による爆発に至る進展を防止するために、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度(0.15G)を検知した時点で、自動的に水素ガス供給を停止し、窒素ガスを供給するインターロック機構を設置する設計とする。さらに、窒素ガスを供給する予備システムを設置する設計とする。(添5-56)</p>	16	添5-56

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
5-28	水素ガスを使用する設備・機器は、万一、炉内で水素爆発が発生した場合でも、本体の損傷による内部飛来物の発生を防止する設計とする。 (17) ロータリーキルン、連続焼結炉及びバッチ式小型焼結炉は、水素ガスの爆発による炉体の破損に伴う内部飛来物の発生を防止するために、爆発圧力を逃がす機構を設置する(添 5-56)	17	添 5-56, 添 7-8
5-29	ロータリーキルン、連続焼結炉及びバッチ式小型焼結炉を設置する部屋は、水素爆発によるウラン漏えいが発生しても、環境への放出を低減するために、ウラン除去する高性能エアフィルタ、排風機及びダクトから構成される排気系統を有する設計とする。排気系統における高性能エアフィルタは、爆風及び火炎の影響を受けない設計とする。	-	添 5-56, 添 7-8
5-30	ロータリーキルンの爆発圧力を逃がす機構は局所排気系統に接続し、ウラン粉末が室内に漏えいしない設計とする。	-	添 5-56

第六条（安全機能を有する施設の地盤）関連

No.	事業許可申請書での記載内容（抜粋・要約）	記載箇所	
		本文	添付
6-1	<p>安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する設計とする。(18)</p> <p>建物・構築物の基礎は、十分な支持性能を有する砂礫層への杭基礎、又は十分な支持性能を有する砂礫層の上部を地盤改良し建物の基礎を直接造る直接基礎に支持させる。十分な支持性能を有する砂礫層のN値は30以上とする。ただし、基礎荷重の小さい建物・構築物は、地表近くのローム層に支持させる。(添 5-20)</p>	18	添 5-20

第七条（地震による損傷の防止）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
7-1	<p>ウランを取り扱う設備・機器及びウランを収納する設備・機器等並びにこれらを収納する建物については、地震の発生による当該設備・機器の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度に応じて分類する。(18)</p> <p>ウランを取り扱う設備・機器及びウランを収納する設備・機器等並びにこれらを収納する建物については、地震の発生による当該設備・機器の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度に応じて分類し、以下のとおり、それぞれの分類に応じた耐震設計を行う。(添5-20)</p>	18	添5-20
7-2	<p>耐震重要度分類において、上位に属するものは、下位の分類に属するものの破損によって波及的破損が生じないものとするとともに、下位の分類に属するものを上位の分類の建物及び構築物と構造的に一体に設計することが必要な場合には、上位の分類による設計とする。</p>	18	添5-20
7-3	<p>建物・構築物の区分については、収納する設備・機器の重要度区分と同じか、それより上位の分類とする。</p> <p>閉じ込め機能において建物の一部として同等の性能を要求される設備（堰等）については、建物と同じ区分とする。</p> <p>逆流防止ダンパは、設置する建物の耐震重要度と同じとする。</p> <p>外部環境への汚染防止のため、排気系統における高性能エアフィルタから逆流防止ダンパ手前までの系統の耐震重要度を第2類とし、その他系統内のダクトは第3類とする。</p> <p>第1類又は第2類のウラン粉末を取り扱う設備・機器（配管系統を含む）を第3類のダクトに接続する場合、その接続部に閉じ込め機能維持のためフィルタ、逆止弁等を設置し、その区分は当該のウラン粉末を取り扱う設備・機器と同じ区分とする。</p>	-	添5-21
7-4	<p>耐震設計上独立した建物を接続する場合は、エキスパンションジョイントを介して接続する設計とする。</p>	18	添5-24
7-5	<p>(3) 建物・構築物の耐震設計の考え方</p> <p>a. 一次設計</p> <p>事業許可基準規則解釈別記3のとおり、建物及び構築物の耐震設計に用いる静的地震力について、建築基準法施行令第88条に規定する標準せん断力係数(Co)を0.2以上とし、地震層せん断力係数に、耐震重要度に応じた割増し係数（第1類：1.5以上、第2類：1.25以上、第3類：1.0以上）を乗じて算定する。(19)</p> <p>【一次設計】</p> <p>静的地震力は、建築基準法施行令第88条に規定する地震層せん断力係数Ciに、耐震重要度に応じて下記に示す割増し係数を乗じて算定する。ここで、地震層せん断力係数Ciは、標準せん断力係数Coを0.2以上とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。(添5-23)</p>	19	添5-23

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
7-6	<p>(3) 建物・構築物の耐震設計の考え方</p> <p>b. 二次設計</p> <p>保有水平耐力の算定においては、同施行令第82条の3により定まる方法により安全性を確認することを原則とし、必要保有水平耐力については、標準せん断力係数(Co)を1.0以上とし、同条第2号に規定する式で計算した数値に耐震重要度に応じた割増し係数を乗じて算定する。(20)</p> <p>【二次設計】</p> <p>保有水平耐力の算定においては、建築基準法施行令第82条の3に規定する構造計算により安全性を確認することを原則とする。また、必要保有水平耐力については、同条第2号に規定する式で計算した数値に下記に示す割り増し係数を乗じた値とする。また、必要保有水平耐力の算出に使用する標準せん断力係数Coは1.0以上とする。(添5-24)</p>	20	添 5-24
7-7	<p>第1類に属する建物・構築物(但し、原料貯蔵所を除く)については、Sクラスに属する施設に求められる程度の静的地震力(1G程度)に対して、建物が過度の変形・損傷を防止するため終局に至らない設計とする。(20)</p> <p>耐震重要度分類第1類の建物及び構築物(以下「建物」という。)は、割り増し係数1.5以上とし、Sクラス相当の3.0を乗じた静的地震力3Ci(0.6G)に対して建物が概ね弾性範囲にある設計(添5-118)</p>	20	添 5-118
7-8	<p>(4) 設備・機器の耐震設計の考え方</p> <p>a. 一次設計</p> <p>設備・機器の耐震設計に用いる静的地震力については、一次設計に係る静的地震力(一次地震力)について、対象の設備、機器の固有振動数が20Hz以上の場合、剛構造とし、地震層せん断力係数に、耐震重要度に応じた割増し係数(第1類:1.5以上、第2類:1.25以上、第3類:1.0以上)を乗じたものに20%増しして算定する。一次設計は、常時作用している荷重と、一次地震力とを組み合わせ、その結果発生する応力に対して、許容応力度を許容限界とする設計とする。(20)</p> <p>【一次設計】</p> <p>各クラスともに一次設計を行う。この一次設計に係る一次地震力は、地震層せん断力係数Ciに、耐震重要度に応じて上記に示す割り増し係数を乗じたものに20%増しして算定するものとする。ここで「一次設計」とは、常時作用している荷重と一次地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、降伏応力又はこれと同等な安全性を有する応力を許容限界とする設計をいう。(添5-25)</p>	20	添 5-25

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
7-9	<p>剛構造とならない設備・機器の一次設計では、動的解析等適切な方法により設計する。具体的には、「建築設備耐震設計・施工指針（独立行政法人 建築研究所監修）」の「局部震度法による設備機器の設計用水平震度」を適用し、当該設計用水平震度より算出される地震力と設備・機器に常時作用している荷重を組み合わせ、その結果、第1類、第2類及び第3類に属する設備・機器について、それぞれ1G、0.6G及び0.4Gの静的地震力で弾性状態である設計とする。なお、剛構造とならない設備・機器については、二次設計の水平震度（0.54）に対し、一次設計の水平震度（1.0）で包含できることから、二次設計は不要とする。（20）</p> <p>剛構造とならない設備・機器の耐震設計は、「建築設備耐震設計・施工指針（一般財団法人 日本建築センター発行）」の局部震度法による「設備機器の設計用標準震度」に基づく水平地震力と設備・機器に常時作用している荷重の組み合わせに対して弾性範囲に留まる設計を行う。具体的には、第1類、第2類、第3類の設備・機器に対してそれぞれ1.0G、0.6G、0.4Gの水平地震力を考慮する。（添5-25）</p>	20, 21	添5-25, 添5-26
7-10	<p>(4) 設備・機器の耐震設計の考え方</p> <p>b. 二次設計</p> <p>耐震重要度分類の第1類については、上記の一次設計に加え、二次設計を行うものとする。二次設計に用いる地震力は、一次地震力に割増し係数1.5以上を乗じたものとする。</p> <p>二次設計は、常時作用している荷重と二次地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、設備・機器の相当部分が降伏し、塑性変形する場合でも過大な変形、亀裂、破損等が生じ、その施設の安全機能に重大な影響を及ぼすことがない設計とする。（20）</p> <p>【二次設計】</p> <p>第1類については、上記の一次設計に加え、二次設計を行う。この二次設計に係る二次地震力は、一次地震力に1.5以上を乗じたものとする。ここで「二次設計」とは、常時作用している荷重と一次地震力を上回る二次地震力とを組み合わせ、その結果発生する応力に対して、設備・機器の相当部分が降伏し、塑性変形する場合でも過大な変形、亀裂、破損等が生じ、その施設の安全機能に重大な影響を及ぼすことがない設計をいう。（添5-25）</p>	20, 21	添5-25
7-11	<p>六ふっ化ウランを正圧で取り扱う設備は、耐震重要度分類第1類とし、水平地震力1.0G注)で弾性範囲の設計とする。（2）</p> <p>耐震重要度 第1類</p> <p>UF₆ガス取扱設備（大きな地震時に閉じ込めを期待する設備）及び著しく大きな地震力が作用する前に大きな地震を検知した場合に作動を期待するインターロック機構（添5-22）</p>	2	添5-1, 添5-22
7-12	<p>耐震重要度 第1類</p> <p>水素取扱設備及び著しく大きな地震力が作用する前に大きな地震を検知した場合に作動を期待するインターロック機構</p>	18	添5-22
7-13	<p>耐震重要度 第1類</p> <p>耐震重要度が第1類である機器の閉じ込めの一次バウンダリを構成するインターロック機構の検出端、作動端</p>	-	添5-22
7-14	<p>耐震重要度 第2類</p> <p>UF₆ガス漏えい時に局所排気中のUF₆等の除去を行う設備</p>	19	添5-22

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
7-15	耐震重要度 第3類 インターロック機構の制御部（信号線含む）、電源系統及び駆動用ユーティリティ系統	-	添 5-22

第八条（津波による損傷の防止）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付

第九条 (外部からの衝撃による損傷の防止) 関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
9-1	(竜巻) 竜巻に対して安全機能を有する施設の安全機能を損なうことがないよう加工施設の建物・構築物は、竜巻荷重を上回る強度を有する設計とする。	24	-
9-2	(凍結) 凍結のおそれのあるものについては、断熱材付きの配管を用いる等の措置を講じる。	24	-
9-3	(積雪) 積雪について、加工施設は、約 60cm 相当の積雪に耐える実耐力を有し、 (25) 加工施設の建物の屋根構造は、折板屋根(鉄骨造の屋根)と鉄筋コンクリート屋根の 2 種類があり、実耐荷重は折板屋根が小さいものの、水戸気象台が観測した最深積雪量を踏まえても、約 60cm の積雪に耐える実力を有する。(添 5-44) (火山灰) 防護対象施設(核燃料物質を内包する建物)は、層厚 7cm(密度 1.7g/cm ³)の水を吸って重くなった状態の降下火砕物による荷重に耐える実耐力を有する(25) 加工施設の建物の主な屋根構造は、折板屋根(転換工場、成型工場、組立工場、除染・分析室、他)と鉄筋コンクリート屋根(加工棟、第 2 核燃料倉庫、第 3 核燃料倉庫、原料貯蔵所、シリンダ洗浄棟、他)の 2 種類があり、実耐荷重は折板屋根が小さく、降下火砕物(湿潤密度 1.2g/cm ³)で約 10cm(約 60cm の積雪に相当)に耐える実力を有する。(湿潤密度 1.7g/cm ³ では約 7cm に相当する。)また、鉄筋コンクリート屋根の実耐荷重は、降下火砕物(湿潤密度 1.2g/cm ³)で約 28cm(約 168cm の積雪に相当)に耐える実力を有する。(湿潤密度 1.7g/cm ³ では約 20cm に相当する。)(添 5-45)	25	添 5-44, 添 5-45
9-4	(落雷) 落雷について、建築基準法、消防法等に基づき避雷針を設置する。	25	-
9-5	(生物学的影響) 生物学的影響について、配管を利用した外部供給水の設計、外気取入口へのフィルタを設置する。	26	-
9-6	(屋外危険物の火災・爆発) 火災・爆発による影響評価のもとに、火災・爆発により核燃料物質を内包する設備が設置されている建物の外壁が損傷しない設計とする。	27	-
9-7	(電磁的障害) ラインフィルタ、絶縁回路等の設置によるサージノイズの侵入防止により電磁干渉や無線電波干渉等を防止する設計とする。	28	-

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
9-8	(竜巻) 加工施設におけるウランを含有する全ての建物は F1 竜巻荷重により損傷しない設計とする(添 5-32) F1 竜巻に対する安全設計としては、建物の外壁(開口部であるシャッタ等を含む)及び屋根は、F1 竜巻に対して損傷しない設計とする。転換工場、成型工場(放射線管理棟を含む)、組立工場、除染室・分析室、加工棟(連絡通路)、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所、シリンダ洗浄棟(前室)、第3廃棄物倉庫は、F1 竜巻により損傷するおそれがある外壁(開口部であるシャッタ及び鉄扉を含む)及び屋根を補強する設計とする。第3核燃料倉庫、劣化・天然ウラン倉庫、原料貯蔵所、容器管理棟、第2核燃料倉庫は、F1 竜巻により損傷するおそれがある外壁の開口部であるシャッタ及び鉄扉のみを補強する設計とする。具体的に補強する部位を(添五)-第1-5表に示す。(添 5-32)	-	添 5-32
9-9	(竜巻) 屋根が折板(カラー鉄板含む)及び高温高压蒸気養生された軽量気泡コンクリート(以下「ALC」という。)の建物(連絡通路、渡り廊下、前室含む)は、屋根全面の屋根取付け鉄骨トラスの補強及び強度の高い屋根材の取付け又は鉄筋コンクリート造(以下「RC造」という。)屋根の一部を補強シート張りで補強する。鉄骨造(以下「S造」という。)建物の外壁は全面をサイディング(一部内側サイディングを含む。)で補強する。RC造建物の外壁は、強度が不足な一部を鉄板又は増厚で補強する。第3廃棄物倉庫は除くシャッタは鉄扉化又は補強バーで補強する。	-	添 5-33
9-10	(竜巻) 核燃料物質又は廃棄物を取り扱う建物のうち、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造(以下「SRC造」という。)で、屋根構造がRC造の建物は、F3 竜巻に対し、建物の外壁及び屋根が損傷しない設計とする。SRC造である成型工場、組立工場は外壁補強を行う。	-	添 5-33
9-11	(竜巻) 核燃料物質又は廃棄物を取り扱う建物のうち、屋根構造がRC造以外の建物(第3廃棄物倉庫は除く)は、F3 竜巻に対し、建物の屋根の損傷を前提とするが、外壁は損傷しない設計とする。S造である転換工場、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所、除染室・分析室は、補強のためにサイディングを追設する。屋根の損傷を仮定した建物は、屋根の損傷箇所を経由する風の吹き込みに対して、建物内部の床、壁により、設備・機器を防御する設計とするか、屋根の損傷により設備・機器に直接風圧力が作用する場合は、それら設備・機器(排気ダクトは除く)を耐風圧設計とする。(添 5-33)	-	添 5-33
9-12	(竜巻) 第3廃棄物倉庫を除く建物の開口部(シャッタ等)は鉄扉に変更する。	-	添 5-33
9-13	(竜巻) 公道からの車両は、敷地境界の防護フェンスで防護する設計とする。(添 5-34) 車両の運動エネルギーを吸収することができるように防護フェンスを公道と接する敷地境界部に設置する。(添 5-35)	-	添 5-34, 添 5-35

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
9-14	(竜巻) 敷地外から飛来する軽トラック、プレハブ物置は建物で防護する設計とする。(添 5-34) 民家の駐車場等から、防護フェンスを超えて飛来する車両については、飛来する車両の運動エネルギーに応じ、建物の外壁を補強することにより防護する。(添 5-35)	-	添 5-34, 添 5-35
9-15	(竜巻) 風荷重により、屋根が損傷するおそれがある施設(転換工場、成型工場(放射線管理棟を含む)、組立工場、除染室・分析室、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所)は、建物内に設置される設備・機器等が建物外部へ飛散することを防止するため、建物の屋根下に飛散防止用防護ネットを設置する。	-	添 5-34
9-16	(竜巻) UF ₆ を正圧で取り扱う設備・機器に対しては防護カバーを設置する。	-	添 5-34
9-17	(竜巻) ウランを内包する設備・機器に対しては固縛等の補強を行う。	-	添 5-34
9-18	(竜巻) 高性能エアフィルタ～排風機間の排気ダクトは、風圧力で飛散しないように、固定の補強を行う。	-	添 5-34
9-19	(竜巻) 高性能エアフィルタは飛散防止のため、金属カバーで固定する。	-	添 5-34
9-20	(竜巻) 竜巻の風圧力により屋根が損傷する場合は、飛散防止用防護ネットが飛来物の落下による運動エネルギーを吸収することで建物内部の設備・機器の損傷を防止する。	-	添 5-35
9-21	(森林火災) 加工施設の建物は、建築基準法等関係法令で定める耐火構造又は不燃性材料を使用した設計とする。	16	添 5-47, 添 5-48
9-22	(屋外危険物の火災・爆発) 灯油を貯蔵する危険物屋外タンク貯蔵所(2)を更新して貯蔵量上限を9.5kℓから0.75kℓに縮小し、火災の影響を防止する。	-	添 5-87
9-23	(屋外危険物の火災・爆発) LPガス供給設備については、防護対象施設に対して危険限界距離以上の離隔距離となる場所に移設する。	-	添 5-87
9-24	(屋外危険物の火災・爆発) 高圧ガス貯蔵所については、高圧ガス保安法に基づく障壁を、周囲を囲うように設置する。	-	添 5-87

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
9-25	<p>(航空機落下)</p> <p>航空機の種類に関わらず係数αを保守的に1と設定した上で、3工場(転換工場(第2核燃料倉庫、作業室(2))を含む。以下「転換工場等」という。)、成型工場、組立工場)それぞれについて評価を行った。その結果、航空機落下確率は、転換工場等は5.1×10^{-8}回/年、成型工場及び組立工場は4.4×10^{-8}回/年となった。また、有視界飛行方式民間航空機(小型)以外の航空機については、隣接する工場への落下が標的となる工場に影響を及ぼすと仮定して、1つの工場に落下した場合の標的面積を3つの工場の面積の総和として評価を行った。その結果、転換工場等は9.6×10^{-8}回/年、成型工場及び組立工場は9.3×10^{-8}回/年となり、いずれの場合も航空機落下評価ガイドで示される判断基準となる10^{-7}回/年未満であることから、航空機落下に対する防護設計は不要である。</p>	-	添 5-83
9-26	<p>(航空機落下火災)</p> <p>「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」の「附属書C原子力発電所の敷地内への航空機落下による火災の影響評価について」に基づき、航空機落下確率が1×10^{-7}回/年となる地点に墜落した場合を想定し、評価を実施した。評価対象施設は、建物及び加工工程の独立性を考慮し、核燃料物質を取り扱う主要工場である転換工場等、成型工場、組立工場とした。評価の結果、航空機落下で発生する火災に対して、いずれの建物においてもその外壁は損傷せず、外部火災の影響が大きな事故の誘因とならないことを確認した。</p>	-	添 5-86

第十条（加工施設への人の不法な侵入等の防止）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
10-1	不法侵入防止設備を備えた十分な高さの金属製の柵等により立入制限区域を設定し、同区域への立入りを所定の出入口以外からの同区域への人の立入りを禁止するとともに、加工施設の建物は鉄筋コンクリート造、鉄扉等の堅牢な障壁を有する設計とする。	29	-
10-2	管理区域（重量のある核燃料物質等を収納した密封容器のみを取り扱う場合を除く）の出入口において、核燃料物質を検知する装置等を設置することにより監視を行う設計とする。管理区域の出入口に設置する出入管理装置等により人の出入りを常時監視する。	29	-
10-3	加工施設の防護のために必要な設備及び装置の操作に係る情報システムは、電気通信回線を通じて妨害行為又は破壊行為を受けることがないように、電気通信回路を通じた当該情報システムに対する外部からの不正アクセスを物理的に遮断する設計とする。	29, 30	-

第十一条（溢水による損傷の防止）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
11-1	溢水源となる配管に対し、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度（150ガル=0.15G）を検知した時点で、必要に応じて、供給を停止する設計とする。	28	添 5-89
11-2	第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止する設計とする。（28） 第1種管理区域の境界から外部へ溢水が流入出しない設計とする。（添 5-89）	28	添 5-89
11-3	被水又は没水により排気設備の機能を喪失しない設計とする。	28	添 5-89
11-4	臨界防止の観点から、核燃料物質を内包する設備・機器が、被水又は没水によって臨界とならない設計とする。	28	添 5-89
11-5	被水又は没水による設備・機器における電気火災の発生を防止する設計とする。	28	添 5-89
11-6	加工施設の扉は、扉を介して溢水経路を形成できるように水密性を有さず、かつノンエアタイト仕様の設計とする。（28） 管理区域内の溢水の水位抑制のため、扉は水密性を有さない設計とする。（添 5-101）	28	添 5-101
11-7	臨界防止の観点から、減速度を管理するウランを内包する設備・機器は、被水防護処置を行う。 ・フードボックスの空気取り入れ口に被水防護カバーを設置する。	-	添 5-99, 添 5-101
11-8	臨界防止の観点から、減速度を管理するウランを内包する設備・機器は、被水防護処置を行う。 ・ウラン粉末の気流輸送設備では、空気取り入れ口に被水防護カバーを設置する。	-	添 5-99, 添 5-101
11-9	被水による設備・機器の電気火災の発生を防止するため、配線用遮断器を設置する。（添 5-99） 被水による設備・機器における電気火災の発生を防止するため、被水防止カバーを設置するか、配線用遮断器を設置する設計とする。（添 5-101）	-	添 5-99, 添 5-101
11-10	(3)蒸気による影響評価 地震感知に連動して自動的に供給を停止する遮断弁を設置する設計とする。（添 5-99） 蒸気配管からの蒸気漏えいに対しては、地震感知に連動して自動的に供給を停止する遮断弁を設置する設計とする。（添 5-101）	-	添 5-99, 添 5-101
11-11	ウランを内包する設備・機器は、形状寸法又は質量を管理する設計でウランに水の浸入を考慮し最適減速状態を想定した設計とするか、ウランに水の浸入を想定しないウランの減速度を管理する設計とする。	-	添 5-100
11-12	ウランの減速度管理を適用する設備・機器は、ウランが被水しないよう設備・機器内（フードボックス、容器を含む）で取り扱う設計とし、没水による水の浸入を防止するため、空気取入れ口等の開口を水位より高くする設計とする。	-	添 5-100
11-13	核燃料物質の貯蔵室である第2核燃料倉庫、第3核燃料倉庫の貯蔵室(1)及び貯蔵室(2)は、以下の設計とすることで溢水による水の浸入を想定しない。 ・部屋内に水配管等を設置しない設計 ・室外から水の浸入を防止する堰を設置する設計	-	添 5-100
11-14	第1種管理区域を境界とする区画を設定し、その境界の開口に対し、溢水高さにスロッシングによる水位変位を考慮した水位高さ以上の堰等を設置する設計	-	添 5-94, 添 5-100

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
11-15	排気設備（排風機、制御盤）は没水による影響を受けないよう、設備高さを没水許容高さより高くする設計とする。	-	添 5-100
11-16	使用電圧が高い幹線動力用ケーブルに接続する制御盤の設備高さについては、設備高さを没水許容高さより高くする設計とし、それ以外の制御盤は配線用遮断器を設置する設計とする。	-	添 5-100, 添 5-101, 添 5-102
11-17	防護区画内の堰内の必要な箇所に堰漏水検知警報設備を設置する。	-	添 5-101
11-18	工業用水、水道水、冷却水、純水及び空調用水の配管には、地震感知に連動して遮断弁が自動的に閉止又は送液ポンプが自動停止する設計とする。	-	添 5-101
11-19	遮断弁及びその周辺の配管は、1.0G の水平地震力に対して弾性範囲となる設計とする。	-	添 5-91, 添 5-101
11-20	排気設備（排風機、制御盤）は被水による影響を受けないよう防護対象又はその水配管等に被水防護カバーを設置するとともに、防護対象の配線等による開口部にシール処置する。	-	添 5-101
11-21	a. 防護区画設定の基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ・ 閉じ込めの安全機能として、第 1 種管理区域からの漏えい防止の観点で区画を設定する。 ・ 閉じ込めに関する防護対象設備として排気設備の有無の観点から区画を設定する。 ・ 閉じ込めの観点から、UF₆ を正圧で取り扱う転換工場原料倉庫を防護区画として設定する。 ・ 臨界防止の観点からウランの減速度を管理する設備・機器の設置の有無から区画を設定する。 ・ 上記何れにおいても溢水源の有無を考慮して防護区画を設定する。 ・ 溢水の影響を避けるため、扉部分に堰を設置する設計の区画は個別に防護区画を設定する。堰の設置例を（添五）-第 3 図に示す。 	-	添 5-92

第十二条（誤操作の防止）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
12-1	運転員の操作性及び人間工学的観点の諸因子を考慮して、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等を設ける設計とする。	30	-
12-2	制御盤には、設備の集中的な監視及び制御が可能となるように、表示装置及び操作器を配置する。	30	-
12-3	表示装置は、運転員の誤操作を防止するため、必要に応じて色で識別できる設計とする。	30	-
12-4	UF ₆ 配管の弁を自動閉止するインターロック機構を設置する設計とする。	30	-

第十三条（安全避難通路等）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
13-1	単純、明確かつ容易に識別できる安全避難通路及び非常口を設ける設計とする。	30	添 5-115
13-2	非常用ディーゼル発電機から供給される非常用照明及び誘導灯を設置する設計とする。	30	添 5-115
13-3	人が常時立ち入る場所については、停電時に自動的にバッテリーに切り替わり、その機能を維持できるよう電力を供給するものを1個以上設置する設計とする。	31	添 5-115
13-4	非常用照明、誘導灯とは別に、事故対処のための現場操作が可能となるように、懐中電灯及びポータブル発電機を含めた投光器を設ける設計とする。	31	添 5-115

第十四条（安全機能を有する施設） 関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
14-1	水素ガスを使用する設備・機器の爆発の発生防止対策、クレーン等の落下防止対策を実施し、内部飛来物が発生しない設計とする。	29, 38	-
14-2	安全機能を有する施設は、安全機能の重要度に応じて、その機能を確保する設計とする。	38	-
14-3	核燃料物質の種類、取扱量、化学的性状、物理的形態を考慮し、その機能が期待される通常時及び設計基準事故時に想定される設置場所の温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。	38	-
14-4	安全機能を確保するための検査又は試験並びに安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができる設計とする。	38	-
14-5	使用施設と共用する非常用ディーゼル発電機、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所、第3廃棄物倉庫、廃棄物管理棟、分光分析室及び分析室（分析設備の一部、気体廃棄設備を含む。）は、共用によってその安全機能を損なわない設計とする。	38	-
14-6	機器等の破損、故障等により核燃料物質等を外部放出する可能性がある事象が発生した場合においても、公衆に著しい放射線被ばくを与えないよう、インターロック機構を設ける設計とする。	38	添5-1, 添5-2
14-7	インターロック機構は、損傷時の影響度に応じて、多重性又は多様性、耐震性による高い信頼性を確保する設計とする。 UF ₆ 漏えい検知、地震検知により動作するインターロック機構については、独立二系統とし、水素ガス漏えい検知により動作するインターロック機構については、複数の検出端を設置する設計とする。	3, 38	添5-2
14-8	ユーティリティ（電源、バルブ作動用ガス）が喪失した場合においても、安全側に停止するフェールセーフとなる設計とする。	3	添5-2

第十五条（設計基準事故の拡大の防止）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
15-1	<p>UF₆の漏えいの検知に伴う遮断弁の閉止までの40秒間の漏えいとした。(241)</p> <p>漏えい検知してから遮断弁閉止までの40秒間の漏えいを仮定(添7-14)</p> <p>UF₆シリンダ、脱着式UF₆配管以外のUF₆ガスを取り扱う設備・機器は、フードボックス内に設置する設計とし、2次バウンダリとして、局所排気系統に接続し、フードボックス内部を負圧に維持することにより、フードボックスで閉じ込める設計とする。(添7-7)</p> <p>フードボックスにはUF₆の漏えい検知設備を設置し、漏えいの検知時に自動的に警報を発生し、UF₆の供給を停止するとともに、加熱を停止するインターロック機構を設置する設計とする。(添7-7)</p>	241	添7-14 添7-7
15-2	<p>UF₆シリンダ及び脱着式UF₆配管は、労働安全衛生法に基づく第1種圧力容器である蒸発器内に収納されており、蒸発器内でUF₆が漏えいした場合は、漏えいを検知し、加熱蒸気供給弁及びドレン排出弁を自動で停止する。(添7-5)</p> <p>UF₆シリンダ、脱着式UF₆配管は蒸発器内部に設置することで、UF₆ガスが漏えいした場合には蒸発器で閉じ込める設計とし、2次バウンダリとして耐圧・気密設計とする。(添7-7)</p>	-	添7-5 添7-7
15-3	<p>コールドトラップ等は第1種圧力容器として設計・管理することに加え、容器と遮断弁までの配管部分を強化する。</p>	-	添7-5
15-4	<p>ウラン粉末が第1種管理区域内の室内に漏えいした場合に備え、排気系統により建物内部を負圧に維持することにより、建物からのウランの漏えいを防止する設計とし、また、漏えいしたウラン粉末は、室内排気系統に設置する高性能エアフィルタを介して排気する設計とする。</p>	-	添7-8
15-5	<p>ウラン粉末を取り扱う設備・機器のうち、閉じ込めバウンダリとして難燃性材料のパネルを使用している設備・機器において、火災の熱影響によりウラン粉末が第1種管理区域内の室内に漏えいした場合に備え、室内排気系統により建物内部を負圧に維持することにより建物で閉じ込める設計とし、また、漏えいしたウラン粉末は、室内排気系統に設置する高性能エアフィルタを介して排気する設計とする。</p>	-	添7-8
15-6	<p>ウラン粉末を加圧で取り扱う設備・機器及びその配管を覆うフードボックス(配管カバーを含む)を局所排気系統により負圧に維持することで、ウランの漏えいを防止する設計とし、また、漏えいしたウラン粉末は、局所排気系統に設置する二段の高性能エアフィルタを介して排気する設計とする。</p>	-	添7-7
15-7	<p>ロータリーキルンは、爆発による炉本体の損傷を防止するため、爆風圧力逃し機構(破裂板)を備えており、ロータリーキルン内のウランは爆風圧力逃がし機構を通じて接続されている局所排気系統を介して建物外へ排気する設計とする。</p> <p>連続焼結炉は、爆発による炉本体の損傷を防止するため、爆風圧力逃し機構(スイングドア)を備えており、連続焼結炉内のウランは爆風圧力逃がし機構を通じて室内へ飛散し、室内排気系統に設置する高性能エアフィルタを介して排気する設計とする。</p>	-	添7-8

第十六条（核燃料物質の貯蔵施設）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
16-1	各工程におけるウランの形態に応じた核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有する核燃料物質の貯蔵施設を設ける。	31, 150	-
16-2	貯蔵施設はウランの形態に応じて、臨界防止、遮蔽及び閉じ込めの機能を確保する設計とする。	31	-

第十七条（廃棄施設）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
17-1	通常時において、第1種管理区域からの排気処理するため、気体廃棄物の廃棄設備である排気ダクトを通して高性能エアフィルタによって処理後、排気口から大気へ放出する設計とする。(31) 気体廃棄物は、プレフィルタ、高性能エアフィルタ等を通して排気中の放射性物質を除去したのち排気口から屋外に排出する。(添6-13)	31	添6-13
17-2	線量を合理的に達成できる限り低減するため、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」(昭和50年5月13日原子力安全委員会決定)(以下「線量目標値に関する指針」という。)において定める線量目標値を参考に、公衆の線量を合理的に達成できる限り低減する設計とする。(31) 線量を合理的に達成できる限り低減するため、「線量目標値に関する指針」において定める線量目標値を参考に、公衆が受ける線量を合理的に達成できる限り低減する設計とする。(32)	31, 32	-
17-3	室内排気系の排気は、排気ダクトを通して高性能エアフィルタにより処理して排気塔より屋外へ排出する設計とする。なお、一部については高性能エアフィルタにより処理して部屋へ再循環する設計とする。(31) 気体廃棄物は、気体廃棄設備を通して排気中の放射性物質を除去したのち排気口から屋外に排出する。(236)	31, 236	-
17-4	局所排気系の排気は、排気ダクトを通して高性能エアフィルタにより処理して排気塔より屋外へ排出する設計とする。(31) 気体廃棄物は、気体廃棄設備を通して排気中の放射性物質を除去したのち排気口から屋外に排出する。(236)	31, 236	-
17-5	局所排気設備のうちウランの排気系への移行率が高いと考えられる工程の排気系については、公衆が受ける線量を極力低くするため、高性能エアフィルタを2段設置する設計とする。	31	-
17-6	HFを含む気体廃棄物が高性能エアフィルタの性能に影響を与える事故時にはスクラバにより処理してから2の高性能エアフィルタ(後段は耐HF性)により処理して排出する設計とする。	31, 32	-
17-7	通常時において、放射性液体廃棄物について、凝集沈殿、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備によりウランを除去した後、廃液貯槽等に貯留する。	32	添6-17
17-8	液体廃棄物の廃棄設備である廃液貯槽、チェックタンクには、廃水のオーバーフローを防止するため液面高検知警報設備を設ける設計とする。	32	-
17-9	保管廃棄設備の廃液容器は漏えいのない構造とし、万一の漏えいに備えて受容器を設ける設計とする。	32	-
17-10	核燃料物質等を含まない流体を導く管であって、流体状の液体廃棄物を内包する容器、管等に内通するもののうち、液体廃棄物が逆流するおそれのあるものについては、逆流防止のための止め弁、液封等を設ける設計とする。	32	-
17-11	放射性廃棄物を保管廃棄するために、除染設備、固体廃棄物処理設備及び必要な保管容量を有する放射性廃棄物の保管廃棄設備を設ける設計とする。(32) 固体廃棄物の保管廃棄能力は、現在の保管量及び今後の増加量の予測を踏まえても、十分な容量を有するものとする。固体廃棄物の保管廃棄に当たり、保管廃棄物の最外周の表面線量率を $2\mu\text{Sv/h}$ 以下となるよう配置する(237)	32, 237	添6-19

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
17-12	廃液処理設備(1)からの排水は排水口から排出し、ふっ素及び窒素等の除去処理を行った後、排水貯留池に送液する。廃液処理設備(1)以外の排水は排水貯留池に直接排水する。排水留池にて放射性物質の濃度を再度確認した後、排水口から専用排水管により海洋へ放出する。	173	-
17-13	気体廃棄物の廃棄設備は、第1種管理区域で発生する気体廃棄物を処理することが十分に可能な能力を有するものとする。	172	-

第十八条（放射線管理施設） 関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
18-1	放射線管理施設には、放射線被ばくを監視及び管理するため、放射線業務従事者の出入管理、汚染管理、除染等を行うための設備・機器等を設ける。特に、管理区域における外部放射線に係る線量、物の表面の放射性物質の密度及び空気中の放射性物質の濃度を監視・管理するため、以下の放射線監視測定用設備、試料測定用設備等の設備・機器を設けるとともに、放射線防護用設備を備える。	32	-
18-2	放射線監視用測定設備として、エリアモニタ、エアスニファ、ダストモニタ、放射能測定装置（ α 、 β 線用）、サーベイメータ（ α 、 β （ γ ）線用）の機器を設ける。	32	-
18-3	試料測定用設備として、ウラン及び放射性不純物を測定できる放射能測定装置（ α 、 β 線用）の機器を設ける。	33	-
18-4	放射線防護用設備として、防じんマスク、ボンベ式呼吸器の呼吸用保護具を備える。	33	-
18-5	放射線業務従事者等の汚染検査、除染を行うための検査室及びシャワー室を設ける。	33, 235	添 6-3
18-6	退出管理用としてハンドフットモニタを設ける。	33	-
18-7	個人被ばく管理用として個人線量測定器を設ける。	33	-
18-8	除染用として、除染用具を設ける。	33	-
18-9	放射線業務従事者に対する線量を管理するため、管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を、加工施設の第 1 種管理区域の出入口付近にそれぞれ表示できる設計とする。(33) 放射線管理に必要な情報を所内の適切な場所に表示できるようにする。(235)	33, 235	-
18-10	万一の事故に備え、緊急用保護具を常備する。	235	-

第十九条（監視設備）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
19-1	通常時において、加工施設より環境に放出される放射性物質の監視及び測定については、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針」を参考とした設計とし、設計基準事故時における監視及び測定については、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」を参考とした設計とする。 以上のことを踏まえ通常時及び設計基準事故時に加工施設の放射性物質の濃度を監視・測定するため、ダストモニタを設置する設計とする。	33	-
19-2	加工施設内に放射性物質の濃度及び線量の監視設備を設置し、周辺監視区域境界付近に、事故時に加工施設から等方的な放出が想定されるガンマ線を検知するためモニタリングポストを1台設置する。	33	-
19-3	隣接するニュークリア・デベロップメント株式会社が所有する、上記と同様の設計のモニタリングポストの測定データを、随時監視できるようにする。	33	-
19-4	停電時の電源復旧までの電源を確保するため、非常用ディーゼル発電機から電力を供給する設計とし、短時間の停電時に電源を確保するため、専用のバッテリーを有するものとする。	33	-
19-5	モニタリングポストの伝送系は多様性を有する設計とする。	33	-
19-6	工場棟の第1種管理区域の出入口近くに安全管理室を設け、この部屋にはダストモニタ及びモニタリングポストの測定状況を監視できる設備を設けるとともに、通常状態から逸脱するような異常が検知された場合、関係管理者等に通報できる設備（放送設備、電話設備）を設ける。	34	-

第二十条（非常用電源設備）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
20-1	外部電源系統の機能喪失に対して、第 1 種管理区域の負圧を維持するための局所排気系統、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明及び誘導灯の安全機能の確保を確実にを行うため、それらの設備が作動し得るに十分な容量、機能及び信頼性がある非常用電源設備として、2 基（うち 1 基は予備）からなる非常用ディーゼル発電機（1 式）を備えた設計とする。（34） 非常用ディーゼル発電機は、負荷容量に対して十分な容量を有する設計とし、機能及び信頼性を確保するために、予備機を設置する。また、外部電源系統の機能喪失時（以下「停電時」という。）から商用電源の復旧及び非常用ディーゼル発電機から商用電源への切替えまでの時間を考慮し、余裕をみて 7 日間継続運転が可能な燃料を確保する設計とする。（添 5-113）	34	添 5-113
20-2	上記のうち、放射線管理棟管理室に集中して設置している監視、警報、放送等の機能を備える設備には無停電電源装置（1 式）を接続し、非常用ディーゼル発電機が給電するまでの間も連続して機能を維持できる設計とする。	34	添 5-114
20-3	各設備の設置場所が離れて点在している設備（モニタリングポスト、火災等の警報設備、通信連絡設備（無線式を除く）、一部の非常用照明及び誘導灯）は、個別にバッテリーを内蔵し、非常用ディーゼル発電機が給電するまでの間も連続して機能を維持できる設計とする。	34	添 5-114
20-4	無線式の通信連絡設備（業務用無線設備等）は、バッテリーを内蔵し、連続して機能を維持できる設計とする。	34	添 5-114
20-5	非常用電源設備である非常用ディーゼル発電機は、内燃機関を原動力とし所定の電圧を確立する能力を有する設計とする。	34	-
20-6	非常用ディーゼル発電機は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の第 52 条に基づく使用施設（以下「使用施設」という。）と加工施設へ同時給電するのに十分な能力を有する設計とする。	34	-
20-7	その給電系統には過電流保護機構を設置し、共用によってその安全機能を失うことのない設計とする。	34	-

第二十一条（通信連絡設備）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
21-1	通信連絡設備は、設計基準事故時に事業所内の人に対し、退避に必要な指示等を行うための放送設備及び多様性を確保した電話設備（有線式及び無線式）並びに無線通信設備を設ける。	34	-
21-2	外部電源により動作する有線式の通信連絡設備は、非常用ディーゼル発電機に接続し、また無停電電源装置に接続又はバッテリーを設置することにより、外部電源喪失時でも通信連絡できる設計とする。	34	-
21-3	設計基準事故時に施設外の必要な場所と通信連絡できるよう多様性を確保した通信回線（固定式、携帯式）を設ける設計とし、通信回線は輻輳等による制限を受けない直接回線による有線式の電話設備及び輻輳等による制限を受けにくい衛星電話（固定式及び携帯式）及び携帯電話端末を備える。	35	-
21-4	通信連絡設備は、事故時の活動の拠点として機能する防災ルーム等に設置する。	35	-

第二十二條（重大事故等の拡大の防止等）関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
22-1	設計基準を上回る地震力（静的地震力1G）を受けた場合に、UF ₆ を正圧で取り扱う建物、UO ₂ F ₂ 溶液を取り扱う建物が大規模な損壊に至らない、また、設備・機器が転倒しない等の設計をする。（247，添7-22）	247	添7-22
22-2	それら [*] による情報把握ができなかった場合に備えて、事故の状況を推定するために有効な情報把握ができるよう原料倉庫内のUF ₆ 漏えい検知設備による監視を成型工場一時退避場所及び転換工場の外においても可能とする。 （※）転換工場の監視設備や放射線業務従事者（実施組織に所属）の巡視点検により事故事象の状況を常に把握する。（人的対応）	247	添7-22
22-3	大規模損壊が発生した場合において、原料倉庫の周囲への散水及び漏えい発生箇所周囲へ直接放水する可搬消防ポンプ、ウランを回収する集塵機、ウランを固着させる固着剤等の設備を整備する。	248	添7-23
22-4	加工施設内及び敷地内の状況把握のため、放射線測定器、照明等を整備する。	253	-
22-5	事故対処に必要な資機材として、可搬消防ポンプ、放射線測定機器類、通信連絡設備、化学防護服、防護具、携帯照明、可搬式発電機及び投光器等を整備する。これらの設備又は資機材は、必要な個数及び容量を有する方針とする。また、対処に必要な容量の防火水槽を整備する。さらに、大規模損壊が発生した場合に使用不可とならないよう複数箇所に分散配置や隔離配置し、転倒・飛散防止対策を講じるとともに、短時間で活動場所へ移動できる場所へ保管する。	248	添7-22， 添7-23
22-6	当直警備員が要員を招集するために必要な資機材を整備する。	250	-
22-7	事故対処時の活動の拠点を設置し、実施組織及び支援組織間で、情報交換を行うための通信連絡設備並びに社外への連絡及び通報を行うための機器を設置する。	250	-
22-8	事故対処のための放射線測定機器、防護用器具、非常用通信機器や、夜間及び全交流電源喪失を想定した機器等の資機材について、活動内容及び事故対処に必要な要員数を考慮し、さらには予備の保管場所も考慮した上で必要な数量を整備するとともに、自然災害等の外力による影響に対しても保管場所の健全性を確保し、必要な資機材が使用可能となるよう保管する。 なお、UF ₆ 漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う放射線業務従事者への化学的影響を考慮したものとする。	251	-
22-9	核燃料物質等を内包する建物が大規模な損壊に至った場合は、集塵機等を用いたウランの回収、固着剤を用いたウランの固定等を実施することにより、加工施設周辺への核燃料物質の拡散を抑制するとともに、加工施設周辺への気体状のUF ₆ 等の拡散を防止するため、可搬消防ポンプにより原料倉庫周囲への散水を行う。	253	-
22-10	防災組織対策本部の活動拠点として、緊急時対策室（防災ルーム）を設け、実施組織及び支援組織間で情報交換を行うための通信連絡設備、並びに社外への連絡及び通報を行うための機器を設置する。また万一、その緊急時対策室が使用できなくなる場合に備え、予備の緊急時対策室（代替防災ルーム）も設定する。活動拠点を（添七）-第 α -8 図に示す。	-	添7-25
22-11	UF ₆ 漏えいに対処するため必要な資機材、及び火災に対処するため必要な資機材を（添七）-第 α -4 表に（資機材の保管場所を（添七）-第 α -9 図に）、また資機材の保管場所に対する要件を、事故時の活動拠点の要件と共に（添七）-第 α -5 表に示す。	-	添7-25

その他基準規則以外関連

No.	事業許可申請書での記載内容	記載箇所	
		本文	添付
23-1	第1廃棄物倉庫、第2廃棄物倉庫、第1汚染機材保管倉庫及び第2汚染機材保管倉庫を撤去する。	-	-
23-2	非常用ディーゼル発電機を設置する発電機室を新設する。	23, 83	-
23-3	放射線管理棟及び第1廃棄物処理所に前室を新設する。	23, 81	-
23-4	既設建物(転換工場、加工棟、第3核燃料倉庫及びシリンダ洗浄棟)の非管理区域である前室を第2種管理区域に変更する。	36, 37	-
23-5	気体廃棄設備(1)のスクラバ(焙焼・還元炉、乾燥機系統)は、アンモニアガス、ふっ素の除去及び耐食性能を有する設計とする。	70	-
23-6	気体廃棄設備(1)の水スクラバ(ウラン回収第1系列系統)及びアルカリススクラバ(ウラン回収第1系列系統)は、排気中の硝酸(NO _x 含む)除去及び耐食性能を有する設計とする。	70	-
23-7	気体廃棄設備(1)の排ガス冷却装置(ウラン回収第1系列系統)及びコンデンサ(ウラン回収第1系列系統)は、排気冷却性能を有する設計とする。	70	-
23-8	気体廃棄設備(1)のスクラバ(ウラン回収第2系列系統)は、排気冷却及び耐食性能を有する設計とする。	71	-
23-9	気体廃棄設備(1)の排ガス分解装置は、排気中のアンモニアガスの除去性能を有する設計とする。	71	-
23-10	気体廃棄設備(1)のスクラバ(分析系統)は、試料乾燥装置排気の酸性ガス中和、耐食性能を有する設計とする。(71) 気体廃棄設備(5)のスクラバ(局所排気系統)は、排気の酸性ガス中和、耐食性能を有する設計とする。(73)	71, 73	-

表2 事業許可との相違点リスト (1/10)

項目	事業許可		本申請																															
	基本方針	基本設計	詳細設計	事業許可との整合性																														
核燃料物質の臨界防止 領域区分	<p>ロ. 加工施設の一般構造 (イ) 核燃料物質の臨界防止に関する構造 (2) 複数ユニットの臨界安全 複数の単一ユニット(以下「複数ユニット」という。)は、核的に安全な配置を決定するため、臨界安全評価を行う上での領域区分を定める。これらの領域区分は、領域同士での相互干渉がないように厚さ30.5cm以上のコンクリート又は同等以上の中性子遮蔽材である臨界隔離壁によって隔離するか、関係する単一ユニットの中心を結ぶ線に直交する面への単一ユニットの投影の最大寸法と3.66mのうちいずれか大きい方の距離以上離れた配置とする設計とする。 【P.6】</p>	<p>表 安全機能を有する施設の安全機能一覧(抜粋)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>安全機能を有する施設</th> <th>安全機能(臨界防止)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>833</td> <td>工場棟(転換工場)</td> <td>臨界隔離壁</td> </tr> <tr> <td>837</td> <td>工場棟(成型工場)</td> <td>臨界隔離壁</td> </tr> <tr> <td>841</td> <td>工場棟(組立工場)</td> <td>臨界隔離壁</td> </tr> <tr> <td>844</td> <td>加工棟(成型工場)</td> <td>臨界隔離壁</td> </tr> <tr> <td>851</td> <td>付属建物(除染室・分析室)</td> <td>臨界隔離壁</td> </tr> <tr> <td>855</td> <td>付属建物(第2核燃料倉庫)</td> <td>臨界隔離壁</td> </tr> <tr> <td>858</td> <td>付属建物(第3核燃料倉庫)</td> <td>臨界隔離壁</td> </tr> <tr> <td>861</td> <td>付属建物(原料貯蔵所)</td> <td>臨界隔離壁</td> </tr> <tr> <td>873</td> <td>付属建物(シリンダ洗浄棟)</td> <td>臨界隔離壁</td> </tr> </tbody> </table> <p>【P.79~81】</p> <p>添付書類五 変更後における加工施設の安全設計に関する説明書 二. 臨界安全設計 (ロ) 複数ユニットの臨界安全 各施設における複数ユニットの核的に安全な配置を決定するために、臨界安全上の領域区分を行い(添五)-第2-10図に示す。 次に、領域ごとに各施設の複数ユニットの臨界安全設計について述べる。なお、単一ユニットの核的制限値に加え、容器の収納量、ウランの減速度等の制約が必要な場合、複数ユニットの核的制限値として管理する。 【P.(添五)-13】</p> <p>第2-10図 (添五)-第2-10図 臨界管理上の領域区分 【P.(添五)-174】</p>	No.	安全機能を有する施設	安全機能(臨界防止)	833	工場棟(転換工場)	臨界隔離壁	837	工場棟(成型工場)	臨界隔離壁	841	工場棟(組立工場)	臨界隔離壁	844	加工棟(成型工場)	臨界隔離壁	851	付属建物(除染室・分析室)	臨界隔離壁	855	付属建物(第2核燃料倉庫)	臨界隔離壁	858	付属建物(第3核燃料倉庫)	臨界隔離壁	861	付属建物(原料貯蔵所)	臨界隔離壁	873	付属建物(シリンダ洗浄棟)	臨界隔離壁	<p>図臨配-1 臨界管理上の領域区分</p> <p>資料1設 (核燃料物質の臨界防止) ○化学処理施設、成形施設、被覆施設、組立施設、核燃料物質の貯蔵施設、その他の加工施設 なお、工場棟領域のユニットの中には、臨界隔離壁(第2核燃料倉庫領域)よりも高い位置に設置されているものがある。これについては、工場棟領域のユニットと第2核燃料倉庫領域のユニットの距離を必要離隔距離以上離れた配置であることを添付説明書一設1-5に示す。</p> <p>添付説明書一設1-5 臨界隔離壁よりも高い位置にあるユニットの離隔に関する説明書 1. 概要 工場棟領域には、臨界隔離壁(第2核燃料倉庫領域)よりも高いユニットがある。これらは、本申請の工場棟領域ユニットと第2核燃料倉庫領域ユニットの距離は必要離隔距離を満足した配置であり、臨界安全評価を行う上で領域区分同士が相互干渉しないことを本説明書で説明する。 5. 計算結果 添設1-5-5表に計算結果を示す。いずれの工場棟領域ユニットのユニット間距離も最大投影寸法以上離れていることから、判定基準を満たしている。よって、第2核燃料倉庫領域の臨界隔離壁よりも高い位置にある工場棟領域ユニットも臨界安全評価を行う上で領域区分同士が相互干渉しない。</p>	<p>事業許可で示した領域間の相互干渉を防止する設計を、以下に示すとおり変更した。</p> <p>一工場棟領域(工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、除染室・分析室)には臨界隔離壁を設けることとしていたが、本申請では臨界隔離壁を設けずに関係するユニットを必要離隔距離以上離す設計とする。</p> <p>領域間の相互干渉を防止する設計を変更したが、変更後の設計は事業許可の基本方針で領域間の相互干渉を防止する設計のひとつとして謳っており、事業許可と整合している。</p>
No.	安全機能を有する施設	安全機能(臨界防止)																																
833	工場棟(転換工場)	臨界隔離壁																																
837	工場棟(成型工場)	臨界隔離壁																																
841	工場棟(組立工場)	臨界隔離壁																																
844	加工棟(成型工場)	臨界隔離壁																																
851	付属建物(除染室・分析室)	臨界隔離壁																																
855	付属建物(第2核燃料倉庫)	臨界隔離壁																																
858	付属建物(第3核燃料倉庫)	臨界隔離壁																																
861	付属建物(原料貯蔵所)	臨界隔離壁																																
873	付属建物(シリンダ洗浄棟)	臨界隔離壁																																

[凡例]
・下線: 要点箇所
・青字: 変更点

表2 事業許可との相違点リスト (2/10)

項目	事業許可		本申請	
	基本方針	基本設計	詳細設計	事業許可との整合性
遮蔽 放射線防護設計	<p>口. 加工施設の一般構造 (口) 放射線の遮蔽に関する構造(抜粋) 周辺監視区域外の線量及び放射線業務従事者の線量が、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(以下「線量告示」という。)で定められた線量限度を超えないことはもとより、公衆の被ばく線量及び放射線業務従事者が立ち入る場所における線量を合理的に達成できる限り低くするため、以下の対策を講じる。</p> <p>(1) 公衆に対する放射線防護設計 安全機能を有する施設は、通常時において加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による加工施設周辺の線量を十分に低減でき、また、放射線防護上の措置を講じるよう、遮蔽のための壁、天井の構築物を設ける設計とし(～省略～)。それら措置により、周辺監視区域境界での線量が、年間1mSvより十分に低減する。以下のとおり線量評価を行った結果、年間最大7×10^{-2}mSvとなる。 【P.10】</p>	<p>(添六)-第1図(1) 直接ガンマ線の評価で考慮した主要な壁厚</p> <p>容器管理棟メンテナンス室の壁厚 ・北側：<input type="text"/>cm ・西側：<input type="text"/>cm ・南側：<input type="text"/>cm</p> <p>容器管理棟メンテナンス室の独立遮蔽壁厚 <input type="text"/>cm 【P.(添六)-34】</p>	<p>資料19 (遮蔽) [22.1-建1]図イ遮-1~2、図へ遮-1、図ト遮-1~3、図へ建-2、図リ建-1-1~2、図リ建-2~4に示す厚さを有する壁及び図イ遮-3、図へ遮-2に示す厚さを有する屋根及び天井(1階床)並びに図へ設-48~49に示す燃料棒貯蔵棚(1)~(2)の遮蔽板により、周辺監視区域外における実効線量は最大で7×10^{-2}mSv/年となる。これは、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号。以下「線量告示」という。)で定められた線量限度(年間1mSv)より十分小さい。このとき、ウランが放出するガンマ線による線量を考慮するものとし、一方、中性子線による線量は小さいため無視した。直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界における実効線量の計算に関する説明を添付説明書一建9に示す。 線量計算にあたっては建物内に設置している貯蔵施設又は保管廃棄施設近傍の外壁における扉等の開口部を考慮しても計算結果に影響のないことを確認した。 事業許可における周辺監視区域外における実効線量計算においては、容器管理棟メンテナンス室の建物壁の遮蔽効果を期待していたが、容器管理棟メンテナンス室は加工施設でないことから、実効線量計算の考慮外とする。そこで、事業許可の基本的設計方針と整合させ、周辺監視区域外の実効線量計算結果と同等とさせるため、新設する容器管理棟独立遮蔽壁(5) [864]の厚さを、事業許可に示す厚さ(<input type="text"/>cm)から、容器管理棟メンテナンス室の壁を考慮した場合と同等以上の遮蔽効果のある厚さ(<input type="text"/>cm)へ設計変更した。</p> <p>添付説明書一建9(放射線による被ばく防止に関する説明書) 非管理区域である容器管理棟メンテナンス室は加工施設ではないため、容器管理棟独立遮蔽壁(5)は、メンテナンス室の壁による遮蔽効果を考慮した場合と同等以上となる厚さ(<input type="text"/>cm以上)となる設計とする。</p>	<p>事業許可の周辺監視区域外の実効線量計算において、以下の理由により変更した。</p> <p>—容器管理棟メンテナンス室の壁は加工施設ではないことから、実効線量計算の遮蔽条件から除外し、その代わりに新設する容器管理棟独立遮蔽壁(5)の厚さを、事業許可に示す厚さから、容器管理棟メンテナンス室の壁を期待した場合と同等以上の遮蔽効果のある厚さへ設計変更した。</p> <p>容器管理棟メンテナンス室の壁を周辺監視区域外の実効線量計算で考慮する壁から除外し、その代わりにメンテナンス室に設置する独立遮蔽壁(5)の壁厚を厚くなるよう変更したが、<u>事業許可の基本方針である周辺監視区域境界での線量が、年間最大7×10^{-2}mSvとなることから、事業許可と整合している。</u></p>

[凡例]
 ・下線：要点箇所
 ・青字：変更点

表2 事業許可との相違点リスト (3/10)

項目	事業許可		本申請	
	基本方針	基本設計	詳細設計	事業許可との整合性
地震による 損傷防 止	<p>ロ. 加工施設の一般構造 (ホ) 耐震構造 (2) 耐震重要度分類の考え方 ウランを取り扱う設備・機器及びウランを収納する設備・機器等並びにこれらを収納する建物については、地震の発生による当該設備・機器の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度に応じて分類する。 【P.18】</p> <p>表 安全機能を有する施設の安全機能一覧 (抜粋)</p> <p>No. 安全機能を有する施設 安全機能 (耐震重要度分類) 760 集水ピット 第1類</p> <p>【P.76, P.(添七)-75】</p>		<p>表り設-6 地下集水槽 仕様表 [設備機器名称] [760] 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備(4)) 集水ピット</p> <p>[機器名] 廃液処理設備(4) 集水槽</p> <p>[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 耐震重要度分類第3類</p>	<p>事業許可で示した耐震重要度分類の記載を、以下に示すとおり変更した。</p> <p>一事業許可では、加工棟成型工場廃液処理室の床面の窪みに設置する集水槽について、加工棟成型工場廃液処理室の床面も勘案して加工棟成型工場と同じ耐震重要度分類1類と分類して記載していた。 本集水槽を設置する加工棟成型工場は耐震重要度分類1類として設計し、その床面の土間コンクリートについても十分な支持性能を有する地表近くのローム層に支持される設計である(2次申請添付説明書-建2付録1)。 このことから、本設工認申請では、窪みに設置する集水槽を具体的な申請対象機器として記載する。 当該の集水槽は、加工棟成型工場の手洗い水等を貯留するためのものであることから、その安全重要度を鑑みて耐震重要度分類第3類として耐震設計を行う。</p> <p>事業許可から集水ピット[760]の耐震重要度分類を変更しているが、地震の発生による当該設備・機器の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度に応じて分類しており、事業許可の基本方針に合致している。</p>

[凡例]
・下線：要点箇所
・青字：変更点

表2 事業許可との相違点リスト (4/10)

項目	事業許可		本申請	
	基本方針	基本設計	詳細設計	事業許可との整合性
<p>建物</p> <p>高圧ガス貯蔵所 障壁</p>	<p>ロ. 加工施設の一般構造 (ト) その他の主要な構造 (抜粋) (2) 人為事象による外部からの衝撃による損傷防止 e. 敷地内の屋外危険物等貯蔵施設の火災・爆発 敷地内に設置されている A 重油を貯蔵する危険物屋外タンク貯蔵所(1)、灯油を貯蔵する危険物屋外タンク貯蔵所(2)及び(3)、液化アンモニアを取り扱う高圧ガス製造所、液化プロパンガスを貯蔵する LP ガス供給設備、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所及びそれらの輸送車両を選定し、火災・爆発による影響評価のもとに、火災・爆発により核燃料物質を内包する設備が設置されている建物の外壁が損傷しない設計とする。【P. 27】</p>	<p>(添五)-表 2.2 対象となる施設及び追加の安全対策</p> <p>高圧ガス貯蔵所 高圧ガス保安法に基づき、障壁(鉄筋コンクリート製)及び鉄製扉で貯蔵所の周囲を囲み、爆風が上方方向に解放される設計とする。 【P.(添五)-468】</p>	<p>資料5建(外部からの衝撃による損傷の防止) [8.2-建2]水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(鉄筋コンクリート製)で貯蔵所の周囲を囲み、爆風を上方向、及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。</p> <p>添付説明書一建5(外部火災・爆発による損傷防止に関する説明書) 添説建5-1 表 危険物(施設・車両)の仕様と各建物①~⑥に対する火災・爆発評価結果</p> <p>高圧ガス貯蔵所 水素供給設備障壁があるため影響はない。</p>	<p>事業許可の高圧ガス貯蔵所の詳細設計において、以下の理由により変更した。 一高圧ガス貯蔵所で爆発が発生しても、水素トレーラ出入口方向の水素ガス爆発の影響範囲には、核燃料物質を内包する設備が設置されている建物がないため、鉄扉を設置しない設計とした。</p> <p>核燃料物質を内包する設備が設置されている建物がある方向は障壁(鉄筋コンクリート製)で貯蔵所の周囲を囲み、爆風が上方方向に解放される設計としており、建物の外壁が損傷しない設計としていることから、事業許可と整合している。</p>
<p>建物</p> <p>付属建物第1廃棄物処理所 付属建物第2廃棄物処理所</p>	<p>ロ. 加工施設の一般構造 (ト) その他の主要な構造 (抜粋) (3) 内部溢水に対する安全設計 閉じ込めの観点から、第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止する設計とする。【P. 28】</p> <p>表 安全機能を有する施設の安全機能一覧 No. 安全機能を有する施設 安全機能 (耐震重要度分類)</p> <p>866 堰(内部溢水止水用) 第1類 870 堰(内部溢水止水用) 第1類 【P. 81】</p>	<p>(ハ) 内部溢水に対する考慮</p> <p>①閉じ込めの観点 ・第1種管理区域の境界から外部へ溢水が流入しない設計とする。 【P.(添五)-89】</p>	<p>資料3建(地震による損傷の防止) [6.1-建1]第1廃棄物処理所、第1廃棄物処理所前室、第2廃棄物処理所、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)、第1廃棄物処理所の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))、及び第2廃棄物処理所の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は耐震重要度分類第2類</p> <p>資料9建(加工施設内における溢水による損傷の防止) [12.1-建1]第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所の扉に緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置し溢水の拡大を防止する。</p>	<p>付属建物第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所の詳細設計において、以下の理由により変更した。 一第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所は、以下に該当しないため耐震重要度分類第2類としている。 ① 非密封ウランを取り扱う設備・機器及び非密封ウランを閉じ込めるための設備・機器のうち、以下を含めその機能を失うことによる影響の大きい設備・機器。 ② 臨界安全上の核的制限値を有し、形状寸法を核的制限値とする設備・機器、中性子吸収材を使用する設備・機器又は最小臨界質量以上のウランを取り扱い、減速度を制限する設備・機器であって、その機能喪失による影響の大きい設備・機器。また、最小臨界質量未満のウランを取り扱う設備・機器であって、変形、破損等により最小臨界質量以上のウランが集合する可能性のある設備・機器。 ③ 上記②の核的制限値を維持するための設備・機器であって、その機能を失うことによる影響の大きい設備・機器。 ④ 上記①から③の設備・機器を収納する建物及び構築物。 一耐震重要度分類第2類の建物に設置する堰(内部溢水止水用)の耐震重要度分類を、建物の耐震重要度分類と同一とした。</p> <p>堰(内部溢水止水用)の耐震重要度分類を第2類としても、第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止する設計としていることから、事業許可と整合している。</p>
<p>非常用設備</p> <p>自動火災報知設備 火災感知設備</p>	<p>ロ. 加工施設の一般構造 (二)火災及び爆発の防止に関する構造 (抜粋) (2) 火災の感知及び消火 ・火災を早期に感知し報知するために、消防法に基づき自動火災報知設備を設置する設計とする。【P. 17】</p> <p>チ. 火災・爆発に対する安全設計 (イ) 火災防護設計 (2) 火災の感知及び消火 ・火災を早期に感知し報知するために、消防法に基づき警戒区域を設定し、消防法の設置基準に従って自動火災報知設備を設置する設計とする。火災感知器及び発信器の配置図を【別添チ-2】に示す。 【P.(添五)-50】</p>	<p>別添チ-2 火災感知器及び発信器の配置図(シリンダ洗浄棟、劣化・天然ウラン倉庫、第1廃棄物処理所及び第2廃棄物処理所) 【P.(添五)-318】</p> <p>・設置設備の種類と員数 □ 感知器(煙): 8個(1階:2個、2階:6個) □ 感知器(熱)13個(1階:7個、2階:6個) □ 感知器(空気管式): 1基(1階)</p>	<p>表ト建-1-3 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表(10/17) 消防法施行規則第二十三条に基づき、自動開催報知設備を設置する。 ・設置設備の種類と員数 □ 感知器(煙): 2個(1階) □ 感知器(熱)7個(1階) □ 感知器(空気管式): 5基(1階:1基、2階:4基)</p>	<p>付属建物第2廃棄物処理所の詳細設計において、以下の理由により変更した。 一第2廃棄物処理所は、飛散防止用防護ネットの設置に伴い、煙感知器、熱感知器のメンテナンスが難しくなるため、メンテナンス性に優れた空気管式に変更する。</p> <p>自動火災報知設備の感知器の種類を変更しても、消防法施行規則第二十三条に基づいていること、及び所轄消防の了解を取得していることから、事業許可と整合している。</p>

[凡例]
・下線: 要点箇所
・青字: 変更点

表2 事業許可との相違点リスト (5/10)

項目	事業許可		本申請	
	基本方針	基本設計	詳細設計	事業許可との整合性
設備 閉じ込め 警報等	<p>口. 加工施設の一般構造 (ハ) 核燃料物質等の閉じ込めに関する構造</p> <p>(1) 飛散又は漏えい防止及び拡大防止・影響緩和設計</p> <p>c. 液体状のウラン及び液体廃棄物に関する設計</p> <p>液体状のウラン及び液体廃棄物の貯槽で上部に開口部がある場合、オーバーフローによる漏えいを防止するため、それらの貯槽に液位計を設置し、液位異常を運転員に知らせる警報設備を設置する設計とし、液体状のウランの貯槽には液位異常の検知に連動し、給液を自動的に停止するインターロック機構を設置する設計とする。</p> <p>【P. 13】</p> <p>(ト) その他の主要な構造 (9) 廃棄施設 b. 液体廃棄物の廃棄設備</p> <p>液体廃棄物の廃棄設備である廃液貯槽、チェックタンクには、廃水のオーバーフローを防止するため液面高検知警報設備を設ける設計とする。</p> <p>【P. 32】</p>	<p>表 安全機能を有する施設の安全機能一覧</p> <p>No. 安全機能を有する施設 安全機能 (閉じ込め)</p> <p>709 洗浄液受槽 漏洩のない構造</p> <p>711 液位高警報設備 貯槽からのウラン 漏洩防止</p> <p>712 ろ液受槽 貯留性能</p> <p>714 液位高警報設備 貯槽からのウラン 漏洩防止</p> <p>721 混合槽 漏洩のない構造</p> <p>722 液位高警報設備 貯槽からのウラン 漏洩防止</p> <p>【P. 74】</p>	<p>資料7設 (閉じ込めの機能) 資料15設 (警報設備等)</p> <p>[10.1-設 21][18.2-設 10]オーバーフローを防止するため、[711]洗浄液受槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設 21][18.2-設 10]オーバーフローを防止するため、[714]ろ液受槽液位高インターロックを設置する。 [10.1-設 21][18.2-設 10]オーバーフローを防止するため、[722]混合槽液位高インターロックを設置する。</p> <p>添付説明書一設6(設備の閉じ込め機能に関する説明書)</p> <p>液体状のウランを槽間で液移送を行う場合、液送り元の槽から送り先の槽へはポンプによる液移送を行う。液体状のウランを取り扱う貯槽で上部に開口部がある場合は、オーバーフローによる漏えいを防止するため、送り先の槽において、オーバーフローを引き起こしそうな液位を検知した場合は、送り先の槽への液流入を停止する機能を設置する。液体状のウランを取り扱う貯槽で上部に開口部など、ウランの流出を防止すべき部位がある場合は、オーバーフローによる漏えいを防止するため、液位計を設置する。 液位インターロックの検出部は、槽内液位が槽開口部など、ウランの流出を防止すべき部位を超えない位置に運転液位(上限値)を定め、この位置以下に液位計の検出部を設置し、液位を検知した場合は、連動して当該槽への給液を停止する。これにより、液体状のウラン及び放射性液体廃棄物が槽外への漏えいを防止する。</p>	<p>事業許可で示している液体廃棄物の閉じ込めに関する設計を、以下の理由により変更した。</p> <p>ー放射性廃棄物の廃棄施設に区分される洗浄液受槽、ろ液受槽、混合槽のオーバーフローによる漏えい防止は事業許可で液位高警報設備を設置することとしたが、オーバーフローを確実に防止するため、警報設備を液位高インターロックに変更する。</p> <p>警報認識後手動で停止対応するとしていたものを、自動で停止する設計に変更したが、<u>液位異常を検知した場合、警報設備により運転員にすみやかに知らせるとともに、給液(異常発生元)を止める設計として</u>いることから、事業許可の設計方針と整合している。</p>

[凡例]
 ・下線: 要点箇所
 ・青字: 変更点

表2 事業許可との相違点リスト (6/10)

項目	事業許可		本申請	
	基本方針	基本設計	詳細設計	事業許可との整合性
設備 閉じ込め の機能	<p>ロ. 加工施設の一般構造 (ハ)核燃料物質等の閉じ込めに関する構造</p> <p>(1) 飛散又は漏えい防止及び拡大防止・影響緩和設計 ウランを収納する設備・機器は飛散又は漏えいのない設計とし、(以下省略)</p> <p>【P. 11】</p>	<p>表 安全機能を有する施設の安全機能一覧</p> <p>No. 安全機能を有する施設 安全機能 (閉じ込め)</p> <p>446 燃料棒ラインコンベア 落下防止</p> <p>450 燃料棒ラインコンベア 落下防止</p> <p>【P. 62】</p>	<p>表二設-2 ペレット送入機 仕様表</p> <p>事業許可との対応する設備・機器名称 [441] ペレット送入機</p> <p>閉じ込めの機能 [10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー)。</p> <p>表二設-8 燃料棒ラインコンベア 仕様表</p> <p>事業許可との対応する設備・機器名称 [446] 燃料棒ラインコンベア</p> <p>閉じ込めの機能 [10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー)。</p> <p>表二設-12 燃料棒ラインコンベア 仕様表</p> <p>事業許可との対応する設備・機器名称 [450] 燃料棒ラインコンベア</p> <p>閉じ込めの機能 [10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー)。</p> <p>表二設-14 シールX線検査装置 仕様表</p> <p>事業許可との対応する設備・機器名称 [452] X線検査装置</p> <p>閉じ込めの機能 [10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー)。</p> <p>表二設-16 渦電流検査装置 仕様表</p> <p>事業許可との対応する設備・機器名称 [454] 燃料棒検査装置(渦電流式)</p> <p>閉じ込めの機能 [10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(ストッパー)。</p>	<p>事業許可で示している安全機能を有する施設において、安全機能である落下防止が記載されていない設備について、以下の理由により落下防止機能を追加した。</p> <p>ー被覆工程の燃料棒を組立てる工程において、ロッドトレイ上に積載された燃料棒を搬送する設備である燃料棒ラインコンベア [446] に隣接する設備であるペレット挿入機 [441] に落下防止機能(ストッパー)を追加する。</p> <p>ー被覆工程の燃料棒を検査する工程において、ロッドトレイに積載された燃料棒、燃料棒、ロッドチャンネルに収納された燃料棒を搬送する設備である燃料棒ラインコンベア [450] に隣接する設備であるX線検査装置 [452]、燃料棒検査装置(渦電流式) [454] に落下防止機能(ストッパー)を追加する。</p> <p>事業許可で示す安全機能一覧より、落下防止機能保有する設備は追加したが、設計の基本方針であるウランを収納する設備・機器は飛散又は漏えいのない設計とすることと整合している。</p>

[凡例]
・下線: 要点箇所
・青字: 変更点

表2 事業許可との相違点リスト (7/10)

項目	事業許可		本申請	
	基本方針	基本設計	詳細設計	事業許可との整合性
火災等による損傷の防止 排気ダクト	<p>口. 加工施設の一般構造 (二) 火災及び爆発の防止に関する構造 火災等により加工施設の安全性が損なわれないようにするため、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火、並びに火災及び爆発の影響を軽減するための安全機能を有する設計とする。また、火災又は爆発の発生を想定しても、加工施設全体として、公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼさない十分な臨界防止、閉じ込め等の機能が確保される設計とする。なお、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに影響軽減の対策を行うに当たって、国内の法令及び規格に基づくとともに、施設の特徴に応じて、米国の「放射性物質取扱施設の火災防護に関する基準」を参考とする。火災等による損傷の防止に係る基本方針を以下のとおりとする。</p> <p>【P.16】</p>	<p>添付書類五 変更後における加工施設の安全設計に関する説明書</p> <p>チ. (イ) 1. (3)</p> <p>第1種管理区域からの排気ダクトが高性能エアフィルタを通る前に非管理区域を通過する部分は、火災による損傷により、第1種管理区域の排気が非管理区域に漏えいしないように、不燃性構造又は耐火シールを施す設計とする。</p> <p>火災の延焼防止のため、難燃性物質を使用する設備・機器は火災源から可能な限り遠ざける設計とする。また、火災源の近くに設置せざるを得ない難燃性物質を使用する設備・機器に、遮熱板を設置する又は\square製の排気ダクト等の難燃性物質に対して耐火シートを被覆する設計とする。</p> <p>【P. (添五) -51】</p> <p>(添五) - 第ハ-1 図～(添五) - 第ハ-5 図 気体廃棄設備の主要系統図</p> <p>【P. (添五) -158～162】</p>	<p>添付説明書一設2 設備の火災等による損傷の防止に関する説明書</p> <p>4. 2. 火災影響の軽減対策(第十一条3) [20.1-設8] 高性能エアフィルタを通る前の第1種管理区域からの排気ダクトは、非管理区域を通過しない設計とする。添付説明書一設10(放射性気体廃棄物の廃棄施設に関する説明書)参照。</p> <p>[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。</p> <p>添付説明書一設10 放射性気体廃棄物の廃棄施設に関する説明書</p> <p>(気体廃棄設備の主要系統図を添設設10-4 図～10-8 図に示す)</p>	<p>事業許可で示した火災影響軽減に関する設計を以下の理由により変更した。</p> <p>—事業許可の記載において、高性能エアフィルタを通る前に非管理区域を通過する排気ダクトは火災による損傷防止のために、不燃性構造又は耐火シールを施す設計としていたが、安全性向上のため当該のダクトについては非管理区域を通過しない設計とする(ルート変更)こととした。</p> <p>—事業許可の記載において、火災源の近くに設置せざるを得ない\square製の排気ダクトなどの難燃性物質に対して耐火性シートを被覆する設計とすることとしていたが、安全性向上のため材質変更(難燃性物質→不燃性物質)することとした。</p> <p>火災の影響軽減のため気体廃棄設備に係る設計を変更(ルート変更、材質変更)したが、火災の発生を想定しても、加工施設全体として公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼさない十分な臨界防止、閉じ込め等の機能が確保される設計とすることから、事業許可の基本方針と整合している。</p>
<p>事業許可での記載</p> <p>設工認での記載</p> <p>2系統の分岐前に逆流防止ダンパを設置し統合</p> <p>2系統の分岐前に逆流防止ダンパを設置し統合</p> <p>装置とのつながりを詳細化</p> <p>プレフィルタを追加</p> <p>既申請の最新設工認に部屋名称を整合</p> <p>屋外境界の逆流防止ダンパ設置位置の詳細化(本申請内容の反映、適正化含む)</p> <p>気体廃棄設備(1) 事業許可との変更点(主要系統図)</p>				

[凡例]
 ・下線: 要点箇所
 ・青字: 変更点

表2 事業許可との相違点リスト (8/10)

項目	事業許可		本申請	
	基本方針	基本設計	詳細設計	事業許可との整合性
火災等による損傷の防止 排気ダクト (続き)		<p>事業許可での記載</p> <p>27A A・H 22A/221A A・H</p> <p>24A A・H 23A A・H</p> <p>2系統の分岐前に逆流防止ダンパを設置し統合</p> <p>2系統の分岐前に逆流防止ダンパを設置し統合</p> <p>(附五) - 第一2回 気体廃棄設備(2)の主要系統図 (成型工機、放射線管電機)</p> <p>(附五) - 119</p>	<p>設工認での記載</p> <p>27A A・H 22A/221A A・H</p> <p>24A A・H 23A A・H</p> <p>既申請の最新設工認に部屋名称を整合</p> <p>屋外境界の逆流防止ダンパ設置位置の詳細化 (本申請内容の反映、適正化含む)</p> <p>(附五) - 120</p>	
		<p>気体廃棄設備(2) 事業許可との変更点(主要系統図)</p> <p>事業許可での記載</p> <p>記載を詳細化</p> <p>記載を詳細化</p> <p>(附五) - 119</p>	<p>設工認での記載</p> <p>記載を詳細化</p> <p>記載を詳細化</p> <p>(附五) - 120</p>	
		<p>気体廃棄設備(3) 事業許可との変更点(主要系統図)</p> <p>事業許可での記載</p> <p>27A A・H 22A/221A A・H</p> <p>24A A・H 23A A・H</p> <p>既申請の最新設工認に部屋名称を整合</p> <p>(附五) - 119</p>	<p>設工認での記載</p> <p>27A A・H 22A/221A A・H</p> <p>24A A・H 23A A・H</p> <p>既申請の最新設工認に部屋名称を整合</p> <p>(附五) - 120</p>	
		<p>気体廃棄設備(3) 事業許可との変更点(主要系統図)</p> <p>事業許可での記載</p> <p>記載を詳細化</p> <p>記載を詳細化</p> <p>(附五) - 119</p>	<p>設工認での記載</p> <p>記載を詳細化</p> <p>記載を詳細化</p> <p>(附五) - 120</p>	

[凡例]
 ・下線: 要点箇所
 ・青字: 変更点

表2 事業許可との相違点リスト (9/10)

項目	事業許可		本申請	
	基本方針	基本設計	詳細設計	事業許可との整合性
火災等による損傷の防止 排気ダクト (続き)		<p>事業許可での記載</p> <p>設工認での記載</p> <p>〇 原申請の最新設工認に 部屋名称を整合</p> <p>気体廃棄設備(4) 事業許可との変更点(主要系統図) (附5) - 141</p>		
		<p>事業許可での記載</p> <p>設工認での記載</p> <p>〇 既承認の設工認に合わせて部屋名称を適正化 □ 屋外境界の逆流防止ダクト設置位置の適正化</p> <p>気体廃棄設備(5)(6) 事業許可との変更点(主要系統図) (附5) - 142</p>		

[凡例]
 ・下線: 要点箇所
 ・青字: 変更点

表2 事業許可との相違点リスト (10/10)

項目	事業許可		本申請	
	基本方針	基本設計	詳細設計	事業許可との整合性
外部からの衝撃による損傷の防止	<p>口. 加工施設の一般構造 (ト) その他の主要な構造 e. 敷地内の屋外危険物等貯蔵施設の火災・爆発 敷地内に設置されている A 重油を貯蔵する危険物屋外タンク貯蔵所(1)、灯油を貯蔵する危険物屋外タンク貯蔵所(2)及び(3)、液化アンモニアを取り扱う高圧ガス製造所、液化プロパンガスを貯蔵する LP ガス供給設備、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所及びそれらの輸送車両を選定し、火災・爆発による影響評価のもとに、火災・爆発により核燃料物質を内包する設備が設置されている建物の外壁が損傷しない設計とする。</p> <p>【P. 27】</p>	<p>(添五) 別添り-18 図 4 A 重油・灯油・液化アンモニア・LP ガス輸送車両容量制限及び構内運搬経路図 【P. (添五)-475】</p> <p>第1 廃棄物処理所周辺における灯油用タンクローリーの運搬経路の変更説明用抜粋図を下に示す (黄色線が、灯油用タンクローリーの移動経路)</p>	<p>添説建 5-2 図 A 重油用タンクローリ、灯油用タンクローリーの移動経路と各建物との位置関係説明図</p> <p>第1 廃棄物処理所周辺における灯油用タンクローリーの運搬経路の変更説明用抜粋図を下に示す (橙色線が、灯油用タンクローリーの移動経路)</p>	<p>第1 廃棄物処理所の外部からの衝撃による損傷の防止に関する詳細設計において、以下の理由により変更した。</p> <p>— 第1 廃棄物処理所の屋外にある排気処理設備（但し、ウランは取り扱わない）であるスクラバに対して、火災源となる輸送車両が近接し、火災影響を受けないようにするため、迂回する運搬経路に変更した。</p> <p>火災・爆発により核燃料物質を内包する設備が設置されている建物から離隔する運搬経路に変更することから、外壁が損傷しない設計となり、事業許可と整合している。</p>

【凡例】
 ・下線：要点箇所
 ・青字：変更点

表3-1 設工認申請対象の申請状況(1/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
{1}	蒸発器（脱着式UF ₆ 配管、UF ₆ 配管系統、加熱水蒸気配管系統、ドレン水配管系統、窒素ガス配管系統を含む）	蒸発器(1)-A 蒸発器(1)-B 蒸発器(2)-A 蒸発器(2)-B	改造				3	○	○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 5次:原規規発第2008051号 6次:-		
		原料倉庫地下ピット	変更なし				3	○			認可番号 4次:原規規発第2003279号 5次:原規規発第2008051号		
{2}	UF ₆ シリンダ	UF ₆ シリンダ	改造					○			認可番号 5次:原規規発第2008051号		
{3}	IL:シリンダ過加熱防止インターロック	蒸発器(1)-A 蒸発器(1)-B 蒸発器(2)-A 蒸発器(2)-B	改造					○	○		認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-		
{4}	IL:シリンダ圧力高インターロック								○	○		認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-	
{5}	IL:UF ₆ 漏えい拡大防止(電導度)インターロック									○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-	
{6}	IL:地震インターロック(蒸発器、コールドトラップ、コールドトラップ(小))									○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-	
{7}	IL:シリンダ取外しインターロック									○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-	
{8}	フードボックス[コールドトラップ、コールドトラップ(小)、加水分解装置(エジェクタ)、循環貯槽]			UF ₆ フードボックス	改造					○	○		認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{9}	IL:UF ₆ 漏えい拡大防止(HF検知)インターロック										○	○	
{10}	UF ₆ 漏えい警報設備(フードボックス内)									○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-	
{11}	防護カバー[蒸発器、コールドトラップ、コールドトラップ(小)、加水分解装置(エジェクタ)、循環貯槽、フードボックス]	UF ₆ 防護カバー	新設					○	○		認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-		
{12}	UF ₆ 漏えい警報設備(防護カバー内)									○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-	
{13}	UF ₆ 漏えい警報設備(防護カバー外)									○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(2/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
{14}	コールドトラップ [UF ₆ 配管系統、窒素ガス配管系統を含む]	コールドトラップ(1) コールドトラップ(2)	改造				3	○	○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 5次:原規規発第2008051号 6次:-		
{15}	IL:コールドトラップ温度高インターロック									○	○		認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{16}	IL:コールドトラップ圧力高インターロック									○	○		認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{17}	コールドトラップ (小) [UF ₆ 配管系統、真空配管系統、窒素ガス配管系統を含む]	コールドトラップ (小)(1) コールドトラップ (小)(2)	改造				3	○	○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 5次:原規規発第2008051号 6次:-		
{18}	IL:コールドトラップ (小) 温度高インターロック									○	○		認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{19}	IL:コールドトラップ (小) 圧力高インターロック									○	○		認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{20}	IL:コールドトラップ (小) 捕集中の温度高インターロック									○	○		認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{21}	加水分解装置 (エジェクタ) (UO ₂ F ₂ 溶液配管系統を含む)	循環貯槽(1) 循環貯槽(2)	改造				3	○	○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 5次:原規規発第2008051号 6次:-		
{22}	循環貯槽 [UO ₂ F ₂ 溶液配管系統を含む]								3	○	○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{23}	堰 (循環貯槽)	堰 (循環貯槽)	新設					○	○		認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-		
{24}	堰漏水検知警報設備									○	○		認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{25}	IL:液貯槽ポンプ停止インターロック	循環貯槽(1) 循環貯槽(2)	改造					○	○		認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-		
{26}	IL:循環貯槽液位高インターロック									○	○		認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{27}	IL:循環貯槽液位低インターロック									○	○		認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{28}	熱交換器			熱交換器 (循環貯槽) (1) 熱交換器 (循環貯槽) (2)	改造				3	○	○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 5次:原規規発第2008051号 6次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(3/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{29}	UO ₂ F ₂ 貯槽 (UO ₂ F ₂ 溶液配管系統を含む)	UO ₂ F ₂ 貯槽(1)-A UO ₂ F ₂ 貯槽(1)-B UO ₂ F ₂ 貯槽(1)-C UO ₂ F ₂ 貯槽(2)-A UO ₂ F ₂ 貯槽(2)-B UO ₂ F ₂ 貯槽(2)-C	改造				3		○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
{30}	熱交換器	熱交換器(UO ₂ F ₂ 貯槽)(1) 熱交換器(UO ₂ F ₂ 貯槽)(2)	改造				3		○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
{31}	堰(UO ₂ F ₂ 貯槽) < UO ₂ F ₂ 貯槽、液受槽、調液貯槽 >	堰(UO ₂ F ₂ 貯槽)(1)	新設						○		認可番号 6次:-
{32}	堰漏水検知警報設備	堰(UO ₂ F ₂ 貯槽)(2)								○	
{33}	飛散防止カバー < UO ₂ F ₂ 貯槽、液受槽、調液貯槽 >	飛散防止カバー(1) 飛散防止カバー(2)	新設						○		認可番号 6次:-
{34}	I L : UO ₂ F ₂ 貯槽液位高インターロック	UO ₂ F ₂ 貯槽(1)-A UO ₂ F ₂ 貯槽(1)-B UO ₂ F ₂ 貯槽(1)-C UO ₂ F ₂ 貯槽(2)-A UO ₂ F ₂ 貯槽(2)-B UO ₂ F ₂ 貯槽(2)-C	改造						○		認可番号 6次:-
{35}	液受槽 (UO ₂ F ₂ 溶液配管系統を含む)	液受槽(1)	改造				3		○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
{36}	I L : 液受槽液位高インターロック	液受槽(2)								○	
{37}	調液貯槽 (UO ₂ F ₂ 溶液配管系統を含む)	調液貯槽(1)-A 調液貯槽(1)-B 調液貯槽(2)-A 調液貯槽(2)-B	改造				3		○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
{38}	熱交換器	熱交換器 (調液貯槽)(1) 熱交換器 (調液貯槽)(2)	改造				3		○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
{39}	I L : 調液貯槽液位高インターロック	調液貯槽(1)-A 調液貯槽(1)-B 調液貯槽(2)-A 調液貯槽(2)-B	改造						○		認可番号 6次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(4/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{40}	沈殿槽（ウラン配管系統を含む）	沈殿槽(1)-A 沈殿槽(1)-B 沈殿槽(2)-A 沈殿槽(2)-B	改造				3		○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
{41}	堰(液貯槽)＜沈殿槽、熟成槽、遠心分離機（固液分離用）、ろ液分離槽、仕上げろ過機、濃縮液受槽、清澄液受槽、再生液貯槽、洗浄液受槽＞	堰（液貯槽）(1) 堰（液貯槽）(2)	新設						○		認可番号 6次:-
{42}	堰漏水検知警報設備								○		認可番号 6次:-
{43}	IL：沈殿槽液位高インターロック	沈殿槽(1)-A 沈殿槽(1)-B	改造						○		認可番号 6次:-
{44}	IL：沈殿槽流量比インターロック	沈殿槽(2)-A 沈殿槽(2)-B	改造						○		認可番号 6次:-
{45}	熟成槽（ウラン配管系統、水配管系統を含む）	熟成槽(1)-A 熟成槽(1)-B 熟成槽(1)-C 熟成槽(1)-D 熟成槽(1)-E	改造				3		○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
{46}	IL：熟成槽液位高インターロック	熟成槽(2)-A 熟成槽(2)-B 熟成槽(2)-C 熟成槽(2)-D 熟成槽(2)-E							○		認可番号 6次:-
{47}	遠心分離機（洗浄用）〔ADUスラリ配管系統、洗浄ろ液配管系統、水配管系統を含む〕	遠心分離機（洗浄用）(1) 遠心分離機（洗浄用）(2)	改造				3		○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
{48}	堰(洗浄槽)＜遠心分離機（洗浄用）、洗浄槽、洗浄ろ液分離槽＞	堰（洗浄槽）	新設						○		認可番号 6次:-
{49}	堰漏水検知警報設備								○		認可番号 6次:-
{50}	洗浄槽〔ADUスラリ配管系統、水配管系統を含む〕	洗浄槽(1)-A 洗浄槽(1)-B 洗浄槽(1)-C 洗浄槽(1)-D	改造				3		○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
{51}	IL：洗浄槽液位高インターロック	洗浄槽(2)-A 洗浄槽(2)-B 洗浄槽(2)-C 洗浄槽(2)-D							○		認可番号 6次:-
{52}	洗浄ろ液分離槽〔洗浄ろ液配管系統を含む〕	洗浄ろ液分離槽(1) 洗浄ろ液分離槽(2)	改造				3		○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
{53}	IL：洗浄ろ液分離槽液位高インターロック								○		認可番号 6次:-
{54}	遠心分離機（固液分離用）〔ADUケーキ配管系統、ろ液配管系統、水配管系統を含む〕	遠心分離機（固液分離用）(1) 遠心分離機（固液分離用）(2)	改造				3		○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(5/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
{55}	ろ液分離槽〔ろ液配管系統を含む〕	ろ液分離槽(1)-A ろ液分離槽(2)-A ろ液分離槽(1)-B	改造				3			○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-	
{56}		IL:ろ液分離槽液位高インターロック		ろ液分離槽(2)-B							○	認可番号 6次:-
{57}	仕上りろ過機〔濃縮液配管系統、清澄液配管系統、水配管系統を含む〕	仕上りろ過機(1) 仕上りろ過機(2)	改造				3			○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-	
{58}		ろ過器		ろ過器(転換工程)(1)-A ろ過器(転換工程)(1)-B ろ過器(転換工程)(2)-A ろ過器(転換工程)(2)-B	改造							○
{59}	IL:仕上りろ過機異常インターロック	仕上りろ過機(1) 仕上りろ過機(2)									○	認可番号 6次:-
{60}	濃縮液受槽〔濃縮液配管系統を含む〕	濃縮液受槽(1) 濃縮液受槽(2)	改造				3			○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-	
{61}		IL:濃縮液受槽液位高インターロック									○	認可番号 6次:-
{62}	清澄液受槽〔清澄液配管系統を含む〕	清澄液受槽(1)-A 清澄液受槽(2)-A 清澄液受槽(1)-B	改造				3			○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-	
{63}		IL:清澄液受槽液位高インターロック		清澄液受槽(2)-B 清澄液受槽(1)-C							○	認可番号 6次:-
{64}		IL:清澄液受槽pH異常インターロック		清澄液受槽(2)-C							○	認可番号 6次:-
{65}	再生液貯槽〔再生液配管系統を含む〕	再生液貯槽(1)-A 再生液貯槽(2)-A 再生液貯槽(1)-B	改造				3			○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-	
{66}		IL:再生液貯槽液位高インターロック		再生液貯槽(2)-B 再生液貯槽(1)-C 再生液貯槽(2)-C							○	認可番号 6次:-
{67}	洗浄液受槽〔洗浄液配管系統を含む〕	洗浄液受槽(1) 洗浄液受槽(2)	改造				3			○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-	
{68}		IL:洗浄液受槽液位高インターロック									○	認可番号 6次:-
{69}	金属容器(溶液・スラリー)	金属容器(溶液・スラリー)	改造							○	認可番号 6次:-	
{70}	金属容器(溶液・スラリー)用台車	金属容器(溶液・スラリー)用台車	変更なし							○	認可番号 6次:-	
{71}	予備成型乾燥機〔排気配管系統を含む〕	予備成型乾燥機(1) 予備成型乾燥機(2)	改造				3			○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(6/76)

安全機能 一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認 名称	変更 区分	申請回数、取り外しの申請回数 及び区分							備考		
				1 次	2 次	3 次	4 次	5 次	6 次	7 次			
{72}	乾燥機（排気配管系統を含む）	乾燥機(1) 乾燥機(2)	改造				3		○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-		
{73}	粉末回収ボックス	粉末回収ボックス (1)-A 粉末回収ボックス (2)-A 粉末回収ボックス (1)-B 粉末回収ボックス (2)-B 粉末回収ボックス (1)-C 粉末回収ボックス (2)-C	改造				3		○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-		
{74}	IL：乾燥機ベルト駆動停止インター ロック	乾燥機(1) 乾燥機(2)	改造						○		認可番号 6次:-		
{75}	IL：乾燥機ADU厚み異常インター ロック									○		認可番号 6次:-	
{76}	IL：乾燥機温度高インターロック										○		認可番号 6次:-
{77}	IL：乾燥機運転制御機構										○		認可番号 6次:-
{78}	ADUスクラバ（スクラバ液配管系統を含 む）	ADUスクラバ(1) ADUスクラバ(2)	改造				3		○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-		
{79}	堰（ADUスクラバ）	堰（ADUスクラ バ）(1)	改造						○		認可番号 6次:-		
{80}	堰漏水検知警報設備	堰（ADUスクラ バ）(2)								○		認可番号 6次:-	
{81}	IL：ADUスクラバ液位高インター ロック	ADUスクラバ(1) ADUスクラバ(2)	改造						○		認可番号 6次:-		
{82}	ADUスクラバポンプ停止警報設備									○		認可番号 6次:-	
{83}	ADUブロータンク（ADU輸送配管系統を 含む）	ADUブロータンク (1) ADUブロータンク (2)	改造				3		○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-		
{84}	ADU受けホッパ（ADU配管系統を含む）	ADU受けホッパ(1) ADU受けホッパ(2)	改造				3		○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-		

表3-1 設工認申請対象の申請状況(7/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{85}	ADUバグフィルタ〔ADU配管系統、排気配管系統を含む〕	ADUバグフィルタ(1)	改造				3		○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
{86}	フードボックス(ADUバグフィルタ)	ADUバグフィルタ(2)	改造						○		認可番号 6次:-
{87}	ADUバックアップフィルタ	ADUバックアップフィルタ(1) ADUバックアップフィルタ(2)	改造				3		○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
{88}	リサイクル粉搬送装置	リサイクル粉搬送装置(1)	改造								認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
		リサイクル粉搬送装置(2)	変更なし				3		○		
{89}	リサイクル粉投入ボックス〔リサイクル粉末配管系統を含む〕	リサイクル粉投入ボックス(1) リサイクル粉投入ボックス(2)	改造						○		認可番号 6次:-
{90}	リサイクル粉受けホッパ〔リサイクル粉末配管系統を含む〕	リサイクル粉受けホッパ(1)	改造				3		○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
{91}	スクリーフィーダ	リサイクル粉受けホッパ(2)								○	
{92}	ポリューマ〔粉末配管系統を含む〕	ポリューマ(1)	改造				3		○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
{93}	スクリーフィーダ	ポリューマ(2)								○	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(8/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{94}	ロータリーキルン (UO ₂ 粉末配管系統、水素配管系統、窒素ガス配管系統、排ガス配管系統、水封ポットを含む)	ロータリーキルン(1) ロータリーキルン(2)	改造				3		○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
{95}	ダストチャンバ	ダストチャンバ(1) ダストチャンバ(2)	変更なし						○		認可番号 6次:-
{96}	フードボックス(ロータリーキルン)[ロータリーキルン、UO ₂ プロータンク]	ロータリーキルン(1) ロータリーキルン(2)	改造				3		○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
{97}	ガスヒータ	ガスヒータ(1) ガスヒータ(2)	改造				3		○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
{98}	IL:ロータリーキルンガスヒータ温度高インターロック								○		認可番号 6次:-
{99}	爆発圧力逃し機構								○		認可番号 6次:-
{100}	IL:ロータリーキルン温度低インターロック								○		認可番号 6次:-
{101}	IL:ロータリーキルン炉内圧力低インターロック								○		認可番号 6次:-
{102}	IL:燃焼チャンバ失火インターロック	ロータリーキルン(1) ロータリーキルン(2)	改造						○		認可番号 6次:-
{103}	IL:ロータリーキルン過加熱防止インターロック								○		認可番号 6次:-
{104}	IL:水素漏えい検知インターロック								○		認可番号 6次:-
{105}	IL:地震インターロック								○		認可番号 6次:-
{106}	UO ₂ プロータンク (UO ₂ 輸送配管系統を含む)	UO ₂ プロータンク(1) UO ₂ プロータンク(2)	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{107}	UO ₂ フィルタ (UO ₂ 配管系統、排気配管系統を含む)	UO ₂ フィルタ(1) UO ₂ フィルタ(2)	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{108}	UO ₂ バックアップフィルタ	UO ₂ バックアップフィルタ(1) UO ₂ バックアップフィルタ(2)	改造				3		○	○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{109}	フードボックス(UO ₂ フィルタ)	UO ₂ フィルタ(1) UO ₂ フィルタ(2)	改造						○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(9/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{110}	UO ₂ 受けホッパ〔UO ₂ 配管系統、排気配管系統を含む〕	UO ₂ 受けホッパ(1) UO ₂ 受けホッパ(2)	改造				3	○	○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 5次:原規規発第2008051号 6次:—
{111}	フードボックス(UO ₂ 受けホッパ)							○	○		認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:—
{112}	粉碎機〔UO ₂ 配管系統を含む〕						3	○	○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 5次:原規規発第2008051号 6次:—
{113}	粉碎機バグフィルタ	粉碎機(1) 粉碎機(2)	改造					○	○		認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:—
{114}	フードボックス(粉碎機)							○	○		認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:—
{115}	充填装置〔UO ₂ 配管系統を含む〕	充填装置(1) 充填装置(2)	改造				3	○	○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 5次:原規規発第2008051号 6次:—
{116}	フードボックス(充填装置)							○	○		認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:—
{117}	大型混合装置	大型混合装置	改造			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:—
{118}	サンブラ〔酸化ウラン粉末配管系統、排気配管系統を含む〕	サンブラ(1) サンブラ(2)	改造			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:—
{119}	バックアップフィルタ(サンブラ)	バックアップフィルタ(サンブラ)	改造						○		認可番号 6次:—
{120}	抜き出しボックス	抜き出しボックス(1) 抜き出しボックス(2)	変更なし						○		認可番号 6次:—
{121}	フードボックス(サンブラ)	サンブラ(1) サンブラ(2)	改造			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:—
{122}	回転混合機(金属容器(粉末)混合)	回転混合機(金属容器(粉末)混合)	改造						○		認可番号 6次:—
{123}	サンプリング台	サンプリング台	改造						○		認可番号 6次:—
{124}	粉碎機〔酸化ウラン輸送配管系統を含む〕						3		○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:—
{125}	フードボックス(粉碎機)	粉碎機	改造						○		認可番号 6次:—
{126}	バグフィルタ								○		認可番号 6次:—

表3-1 設工認申請対象の申請状況(10/76)

安全機能 一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認 名称	変更 区分	申請回数、取り外しの申請回数 及び区分							備考
				1 次	2 次	3 次	4 次	5 次	6 次	7 次	
{127}	粉末輸送装置②〔酸化ウラン配管系統、排気配管系統を含む〕	粉末輸送装置②	改造							○	認可番号 6次:-
{128}	バックアップフィルタ(粉末輸送装置②)	バックアップフィルタ(粉末輸送装置②)	改造							○	認可番号 6次:-
{129}	フードボックス(粉末輸送装置②)	粉末輸送装置②	改造							○	認可番号 6次:-
{130}	粉末充填ボックス	粉末充填ボックス	改造				3			○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
{131}	粉末抜き出しボックス〔酸化ウラン粉末配管系統を含む〕	粉末抜き出しボックス	改造				3			○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
{132}	濃縮度混合工程用クレーン	濃縮度混合工程用クレーン	変更なし							○	認可番号 6次:-
{133}	粉末輸送装置①ホッパ部①〔酸化ウラン粉末配管系統、排気配管系統を含む〕	粉末輸送装置①ホッパ部①	改造				3			○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
{134}	フードボックス(混合装置)[粉末輸送装置①ホッパ部①、バグフィルタ(粉末輸送装置①)、混合装置]										○
{135}	バグフィルタ(粉末輸送装置①)〔酸化ウラン粉末配管系統、排気配管系統を含む〕	バグフィルタ(粉末輸送装置①)	改造							○	認可番号 6次:-
{136}	粉末回収ボックス	粉末回収ボックス	変更なし							○	認可番号 6次:-
{137}	バックアップフィルタ(粉末輸送装置①)	バックアップフィルタ(粉末輸送装置①)	改造				3			○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
{138}	混合装置	混合装置	改造							○	認可番号 6次:-
{139}	粉末梱包機	粉末梱包機	改造				3			○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
{140}	フードボックス(粉末梱包機)										○
{141}	充填装置	充填装置	改造				3			○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
{142}	フードボックス(充填装置)										○
{143}	粉末輸送装置①ホッパ部②〔酸化ウラン粉末配管系統、排気配管系統を含む〕	粉末輸送装置①ホッパ部②	改造							○	認可番号 6次:-
{144}	フードボックス(粉末輸送装置①ホッパ部②)										○
{145}	組成型用プレス	組成型用プレス	改造				3			○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
{146}	フードボックス(組成型用プレス)										○

表3-1 設工認申請対象の申請状況(11/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
{147}	スラグコンベア	スラグコンベア	改造						○		認可番号 6次:-	
{148}	粉末集塵装置〔排気配管系統を含む〕	粉末集塵装置	改造				3		○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-	
{149}	バックアップフィルタ(粉末集塵装置)	バックアップフィルタ(粉末集塵装置)	改造						○		認可番号 6次:-	
{150}	造粒機(酸化ウラン粉末配管系統を含む)	造粒機	改造						○		認可番号 6次:-	
{151}	フードボックス(造粒機)									○		認可番号 6次:-
{152}	篩分機									○		認可番号 6次:-
{153}	オーバーサイズ粉受器									○		認可番号 6次:-
{154}	アンダーサイズ粉受器〔フードボックスを含む〕			アンダーサイズ粉受器	変更なし						○	
{155}	小分け装置	小分け装置	変更なし						○		認可番号 6次:-	
{156}	フードボックス(小分け装置)									○		認可番号 6次:-
{157}	リフタ	リフタ	改造				3		○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-	
{158}	原料フードボックス〔酸化ウラン粉末配管系統を含む〕	原料フードボックス	改造				3		○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-	
{159}	粉末フィーダ									○		認可番号 6次:-
{160}	IL:原料フードボックス質量高インターロック										○	
{161}	溶解槽〔溶解液配管系統、排気配管系統を含む〕	溶解槽	改造				3		○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-	
{162}	堰(ウラン回収第1系列)＜溶解槽、遠心ろ過機、沈殿槽、遠心分離機、乾燥機、ろ液受槽(1)、pH調整槽、ろ過機(廃液用)、ろ液受槽(2)＞	堰(ウラン回収第1系列)	新設						○		認可番号 6次:-	
{163}	堰漏水検知警報設備									○		認可番号 6次:-
{164}	IL:溶解槽比重高インターロック	溶解槽	改造						○		認可番号 6次:-	
{165}	IL:溶解槽液位高インターロック									○		認可番号 6次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(12/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{166}	遠心ろ過機〔硝酸ウラニル配管系統、排気配管系統を含む〕	遠心ろ過機	改造				3		○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:—
{167}	溶解液受槽	溶解液受槽	改造				3		○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:—
{168}	IL:溶解液受槽液位高インターロック								○		認可番号 6次:—
{169}	ろ過器(1)	ろ過器(1)-A ろ過器(1)-B	変更なし						○		認可番号 6次:—
{170}	沈殿槽〔過酸化ウラニル配管系統を含む〕	沈殿槽	改造				3		○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:—
{171}	IL:沈殿槽液位高インターロック								○		認可番号 6次:—
{172}	遠心分離機〔過酸化ウラニル配管系統、ろ液配管系統を含む〕	遠心分離機	改造				3		○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:—
{173}	IL:遠心分離機異常インターロック								○		認可番号 6次:—
{174}	乾燥機〔洗浄液配管系統、乾燥トレイを含む〕	乾燥機	改造				3		○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:—
{175}	洗浄液受けポット	洗浄液受けポット	改造						○		認可番号 6次:—
{176}	IL:洗浄液受けポット液位高インターロック								○		認可番号 6次:—
{177}	ろ液受槽(1)〔ろ液配管系統を含む〕	ろ液受槽(1)	改造				3		○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:—
{178}	ろ過器(2)	ろ過器(2)	変更なし				3		○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:—
{179}	IL:ろ液受槽(1)液位高インターロック	ろ液受槽(1)	改造						○		認可番号 6次:—
{180}	箱形乾燥機〔乾燥トレイを含む〕	箱形乾燥機(1) 箱形乾燥機(2)	改造						○		認可番号 6次:—
{181}	乾燥トレイ用台車	乾燥トレイ用台車(1) 乾燥トレイ用台車(2)	変更なし						○		認可番号 6次:—

表3-1 設工認申請対象の申請状況(13/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
{182}	明け替えフードボックス①(気送配管系統、排気配管系統、粉末配管系統を含む)	明け替えフードボックス①	改造				3		○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-		
{183}	ホッパ								○		認可番号 6次:-		
{184}	バックアップフィルタ(明け替えフードボックス①)	バックアップフィルタ(明け替えフードボックス①)	改造						○		認可番号 6次:-		
{185}	明け替えフードボックス②	明け替えフードボックス①	改造						○		認可番号 6次:-		
{186}	pH調整槽(ADUスラリ配管系統を含む)	pH調整槽(1)	改造				3		○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-		
{187}	IL:pH調整槽液位高インターロック	pH調整槽(2)								○		認可番号 6次:-	
{188}	ろ過機(廃液用)(ろ液配管系統、水配管系統、圧縮空気配管系統を含む)	ろ過器(廃液用)	改造				3		○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-		
{189}	ろ過器(3)	ろ過器(3)	新設						○		認可番号 6次:-		
{190}	ろ液受槽(2)(ろ液配管系統を含む)	ろ液受槽(2)	改造				3		○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-		
{191}	IL:ろ液受槽(2)pH異常インターロック										○		認可番号 6次:-
{192}	液位高警報設備										○		認可番号 6次:-
{193}	解砕機(気送配管系統を含む)	解砕機	改造				3		○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-		
{194}	解砕機フードボックス										○		認可番号 6次:-
{195}	輸送装置(ウラン粉末配管系統、排気配管系統を含む)	輸送装置	改造				3		○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-		
{196}	バックアップフィルタ(輸送装置)	バックアップフィルタ(輸送装置)	改造						○		認可番号 6次:-		
{197}	フードボックス(仮焼炉)(輸送装置、仮焼炉)	輸送装置	改造						○		認可番号 6次:-		
{198}	仮焼炉(ウラン粉末配管系統、排気配管系統、循環液配管系統を含む)	仮焼炉	改造				3		○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-		
{199}	IL:仮焼炉温度高インターロック										○		認可番号 6次:-
{200}	粉末受けホッパ(ウラン粉末配管系統を含む)	粉末受けホッパ	改造				3		○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-		
{201}	充填ボックス										○		認可番号 6次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(14/76)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
		名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
{202}	イオン交換装置（吸着塔）〔廃液配管系統、乾燥空気配管系統、水配管系統を含む〕	イオン交換装置（吸着塔）(1)～(12)	改造			3				○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
{203}	堰(ウラン回収第2系列-1)	堰(ウラン回収第2系列-1)	新設							○		認可番号 6次:-
{204}	堰漏水検知警報設備										○	
{205}	フードボックス（イオン交換装置）	イオン交換装置（吸着塔）(1)～(12)	改造			3				○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
{206}	酸洗装置〔硝酸ウラニル配管系統を含む〕	酸洗装置	改造			3				○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
{207}	オーバーフロー液受槽	オーバーフロー液受槽	改造			3				○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
{208}	IL：オーバーフロー液受槽液位高インターロック										○	
{209}	堰(ウラン回収第2系列-2)＜酸洗装置、溶出槽、中間槽、溶出液受槽、リサイクル液受槽、洗浄液受槽、沈殿槽、ろ液受槽、清澄液受槽＞	堰(ウラン回収第2系列-2)	新設							○		認可番号 6次:-
{210}	堰漏水検知警報設備										○	
{211}	投入ボックス〔粉末配管系統を含む〕	投入ボックス(1) 投入ボックス(2)	改造			3				○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
{212}	溶出槽〔硝酸ウラニル配管系統、乾燥空気配管系統を含む〕	溶出槽(1) 溶出槽(2)	改造			3				○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
{213}	抜出ボックス	抜出ボックス(1) 抜出ボックス(2)	変更なし			3				○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
{214}	中間槽〔硝酸ウラニル配管系統、乾燥排気配管系統を含む〕	中間槽(1) 中間槽(2)	改造			3				○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
{215}	ろ過器	ろ過器(中間槽)(1) ろ過器(中間槽)(2)	変更なし			3				○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
{216}	IL：中間槽液位高インターロック	中間槽(1) 中間槽(2)	改造							○		認可番号 6次:-
{217}	溶出液受槽〔溶出液配管系統を含む〕	溶出液受槽(1) 溶出液受槽(2)	改造			3				○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
{218}	IL：溶出液受槽液位高インターロック	溶出液受槽(3)									○	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(15/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{219}	リサイクル液受槽〔リサイクル液配管システムを含む〕	リサイクル液受槽(1)	改造			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
{220}	IL:リサイクル液受槽液位高インターロック	リサイクル液受槽(2) リサイクル液受槽(3)								○	
{221}	洗浄液受槽〔洗浄液配管システムを含む〕	洗浄液受槽(1)	改造			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
{222}	IL:洗浄液受槽液位高インターロック	洗浄液受槽(2)								○	
{223}	沈殿槽〔ADUスラリー配管システムを含む〕	沈殿槽(1)	改造			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
{224}	IL:沈殿槽液位高インターロック	沈殿槽(2)								○	
{225}	遠心分離機〔ADUケーキ配管システム、ろ液配管システムを含む〕	遠心分離機	改造			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
{226}	IL:遠心分離機異常インターロック									○	
{227}	ろ液受槽〔ろ液配管システムを含む〕	ろ液受槽	改造			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
{228}	仕上りろ過器	仕上りろ過器	変更なし			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
{229}	IL:ろ液受槽pH異常インターロック	ろ液受槽	改造						○		認可番号 6次:-
{230}	IL:ろ液受槽液位高インターロック										○
{231}	清澄液受槽〔清澄液配管システムを含む〕	清澄液受槽	改造			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
{232}	液位高警報設備									○	
{233}	乾燥機〔ADU粉末配管システム、乾燥空気配管システム、乾燥排気配管システム、凝縮液配管システムを含む〕	乾燥機	改造			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
{234}	乾燥排気フィルタ	乾燥排気フィルタ	変更なし			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
{235}	ADU受ホッパ〔ADU配管システムを含む〕	ADU受ホッパ	改造			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
{236}	ADU抜出ボックス	ADU抜出ボックス	変更なし			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(16/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
{237}	粉碎機	粉碎機	改造			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-	
{238}	フードボックス(粉碎機)							3			○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
{239}	スクラップ仮焼炉(仮焼排気配管系統、仮焼ポートを含む)	スクラップ仮焼炉	改造						○		認可番号 6次:-	
{240}	仮焼ポート用台車	仮焼ポート用台車	変更なし						○		認可番号 6次:-	
{241}	IL:スクラップ仮焼炉温度高インターロック	スクラップ仮焼炉	改造						○		認可番号 6次:-	
{242}	ヒュームフード(1)	ヒュームフード(1)	改造			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-	
{243}	ヒュームフード(2)	ヒュームフード(2)	改造			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-	
{244}	箱型乾燥機(乾燥トレイを含む)	箱型乾燥機	改造			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-	
{245}	回転混合機	回転混合機	改造						○		認可番号 6次:-	
{246}	フードボックス(粉末投入用)(回転混合機)									○		認可番号 6次:-
{247}	フードボックス(回転混合機)									○		認可番号 6次:-
{248}	粉末回収ボックス	粉末回収ボックス	改造				3		○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-	
{249}	シリンダ洗浄装置(配管系統を含む)								3	○	認可番号 6次:- 7次:-	
{250}	堰<シリンダ洗浄装置、洗浄液受槽、スクラバ、耐圧貯槽>									○	認可番号 7次:-	
{251}	堰漏水検知警報設備									○	認可番号 7次:-	
{252}	スクラバ(配管系統を含む)								3	○	認可番号 6次:- 7次:-	
{253}	液位高警報設備									○	認可番号 7次:-	
{254}	洗浄液受槽(1)(配管系統を含む)								3	○	認可番号 6次:- 7次:-	
{255}	液位高警報設備									○	認可番号 7次:-	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(17/76)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認 名称	変更 区分	申請回数、取り外しの申請回数 及び区分							備考
				1 次	2 次	3 次	4 次	5 次	6 次	7 次	
{256}	洗浄液受槽(2) (配管系統を含む)								3	○	認可番号 6次:- 7次:-
{257}	液位高警報設備									○	認可番号 7次:-
{258}	クレーン									○	認可番号 7次:-
{259}	洗浄残渣沈殿槽 (ウラン配管系統を含む)								3	○	認可番号 6次:- 7次:-
{260}	IL: 洗浄残渣沈殿槽液位高インター ロック									○	認可番号 7次:-
{261}	ろ過器								3	○	認可番号 6次:- 7次:-
{262}	遠心分離機 (配管系統を含む)								3	○	認可番号 6次:- 7次:-
{263}	液受槽								3	○	認可番号 6次:- 7次:-
{264}	繰返し粉搬送装置 (ホッパ)	繰返し粉ホッパ台車 (1) 繰返し粉ホッパ台車 (2)	変更なし							○	認可番号 6次:-
{265}	繰返し粉搬送装置	繰返し粉搬送装置	変更なし							○	認可番号 6次:-
{266}	繰返し粉輸送ホッパ(1) (ウラン粉末配管 系統を含む)	繰返し粉中間ホッパ	改造							○	認可番号 6次:-
{267}	フードボックス (繰返し粉輸送ホッパ (1))									○	認可番号 6次:-
{268}	繰返し粉小分けボックス	繰返し粉小分けボッ クス	変更なし							○	認可番号 6次:-
{269}	繰返し粉輸送ホッパ(2) (ウラン粉末配管 系統を含む)	繰返し粉投入ホッパ	改造							○	認可番号 6次:-
{270}	フードボックス (繰返し粉輸送ホッパ (2))									○	認可番号 6次:-
{271}	バックアップフィルタ (繰返し粉輸送 ホッパ(2))	バックアップフィル タ(1)	変更なし							○	認可番号 6次:-
{272}	繰返し粉投入ボックス	繰返し粉投入ボッ クス	改造							○	認可番号 6次:-
{273}	容器昇降リフト									○	認可番号 6次:-
{274}	明替えボックス	明替えボックス	変更なし							○	認可番号 6次:-
{275}	大型混合装置	大型混合装置(1) 大型混合装置(2)	改造							○	認可番号 6次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(18/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
{276}	八面体ボックス	大型粉末容器抜出ボックス(1) 大型粉末容器抜出ボックス(2)	改造						○		認可番号 6次:-	
{277}	大型粉末容器用クレーン	大型粉末容器用クレーン(1) 大型粉末容器用クレーン(2)	改造						○		認可番号 6次:-	
{278}	原料粉末輸送ホッパ〔ウラン粉末配管システムを含む〕	原料粉末ホッパ(1) 原料粉末ホッパ(2)	改造						○		認可番号 6次:-	
{279}	バックアップフィルタ（原料粉末輸送ホッパ）	バックアップフィルタ(2)	変更なし						○		認可番号 6次:-	
		バックアップフィルタ(3)	改造						○		認可番号 6次:-	
{280}	フードボックス（原料粉末輸送ホッパ、粗成型用プレスフィーダ）	原料粉末ホッパ(1) 原料粉末ホッパ(2)	改造						○		認可番号 6次:-	
{281}	粉末混合機	粉末混合機(1)	改造						○		認可番号 6次:-	
{282}	フードボックス（粉末投入用）（粉末混合機）	粉末混合機(2)								○		認可番号 6次:-
{283}	粗成型用プレス	粗成型用プレス(1)	改造						○		認可番号 6次:-	
{284}	フードボックス（粗成型用プレス）	粗成型用プレス(2)								○		認可番号 6次:-
{285}	粗成型用プレスフィーダ	原料粉末ホッパ(1) 原料粉末ホッパ(2)	改造						○		認可番号 6次:-	
{286}	スラグコンベア	スラグコンベア(1) スラグコンベア(2)	改造						○		認可番号 6次:-	
{287}	粉末集塵装置（粗成型工程）〔ウラン粉末配管システムを含む〕	粉末集塵装置(1)	改造						○		認可番号 6次:-	
{288}	フードボックス（粉末集塵装置（粗成型工程））	粉末集塵装置(2)								○		認可番号 6次:-
{289}	バックアップフィルタ（粉末集塵装置（粗成型工程））	バックアップフィルタ(4) バックアップフィルタ(5)	変更なし						○		認可番号 6次:-	
{290}	造粒機〔ウラン粉末配管システムを含む〕		改造						○		認可番号 6次:-	
{291}	アンダーサイズ粉受器	造粒機(1) 造粒機(2)								○		認可番号 6次:-
{292}	フードボックス（造粒機）									○		認可番号 6次:-
{293}	造粒粉末小分けボックス	造粒粉末小分けボックス(1)	変更なし						○		認可番号 6次:-	
		造粒粉末小分けボックス(2)	改造						○		認可番号 6次:-	
{294}	造粒粉末輸送ホッパ(1)〔ウラン粉末配管システムを含む〕	造粒粉末ホッパ(1)	改造						○		認可番号 6次:-	
{295}	フードボックス（造粒粉末輸送ホッパ(1)）	造粒粉末ホッパ(2)								○		認可番号 6次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(19/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
{296}	造粒粉末輸送ホッパ(2)〔ウラン粉末配管システムを含む〕	潤滑剤混合機(1) 潤滑剤混合機(2)	改造						○		認可番号 6次:ー	
{297}	フードボックス (造粒粉末輸送ホッパ(2)、潤滑剤混合機)									○		認可番号 6次:ー
{298}	潤滑剤混合機									○		認可番号 6次:ー
{299}	回転混合機 (金属容器(粉末)混合)	回転混合機(1) 回転混合機(2) 回転混合機(3) 回転混合機(4)	変更なし						○		認可番号 6次:ー	
{300}	本成型用プレス	本成型用プレス(1) 本成型用プレス(2)	改造						○		認可番号 6次:ー	
{301}	フードボックス (本成型用プレス)									○		認可番号 6次:ー
{302}	本成型用プレスフィーダ									○		認可番号 6次:ー
{303}	本成型用プレスホッパ									○		認可番号 6次:ー
{304}	ペレットコンベア									○		認可番号 6次:ー
{305}	ペレット移替機	ペレット移替機(1) ペレット移替機(2)	改造						○		認可番号 6次:ー	
{306}	フードボックス (ペレット移替機)									○		認可番号 6次:ー
{307}	圧粉体密度測定装置									○		認可番号 6次:ー
{308}	ポートコンベア									○		認可番号 6次:ー
{309}	乗移台 1	乗移台 1	改造						○		認可番号 6次:ー	
{310}	粉末集塵装置 (本成型工程)〔ウラン粉末配管システムを含む〕	粉末集塵装置(3)	改造						○		認可番号 6次:ー	
{311}	フードボックス (粉末集塵装置 (本成型工程))	粉末集塵装置(4)								○		認可番号 6次:ー
{312}	バックアップフィルタ (粉末集塵装置 (本成型工程))	バックアップフィルタ(6)	改造						○		認可番号 6次:ー	
		バックアップフィルタ(7)	変更なし						○		認可番号 6次:ー	
{313}	試験用プレス	試験用プレス	改造						○		認可番号 6次:ー	
{314}	フードボックス (試験用プレス)									○		認可番号 6次:ー
{315}	フードボックス(1)	フードボックス(1)	変更なし						○		認可番号 6次:ー	
{316}	フードボックス(2)	フードボックス(2)	改造						○		認可番号 6次:ー	
{317}	フードボックス(3)	フードボックス(3)	変更なし						○		認可番号 6次:ー	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(20/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
{318}	連続焼結炉〔水素配管系統、窒素配管系統（地震時供給系）、窒素配管系統、冷却水配管系統を含む〕	連続焼結炉(1) 連続焼結炉(2)	改造						○		認可番号 6次:ー	
{319}	IL：連続焼結炉供給ガス圧力低下インターロック									○		認可番号 6次:ー
{320}	IL：連続焼結炉着火源喪失インターロック									○		認可番号 6次:ー
{321}	IL：水素漏えい検知インターロック									○		認可番号 6次:ー
{322}	IL：連続焼結炉過加熱防止インターロック									○		認可番号 6次:ー
{323}	IL：連続焼結炉冷却水圧力低下インターロック									○		認可番号 6次:ー
{324}	IL：地震インターロック									○		認可番号 6次:ー
{325}	爆発圧力逃し機構									○		認可番号 6次:ー
{326}	バッチ式小型焼結炉〔水素配管系統、窒素配管系統（地震時供給系）、冷却水配管系統を含む〕	バッチ式小型焼結炉	改造						○		認可番号 6次:ー	
{327}	IL：供給ガス圧力低下インターロック									○		認可番号 6次:ー
{328}	IL：着火源喪失警報									○		認可番号 6次:ー
{329}	IL：水素漏えい検知インターロック									○		認可番号 6次:ー
{330}	IL：バッチ式小型焼結炉過加熱防止インターロック									○		認可番号 6次:ー
{331}	IL：バッチ式小型焼結炉冷却水圧力低下インターロック									○		認可番号 6次:ー
{332}	IL：地震インターロック									○		認可番号 6次:ー
{333}	爆発圧力逃し機構									○		認可番号 6次:ー

表3-1 設工認申請対象の申請状況(21/76)

安全機能 一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認 名称	変更 区分	申請回数、取り外しの申請回数 及び区分							備考
				1 次	2 次	3 次	4 次	5 次	6 次	7 次	
{334}	センターレスグラインダ	センターレスグラインダ(1)~(4)	改造							○	認可番号 6次:-
{335}	ベレットコンベア	ベレットコンベア(1)~(4)	変更なし							○	認可番号 6次:-
{336}	パーツフィーダ	パーツフィーダ(1)~(4)	改造							○	認可番号 6次:-
{337}	フードボックス (センターレスグラインダ)	センターレスグラインダ(1)~(4)	改造							○	認可番号 6次:-
{338}	フードボックス (パーツフィーダ)	パーツフィーダ(1)~(4)	改造							○	認可番号 6次:-
{339}	ベレット配列機	ベレット配列機(1)~(4)	改造							○	認可番号 6次:-
{340}	ベレットトレイコンベア	ベレットトレイコンベア	改造							○	認可番号 6次:-
{341}	冷却水循環槽 (研削用) (冷却水配管システムを含む)	冷却水循環槽(1)~(4)	改造							○	認可番号 6次:-
{342}	遠心分離機 (研削用) (冷却水配管システム、ロータを含む)	遠心分離機(1)~(4)	改造							○	認可番号 6次:-
{343}	ベレット外観検査装置 (外観検査用)	ベレット外観検査装置(1)~(5)	改造							○	認可番号 6次:-
{344}	金属容器 (ベレット) 受										○
{345}	ベレット外観検査装置 (寸法・密度検査用)	ベレット寸法密度検査装置	変更なし							○	認可番号 6次:-
{346}	ベレット外観検査装置 (焼結体密度検査用)	焼結体密度検査装置	変更なし							○	認可番号 6次:-
{347}	洗浄ボックス	洗浄ボックス(1) 洗浄ボックス(2)	改造							○	認可番号 6次:-
{348}	ロータ用台車(1)	ロータ用台車(1)	変更なし							○	認可番号 6次:-
{349}	液受槽 (洗浄ボックス)	液受槽(1) 液受槽(2)	追加							○	認可番号 6次:-
{350}	循環槽 (洗浄ボックス) (洗浄水配管システムを含む)	循環槽A・B	追加							○	認可番号 6次:-
{351}	ろ過器 (洗浄ボックス)	ろ過器(1)	追加							○	認可番号 6次:-
{352}	遠心分離機 (洗浄ボックス) (洗浄水配管システム、ロータを含む)	スラッジ回収機能付き遠心分離機	改造							○	認可番号 6次:-
{353}	スラッジ回収ボックス										○
{354}	研削屑乾燥機 (研削屑乾燥バットを含む)	研削屑乾燥機(1)	改造							○	認可番号 6次:-
{355}	IL: 研削屑乾燥機乾燥条件未達取り出し防止インターロック	研削屑乾燥機(2)									○
{356}	フードボックス (1,2系酸化明替用)	フードボックス(4) フードボックス(5)	変更なし							○	認可番号 6次:-
{357}	ベレット明替機	ベレット明替機	変更なし							○	認可番号 6次:-
{358}	IL: ベレット明替機1ポート制限インターロック										○

表3-1 設工認申請対象の申請状況(22/76)

安全機能 一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認 名称	変更 区分	申請回数、取り外しの申請回数 及び区分							備考
				1 次	2 次	3 次	4 次	5 次	6 次	7 次	
{359}	酸化炉（ラック搬送装置、ポート（酸化）を含む）	酸化炉(1)-A 酸化炉(1)-B	改造 改造							○	認可番号 6次:-
{360}	IL：酸化炉温度高インターロック	酸化炉(2)-A 酸化炉(2)-B	改造 改造							○	認可番号 6次:-
{361}	粉碎機									○	認可番号 6次:-
{362}	フードボックス（粉末投入用）（粉碎機）	粉碎機(1) 粉碎機(2)	改造							○	認可番号 6次:-
{363}	フードボックス（粉碎機）									○	認可番号 6次:-
{364}	フードボックス(洗浄用)〔配管系統を含む〕	洗浄ボックス(3)	改造							○	認可番号 6次:-
{365}	液受槽（フードボックス(洗浄用)）	液受槽(3)	追加							○	認可番号 6次:-
{366}	ろ過器（フードボックス(洗浄用)）	ろ過器(2)	追加							○	認可番号 6次:-
{367}	遠心分離機（フードボックス(洗浄用)） 〔洗浄水配管系統、ロータを含む〕	遠心分離機(5)	改造							○	認可番号 6次:-
{368}	粉末篩分機				○					○	認可番号 2次:原規規発第1908096号
{369}	フードボックス（粉末投入用）（粉末篩分機）	粉末篩分機(1) 粉末篩分機(2)	改造		○					○	認可番号 2次:原規規発第1908096号
{370}	フードボックス（粉末篩分機）				○					○	認可番号 2次:原規規発第1908096号
{371}	粉末篩分機用電動リフタ	電動リフタ(1) 電動リフタ(2) 電動リフタ(3) 電動リフタ(4)	変更なし		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号
{372}	粉末混合機 1				○					○	認可番号 2次:原規規発第1908096号
{373}	フードボックス（粉末投入用）（粉末混合機 1）	一次混合機	改造		○					○	認可番号 2次:原規規発第1908096号
{374}	容器リフト（粉末混合機 1）				○					○	認可番号 2次:原規規発第1908096号
{375}	フードボックス（粉末混合機 1）				○					○	認可番号 2次:原規規発第1908096号
{376}	粉末明替用フードボックス	フードボックス(1) フードボックス(2)	改造 変更なし		○					○	認可番号 2次:原規規発第1908096号
{377}	回転混合機（金属容器(粉末)混合）	回転混合機(1) 回転混合機(2) 回転混合機(3)	改造		○					○	認可番号 2次:原規規発第1908096号

表3-1 設工認申請対象の申請状況(23/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
{378}	粉末混合機2	二次混合機	改造		○				○		認可番号 2次:原規規発第1908096号	
{379}	フードボックス(粉末投入用)(粉末混合機2)				○					○		認可番号 2次:原規規発第1908096号
{380}	粉碎機				○					○		認可番号 2次:原規規発第1908096号
{381}	容器リフト(粉末混合機2)				○					○		認可番号 2次:原規規発第1908096号
{382}	フードボックス(粉末混合機2)				○					○		認可番号 2次:原規規発第1908096号
{383}	中型混合機	濃度調整混合機	改造		○				○		認可番号 2次:原規規発第1908096号	
{384}	フードボックス(粉末投入用)(中型混合機)				○					○		認可番号 2次:原規規発第1908096号
{385}	フードボックス(中型混合機)				○					○		認可番号 2次:原規規発第1908096号
{386}	中型混合機用電動リフト	電動リフト(3)	変更なし		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号	
{387}	粗成型用プレス	粗成型用プレス	改造		○				○		認可番号 2次:原規規発第1908096号	
{388}	フードボックス(粗成型用プレス)				○					○		認可番号 2次:原規規発第1908096号
{389}	粗成型用プレスフィーダ	粗成型用プレスフィーダ	改造		○				○		認可番号 2次:原規規発第1908096号	
{390}	フードボックス(粗成型用プレスフィーダ)				○					○		認可番号 2次:原規規発第1908096号
{391}	スラグコンベア	スラグコンベア	改造		○				○		認可番号 2次:原規規発第1908096号	
{392}	粉末集塵装置(粗成型工程)(ウラン粉末配管システムを含む)	粉末集塵装置(1)	変更なし						○		認可番号 6次:-	
{393}	フードボックス(粉末集塵装置(粗成型工程))									○		認可番号 6次:-
{394}	バックアップフィルタ(粉末集塵装置(粗成型工程))	バックアップフィルタ(1)	変更なし		○				○		認可番号 2次:原規規発第1908096号	
{395}	造粒機	造粒機	改造		○				○		認可番号 2次:原規規発第1908096号	
{396}	フードボックス(造粒機)				○					○		認可番号 2次:原規規発第1908096号

表3-1 設工認申請対象の申請状況(24/76)

安全機能 一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認 名称	変更 区分	申請回数、取り外しの申請回数 及び区分							備考	
				1 次	2 次	3 次	4 次	5 次	6 次	7 次		
{397}	本成型用プレス	本成型用プレス	改造		○					○	認可番号 2次:原規規発第1908096号	
{398}	フードボックス (本成型プレス)				○					○	認可番号 2次:原規規発第1908096号	
{399}	本成型用プレスホッパ				○					○	認可番号 2次:原規規発第1908096号	
{400}	フードボックス (粉末投入用) (本成型用プレス)				○					○	認可番号 2次:原規規発第1908096号	
{401}	ベレットコンベア				○					○	認可番号 2次:原規規発第1908096号	
{402}	ベレット整列機			ベレット整列機	改造		○				○	認可番号 2次:原規規発第1908096号
{403}	フードボックス (ベレット整列機)						○					○
{404}	本成型プレス用電動リフタ			電動リフタ(4)	変更なし		○					認可番号 2次:原規規発第1908096号
{405}	粉末集塵装置 (本成型工程) (ウラン粉末配管システムを含む)	粉末集塵装置(2)	変更なし						○	認可番号 6次:-		
{406}	フードボックス (粉末集塵装置 (本成型工程))									○	認可番号 6次:-	
{407}	バックアップフィルタ (粉末集塵装置 (本成型工程))			バックアップフィルタ(2)	変更なし		○				○	認可番号 2次:原規規発第1908096号
{408}	連続焼結炉 (水素配管システム、窒素配管システム (地震時供給系)、窒素配管システム、冷却水配管システムを含む)	連続焼結炉	改造							○	認可番号 6次:-	
{409}	IL : 連続焼結炉供給ガス圧力低下インターロック										○	認可番号 6次:-
{410}	IL : 連続焼結炉着火源喪失インターロック										○	認可番号 6次:-
{411}	IL : 水素漏えい検知インターロック										○	認可番号 6次:-
{412}	IL : 連続焼結炉過加熱防止インターロック										○	認可番号 6次:-
{413}	IL : 連続焼結炉冷却水圧力低下インターロック										○	認可番号 6次:-
{414}	IL : 地震インターロック										○	認可番号 6次:-
{415}	爆発圧力逃し機構										○	認可番号 6次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(25/76)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認 名称	変更 区分	申請回数、取り外しの申請回数 及び区分							備考	
				1 次	2 次	3 次	4 次	5 次	6 次	7 次		
{416}	センターレスグラインダ	センターレスグラインダ	改造		○					○	認可番号 2次:原規規発第1908096号	
{417}	ベレットコンベア	ベレットコンベア	改造		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号	
{418}	パーツフィーダ	パーツフィーダ	改造		○					○	認可番号 2次:原規規発第1908096号	
{419}	フードボックス (センターレスグラインダ)	センターレスグラインダ	改造		○					○	認可番号 2次:原規規発第1908096号	
{420}	フードボックス (パーツフィーダ)	パーツフィーダ	改造		○					○	認可番号 2次:原規規発第1908096号	
{421}	ベレット配列機	ベレット配列機	改造		○					○	認可番号 2次:原規規発第1908096号	
{422}	冷却水循環槽 (研削用) (冷却水配管系統を含む)	冷却水循環槽	改造							○	認可番号 6次:-	
{423}	遠心分離機 (研削用) (冷却水配管系統、ロータを含む)	遠心分離機(1)	変更なし							○	認可番号 6次:-	
{424}	ベレット外観検査装置	ベレット外観検査装置	改造		○					○	認可番号 2次:原規規発第1908096号	
{425}	金属容器 (ベレット) 受				○						○	認可番号 2次:原規規発第1908096号
{426}	ベレット寸法密度測定台	ベレット寸法密度測定台	改造		○					○	認可番号 2次:原規規発第1908096号	
{427}	洗浄ボックス	洗浄ボックス(1) 洗浄ボックス(2)	変更なし		○					○	認可番号 2次:原規規発第1908096号	
{428}	ロータ用台車(2)	ロータ用台車(2)	変更なし		○					○	認可番号 2次:原規規発第1908096号	
{429}	洗浄水循環槽 (洗浄用) (洗浄水配管系統を含む)	洗浄水循環槽(1) 洗浄水循環槽(2)	改造							○	認可番号 6次:-	
{430}	ろ過器	ろ過器	追加							○	認可番号 6次:-	
{431}	遠心分離機 (洗浄用) (洗浄水配管系統、ロータを含む)	遠心分離機(2) 遠心分離機(3)	変更なし							○	認可番号 6次:-	
{432}	研削屑乾燥機(研削屑乾燥パットを含む)	研削屑乾燥機	改造		○					○	認可番号 2次:原規規発第1908096号	
{433}	IL: 研削屑乾燥機乾燥条件未達取り出し防止インターロック				○						○	認可番号 2次:原規規発第1908096号
{434}	粉末再生フードボックス	フードボックス(3)	変更なし		○					○	認可番号 2次:原規規発第1908096号	
{435}	酸化炉 (ラック搬送装置、ポート (酸化) を含む)	酸化炉	改造		○					○	認可番号 2次:原規規発第1908096号	
{436}	IL: 酸化炉温度高インターロック				○						○	認可番号 2次:原規規発第1908096号
{437}	粉碎機	粉碎機	改造		○					○	認可番号 2次:原規規発第1908096号	
{438}	フードボックス (粉末投入用) (粉碎機)				○						○	認可番号 2次:原規規発第1908096号
{439}	フードボックス (粉碎機)				○						○	認可番号 2次:原規規発第1908096号

表3-1 設工認申請対象の申請状況(26/76)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認 名称	変更 区分	申請回数、取り外しの申請回数 及び区分							備考		
				1 次	2 次	3 次	4 次	5 次	6 次	7 次			
{440}	乾燥機（ペレットトレイを含む）	ペレット乾燥機(1), (2), (3), (4), (6), (8), (9), (10)	改造							○		認可番号 6次:ー	
{441}	ペレット挿入機	ペレット挿入機Ⅰ系 ペレット挿入機Ⅱ系	改造							○		認可番号 6次:ー	
{442}	ペレットトレイ用台車(3)	ペレットトレイ用台 車(3)	変更なし							○		認可番号 6次:ー	
{443}	端面洗浄機	端面洗浄機Ⅰ系 端面洗浄機Ⅱ系	変更なし							○		認可番号 6次:ー	
{444}	端栓圧入機	端栓圧入機Ⅰ系 端栓圧入機Ⅱ系	改造							○		認可番号 6次:ー	
{445}	端栓溶接装置	上部端栓周溶接装置 Ⅰ系 下部端栓周溶接装置 Ⅰ系 上部端栓周溶接装置 Ⅱ系 下部端栓周溶接装置 Ⅱ系	変更なし							○		認可番号 6次:ー	
		He加圧溶接装置Ⅰ 系 He加圧溶接装置Ⅱ 系	改造							○		認可番号 6次:ー	
{446}	燃料棒ラインコンベア（ロッドトレイを含 む）	ラインコンベアⅠ系 (1)~(6)	改造									認可番号 6次:ー	
		ラインコンベアⅡ系 (1)	変更なし										
		ラインコンベアⅡ系 (2)~(6)	改造								○		
		払出しコンベアⅠ系 払出しコンベアⅡ系	改造 改造										
{447}	端栓切断機	端栓切断機	変更なし							○		認可番号 6次:ー	
{448}	端栓圧入機	端栓圧入機	変更なし							○		認可番号 6次:ー	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(27/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{449}	UO ₂ 明替ボックス	UO ₂ 明替ボックス	改造						○		認可番号 6次:-
{450}	燃料棒ラインコンベア〔ロッドトレイ、ロッドチャンネルを含む〕	受入コンベア UT前コンベア シールX線前コンベア トレイ搬送リコンベア 全長・重量前コンベア トレイスタックコンベア 燃料棒スタックコンベアA γ線走査コンベア 燃料棒スタックコンベアB 燃料棒供給コンベア チャンネル搬送コンベア チャンネルスタックコンベア	改造			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
{451}	燃料棒検査装置(超音波式)	超音波検査装置	改造			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
{452}	X線検査装置	シールX線検査装置	改造			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
{453}	燃料棒全長・重量測定装置	燃料棒全長・重量測定装置	改造			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
{454}	燃料棒検査装置(渦電流式)	渦電流検査装置	変更なし						○		認可番号 6次:-
{455}	γ線走査装置	γ線走査装置	変更なし						○		認可番号 6次:-
{456}	ヘリウムリーク試験装置	ヘリウムリーク試験装置	改造						○		認可番号 6次:-
{457}	定盤	燃料棒検査定盤(1)(2) 燃料棒立会検査定盤	改造						○		認可番号 6次:-
{458}	燃料棒受台	燃料棒受台	変更なし						○		認可番号 6次:-
{459}	乾燥機〔ベレットトレイを含む〕	ベレット乾燥機(1) ベレット乾燥機(2)	変更なし		○				○		認可番号 2次:原規規発第1908096号
{460}	ベレット挿入機	ベレット挿入機	変更なし		○				○		認可番号 2次:原規規発第1908096号
{461}	ベレットトレイ用台車(4)	ベレットトレイ用台車(4)	変更なし		○				○		認可番号 2次:原規規発第1908096号

表3-1 設工認申請対象の申請状況(28/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{462}	端栓圧入機	端栓圧入機	変更なし		○				○		認可番号 2次:原規規発第1908096号
{463}	端栓溶接装置	He加圧溶接装置 端栓周溶接装置	変更なし		○				○		認可番号 2次:原規規発第1908096号
{464}	端栓切断機	端栓切断機	改造		○				○		認可番号 2次:原規規発第1908096号
{465}	ペレット取出台	ペレット取出台	改造		○				○		認可番号 2次:原規規発第1908096号
{466}	燃料棒ラインコンベア	燃料棒ラインコンベア	改造		○				○		認可番号 2次:原規規発第1908096号
{467}	γ線走査装置	γ線走査装置	変更なし		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号
{468}	スタック台	スタック台	変更なし		○				○		認可番号 2次:原規規発第1908096号
{469}	マガジン挿入装置	マガジン挿入装置	変更なし						○		認可番号 6次:-
{470}	マガジン昇降台	マガジン昇降台	変更なし						○		認可番号 6次:-
{471}	マガジン	マガジン	変更なし						○		認可番号 6次:-
{472}	運搬台車	運搬台車	改造						○		認可番号 6次:-
{473}	マガジン架台	マガジン架台(1) マガジン架台(2) マガジン架台(3)	改造						○		認可番号 6次:-
{474}	姿勢変換台	マガジン姿勢変換台	改造						○		認可番号 6次:-
{475}	燃料集合体組立装置	燃料集合体組立装置(1) 燃料集合体組立装置(2) 燃料集合体組立装置(3)	改造						○		認可番号 6次:-
{476}	マガジン架台部	マガジン架台部	変更なし						○		認可番号 6次:-
{477}	燃料集合体洗浄装置	燃料集合体洗浄装置 拘束力検査測定台	改造						○		認可番号 6次:-
{478}	ホイスト	ジブクレーン(1)	改造						○		認可番号 6次:-
{479}	燃料集合体検査台	エンペロープ検査装置	改造						○		認可番号 6次:-
{480}	燃料棒間隔測定装置	チャンネル検査装置	改造						○		認可番号 6次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(29/76)

安全機能 一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認		申請回数、取り外しの申請回数 及び区分							備考	
		名称	変更 区分	1 次	2 次	3 次	4 次	5 次	6 次	7 次		
{481}	燃料集合体検査定盤	燃料集合体検査定盤	改造							○		認可番号 6次:-
{482}	燃料集合体検査測定台	燃料集合体検査測定 台(1) 燃料集合体検査測定 台(2) 燃料集合体検査測定 台(3)	変更なし							○		認可番号 6次:-
{483}	ホイスト	ジブクレーン(2) ジブクレーン(3)	改造							○		認可番号 6次:-
{484}	燃料集合体外観検査台	燃料集合体外観検査 台	改造							○		認可番号 6次:-
{485}	燃料集合体嵌合台	燃料集合体検査ピッ ト(1) 燃料集合体検査ピッ ト(2) 燃料集合体検査ピッ ト(3)	改造							○		認可番号 6次:-
{486}	粉末輸送容器貯蔵枠									○		認可番号 7次:-
{487}	シリンダ貯蔵ビット	シリンダ貯蔵ビット	変更なし							○	○	認可番号 6次:- 7次:-
{488}	UF ₆ シリンダ	UF ₆ シリンダ	改造							○		認可番号 5次:原規規発第2008051号
{489}	シリンダ転倒装置									3	○	認可番号 6次:-
{490}	天井走行クレーン										○	認可番号 7次:-
{491}	シリンダ貯蔵架台	シリンダ貯蔵架台(1) ~(3)	改造			3				○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
{492}	UF ₆ シリンダ	UF ₆ シリンダ	改造							○		認可番号 5次:原規規発第2008051号
{493}	シリンダ転倒装置	シリンダ転倒装置	改造							○		認可番号 6次:-
{494}	天井走行クレーン	天井走行クレーン (転換5t)	変更なし							○		認可番号 6次:-
{495}	大型粉末容器貯蔵架台	大型粉末容器貯蔵架 台(1)~(6)	改造			3				○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
{496}	大型粉末容器	大型粉末容器	変更なし			3	3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
{497}	大型粉末容器用台車	大型粉末容器用台車	改造							○		認可番号 6次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(30/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{498}	仕掛品貯蔵棚	仕掛品貯蔵棚(1)~(3)	改造						○		認可番号 6次:-
{499}	SUS容器	SUS容器	変更なし		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号
{500}	SUS容器用台車(3)	SUS容器用台車(3)	変更なし						○		認可番号 6次:-
{501}	SUS容器用台車(4)	SUS容器用台車(4)	変更なし						○		認可番号 6次:-
{502}	スクラップ貯蔵棚(粉末用)	スクラップ貯蔵棚(粉末用)	改造						○		認可番号 6次:-
{503}	SUS容器	SUS容器	変更なし		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号
{504}	運搬台車	運搬台車(1)~(7)	改造						○		認可番号 6次:-
{505}	SUS容器	SUS容器	変更なし		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号
{506}	金属容器(粉末)	金属容器(粉末)	改造		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号
{507}	中間仕掛品一時貯蔵棚	中間仕掛品一時貯蔵棚(1) 中間仕掛品一時貯蔵棚(2)	改造						○		認可番号 6次:-
{508}	金属容器(粉末)	金属容器(粉末)	改造		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号
{509}	金属容器(粉末)用台車(1)	金属容器(粉末)用台車(1)	変更なし						○		認可番号 6次:-
{510}	粉末一時貯蔵棚	粉末一時貯蔵棚(1)~(4)	改造						○		認可番号 6次:-
{511}	金属容器(粉末)	金属容器(粉末)	改造		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号
{512}	SUS容器	SUS容器	変更なし		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号
{513}	金属容器(粉末)用台車(2)	金属容器(粉末)用台車(2)	変更なし						○		認可番号 6次:-
{514}	スクラップ貯蔵棚(粉末用)	スクラップ貯蔵棚(粉末用)(1)~(4), (6)~(16)	改造						○		認可番号 6次:-
		スクラップ貯蔵棚(粉末用)(5)	変更なし						○		認可番号 6次:-
{515}	金属容器(粉末)	金属容器(粉末)	改造		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号
{516}	SUS容器	SUS容器	変更なし		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号

表3-1 設工認申請対象の申請状況(31/76)

安全機能 一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認 名称	変更 区分	申請回数、取り外しの申請回数 及び区分							備考
				1 次	2 次	3 次	4 次	5 次	6 次	7 次	
{517}	粉末一時貯蔵棚	粉末一時貯蔵棚(1)~ (6)	改造		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号
{518}	金属容器 (粉末)	金属容器 (粉末)	改造		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号
{519}	SUS容器	SUS容器	変更なし		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号
{520}	SUS容器用台車(1)	SUS容器用台車(1)	変更なし		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号
{521}	金属容器 (粉末) 用台車(3)	金属容器 (粉末) 用 台車(3)-1 金属容器 (粉末) 用 台車(3)-2	変更なし		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号
{522}	フードボックス	フードボックス(4)	変更なし		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号
{523}	原料粉末貯蔵棚	原料粉末貯蔵棚(1) 原料粉末貯蔵棚(2)	改造		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号
{524}	SUS容器	SUS容器	変更なし		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号
{525}	粉末貯蔵室(1)用電動リフト	電動リフト(5)	変更なし		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号
{526}	スクラップ貯蔵棚 (粉末用)	スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (1)~(4)	改造		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号
{527}	SUS容器	SUS容器	変更なし		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号
{528}	粉末貯蔵室(2)用電動リフト	電動リフト(6)	変更なし		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号
{529}	スクラップ貯蔵棚 (粉末用)	スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (1)~(4)	改造				3		○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
{530}	金属容器 (粉末)	金属容器 (粉末)	改造		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号
{531}	SUS容器	SUS容器	変更なし		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号
{532}	スクラップ貯蔵棚 (粉末用)	スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (1) スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (2)	改造						○		認可番号 6次:-
{533}	SUS容器	SUS容器	変更なし		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号
{534}	第2 核燃料倉庫用電動リフト	電動リフト	変更なし						○		認可番号 6次:-
{535}	粉末回収・ペレット取扱ボックス								3	○	認可番号 6次:- 7次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(32/76)

安全機能 一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認		申請回数、取り外しの申請回数 及び区分							備考	
		名称	変更 区分	1 次	2 次	3 次	4 次	5 次	6 次	7 次		
{536}	粉末容器ハンドリング装置								3	○	認可番号 6次:- 7次:-	
{537}	内容器用台車									○	認可番号 7次:-	
{538}	他社缶用台車									○	認可番号 7次:-	
{539}	SUS容器用台車(2)									○	認可番号 7次:-	
{540}	スクラップ貯蔵棚(粉末用)									○	認可番号 7次:-	
{541}	SUS容器	SUS容器	変更なし		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号	
{542}	リフタ									○	認可番号 7次:-	
{543}	粉末容器構内運搬車									○	認可番号 7次:-	
{544}	クレーン									○	認可番号 7次:-	
{545}	保管容器(劣化・天然ウラン用)									○	認可番号 7次:-	
{546}	圧粉ベレット一時貯蔵棚(ポート(焼結)を含む)	圧粉ベレット一時貯蔵棚(1)	変更なし							○	認可番号 6次:-	
		圧粉ベレット一時貯蔵棚(2)	改造							○	認可番号 6次:-	
		圧粉ベレット一時貯蔵棚(3)	変更なし							○	認可番号 6次:-	
{547}	ベレットラインコンベア	ベレットラインコンベア(1) ベレットラインコンベア(2)	改造							○	認可番号 6次:-	
{548}	乗移台2	乗移台2	改造							○	認可番号 6次:-	
{549}	ポート運搬台車	ポート運搬台車(1)(2)	変更なし							○	認可番号 6次:-	
{550}	焼結ベレット一時貯蔵棚[ポート(焼結)を含む]	焼結ベレット一時貯蔵棚(1)	変更なし							○	認可番号 6次:-	
		焼結ベレット一時貯蔵棚(2)	改造								○	認可番号 6次:-
		焼結ベレット一時貯蔵棚(3)										
{551}	ベレットラインコンベア	ベレットラインコンベア(3) ベレットラインコンベア(4)	改造							○	認可番号 6次:-	
{552}	ポート(焼結)用台車(1)	ポート(焼結)用台車(1)	変更なし							○	認可番号 6次:-	
{553}	ポート(焼結)用台車(2)	ポート(焼結)用台車(2)	変更なし							○	認可番号 6次:-	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(33/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{554}	スクラップ貯蔵棚 (ベレット用)	スクラップ貯蔵棚 (ベレット用) (1) スクラップ貯蔵棚 (ベレット用) (2)	変更なし						○		認可番号 6次:ー
{555}	金属容器 (ベレット)	金属容器 (ベレット)	改造						○		認可番号 6次:ー
{556}	金属容器 (ベレット) 用台車(1)	金属容器 (ベレット) 用台車(1)	変更なし						○		認可番号 6次:ー
{557}	仕上りベレット一時貯蔵棚 [ベレットトレイを含む]	仕上りベレット一時貯蔵棚(1)~(4)	改造						○		認可番号 6次:ー
{558}	仕上りベレット貯蔵棚 [ベレットトレイを含む]	仕上りベレット貯蔵棚架台(1)~(10) 仕上りベレット貯蔵棚 (前期型) 仕上りベレット貯蔵棚 (後期型)	改造						○		認可番号 6次:ー
{559}	仕上りベレット貯蔵棚用台車(1)	仕上りベレット貯蔵棚用台車(1)	変更なし						○		認可番号 6次:ー
{560}	仕上りベレット貯蔵棚用台車(2)	仕上りベレット貯蔵棚用台車(2)	変更なし						○		認可番号 6次:ー
{561}	ベレットトレイ用台車(1)	ベレットトレイ用台車(1)	変更なし						○		認可番号 6次:ー
{562}	余剰ベレット貯蔵棚 [金属缶を含む]	余剰ベレット貯蔵棚 (1)~(4)	改造						○		認可番号 6次:ー
{563}	金属缶用台車(1)	金属缶用台車(1)	変更なし						○		認可番号 6次:ー
{564}	圧粉ベレット貯蔵棚 (ポート (焼結) を含む)	圧粉ベレット貯蔵棚	変更なし		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号
{565}	ベレットラインコンベア	ベレットラインコンベア(1) ベレットラインコンベア(2)	変更なし		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号
{566}	焼結ベレット貯蔵棚 (ポート (焼結) を含む)	焼結ベレット貯蔵棚	変更なし		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号
{567}	ベレットラインコンベア	ベレットラインコンベア(3)	変更なし		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号
{568}	ポート (焼結) 用台車(3)	ポート (焼結) 用台車(3)	変更なし		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号
{569}	ポート (焼結) 用台車(4)	ポート (焼結) 用台車(4)	変更なし		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号
{570}	金属容器 (ベレット) 用台車(2)	金属容器 (ベレット) 用台車(2)	変更なし		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号
{571}	仕上りベレット一時貯蔵棚 [ベレットトレイを含む]	仕上りベレット一時貯蔵棚(1) 仕上りベレット一時貯蔵棚(2)	改造		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号
{572}	ベレットトレイ用台車(2)	ベレットトレイ用台車(2)	変更なし		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号

表3-1 設工認申請対象の申請状況(34/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{573}	仕上りベレット貯蔵棚〔ベレットトレイを含む〕	仕上りベレット貯蔵棚(1)~(32)	改造		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号
{574}	仕上りベレット貯蔵棚用台車(3)	仕上りベレット貯蔵棚用台車(3)	変更なし		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号
{575}	仕上りベレット貯蔵棚用台車(4)	仕上りベレット貯蔵棚用台車(4)	改造		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号
{576}	ベレット貯蔵棚(金属缶を含む)									○	認可番号 7次:-
{577}	金属缶用台車(2)									○	認可番号 7次:-
{578}	ベレット構内運搬容器									○	認可番号 7次:-
{579}	燃料棒一時貯蔵棚〔ロッドチャンネルを含む〕	燃料棒一時貯蔵棚	変更なし							○	認可番号 6次:-
{580}	ロッドチャンネル用台車(1)	ロッドチャンネル用台車(1)	変更なし							○	認可番号 6次:-
{581}	燃料棒一時貯蔵棚〔ロッドチャンネルを含む〕	燃料棒一時貯蔵棚	変更なし							○	認可番号 6次:-
{582}	ロッドチャンネル用台車(2)	ロッドチャンネル用台車(2)	改造							○	認可番号 6次:-
{583}	ロッドチャンネル用台車(3)	ロッドチャンネル用台車(3)	改造							○	認可番号 6次:-
{584}	燃料棒貯蔵棚〔ロッドチャンネルを含む〕	燃料棒貯蔵棚(1) 燃料棒貯蔵棚(2)	改造							○	認可番号 6次:-
{585}	トラバーサ	トラバーサ	改造							○	認可番号 6次:-
{586}	運搬車	運搬車	改造							○	認可番号 6次:-
{587}	燃料棒貯蔵棚〔ロッドチャンネルを含む〕	燃料棒貯蔵棚	変更なし		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号
{588}	ロッドチャンネル用台車(4)	ロッドチャンネル用台車(4)	変更なし		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号
{589}	燃料棒構内運搬車									○	認可番号 7次:-
{590}	保存燃料棒貯蔵棚〔ロッドチャンネルを含む〕									○	認可番号 7次:-
{591}	ロッドチャンネル用台車(5)									○	認可番号 7次:-
{592}	ロッドチャンネル用リフタ									○	認可番号 7次:-
{593}	燃料集合体一時貯蔵架台	燃料集合体一時貯蔵架台	改造							○	認可番号 6次:-
{594}	天井走行クレーン	天井走行クレーン(組立北4.8t) 天井走行クレーン(組立北3t) 天井走行クレーン(組立南5t) 天井走行クレーン(組立南1t)	変更なし							○	認可番号 6次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(35/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
{595}	燃料集合体貯蔵架台	燃料集合体貯蔵架台(1)	改造								認可番号 6次:ー	
		燃料集合体貯蔵架台(2)										
		燃料集合体貯蔵架台(3)										○
{596}	燃料集合体移送装置	燃料集合体移送装置	改造							○	認可番号 6次:ー	
{597}	天井走行クレーン	天井走行クレーン (容器管理棟4.8t)	変更なし							○	認可番号 6次:ー	
{598}	洗浄残渣貯蔵棚									○	認可番号 7次:ー	
{599}	洗浄残渣コンベア								3	○	認可番号 6次:ー 7次:ー	
{600}	チャッキングリフト								3	○	認可番号 6次:ー 7次:ー	
{601}	棚搬入コンベア								3	○	認可番号 6次:ー 7次:ー	
{602}	SUS容器用台車(5)									○	認可番号 7次:ー	
{603}	SUS容器	SUS容器	変更なし		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号	
{604}	洗浄残渣明替フードボックス								3	○	認可番号 6次:ー 7次:ー	
{605}	洗浄残渣乾燥機〔乾燥バットを含む〕								3	○	認可番号 6次:ー 7次:ー	
{606}	回転混合機(金属容器(粉末)混合)								3	○	認可番号 6次:ー 7次:ー	
{607}	金属容器(粉末)	金属容器(粉末)	改造		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(36/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{608}	気体廃棄設備 (1)	気体廃棄設備(1)	-			3	3	○	○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{609}	給気ファン (空調機給気ファン含む)	給気ファン(1)	改造、変更なし			3	3		○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
		給気ファン(2)	改造、変更なし			3	3		○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
		給気ファン(3)	改造			3	3		○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
{610}	排気ファン	排気ファン(1)	改造、変更なし			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
		排気ファン(2)	改造			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
		排気ファン(3)	改造			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
{611}	高性能エアフィルタ	高性能エアフィルタ(1)	改造			3	3		○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
		高性能エアフィルタ(2)	改造			3	3		○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
		高性能エアフィルタ(3)	改造			3	3		○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
{612}	給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	新設、変更なし			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
{613}	排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	新設、改造			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
{614}	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造			3	3		○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(37/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{615}	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造			3	3		○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
{616}	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)	改造			3	3		○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
{617}	I L : 給排気ファンの起動停止インターロック	給気ファン(1)	改造、変更なし						○		認可番号 6次:-
		給気ファン(2)	改造、変更なし						○		認可番号 6次:-
		給気ファン(3)	改造						○		認可番号 6次:-
		排気ファン(1)	改造、変更なし						○		認可番号 6次:-
		排気ファン(2)	改造						○		認可番号 6次:-
{618}	スクラバ (蒸発・加水分解系統) (排気・循環液配管系統含む)	スクラバ	改造			3			○	○	原料倉庫局所排気系統 認可番号 3次:原規規発第1904115号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{619}	切替ダンパ	切替ダンパ	新設及び改造						○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{620}	地震連動閉止ダンパ	地震連動閉止ダンパ	新設						○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{621}	I L : 地震インターロック								○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{622}	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 5次:原規規発第2008051号
{623}	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 5次:原規規発第2008051号
{624}	給気逆流防止ダンパ (原料倉庫との境界部)	給気逆流防止ダンパ (原料倉庫との境界部)	新設						○		認可番号 5次:原規規発第2008051号
{625}	排気逆流防止ダンパ (原料倉庫との境界部)	排気逆流防止ダンパ (原料倉庫との境界部)	新設						○		認可番号 5次:原規規発第2008051号
{626}	スクラバ (焙焼・還元炉、乾燥機系統) (排気・循環液配管系統含む)	スクラバ (焙焼・還元炉、乾燥機系統)	改造						○		転換加工室局所排気系統(2) 認可番号 6次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(38/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{627}	負圧警報装置	排気ファン(1)	改造、変更なし						○		認可番号 6次:-
		排気ファン(2)	改造						○		認可番号 6次:-
		排気ファン(3)	改造						○		認可番号 6次:-
{628}	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
{629}	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備~高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備~高性能エアフィルタ)	改造			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
{630}	水スクラバ(ウラン回収第1系列系統)(排気・循環液配管系統含む)	水スクラバ(ウラン回収第1系列系統)	改造						○		転換加工室局所排気系統(3) 認可番号 6次:-
{631}	アルカリススクラバ(ウラン回収第1系列系統)(排気・循環液配管系統含む)	アルカリススクラバ(ウラン回収第1系列系統)	改造						○		転換加工室局所排気系統(3) 認可番号 6次:-
{632}	排ガス冷却装置(ウラン回収第1系列系統)(排気・循環液配管系統含む)	排ガス冷却装置(ウラン回収第1系列系統)	改造						○		転換加工室局所排気系統(3) 認可番号 6次:-
{633}	コンデンサ(ウラン回収第1系列系統)(排気・循環液配管系統含む)	コンデンサ(ウラン回収第1系列系統)	改造						○		転換加工室局所排気系統(3) 認可番号 6次:-
{634}	スクラバ(ウラン回収第2系列系統)(排気・循環液配管系統含む)	スクラバ(ウラン回収第2系列系統)	改造			3			○		チェックタンク室局所排気系統(2) 認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
{635}	排ガス分解装置(助燃用プロパンガス供給配管系統を含む)	排ガス分解装置(転換加工室局所排気系統(1))	改造						○		転換加工室局所排気系統(1) 認可番号 6次:-
{636}	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ~排気塔)	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ~排気塔)	改造			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
{637}	IL:安全燃焼インターロック	排ガス分解装置(転換加工室局所排気系統(1))	改造						○		転換加工室局所排気系統(1) 認可番号 6次:-
{638}	スクラバ(分析系統)(排気・循環液配管系統含む)	スクラバ(分析系統)	改造						○		分析室局所排気系統(1) 認可番号 6次:-
{639}	負圧警報装置	排気ファン(1)	改造、変更なし						○		認可番号 6次:-
		排気ファン(2)	改造						○		認可番号 6次:-
		排気ファン(3)	改造						○		認可番号 6次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(39/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{640}	気体廃棄設備 (2)	気体廃棄設備(2)	-			3	2、3		○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
{641}	給気ファン (空調機給気ファン含む)	給気ファン(1)	改造			3	3		○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
		給気ファン(2)	改造			3	3		○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
		給気ファン(3)	改造			3	3		○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
{642}	排気ファン	排気ファン(1)	改造			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
		排気ファン(2)	改造、変更なし			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
		排気ファン(3)	改造、変更なし			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
{643}	高性能エアフィルタ	高性能エアフィルタ(1)	改造			3	3		○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
		高性能エアフィルタ(2)	改造			3	3		○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
		高性能エアフィルタ(3)	改造			3	2、3		○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
{644}	給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	新設						○		認可番号 6次:-
{645}	排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	改造			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
{646}	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造			3	3		○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
{647}	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造			3	2、3		○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(40/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{648}	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)	改造			3	2、3		○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 6次:—
{649}	I L : 給排気ファンの起動停止インターロック	給気ファン(1)	改造						○		認可番号 6次:—
		給気ファン(2)	改造						○		認可番号 6次:—
		給気ファン(3)	改造						○		認可番号 6次:—
		排気ファン(1)	改造						○		認可番号 6次:—
		排気ファン(2)	改造、変更なし						○		認可番号 6次:—
		排気ファン(3)	改造、変更なし						○		認可番号 6次:—
{650}	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:—
{651}	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:—
{652}	負圧警報装置	排気ファン(1)	改造						○		認可番号 6次:—
		排気ファン(2)	改造、変更なし						○		認可番号 6次:—
		排気ファン(3)	改造、変更なし						○		認可番号 6次:—
{653}	気体廃棄設備 (3)	気体廃棄設備(3)	—		3				○		認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:—
{654}	給気ファン (空調機給気ファン含む)	給気ファン(1)	変更なし						○		認可番号 6次:—
		給気ファン(2)	変更なし						○		認可番号 6次:—
{655}	排気ファン	排気ファン	改造						○		認可番号 6次:—
{656}	高性能エアフィルタ	高性能エアフィルタ	改造						○		認可番号 6次:—
{657}	給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	変更なし						○		認可番号 6次:—
{658}	排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	改造						○		認可番号 6次:—
{659}	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造		3				○		認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:—

表3-1 設工認申請対象の申請状況(41/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{660}	排気ダクト・ダンバ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンバ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造		3					○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:-
{661}	排気ダクト・ダンバ (高性能エアフィルタ～排気塔)	排気ダクト・ダンバ (高性能エアフィルタ～排気塔)	改造							○	認可番号 6次:-
{662}	I L : 給排気ファンの起動停止インターロック	給気ファン(1)	変更なし							○	認可番号 6次:-
		給気ファン(2)	変更なし							○	認可番号 6次:-
		排気ファン	改造							○	認可番号 6次:-
{663}	給気ダクト・ダンバ	給気ダクト・ダンバ	改造							○	認可番号 6次:-
{664}	排気ダクト・ダンバ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンバ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造							○	認可番号 6次:-
{665}	負圧警報装置	排気ファン	改造							○	認可番号 6次:-
{666}	気体廃棄設備 (4)	気体廃棄設備(4)	-							○	認可番号 6次:-
{667}	給気ファン (空調機給気ファンを含む)	給気ファン	変更なし							○	認可番号 6次:-
{668}	排気ファン	排気ファン	変更なし							○	認可番号 6次:-
{669}	高性能エアフィルタ	高性能エアフィルタ	改造							○	認可番号 6次:-
{670}	給気逆流防止ダンバ (屋外との境界部)	給気逆流防止ダンバ (屋外との境界部)	変更なし							○	認可番号 6次:-
{671}	排気逆流防止ダンバ (屋外との境界部)	排気逆流防止ダンバ (屋外との境界部)	改造							○	認可番号 6次:-
{672}	給気ダクト・ダンバ	給気ダクト・ダンバ	改造							○	認可番号 6次:-
{673}	排気ダクト・ダンバ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンバ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造							○	認可番号 6次:-
{674}	排気ダクト・ダンバ (高性能エアフィルタ～排気塔)	排気ダクト・ダンバ (高性能エアフィルタ～排気塔)	改造							○	認可番号 6次:-
{675}	I L : 給排気ファンの起動停止インターロック	給気ファン	変更なし							○	認可番号 6次:-
		排気ファン	変更なし							○	認可番号 6次:-
{676}	給気ダクト・ダンバ	給気ダクト・ダンバ	改造							○	認可番号 6次:-
{677}	排気ダクト・ダンバ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンバ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造							○	認可番号 6次:-
{678}	負圧警報装置	排気ファン	変更なし							○	認可番号 6次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(42/76)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
		名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{679}	気体廃棄設備 (5)	気体廃棄設備(5)	-						3	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{680}	給気ファン	給気ファン	変更なし						3	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{681}	排気ファン	排気ファン	改造						3	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{682}	高性能エアフィルタ	高性能エアフィルタ	改造						3	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{683}	給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	新設						3	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{684}	排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	改造						3	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{685}	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造						3	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{686}	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造						3	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{687}	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ～排気塔)	改造						3	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{688}	↑L:給排気ファンの起動停止インターロック	給気ファン	変更なし						3	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
		排気ファン	改造						3	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{689}	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造						3	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{690}	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造						3	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{691}	負圧警報装置 (第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所、シリンダ洗浄棟共用)	排気ファン(気体廃棄設備(5))	改造						3	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
		排気ファン(気体廃棄設備(6))	変更なし						3	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{692}	スクラバ (局所排気系統) (排気・循環液配管系統を含む)	スクラバ (局所排気系統)	改造						3	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(43/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{693}	気体廃棄設備(6)	気体廃棄設備(6)	-						3	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{694}	空調機給気ファン	空調機給気ファン	変更なし						3	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{695}	排気ファン	排気ファン	変更なし						3	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{696}	高性能エアフィルタ	高性能エアフィルタ	改造、変更なし						3	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{697}	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(シリンダ洗浄棟)	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(シリンダ洗浄棟)	新設						3	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{698}	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(第2廃棄物処理所)	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(第2廃棄物処理所)	新設						3	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{699}	排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(シリンダ洗浄棟)	排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(シリンダ洗浄棟)	新設						3	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{700}	排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(第2廃棄物処理所)	排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)(第2廃棄物処理所)	新設						3	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{701}	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造						3	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{702}	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造						3	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{703}	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔)	改造						3	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{704}	I L : 給排気ファンの起動停止インターロック	空調機給気ファン	変更なし						3	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
		排気ファン	変更なし						3	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{705}	給気ダクト・ダンパ	給気ダクト・ダンパ	改造						3	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{706}	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	排気ダクト・ダンパ(部屋、設備～高性能エアフィルタ)	改造						3	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(44/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{707}	転換第1廃液貯槽（配管系統を含む）	転換第1廃液貯槽	改造			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
{708}	液位高警報設備										○
{709}	洗浄液受槽（配管系統を含む）	洗浄液受槽	改造			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
{710}	洗浄液バグフィルタ	洗浄液バグフィルタA 洗浄液バグフィルタB	変更なし			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
{711}	液位高警報設備	洗浄液受槽	改造						○		認可番号 6次:-
{712}	ろ液受槽（配管系統を含む）	ろ液受槽	改造			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
{713}	ろ液バグフィルタ	ろ液バグフィルタA ろ液バグフィルタB	変更なし			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
{714}	液位高警報設備	ろ液受槽	改造						○		認可番号 6次:-
{715}	地下集水槽（配管系統を含む）	地下集水槽A 地下集水槽B	改造						○		認可番号 6次:-
{716}	地下ピット（ピット内液回収配管系統含む）	地下ピット	変更なし						○		認可番号 6次:-
{717}	液位高警報設備	地下集水槽A	改造						○		認可番号 6次:-
{718}	堰漏水検知警報設備	地下集水槽B								○	認可番号 6次:-
{719}	転換第2廃液貯槽（配管系統を含む）	転換第2廃液貯槽	改造			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
{720}	液位高警報設備										○
{721}	混合槽（配管系統を含む）	混合槽	改造			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
{722}	液位高警報設備										○
{723}	集水槽(チェック)（配管系統を含む）	集水槽(チェック)A~ C	改造			3			○		認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:-
{724}	液位高警報設備										○

表3-1 設工認申請対象の申請状況(45/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{725}	廃液貯槽(ウラン回収(第1系列)系統) (廃液配管系統を含む)	廃液貯槽(ウラン回収(第1系列)系統)	改造						○		認可番号 6次:-
{726}	液位高警報設備										○
{727}	廃液貯槽(洗浄工程) (配管系統を含む)								3	○	認可番号 6次:- 7次:-
{728}	液位高警報設備									○	認可番号 7次:-
{729}	沈殿槽 (配管系統を含む)								3	○	認可番号 6次:- 7次:-
{730}	液位高警報設備									○	認可番号 7次:-
{731}	遠心ろ過機								3	○	認可番号 6次:- 7次:-
{732}	液受槽 (配管系統を含む)								3	○	認可番号 6次:- 7次:-
{733}	液位高警報設備									○	認可番号 7次:-
{734}	ろ過機								3	○	認可番号 6次:- 7次:-
{735}	液受槽 (配管系統を含む)								3	○	認可番号 6次:- 7次:-
{736}	液位高警報設備									○	認可番号 7次:-
{737}	集水槽(チェック) (配管系統を含む)								3	○	認可番号 6次:- 7次:-
{738}	液位高警報設備									○	認可番号 7次:-
{739}	イオン交換塔								3	○	認可番号 6次:- 7次:-
{740}	液位高警報設備 (イオン交換塔)									○	認可番号 7次:-
{741}	液受槽 (配管系統を含む)								3	○	認可番号 6次:- 7次:-
{742}	液位高警報設備 (液受槽)									○	認可番号 7次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(46/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{743}	乾燥機								3	○	認可番号 6次:- 7次:-
{744}	フードボックス								3	○	認可番号 6次:- 7次:-
{745}	廃液貯槽(チェック)〔配管系統を含む〕								3	○	認可番号 6次:- 7次:-
{746}	液位高警報設備 (廃液貯槽(チェック))									○	認可番号 7次:-
{747}	廃液処理室回収ピット〔配管系統を含む〕									○	認可番号 7次:-
{748}	液位高警報設備 (廃液処理室回収ピット)									○	認可番号 7次:-
{749}	堰 (廃液貯槽(洗浄工程) < 廃液貯槽(チェック)、沈殿槽、遠心ろ過機、ろ過機、集水槽(チェック)、イオン交換塔、液受槽 >									○	認可番号 7次:-
{750}	測定室回収ピット〔配管系統を含む〕									○	認可番号 7次:-
{751}	液位高警報設備									○	認可番号 7次:-
{752}	貯留タンク (配管系統を含む)	貯留タンク(1)	改造							○	認可番号 6次:-
{753}	液位高警報設備	貯留タンク(2)									○
{754}	貯留タンク(チェック)〔配管系統を含む〕	貯留タンク(チェック)(1)~(3)	改造							○	認可番号 6次:-
{755}	液位高警報設備										○
{756}	ろ過機	ろ過機	改造							○	認可番号 6次:-
{757}	ろ液受槽〔配管系統を含む〕	ろ液受槽	改造							○	認可番号 6次:-
{758}	液位高警報設備										○
{759}	堰<貯留タンク、貯留タンク(チェック)、ろ過機>	堰(貯留タンク、貯留タンク(チェック)、ろ過機)	改造							○	認可番号 6次:-
{760}	集水ピット〔配管系統を含む〕	集水槽	改造							○	認可番号 6次:-
{761}	液位高警報設備 (集水ピット)										○
{762}	凝集沈殿槽〔配管系統を含む〕	凝集沈殿槽(1)~(3)	新設				○				認可番号 4次:原規規発第2003279号
{763}	液位高警報設備							○			

表3-1 設工認申請対象の申請状況(47/76)

安全機能一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認 名称	変更 区分	申請回数、取り外しの申請回数 及び区分							備考
				1 次	2 次	3 次	4 次	5 次	6 次	7 次	
{764}	遠心分離機	遠心分離機	新設				○				認可番号 4次:原規規発第2003279号
{765}	ろ液受槽〔配管系統を含む〕	ろ液受槽(1)~(3)	新設				○				認可番号 4次:原規規発第2003279号
{766}	液位高警報設備							○			
{767}	ろ過機	ろ過機(1) ろ過機(2)	新設及び改 造				○				認可番号 4次:原規規発第2003279号
{768}	チェックタンク〔配管系統を含む〕	チェックタンク(1)~ (3)	新設				○				認可番号 4次:原規規発第2003279号
{769}	液位高警報設備							○			
{770}	イオン交換装置	イオン交換装置	新設				○				認可番号 4次:原規規発第2003279号
{771}	乾燥機	乾燥機	新設				○				認可番号 4次:原規規発第2003279号
{772}	チェックタンク〔配管系統を含む〕	チェックタンク(1)~ (3)	新設				○		○		認可番号 4次:原規規発第2003279号
{773}	液位高警報設備							○			
{774}	堰(チェックタンク)	堰(チェックタン ク)	新設				○				認可番号 4次:原規規発第2003279号
{775}	堰漏水検知警報設備							○			
{776}	排水貯留池									○	認可番号 7次:—
{777}	液位高警報設備									○	認可番号 7次:—
{778}	保管棚						3				認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:—
{779}	廃液容器									○	認可番号 7次:—
{780}	受容器(保管棚)						3				認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:—
{781}	漏水検知警報設備									○	認可番号 7次:—

表3-1 設工認申請対象の申請状況(48/76)

安全機能 一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認		申請回数、取り外しの申請回数 及び区分							備考	
		名称	変更 区分	1 次	2 次	3 次	4 次	5 次	6 次	7 次		
{782}	焼却炉（排気ダクト系統、助燃用灯油配管系統を含む）								3		○	認可番号 5次:原規規発第2008051号
{783}	投入フードボックス								3		○	認可番号 5次:原規規発第2008051号
{784}	拔出フードボックス								3		○	認可番号 5次:原規規発第2008051号
{785}	IL:燃焼装置失火インターロック								3		○	認可番号 5次:原規規発第2008051号
{786}	IL:排ガス温度高インターロック								3		○	認可番号 5次:原規規発第2008051号
{787}	IL:燃焼用空気停止インターロック								3		○	認可番号 5次:原規規発第2008051号
{788}	送風機ファン								3		○	認可番号 5次:原規規発第2008051号
{789}	サイクロン								3		○	認可番号 5次:原規規発第2008051号
{790}	フードボックス								3		○	認可番号 5次:原規規発第2008051号
{791}	フラッシュチャンバ								3		○	認可番号 5次:原規規発第2008051号
{792}	集塵機	集塵機	改造						3	○		認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-
{793}	イオン交換材混合機								3		○	認可番号 5次:原規規発第2008051号
{794}	イオン交換材成型機								3		○	認可番号 5次:原規規発第2008051号
{795}	ビット（配管系統を含む）										○	認可番号 7次:-
{796}	液位高警報設備										○	認可番号 5次:原規規発第2008051号
{797}	クレーン	クレーン(1) クレーン(2) クレーン(3)	改造								○	認可番号 6次:-
{798}	クレーン										○	認可番号 7次:-
{799}	高性能エアフィルタ用廃棄物プレス								3		○	認可番号 5次:原規規発第2008051号
{800}	フードボックス								3		○	認可番号 5次:原規規発第2008051号
{801}	破砕機								3		○	認可番号 5次:原規規発第2008051号
{802}	フードボックス								3		○	認可番号 5次:原規規発第2008051号

表3-1 設工認申請対象の申請状況(49/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{803}	クレーン									○	認可番号 7次:ー
{804}	ドラム缶用廃棄物プレス								3	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
{805}	超音波洗浄機						3			○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:ー
{806}	廃水中和設備 (配管系統を含む)								3	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
{807}	液位高警報設備									○	認可番号 7次:ー
{808}	分別・解体フード (ドラム缶傾転機を含む)								3	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
{809}	水洗槽 (配管系統を含む)								3	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
{810}	切断フード						3			○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:ー
{811}	排水受槽 (配管系統を含む)						3			○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:ー
{812}	液位高警報設備									○	認可番号 7次:ー
{813}	乾燥機								3	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
{814}	プラスト装置						3			○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:ー
{815}	クレーン								3	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
{816}	解体用フードボックス								3	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
{817}	切断機								3	○	認可番号 6次:ー 7次:ー
{818}	廃棄物貯蔵設備(1)									○	認可番号 7次:ー
{819}	ドラム缶ウラン量測定装置									○	認可番号 7次:ー

表3-1 設工認申請対象の申請状況(50/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
{820}	クレーン						3				○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 6次:-
{821}	クレーン										○	認可番号 7次:-
{822}	廃棄物貯蔵設備(5)	廃棄物貯蔵設備(5)	改造								○	認可番号 6次:-
{823}	クレーン	クレーン	変更なし								○	認可番号 6次:-
{824}	廃棄物貯蔵設備(7)	廃棄物貯蔵設備(7)	新設	○								認可番号 1次:原規規発第1806196号
{825}	クレーン	クレーン①	新設	○								認可番号 1次:原規規発第1806196号
{826}	ドラム缶ウラン量測定装置	ドラム缶ウラン量測定装置	新設						○			認可番号 5次:原規規発第2008051号
{827}	クレーン	クレーン②	新設	○								認可番号 1次:原規規発第1806196号
{828}	エアスニファ					2		2	2		○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
{829}	エリアモニタ					2					○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 7次:-
{830}	ハンドフットモニタ										○	認可番号 7次:-
{831}	ダストモニタ					2		2	2		○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
{832}	モニタリングポスト										○	認可番号 7次:-
{833}	工場棟(転換工場)	工場棟転換工場	改造						○		○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 鉄扉(SD-1、SD-2)は6次申請
{834}	堰(内部溢水止水用)	堰(内部溢水止水用)	新設						○			認可番号 4次:原規規発第2003279号
{835}	堰漏水検知警報設備										○	認可番号 7次:-
{836}	飛散防止用防護ネット	飛散防止用防護ネット	新設								○	認可番号 5次:原規規発第2008051号

表3-1 設工認申請対象の申請状況(51/76)

安全機能 一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認 名称	変更 区分	申請回数、取り外しの申請回数 及び区分							備考
				1 次	2 次	3 次	4 次	5 次	6 次	7 次	
{837}	工場棟(成型工場)	工場棟成型工場	改造				○				認可番号 4次:原規規発第2003279号
{838}	堰 (内部溢水止水用)	堰 (内部溢水止水用)	新設				○				認可番号 4次:原規規発第2003279号
{839}	堰漏水検知警報設備									○	認可番号 7次:-
{840}	飛散防止用防護ネット	飛散防止用防護ネット	新設					○			認可番号 5次:原規規発第2008051号
{841}	工場棟(組立工場)	工場棟組立工場	改造				○		○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 鉄扉(SD-17)は6次申請
{842}	飛散防止用防護ネット	飛散防止用防護ネット	新設					○			認可番号 5次:原規規発第2008051号
{843}	独立遮蔽壁	独立遮蔽壁	改造				○				認可番号 4次:原規規発第2003279号
{844}	加工棟(成型工場)	加工棟成型工場	改造		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号
{845}	堰 (内部溢水止水用)	堰 (内部溢水止水用)	新設		○						認可番号 2次:原規規発第1908096号
{846}	堰漏水検知警報設備									○	認可番号 7次:-
{847}	放射線管理棟	放射線管理棟	改造				○				認可番号 4次:原規規発第2003279号
{848}	堰 (内部溢水止水用)	堰 (内部溢水止水用)	新設				○				認可番号 4次:原規規発第2003279号
{849}	堰漏水検知警報設備									○	認可番号 7次:-
{850}	飛散防止用防護ネット	飛散防止用防護ネット	新設					○			認可番号 5次:原規規発第2008051号
{851}	付属建物(除染室・分析室)	除染室・分析室	改造				○		○		認可番号 4次:原規規発第2003279号 鉄扉(SD-220)は6次申請
{852}	堰 (内部溢水止水用)	堰 (内部溢水止水用)	新設				○				認可番号 4次:原規規発第2003279号
{853}	堰漏水検知警報設備									○	認可番号 7次:-
{854}	飛散防止用防護ネット	飛散防止用防護ネット	新設					○			認可番号 5次:原規規発第2008051号
{855}	付属建物(第2核燃料倉庫)	第2核燃料倉庫	改造				○				認可番号 4次:原規規発第2003279号
{856}	堰 (内部溢水止水用)	堰 (内部溢水止水用)	新設				○				認可番号 4次:原規規発第2003279号
{857}	堰漏水検知警報設備									○	認可番号 7次:-
-	飛散防止用防護ネット	飛散防止用防護ネット	新設					○			認可番号 5次:原規規発第2008051号

表3-1 設工認申請対象の申請状況(52/76)

安全機能 一覧番号	事業許可 安全機能一覧名称	設工認		申請回数、取り外しの申請回数 及び区分							備考	
		名称	変更 区分	1 次	2 次	3 次	4 次	5 次	6 次	7 次		
{858}	付属建物(第3核燃料倉庫)										○	認可番号 7次:-
{859}	堰(内部溢水止水用)										○	認可番号 7次:-
{860}	堰漏水検知警報設備										○	認可番号 7次:-
{861}	付属建物(原料貯蔵所)	原料貯蔵所	改造								○	認可番号 6次:-
{862}	付属建物(劣化・天然ウラン倉庫)										○	認可番号 7次:-
{863}	付属建物(容器管理棟)	容器管理棟	改造						○		○	認可番号 4次:原規規発第2003279号 鉄扉(SD-221)は6次申請
{864}	独立遮蔽壁	独立遮蔽壁(5)	新設								○	認可番号 6次:-
{865}	付属建物(第1廃棄物処理所)	第1廃棄物処理所	改造								○	認可番号 6次:-
{866}	堰(内部溢水止水用)	堰(内部溢水止水用)	新設								○	認可番号 6次:-
{867}	堰漏水検知警報設備										○	認可番号 7次:-
{868}	飛散防止用防護ネット	飛散防止用防護ネット	新設								○	認可番号 6次:-
{869}	付属建物(第2廃棄物処理所)	第2廃棄物処理所	改造								○	認可番号 6次:-
{870}	堰(内部溢水止水用)	堰(内部溢水止水用)	新設								○	認可番号 6次:-
{871}	堰漏水検知警報設備										○	認可番号 7次:-
{872}	飛散防止用防護ネット	飛散防止用防護ネット	新設								○	認可番号 6次:-
{873}	付属建物(シリンダ洗浄棟)	シリンダ洗浄棟	改造								○	認可番号 6次:-
{874}	堰(内部溢水止水用)	堰(内部溢水止水用)	新設								○	認可番号 6次:-
{875}	堰漏水検知警報設備										○	認可番号 7次:-
{876}	付属建物(第3廃棄物倉庫)	第3廃棄物倉庫	改造								○	認可番号 6次:-
{877}	付属建物(廃棄物管理棟)	廃棄物管理棟	新設	○								認可番号 1次:原規規発第1806196号
{878}	付属建物(発電機室)	発電機室	新設							○		認可番号 5次:原規規発第2008051号
{879}	付属建物(放射線管理棟前室)	放射線管理棟前室	新設						○			認可番号 4次:原規規発第2003279号
{880}	付属建物(第1廃棄物処理所前室)	第1廃棄物処理所前室	新設								○	認可番号 6次:-
{881}	遮蔽壁(転換工場の東側屋外)	独立遮蔽壁(1)	新設								○	認可番号 6次:-

表3-1 設工認申請対象の申請状況(53/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{882}	遮蔽壁（加工棟の東南角部屋外周辺）	独立遮蔽壁(4)	新設						○		認可番号 6次:-
{883}	遮蔽壁（容器管理棟の西側屋外の敷地境界）	独立遮蔽壁(3)	新設						○		認可番号 6次:-
{884}	遮蔽壁（組立工場の西南角部屋外周辺）	独立遮蔽壁(2)	新設						○		認可番号 6次:-
{885}	防護フェンス	防護フェンス	新設						○		認可番号 6次:-
{886}	空シリンダ置場								○		認可番号 7次:-
{887}	非常用電源設備	非常用電源設備							○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 7次:-
{888}	非常用ディーゼル発電機	非常用ディーゼル発電機(1) 非常用ディーゼル発電機(2)	改造						○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 7次:-
{889}	無停電電源装置								○		認可番号 7次:-
{890}	非常用通報設備	非常用通報設備			○	2	○		2	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
{891}	非常ベル設備	非常ベル設備	変更なし		○						加工棟成型工場 認可番号 2次:原規規発第1908096号
			変更なし			2	○				工場棟転換工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号
			変更なし			2	○				工場棟成型工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号
			変更なし			2	○				工場棟組立工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号
			変更なし			2	○				除染室・分析室 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号
			変更なし					○			

表3-1 設工認申請対象の申請状況(54/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
(891)	非常ベル設備		変更なし				○				容器管理棟 認可番号 4次:原規規発第2003279号		
			変更なし					2	○		第2廃棄物処理所 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-		
			変更なし						2	○		シリンダ洗浄棟 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-	
											○		第3核燃料倉庫 認可番号 7次:-
			変更なし								○		原料貯蔵所 認可番号 6次:-
												○	
(892)	放送設備	放送設備	増設	○								廃棄物管理棟 認可番号 1次:原規規発第1806196号	
			変更なし		2								加工棟成型工場 認可番号 2次:原規規発第1908096号
			変更なし			2		○					工場棟転換工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号
			変更なし			2		○					工場棟成型工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号
			変更なし			2		○					工場棟組立工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号
			変更なし			2		○					放射線管理棟 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号
			変更なし			2		○					除染室・分析室 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号
			変更なし						○				

表3-1 設工認申請対象の申請状況(55/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考			
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次				
{892}	放送設備	放送設備	変更なし				○				容器管理棟 認可番号 4次:原規規発第2003279号			
			増設				○				放射線管理棟前室 認可番号 4次:原規規発第2003279号			
			増設						○			発電機室 認可番号 5次:原規規発第2008051号		
			変更なし							2	○	第1廃棄物処理所 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:ー		
			変更なし								2	○	第2廃棄物処理所 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:ー	
			変更なし								2	○	シリンダ洗浄棟 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:ー	
			変更なし								2	○	第3廃棄物倉庫 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:ー	
			増設									○	第1廃棄物処理所前室 認可番号 6次:ー	
													○	第3核燃料倉庫 認可番号 7次:ー
						変更なし							○	原料貯蔵所 認可番号 6次:ー
											○	劣化・天然ウラン倉庫 認可番号 7次:ー		

表3-1 設工認申請対象の申請状況(56/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考				
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次					
(893)	通信連絡設備	通信連絡設備(電話設備)	増設	○								廃棄物管理棟 認可番号 1次:原規規発第1806196号			
			増設		○								加工棟成型工場 認可番号 2次:原規規発第1908096号		
			増設				2	○						工場棟転換工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号	
			増設				2	○						工場棟成型工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号	
			増設				2	○						工場棟組立工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号	
			増設				2	○						放射線管理棟 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号	
			増設				2	○						除染室・分析室 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号	
			増設							○					第2核燃料倉庫 認可番号 4次:原規規発第2003279号
			増設							○					容器管理棟 認可番号 4次:原規規発第2003279号
			増設								○				発電機室 認可番号 5次:原規規発第2008051号
			増設								2	○			第1廃棄物処理所 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:一
			増設								2	○			第2廃棄物処理所 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:一

表3-1 設工認申請対象の申請状況(57/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
{893}	通信連絡設備	通信連絡設備(電話設備)	増設						2	○	シリンダ洗浄棟 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-	
			改造						2	○	第3廃棄物倉庫 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-	
											○	第3核燃料倉庫 認可番号 7次:-
			増設								○	原料貯蔵所 認可番号 6次:-
												○
{894}	消火設備	消火設備	-	○	○		○	2	○	○	認可番号 1次:原規規発第1806196号 2次:原規規発第1908096号 4次:原規規発第2003279号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-	
{895}	屋外消火栓	屋外消火栓	増設	○							廃棄物管理棟 認可番号 1次:原規規発第1806196号	
			変更なし		○							加工棟成型工場 認可番号 2次:原規規発第1908096号
			変更なし			2	○					工場棟転換工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号
			変更なし			2	○					工場棟成型工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号
			変更なし			2	○					工場棟組立工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号
			変更なし			2	○					放射線管理棟 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号

表3-1 設工認申請対象の申請状況(58/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考							
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次								
{895}	屋外消火栓	屋外消火栓	変更なし				2	○				除染室・分析室 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号						
			変更なし					○				第2核燃料倉庫 認可番号 4次:原規規発第2003279号						
			変更なし						○				容器管理棟 認可番号 4次:原規規発第2003279号					
			変更なし						○				放射線管理棟前室 認可番号 4次:原規規発第2003279号					
			増設							○			発電機室 認可番号 5次:原規規発第2008051号					
			変更なし									○		第1廃棄物処理所 認可番号 6次:-				
			変更なし										○		第2廃棄物処理所 認可番号 6次:-			
			変更なし										○		シリンダ洗浄棟 認可番号 6次:-			
			変更なし											○		第3廃棄物倉庫 認可番号 6次:-		
			変更なし											○		第1廃棄物処理所前室 認可番号 6次:-		
															○		第3核燃料倉庫 認可番号 5次:原規規発第2008051号	
						改造、変更なし										○		原料貯蔵所 認可番号 6次:-
																	○	
{896}	防火水槽												○		認可番号 7次:-			
{897}	可搬式消火ポンプ													○		認可番号 7次:-		

表3-1 設工認申請対象の申請状況(59/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考				
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次					
{898}	消火器	消火器	増設	○								廃棄物管理棟 認可番号 1次:原規規発第1806196号			
			変更なし		○								加工棟成型工場 認可番号 2次:原規規発第1908096号		
			増設				2	○						工場棟転換工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号	
			増設				2	○						工場棟成型工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号	
			増設				2	○						工場棟組立工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号	
			増設				2	○						放射線管理棟 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号	
			増設				2	○						除染室・分析室 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号	
			変更なし							○					第2核燃料倉庫 認可番号 4次:原規規発第2003279号
			変更なし							○					容器管理棟 認可番号 4次:原規規発第2003279号
			増設							○					放射線管理棟前室 認可番号 4次:原規規発第2003279号
			増設								○				発電機室 認可番号 5次:原規規発第2008051号
			変更なし								2	○			第1廃棄物処理所 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:—
			変更なし								2	○			第2廃棄物処理所 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:—
			変更なし								2	○			シリンダ洗浄棟 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:—

表3-1 設工認申請対象の申請状況(60/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
{898}	消火器	消火器	変更なし						2	○	第3廃棄物倉庫 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:—	
											○	第3核燃料倉庫 認可番号 7次:—
			変更なし								○	原料貯蔵所 認可番号 6次:—
												○
{899}	自動火災報知設備	自動火災報知設備	—	○	2 ○	2	2 ○	2 ○	○	○	認可番号 1次:原規規発第1806196号 2次:原規規発第1908096号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号 5次:原規規発第2008051号 6次:— 7次:—	
{900}	火災感知設備	火災感知設備	増設	○							廃棄物管理棟 認可番号 1次:原規規発第1806196号	
			変更なし		○							加工棟成型工場 認可番号 2次:原規規発第1908096号
			撤去及び改造			2	○					工場棟転換工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号
			増設及び改造			2	○					工場棟成型工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号
			増設及び改造			2	○					工場棟組立工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号
			増設及び改造			2	○					放射線管理棟 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号
			改造			2	○					除染室・分析室 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号

表3-1 設工認申請対象の申請状況(61/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
{900}	火災感知設備	火災感知設備	改造				2 ○				第2核燃料倉庫 認可番号 4次:原規規発第2003279号		
			増設				2 ○				容器管理棟 認可番号 4次:原規規発第2003279号		
			増設				○					放射線管理棟前室 認可番号 4次:原規規発第2003279号	
			増設							○		発電機室 認可番号 5次:原規規発第2008051号	
			変更なし							2	○	第1廃棄物処理所 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-	
			改造							2	○	第2廃棄物処理所 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-	
			変更なし							2	○	シリンダ洗浄棟 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-	
			変更なし							2	○	第3廃棄物倉庫 認可番号 5次:原規規発第2008051号	
			増設								○	第1廃棄物処理所前室 認可番号 6次:-	
												○	第3核燃料倉庫 認可番号 7次:-
												○	原料貯蔵所 認可番号 6次:-
									○	劣化・天然ウラン倉庫 認可番号 7次:-			

表3-1 設工認申請対象の申請状況(62/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考				
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次					
[901]	警報設備	警報設備	増設	○								廃棄物管理棟 認可番号 1次:原規規発第1806196号			
			変更なし		○								加工棟成型工場 認可番号 2次:原規規発第1908096号		
			変更なし				2	○						工場棟転換工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号	
			変更なし				2	○						工場棟成型工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号	
			変更なし				2	○						工場棟組立工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号	
			変更なし				2	○						放射線管理棟 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号	
			変更なし				2	○						除染室・分析室 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号	
			変更なし						2	○					第2核燃料倉庫 認可番号 4次:原規規発第2003279号
			変更なし						2	○					容器管理棟 認可番号 4次:原規規発第2003279号
			増設								○				発電機室 認可番号 5次:原規規発第2008051号
			変更なし								2	○			第1廃棄物処理所 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:—
			変更なし								2	○			第2廃棄物処理所 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:—

表3-1 設工認申請対象の申請状況(63/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
{901}	警報設備	警報設備	変更なし						2	○	シリンダ洗浄棟 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-	
			変更なし						2	○	第3廃棄物倉庫 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-	
											○	第3核燃料倉庫 認可番号 7次:-
			変更なし								○	原料貯蔵所 認可番号 6次:-
												○
{902}	緊急対策設備	緊急対策設備	-	○	○		○		2	○	○	認可番号 1次:原規規発第1806196号 2次:原規規発第1908096号 4次:原規規発第2003279号 5次:原規規発第2008051号 6次:- 7次:-
{903}	非常灯	非常用照明	増設	○								廃棄物管理棟 認可番号 1次:原規規発第1806196号
			変更なし		2	○						加工棟成型工場 認可番号 2次:原規規発第1908096号
			改造			2	○					工場棟転換工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号
			変更なし			2	○					工場棟成型工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号
			変更なし			2	○					工場棟組立工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号
			変更なし			2	○					放射線管理棟 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号

表3-1 設工認申請対象の申請状況(64/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考			
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次				
{903}	非常灯	非常用照明	変更なし			2	○				除染室・分析室 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号			
			変更なし				2	○			第2核燃料倉庫 認可番号 4次:原規規発第2003279号			
			変更なし					2	○			容器管理棟 認可番号 4次:原規規発第2003279号		
			増設						○			放射線管理棟前室 認可番号 4次:原規規発第2003279号		
			増設							○		発電機室 認可番号 5次:原規規発第2008051号		
			変更なし							2	○	第1廃棄物処理所 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-		
			変更なし								2	○	第2廃棄物処理所 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-	
			変更なし								2	○	シリンダ洗浄棟 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-	
			変更なし								2	○	第3廃棄物倉庫 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-	
			増設									○	第1廃棄物処理所前室 認可番号 6次:-	
													○	第3核燃料倉庫 認可番号 7次:-
			変更なし										○	原料貯蔵所 認可番号 6次:-
														○

表3-1 設工認申請対象の申請状況(65/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考					
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次						
{904}	誘導灯	誘導灯	増設	○								廃棄物管理棟 認可番号 1次:原規規発第1806196号				
			変更なし		2 ○								加工棟成型工場 認可番号 2次:原規規発第1908096号			
			変更なし				2	○						工場棟転換工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号		
			変更なし					2	○					工場棟成型工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号		
			変更なし						2	○				工場棟組立工場 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号		
			変更なし							2	○				放射線管理棟 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号	
			変更なし								2	○			除染室・分析室 認可番号 3次:原規規発第1904115号 4次:原規規発第2003279号	
			変更なし									2	○		第2核燃料倉庫 認可番号 4次:原規規発第2003279号	
			変更なし										2	○		容器管理棟 認可番号 4次:原規規発第2003279号
			増設										○		放射線管理棟前室 認可番号 4次:原規規発第2003279号	
			増設											○		発電機室 認可番号 5次:原規規発第2008051号
			変更なし											2	○	第1廃棄物処理所 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:一
			変更なし											2	○	第2廃棄物処理所 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:一

表3-1 設工認申請対象の申請状況(66/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考		
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次			
{904}	誘導灯	誘導灯	変更なし						2	○	シリンダ洗浄棟 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-		
			変更なし						2	○	第3廃棄物倉庫 認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-		
			増設								○	第1廃棄物処理所前室 認可番号 6次:-	
												○	第3核燃料倉庫 認可番号 7次:-
			変更なし									○	原料貯蔵所 認可番号 6次:-
													○
{905}	安全避難通路	安全避難通路	増設	○								廃棄物管理棟 認可番号 1次:原規規発第1806196号	
			増設		○								加工棟成型工場 認可番号 2次:原規規発第1908096号
			増設					○					工場棟転換工場 認可番号 4次:原規規発第2003279号
			増設					○					工場棟成型工場 認可番号 4次:原規規発第2003279号
			増設					○					工場棟組立工場 認可番号 4次:原規規発第2003279号
			増設					○					放射線管理棟 認可番号 4次:原規規発第2003279号
			増設					○					除染室・分析室 認可番号 4次:原規規発第2003279号
			増設					○					第2核燃料倉庫 認可番号 4次:原規規発第2003279号
			増設					○					容器管理棟 認可番号 4次:原規規発第2003279号

表3-1 設工認申請対象の申請状況(67/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考			
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次				
[905]	安全避難通路	安全避難通路	増設				○				放射線管理棟前室 認可番号 4次:原規規発第2003279号			
			増設					○			発電機室 認可番号 5次:原規規発第2008051号			
			増設							○		第1廃棄物処理所 認可番号 6次:-		
			増設								○		第2廃棄物処理所 認可番号 6次:-	
			増設									○	シリンダ洗浄棟 認可番号 6次:-	
			増設									○	第3廃棄物倉庫 認可番号 6次:-	
			増設									○	第1廃棄物処理所前室 認可番号 6次:-	
													○	第3核燃料倉庫 認可番号 7次:-
			増設										○	原料貯蔵所 認可番号 6次:-
														○
[906]	同位体分析設備	表面電離型質量分析装置(1) 表面電離型質量分析装置(2)	変更なし							○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:-		

表3-1 設工認申請対象の申請状況(68/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
{907}	不純物分析設備	固体発光分光分析装置	変更なし						○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:—
		ICP質量分析装置	変更なし						○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:—
		ICP発光分光分析装置	変更なし						○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:—
		自動水分分析装置	変更なし						○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:—
		炭素・硫黄同時分析装置	変更なし						○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:—
		自動ハロゲン分析装置	変更なし						○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:—
		α線スペクトル分析装置	変更なし						○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:—
		廃水タンク	改造						○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:—
		サンプル保管庫	新設						○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:—
{908}	物性測定設備	比表面積測定装置	変更なし						○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:—
		高密度測定装置	変更なし						○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:—
		平均粒径測定装置	改造						○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:—
{909}	試料回収ボックス（不純物分析設備付帯設備）	試料回収ボックス	改造						○	○	認可番号 5次:原規規発第2008051号 6次:—
{910}	窒素供給設備								3	○	認可番号 6次:— 7次:—
{911}	窒素ガス供給配管系統(屋外供給系統)					3			3	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:— 7次:—

表3-1 設工認申請対象の申請状況(69/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考	
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次		
{912}	水素供給設備(屋外供給系統)								3	○	認可番号 6次:- 7次:-	
{913}	水素ガス供給配管系統					3			3	○	認可番号 3次:原規規発第1904115号 6次:- 7次:-	
{914}	障壁	水素供給設備障壁	新設							○	認可番号 6次:-	
{915}	IL:地震インターロック									○	認可番号 7次:-	
{916}	遮断弁(工業用水、水道水、冷却水、純水、アンモニア水、空調用水配管)									○	認可番号 7次:-	
{917}	IL:地震インターロック									○	認可番号 7次:-	
{918}	IL:漏水インターロック									○	認可番号 7次:-	
{919}	遮断弁(蒸気配管)									○	認可番号 7次:-	
{920}	IL:地震インターロック									○	認可番号 7次:-	
{921}	秤量設備	秤量設備			○				○	○	認可番号 2次:原規規発第1908096号 6次:- 7次:-	
{922}	秤									○	原料貯蔵所 認可番号 7次:-	
{923}	秤	保安秤量器(加工棟1)~(加工棟9)	変更なし		○						加工棟成型工場 認可番号 2次:原規規発第1908096号	
		保安秤量器(転換工場1)~(転換工場10) 保安秤量器(ウラン管理1)	変更なし							○	工場棟転換工場 認可番号 6次:-	
		保安秤量器(成型工場1)~(成型工場10) 保安秤量器(ウラン管理2) 保安秤量器(ウラン管理4)	変更なし								○	工場棟成型工場 認可番号 6次:-
		保安秤量器(ウラン管理3)	変更なし								○	除染室・分析室 認可番号 6次:-
											○	第3核燃料倉庫 認可番号 7次:-
										○	シリンダ洗浄棟 認可番号 7次:-	

表3-1 設工認申請対象の申請状況(70/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
-	-	アンモニア水製造装置	撤去			○					取得時許可番号 (46原第9438号) 取得時認可番号 (47原 第349号) 撤去申請認可番号 3次:原規規発第1904115号
-	-	大型秤量機3,500kg秤	撤去			○					取得時許可番号 (46原第9438号) 取得時認可番号 (47原 第349号) 撤去申請認可番号 3次:原規規発第1904115号
-	-	発光分光分析装置	撤去					○			取得時許可番号 (46原第9438号) 取得時認可番号 (47原 第349号) 撤去申請認可番号 5次:原規規発第2008051号
-	-	イオン交換塔	撤去						○		取得時許可番号 (46原第9438号) 取得時認可番号 (48原 第10305号) 認可番号 6次:-
-	-	本成型用プレス	撤去	○							取得時許可番号 (46原第9438号) 取得時認可番号 (47原第2694号 47原第9730号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	ペレット移替機	撤去	○							取得時許可番号 (46原第9438号) 取得時認可番号 (47原第2694号 47原第9730号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	粉末集塵装置	撤去	○							取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号 47原第9730号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号

表3-1 設工認申請対象の申請状況(71/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
-	-	圧粉体密度測定装置	撤去	○							取得時許可番号 (62安(核規)第204号) 取得時認可番号 (3安(核規)第802号) 2安(核規)第632号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	連続焼結炉	撤去	○							取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号 47原第2694号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	洗浄ボックス	撤去	○							取得時許可番号 (51安(核規)第643号) 取得時認可番号 (51安(核規)第2582号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	遠心分離機	撤去	○							取得時許可番号 (51安(核規)第643号) 取得時認可番号 (51安(核規)第2582号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	粉碎装置	撤去	○							取得時許可番号 (57安(核規)第54号) 取得時認可番号 (平成14・05・27原第3号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	粉末混合機	撤去	○							取得時許可番号 (51安(核規)第643号) 取得時認可番号 (51安(核規)第2582号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	ペレットラインコンベア	撤去	○							取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号 47原第2694号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号

表3-1 設工認申請対象の申請状況(72/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
-	-	乾燥機	撤去	○							取得時許可番号 (46原第9438号) 取得時認可番号 (47原 第2694号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	ペレット挿入機	撤去	○							取得時許可番号 (62安(核規)第798号) 取得時認可番号 (4安(核規)第561号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	端栓溶接装置	撤去	○							取得時許可番号 (62安(核規)第798号) 取得時認可番号 (4安(核規)第561号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	燃料棒組立装置	撤去	○							取得時許可番号 (4安(核規)第512号) 取得時認可番号 (5安(核規)第35号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	燃料集合体組立装置 (燃料棒検査室)	撤去	○							取得時許可番号 (52安(核規)第1716号) 取得時認可番号 (52安(核規)第1833号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	燃料集合体検査台(燃料集合体組立室)	撤去	○							取得時許可番号 (4安(核規)第512号) 取得時認可番号 (5安(核規)第35号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	燃料集合体組立装置	撤去	○							取得時許可番号 (52安(核規)第1716号) 取得時認可番号 (52安(核規)第1833号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号

表3-1 設工認申請対象の申請状況(73/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
-	-	圧粉ベレット一時貯蔵棚④	撤去	○							取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	焼結ベレット一時貯蔵棚③	撤去	○							取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	第1廃棄物倉庫	撤去	○							取得時許可番号 (50原第4270号) 取得時認可番号 (50原第7911号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	第2廃棄物倉庫	撤去	○							取得時許可番号 (54安(核規)第107号) 取得時認可番号 (54安(核規)第236号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	汚染機材保管倉庫	撤去	○							取得時許可番号 (49原第6958号) 取得時認可番号 (49原第8174号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	廃水処理所	撤去				○				取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号) 撤去申請認可番号 4次:原規規発第2003279号
-	-	高汚染貯留タンク	撤去				○				取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号) 撤去申請認可番号 4次:原規規発第2003279号

表3-1 設工認申請対象の申請状況(74/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
-	-	低汚染貯留タンク	撤去				○				取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号) 撤去申請認可番号 4次:原規規発第2003279号
-	-	液受槽	撤去				○				取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号) 撤去申請認可番号 4次:原規規発第2003279号
-	-	後処理ろ過器	撤去				○				取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号) 撤去申請認可番号 4次:原規規発第2003279号
-	-	排風機(廃水処理所)	撤去				○				取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号) 撤去申請認可番号 4次:原規規発第2003279号
-	-	給気フィルタ(廃水処理所)	撤去				○				取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号) 撤去申請認可番号 4次:原規規発第2003279号
-	-	アブソリュートフィルタ(廃水処理所)	撤去				○				取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号) 撤去申請認可番号 4次:原規規発第2003279号
-	-	排水設備(第1廃棄物倉庫)	撤去	○							取得時許可番号 (50原第4270号) 取得時認可番号 (50原第7911号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号

表3-1 設工認申請対象の申請状況(75/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
-	-	クレーン(第1廃棄物倉庫)	撤去	○							取得時許可番号 (50原第4270号) 取得時認可番号 (50原第7911号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	クレーン(第2廃棄物倉庫)	撤去	○							取得時許可番号 (54安(核規)第107号) 取得時認可番号 (54安(核規)第236号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	廃棄物倉庫系排気設備(第1廃棄物倉庫)	撤去	○							取得時許可番号 (50原第4270号) 取得時認可番号 (50原第7911号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	汚染機材倉庫系排気設備	撤去	○							取得時許可番号 (49原第6958号) 取得時認可番号 (49原第8174号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	ベレット外観検査装置(寸法・密度検査用)	撤去	○							取得時許可番号 (52安(核規)第1716号) 取得時認可番号 (55安(核規)第388号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	ヘリウムリーク試験装置	撤去	○							取得時許可番号 (62安(核規)第204号) 取得時認可番号 (62安(核規)第680号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	超音波探傷装置	撤去	○							取得時許可番号 (54安(核規)第107号) 取得時認可番号 (54安(核規)第358号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号

表3-1 設工認申請対象の申請状況(76/76)

事業許可		設工認		申請回数、取り外しの申請回数及び区分							備考
安全機能一覧番号	安全機能一覧名称	名称	変更区分	1次	2次	3次	4次	5次	6次	7次	
-	-	材料試験機	撤去	○							取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第3704号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	火災報知設備(第2廃棄物倉庫)	撤去	○							取得時許可番号 (54安(核規)第107号) 取得時認可番号 (54安(核規)第236号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	非常口扉開放警報(第2廃棄物倉庫)	撤去	○							取得時許可番号 (54安(核規)第107号) 取得時認可番号 (54安(核規)第236号) 撤去申請認可番号 1次:原規規発第1806196号
-	-	付属建物動力室	撤去※						○		取得時許可番号 (43原第4502号) 取得時認可番号 (46原第5369号) (57安(核規)第155号)(増設部) 5次:原規規発第2008051号 ※加工施設外とし、一般建物へ変更する。
-	-	ボイラー	撤去※						○		取得時許可番号 (47原第349号) 5次:原規規発第2008051号 ※加工施設外とし、一般設備へ変更する。
-	-	暖冷房設備	撤去※						○		取得時認可番号 (44原第5369号) 5次:原規規発第2008051号 ※加工施設外とし、一般設備へ変更する。
-	-	灯油貯蔵設備	撤去							○	取得時認可番号 (51安(核規)第2582号) 撤去申請認可番号 6次:-

表3-3 建物・構築物及び設備・機器と設工認技術基準に対する設計との対応表(2次申請、建物及び非常設備)

資料No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23		
																								資料項目	設工認技術基準
表ハ建-1	加工機成型工場	改造	○																						
	非常用通報設備 非常ベル設備	変更なし																							
	非常用通報設備 放送設備	変更なし																							
	非常用通報設備 通信連絡設備	増設																							
	消火設備 屋外消火栓	変更なし																							
	消火設備 消火器	変更なし																							
	自動火災報知設備 火災感知設備	変更なし																							
	自動火災報知設備 警報設備	変更なし																							
	緊急対策設備(1) 非常用照明	変更なし																							
	緊急対策設備(1) 誘導灯	変更なし																							
緊急対策設備(1) 安全避難通路	増設																								
緊急対策設備(3) 堰(内部浴水止水用)	新設																								

注1: 今後設工認申請

- : 設計変更なし+工事なし
- ◎: 設計変更あり+工事なし
- : 設計変更あり+工事あり

■ 本加工施設では該当しない項目
 □ 設工認技術基準が変更または追加されている項目

表3-3 建物・構築物及び設備・機器と設工認技術基準に対する設計との対応表(2次申請、その他の加工施設)

資料No.	資料項目	設工認技術基準	項目	設計との対応																																									
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23																			
仕様表No. リ線-1	名称	設計番号	変更区分	保安秤量器(加工棟1)	3.1-設1	4.3-設1	5.1-設1	5.2.1-設1	5.2.1-設2	5.2.1-設3	5.2.1-設7	5.6.1-設1	5.6.1-設2	5.6.1-設3	5.6.1-設4	5.6.1-設5	5.6.1-設6	5.6.1-設7	5.6.1-設8	5.6.1-設9	5.6.1-設14	6.1-設1	7.1-設1	7.1-設2	7.1-設3	7.1-設4	7.1-設5	7.1-設6	7.1-設7	7.1-設8	7.1-設23	7.1-設36	7.1-設51	7.1-設5	11.1-設1	11.1-設2	11.1-設3	11.2-設1	12.1-設1	12.1-設2	13.1-設1	13.2-設1	13.2-設2	99-設1	99-設2
				保安秤量器(加工棟2)	3.1-設2	4.3-設2	5.1-設2	5.2.1-設2	5.2.1-設3	5.2.1-設7	5.6.1-設1	5.6.1-設2	5.6.1-設3	5.6.1-設4	5.6.1-設5	5.6.1-設6	5.6.1-設7	5.6.1-設8	5.6.1-設9	5.6.1-設14	6.1-設1	7.1-設1	7.1-設2	7.1-設3	7.1-設4	7.1-設5	7.1-設6	7.1-設7	7.1-設8	7.1-設23	7.1-設36	7.1-設51	7.1-設5	11.1-設1	11.1-設2	11.1-設3	11.2-設1	12.1-設1	12.1-設2	13.1-設1	13.2-設1	13.2-設2	99-設1	99-設2	
				保安秤量器(加工棟9)	3.1-設4	4.3-設3	5.1-設3	5.2.1-設2	5.2.1-設3	5.2.1-設7	5.6.1-設1	5.6.1-設2	5.6.1-設3	5.6.1-設4	5.6.1-設5	5.6.1-設6	5.6.1-設7	5.6.1-設8	5.6.1-設9	5.6.1-設14	6.1-設1	7.1-設1	7.1-設2	7.1-設3	7.1-設4	7.1-設5	7.1-設6	7.1-設7	7.1-設8	7.1-設23	7.1-設36	7.1-設51	7.1-設5	11.1-設1	11.1-設2	11.1-設3	11.2-設1	12.1-設1	12.1-設2	13.1-設1	13.2-設1	13.2-設2	99-設1	99-設2	
				保安秤量器(加工棟3)	3.2-設1	4.3-設4	5.1-設4	5.2.1-設2	5.2.1-設3	5.2.1-設7	5.6.1-設1	5.6.1-設2	5.6.1-設3	5.6.1-設4	5.6.1-設5	5.6.1-設6	5.6.1-設7	5.6.1-設8	5.6.1-設9	5.6.1-設14	6.1-設1	7.1-設1	7.1-設2	7.1-設3	7.1-設4	7.1-設5	7.1-設6	7.1-設7	7.1-設8	7.1-設23	7.1-設36	7.1-設51	7.1-設5	11.1-設1	11.1-設2	11.1-設3	11.2-設1	12.1-設1	12.1-設2	13.1-設1	13.2-設1	13.2-設2	99-設1	99-設2	
				保安秤量器(加工棟4)	3.2-設2	4.3-設5	5.1-設5	5.2.1-設2	5.2.1-設3	5.2.1-設7	5.6.1-設1	5.6.1-設2	5.6.1-設3	5.6.1-設4	5.6.1-設5	5.6.1-設6	5.6.1-設7	5.6.1-設8	5.6.1-設9	5.6.1-設14	6.1-設1	7.1-設1	7.1-設2	7.1-設3	7.1-設4	7.1-設5	7.1-設6	7.1-設7	7.1-設8	7.1-設23	7.1-設36	7.1-設51	7.1-設5	11.1-設1	11.1-設2	11.1-設3	11.2-設1	12.1-設1	12.1-設2	13.1-設1	13.2-設1	13.2-設2	99-設1	99-設2	
				保安秤量器(加工棟5)	3.2-設3	4.3-設14	5.1-設6	5.2.1-設2	5.2.1-設3	5.2.1-設7	5.6.1-設1	5.6.1-設2	5.6.1-設3	5.6.1-設4	5.6.1-設5	5.6.1-設6	5.6.1-設7	5.6.1-設8	5.6.1-設9	5.6.1-設14	6.1-設1	7.1-設1	7.1-設2	7.1-設3	7.1-設4	7.1-設5	7.1-設6	7.1-設7	7.1-設8	7.1-設23	7.1-設36	7.1-設51	7.1-設5	11.1-設1	11.1-設2	11.1-設3	11.2-設1	12.1-設1	12.1-設2	13.1-設1	13.2-設1	13.2-設2	99-設1	99-設2	
				保安秤量器(加工棟6)	3.2-設3	4.3-設14	5.1-設6	5.2.1-設2	5.2.1-設3	5.2.1-設7	5.6.1-設1	5.6.1-設2	5.6.1-設3	5.6.1-設4	5.6.1-設5	5.6.1-設6	5.6.1-設7	5.6.1-設8	5.6.1-設9	5.6.1-設14	6.1-設1	7.1-設1	7.1-設2	7.1-設3	7.1-設4	7.1-設5	7.1-設6	7.1-設7	7.1-設8	7.1-設23	7.1-設36	7.1-設51	7.1-設5	11.1-設1	11.1-設2	11.1-設3	11.2-設1	12.1-設1	12.1-設2	13.1-設1	13.2-設1	13.2-設2	99-設1	99-設2	
				保安秤量器(加工棟7)	3.2-設3	4.3-設14	5.1-設6	5.2.1-設2	5.2.1-設3	5.2.1-設7	5.6.1-設1	5.6.1-設2	5.6.1-設3	5.6.1-設4	5.6.1-設5	5.6.1-設6	5.6.1-設7	5.6.1-設8	5.6.1-設9	5.6.1-設14	6.1-設1	7.1-設1	7.1-設2	7.1-設3	7.1-設4	7.1-設5	7.1-設6	7.1-設7	7.1-設8	7.1-設23	7.1-設36	7.1-設51	7.1-設5	11.1-設1	11.1-設2	11.1-設3	11.2-設1	12.1-設1	12.1-設2	13.1-設1	13.2-設1	13.2-設2	99-設1	99-設2	
				保安秤量器(加工棟8)	3.2-設3	4.3-設14	5.1-設6	5.2.1-設2	5.2.1-設3	5.2.1-設7	5.6.1-設1	5.6.1-設2	5.6.1-設3	5.6.1-設4	5.6.1-設5	5.6.1-設6	5.6.1-設7	5.6.1-設8	5.6.1-設9	5.6.1-設14	6.1-設1	7.1-設1	7.1-設2	7.1-設3	7.1-設4	7.1-設5	7.1-設6	7.1-設7	7.1-設8	7.1-設23	7.1-設36	7.1-設51	7.1-設5	11.1-設1	11.1-設2	11.1-設3	11.2-設1	12.1-設1	12.1-設2	13.1-設1	13.2-設1	13.2-設2	99-設1	99-設2	

○：設計変更なし+工事なし
 ◎：設計変更あり+工事なし
 ●：設計変更あり+工事あり

■ 本加工施設では該当しない項目
 ■ 設工認技術基準が変更または追加されている項目

表3-4 建物・構築物及び設備・機器と設工認技術基準に対する設計との対応表(4次申請、建物及び非常用設備)(2/3)

4次申請書(2020.3.13付三原燃第19-0801号を基に作成)

資料No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14			15	16	17	18	19	20	21	22	23	
														安全機能	防火設備	防犯設備										
設計項目	境界防壁	火災設備	地震	地震設備	防犯設備	外部警報設備	不法侵入	浴水設備	材料・構造	閉じ込め	遮断	遮断	汚染防止	安全機能	防火設備	防犯設備	安全避難通路	貯蔵設備	貯蔵設備	貯蔵設備	貯蔵設備	貯蔵設備	貯蔵設備	貯蔵設備	貯蔵設備	その他承認許可を 求める仕様
設計項目	境界防壁	火災設備	地震	地震設備	防犯設備	外部警報設備	不法侵入	浴水設備	材料・構造	閉じ込め	遮断	遮断	汚染防止	安全機能	防火設備	防犯設備	安全避難通路	貯蔵設備	貯蔵設備	貯蔵設備	貯蔵設備	貯蔵設備	貯蔵設備	貯蔵設備	その他承認許可を 求める仕様	
項目	境界防壁	火災設備	地震	地震設備	防犯設備	外部警報設備	不法侵入	浴水設備	材料・構造	閉じ込め	遮断	遮断	汚染防止	安全機能	防火設備	防犯設備	安全避難通路	貯蔵設備	貯蔵設備	貯蔵設備	貯蔵設備	貯蔵設備	貯蔵設備	その他承認許可を 求める仕様		
表1建-1-1	工場棟 組立工場	非常用通報設備 非常ベル設備	変更なし																							
		非常用通報設備 放送設備	変更なし																							
		非常用通報設備 通信連絡設備	増設																							
		消火設備 屋外消火栓	変更なし																							
		消火設備 消火器	増設																							
		自動火災報知設備 火災感知設備	増設及び 改造																							
		自動火災報知設備 警報設備	変更なし																							
		緊急対策設備(1) 非常用照明	変更なし																							
		緊急対策設備(1) 誘導灯	変更なし																							
		緊急対策設備(1) 安全避難通路	増設																							
表へ建-1-1	第2核燃料 倉庫	非常用通報設備 非常ベル設備	変更なし																							
		非常用通報設備 放送設備	変更なし																							
		非常用通報設備 通信連絡設備	増設																							
		消火設備 屋外消火栓	変更なし																							
		消火設備 消火器	変更なし																							
		自動火災報知設備 火災感知設備	改造																							
		自動火災報知設備 警報設備	変更なし																							
		緊急対策設備(1) 非常用照明	変更なし																							
		緊急対策設備(1) 誘導灯	変更なし																							
		緊急対策設備(1) 安全避難通路	増設																							
表へ建-1-2	容器管理棟	非常用通報設備 非常ベル設備	変更なし																							
		非常用通報設備 放送設備	変更なし																							
		非常用通報設備 通信連絡設備	増設																							
		消火設備 屋外消火栓	変更なし																							
		消火設備 消火器	変更なし																							
		自動火災報知設備 火災感知設備	増設																							
		自動火災報知設備 警報設備	変更なし																							
		緊急対策設備(1) 非常用照明	変更なし																							
		緊急対策設備(1) 誘導灯	変更なし																							
		緊急対策設備(1) 安全避難通路	増設																							

注1: 非管理区域から第2管理区域へ管理区域区分を変更
 注2: 工場棟組立工場の浴水防壁面4に容器管理棟前室を含む
 注3: 容器管理棟前室のみ含む
 注4: 放射線管理棟前室は避難口のみ設置
 注5: 第1管理区域である放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所のシャット解放時に責任を維持
 *1: 壁に設置する漏水検知警報設備は次回以降申請
 *3: 工場棟組立工場に新設する鉄扉(SD-1、SD-2)は次回以降申請(図イ建-9参照)
 *4: 工場棟組立工場に新設する鉄扉(SD-17)は次回以降申請(図イ建-9参照)
 *5: 付属建物容器管理棟に新設する鉄扉(SD-22)は次回以降申請(図イ建-9参照)
 *6: 付属建物除染室・分析室に新設する鉄扉(SD-220)は次回以降申請(図イ建-9参照)
 *7: ガラリ部の火災区域境界は気体廃棄設備で構成される。気体廃棄設備は次回以降申請
 *9: フィルタ(粉塵除去用)は次回以降申請
 *10: 気体廃棄設備(1)(2)は次回以降申請
 *11: 転換工場地下ピット(ピット内液回収配管系統含む)は次回以降申請
 *12: 周辺に設置する遮断壁は、次回以降申請
 *14: ローターキルンは次回以降申請
 *15: 気流輸送設備の周囲に設置する配管カバーは次回以降申請
 *17: 放射性廃棄物の廃棄物貯蔵設備(1)、ドラム缶ウラン量測定、及びクレーンは次回以降申請
 *18: ダストモニタ、及びモニタリングポストは次回以降申請
 *19: 防護フェンスは次回以降申請
 *21: 評価対象設備の境界線は次回以降申請
 *22: 防火水櫃、可搬消防ポンプは次回以降申請
 *23: 水を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の扉は次回以降申請

○: 設計変更なし+工事なし
 ◎: 設計変更あり+工事なし
 ●: 設計変更あり+工事あり 注6

本加工施設では該当しない項目
 設工認技術基準が変更または追加されている項目

新たに規制対象となる施設	
非常用通報設備 放送設備	緊急対策設備(1) 非常用照明
非常用通報設備 通信連絡設備	緊急対策設備(1) 誘導灯
消火設備 屋外消火栓	緊急対策設備(1) 安全避難通路
消火設備 消火器	

注6: 当該設計番号に対応するための工事だけでなく、当該部位に関して工事がある場合は●とした。

表3-4 建物・構築物及び設備・機器と設計技術基準に対する設計との対応表(4次申請、建物及び非常用設備)(3/3)

4次申請書(2020.3.13付三原燃第19-0801号を基に作成)

資料No.		1	2		3	4		5	6		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
資料項目		境界防壁	火災危険		地震	地震		津波	外部排煙設備		不法侵入	給水設備	材料・構造	防犯	遮音	防犯	防犯	安全機能	放射線	放射線	放射線	放射線	放射線	放射線	放射線	放射線	その他事業許可で定める仕様
設計基準		第三項	第四項		第五項	第六項		第七項	第八項		第九項	第十項	第十一項	第十二項	第十三項	第十四項	第十五項	第十六項	第十七項	第十八項	第十九項	第二十項	第二十一項	第二十二項	第二十三項	第二十四項	第二十五項
項目		第三項	第四項		第五項	第六項		第七項	第八項		第九項	第十項	第十一項	第十二項	第十三項	第十四項	第十五項	第十六項	第十七項	第十八項	第十九項	第二十項	第二十一項	第二十二項	第二十三項	第二十四項	第二十五項
仕様表No.	設計番号	変更区分																									
	名称																										
表ト建-1-1	非常用通報設備 放送設備	変更なし																									
	非常用通報設備 通信連絡設備	増設																									
	消火設備 屋外消火栓	変更なし																									
	消火設備 消火器	増設																									
	自動火災報知設備 火災感知設備	増設及び改造																									
	自動火災報知設備 警報設備	変更なし																									
	緊急対策設備(1) 非常用照明	変更なし																									
	緊急対策設備(1) 誘導灯	変更なし																									
緊急対策設備(1) 安全避難通路	増設																										
緊急対策設備(3) 堰(内部止水用水)	新設																										
表ト建-1-2	非常用通報設備 放送設備	増設																									
	消火設備 屋外消火栓	変更なし																									
	消火設備 消火器	増設																									
	自動火災報知設備 火災感知設備	増設																									
	緊急対策設備(1) 非常用照明	増設																									
	緊急対策設備(1) 誘導灯	増設																									
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	増設注4																									
	緊急対策設備(3) 堰(内部止水用水)	新設																									
表ト建-1-3	非常用通報設備 非常ベル設備	変更なし																									
	非常用通報設備 放送設備	変更なし																									
	非常用通報設備 通信連絡設備	増設																									
	消火設備 屋外消火栓	変更なし																									
	消火設備 消火器	増設																									
	自動火災報知設備 火災感知設備	改造																									
	自動火災報知設備 警報設備	変更なし																									
	緊急対策設備(1) 非常用照明	変更なし																									

注1: 非管理区域から第2種管理区域へ管理区域区分を変更
 注2: 工場棟組立工場の溢水防護区域4に容器管理制御室を含む
 注3: 容器管理制御室のみ含む
 注4: 放射線管理制御室は開口のみ設置
 注5: 第1種管理区域である放射線管理制御室一時貯蔵所のシャッター解放時に責任を維持
 注6: 堰に設置する止水検知警報設備は次回以降申請
 注7: ガラリ部の火災危険境界は気体発熱設備で構成される。気体発熱設備は次回以降申請
 注8: フィルタ(粉塵除去用)は次回以降申請
 注9: 評価対象設備の境界壁面は次回以降申請
 注10: 気体発熱設備(1)(2)は次回以降申請
 注11: 転換工場地下ビット(ビット内液回収配管系統含む)は次回以降申請
 注12: 周辺に設置する遮断機は、次回以降申請
 注13: ローターキルンは次回以降申請
 注14: 気流輸送設備の周囲に設置する配管カバーは次回以降申請
 注15: 放射性廃棄物の廃棄物貯蔵設備(1)、ドラム缶ウラン測定、及びクレーンは次回以降申請
 注16: ダストモニタ、及びモニタリングポストは次回以降申請
 注17: 放射性廃棄物の廃棄物貯蔵設備(1)、ドラム缶ウラン測定、及びクレーンは次回以降申請
 注18: 注17: 放射性廃棄物の廃棄物貯蔵設備(1)、ドラム缶ウラン測定、及びクレーンは次回以降申請

○: 設計変更なし+工事なし
 ◎: 設計変更あり+工事なし
 ●: 設計変更あり+工事あり注5

注5: 当該設計番号に対応するための工事だけでなく、当該部位に関して工事がある場合は●とした。

本加工施設では該当しない項目
 設計技術基準が変更または追加されている項目

新たに規制対象となる施設

非常用通報設備 放送設備	緊急対策設備(1) 非常用照明
非常用通報設備 通信連絡設備	緊急対策設備(1) 誘導灯
消火設備 屋外消火栓	緊急対策設備(1) 安全避難通路
消火設備 消火器	

表3-4 建物・構築物及び設備・機器と設工認技術基準に対する設計との対応表（4次申請、放射性廃棄物の廃棄施設）

4次申請書(2020.3.13付三原燃第19-0801号から引用)

資料No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	備考*	
資料項目	臨界防止	火災損傷	地震	地震損傷	津波損傷	外部衝撃損傷	不法侵入	漏水損傷	材料・構造	閉じ込め	遮蔽	換気	汚染防止	安全機能	搬送設備	警報設備	貯蔵施設	貯蔵施設	貯蔵施設	貯蔵施設	貯蔵施設	貯蔵施設	貯蔵施設	貯蔵施設	その他事業許可で求める仕様
設工認技術基準	第三条第1項	第四条第1項	第五条	第五条の二第1項	第五条の三	第五条の四第1項	第五条の五	第六条第1項	第六条第2項	第七条	第八条第1項	第九条	第十条	第十一条第1項	第十二条	第十三条	第十三条の二	第十三条の三	第十四条	第十五条	第十六条第1項	第十七条第1項	第十七条第2項	既設に設置されているもの	
項目	単一ユニット	消防設備及び警報設備	不燃性又は難燃性、防火壁	地震	津波	落下物	航空機落下	洪水	耐圧試験、漏えい試験	閉じ込め	放射線、スカイシャイン線	換気	汚染防止	検査又は試験	搬送設備	警報設備	貯蔵施設(前掲)	貯蔵施設	貯蔵施設	貯蔵施設	貯蔵施設	貯蔵施設	貯蔵施設	外部への通信連絡	
仕様表No.	名称	事業許可との対応	変更区分																						
ト設-1	凝集沈殿槽(1)	{762}凝集沈殿槽	新設	●																					
ト設-2	凝集沈殿槽(2)	{763}液位高警報設備	新設	●																					
ト設-3	凝集沈殿槽(3)		新設	●																					
ト設-4	遠心分離機	{764}遠心分離機	新設	●																					
ト設-5	ろ液受槽(1)	{765}ろ液受槽	新設	●																					
ト設-6	ろ液受槽(2)	{766}液位高警報設備	新設	●																					
ト設-7	ろ液受槽(3)		新設	●																					
ト設-8	ろ過機(1)	{767}ろ過機	新設	●																					
ト設-9	ろ過機(2)		改造	●																					
ト設-10	チェックタンク(1)	{768}チェックタンク	新設	●																					
ト設-11	チェックタンク(2)	{769}液位高警報設備	新設	●																					
ト設-12	チェックタンク(3)		新設	●																					
ト設-13	イオン交換装置	{770}イオン交換装置	新設	●																					
ト設-14	乾燥機	{771}乾燥機	新設	●																					
ト設-15	チェックタンク(1)	{772}チェックタンク	新設	●																					
ト設-16	チェックタンク(2)	{773}液位高警報設備	新設	●																					
ト設-17	チェックタンク(3)		新設	●																					
ト設-18	堰(チェックタンク)	{774}堰(チェックタンク) {775}堰漏水検知警報設備	新設	●																					

*1: 漏水検知警報設備は次回以降申請

*2: 気体廃棄設備(1)は次回以降申請

*3: 排水貯留池は次回以降申請

※事業許可の安全機能一覧で区分された機器を組み合わせることで安全機能を満足させる場合もあり、そのような機器について設工認では、安全機能一覧で区分された機器を組み合わせて申請機器として適合性を確認している。

- : 設計変更なし+工事なし
- ◎: 設計変更あり+工事なし
- : 設計変更あり+工事あり

■ 本加工施設では該当しない項目
 □ 設工認技術基準が変更または追加されている項目

表3-5 建物・構築物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対応表 (5次申請、化学処理施設 2/2)

5次申請書(2020.7.30付け三原燃第20-0273号から引用)

項目No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	備考*
表イ段-11	UO ₂ バックアップフィルタ(1)	[108]UO ₂ バックアップフィルタ	改造	○																				
	UO ₂ バックアップフィルタ(2)		改造	○																				
表イ段-12	UO ₂ 受けホッパー(1)	[110]UO ₂ 受けホッパー [111]フードボックス(UO ₂ 受けホッパー)	改造	●																				
	UO ₂ 受けホッパー(2)		改造	●																				
表イ段-13	粉砕機(1)	[112]粉砕機 [113]粉砕機バグフィルタ	改造	●																				
	粉砕機(2)		[114]フードボックス(粉砕機)	改造	●																			
表イ段-14	充填装置(1)	[115]充填装置 [116]フードボックス(充填装置)	改造	○																				
	充填装置(2)		改造	○																				

*1: 既設設備の改造は次回以降申請
 *2: UO₂プロセッサ取りのフードボックスは次回以降申請
 *3: 粉砕機(1)の改造は次回以降申請
 *4: 表イ段-12の改造は次回以降申請
 *5: 次回以降申請する工場の稼働時の稼働時間以上稼働した設備であることを、次回以降申請で説明する。
 *6: 既設・互換に係る事項は次回以降申請
 ※事業許可の安全機能一覧で区分された機器を組み合わせることによって安全機能を満足させる場合もあり、そのような機器について設計では、安全機能一覧で区分された機器を組み合わせた申請書類として適合性を確認している。

○: 設計変更なし+工事なし	■: 本加工施設では該当しない項目
◎: 設計変更あり+工事なし	□: 加工施設の技術基準が変更または追加されている項目
●: 設計変更あり+工事あり	

注1: 当該設計番号に対応するための工事だけでなく、当該部位に関して工事がある場合は●とした。

表3-5 建物・構築物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対応表（5次申請、核燃料物質の貯蔵施設 1/1）

5次申請書(2020.7.30付け三原燃第20-0273号から引用)

資料No.	1	2	3	4	5											6	7	8		9	10	11		12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	備考*															
資料項目	臨界防止	地震	地震損傷	津波損傷	外部衝撃損傷											不法侵入	閉じ込め	火災損傷		溢水損傷	安全避難通路	安全機能		材料・構造	搬送設備	貯蔵施設	警報設備	放射線施設	汚染防止	遮蔽	換気設備	非常用電源	通信連絡設備	その他事業許可で求める仕様																	
加工施設の技術基準	第四第四第一項 第四第四第二項	第五第五項	第六第六第一項	第七第七項	第八第八第一項 第八第八第二項											第九第九項	第十第十項	第十一第十一第一項	第十一第十一第三項	第十一第十一第四項	第十一第十一第五項	第十一第十一第六項	第十一第十一第七項	第十三第十三項	第十四第十四第一項	第十四第十四第二項	第十四第十四第三項	第十四第十四第四項	第十五第十五第一項	第十五第十五第二項	第十七第十七項	第十八第十八第一項	第十八第十八第二項	第十九第十九項	第二十第二十項	第二十一第二十一項	第二十二第二十二第一項	第二十二第二十二第二項	第二十三第二十三第一項	第二十三第二十三第二項	第二十四第二十四第一項	第二十四第二十四第二項	第二十五第二十五第一項	第二十五第二十五第二項	外部への通信連絡						
項目	単一ユニット	複数ユニット	地震 耐震重要度分類	地震力	津波	竜巻・風台巻	洪水	凍結	降水・風台巻	降雪	落雷	地滑り	火山の影響	生物学的事象	森林火災	航空機落下に伴う火災	敷地内危険物の火災・爆発 有難ガス 近隣工場の火災・爆発	ダムの崩壊	船舶の衝突	電磁的障害	航空機落下	不法侵入、不正アクセス	閉じ込め	防火設備及び警報設備	不燃性又は難燃性 防火壁	水蒸気地	氷凍滞留	熱的制限値	爆発防止	溢水	安全避難通路	環境条件	検査又は試験	内部飛来物	共用施設	強度及び耐食性	耐圧試験、漏えい試験	搬送設備	貯蔵施設崩壊	警報設備	インターネットロック	放射線管理施設	汚染防止	汚染防止 スカイシャイン線	遮蔽設備	換気	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	通信連絡設備	外部への通信連絡	
仕様表No.	名称	事業許可との対応*	変更 区分	設1 4.1																	設1 10.1 設55		設1 11.3 設55			設1 12.1 設35	設1 12.1 設5			設1 14.1 設1		設1 14.2 設1				設1 15.1 設1	設3 15.1 設3	設1 15.2 設1													
表へ設-1	UF ₆ シリンダ	{2}UF ₆ シリンダ {488}UF ₆ シリンダ {492}UF ₆ シリンダ	改造	○																		○	○	●		○	○		●			●				○	○	○													●

*1: UF₆シリンダ貯蔵設備は次回以降申請

※事業許可の安全機能一覧で区分された機器を組合わせることで安全機能を満足させる場合もあり、そのような機器について設工認では、安全機能一覧で区分された機器を組み合わせ申請機器として適合性を確認している。

○：設計変更なし+工事なし	■ 本加工施設では該当しない項目
◎：設計変更あり+工事なし	□ 加工施設の技術基準が変更または追加されている項目
●：設計変更あり+工事あり	

注1: 当該設計番号に対応するための工事だけではなく、当該部位に関して工事がある場合は●とした。

表3-5 建物・構築物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対応表 (5次申請、その他の加工施設 1/1)

5次申請書(2020.7.30付け三原燃第20-0273号から引用)

資料No.	資料項目	加工施設の技術基準	項目	5																							備考*
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
仕様表No.	設計番号	事業許可との対応*	変更区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
表り設-1	非常用ディーゼル発電機(1)	{887,888}非常用設備 非常用電源設備	改造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	非常用ディーゼル発電機(2)	非常用ディーゼル発電機	改造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
表り設-2	表面電離型質量分析装置(1)	{906}分析設備 同位体分析設備	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	表面電離型質量分析装置(2)		変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
表り設-3	固体発光分光分析装置	{907}分析設備 不純物分析設備	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	ICP質量分析装置		変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	ICP発光分光分析装置		変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	自動水分分析装置		変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	炭素・硫黄同時分析装置		変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	自動ハロゲン分析装置		変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	α線スペクトル分析装置		変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	廃水タンク		改造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	サンプル保管庫		新設	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	発光分光分析装置		撤去	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
表り設-4	比表面積測定装置	{908}分析設備 物性測定設備	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	嵩密度測定装置		変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	平均粒径測定装置		改造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
表り設-5	試料回収ボックス (不純物分析設備付帯設備)	{909}分析設備 試料回収ボックス (不純物分析設備付帯設備)	改造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

*1: 環(内部止水用)は、先行設工認で認め済み
 *2: 漏水検知警報設備は、次回以降申請
 *3: 次回以降申請する工場棟領域内の全てのクランを使用する設備・機器と合わせて立体角法により安全であることの詳細結果を示す。
 *4: 尾所排気設備は、次回以降申請
 *5: 屋外ケーブル系統は、次回以降申請
 ※ 事業許可の安全機能一覧で区分された設備の分析用途に対して必要となる機器を設工認申請する。

○: 設計変更なし+工事なし
 ◎: 設計変更あり+工事なし
 ●: 設計変更あり+工事あり
 ■: 本加工施設では該当しない項目
 ■: 加工施設の技術基準が変更または追加されている項目

注1: 当該設計番号に対応するための工事だけでなく、当該部位に関して工事がある場合は●とした。

表 4-1-1 廃棄物管理棟 仕様表（一次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数）(1/2)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様	
	六次申請（本申請）	次回以降申請
核燃料物質の臨界防止	-	-
安全機能を有する施設の地盤	-	-
地震による損傷の防止	-	-
津波による損傷の防止	-	-
外部からの衝撃による損傷の防止	水を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁（鉄筋コンクリートの壁及び鉄扉で構成）を貯蔵所の周囲に設置することで、爆風が上方向及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。この障壁の設置工事が完了し、その供用を開始するまでは水を高圧ガス貯蔵所に置かないこととするため、加工棟成型工場の安全機能に影響を及ぼすことはない。	水を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の障壁 (914)
人の不法な侵入等の防止	-	-
閉じ込めの機能	-	-
火災等による損傷の防止	屋外消火栓は、防火水槽（100m ² ×2）と消火水配管により接続	防火水槽（896）及び可搬消防ポンプ（897）
漏水による損傷の防止	-	-
安全避難通路等	-	-
安全機能を有する施設	-	-
材料及び構造	-	-

表 4-1-1 廃棄物管理棟 仕様表 (一次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (2/2)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様	
	六次申請 (本申請)	次回以降申請
搬送設備	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	-	-
警報設備等	-	-
放射線管理施設	-	-
廃棄施設	-	-
核燃料物質等による汚染の防止	-	-
遮蔽	-	-
換気設備	-	-
非常用電源設備	全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する 非常用照明及び誘導灯は、副変電所の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する設計	非常用ディーゼル発電機(屋外ケーブル系統) (888)
通信連絡設備	-	-
その他事業許可で求める仕様	-	-

表 4-1-2 加工棟 成型工場 仕様表 (二次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしている設備・機器の申請次数) (1/3)

設工認技術基準	適合性を確認するための施設	
	六次申請 (本申請)	次回以降申請
核燃料物質の臨界防止	-	核燃料の臨界防止にかかわる他の領域
安全機能を有する施設の地盤	-	-
地震による損傷の防止	-	-
津波による損傷の防止	-	-
外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.2-建1]なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、方一の爆発に対する追加の安全対策として障壁 (鉄筋コンクリートの壁及び鉄扉で構成) を貯蔵所の周囲に設置することで、爆風が上方向及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。この障壁の設置工事が完了し、その供用を開始するまでは水素を高圧ガス貯蔵所に置かないこととするため、加工棟成型工場の安全機能に影響を及ぼすことはない。	水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の障壁 (914)
人の不法な侵入等の防止	-	-
閉じ込めの機能	[7.1-建2]加工棟成型工場の第1種管理区域は無窓構造とし、局所排気系統及び室内排気系統により、室内の圧力を外気に対して負圧に維持する設計とする。(ウランの飛散するおそれのある部屋は19.6Pa以上の負圧) [7.1-設3] 開口部の風速0.5 m/秒以上を維持する。 [7.1-建5] 屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする。	気体廃棄設備(3) (653) ~ (665) 冷却水循環槽 (421) 遠心分離機(1) (423) 洗浄水循環槽(1)、(2) (429) ろ過器 (430) 遠心分離機(2)、(3) (431)
火災等による損傷の防止	[4.1-建5]屋外消火栓を設置(1基、ホース20m×2本)、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m ³ ×2)と消火水管により接続	防火水槽 (896) 及び可操消防ポンプ (897)

表 4-1-2 加工棟 成型工場 仕様表（二次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしている設備・機器の申請回数）(2/3)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様（設計番号は二次申請の設計番号を示す）	適合性を確認するための施設	
		六次申請（本申請）	次回以降申請
漏水による損傷の防止	[5.6.1-建2]屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする。	-	漏水検知警報設備（846）
安全避難通路等	-	-	-
安全機能を有する施設	[11.1-設2] 粉末一時貯蔵棚からのウラン粉末容器の落下・破損により粉末容器内のウランが全量漏えいを想定した環境下でも、室内排気系統に設置する高性能エアフィルタを介して排気することにより必要な安全機能を発揮できる。 [11.1-設3] 酸化炉の火災によりウラン粉末が漏えいを想定した環境下でも、室内排気系統に設置する高性能エアフィルタを介して排気することにより必要な安全機能を発揮できる。 [11.1-設4] 連続結晶炉における炉内爆発によりウラン粉末が漏えいを想定した環境下でも、ウラン粉末は爆風圧力逃し機構（スイングドア）を通じて室内へ飛散し、室内排気系統に設置する高性能エアフィルタを介して排気することにより必要な安全機能を発揮できる。	気体廃棄設備(3) (653) ~ (666)	-
材料及び構造	-	-	-
搬送設備	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	-	-	-
警報設備等	[13.1-建1]屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする。	-	漏水検知警報設備（846）
放射線管理施設	-	-	-
廃棄施設	-	-	-

表 4-1-2 加工棟 成型工場 仕様表 (二次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次數) (3/3)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様 (設計番号は二次申請の設計番号を示す)	適合性を確認するための施設	
		六次申請 (本申請)	次回以降申請
核燃料物質等による汚染の防止 遮蔽	—	—	—
換気設備	[8.1-建1] 加工棟成型工場南東角部の屋外周辺に遮蔽壁を設置する。 [9.1-建1] 非密封のウランを取り扱い又は貯蔵している加工棟成型工場は、60,000m ³ /時以上の排気能力を有する排気設備を施設できる構造とする。	遮蔽壁 (加工棟成型工場の東南角部屋外周辺) (882) 気体廃棄設備 (3) (653) ~ (655)	—
非常用電源設備	[16.1-建2] 加工棟成型工場に設置している非常用照明と誘導灯は、非常用ディーゼル発電機と既存の副変電所の切替器を介して接続されているため、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持できる。 なお非常用ディーゼル発電機は、既設を撤去し新たに新設する予定 (図リ建-1、図リ建-2 参照) であり、新設の非常用ディーゼル発電機の供用開始までは既設の非常用ディーゼル発電機に接続するため、加工棟成型工場に設置する火災等の警報設備、電話設備、非常用照明及び誘導灯は、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持できる。	—	非常用ディーゼル発電機 (屋外ケーブル系統) (888)
通信連絡設備	—	—	—
その他事業許可で求める仕様	—	—	—

表 4-1-3 工場棟転換工場 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしてしていた設備・機器の申請次数) (1/5)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、四次申請書の設計番号を示す)	適合性を確認するための施設(図番号は四次申請書の図番号を示す)	次回以降申請
核燃料物質の臨界防止	<p>[3.2-建1]工場棟領域のユニットは、原料貯蔵所領域、シリンドラ洗浄棟領域、第3核燃料倉庫(2)領域、加工棟領域のユニットと必要距離を確保する</p> <p>・設置高さ490cm以下の工場棟領域ユニットと第2核燃料倉庫領域ユニットは、臨界隔壁(第2核燃料倉庫領域)により隔離する</p> <p>・設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、第2核燃料倉庫領域のユニットと必要距離を確保する</p>	<p>UO₂貯槽(1)-A(29)、UO₂貯槽(1)-B(29)、UO₂貯槽(1)-C(29)、UO₂貯槽(2)-A(29)、UO₂貯槽(2)-B(29)、UO₂貯槽(2)-C(29)、熱交換器(UO₂貯槽)(2)(30)、液受槽(1)(35)、液受槽(2)(35)、調液貯槽(1)-A(37)、調液貯槽(1)-B(37)、調液貯槽(2)-A(40)、沈殿槽(1)-A(40)、沈殿槽(1)-B(40)、沈殿槽(2)-A(40)、沈殿槽(2)-B(40)、熟成槽(1)-A(45)、熟成槽(2)-A(45)、洗浄槽(1)-A(50)、洗浄槽(1)-B(50)、洗浄槽(1)-C(50)、洗浄槽(2)-A(50)、洗浄槽(2)-B(50)、洗浄槽(2)-C(50)、再生液貯槽(1)-A(65)、再生液貯槽(1)-B(65)、再生液貯槽(1)-C(65)、再生液貯槽(2)-A(65)、再生液貯槽(2)-B(65)、再生液貯槽(2)-C(65)、ADU受けホッパ(1)(84)、ADU受けホッパ(2)(84)、ADUバグフィルタ(1)(85)、ADUバグフィルタ(2)(85)、リサイクル粉搬送装置(1)(88)、リサイクル粉搬送装置(2)(88)、リサイクル粉投入ボックス(1)(89)、リサイクル粉投入ボックス(2)(89)、リサイクル粉受けホッパ(1)(95)、ダストチャンバ(2)(95)、UO₂プロターク(1)(106)、UO₂プロターク(2)(106)、UO₂フィルタ(1)(107)、UO₂フィルタ(2)(107)、UO₂受けホッパ(1)(110)、UO₂受けホッパ(2)(110)、粉砕機(1)(113)、粉砕機(2)(113)、粉末搬送装置①ホッパ部①(133)、バグフィルタ(粉末搬送装置①)(135)、スラグコンベア(147)、バックアップフィルタ(粉末搬送装置)(149)、造粒機(150){152}{153}、輸送装置(195)、仮焼炉(198)</p>	<p>原料貯蔵所(861)領域、シリンドラ洗浄棟(873)領域、第3核燃料倉庫(858)領域(1)、(2)の必要距離</p>
安全機能を有する施設の地盤	-	-	-
地震による損傷の防止	-	-	-
津波による損傷の防止	-	-	-

表 4-1-3 工場棟転換工場 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (2/5)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、四次申請書の設計番号を示す)	適合性を確認するための施設(図番号は四次申請書の図番号を示す)	次回以降申請
<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p>	<p>[5.4.1-建 8]生物学的影響防止のため、給気経路にファイラタ(粉塵除去用)を設置する [5.4.2-建 1]航空機落下で発生する火災に対して鉄扉は損傷せず、外部火災の影響が大きき事故の誘因とならない [5.4.2-建 2]水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(鉄筋コンクリート製)を貯蔵所の周囲に設置することで、爆風が上方向及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。この障壁の設置工事が完了し、その供用を開始するまでは水素を高圧ガス貯蔵所に置かないこととするため、工場棟転換工場の安全機能に影響を及ぼすことはない</p>	<p>六次申請(本申請) 気体廃棄設備(1) {608、614、628} 鉄扉 SD-1、SD-2:図イ建-9 参照 水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の障壁 {914}</p>	<p>---</p>
<p>人の不法な侵入等の防止</p>	<p>---</p>	<p>---</p>	<p>---</p>
<p>閉じ込めの機能</p>	<p>[7.1-建 1]非密封のウランを取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生する恐れのある区域を第1種管理区域に区分し、設定する [7.1-建 2]工場棟転換工場の第1種管理区域は無窓構造とし、局所排気系統及び室内排気系統により室内の圧力を外気に対して負圧に維持する設計とする(ウランの飛散するおそれのある部屋は19.6Pa以上の負圧) [7.1-建 5]屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする [7.1-建 6]工場棟転換工場内部の第1種管理区域の床、及び人が触れるおそれがある壁表面については、ウランが浸透しにくく、除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる</p>	<p>鉄扉 SD-1、SD-2:図イ建-9 参照 気体廃棄設備(1) {608}~{617}、{626}~{637} 地下ピット[ピット内液回収配管系統含む] {716}</p>	<p>漏水検知警報設備 {835}</p>

表 4-1-3 工場棟転換工場 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしている設備・機器の申請回数) (3/5)

設工認技術基準		適合性を確認するための施設(図番号は四次申請書の図番号を示す)	
技術基準に対する仕様(設計番号は、四次申請書の設計番号を示す)		六次申請 (本申請)	次回以降申請
火災等による損傷の防止	<p>[4.1-建 5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m³×2)と消火水配管により接続</p> <p>[4.3-建 4] ガラリ部の火災区域境界は気体廃棄設備で構成される</p> <p>[4.3-建 4] 火災区域における等価時間が鉄扉の耐火時間を超えない設計とする</p> <p>[5.6.1-建 3] 屋外、非管理区域、及び第2種管理区域への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする</p>	<p>気体廃棄設備(1) (608)～(617)、(626)～(637)</p> <p>鉄扉 SD-1、SD-2: 図イ建-9 参照</p>	<p>防火水槽 (896) 及び可搬消防ポンプ (897)</p>
漏水による損傷の防止		-	漏水検知警報設備 (835)
安全避難通路等	-	-	-
安全機能を有する施設	<p>[1.1.1-建 2] UF₆ガスを正圧で取り扱う UF₆配管の破断により UF₆ガスが漏えいし、UF₆フードボックス内に UF₆ガスが漏えいした状態を想定したとしても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮</p> <p>[1.1.1-建 3] ロータリーキルンにおける炉内爆発によりウラン粉末が爆風圧力逃し機構(破裂板)を通じて局所非気系統へ飛散した状態を想定したとしても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮</p> <p>[1.1.1-建 5] 気体廃棄設備(1)の停止により、第1種管理区域内の空気中ウランが建物の微小な隙間から建物外へ漏えいする状況であるが、第1種管理区域の負圧が低下するものの他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮</p> <p>[1.1.4-建 1] 工場棟転換工場の分光分析室に設置する同位体分析設備、工場棟転換工場の分光分析室及び除染室・分析室の分析室に設置する不純物分析設備は、使用施設と共用する</p> <p>使用施設との共用においても、核的制限値を超えないように管理する上、加工施設と同じ取扱方法によって管理するため、共用により加工施設の安全性を損なわない</p>	<p>焙焼還元設備 (94)～(105)</p> <p>気体廃棄設備(1) (608)～(617)、(626)～(637)</p>	-
材料及び構造	-	-	-

表 4-1-3 工場棟転換工場 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (4/5)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設(図番号は四次申請書の図番号を示す)	
		六次申請 (本申請)	次回以降申請
搬送設備	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	-	-	-
警報設備等	[13.1-建1]屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	-	漏水検知警報設備(835)
放射線管理施設	-	-	-
廃棄施設	-	-	-
核燃料物質等による汚染の防止	-	-	-
遮蔽	[8.1-建1]工場棟転換工場の周囲に遮蔽壁を設置する	遮蔽壁(工場棟転換工場の東側屋外)(881)	-
換気設備	[9.1-建1]気体廃棄設備(1)の排気能力は以下のとおりである。第1種管理区域で発生する気体廃棄物を処理することが十分に可能な能力を有する設計とする 排気能力 排気能力 (m ³ /時) 115,000 以上	気体廃棄設備(1) (608)～(617)、(626)～(637)	-
非常用電源設備	[16.1-建1]全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する [16.1-建2]工場棟転換工場に設置している緊急対策設備(1)(非常用照明及び誘導灯)は、非常用ディーゼル発電機と既存の副変電所の切替器を介して接続されているため、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持する。	-	非常用ディーゼル発電機(屋外ケーブル系統)(888)
通信連絡設備	-	-	-

表 4-1-3 工場棟転換工場 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (5/5)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設(図番号は四次申請書の図番号を示す)	次回以降申請
<p>その他事業許可で求める仕様</p>	<p>[99-建 3] 更なる安全裕度の向上策として、F3 竜巻来襲時に竜巻防護ライン対象部位の終局耐力が、単位面積当たりの竜巻荷重を上回る [99-建 4] F3 竜巻に対し、工場棟転換工場本体の屋根(折板)は損傷するおそれがあるため、設備・機器等の建物外への飛散防止及び敷地外からの飛来物の屋内への落下防止として、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)を設置する [99-建 5] 飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンスを設置する</p>	<p>鉄扉 SD-1、SD-2: 図イ建-9 参照</p> <p>防護フェンス (885)</p>	<p>六次申請 (本申請)</p> <p>次回以降申請</p>

表 4-1-4 工場棟成型工場 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (1/3)

設工認技術基準	適合性を確認するための施設	
	六次申請 (本申請)	次回以降申請
核燃料物質の臨界防止	スラグコンベア (1) (286)、スラグコンベア (2) (286)、潤滑剤混合機 (2) (296)	原料貯蔵所 (861) 領域、シリンドラ洗浄棟 (873) 領域、第 3 核燃料倉庫 (858) 領域 (1)、(2) の必要離隔距離
技術基準に対する仕様 (設計番号は、四次申請書の設計番号を示す)	[3.2-建 1] 工場棟領域のユニットは、原料貯蔵所領域、シリンドラ洗浄棟領域、第 3 核燃料倉庫 (1) 領域、第 3 核燃料倉庫 (2) 領域、加工棟領域のユニットと必要離隔距離以上離す ・設置高さ 490cm 以下の工場棟領域ユニットと第 2 核燃料倉庫領域ユニットは、臨界隔離壁 (第 2 核燃料倉庫領域) により隔離する ・設置高さ 490cm を超える工場棟領域のユニットは、第 2 核燃料倉庫領域のユニットと必要離隔距離以上離す	-
安全機能を有する施設の地盤	-	-
地震による損傷の防止	-	-
津波による損傷の防止	-	-
外部からの衝撃による損傷の防止	気体廃棄設備 (2) (640、646、650)	水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の障壁 (914)
人の不法な侵入等の防止	[5.4.1-建 8] 生物学的影響防止のため、給気経路にフィルタ (粉塵除去用) を設置する [5.4.2-建 2] 水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁 (鉄筋コンクリート製) を貯蔵所の周囲に設置することで、爆風が上方向及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。この障壁の設置工事が完了し、その供用を開始するまでは水素を高圧ガス貯蔵所に置かないこととするため、工場棟成型工場の安全機能に影響を及ぼすことはない	-

表 4-1-4 工場棟成型工場 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (2/3)

設工認技術基準	適合性を確認するための施設	
	六次申請 (本申請)	次回以降申請
閉じ込めの機能	技術基準に対する仕様(設計番号は、四次申請書の設計番号を示す) [7.1-建2]工場棟成型工場の第1種管理区域は無窓構造とし、局所排気系統及び室内排気系統により室内の圧力を外気に対して負圧に維持する設計とする(ウランの飛散するおそれのある部屋は19.6Pa以上の負圧) [7.1-建5]屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	気体廃棄設備(2) (640)～(651) 漏水検知警報設備(839)
火災等による損傷の防止	[4.1-建5]消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100㎡×2)と消火配管により接続 [4.3-建4]ガラリー部の火災区域境界は気体廃棄設備で構成される [5.6.1-建3]屋外、非管理区域、及び第2種管理区域への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	防火水槽(896)及び可稼消防ポンプ(897) 漏水検知警報設備(839)
安全避難通路等	-	-
安全機能を有する施設	[11.1-建4]ウラン粉末を加圧で気流輸送する配管の破断によりウラン粉末が漏えいし、気流輸送設備の周囲にウラン粉末が飛散した状態を想定したとしても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮 [11.1-建5]気体廃棄設備(2)の停止により、第1種管理区域内の空気中ウランが建物の微小な隙間から建物外へ漏えいする状況であるが、第1種管理区域の負圧が低下するものの他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮	造粒粉末輸送ホッパー(1) (294) 気体廃棄設備(2) (640)～(651)
材料及び構造	-	-
搬送設備	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	-	-

表 4-1-4 工場棟成型工場 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (3/3)

設工認技術基準	適合性を確認するための施設	
	六次申請 (本申請)	次回以降申請
警報設備等	[13.1-建1]屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	漏水検知警報設備 (839)
放射線管理施設	-	-
廃棄施設	-	-
核燃料物質等による汚染の防止	-	-
遮蔽	[8.1-建1]工場棟転換工場の周辺に遮蔽壁を設置する	遮蔽壁 (工場棟転換工場の東側屋外) (881)
換気設備	[9.1-建1]気体廃棄設備(2)の排気能力は以下のとおりである。第1種管理区域で発生する気体廃棄物を処理することが十分に可能な能力を有する設計とする 排気能力 排気能力 (m ³ /時) 143,000以上	気体廃棄設備(2) (640)~(651)
非常用電源設備	[16.1-建1]全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は、それぞれを非常用ディゼル発電機に接続する [16.1-建2]工場棟転換工場に設置している緊急対策設備(1)(非常用照明及び誘導灯)は、非常用ディゼル発電機と既存の副変電所の切替器を介して接続されているため、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持する。	非常用ディゼル発電機(屋外ケーブルシステム) (888)
通信連絡設備	-	-
その他事業許可で求める仕様	[99-建4]F3 竜巻に対し、工場棟成型工場の屋根(折板)は損傷するおそれがあるため、設備・機器等の建物外への飛散防止及び敷地外からの飛来物の屋内への落下防止として、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)を設置する [99-建5]飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンスを設置する	防護フェンス (885)

表 4-1-5 工場棟組立工場 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしている設備・機器の申請次数) (1/3)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、四次申請書の設計番号を示す)		適合性を確認するための施設(図番号は四次申請書の図番号を示す)	
	六次申請 (本申請)	次回以降申請	六次申請 (本申請)	次回以降申請
核燃料物質の臨界防止	[3.2-建1]工場棟領域のユニットは、原料貯蔵所領域、シリンドラ洗浄棟領域、第3核燃料倉庫(1)領域、第3核燃料倉庫(2)領域、加工棟領域のユニットと必要距離を確保する ・設置高さ490cm以下の工場棟領域ユニットと第2核燃料倉庫領域ユニットは、臨界距離(第2核燃料倉庫領域)により隔離する ・設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、第2核燃料倉庫領域のユニットと必要距離を確保する	燃料集合体外観検査台(484)、燃料集合体一時貯蔵架台(593)	原料貯蔵所(861)領域、シリンドラ洗浄棟(873)領域、第3核燃料倉庫(858)領域(1)、(2)の必要距離	
安全機能を有する施設の地盤	-	-	-	-
地震による損傷の防止	-	-	-	-
津波による損傷の防止	-	-	-	-
外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.2-建1]航空機落下で発生する火災に対して鉄扉は損傷せず、外部火災の影響が大きき事故の誘因とならない [5.4.2-建2]水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(鉄筋コンクリート製)を貯蔵所の周囲に設置することで、爆風が上方向及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。この障壁の設置工事が完了し、その供用を開始するまでは水素を高圧ガス貯蔵所に置かないこととするため、工場棟組立工場の安全機能に影響を及ぼすことはない	鉄扉 SD-17:図イ建-9 参照 水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の障壁(914)		
人の不法な侵入等の防止	-	-	-	-

表 4-1-5 工場棟組立工場 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (2/3)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、四次申請書の設計番号を示す)	適合性を確認するための施設(図番号は四次申請書の図番号を示す)	
		六次申請 (本申請)	次回以降申請
閉じ込めの機能	—	—	—
火災等による損傷の防止	[4.1-建 5]消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水栓(100m ³ ×2)と消火水配管により接続 [4.3-建 4]火災区域における等価時間が鉄扉の耐火時間を超えない設計とする	鉄扉 SD-17: 図イ建-9 参照	防火水槽 (896) 及び可燃消防ポンプ (897)
溢水による損傷の防止	—	—	—
安全避難通路等	—	—	—
安全機能を有する施設	—	—	—
材料及び構造	—	—	—
搬送設備	—	—	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	—	—

表 4-1-5 工場棟組立工場 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (3/3)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、四次申請書の設計番号を示す)	適合性を確認するための施設(図番号は四次申請書の図番号を示す)	次回以降申請
警報設備等	-	六次申請 (本申請)	-
放射線管理施設	-		-
廃棄施設	-		-
核燃料物質等による汚染の防止	-		-
遮蔽	[8.1-建1]工場棟組立工場の西南角部屋外周辺及び容器管理棟の西側屋外の敷地境界に遮蔽壁を設置する	遮蔽壁(工場棟組立工場の西南角部屋外周辺) (884) 遮蔽壁(容器管理棟の西側屋外の敷地境界) (883)	-
換気設備	-		-
非常用電源設備	[16.1-建1]全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は、それぞれを非常用ディゼール発電機に接続する [16.1-建2]工場棟組立工場に設置している非常用照明と誘導灯は、非常用ディゼール発電機と既存の副変電所の切替器を介して接続されているため、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持する。	非常用ディゼール発電機(屋外ケーブル系統) (888)	
通信連絡設備	-		-
その他事業許可で求める仕様	[99-建3]更なる安全裕度の向上策として、F3電巻来襲時に電巻防護ライン対象部位の終局耐力が、単位面積当たりの電巻荷重を上回る [99-建4]F3電巻に対し、工場棟組立工場本体の屋根(折板)は損傷するおそれがあるため、設備・機器等の建物外への飛散防止及び敷地外からの飛来物の屋内への落下防止として、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)を設置する [99-建5]飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンスを設置する	鉄扉SD-17:図イ建-9 参照 防護フェンス(885)	-

表 4-1-6 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとした設備・機器の申請次数) (1/4)

設工認技術基準	適合性を確認するための施設	
	六次申請 (本申請)	次回以降申請
核燃料物質の臨界防止	<p>技術基準に対する仕様(設計番号は、四次申請書の設計番号を示す)</p> <p>[3. 2-建 1]第2核燃料倉庫領域のユニットは、シリンダ洗浄棟領域、第3核燃料倉庫(1)領域、第3核燃料倉庫(2)領域のユニットと必要距離以上離す</p> <p>・第2核燃料倉庫領域のユニットは、原料貯蔵所領域、加工棟領域のユニットと臨界隔離壁(第2核燃料倉庫領域)により隔離する</p> <p>・設置高さ490cm以下の工場棟領域ユニットと第2核燃料倉庫領域ユニットは、臨界隔離壁(第2核燃料倉庫領域)により隔離する</p> <p>・設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、第2核燃料倉庫領域のユニットと必要距離以上離す</p>	<p>スクラップ貯蔵棚 (粉未用) (第2核燃料倉庫) (532)</p> <p>・第3核燃料倉庫(558)領域(1)、(2)、シリンダ洗浄棟領域(873)の必要距離隔離</p>
安全機能を有する施設の地盤	-	-
地震による損傷の防止	-	-
津波による損傷の防止	-	-
外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[5. 4. 1-建 8]生物学的影響防止のため、給気経路にフィルタ(粉塵除去用)を設置する</p> <p>[5. 4. 2-建 2]水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(鉄筋コンクリート製)を貯蔵所の周囲に設置することで、爆風が上方向及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。この障壁の設置工事が完了し、その供用を開始するまでは水素を高圧ガス貯蔵所に置かないこととするため、第2核燃料倉庫の安全機能に影響を及ぼすことはない</p>	<p>気体廃棄設備(1) (608、614、628)</p> <p>水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の障壁(914)</p>
人の不法な侵入等の防止	-	-

表 4-1-6 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次數) (2/4)

設工認技術基準	適合性を確認するための施設	
	六次申請 (本申請)	次回以降申請
閉じ込めの機能	<p>技術基準に対する仕様(設計番号は、四次申請書の設計番号を示す)</p> <p>[7.1-建 2]第2核燃料倉庫の第1種管理区域は無窓構造とし、局所排気系統及び室内排気系統により室内の圧力を外気に対して負圧に維持する設計とする(ウランの飛散するおそれのある部屋は19.6Pa以上の負圧)</p> <p>[7.1-建 5]第2核燃料倉庫外からの水の侵入及び屋外への溢水拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする</p>	<p>気体廃棄設備(1) (608)</p> <p>漏水検知警報設備(857)</p>
火災等による損傷の防止	<p>[4.1-建 5]消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m²×2)と消火水管により接続</p> <p>[4.3-建 4]ガドリ部の火災区域境界は気体廃棄設備で構成される。気体廃棄設備は、次回以降申請とする。</p>	<p>気体廃棄設備(1) (608)</p> <p>防火水槽(896)及び可撤消消防ポンプ(897)</p>
溢水による損傷の防止	<p>[5.6.1-建 3]第2核燃料倉庫本体への溢水防止及び屋外への溢水拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする</p>	<p>漏水検知警報設備(857)</p>
安全避難通路等	—	—

表 4-1-6 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (3/4)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、四次申請書の設計番号を示す)	適合性を確認するための施設	
		六次申請 (本申請)	次回以降申請
安全機能を有する施設	[1.1.1-建5] 気体廃棄設備(1)の停止により、第1種管理区域内の空気中ウランが建物の微小な隙間から建物外へ漏れ出す状況であるが、第1種管理区域の負圧が低下するもの他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮	気体廃棄設備(1) (608)	-
材料及び構造	-	-	-
搬送設備	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	-	-	-
警報設備等	[13.1-建1] 第2核燃料倉庫外からの水の侵入及び屋外への溢水拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	-	漏水検知警報設備 (857)
放射線管理施設	-	-	-

表 4-1-6 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (4/4)

設工認技術基準		適合性を確認するための施設	
技術基準に対する仕様		六次申請 (本申請)	次回以降申請
廃棄施設	-	-	-
核燃料物質等による汚染の防止	-	-	-
遮蔽	-	-	-
換気設備	[9. 1-建 1] 気体廃棄設備 (1) の排気能力は以下のとおりである。第 1 種管理区域で発生する気体廃棄物を処理することが十分に可能な能力を有する設計とする 排気能力 排気能力 (m ³ /時) 115,000 以上	気体廃棄設備 (1) (608)	-
非常用電源設備	[16. 1-建 1] 全ての非常用通報設備 (無線式電話設備を除く) と自動火災報知設備は、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する [16. 1-建 2] 第 2 核燃料倉庫に設置している緊急対策設備 (1) (非常用照明及び誘導灯) は、非常用ディーゼル発電機と既存の副変電所の切替器を介して接続されているため、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持する。	-	非常用ディーゼル発電機 (屋外ケーブール系統) (888)
通信連絡設備	-	-	-
その他事業許可で求める仕様	[99-建 4] F3 竜巻に対し、第 2 核燃料倉庫前室の屋根 (ALC) は損傷するおそれがあるため、設備・機器等の建物外への飛散防止及び敷地外からの飛来物の屋内への落下防止として、緊急対策設備 (2) (飛散防止用防護ネット) を設置する [99-建 5] 飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンスを設置する	防護フェンス (885)	-

表 4-1-7 付属建物容器管理棟 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (1/2)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様 (設計番号は、四次申請書の設計番号を示す)	適合性を確認するための施設 (図番号は四次申請書の図番号を示す)	
		六次申請 (本申請)	次回以降申請
核燃料物質の境界防止	-	-	-
安全機能を有する施設の地盤	-	-	-
地震による損傷の防止	-	-	-
津波による損傷の防止	-	-	-
外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.2-建2]水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(鉄筋コンクリート製の壁及び鉄扉で構成)を貯蔵所の周囲に設置すること、爆風が上方向及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。この障壁の設置工事が完了し、その供用を開始するまでは水素を高圧ガス貯蔵所に置かないこととするため、容器管理棟の安全機能に影響を及ぼすことはない	水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の障壁(914)	-
人の不法な侵入等の防止	-	-	-
閉じ込めの機能	-	-	-
火災等による損傷の防止	[4.1-建5]消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m ³ ×2)と消火水配管により接続 [4.3-建4]火災区域における等価時間が鉄扉の耐火時間を超えない設計とする	鉄扉 SD-221: 図イ建-9 参照	防火水槽(896)及びび可搬消防ポンプ(897)
溢水による損傷の防止	-	-	-
安全避難通路等	-	-	-
安全機能を有する施設	-	-	-

表 4-1-7 付属建物容器管理棟 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (2/2)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、四次申請書の設計番号を示す)	適合性を確認するための施設(図番号は四次申請書の図番号を示す)	
		六次申請 (本申請)	次回以降申請
材料及び構造	-	-	-
搬送設備	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	-	-	-
警報設備等	-	-	-
放射線管理施設	-	-	-
廃棄施設	-	-	-
核燃料物質等による汚染の防止	-	-	-
遮蔽	[8.1-建1]容器管理棟(西側)及び容器管理棟の西側屋外の敷地境界に遮蔽壁を設置する	独立遮蔽壁(容器管理棟) [864] 遮蔽壁(容器管理棟の西側屋外の敷地境界) [883]	-
換気設備	-	-	-
非常用電源設備	[16.1-建1]全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する [16.1-建2]工揚棟組立工場に設置している非常用照明と誘導灯は、非常用ディーゼル発電機と既存の副変電所の切替器を介して接続されているため、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持する。	-	非常用ディーゼル発電機(屋外ケーブル系統) [888]
通信連絡設備	-	-	-
その他事業許可で求める仕様	[99-建3]更なる安全裕度の向上策として、F3 竜巻来襲時に竜巻防護ライン対象部位の終局耐力が、単位面積当たりの竜巻荷重を上回る [99-建5]飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンスを設置する	鉄扉 SD-221: 図イ建-9 参照 防護フェンス [885]	-

表 4-1-8 放射線管理棟 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていった設備・機器の申請次数) (1/3)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、四次申請書の設計番号を示す)		適合性を確認するための施設	
	六次申請 (本申請)	次回以降申請	六次申請 (本申請)	次回以降申請
核燃料物質の境界防止	-	-	-	-
安全機能を有する施設の地盤	-	-	-	-
地震による損傷の防止	-	-	-	-
津波による損傷の防止	-	-	-	-
外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-建 8]生物学的影響防止のために、給気経路にフイルタ(粉塵除去用)を設置する [5.4.2-建 2]水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(鉄筋コンクリート製)を貯蔵所の周囲に設置することで、爆風が上方及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。この障壁の設置工事が完了し、その供用を開始するまでは水素を高圧ガス貯蔵所に置かないこととするため、放射線管理棟の安全機能に影響を及ぼすことはない	-	気体焼戻設備(2) (640, 646, 650) 水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の障壁(914)	-
人の不法な侵入等の防止	-	-	-	-
閉じ込めの機能	[7.1-建 2]放射線管理棟の第1種管理区域は無窓構造とし、同所排気系統及び室内排気系統により室内の圧力を外気に対して負圧に維持する設計とする(ウランの飛散するおそれのある部屋は19.6Pa以上の負圧) [7.1-建 5]屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	-	気体焼戻設備(2) (640, 652)	漏水検知警報設備(849)]
火災等による損傷の防止	[4.1-建 5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m ³ ×2)と消火水配管により接続	-	-	防火水槽(896)及び可搬消防ポンプ(897)
溢水による損傷の防止	[5.6.1-建 3]屋外、非管理区域、及び第2種管理区域への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	-	-	漏水検知警報設備(849)
安全避難通路等	-	-	-	-

表 4-1-8 放射線管理棟 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (2/3)

設工認技術基準	適合性を確認するための施設	
	六次申請 (本申請)	次回以降申請
安全機能を有する施設	<p>技術基準に対する仕様(設計番号は、四次申請書の設計番号を示す)</p> <p>[1.1.1-建5]気体廃棄設備(2)の停止により、第1種管理区域内の空気中ウランが建物の微小な隙間から建物外へ漏れ出す状況であるが、第1種管理区域の負圧が低下するもの他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮</p> <p>[1.1.4-建2]使用施設と共用する転換工場の分光分析室及び除染室・分析室の分析室で発生する廃棄物は、加工施設で発生する廃棄物と同じであり、放射性廃棄物の廃棄物貯蔵設備(1)、ドラム缶ウラン量測定装置、及びクレーンは使用施設と共用することにより安全性を損なわない</p>	<p>気体廃棄設備(2) (640, 652)</p> <p>廃棄物貯蔵設備(1) (818) ドラム缶ウラン量測定装置(819) クレーン(820)</p>
材料及び構造	-	-
搬送設備	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	-	-
警報設備等	[13.1-建1]屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	漏水検知警報設備(849)
放射線管理施設	-	-

表 4-1-8 放射線管理棟 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしている設備・機器の申請次数) (3/3)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
		六次申請 (本申請)	次回以降申請
廃棄施設	-	-	-
核燃料物質等による汚染の防止 遮蔽	-	-	-
換気設備	[9. 1-建 1] 気体廃棄設備 (2) の排気能力は以下のとおりである。第 1 種管理区域で発生する気体廃棄物进行处理することが十分に可能な能力を有する設計とする 排気能力 排気能力 (m ³ /時) 143,000 以上	気体廃棄設備 (2) (640, 652)	-
非常用電源設備	[16. 1-建 1] 全ての非常用通報設備 (無線式電話設備を除く) と自動火災報知設備は、それぞれを非常用ディジーゼル発電機に接続する [16. 1-建 2] 工場棟転換工場に設置している緊急対策設備 (1) (非常用照明及び誘導灯) は、非常用ディジーゼル発電機と既存の副変電所の切替器を介して接続されているため、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持する。	-	非常用ディジーゼル発電機 (屋外ケーブル系統) (888)
通信連絡設備	-	-	-
その他事業許可で求める仕様	[99-建 4] F3 竜巻に対し、放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所の屋根 (折板) は損傷するおそれがあるため、設備・機器等の建物外への飛散防止及び敷地外からの飛来物の屋内への落下防止として、緊急対策設備 (2) (飛散防止用防護ネット) を設置する [99-建 5] 飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンスを設置する	防護フェンス (885)	-

表 4-1-9 放射線管理棟前室 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (1/2)

施工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、四次申請書の設計番号を示す)	適合性を確認するための施設	
		六次申請 (本申請)	次回以降申請
核燃料物質の臨界防止	-	-	-
安全機能を有する施設の地盤	-	-	-
地震による損傷の防止	-	-	-
津波による損傷の防止	-	-	-
外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.2-建2]水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(鉄筋コンクリート製)を貯蔵所の周囲に設置することで、爆風が上方向及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。この障壁の設置工事が完了し、その供用を開始するまでは水素を高圧ガス貯蔵所に置かないこととするため、放射線管理棟前室の安全機能に影響を及ぼすことはない	水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の障壁(914)	-
人の不法な侵入等の防止	-	-	-
閉じ込めの機能	-	-	-
火災等による損傷の防止	[4.1-建5]消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m ³ ×2)と消火水配管により接続	-	防火水槽(896)及び可撤消防ポンプ(897)
溢水による損傷の防止	-	-	-
安全避難通路等	-	-	-
安全機能を有する施設	[1.4-建2]放射線管理棟前室に設置するクレーンは使用施設と共用するが、加工施設で発生する廃棄物と同じであり安全性を損なわない。	-	クレーン(821)

表 4-1-9 放射線管理棟前室 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしている設備・機器の申請回数) (2/2)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、四次申請書の設計番号を示す)	適合性を確認するための施設	
		六次申請(本申請)	次回以降申請
材料及び構造	-	-	-
搬送設備	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	-	-	-
警報設備等	-	-	-
放射線管理施設	-	-	-
廃棄施設	-	-	-
核燃料物質等による汚染の防止	-	-	-
遮蔽	-	-	-
換気設備	-	-	-
非常用電源設備	[16.1-建1]全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は、それぞれを非常用ディゼ ル発電機に接続する [16.1-建2]工場棟組立工場に設置している非常用照明 と誘導灯は、非常用ディゼル発電機と既存の副変電所 の切替器を介して接続されているため、外部電源系統が 喪失した場合でも機能を維持する。	-	非常用ディゼル発電機(屋外ケーブル系統) {888}
通信連絡設備	-	-	-
その他事業許可で求める仕様	[99-建5]飛来物対策として加工施設南側の公道との境 界に防護フェンスを設置する	防護フェンス {885}	-

表 4-1-10 付属建物除染室・分析室 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしている設備・機器の申請次数) (1/4)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、四次申請書の設計番号を示す)		適合性確認するための施設(図番号は四次申請書の図番号を示す)	
	六次申請(本申請)	次回以降申請	六次申請(本申請)	次回以降申請
核燃料物質の臨界防止	[3.2-建1]工場棟領域のユニットは、原料貯蔵所領域、シリンドラ洗浄棟領域、第3核燃料倉庫(1)領域、第3核燃料倉庫(2)領域、加工棟領域のユニットと必要離隔距離以上離す ・設置高さ490cm以下の工場棟領域ユニットと第2核燃料倉庫領域ユニットは、臨界隔離壁(第2核燃料倉庫領域)により隔離する ・設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、第2核燃料倉庫領域のユニットと必要離隔距離以上離す	-	-	原料貯蔵所(861)領域、シリンドラ洗浄棟(873)領域、第3核燃料倉庫(858)領域(1)、(2)の必要離隔距離 ・設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットと第2核燃料倉庫領域のユニットの距離が必要離隔距離以上離した配置であること
安全機能を有する施設の地盤	-	-	-	-
地震による損傷の防止	-	-	-	-
津波による損傷の防止	-	-	-	-
外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-建1]建物の部材の短期許容荷重が、F1竜巻(最大風速49m/s)の風圧力及び気圧差による竜巻荷重を上回る設計とする [5.4.1-建8]生物学的影響防止のため、給気経路にフィルター(粉塵除去用)を設置する [5.4.2-建1]航空機落下で発生する火災に対して鉄扉は損傷せず、外部火災の影響が大きな事故の誘因とならない [5.4.2-建2]水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(鉄筋コンクリート製)を貯蔵所の周囲に設置することで、爆風が上方向及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。この障壁の設置工事が完了し、その供用を開始するまでは水素を高圧ガス貯蔵所に置かないこととするため、除染室・分析室の安全機能に影響を及ぼすことはない	鉄扉 SD-220:図イ建-9 参照 気体廃棄設備(1) (608, 614, 628) 鉄扉 SD-220:図イ建-9 参照 水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の障壁(914)	-	-
人の不法な侵入等の防止	-	-	-	-

表 4-1-10 付属建物除染室・分析室 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するための施設(図番号は四次申請書の図番号を示す) (2/4))

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、四次申請書の設計番号を示す)	適合性を確認するための施設(図番号は四次申請書の図番号を示す)	次回以降申請
閉じ込めの機能	[7.1-建2]除染室・分析室の第1種管理区域は無窓構造とし、局所排気系統及び室内排気系統により室内の圧力を外気に対して負圧に維持する設計とする。(ウランの飛散するおそれのある部屋は19.6Pa以上の負圧) [7.1-建5]屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	気体廃棄設備(1) (608, 638, 639)	漏水検知警報設備(853)
火災等による損傷の防止	[4.1-建5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m ³ ×2)と消火配管により接続 [4.3-建4]火災区域における等価時間が鉄扉の耐火時間を超えない設計とする	鉄扉 SD-220:図イ建-9 参照	防火水槽(896)及びび可搬消防ポンプ(897)
溢水による損傷の防止	[5.6.1-建3]屋外、非管理区域、及び第2種管理区域への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	-	漏水検知警報設備(853)
安全避難通路等	-	-	-
安全機能を有する施設	[11.1-建5]気体廃棄設備(1)の停止により、第1種管理区域内の空気中ウランが建物の微小な隙間から建物外へ漏れやすい状況であるが、第1種管理区域の負圧が低下するもの他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮	気体廃棄設備(1) (608, 638, 639)	-

表 4-1-10 付属建物除染室・分析室 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしている設備・機器の申請次数) (3/4)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計)番号は、四次申請書の設計番号を示す)	適合性を確認するための施設(図番号は四次申請書の図番号を示す)	
		六次申請 (本申請)	次回以降申請
材料及び構造	-	-	-
搬送設備	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	-	-	-
警報設備等	[13.1-建1]屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	-	漏水検知警報設備(853)
放射線管理施設	-	-	-
廃棄施設	-	-	-
核燃料物質等による汚染の防止	-	-	-
遮蔽	[8.1-建1]工場棟転換工場の周辺に遮蔽壁を設置する	遮蔽壁 (工場棟転換工場の東側屋外) {881}	-
換気設備	[9.1-建1]気体廃棄設備(1)の排気能力は以下のとおりである。第1種管理区域で発生する気体廃棄物を処理することが十分に可能な能力を有する設計とする 排気能力 排気能力 (m³/時) 115,000 以上	気体廃棄設備(1) (608, 638, 639)	-

表 4-1-10 付属建物除染室・分析室 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (4/4)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、四次申請書の設計番号を示す)		適合性を確認するための施設(図番号は四次申請書の図番号を示す)	
	設計番号	仕様	六次申請(本申請)	次回以降申請
非常用電源設備		[16.1-建1]全ての非常用通報設備(無綫式電話設備を除く)と自動火災報知設備は、それぞれを非常用ディゼル発電機に接続する [16.1-建2]除染室・分析室に設置している緊急対策設備(1)(非常用照明及び誘導灯)は、非常用ディゼル発電機と既存の副変電所の切替器を介して接続されているため、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持する。	-	非常用ディゼル発電機(屋外ケーブリング系統) {888}
通信連絡設備		-	-	-
その他事業許可で求める仕様		[99-建3]更なる安全裕度の向上策として、F3 竜巻来襲時に竜巻防護ライン対象部位の終局耐力が、単位面積当たりの竜巻荷重を上回る [99-建4]F3 竜巻に対し、除染室・分析室の屋根(折板)は損傷するおそれがあるため、設備・機器等の建物外への飛散防止及び敷地外からの飛来物の屋内への落下防止として、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)を設置する [99-建5]飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンスを設置する	鉄扉 SD-220:図イ建-9 参照	防護フェンス {885}

表 4-1-11 付属建物発電機室 仕様表 (五次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (1/2)

設工認技術基準	適合性を確認するための施設	
	六次申請 (本申請)	次回以降申請
技術基準に対する仕様(設計番号は、五次申請書の設計番号を示す)	-	-
核燃料物質の臨界防止	-	-
安全機能を有する施設の地盤	-	-
地震による損傷の防止	-	-
津波による損傷の防止	-	-
外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-建 1]水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の様 象に対する追加の安全対策として障壁(鉄筋コンクリー ト製)を貯蔵所の周囲に設置することで、爆風が上方向 及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない構方向に解放 される設計とする。この障壁の設置工事が完了し、その 供用が開始されるまでは水素を高圧ガス貯蔵所に置かな いこととするため、付属建物発電機室の安全機能に影響 を及ぼすことはない。	水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の障壁(914)
人の不法な侵入等の防止	-	-
閉じ込めの機能	-	-
火災等による損傷の防止	[1.1-建 4]消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火 栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m ³ ×2)と 消火水配管により接続。	防火水槽(896)及び可搬消防ポンプ(897)
溢水による損傷の防止	-	-
安全避難通路等	-	-
安全機能を有する施設	-	-

表 4-1-1-11 付属建物発電機室 仕様表 (五次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (2/2)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、五次申請書の設計番号を示す)	適合性を確認するための施設	
		六次申請 (本申請)	次回以降申請
材料及び構造	-	-	-
搬送設備	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	-	-	-
警報設備等	-	-	-
放射線管理施設	-	-	-
廃棄施設	-	-	-
核燃料物質等による汚染の防止	-	-	-
遮蔽	-	-	-
換気設備	-	-	-
非常用電源設備	[24. 1-建 1] 全ての非常用通報設備(放送設備、通信連絡設備(電話設備{890, 893}(有線式))と自動火災報知設備は以下の通り、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。 [24. 1-建 2] 付属建物発電機室の全ての緊急対策設備(1) (非常用照明、誘導灯)は、副変電所(第2変電所)の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。	-	非常用ディーゼル発電機(屋外ケーブル系統) {888}
通信連絡設備	-	-	-
その他事業許可で求める仕様	[99-建 4]飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンスを設置する。	防護フェンス {885}	-

表 4-1-12 飛散防止用防護ネット (五次申請分) 仕様表 (五次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (1/2)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、五次申請書の設計番号を示す)		適合性を確認するための施設	
	六次申請 (本申請)	次回以降申請	六次申請 (本申請)	次回以降申請
核燃料物質の臨界防止 安全機能を有する施設の 地盤	-	-	-	-
地震による損傷の防止	[6.1-建1]耐震重要度分類第1類である緊急対策設備 (2) (飛散防止用防護ネット)は、耐震重要度分類第2類 及び第3類の設備の破損による波及的影響により破損し ない構造とする。	-	気体廃棄設備(1) (614, 615, 616, 628, 629) (工場棟転機工場、付属建物第2核燃料倉庫、付属 建物防染室・分析室) 気体廃棄設備(2) (646, 647, 648) (工場棟成型工場、放射線管理棟)	-
津波による損傷の防止	-	-	-	-
外部からの衝撃による損 傷の防止	-	-	-	-
人の不法な侵入等の防止	-	-	-	-
閉じ込めの機能	-	-	-	-
火災等による損傷の防止	-	-	-	-
溢水による損傷の防止	-	-	-	-
安全避難通路等	-	-	-	-
安全機能を有する施設	[14.1-建3]ロータリーキルンにおける炉内爆発が発生 しても、ウラン粉末を含む爆風はロータリーキルンの爆 風圧力逃し機構(破裂板)を通じて局所排気系統へ排気 し、閉じ込め性が維持されることから、緊急対策設備 (2) (飛散防止用防護ネット)の安全機能に影響を及ぼす ことなく必要な安全機能を発揮する。	-	ロータリーキルン(94)	-

表 4-1-12 飛散防止用防護ネット (五次申請分) 仕様表 (五次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしている設備・機器の申請次数) (2/2)

工認技術基準	技術基準に対する仕様(設計番号は、五次申請書の設計番号を示す)	適合性を確認するための施設	
		六次申請 (本申請)	次回以降申請
材料及び構造	-	-	-
搬送設備	-	-	-
核燃料物質の貯蔵施設	-	-	-
警報設備等	-	-	-
放射線管理施設	-	-	-
廃棄施設	-	-	-
核燃料物質等による汚染の防止	-	-	-
遮蔽	-	-	-
換気設備	-	-	-
非常用電源設備	-	-	-
通信連絡設備	-	-	-
その他事業許可で求める仕様	-	-	-

表 4-2-1 化学処理施設 仕様表 (五次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (1/7)

既申請の設備・機器	加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
			六次申請 (本申請)	次回以降申請
{1}UF6 蒸発・加水分解設備 蒸発器 {14}UF6 蒸発・加水分解設備 コールドトラップ {17}UF6 蒸発・加水分解設備 コールドトラップ(小) {21}UF6 蒸発・加水分解設備 加水分解装置 (エジェクタ)	核燃料物質の境界防止	[4.2-設 1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全である範囲に制限する。 [4.2-設 6] 工場棟領域に設置する。	工場棟領域内の核的制限値を有する設備・機器	建物 (領域間距離)
{22}UF6 蒸発・加水分解設備 循環貯槽 {28}UF6 蒸発・加水分解設備 熱交換器 {106}焙焼還元設備 U02 プロロータ {107}焙焼還元設備 U02 フィルタ {108}焙焼還元設備 U02 バックアップフィルタ {110}焙焼還元設備 U02 受けホッパ {112}粉砕・充填設備 粉砕機 {113}粉砕・充填設備 粉砕機 バグフィルタ {115}粉砕・充填設備 充填装置 {106}焙焼還元設備 U02 プロロータ {107}焙焼還元設備 U02 フィルタ {110}焙焼還元設備 U02 受けホッパ {112}粉砕・充填設備 粉砕機	安全機能を有する施設の地盤 地震による損傷の防止 津波による損傷の防止 外部からの衝撃による損傷の防止 人の不法な侵入等の防止			
{106}焙焼還元設備 U02 プロロータ {107}焙焼還元設備 U02 フィルタ {110}焙焼還元設備 U02 受けホッパ {112}粉砕・充填設備 粉砕機 {115}粉砕・充填設備 充填装置	閉じ込めの機能	[10.1-設 3] プロロータボックスの開閉は風速 0.5 m/秒以上を維持する。	{96} フードボックス (ロータリーキルン) {608} 気体廃棄設備 (1)	

表 4-2-1 化学処理施設 仕様表 (五次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (2/7)

既申請の設備・機器	加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
			六次申請 (本申請)	次回以降申請
{106} 焙焼還元設備 U02 プロータンク {107} 焙焼還元設備 U02 ファイルタ {110} 焙焼還元設備 U02 受けホッパ {112} 粉碎・充填設備 粉碎機 {115} 粉碎・充填設備 充填装置 {1} UF6 蒸発・加水分解設備 蒸発器	閉じ込めの機能	[10.1-設 4] 排気は局所排気系統に接続する。	{96} フードボックス(ロータリーキルン) {608} 気体廃棄設備(1)	-
{14} UF6 蒸発・加水分解設備 コールドトラップ		[10.1-設 6] 過加熱を防止するため、{3} シリンダダ過加熱防止インターロックを設置する。	{3} シリンダダ過加熱防止インターロック	-
{17} UF6 蒸発・加水分解設備 コールドトラップ(小)		[10.1-設 6] 過加熱を防止するため、{18} コールドトラップ(小)温度高インターロックを設置する。	{15} コールドトラップ温度高インターロック	-
{1} UF6 蒸発・加水分解設備 蒸発器 {14} UF6 蒸発・加水分解設備 コールドトラップ {17} UF6 蒸発・加水分解設備 コールドトラップ(小)		[10.1-設 10] 地震時の UF ₆ 供給を停止する {6} 地震インターロックを設置する (独立二系統)。	{6} 地震インターロック	-
{1} UF6 蒸発・加水分解設備 蒸発器 {22} UF6 蒸発・加水分解設備 循環貯槽		[10.1-設 10] {25} 液貯槽ポンプ停止インターロックを設置する。	{25} 液貯槽ポンプ停止インターロック {35} 液受槽	-
{22} UF6 蒸発・加水分解設備 循環貯槽		[10.1-設 10] {27} 循環貯槽液位低インターロックを設置する。	{27} 循環貯槽液位低インターロック	-
{14} UF6 蒸発・加水分解設備 コールドトラップ {17} UF6 蒸発・加水分解設備 コールドトラップ(小)		[10.1-設 11] {20} コールドトラップ(小) 捕集中の温度高インターロックを設置する。	{20} コールドトラップ(小) 捕集中の温度高インターロック	-
{8} UF6 蒸発・加水分解設備 フードボックス		[10.1-設 13] {9} UF ₆ 漏えい拡大防止 (HF 検知) インターロックを設置する。	{9} UF ₆ 漏えい拡大防止 (HF 検知) インターロック	-

表 4-2-1 化学処理施設 仕様表 (五次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (3/7)

既申請の設備・機器	加工施設の技術基準 閉じ込めの機能	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
			六次申請 (本申請)	次回以降申請
{1}UF6 蒸発・加水分解設備 蒸発器		[10.1-設 13] UF6 漏えいを検知するため、(5) UF6 漏えい拡大防止 (電導度) インターロックを設置する。	{5} UF6 漏えい拡大防止 (電導度) インターロック	
{8} UF6 蒸発・加水分解設備 フードボックス		[10.1-設 16] UF6 の漏えい拡大遅延用ガス溜めパツファを設置する。	{608} 気体廃棄設備 (1)	-
{8} UF6 蒸発・加水分解設備 フードボックス		[10.1-設 17] UF6 の漏えいに対して、排気中の UF6 を処理するスクラバと高性能エアフィルタ 2 段 (2 段目は耐 HF 性) を設置する。	{611} 高性能エアフィルタ	-
{1} UF6 蒸発・加水分解設備 蒸発器 {8} UF6 蒸発・加水分解設備 フードボックス		[10.1-設 19] {10} UF6 漏えい警報設備 (フードボックス内) を設置する。	{10} UF6 漏えい警報設備 (フードボックス内)	-
{11} UF6 蒸発・加水分解設備 防護カバー		[10.1-設 19] {12} {13} UF6 漏えい警報設備 (防護カバー内、防護カバー外) を設置する。	{12} UF6 漏えい警報設備 (防護カバー内) {13} UF6 漏えい警報設備 (防護カバー外)	-
{106} 乾燥還元設備 UO2 プロータンク		[10.1-設 20] 粉末状のウランを加压状態で取り扱う機器は局所排気系統に接続したフードボックス又は配管カバー内に設置する。	{96} フードボックス (ロータリーキルン)	-
{22} UF6 蒸発・加水分解設備 循環貯槽		[10.1-設 21] オーバーフローを防止するため、(26) 循環貯槽液位高インターロックを設置する。	{35} 液受槽 {26} 循環貯槽 液位高インターロック	-
{28} UF6 蒸発・加水分解設備 熱交換器		[10.1-設 22] 保温カバーにより UO ₂ F ₂ 溶液の飛散を防止する。	{31} 堰 (UO ₂ F ₂ 貯槽) {33} 飛散防止カバー (UO ₂ F ₂ 貯槽、液貯槽、調液貯槽)	-
{1} UF6 蒸発・加水分解設備 蒸発器		[10.1-設 27] UF6 移送ラインを確保するため、(7) シリンダ取外しインターロックを設置する。	{7} シリンダ取外しインターロック	-
{28} UF6 蒸発・加水分解設備 熱交換器		[10.1-設 28] 漏えい拡大防止用の堰と漏えい検知器を設置する。	{31} 堰 (UO ₂ F ₂ 貯槽) {32} 堰漏水検知警報設備	-

表 4-2-1 化学処理施設 仕様表 (五次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (4/7)

既申請の設備・機器	加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
			六次申請 (本申請)	次回以降申請
{22} UF6 蒸発・加水分解設備 循環貯槽 {23} UF6 蒸発・加水分解設備 堰 (循環貯槽)	閉じ込めの機能	[10. 1-設 28] 漏えい拡大防止用の堰 ({24} 堰漏水検知警報設備付き) を設置する。	{24} 堰漏水検知警報設備	-
{1} UF6 蒸発・加水分解設備 蒸発器		[10. 1-設 34] 過加熱を防止するため、{4} シリンダ圧力高インターロックを設置する。	{4} シリンダ圧力高インターロック	-
{14} UF6 蒸発・加水分解設備 コールドトラップ		[10. 1-設 34] 過加熱を防止するため、{16} コールドトラップ圧力高インターロックを設置する。	{16} コールドトラップ圧力高インターロック	-
{17} UF6 蒸発・加水分解設備 コールドトラップ (小)		[10. 1-設 34] 過加熱を防止するため、{19} コールドトラップ (小) 圧力高インターロックを設置する。	{19} コールドトラップ (小) 圧力高インターロック	-
{8} UF6 蒸発・加水分解設備 フードボックス		[10. 1-設 44] UF ₆ 漏えい時に排気経路を切り替える (切替ダンパによる排気経路切替動作。) (独立二系統)。	{9} UF ₆ 漏えい拡大防止 (UF 検知) インターロック	-
{1} UF6 蒸発・加水分解設備 蒸発器 {8} UF6 蒸発・加水分解設備 フードボックス {11} UF6 蒸発・加水分解設備 防護カバー {14} UF6 蒸発・加水分解設備 コールドトラップ {17} UF6 蒸発・加水分解設備 コールドトラップ (小) {115} 粉砕・充填設備 充填装置		[10. 1-設 45] {6} {621} 地震インターロックに連動し、防護カバーフード部給気口およびフードボックス排気口を閉鎖する。(独立二系統)	{6} 地震インターロック {621} 地震インターロック	-
{238} ウラン回収設備 (第 2 系列) フードボックス (粉砕機)		[10. 1-設 51] 容器取り出し部は開口部のない構造とする。 [11. 3-設 4] プロワにオイルパン及び遮熱板を設置する。	{496} 大型粉末容器 {117} 大型混合装置 {238} フードボックス (粉砕機)	-
-		-	-	-
-		火災等による損傷の防止 溢水による損傷の防止 安全避難通路等	-	-

表 4-2-1 化学処理施設 仕様表 (五次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (5/7)

既申請の設備・機器	加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設 六次申請 (本申請)	次回以降申請
{11}UF6 蒸発・加水分解設備 蒸発器 {8}UF6 蒸発・加水分解設備 フードボックス {14}UF6 蒸発・加水分解設備 コールドトラップ (小) {17}UF6 蒸発・加水分解設備 コールドトラップ (小)	安全機能を有する施設	[14.1-設 6] UF ₆ を加圧で取り扱う配管破断によりUF ₆ がフードボックス内へ漏えいした状態を想定しても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく、必要な安全機能を発揮できる。(設計基準事故時のUF ₆ 温度：108℃、UF ₆ 圧力：0.407MPaG)	{11}蒸発器 {8}フードボックス {14}コールドトラップ {17}コールドトラップ(小) {608}気体廃棄設備(1)	-
-	材料及び構造	-	-	-
-	搬送設備	-	-	-
-	核燃料物質の貯蔵施設	-	-	-
{8}UF6 蒸発・加水分解設備 フードボックス	警報設備等	[18.1-設 1] {10}UF ₆ 漏えい警報設備 (フードボックス内) を設置する。	{10}UF ₆ 漏えい警報設備 (フードボックス内)	-
{11}UF6 蒸発・加水分解設備 防護カバー		[18.1-設 1] {12}{13}UF ₆ 漏えい警報設備 (防護カバー内、防護カバー外) を設置する。	{12}UF ₆ 漏えい警報設備(防護カバー内) {13}UF ₆ 漏えい警報設備(防護カバー外)	-
{22}UF6 蒸発・加水分解設備 循環貯槽		[18.1-設 4] 堰には{24}堰漏水検知警報設備を設置する。	{24}堰漏水検知警報設備	-
{28}UF6 蒸発・加水分解設備 熱交換器		[18.1-設 4] {32}堰漏水検知警報設備を設置する。	{31}堰 (U02F2 貯槽) {32}堰漏水検知警報設備	-
{11}UF6 蒸発・加水分解設備 蒸発器		[18.2-設 2] 過加熱を防止するため、{3}シリリングダ過加熱防止インターロックを設置する。	{3}シリリングダ過加熱防止インターロック	-
{14}UF6 蒸発・加水分解設備 コールドトラップ		[18.2-設 2] 過加熱を防止するため、{15}コールドトラップ温度高インターロックを設置する。	{15}コールドトラップ温度高インターロック	-
{17}UF6 蒸発・加水分解設備 コールドトラップ (小)		[18.2-設 2] 過加熱を防止するため、{18}コールドトラップ(小)温度高インターロックを設置する。	{18}コールドトラップ(小)温度高インターロック	-

表 4-2-1 化学処理施設 仕様表 (五次申請で次回以降の申請にて適合を確認するととしていた設備・機器の申請次数) (6/7)

既申請の設備・機器	加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
			六次申請 (本申請)	次回以降申請
{1} UF6 蒸発・加水分解設備 蒸発器	加工施設の技術基準 警報設備等	[18. 2-設 3] UF ₆ 漏えいを検知するため、{5} UF ₆ 漏えい拡大防止 (電導度) インターローロックを設置する。	{5} UF ₆ 漏えい拡大防止 (電導度) インターローロック	-
{8} UF6 蒸発・加水分解設備 フードボックス		[18. 2-設 3] {9} UF ₆ 漏えい拡大防止 (HF 検知) インターローロックを設置する。	{9} UF ₆ 漏えい拡大防止 (HF 検知) インターローロック	-
{1} UF6 蒸発・加水分解設備 蒸発器 {14} UF6 蒸発・加水分解設備 コールドトラップ {17} UF6 蒸発・加水分解設備 コールドトラップ (小) {22} UF6 蒸発・加水分解設備 循環貯槽		[18. 2-設 4] 地震時の UF ₆ 供給を停止する {6} 地震インターロックを設置する (独立二系統)。	{6} 地震インターロック	-
{22} UF6 蒸発・加水分解設備 循環貯槽		[18. 2-設 4] {25} 液貯槽ポンプ停止インターロックを設置する。	{25} 液貯槽ポンプ停止インターロック {35} 液受槽	-
{1} UF6 蒸発・加水分解設備 蒸発器 {8} UF6 蒸発・加水分解設備 フードボックス {14} UF6 蒸発・加水分解設備 コールドトラップ {17} UF6 蒸発・加水分解設備 コールドトラップ (小)		[18. 2-設 4] {27} 循環貯槽液位低インターロックを設置する。	{27} 循環貯槽液位低インターロック	-
{1} UF6 蒸発・加水分解設備 蒸発器		[18. 2-設 5] {6} {621} 地震インターロックに連動し、防護カバーフード部の給気口およびフードボックス排気口を閉鎖する (独立二系統)。	{6} 地震インターロック {621} 地震インターロック	-
{1} UF6 蒸発・加水分解設備 蒸発器		[18. 2-設 7] 過加熱を防止するため、{4} シリンダ圧力高インターロックを設置する。	{4} シリンダ圧力高インターロック	-
{14} UF6 蒸発・加水分解設備 コールドトラップ		[18. 2-設 7] 過加熱を防止するため、{16} コールドトラップ圧力高インターロックを設置する。	{16} コールドトラップ圧力高インターロック	-
{17} UF6 蒸発・加水分解設備 コールドトラップ (小)		[18. 2-設 7] 過加熱を防止するため、{19} コールドトラップ (小) 圧力高インターロックを設置する。	{19} コールドトラップ (小) 圧力高インターロック	-
{14} UF6 蒸発・加水分解設備 コールドトラップ {17} UF6 蒸発・加水分解設備 コールドトラップ (小)		[18. 2-設 8] {20} コールドトラップ (小) 捕集中の温度高インターロックを設置する。	{20} コールドトラップ (小) 捕集中の温度高インターロック	-

表 4-2-1 化学処理施設 仕様表 (五次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (7/7)

既申請の設備・機器	加工施設の技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
			六次申請 (本申請)	次回以降申請
{1}UF6 蒸発・加水分解設備 蒸発器	警報設備等	[18.2-設 9] UF6 移送ラインを確保するため、(7) シリンダ取外しインターロックを設置する。	(7) シリンダ取外しインターロック	-
{22} UF6 蒸発・加水分解設備 循環貯槽		[18.2-設 10] オーバーフローを防止するため、(26) 循環貯槽液位高インターロックを設置する	(26) 循環貯槽液位高インターロック (35) 液受槽	-
-	放射線管理施設	-	-	-
-	廃棄施設	-	-	-
-	核燃料物質等による汚染の防止	-	-	-
-	遮蔽	-	-	-
-	換気設備	-	-	-
-	非常用電源設備	-	-	-
-	通信連絡設備	-	-	-
-	その他事業許可で求める仕様	-	-	-

表 4-2-2 成形施設 仕様表 (二次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (1/3)

既申請の設備・機器	加工施設の 技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
			六次申請 (本申請)	次回以降申請
-	核燃料物質の臨界 防止	-	-	-
-	安全機能を有する 施設の地盤	-	-	-
-	地震による損傷の 防止	-	-	-
-	津波による損傷の 防止	-	-	-
-	外部からの衝撃に よる損傷の防止	-	-	-
-	人の不法な侵入等 の防止	-	-	-
{369} 圧縮成型設備フードボックス (粉末投入用) (粉末篩分機)	閉じ込めの機能	[7.1-設3] 開口部の風速 0.5 m/秒以 上を維持する。	{653} 気体廃棄設備(3)	-
{370} 圧縮成型設備フードボックス (粉末篩分機)				
{373} 圧縮成型設備フードボックス (粉末投入用) (粉末混合機 1)				
{375} 圧縮成型設備フードボックス (粉末混合機 1)				
{376} 圧縮成型設備粉末明着用フードボックス				
{379} 圧縮成型設備フードボックス (粉末投入用) (粉末混合機 2)				
{382} 圧縮成型設備フードボックス (粉末投入用) (中型混合機)				
{384} 圧縮成型設備フードボックス (粉末投入用) (中型混合機)				
{385} 圧縮成型設備フードボックス (中型混合機)				
{388} 圧縮成型設備フードボックス (粗成型用プレス)				
{390} 圧縮成型設備フードボックス (粗成型用プレスファイダ)				
{396} 圧縮成型設備フードボックス (造粒機)				
{398} 圧縮成型設備フードボックス (本成型用プレス)				
{400} 圧縮成型設備フードボックス (粉末投入用) (本成型用プレス)				
{403} 圧縮成型設備フードボックス (ペレット整列機)				
{419} 研削設備フードボックス (センターレスグラインダ)				
{420} 研削設備フードボックス (ペーパーファイダ)				
{427} 粉末再生設備洗浄ボックス				
{434} 粉末再生設備粉末再生フードボックス				
{438} 粉末再生設備フードボックス (粉末投入用) (粉碎機)				
{439} 粉末再生設備フードボックス (粉碎機)				

表 4-2-2 成形施設 仕様表 (二次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (2/3)

既申請の設備・機器	加工施設の 技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
			六次申請 (本申請)	次回以降申請
{369} 圧縮成型設備フードボックス (粉末投入用) (粉末篩分機) {370} 圧縮成型設備フードボックス (粉末篩分機) {373} 圧縮成型設備フードボックス (粉末投入用) (粉末混合機 1) {375} 圧縮成型設備フードボックス (粉末混合機 1) {376} 圧縮成型設備粉末明替用フードボックス {379} 圧縮成型設備フードボックス (粉末投入用) (粉末混合機 2) {382} 圧縮成型設備フードボックス (粉末混合機 2) {384} 圧縮成型設備フードボックス (粉末投入用) (中型混合機) {385} 圧縮成型設備フードボックス (中型混合機) {388} 圧縮成型設備フードボックス (組成型用プレス) {390} 圧縮成型設備フードボックス (組成型用プレスファイダ) {396} 圧縮成型設備フードボックス (造粒機) {398} 圧縮成型設備フードボックス (本成型用プレス) {400} 圧縮成型設備フードボックス (粉末投入用) (本成型用プレス) {403} 圧縮成型設備フードボックス (ペレット整列機) {419} 研削設備フードボックス (センターレスグラインダ) {420} 研削設備フードボックス (パーツファイダ) {427} 粉末再生設備洗浄ボックス {432} 粉末再生設備研削層乾燥機 {434} 粉末再生設備粉末再生フードボックス {435} 粉末再生設備酸化炉 {438} 粉末再生設備フードボックス (粉末投入用) (粉碎機) {439} 粉末再生設備フードボックス (粉碎機)	閉じ込めの機能	[7.1-設 4] 排気は局所排気系統に接続する。	{653} 気体廃棄設備 (3)	-

表 4-2-2 成形施設 仕様表 (二次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (3/3)

既申請の設備・機器	加工施設の 技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
			六次申請 (本申請)	次回以降申請
-	火災等による損傷 の防止	-	-	-
-	漏水による損傷の 防止	-	-	-
-	安全避難通路等	-	-	-
(435) 粉末再生設備酸化炉	安全機能を有する 施設	[1.1.1-設3] 酸化炉の火災によりウ ラン粉末が漏えいを想定した環境下 でも、室内排気系統に設置する高性 能エアフィルタを介して排気するこ とにより必要な安全機能を発揮でき る。	(653) 気体廃棄設備 (3)	-
-	材料及び構造	-	-	-
-	搬送設備	-	-	-
-	核燃料物質の貯蔵 施設	-	-	-
-	放射線管理施設	-	-	-
-	廃棄施設	-	-	-
-	核燃料物質等によ る汚染の防止	-	-	-
-	遮蔽	-	-	-
-	換気設備	-	-	-
-	非常用電源設備	-	-	-
-	通信連絡設備	-	-	-

表 4-2-3 貯蔵施設 仕様表 (二次申請以降で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (1/2)

既申請の設備・機器	加工施設の 技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
			六次申請 (本申請)	次回以降申請
(2)UF ₆ シリンドラ (488)UF ₆ シリンドラ (492)UF ₆ シリンドラ	核燃料物質の臨界 防止	[4.2-設 1]UF ₆ シリンドラを貯蔵する工場棟転換工場シリンドラ貯蔵架台については、貯蔵設備単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることを確認した位置に貯蔵設備を固定する。また、原料貯蔵所シリンドラ貯蔵ピットについては、臨界計算コードにより安全であることとを確認した位置に貯蔵設備を固定する。	シリンドラ貯蔵架台 (491)	シリンドラ貯蔵ピット (487)
(2)UF ₆ シリンドラ (488)UF ₆ シリンドラ (492)UF ₆ シリンドラ	安全機能を有する 施設の地盤	[4.2-設 2] ウランの移動は、その形状寸法及び移動範囲について臨界計算コードにより安全である範囲に制限する。	天井走行クレーン (494)	天井走行クレーン (490)
(2)UF ₆ シリンドラ (488)UF ₆ シリンドラ (492)UF ₆ シリンドラ	地震による損傷の 防止	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。	シリンドラ貯蔵架台 (491)	シリンドラ貯蔵ピット (487)
(2)UF ₆ シリンドラ (488)UF ₆ シリンドラ (492)UF ₆ シリンドラ	地震による損傷の 防止	[6.1-設 1] 耐震重要度分類に [6.1-設 2] 耐震重要度分類に応じた地震力に耐える設計とする。	シリンドラ貯蔵架台 (491)	シリンドラ貯蔵ピット (487)
-	津波による損傷の 防止	-	-	-
-	外部からの衝撃による損傷の防止	-	-	-

表 4-2-3 貯蔵施設 仕様表 (二次申請以降で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (2/3)

既申請の設備・機器	加工施設の 技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
			六次申請 (本申請)	次回以降申請
—	人の不法な侵入等の防止	—	—	—
(522) 粉末貯蔵設備フードボックス	閉じ込めの機能	[7.1-設3] 開口部の風速0.5 m/秒以上を維持する	{653}気体廃棄設備(3)	—
—	火災等による損傷の防止	[7.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。	{653}気体廃棄設備(3)	—
—	溢水による損傷の防止	—	—	—
—	安全避難通路等	—	—	—
(517) 粉末貯蔵設備粉末一時貯蔵棚	安全機能を有する施設	[11.1-設2] 粉末一時貯蔵棚からのウラン粉末容器の落下・破損により粉末容器内のウランが全量漏えいし、粉末一時貯蔵棚周囲にウラン粉末が飛散した状態を想定しても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮できる	{653}気体廃棄設備(3)	—
(2)UF ₆ シリンダ (488)UF ₆ シリンダ (492)UF ₆ シリンダ		[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。	シリンダ貯蔵架台 {491}	シリンダ貯蔵ピット {487}
(2)UF ₆ シリンダ (488)UF ₆ シリンダ (492)UF ₆ シリンダ		[14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入りが容易な場所に設置する。	シリンダ貯蔵架台 {491}	シリンダ貯蔵ピット {487}

表 4-2-3 貯蔵施設 仕様表 (二次申請以降で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請回数) (3/3)

既申請の設備・機器	加工施設の 技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
			六次申請 (本申請)	次回以降申請
-	材料及び構造	-	-	-
(2)UF ₆ シリンダ (488)UF ₆ シリンダ (492)UF ₆ シリンダ	搬送設備	[16.1-設 1] 動力供給停止時の保持機能を有する。	天井走行クレーン (494)	天井走行クレーン (490)
(2)UF ₆ シリンダ (488)UF ₆ シリンダ (492)UF ₆ シリンダ		[16.1-設 2] ウランを搬送する能力を有する。(定格荷重: 5t)	天井走行クレーン (494)	天井走行クレーン (490)
-	核燃料物質の貯蔵施設	-	-	-
-	警報設備等	-	-	-
-	放射線管理施設	-	-	-
-	廃棄施設	-	-	-
-	核燃料物質等による汚染の防止	-	-	-
-	遮蔽	-	-	-
-	換気設備	-	-	-
-	非常用電源設備	-	-	-
-	通信連絡設備	-	-	-

表 4-2-4 廃棄施設 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (1/2)

既申請の設備・機器	加工施設の 技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
			六次申請 (本申請)	次回以降申請
-	核燃料物質の臨 界防止	-	-	-
-	安全機能を有す る施設の地震 地震による損傷 の防止	-	-	-
-	津波による損傷 の防止	-	-	-
-	外部からの衝撃 による損傷の防 止	-	-	-
-	人の不法な侵入 等の防止	-	-	-
{771} 液体焼棄物の廃棄設備 (5) 乾燥機	閉じ込めの機能	[7.1-設 31] 排気は局所排気系統に 接続し、内部は設置雰囲気に対して 9.8Pa 以上の負圧を維持する	(608) 気体廃棄設備 (1)	-
-	火災等による損 傷の防止	-	-	-
-	溢水による損傷 の防止	-	-	-
-	安全避難通路等	-	-	-
-	安全機能を有す る施設	-	-	-
-	材料及び構造	-	-	-
-	搬送設備	-	-	-
-	核燃料物質の貯 蔵施設	-	-	-

表 4-2-4 廃棄施設 仕様表 (四次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (2/2)

既申請の設備・機器	加工施設の 技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
			六次申請 (本申請)	次回以降申請
(762) 液体廃棄物の廃棄設備 (5) 凝集沈殿槽	警報設備等	[13.1-建1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備を設置する	-	{835} 漏水検知警報設備
(764) 液体廃棄物の廃棄設備 (5) 遠心分離機				
(765) 液体廃棄物の廃棄設備 (5) ろ液受槽				
(767) 液体廃棄物の廃棄設備 (5) ろ過機				
(768) 液体廃棄物の廃棄設備 (5) チェックタンク				
(770) 液体廃棄物の廃棄設備 (5) イオン交換装置				
(772) 液体廃棄物の廃棄設備 (6) チェックタンク				
-	放射線管理施設	-	-	-
(762) 液体廃棄物の廃棄設備 (5) 凝集沈殿槽	放射線管理施設 廃棄施設	[14.1-設1] 凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する	-	{776} 排水貯留池
(764) 液体廃棄物の廃棄設備 (5) 遠心分離機				
(765) 液体廃棄物の廃棄設備 (5) ろ液受槽				
(767) 液体廃棄物の廃棄設備 (5) ろ過機				
(768) 液体廃棄物の廃棄設備 (5) チェックタンク				
(770) 液体廃棄物の廃棄設備 (5) イオン交換装置				
(768) 液体廃棄物の廃棄設備 (5) チェックタンク				
(772) 液体廃棄物の廃棄設備 (6) チェックタンク	核燃料物質等による汚染の防止	-	-	-
-	遮蔽	-	-	-
-	換気設備	-	-	-
-	非常用電源設備	-	-	-
-	通信連絡設備	-	-	-

表 4-2-5 その他の加工施設 仕様表 (五次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (1/2)

既申請の設備・機器	加工施設の 技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
			六次申請 (本申請)	次回以降申請
{909} 試料回収ボックス (不純物分析設備付帯設備)	核燃料物質の境界 防止	[4.2-設 1] ウランの使用は、 その形状寸法及び位置につい て立体角法により安全である 範囲に制限する。	次回以降申請する工場棟領域内 の核的制限値を有する設備・機 器	
{906} 分析設備 同位体分析設備 {907} 分析設備 不純物分析設備 (廃水タンクを除く) {908} 分析設備 物性測定設備		[4.2-設 1] 分光分析室及び 分析室全体での質量制限値の ウランを試料回収ボックスに 集約し立体角法により評価す る。	次回以降申請する工場棟領域内 の核的制限値を有する設備・機 器	-
-	安全機能を有する 施設の地震	-	-	-
-	地震による損傷の 防止	-	-	-
-	津波による損傷の 防止	-	-	-
-	外部からの衝撃に よる損傷の防止	-	-	-
-	人の不法な侵入等 の防止	-	-	-
{909} 試料回収ボックス (不純物分析設備付帯設備)	閉じ込めの機能	[10.1-設 3]フードボックスの 開口部は風速0.5 m/秒以上を 維持する。 [10.1-設 4]排気は局所排気設 備に接続する。	{608} 気体廃棄設備(1)	-
-	火災等による損傷 の防止	-	-	-
-	溢水による損傷の 防止	-	-	-

表 4-2-5 その他の加工施設 仕様表 (五次申請で次回以降の申請にて適合を確認するとしていた設備・機器の申請次数) (2/2)

既申請の設備・機器	加工施設の 技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設	
			六次申請 (本申請)	次回以降申請
—	安全避難通路等	—	—	—
—	安全機能を有する 施設	—	—	—
—	材料及び構造	—	—	—
—	搬送設備	—	—	—
—	核燃料物質の貯蔵 施設	—	—	—
{907} 分析設備 不純物分析設備 (盛水タンク)	警報設備等	[3.1-建1(4次)] 除染 室・分析室の液体状の放射性 物質を収納する機器には、施 設外への漏えいを防止するた めの堰に漏水検知警報設備を 設置する。	—	{835、853} 漏水検知警報設備
—	放射線管理施設	—	—	—
—	廃棄施設	—	—	—
—	核燃料物質等によ る汚染の防止	—	—	—
—	遮蔽	—	—	—
—	換気設備	—	—	—
{887, 888} 非常用設備 非常用電源設備 非常用ダイ ーゼル発電機	非常用電源設備	[24.1-設2] ダイーゼル機関 を原動力とし、既設同様接続 設備で要求されるのに必要な 電圧 3300V を有する非常用ダ ィーゼル発電機を設置する。	—	{887, 888} 非常用設備 非常 用電源設備 非常用ダイーゼル 発電機
—	通信連絡設備	—	—	—

添付書類 I-2 設計及び工事に係る品質管理の方法等の事業許可への適合に関する説明書

本申請における設計及び工事に係る品質管理の方法等が、事業許可に適合していることを、以下に示す書類で説明する。

- ・ 保安品質保証計画書の事業許可への適合性に関する説明
- ・ 設計及び工事に係るプロセスとその実績又は計画

保安品質保証計画書の事業許可への適合性に関する説明

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定18)</p>
<p>イ. 目的 三菱原子燃料株式会社(以下「当社」という。)は、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項(以下「品質管理基準規則」という。))及び「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項(以下「品質管理基準規則」という。))を踏まえて、加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を整備することにより、原子力の安全を確保することを目的とする。</p>	<p>1. 目的 本保安品質保証計画書(以下「本マニュアル」という。)は、核燃料物質の加工事業の許可、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項(以下「品質管理基準規則」という。))及び「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項(以下「品質管理基準規則」という。))の要求事項を踏まえて、加工事業における保安活動(以下「保安活動」という。))に對する保安品質保証計画を定め、よって三菱原子燃料株式会社(以下「MNF」という。))加工施設の原子力安全を確保することを目的とする。 なお、この保安活動には、関係法令及び加工施設保安規定(以下「保安規定」という。))の遵守並びに安全文化の育成及び維持に関する活動を含む。また、本マニュアルは、原子炉等規制法加工規則第7条の2の品質保証計画及び保安規定第4条の要求に該当する。</p> <p>3. 定義 本マニュアルで使用する用語は、保安規定、「品質管理基準規則」、「品質管理基準規則解釈」、JEAC4111-2009 の定義及びその引用規格である JIS Q9000:2006 で定義された用語を原則として適用する。 ① 原子力安全 適切な運転状態を確保すること、事故の発生を防止すること、あるいは事故の影響を緩和することにより、従業員等、公衆及び環境を放射線による過度の危険性から守ることをいう。 ② グレード分け プロセス、加工施設及び調達物品・役務(以下「調達物品等」という。))の原子力安全に対する重要度に応じて、保安活動の実施の程度を明確化し、保安活動を行うことをいう。 ③ 標準書 本マニュアルを受け、管理内容を定めた文書をいう。保安マネジメントシステム文書体系上の位置づけは、「4.2 文書化に関する要求事項」</p>
<p>ロ. 定義 用語の定義は、「品質管理基準規則」及び「品質管理基準規則解釈」に従う。</p>	

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p style="text-align: center;">保安品質保証計画書(改定18)</p> <p>を参照のこと。</p> <p>④保安活動 加工施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。</p> <p>⑤不適合 要求事項に適合していないことをいう。</p> <p>⑥プロセス 意図した結果を生み出すための相互に関連し、又は作用する一連の活動及び手順をいう。</p> <p>⑦保安品質マネジメントシステム 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関し、原子力事業者等が自らの組織の管理監督を行うための仕組みをいう。</p> <p>⑧原子力安全のためのリーダーシップ 原子力安全を確保することの重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて要員(保安活動を実施する者をいう。以下同じ。)がこれを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて要員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう。</p> <p>⑨是正処置 不適合その他の事象の原因を除去し、その再発を防止するために講ずる措置をいう。「不適合その他の事象」には、結果的に不適合には至らなかった事象又は原子力施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象を含む。なお、本マニュアルを除く保安品質マネジメントシステムに必要な文書においては、是正処置の内、水平展開を図る処置を予防処置と称する。</p> <p>⑩未然防止処置 原子力施設その他の施設における不適合その他の事象から得られた知見を踏まえて、自らの組織で起こり得る不適合の発生を防止するため講ずる措置をいう。なお、本マニュアルを除く保安品質マネジメントシステムに必要な文書においては、未然防止処置を予防処置と称する。</p>
--	---

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(政定18)</p>
	<p>⑪予防処置 本マニユアルを除く保安品質マネジメントシステムに必要な文書において、是正処置の内、水平展開を図る処置及び未然防止処置を予防処置と称する。 ⑫一般産業用工業品 原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品(以下「機器等」という。)であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。 ⑬妥当性確認 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に関して、機器等又は保安活動を構成する個別の業務及びプロセスが実際の使用環境又は活動において要求事項に適合していることを確認することをいう。</p>
<p>ハ. 適用範囲 以下の保安品質マネジメントシステムは、当社の加工施設における保安活動に適用する。</p>	<p>2. 適用範囲 本マニユアルは、加工施設における核燃料物質の加工に関する保安活動に適用する。なお、保安規定の範囲外として実施する保安活動に適用しても良い。 2. 1 適用組織 本マニユアルの適用組織は、第5章5. 5. 1項に定める保安に関する品質保証活動を行う組織とする。 2. 2 適用規則及び参照規格 (1)「品質管理基準規則」及び「品質管理基準規則解釈」(適用規則) (2) JEAC4111-2009「原子力発電所における安全のための品質保証規程」(参照規格)(以下「JEAC4111-2009」という。) (3) JIS Q9000:2006「品質マネジメントシステム-基本及び用語」(参照規格)(以下「JISQ9000:2006」という。)</p>
<p>ニ. 保安品質マネジメントシステム (イ)保安品質マネジメントシステムに係る要求事項 (1)保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に進行</p>	<p>4. 保安品質マネジメントシステム 4. 1 一般要求事項 (1) 保安品質マネジメントシステムの確立・文書化・実施・維持及び継続的改善を次のとおり実施する。</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定 18)</p>
<p>う。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、保安品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>a) 加工施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>b) 加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</p> <p>c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</p> <p>(3) 保安に係る組織は、自らの加工施設に適用される関係法令(以下単に「関係法令」という。)を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他保安品質マネジメントシステムに必要な文書(記録を除く。以下「保安品質マネジメント文書」という。)に明記する。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。</p> <p>a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定める。</p> <p>b) プロセスの順序及び相互の関係(組織内のプロセス間の相互関係を含む。)を明確に定める。</p> <p>c) プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安に係る組織の保安活動の状況を示す指標(以下「保安活動指標」という。)並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。この保安活動指標には、安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含む。</p> <p>d) プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する(責任及び権限の明確化を含む。)</p>	<p>a) 「4. 2. 2 保安品質保証計画書」のとおり保安品質保証計画書を制定し、保安品質マネジメントシステムを確立する。</p> <p>b) 「4. 2 文書化に関する要求事項」のとおり文書化する。</p> <p>c) 「5. 5. 1 責任及び権限」及び「5. 5. 2 管理責任者」のとおり、組織と職務を定め、「5. 3 保安品質方針」及び「5. 4 計画」に従って保安品質マネジメントシステムを実施し、「5. 6 マネジメントレビュー」に従って体制、計画を含む実施状況をレビューすることにより、マネジメントシステムの維持及び有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 保安品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次のとおり実施する。</p> <p>a) 保安品質マネジメントシステムを構成するプロセスは次のとおりとする。</p> <p>① 運営管理活動プロセス</p> <p>② 資源の運用管理プロセス</p> <p>③ 業務の計画及び実施プロセス</p> <p>④ 評価及び改善プロセス</p> <p>これらのプロセスに対して、プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を【表1 基本プロセスと標準書】に示す標準書に定める。また、保安品質マネジメントシステムの文書の体系を、【図1 保安品質マネジメントシステム文書体系図】に示す。</p> <p>b) これらのプロセスに関しての概略の関連図を、【図2 プロセス関連図】に示す。また、【表1 基本プロセスと標準書】の標準書では、各プロセスに含まれる個々の業務の順序及び相互関係(組織内のプロセス間の相互関係を含む。)を明確にするよう記載する。</p> <p>c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であること(これを確実にするために(確実に効果を発揮できるようにするため) 必要パフォーマンスを示す指標(以下、「P I (Performance Indicator)」という。)及び判断基準を「4. 2. 1 (文書化に関する要求事項) 一般」において示した文書で明確にする。</p> <p>d) これらのプロセスの運用及び監視測定を支援するために「6. 資源</p>

第7号 加工施設の保安のための業務に係る
品質管理に必要な体制の整備に関する事項
(事業許可)

- e) プロセスの運用状況を監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。
- f) プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置(プロセスの変更を含む。)を講ずる。
- g) プロセス及び組織を保安品質マネジメントシステムと整合的なものとする。
- h) 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。
- (5) 保安に係る組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持するため、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態となることを目指す。
- a) 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。
- b) 風通しの良い組織文化が形成されている。
- c) 要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。
- d) 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。
- e) 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。
- f) 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。
- g) 安全文化に関する内部保安監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。
- h) 原子力の安全には、セキュリティが関係する場合はあることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。

保安品質保証計画書(改定 18)

- の運用管理」とおり、必要な資源及び情報を利用できることを確保実にする。これには、責任及び権限の明確化を含む。
- e) これらのプロセスを「8. 評価及び改善」のとおり監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。
- f) これらのプロセスについて、「8. 5. 1 継続的改善」のとおり、計画とおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置(プロセスの変更を含む。)をとる。
- g) これらのプロセス及び組織を保安品質マネジメントシステムとの整合をとれたものにする。
- h) これらのプロセスにおいて、原子力安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力安全が確保されるようにする。また、セキュリティ対策が原子力安全に与える潜在的な影響と原子力安全に係る対策がセキュリティに与える潜在的な影響を特定し、解決する。
- (3) 【表1 基本プロセスと標準書】の標準書には、保安品質マネジメントシステムの運用のために、原子力安全に対する重要度に応じて、適宜、要求事項の適用程度についてグレード分けを記載し、「4. 2. 3 文書管理」に従いその適切性を審査し、保安活動の重要度に応じて、保安品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げる a) ~ c) を適切に考慮する。また、グレード分けの決定に際しては、原子力安全に対する重要性に加えて、次に掲げる d) ~ h) を考慮することができ。
- a) 業務・加工施設又は組織の重要度・複雑さの程度
- b) 業務・加工施設の品質又は保安活動に関連する原子力安全に係るリスク源(ハザード)及びこれらに関連するリスクの大きさ
- c) 加工施設の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響
- d) プロセス及び加工施設の複雑性、独自性、又は斬新性の程度
- e) プロセス及び加工施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度
- f) 検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度
- g) 作業又は製造プロセス、要員、要領、及び装置等に対する特別な

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定18)</p>
<p>(6) 保安に係る組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項(関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。)への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。</p> <p>(7) 保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p>	<p>管理や検査の必要性の程度</p> <p>h) 運転開始後の加工施設に対する保守、供用期間中検査及び取替えの難易度</p> <p>(4) 保安品質マネジメントシステムを、品質管理基準規則及び品質管理基準規則解釈の要求事項に沿って運営管理するため、本マニュアルを維持管理する。</p> <p>(5) 業務・加工施設に適用される法令・規制要求事項を明確にし、文書化する。</p> <p>(6) 人的要因、技術的要因及び組織的要因の相互作用を適切に考慮して、健全な安全文化を育成し、及び維持する取り組みを実施し、次の状態を目指す。</p> <p>a) 原子力安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。</p> <p>b) 風通しのよい組織文化が形成されている。</p> <p>c) 要員が、自ら行う原子力安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</p> <p>d) 全ての取組みにおいて、原子力安全を考慮した意思決定が行われている。</p> <p>e) 要員が「常に問いかける姿勢」や「学習する姿勢」を持ち、原子力安全に対する自己満足を戒めている。</p> <p>f) 原子力安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</p> <p>g) 安全文化に関する内部保安監査及び自己アセスメントの結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</p> <p>h) 原子力安全にはセキュリティが関係する場合はあることを認識して、関係する要員が必要なコミュニケーションをとっている。</p> <p>(7) 業務・加工施設に係る要求事項への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託(以下、本マニュアル及び保安品質マネジメントシステムに必要な文書においては、役務調達という。)することを組織が決めた場合には役務調達したプロセスに関して管理を確実にする。役務調達したプロセスの管理について、「7.4 調達」のとおり管理を行う。</p> <p>注) 役務調達したプロセスに対する管理を確実にしたとしても、すべての業務に関連する法令・規制要求事項への適合に対する組織の責</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定 18)</p>
<p>(ロ)保安品質マネジメントシステムの文書化 保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムを確立すると きは、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文 書に規定する事項を実施する。 a) 保安品質方針及び保安品質目標 b) 保安品質マネジメントシステムを規定する文書(以下「保安品質 マニュアル」という。) c) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるよう にするために必要な文書(標準書を含む。) d) 手順書、指示書、図面等(以下「手順書等」という。)</p>	<p>任は免除されない。なお、役務調達したプロセスに適用される管理 の方式及び程度は、次のような要因によって影響され得る。 a) 原子力安全を達成するために必要な組織の能力に対する、役 務調達したプロセスの影響の可能性 b) そのプロセスの管理への関与の度合い c) 調達管理を遂行する能力 (8) 保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。 4. 2 文書化に関する要求事項 4. 2. 1 一般 保安活動を効果的に遂行するための保安品質マネジメントシステム文 書は以下であり、その文書体系は、【図1保安品質マネジメントシ ステム系図】のとおりとする。これらの文書は、保安活動の重要度に応じて 作成し、当該文書に規定する事項を実施する。 (1) 保安品質方針及び保安品質目標 (2) 保安品質保証計画書及び保安規定 (3) 【表1基本プロセスと標準書】に示した各種標準書及びそれらに基 づく記録 (4) 必要と決定した、要領書・計画書等(指示書、図面等を含む)文書及 び記録を含む)</p>
<p>(ハ)保安品質マニュアル 社長は、次に掲げる事項を含む「保安品質マニュアル」を制定し、 維持させる。 a) 保安品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項 b) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項 c) 保安品質マネジメントシステムの適用範囲 d) 保安品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照 情報 e) プロセスの相互の関係</p>	<p>4. 2. 2 保安品質保証計画書 (1) 制 定 本マニュアルは、次の事項を含み、起案は安全・品質保証部長が行い、 検討は各部長(15. 5. 1 責任及び権限)参照)及び東海工場長が、確認 は核燃料取扱主任者が行い、安全衛生委員会への諮問、管理責任者(「5. 5. 2 管理責任者」参照)である管理総括者の承認を得た後、社長が制定 する。 注) 管理総括者は、役員の中から社長が任命し、加工施設における核燃 料物質の加工に関する保安を総括する責任と権限を有する。 a) 保安品質マネジメントシステムの適用範囲(「2. 適用範囲」に記 載)及び適用組織に関する事項(【図3保安管理組織図】に記載) b) 保安活動の計画、実施、評価、改善に関する事項</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定18)</p>
<p>(二)文書の管理 (1)保安に係る組織は、次の事項を含む標準書に基づき、保安品質マネジメント文書を管理する。 a)組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止 b)文書の組織外への流出等の防止 c)保安品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持 (2)保安に係る組織は、要員が判断及び決定をするに当たり、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含め、適切な保安品質マネジメント文書を、利用できること、保安品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた標準書を作成する。 a)保安品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認する。 b)保安品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する。</p>	<p>c) 保安品質マネジメントシステムについて確立された“文書化された手順”又はそれらを参照できる情報(本マニュアルと【表1基本プロセスと標準書】) d) 保安品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述(【図2プロセス関連図】等) 注) () 内は、本マニュアルでの記載状況を示した。 (2) 改定 本マニュアルは3年に1回定期的に見直し、又は必要が生じた場合に見直しを行うこととする。改定が必要な場合には、(1)と同様の手続きを経て、社長が改定する。 (3) 維持管理 本マニュアルの維持管理は、安全・品質保証課長が行う。</p>
<p>4. 2. 3 文書管理 保安品質マネジメントシステムを構成する文書に関して、次の事項を含み管理する。 ・組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止 ・文書の組織外への流出等の防止 ・文書の発行及び改訂に係るレビューの結果、当該レビューの結果に基づき講じた処置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持 また、保安品質マネジメントシステムを構成する文書に関して、次の事項を確実にするために「保安文書管理標準」を定める。 (1) 文書の承認発行 要員が判断および決定をするに当たり、適切な文書を利用できる(文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。)よう、次の活動に必要な管理を行う。 a) 文書は、その発行に先立ち権限のある者がその適切性についてレビューし承認する。 b) 文書の更新の必要性についてレビューする。また、更新に当たり、その妥当性をレビューし、改訂を承認する。 c) a) 及び b) のレビューには、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させる。 d) 文書は台帳等により改訂内容および適用する版の状況を明確にす</p>	<p>4. 2. 3 文書管理 保安品質マネジメントシステムを構成する文書に関して、次の事項を含み管理する。 ・組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止 ・文書の組織外への流出等の防止 ・文書の発行及び改訂に係るレビューの結果、当該レビューの結果に基づき講じた処置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持 また、保安品質マネジメントシステムを構成する文書に関して、次の事項を確実にするために「保安文書管理標準」を定める。 (1) 文書の承認発行 要員が判断および決定をするに当たり、適切な文書を利用できる(文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。)よう、次の活動に必要な管理を行う。 a) 文書は、その発行に先立ち権限のある者がその適切性についてレビューし承認する。 b) 文書の更新の必要性についてレビューする。また、更新に当たり、その妥当性をレビューし、改訂を承認する。 c) a) 及び b) のレビューには、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させる。 d) 文書は台帳等により改訂内容および適用する版の状況を明確にす</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定18)</p>
<p>c) 上記a)、b)の審査及びb)の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させる。</p> <p>d) 保安品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにする。</p> <p>e) 改訂のあった保安品質マネジメント文書を利用する場合一つは、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保する。</p> <p>f) 保安品質マネジメント文書を、読みやすく内容を把握することができるようにする。</p> <p>g) 組織の外部で作成された保安品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理する。</p> <p>h) 廃止した保安品質マネジメント文書が使用されることを防止する。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理する。</p>	<p>e) 改訂のあった文書は必要ときに、必要な所で該当する文書の適切な版が利用できるようにする。</p> <p>f) 文書は、読みやすく内容を把握することができるとともに、容易に識別可能な状態にする。</p> <p>g) 適用する外部文書は、台帳等により改訂及び適用する版の状況を明確にする。</p> <p>注) “外部文書”とは、保安品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書をいう。</p> <p>h) 廃止又は無効となった文書は、誤用防止のために速やかに撤去するか、又は意図しない使用がなされないようにする。</p> <p>i) 法律上の要求及び/又は知識保存の目的のために保持する廃止文書は適切に識別する。</p> <p>j) 文書は、発行日、作成者、検討者、目的、適用範囲等を明確にし、責任者の承認を行う。また、文書の配付にあたっては配付先を明確にする。</p> <p>(2) 文書の変更</p> <p>a) 文書の変更は、特に規定しない限り、最初に検討及び承認を行った部門又は同一の機能を持つ部門が確認し承認する。</p> <p>b) 文書を変更する部門は、確認者及び承認者に対し根拠となる裏付け情報を提示し、変更を実施する。また、変更の内容をその文書中又は添付文書で明確にする。</p>
<p>(ホ) 記録の管理</p> <p>(1) 保安に係る組織は、標準書に基づき、個別業務等要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく内容を把握することができ、かつ、検索することができるとともに作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関する管理の方法を定めた標準書を定める。</p>	<p>4. 2. 4 記録の管理</p> <p>(1) 記録は、要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すため、作成する記録の対象を明確にし、適正に作成し、保安活動の重要度に応じて管理する。</p> <p>(2) 記録は、読みやすく内容を把握できるようにするとともに、容易に識別可能かつ検索可能であること。</p> <p>(3) 管理総括者は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を「保安記録管理標準」に定める。</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定18)</p>
<p>ホ. 経営責任者等の責任 (イ) 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ 社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って保安品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。 a) 保安品質方針を設定する。 b) 保安品質目標が設定されることを確実にする。 c) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすることを確実にする。 d) マネジメントレビュー会議を実施する。 e) 資源が利用できる体制を確保する。 f) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知する。 g) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させる。 h) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</p>	<p>5. 経営者の責任 5. 1 経営者のコミットメント 社長は、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って保安品質マネジメントシステムを確立及び実施するとともに、その有効性を継続的に改善するために、以下の事項を確実に実施する。 a) 関係法令及び保安規定の遵守、安全文化の育成及び維持(「3. 定義」を参照)、原子力安全の重要性を含めた保安品質方針を「5. 3 保安品質方針」に従い設定し、全社に周知する。 b) 「5. 4. 1 保安品質目標」に従い、管理総括者に保安品質目標を設定させる。 c) 「5. 6 マネジメントレビュー」に従い、マネジメントレビュー会議を実施する。 d) 必要な資源を確保し、管理総括者にそれを提供させる。 e) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにするために、この取組みに参画できる環境を整える。 f) 担当する業務について理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させる。 g) 全ての階層で行われる決定が、原子力安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</p>
<p>(ロ) 原子力の安全の確保の重視 社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p>	<p>5. 2 原子力安全の重視 社長は、保安品質方針において原子力安全を最優先に位置づけ、その方針に基づき保安品質マネジメントシステムにより、業務・加工施設に対する要求事項を決定させ、その結果をマネジメントレビュー会議でフォローアップするなど、組織の意思決定の際には、業務・加工施設に対する要求事項に適合し、かつ、原子力安全がそれ以外の事由により損なわれないようにすることを確実にする。</p>
<p>(ハ) 保安品質方針 社長は、保安品質方針(健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼす</p>	<p>5. 3 保安品質方針 社長は、次の事項を配慮して、関係法令及び保安規定の遵守、原子力安全の重要性を含めた保安品質方針を策定する。また、保安品質方針には、健全な安全文化を育成、及び維持することに關するものを含める。この場合、人的要因、技術的要因及び組織的要因間の相互作用が原子力安全に対</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定18)</p>
<p>ものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定する。)を次に掲げる事項に適合させる。</p> <p>a) 組織の目的及び状況に対して適切である(組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。)</p> <p>b) 要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与する。</p> <p>c) 保安品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなる。</p> <p>d) 要員に周知され、理解されている。</p> <p>e) 保安品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与する。</p>	<p>して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していることを含む。</p> <p>a) MNFの行動指針及び組織の状況に対して適切なものとする(組織運営に関する方針と整合がとれていることを含む。)</p> <p>b) 原子力安全の要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善すること。</p> <p>c) 各部署に保安品質目標を設定させ、マネジメントレビューでのフォローアップを行うこと。</p> <p>d) 社内全体に伝達され、理解されるようにすること。</p> <p>e) 適切性の持続のためにレビューすること。</p>
<p>(二)保安品質目標</p> <p>(1) 社長は、保安に係る組織内のしかるべき部門において、保安品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)を設定させる。なお、保安品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施事項 ・必要な資源 ・責任者 ・実施事項の完了時期 ・結果の評価方法 <p>(2) 社長は、保安品質目標を、その達成状況を評価し得るものであつて、かつ、保安品質方針と整合させる。</p>	<p>5. 4 計画</p> <p>5. 4. 1 保安品質目標</p> <p>(1) 社長は、管理総括者に保安品質目標を次の点に留意して設定させる。</p> <p>a) 各部署に保安品質方針に基づく保安品質目標(関係法令及び保安規定の遵守、安全文化の育成及び維持に関すること、並びに個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)を策定させ、文書化させること。これには、保安品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施事項 ・必要な資源 ・責任者 ・実施事項の完了時期 ・結果の評価方法 <p>b) 保安品質目標が保安品質方針と整合がとれており、その達成度が判定可能であること。</p> <p>(2) 管理総括者は、保安品質目標を各部署に実施させる。</p>
<p>(ホ)保安品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 社長は、保安品質マネジメントシステムが「ニ。(イ)保安品質マネジメントシステムに係る要求事項」の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画を策定させる。</p> <p>(2) 社長は、保安品質マネジメントシステムの変更(プロセス及び組織</p>	<p>5. 4. 2 保安品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 社長は、保安品質目標に加えて「4. 1 (保安品質マネジメントシステム)一般要求事項」を満たすために、管理責任者(「5. 5. 2 管理責任者」に定める。)に対し、保安活動の保安品質マネジメントシステムを構築、維持すべく、本マニュアルを策定させる。</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定18)</p>
<p>等の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。)が計画され、それが実施される場合においては、当該保安品質マネジメントシステムを不備のない状態に維持させる。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>a) 保安品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果(当該変更による原子力の安全への影響の程度)の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。</p> <p>b) 保安品質マネジメントシステムの実効性の維持</p> <p>c) 資源の利用可能性</p> <p>d) 責任及び権限の割当て</p>	<p>(2) 本マニユアルの変更を計画し、実施する場合は、保安品質マネジメントシステムが全体の体系に対して矛盾がなく、整合性がとれたものとすること。この場合、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。また、この変更には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含める。</p> <p>a) 保安品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果(当該変更による原子力の安全への影響の程度)の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。</p> <p>b) 保安品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善</p> <p>c) 資源の利用可能性</p> <p>d) 責任及び権限の割当て</p>
<p>(へ) 責任及び権限 社長は、部門及び要員の責任(担当業務に応じて、組織内外に対して保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p>	<p>5. 5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5. 5. 1 責任及び権限 社長は、保安活動に関する組織を【図3 保安管理組織図】に示すとおり定める。</p> <p>社長は、管理総括者に部門及び要員の責任(説明責任を含む。)及び権限を保安規定に定めさせようえで、社内通知で周知させる。</p> <p>社長は、部門及び要員の責任(担当業務に応じて、組織の内外に対して業務の内容について説明する責任を含む。)及び権限並びに部門相互間の業務の手順に関して、管理総括者に「選・解任標準」を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>なお、社長は【図3 保安管理組織図】に記載した各管理者の任命、当該管理者が不在の場合の代行者の設置、任命などに関して、管理総括者に「選・解任標準」を定めさせ、社内通知で周知させる。また、各管理者等には、次のいずれかの方法で、職務を遂行させる。</p> <p>a) 業務を自ら実行する。</p> <p>b) 業務実施状況を確認しながら必要な口頭指示を与えて実施させる。</p> <p>c) 業務の実施方法と確認方法を文書化して指示し、実施させる。</p>

<p style="text-align: center;">第7号 加工施設の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p style="text-align: center;">保安品質保証計画書(改定18)</p>
<p>(ト)保安品質マネジメントシステム管理責任者 社長は、保安品質マネジメントシステムを管理する管理責任者として管理総括者を任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>a) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。</p> <p>b) 保安品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について社長に報告する。</p> <p>c) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにする。</p> <p>d) 関係法令を遵守する。</p>	<p>5. 5. 2 管理責任者 社長は、本マニュアルに記載された保安品質マネジメントシステムが継続的かつ効果的に実施され、維持されるよう保安品質マネジメントシステムを管理する責任者(以下、「管理責任者」という。)を管理層の中から任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>a) 保安品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及びその有効性の継続的な改善を確実にする。</p> <p>b) 保安品質マネジメントシステムのパフォーマンスを含む実施状況及び改善の必要性の有無について社長に報告する。</p> <p>c) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力安全の確保についての認識が向上するようにする。</p> <p>d) 組織全体にわたって、関係法令の遵守についての認識を高めることを確実にする。</p>
<p>(チ)管理者 (1)社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>a) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。</p> <p>b) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにする。</p> <p>c) 個別業務の実施状況に関する評価を行う。</p> <p>d) 健全な安全文化を育成し、及び維持する。</p> <p>e) 関係法令を遵守する。</p> <p>(2)管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a) 保安品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</p> <p>b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に進めるようにする。</p>	<p>5. 5. 3 管理者 (1)社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある各部課長等に、管理者として管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</p> <p>a) プロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>b) 業務に従事する要員の、業務・加工施設に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>c) パフォーマンスについて評価する。(「8. 2. 3プロセスの監視及び測定」参照)</p> <p>d) 健全な安全文化を育成し、及び維持する取組みを促進する。</p> <p>e) 関係法令を遵守する。</p> <p>(2)管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a) 保安品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務のパフォーマンスを監視及び測定する。</p> <p>b) 要員が、原子力安全に対する意識を向上し、かつ、原子力安全への取組を積極的に進めるようにする。</p> <p>c) 原子力安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</p> <p>d) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定18)</p>
<p>c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。 d) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。 e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。 (3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価(安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。)を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p>	<p>員が、積極的に原子力安全に関する問題の報告を行えるようになる。 e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。 (3) 管理者は、所掌する業務に関する自己評価をあらかじめ定められた間隔で実施する。また、自己評価には、安全文化についての劣化兆候に係るものを含める。</p>
<p>(リ) 組織の内部の情報伝達の伝達 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、保安品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p>	<p>5. 5. 4 内部コミュニケーション 社長は、保安品質マネジメントシステムの有効性を維持するために、情報交換を含む内部コミュニケーションを図れるように、マネジメントレビュー会議、月例保安報告会、安全衛生委員会を設置する。 マネジメントレビュー会議に関しては、「5. 6 マネジメントレビュー」、保安規定、「マネジメントレビュー標準」に定める。安全衛生委員会に関しては、保安規定及び「安全衛生委員会標準」にその審議内容等に関して定める。また、月例保安報告会は、核燃料取扱主任者、管理総括者から、社長への保安活動の状況を報告する会議であり、「月例保安報告会標準」に、その運用を定める。</p>
<p>(ヌ) マネジメントレビュー 社長は、保安品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、保安品質マネジメントシステムの評価(以下「マネジメントレビュー」という。)を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p>	<p>5. 6 マネジメントレビュー 5. 6. 1 一般 社長は、以下のとおり、マネジメントレビュー会議を開催する。なお、詳細は、「マネジメントレビュー標準」に定める。 (1) 目的 社長は、組織の保安品質マネジメントシステムが引き続き適切、妥当、かつ有効であることを確実にするためにマネジメントレビュー会議を開催する。 (2) 開催頻度 年1回以上、開催する。 (3) 内容 保安品質マネジメントシステムの評価、並びに保安品質方針及び保安品質マネジメントシステム改善の機会を評価、並びに保安品質方針及び</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定18)</p>
<p>(ル) マネジメントレビューに用いる情報 保安に係る組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも 次に掲げる情報を報告する。 a) 内部保安監査の結果 b) 組織の外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果(外部監査を受けた場合に限る。)、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。) c) プロセスの運用状況 d) 使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果 e) 保安品質目標の達成状況 f) 健全な安全文化の育成及び維持の状況(内部保安監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。) g) 関係法令の遵守状況 h) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。))並びに発生し</p>	<p>保安品質目標を含む保安品質マネジメントシステム変更の必要性の評価も行う。 (4) 出席者 社長は、マネジメントレビュー会議に、管理責任者、核燃料取扱主任者、東海工場長及び各部長を出席させる。 (5) 事務手続き等 安全・品質保証部長は、マネジメントレビュー会議の事務局を行い、本マネジメントレビューの結果の記録を維持する。 (6) 必要な改善の実施 安全・品質保証部長は、「5. 6. 3 マネジメントレビューからのアウトプット」からの改善事項に関する処置を必要な場合には、「保安是正・予防処置標準」に従い管理する。</p>
<p>5. 6. 2 マネジメントレビューへのインプット マネジメントレビュー会議にインプットする内容は、以下のとおりとする。 (1) 保安品質目標の達成状況 (2) 内部保安監査計画・結果 (3) 外部監査(安全文化の外部評価を含む。)を受けた場合の結果、地域住民の意見、原子力安全規制当局の意見等を含む原子力安全の達成に関する利害関係者の意見 (4) プロセスのパフォーマンス並びにプロセスの監視及び測定で得られた結果 (5) 使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。)及び自主検査等の結果 (6) 組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)並びに発生した不適合その他の事象から得られた教訓を含む不適合、是正処置及び未然防止の状況 (7) 内部保安監査による健全な安全文化を育成及び維持する取組みの状況に係る評価の結果並びに自己評価における安全文化についての劣化兆候に係る評価結果を含む安全文化を育成、及び維持するための取組みの実施状況 (8) 関係法令の遵守状況 (9) 前回までのマネジメントレビュー会議の結果に対するフォローアップ</p>	<p>5. 6. 2 マネジメントレビューへのインプット マネジメントレビュー会議にインプットする内容は、以下のとおりとする。 (1) 保安品質目標の達成状況 (2) 内部保安監査計画・結果 (3) 外部監査(安全文化の外部評価を含む。)を受けた場合の結果、地域住民の意見、原子力安全規制当局の意見等を含む原子力安全の達成に関する利害関係者の意見 (4) プロセスのパフォーマンス並びにプロセスの監視及び測定で得られた結果 (5) 使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。)及び自主検査等の結果 (6) 組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)並びに発生した不適合その他の事象から得られた教訓を含む不適合、是正処置及び未然防止の状況 (7) 内部保安監査による健全な安全文化を育成及び維持する取組みの状況に係る評価の結果並びに自己評価における安全文化についての劣化兆候に係る評価結果を含む安全文化を育成、及び維持するための取組みの実施状況 (8) 関係法令の遵守状況 (9) 前回までのマネジメントレビュー会議の結果に対するフォローアップ</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定18)</p>
<p>た 不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置 j) 保安品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更 k) 部門又は要員からの改善のための提案 l) 資源の妥当性 m) 保安活動の改善のために講じた措置(保安品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)の実効性</p>	<p>ブ (10) 保安品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更 (11) 改善のための提案 (12) 資源の妥当性 (13) 保安活動の改善のために講じた措置(保安品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)の有効性</p>
<p>(ヲ) マネジメントレビューの結果を受けて行う措置 (1) 社長は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。 a) 保安品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善 b) 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善 c) 保安品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源 d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善(安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。) e) 関係法令の遵守に関する改善 (2) 保安に係る組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。 (3) 保安に係る組織は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講ずる。</p>	<p>5. 6. 3 マネジメントレビューからのアウトプット マネジメントレビュー会議からのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべてを含むものとする。 a) 保安品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の継続的な改善 b) 業務の計画及び実施に係わる保安活動の改善 c) 資源の必要性(人的資源を含めた右資源の適性配分) d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善(安全文化についての劣化兆候が確認された場合における改善策の検討を含む。) e) 関係法令の遵守に関する改善</p>
<p>へ、資源の管理 (イ) 資源の確保 保安に係る組織は、原子力の安全を確保なものにするために必要な次に掲げる資源を標準書に定め、これを確保し、及び管理する。 a) 要員</p>	<p>6. 資源の運用管理 6. 1 資源の提供 管理総括者は、「6. 2 人的資源」～「6. 4 作業環境」のとおり、原子力安全を確保なものにするために必要な次の事項に関する資源を提供する。</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定18)</p>
<p>b) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系 c) 作業環境(作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。) d) その他必要な資源</p>	<p>(1) 人的資源 (2) インフラストラクチャ (3) 作業環境(作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。) (4) その他必要な資源 6. 3 インフラストラクチャ 管理総括者は、原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャ(加工施設、及び業務を行うにあたって必要となる資機材(電気、水、ガス、工具類等)や通信設備など。)を明確にし、維持させる。 6. 4 作業環境 管理総括者は、原子力安全の達成のために「放射線管理標準」を定めて、これに基づき安全な作業環境を確保させる。また、原子力安全の達成のために必要な、その他の労働安全衛生に係る作業環境についても、労働安全衛生関係法令に従い安全な作業環境を確保させる。</p>
<p>(ロ) 要員の力量の確保及び教育訓練 (1) 保安に係る組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。)が実証された者を要員に充てる。 (2) 保安に係る組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。 a) 要員にどのような力量が必要かを明確に定める。 b) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置(必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。)を講ずる。 c) b)の措置の実効性を評価する。 d) 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにする。</p>	<p>6. 2 人的資源 6. 2. 1 一般 保安に関する活動に従事する要員は、業務の実施に必要な技能及び経験を有し、組織が必要とする人的、技術的及び組織的側面に関する知識を含む力量が実証された者でなければならぬ。また、組織内部で力量がある要員を確保できない場合に外部から調達により確保することを決めた場合には、その範囲を文書化し、明確にしなければならない。 6. 2. 2 力量、教育・訓練及び認識 管理総括者は、教育・訓練に関して、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて下記に示す事項を含んだ「保安教育・訓練標準」を作成し、それに基づいて、実施させる。 a) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。 b) 該当する場合には(必要な力量が不足している場合には)、その必要な力量に到達することができると教育・訓練を行うか、又は他の処置(必要な力量を有する要員を新たに配属又は雇用することを含む。)をとる。</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定18)</p>
<p>①保安品質目標の達成に向けた自らの貢献 ②保安品質マネジメントシステムの有効性を維持するための自らの貢献 ③原子力の安全に対する当該個別業務の重要性 e) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p>	<p>c) 教育・訓練又は他の処置の有効性を評価する。 d) 自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、保安品質目標の達成及び保安品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に向けて自らがどのように貢献できるかを確実に認識させる。 e) 教育・訓練及び力量について該当する記録を維持する。</p>
<p>ト、個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 (イ) 個別業務に必要なプロセスの計画 (1) 保安に係る組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。この策定には、機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響を考慮して計画を策定することを含む。 (2) 保安に係る組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。この整合性には、業務計画を変更する場合の整合性を含む。 (3) 保安に係る組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を標準書に定める。この個別業務計画の策定又は変更には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。 a) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果 b) 機器等又は個別業務に係る保安品質目標及び個別業務等要求事項 c) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、保安品質マネジメント文書及び資源 d) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。) e) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個</p>	<p>7. 業務の計画及び実施 7. 1 業務の計画 (1) 管理総括者は、加工施設の操作、放射線管理、保守管理、核燃料物質の管理、放射性廃棄物管理、非常時の措置、初期消火活動を含む火災及び爆発防護活動(以下「火災防護活動」という。)、火山活動(降灰)・その他の自然現象発生時における加工施設の保全のための活動(以下「自然災害等発生時の保全活動」という。)、重大事故に至るおそれがある事故(設計基準事故を除く。)・大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊発生時における加工施設の保全のための活動(以下「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動」という。)、六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置、定期評価、安全衛生管理年間計画、保安社外報告及び総合安全解析(ISA)に関する計画・実施・評価・改善を業務の計画として標準書を定め、そのプロセスを確立させる。これらの標準書は、加工施設の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響を考慮して定める。 (2) 標準書を作成する(標準書を変更する場合を含む。)に当たっては、本マニュアル、保安規定及びその他の標準書との整合性を審査する。 (3) 標準書を作成するに当たっては、次の各事項について適切に記載する。この標準書の作成には、プロセス及び組織等の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。 a) 標準書の作成又は変更の目的及び作成又は変更により起こり得る結果(当該変更による原子力安全への影響の程度の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき講じた処置を含む。) b) 業務・加工施設に対する要求事項(品質の目標を含む) c) 業務・加工施設に特有な要領書・計画書を準備する必要性、人員</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定18)</p>
<p>別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録 (4)保安に係る組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。</p>	<p>(人数や資格)・設備・作業環境の必要性 d) その業務・加工施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査及び試験活動、並びにこれらの合否判定基準 e) 業務・加工施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録 (4) 標準書は個別業務の作業方法に適したものとす、その様式を「保安文書管理標準」に定める。その様式は、組織の運営方法に適した形式となるようにする。</p>
<p>(ロ) 個別業務等要求事項として明確にすべき事項 保安に係る組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として標準書に定める。 a) 組織の外部の者が明示してはならないもの、機器等又は個別業務に必要な要求事項 b) 関係法令 c) 上記 a) 及び b) のほか、原子力事業者等が必要とする要求事項</p>	<p>7. 2 業務・加工施設に対する要求事項に関するプロセス 7. 2. 1 業務・加工施設に対する要求事項の明確化 業務・加工施設に対する要求事項の明確化のために、該当する保安規定の条項、当該業務・加工施設で適用すべき関係法令・規制要求事項、規格、組織の外部の者が明示してはならないもの、業務・加工施設に必要な要求事項等がある場合は、当該事項及びその他の必要な追加要求事項すべてを標準書に記載する。</p>
<p>(ハ) 個別業務等要求事項の審査 (1) 保安に係る組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。 (2) 保安に係る組織は、上記(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。 a) 当該個別業務等要求事項が定められている。 b) 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が説明されている。 c) 保安に係る組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有している。 (3) 保安に係る組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。 (4) 保安に係る組織は、個別業務等要求事項が変更された場合において</p>	<p>7. 2. 2 業務・加工施設に対する要求事項のレビュー (1) 「7. 1 業務の計画」の標準書を定めるにあたっては、「保安文書管理標準」に従い、業務・加工施設の要求事項が明確に定められていること、のレビューを行う。 (2) 前号のレビューでは次の事項を確実にすること。 a) 要求事項が定められている。 b) 要求事項が追加・変更された場合には、その追加・変更が反映されている。 c) 定められた要求事項が実施可能であること。 (3) 安全衛生委員会での審議結果を、議事録に記録する。処置が必要な場合には、その処置記録を残す。 (4) 原子力安全に関して所轄官庁からの指導事項等が書面で示されない場合は、文書化して先方の確認を得る。 (5) 業務・加工施設に対する要求事項が変更された場合は、「4. 2. 3 文書管理」に従い、修正する。また、変更後の要求事項が関連する要員に理解されるよう周知する。</p>

<p style="text-align: center;">第7号 加工施設の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p style="text-align: center;">保安品質保証計画書(改定18)</p>
<p>は、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>(二)組織の外部の者との情報の伝達等 保安に係る組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を標準書に定め、これを実施する。これには、組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法、予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法、原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法及び原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法を含む。</p>	<p>7. 2. 3 利害関係者とのコミュニケーション 管理総括者は、原子力安全に関して利害関係者とのコミュニケーションを図るための方法を、次の事項を含み、「監視、測定及びデータ分析標準」、「保安社外報告標準」に定め、これに基づき実施させる。 a) 利害関係者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法 b) 予期せぬ事態における利害関係者との時宜を得た効果的な連絡方法 c) 原子力安全に関連する必要な情報を利害関係者に確実に提供する d) 原子力安全に関連する利害関係者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</p>
<p>(ホ)設計・開発計画 (1)保安に係る組織は、設計・開発(専ら原子力施設において用いるための設計・開発に限る。)の計画(以下「設計・開発計画」という。)を標準書に定めるとともに設計・開発を管理する。この設計・開発には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計・開発を含む。この場合においては、原子力の安全のために重要な変更がある場合にも行う。また、設計・開発計画の策定には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動を行うことを含む。 (2)保安に係る組織は、設計・開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。 a) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度 b) 設計・開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制 c) 設計・開発に係る部門及び要員の責任及び権限 d) 設計・開発に必要な組織の内部及び外部の資源 (3)保安に係る組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の</p>	<p>7. 3 設計・開発 管理総括者は、加工施設の設計・開発(専ら加工施設において用いるための設計・開発に限る。)に関して以下の事項を満たした「設計・開発管理標準」を定め、この標準書に従って、設計・開発を実施させる。(不適合及び予期せぬ事象の発生を未然に防止するための活動を含む。)この標準書には、設備、施設、計算機ソフトウェア及び手順書等に関する設計・開発を含み、また、原子力安全のために重要な手順書等の設計・開発については、新規制定及び重要な変更を対象とする。 7. 3. 1 設計・開発の計画 (1)計画として次の事項を明確にする。 a) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度 b) 設計・開発の段階 c) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認並びに管理体制 d) 設計・開発に関する責任(保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限 e) 設計・開発に必要な組織の内部及び外部の資源 (2)効果的なコミュニケーション並びに責任及び権限の明確な割当てを確実にするため、設計・開発に関するグループ間のインタフェースの運営管理を行う。</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定18)</p>
<p>明確な割当てがなされるようにするために、設計・開発に関する各者間の連絡を管理する。 (4)保安に係る組織は、(1)の規定により策定された設計・開発計画、設計・開発の進行に応じて適切に変更する。</p>	<p>(3) 設計・開発の進行に応じて、計画を適切に変更する。</p>
<p>(ハ)設計・開発に用いる情報 (1)保安に係る組織は、個別業務等要求事項として設計・開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。 a)機能及び性能に係る要求事項 b)従前の類似した設計・開発から得られた情報であって、当該設計・開発に用いる情報として適用可能なもの c)関係法令 d)その他設計・開発に必要な要求事項 (2)保安に係る組織は、設計・開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p>	<p>7. 3. 2 設計・開発へのインプット (1) 業務・加工施設に対する要求事項に関連する設計条件を明確にし、記録を維持する。設計条件には次の事項を含める。 a) 機能及び性能に関する要求事項 b) 適用される法令・規制要求事項 c) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報 d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項 (2) 業務・加工施設に対する要求事項に関連する設計条件については、その適切性をレビューし、承認する。また、要求事項について、漏れがなく、あいまいでなく、相反することがないことを確認する。</p>
<p>(ト)設計・開発の結果に係る情報 (1)保安に係る組織は、設計・開発のアウトプットを、設計・開発へのインプットと対比して検証することができるとして管理する。 (2)保安に係る組織は、設計・開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計・開発からのアウトプットを承認する。 (3)保安に係る組織は、設計・開発のアウトプットを、次に掲げる事項に適合するものとする。 a)設計・開発に係る個別業務等要求事項に適合させる。 b)調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供する。 c)合否判定基準を含む。 d)機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確である。</p>	<p>7. 3. 3 設計・開発からのアウトプット (1) 設計・開発からのアウトプットは、設計結果を設計条件と対比した検証を行うのに適した形式で提示し、リリース前に、承認を受ける。 (2) 設計結果は次の状態であること。 a) 設計条件で与えられた要求事項を満たす。 b) 調達、業務の実施及び加工施設の使用のために適切な情報を提供する。 c) 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。 d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な加工施設の特性を明確にする。</p>
<p>(チ)設計・開発レビュー (1)保安に係る組織は、設計・開発の適切な段階において、設計・開発</p>	<p>7. 3. 4 設計・開発のレビュー (1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画さ</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定18)</p>
<p>計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計・開発レビュー」という。)を実施する。</p> <p>a) 設計・開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価する。</p> <p>b) 設計・開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、設計・開発レビューに、当該設計・開発レビューの対象となつていない設計・開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計・開発に係る専門家を加させる。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、設計・開発レビューの結果の記録及び当該設計・開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p>	<p>れたとおりに体系的なレビューを行う。</p> <p>a) 設計・開発の結果が、設計条件を満たせるかどうかを評価する。</p> <p>b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。</p> <p>(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となつていない設計・開発段階に関連する各部門を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。</p> <p>(3) このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。</p>
<p>(リ) 設計・開発の検証</p> <p>(1) 保安に係る組織は、設計・開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計・開発計画に従って検証を実施する(設計・開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計・開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。)</p> <p>(2) 保安に係る組織は、(1)の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、当該設計・開発を行った要員に(1)の検証をさせない。</p>	<p>7. 3. 5 設計・開発の検証</p> <p>(1) 設計結果が設計条件として与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおり(「7. 3. 1 設計・開発の計画」参照)プロセスの次の段階に移行する前に、検証を実施する。検証の結果の記録及び必要な処置があればその記録を維持する(「4. 2. 4 記録の管理」参照)。</p> <p>(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。</p>
<p>(ヌ) 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) 保安に係る組織は、設計・開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計・開発計画に従って、当該設計・開発の妥当性確認(以下「設計・開発妥当性確認」という。)を実施する(機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができずない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計・開発妥当性確認を行うことを含む。)</p> <p>(2) 保安に係る組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あ</p>	<p>7. 3. 6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) 結果として製作中又は製作後の加工施設に対して、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確認するために、計画した方法に従って、設計・開発の妥当性確認を行う。また、加工施設の設置後でなければ妥当性確認を行うことができずない場合は、当該加工施設の使用を開始する前に行う。</p> <p>(2) 実行可能な場合にはいつでも、加工施設の使用前又は業務の実施前に、前号の妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定18)</p>
<p>らはじめ、設計・開発妥当性確認を完了する。 (3) 保安に係る組織は、設計・開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計・開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p>	<p>する。</p>
<p>(ル) 設計・開発の変更の管理 (1) 保安に係る組織は、設計・開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。 (2) 保安に係る組織は、設計・開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。 (3) 保安に係る組織は、(2)の審査において、設計・開発の変更が加工施設に及ぼす影響の評価(当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。 (4) 保安に係る組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p>	<p>7. 3. 7 設計・開発の変更管理 (1) 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する。 (2) 変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。 (3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該加工施設を構成する要素及び関連する加工施設に及ぼす影響の評価(当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を含める。 (4) 変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を維持する。</p>
<p>(ヲ) 調達プロセス (1) 保安に係る組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合することを確実にする。 (2) 保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度(力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を保安品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。)を標準書に定める。この場合において、一般産業用工業品については、次の(3)の評価に必要な情報を調達物品等の供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。 (3) 保安に係る組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p>	<p>7. 4 調達 管理総括者は、調達物品等が規定された要求事項に適合するようにするため、以下の事項を満たした「保安調達管理標準」を定め、この標準書に従って、調達管理を実施させる。 7. 4. 1 調達プロセス (1) 調達先及び調達物品等に対する管理の方法及び程度(力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を保安品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。)は、調達物品等が原動力安全に及ぼす影響に応じたものとし、また、調達にあつての管理の必要性等を考慮したものとす。 この場合、汎用品・一般産業用工業品については、供給者等から必要な情報を入力し、当該一般産業用工業品が加工施設として使用できることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。 ※：例えば、次のように当該一般産業用工業品に関する技術的な評価を行うことをいう。</p>

<p style="text-align: center;">第7号 加工施設の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p style="text-align: center;">保安品質保証計画書(改定 18)</p>
<p>(4) 保安に係る組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。</p> <p>(5) 保安に係る組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(6) 保安に係る組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(加工施設の保安に係るものに限る。))の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。</p>	<p>・採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品の技術的な評価を行う。</p> <p>・一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせる。</p> <p>(2) 調達先が調達物品等を供給する能力を判断の根拠として調達先を評価し、選定する。選定、評価及び再評価の基準を定める。</p> <p>(3) 評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があれば、その記録を維持する。</p> <p>(4) 調達物品等の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他のワラン加工事業者等と共有する場合には必要な処置に関する方法を定める。</p>
<p>(7) 調達物品等要求事項</p> <p>(1) 保安に係る組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</p> <p>a) 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>b) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</p> <p>c) 調達物品等の供給者の保安品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>d) 調達物品等の不適合の報告(偽造品又は模造品等の報告を含む。)</p> <p>及び処理に係る要求事項</p> <p>e) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>f) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>g) その他調達物品等に関し必要な要求事項</p> <p>(2) 保安に係る組織は、調達物品等要求事項として、保安に係る組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員立ち入りに関する事項を含める。</p>	<p>7. 4. 2 調達要求事項</p> <p>(1) 調達要求事項では、調達物品等に関する要求事項を明確にし、次のうち該当する事項を含める。</p> <p>a) 調達物品等、手順、プロセス及び設備に対する当社の承認に関する要求事項</p> <p>b) 公的資格や調達先の社内認定制度による認定等、要員の力量に関する要求事項</p> <p>c) 調達先の品質マネジメントシステムに関する要求事項</p> <p>d) 不適合の報告(偽造品、模造品等の報告を含む。)及び処理に関する要求事項</p> <p>e) 健全な安全文化を育成及び維持するための活動に関する必要な要求事項</p> <p>f) 汎用品・一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>g) 調達物品等の調達後における維持又は運用に必要な技術情報(保安に係るものに限る。)の提供に関する事項</p> <p>(2) 調達物品等要求事項として、調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の活動を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立ち入りに関する事項を含める。</p> <p>(3) 調達先に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定18)</p>
<p>(3) 保安に係る組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p>	<p>(4) 調達物品等を受領する場合には、調達先に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p>
<p>(カ) 調達物品等の検証</p> <p>(1) 保安に係る組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</p>	<p>7. 4. 3 調達物品等の検証</p> <p>(1) 調達物品等が要求事項を満たしていることを確認するために、必要な検査又はその他の検証方法を定めて実施する。</p> <p>(2) 調達先で検証を実施することにした場合、その検証の要領及び調達物品等のリリースの方法を調達要求事項の中に明確にする。</p>
<p>(コ) 個別業務の管理</p> <p>保安に係る組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。</p> <p>a) 加工施設の保安のために必要な情報(保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性、当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果を含む。)が利用できる体制にある。</p> <p>b) 手順書等が必要な時に利用できる体制にある。</p> <p>c) 当該個別業務に見合う設備を使用している。</p> <p>d) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用している。</p> <p>e) チ、(二)「プロセスの監視測定」に基づき監視測定を実施している。</p> <p>f) 本規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っている。</p>	<p>7. 5 業務の実施</p> <p>7. 5. 1 業務の管理</p> <p>各課長は、管理総括者が定めた各種標準書に従い以下のうち該当する事項を確保し、業務を実施する。</p> <p>a) 次の事項を含む、原子力安全との係わりを述べた情報が利用できる。</p> <p>1) 保安のために使用する加工施設又は実施する業務の特性</p> <p>2) 当該加工施設の使用又は業務の実施により達成すべき結果</p> <p>b) 必要に応じて、作業手順が利用できる。</p> <p>c) 適切な設備を使用している。</p> <p>d) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。</p> <p>e) 監視及び測定が実施されている。</p> <p>f) 業務のリリースが実施されている。</p>
<p>(ク) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 保安に係る組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ</p>	<p>7. 5. 2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認</p> <p>業務が実施されてからでしか不適合その他の事象が顕在化しない臨界</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定18)</p>
<p>以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができ、(1)の妥当性確認によって実証する。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。</p> <p>a) 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準</p> <p>b) 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法</p> <p>c) 妥当性確認の方法(対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)</p>	<p>管理、内部被ばくの防止、外部被ばく防止に係るプロセスに対して、妥当性確認がなされた方法について、次のうち該当する事項を、保安規定の他、「加工施設の操作標準」及び「放射線管理標準」等に定める。また、妥当性の再確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準</p> <p>b) 設備の承認及び要員の力量</p> <p>c) 所定の方法及び手順の適用</p> <p>d) 記録に関する要求事項</p> <p>e) 妥当性の再確認(業務計画の変更時の再確認、一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)</p>
<p>(レ) 識別管理</p> <p>保安に係る組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</p> <p>(ロ) トレーサビリティの確保</p> <p>保安に係る組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</p>	<p>7. 5. 3 識別及びトレーサビリティ</p> <p>(1) 実施する業務の必要性に応じて、業務の計画及び実施の全過程において、業務と設備、責任者、文書等との対応をつけ、また、その業務の記録が、日時、設備名称、作業者等のトレーサビリティ(加工施設の使用又は業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)を確保できよう、手順(次の(2)の事項及び記録の維持を含む)を業務プロセスに関する標準書、要領書等に定める。</p> <p>(2) 設備の補修を実施する場合にはその旨の表示をする。</p>
<p>(ツ) 組織の外部の者の物品</p> <p>保安に係る組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</p>	<p>7. 5. 4 組織外の所有物</p> <p>管理総括者は、組織外の所有物について、それが当社の管理下にある間注意を払うこと及び必要に応じて記録を維持することを該当する標準書に定める。</p>
<p>(ネ) 調達物品の管理</p> <p>保安に係る組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包</p>	<p>7. 5. 5 調達物品の保存</p> <p>管理総括者は、調達物品の保存に関して、「保安調達管理標準」に定める。この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含める。</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定18)</p>
<p>装、保管及び保護を含む。)する。</p> <p>(ナ)監視測定のための設備の管理</p> <p>(1)保安に係る組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を標準書に定める。</p> <p>(2)保安に係る組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。</p> <p>(3)保安に係る組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a) あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあつては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされている。</p> <p>b) 校正の状態が明確になるよう、識別されている。</p> <p>c) 所要の調整がなされている。</p> <p>d) 監視測定の結果が無効とする操作から保護されている。</p> <p>e) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されている。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。</p> <p>(5) 保安に係る組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講ずる。</p> <p>(6) 保安に係る組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(7) 保安に係る組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確</p>	<p>7. 6 監視機器及び測定機器の管理</p> <p>(1) 管理総括者は、該当の業務プロセスを定めた標準書で、実施すべき監視及び測定並びに、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。また、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できるように手順を定める。</p> <p>(2) 管理総括者は、(1)の監視機器及び測定機器の中から加工施設の保安のために直接関連を有する機器の管理として、「保守管理標準」で(3)～(5)の要求事項を定める。</p> <p>(3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、次の事項を実施する。</p> <p>a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する。</p> <p>b) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。</p> <p>c) 校正の状態を明確にするために識別をする。</p> <p>d) 測定した結果が無効になるような操作を防止する手段を講じる。</p> <p>e) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</p> <p>(4) さらに、監視機器及び測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合、その機器でそのままに測定した結果の妥当性を評価し、記録すること。また、その機器、及び影響を受けた業務すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する。</p> <p>(5) 監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを最初に使用するのに先立って確認する。また、必要に応じて再確認する。</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定18)</p>
<p>チ. 評価及び改善 (イ) 監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス (1) 保安に係る組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス(取り組むべき改善の必要性、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。)を標準書に定め、計画し、実施する。 (2) 保安に係る組織は、要員が監視測定の結果を利用できるように、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制を構築する。</p>	<p>8. 評価及び改善 8. 1 一般 (1) 監視測定、分析、評価及び改善のプロセス(取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。)を以下のとおり実施する。 a) 「8. 2. 3 プロセスの監視及び測定」ないし「8. 2. 4 検査及び試験」により、業務に対する要求事項への適合を実証する。 b) 「8. 2 監視及び測定」により保安品質マネジメントシステムが品質管理基準規則の要求事項に適合していることを評価し、「8. 3 不適合管理」及び「8. 5 改善」の各活動を通して、その適合性を維持する。 c) 「8. 2 監視及び測定」等から収集したデータを「8. 4 データの分析及び評価」で分析した結果に基づき、必要な「8. 5 改善」記載の活動を実施することにより保安品質マネジメントシステムのパフォーマンス及び有効性を継続的に改善する。 (2) 上記業務の実施にあたっては、必要に応じてデータ収集・分析での統計的手法を含めて、適用可能な方法、及びその使用の程度を関連する標準書、要領書等に定める。 (3) 監視及び測定の結果は、必要な際に要員が容易に取得し、改善活動に利用できるようにする。</p>
<p>(ロ) 組織の外部の者の意見 (1) 保安に係る組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。 (2) 保安に係る組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を標準書に定める。</p>	<p>8. 2 監視及び測定 8. 2. 1 原子力安全の達成 管理総括者は、保安品質マネジメントシステムのパフォーマンスの監視測定の一環として、原子力安全を達成しているかどうかに関して利害関係者がどのようなように受けとめているかについての情報の入手及び使用の方法を「監視、測定及びデータ分析標準」に定める。</p>
<p>(ハ) 内部保安監査 (1) 保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じた、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他</p>	<p>8. 2. 2 内部保安監査 (1) 管理総括者は、保安品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているかどうかを明確にするために、業務の重要度に応じて年1回、内部保安監査実施計画を作成して、内部保安監査の対象に関する</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定18)</p>
<p>の体制により内部保安監査を実施する。</p> <p>a) 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項 b) 実効性のある実施及び実効性の維持</p> <p>(2) 保安に係る組織は、内部保安監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、内部保安監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下単に「領域」という。)の状況及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部保安監査の対象を選定し、かつ、内部保安監査の実施に関する計画(以下「内部保安監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部保安監査の実効性を維持する。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、内部保安監査を行う要員(以下「内部保安監査員」という。)の選定及び内部保安監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。</p> <p>(5) 保安に係る組織は、内部保安監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部保安監査をさせない。</p> <p>(6) 保安に係る組織は、内部保安監査実施計画の策定及び実施並びに内部保安監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限(必要に応じ、内部保安監査員又は内部保安監査を実施した部門が内部保安監査結果を社長に直接報告する権限を含む。)並びに内部保安監査に係る要求事項を標準書に定める。</p> <p>(7) 保安に係る組織は、内部保安監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部保安監査結果を通知する。</p> <p>(8) 保安に係る組織は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を選滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</p>	<p>ない要員に内部保安監査を実施させる。</p> <p>・ 保安品質マネジメントシステム(本マニュアル)が品質管理基準規則に適合し、保安品質マネジメントシステム(保安活動)が本マニュアル、保安品質方針、保安品質目標及び業務の計画(標準書)に従い、効果的に実施され、維持されていること。</p> <p>(2) 管理総括者は、監査の対象となるプロセス及び領域(職場)の状態(管理状況)及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、監査の基準、範囲、頻度、方法及び責任を定め、監査計画を策定し、実施するとともに、監査の有効性を評価し継続的に改善する。監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保するため、監査員は自らの業務を監査しない。</p> <p>(3) 管理総括者は、監査の計画及び実施、記録の作成及び結果の報告に関する責任と権限(必要に応じ、監査員が内部保安監査結果を社長に直接報告する権限を含む。)並びに要求事項を定めた「内部保安監査標準書」を作成する。また安全・品質保証部長は、監査及びその結果の記録を維持する。</p> <p>(4) 安全・品質保証課長は、内部保安監査の対象として選定された領域に責任を有する部長に内部保安監査結果を通知する。</p> <p>(5) 各課長は、監査時に検出された改善を要する事項(必要な修正及び是正処置すべし)に関して、計画をたてその改善を選滞なく実施し、安全・品質保証課長に報告する。</p> <p>(6) 安全・品質保証課長は、各課長が実施した改善内容を確認し、その結果を管理総括者及び安全衛生委員会に報告する。</p>
<p>(二) プロセスの監視測定</p> <p>(1) 保安に係る組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法により、これを行う。監視測定</p>	<p>8. 2. 3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 保安品質マネジメントシステムのプロセスを適切な方法で監視し、適用可能な場合には、適切な方法で測定をする。これらの方法は、保</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定18)</p>
<p>の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、監視測定の方法には、監視測定の実施時期、監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期を含む。</p> <p>(2)保安に係る組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、二、(イ)(4)c)に掲げる保安活動指標を用いる。</p> <p>(3)保安に係る組織は、(1)の監視測定の方法により、プロセスがホ、(ホ)保安品質マネジメントシステムの計画及びト、(イ)個別業務に必要なプロセスの計画に定めた結果を得ることができていることを実証する。</p> <p>(4)保安に係る組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講ずる。</p> <p>(5)保安に係る組織は、ホ、(ホ)保安品質マネジメントシステムの計画及びト、(イ)個別業務に必要なプロセスの計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するため、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講ずる。</p>	<p>規定の定めによる他、標準書で定める。監視及び測定の対象には、業務・加工施設に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、監視・測定の方法には、次の事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視測定の実施時期 ・監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期 <p>(2) 監視及び測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じてP Iを用いる。</p> <p>(3) これらの方法はプロセスが保安品質マネジメントシステムの計画及び業務の計画で定めた計画どおりの結果を達成する能力があることを実証させようように定める。</p> <p>(4) 監視及び測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講ずる。</p> <p>(5) 監視及び測定の結果、プロセスが計画どおりの結果が達成できない又はできないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、当該問題の修正及び是正処置を適切にとる。</p>
<p>(ホ)機器等の検査等</p> <p>(1)保安に係る組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するため、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2)保安に係る組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録(必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。)を作成し、これを管理する。</p> <p>(3)保安に係る組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができている記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4)保安に係る組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を完了するまでは、プロセスの次の段階に進む</p>	<p>8. 2. 4 検査及び試験</p> <p>管理総括者は、加工施設の要求事項が満たされていることを検証するために、次の事項を「保守管理標準」等に定め、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施させる。</p> <p>(1) 検査及び試験にあたっては、検査及び試験要員の独立の程度を定める。</p> <p>・使用前事業者検査等の独立性を確保するため、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に關与していない要員に使用前事業者検査等を実施させる。</p> <p>また、自主検査等については、必要に応じて当該自主検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に關与していない要員に自主検査等を実施させる。</p> <p>(2) 使用前事業者検査等又は自主検査等の結果を記録し維持する(必要</p>

<p style="text-align: center;">第7号 加工施設の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p style="text-align: center;">保安品質保証計画書(改定18)</p>
<p>ことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とする)とその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保する。</p> <p>(6) (5)の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは、「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替えるものとする。</p>	<p>に応じ、検査に使用した試験体、測定機器等に関する記録を含む。)。記録には、リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した者を明記する。</p> <p>(3) 標準書で定めた所定の検査及び試験が完了するまでは、当該設備部品の取り付けや施設・設備の運転を行わない。ただし、管理総括者が承認したときは、この限りではない。</p>
<p>(へ) 不適合の管理</p> <p>(1) 保安に係る組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、不適合の処理に係る管理(不適合を関連する管理者に報告することを含む。)並びにそれに関連する責任及び権限を標準書に定める。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</p> <p>a) 発見された不適合を除去するための措置を講ずる。</p> <p>b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行う(以下「特別採用」という。)</p> <p>c) 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずる。</p> <p>d) 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずる。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講</p>	<p>8. 3 不適合管理</p> <p>管理総括者は、業務に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理するため、不適合の処理に関する管理及びそれに関連する責任及び権限を定めた標準書を作成し、その標準書に従って不適合管理を行わせる。標準書には、発生した不適合を関連する管理者に報告することを含め、以下の事項を定める。</p> <p>(1) 該当する場合には、次の1つ又はそれ以上の方法で不適合を処理する。</p> <p>a) 検出された不適合を除去するための処置をとる。</p> <p>b) 安全・品質保証部長が、原子力安全への影響を評価した上で特別採用として、その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可する。</p> <p>c) 本来の意図された使用又は適用ができないよう識別表示、隔離、廃棄等の処置をとる。</p> <p>d) 所轄官庁に報告書等の情報を流した後(引渡し後)に当該情報に不適合(誤り)が検出された場合は、その不適合による影響又は実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(2) 不適合の内容の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する。</p> <p>(3) 不適合を除去した場合には、要求事項への適合を実証するための再</p>

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定18)</p>
<p>じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。 (5)保安に係る組織は、発見された不適合を除去するための措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p>	<p>検証を行う。 (4)発生した不適合に対し、不適合の公開基準に基づき、当該不適合の内容を公開する。</p>
<p>(ト)データの分析及び評価 (1)保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該保安品質マネジメントシステムの実効性の改善(保安品質マネジメントシステムの実効性に關するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、保安品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。)の必要性を評価するため、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を標準書に定め、収集し、及び分析する。 (2)保安に係る組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。 a) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見 b) 個別業務等要求事項への適合性 c) 機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)・ d) 調達物品等の供給者の供給能力</p>	<p>8. 4 データの分析及び評価 (1) 管理総括者は、保安品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、保安品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善(保安品質マネジメントシステムの有効性に関するデータの分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、保安品質マネジメントシステムの有効性を改善することを含む。)の必要性を評価するために適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する手順を「監視、測定及びデータ分析標準」に定める。この標準書には監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。 (2) 担当部長は、標準書に従い、データの分析及びこれに基づく評価によって、次の事項に関連する情報を提供する。 a) 原子力安全の達成に関する利害関係者の受けとめの傾向及び特徴 その他分析により得られる知見 b) 業務に対する要求事項への適合性 c) 是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び加工施設の、特性及び傾向 d) 調達先の能力</p>
<p>(チ)継続的な改善 保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、保安品質方針及び保安品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部保安監査の結果の活用、データの分析及び是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を標準書に定めるとともに、当該改善の実施その他の措置を講ずる。</p>	<p>8. 5 改善 8. 5. 1 継続的改善 本マニュアルの該当する項に示すとおり、保安品質方針、保安品質目標、内部保安監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、保安品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために、必要な変更を実施し、継続的改善を行う。</p>

第7号 加工施設の保安のための業務に係る
品質管理に必要な体制の整備に関する事項
(事業許可)

(リ)是正処置等

(1)保安に係る組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講ずる。

a)是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行う。

①不適合その他の事象の分析(情報の収集及び整理、技術的、人的及び組織的側面等の考慮を含む。)及び当該不適合の原因の明確化(必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。)

②類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化

b)必要な是正処置を明確にし、実施する。

c)講じた全ての是正処置の実効性の評価を行う。

d)必要に応じて、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更する。

e)必要に応じて、保安品質マネジメントシステムを変更する。

f)原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合(単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返り発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)に関して、根本的な原因を究明するたためは是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。

g)講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。

(2)保安に係る組織は、(1)に掲げる事項について、標準書に定める。

(3)保安に係る組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講ずる。

保安品質保証計画書(改定 18)

8. 5. 2 是正処置

(1)管理総括者は、次の事項を含む他、加工規則第9条の16に定める事故故障等の事象その他が発生した根本的な原因を究明するために行う分析(以下「根本原因分析」という。)の方法及びこれを実施するための体制を含めた「保安是正・予防処置標準」を定める。

a)是正処置の必要性を、次に定めるところにより評価する。

1)不適合その他の事象のレビュー及び分析(情報の収集及び整理、人的、技術的及び組織的要因等の考慮を含む。)

2)不適合その他の事象の原因の特定(必要に応じて、業務プロセスについてのマネジメントや安全文化との関係を整理することを含む。)

3)類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化

b)必要な処置の決定及び実施

c)とった処置の結果の記録及び維持

d)とった是正処置の有効性のレビュー

e)必要に応じて、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更する。

f)必要に応じて、保安品質マネジメントシステムを変更する。

g)原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合(単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返り発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施する。

h)保安の向上に資するため必要な以下の技術情報について、他のウラン加工事業者と共有する措置

・調達物品等の保安に係る技術情報

・是正処置から得られた保守管理における保安に関する技術情報

報
注) d)における“とった是正処置”とは、a)～c)のことである。

(2)各課長は、再発防止のため、必要に応じて、不適合その他の事象の再発を防止するため、遅滞なく原因を除去する処置をとる。

(3)是正処置の程度は、検出された不適合その他の事象の原子力安全に与える影響の程度に応じたものとする。

<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る 品質管理に必要な体制の整備に関する事項 (事業許可)</p>	<p>保安品質保証計画書(改定18)</p>
<p>(ヌ)未然防止処置 (1)保安に係る組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合(原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講ずる。 a) 起こり得る不適合及びその原因について調査する。 b) 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。 c) 必要な未然防止処置について明確にし、実施する。 d) 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行う。 e) 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。 (2)保安に係る組織は、(1)に掲げる事項について、標準書に定める。</p>	<p>(4) 担当課長は、是正処置結果を担当部長及び管理総括者に報告するとともに、必要に応じて技術情報を共有する。 (5) 安全・品質保証課長は、「定期評価標準」に従い、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講ずる。</p> <p>8. 5. 3 未然防止処置 (1) 管理総括者は、次の事項を含む他、生じるおそれのある不適合(他の原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)を防止するための体制を含めた「保安是正・予防処置標準」を定める。 a) 起こり得る不適合及びその原因の特定 b) 不適合発生を予防するための処置の必要性の評価 c) 必要な処置の決定及び実施 e) とった未然防止処置の有効性のレビュー d) とった処置の結果及びその記録 f) 保安の向上に資するため必要な以下の技術情報について、他のウラン加工事業者と共有する措置 ・ 調達物品等の保安に係る技術情報 ・ 予防処置から得られた保守管理における保安に関する技術情報 注) e) における“とった未然防止処置”とは、a)～d)のことである。 (2) 各課長は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見及び他の施設等から得られた知見の活用を含め、その原因を除去する処置を必要に応じて決める。 (3) 未然防止処置の程度は、起こり得る不適合の重要性に応じたものとする。 (4) 担当課長は、未然防止処置結果を担当部長及び管理総括者に報告するとともに、必要に応じて技術情報を共有する。</p>

保安品質保証計画書(改定 18)の補足説明

3. 定義

⑦保安品質マネジメントシステム

「原子力事業者等」とは、原子炉等規制法第 5 7 条の 8 に規定する者をいう。また、「自らの組織の管理監督を行うための仕組み」には、組織が品質マネジメントシステムの運用に必要な文書を整備することを含む。

⑧原子力安全のためのリーダーシップ

「要員(保安活動を実施する者をいう。以下同じ。)」とは、原子力事業者等の品質マネジメントシステムに基づき、保安活動を実施する組織の内外の者をいう。

⑨未然防止処置

「原子力施設その他の施設」とは、国内外の原子力施設に加え、火力発電所など広く産業全般に関連する施設をいう。

4. 1 一般要求事項

(3) 「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じ、a) から c) までに掲げる事項を考慮した原子力施設における保安活動の管理の重み付けをいう。

(3) c) 「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象(人的過誤による作業の失敗等)をいう。

4. 2. 3 文書管理

(1) c) 「部門」とは、原子力施設の保安規定に規定する組織の最小単位をいう。

5. 2 原子力安全の重視

「原子力安全がそれ以外の事由により損なわれない」とは、例えば、コスト、工期等によって原子力の安全が損なわれないことをいう。

5. 5. 1 責任及び権限

「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。

5. 5. 3 管理者

(1) 管理者の責任と権限については、「選・解任標準」に「社長は、業務を管理監督する地位にある保安管理組織の各部課長等を管理者として任命する。」旨を定める。「管理者」とは、職務権限を示す文書において、管理者として責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める必要がある。

(3) 「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組み必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいい、「定期評価標準」に毎年度と定める。

5. 6. 2 マネジメントレビューへのインプット

マネジメントレビューのインプットの報告は、管理総括者又は管理総括者が指名する者が行い、「マネジメントレビュー標準」に定める。

(3) 「外部監査」とは、原子力事業者等が外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。

(5) 「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、原子力事業者等が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。

保安品質保証計画書(改定 18)の補足説明

6. 2. 1 一般
「組織の外部から調達する者」については、調達先の選定、調達の発議及び調達文書、受入処理（調達品の検証）等を「保安調達管理標準」に定める。
7. 3. 3 設計・開発からのアウトプット
(1)「設計・開発からのアウトプット」とは、例えば、機器等の仕様又はソフトウェアをいう。
7. 4. 1 調達プロセス
(1)「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。一般産業用工業品の管理については、「保安調達管理標準」に定め、例えば、第5次の設工認の分析設備（同位体分析設備、不純物分析設備、物性測定設備）等が該当する。
7. 4. 2 調達要求事項
(2)「その他の活動」とは、例えば、原子力事業者等が、プロセスの確認、検証及び妥当性確認のために供給者が行う活動への立会いや記録確認等を行うことをいう。
7. 5. 2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認
補修作業及び改造については、「保守管理標準」に従う。
7. 5. 4 組織外の所有物
「組織外の所有物」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。
8. 2. 1 原子力安全の達成
「利害関係者がどのように受けとめているかについての情報」には、例えば、外部監査結果、地元自治体及び地元住民の保安活動に関する意見並びに原子力規制委員会の指摘等がある。
8. 4 データの分析及び評価
(2) c) 不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることとなるものについては、「保安不適合管理標準」に「不適合の可能性のある事象は、保安情報共有会議の意見を聴取し、安全・品質保証部長が不適合事象又は不適合管理対象外事象に分類する。」旨を、「保安是正・予防処置管理標準」に「当社の加工施設及び他の原子力施設等から得られた知見（不適合発生に関する情報、知識）を予防処置情報として収集・分析し、起こり得る不適合（他の原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）に対して適切に反映・実施する予防処置を対象とする。」旨を定める。
8. 5. 2 是正処置
(5)「適切な措置を講じる」とは、(1)の規定のうち必要なものについて実施することをいう。

設計及び工事に係るプロセスとその実績又は計画

実績 (○) ／ 計画 (△)		実施内容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果及び計画)	
各段階	設計	<p>設計、工事及び検査の業務フロー</p>	記録等
	調達先		<p>業務実績又は業務計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備使用部門又は許認可担当部門は、設備の方針書（設備設置等要求書）を作成し、製造部担当課又は設備技術課へ技術検討を依頼した。 ・製造部担当課又は設備技術課は、方針書に基づき関係部門と協議し、技術検討書を作成した。 ・関係部門は、技術検討書内に記載されている機能及び性能に関する要求事項、適用される法令・規制要求事項等の適切性についてレビューし、製造部担当課長又は設備技術課長が技術検討書を承認した。 <p>[設計・開発管理標準(SQAS-19)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備技術課は、技術検討書をもとに関係部門と協議し、技術仕様書（調達の場合には発注仕様書）を作成した。 ・関係部門及び当該設計・開発に係る専門家は、技術仕様書の内容の適切性や、技術検討書の内容が技術仕様書に反映されていることをレビューし、原設計者以外の者又はグループの検証を受けた後、設備技術課長が技術仕様書を承認した。 <p>[設計・開発管理標準(SQAS-19)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全・品質保証課は、調達先への要求事項が妥当であることを確認するために、発注仕様書が関係部門の検討・承認を受けていることを確認し、保安調達確認記録を作成した。 <p>[保安調達管理標準(SQAS-17)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備技術課は、技術仕様書をもとに詳細設計図書（調達の場合には承認申請図書を承認）を作成した。また設備技術課は、調達先より提出された詳細設計の調達要求事項への適合状況を記録した文書を基に入力確認を実施した。なお、メーカーのデータに基づき評価を行う場合、その根拠となる資料を設備技術課の担当者が確認し、設備技術課長が承認した。 <p>[設計・開発管理標準(SQAS-19)] [保安調達管理標準(SQAS-17)]</p>

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー		実績 (○) / 計画 (△)	実施内容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果及び計画)	
	当社	調達先		業務実績又は業務計画	
設計			○	<p>業務実績又は業務計画</p> <p>・ 詳細設計図書の関係部門及び当該設計・開発に係る専門家は、詳細設計内容の適切性や技術仕様書の内容が反映されているかをレビューし、原設計者以外の者又はグループの検証を受けた後、設備技術課長が詳細設計図書を承認した。 [設計・開発管理標準 (SQAS-19)]</p> <p>・ 設備技術課及び安全法務課は、詳細設計のレビューに基づき設計及び工事の方法を記載した設工認申請書を作成し、作成者以外による社内での設備、プロセス、設工認に関する専門家による検証等を行った後、核燃料安全専門部会^{*1}のレビュー、品質確認委員会²の承認²、安全衛生委員会³の審議を受け、原子力規制委員会に申請した。 [設計・開発管理標準 (SQAS-19)]</p>	<p>記録等</p> <p>・ 議事録 (核燃料安全専門部会、品質確認委員会、安全衛生委員会)</p> <p>*1 加工施設の許認可に関する事項等について、安全衛生委員会開催前に専門的に資料のレビュー等を行う会議体。 *2 コメント処理結果等の確認を行うため管理総括者のもとに設置した会議体 *3 核燃料物質の加工に関する保安を確保するための管理総括者の諮問機関</p>
工事及び検査			△	<p>・ 設工認申請の認可後、設備技術課は、工事を実施するにあたり、対象とする加工施設に関する工事及び検査を記載した工事計画書を作成し、関係部門と協議し、核燃料取扱主任者の確認を受け、保安上重要と判断した工事については、安全衛生委員会に工事計画書を諮問した上で管理総括者の承認を受ける。 [保守管理標準 (SQAS-08)]</p> <p>・ 設備技術課は、要求事項を明確に記載した発注仕様書を作成し、安全・品質保証課は、調達先への要求事項が妥当であることを確実にするために、発注仕様書が、関係部門の検討・承認を受けていることを確認し、保安調達確認記録を作成する。 [保安調達管理標準 (SQAS-17)]</p>	<p>・ 工事計画書</p> <p>・ 発注仕様書</p> <p>・ 保安調達確認記録</p>

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー		実績 (○) ／ 計画 (△)	実施内容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果及び計画)	
	当社	調達先		業務実績又は業務計画	記録等
	<pre> graph TD A[適合性確認 検査の計画] --> B[適合性確認 検査の実施 (妥当性確認)] </pre>		△	<p>業務実績又は業務計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備技術課は、検査実施体制、検査項目及び判定基準、検査手順等を決定し、検査要領書を作成する。検査要領書について、関係部門及び核燃料取扱主任者のレビューを受け、設備技術課長が承認する。 安全法務課は、使用前事業者検査を行うため、使用前事業者検査要領書を作成し、関係部門、安全・品質保証部長及び核燃料取扱主任者のレビューを受け、安全法務課長が承認する。 [保守管理標準(SQAS-08)] 設備技術課は、工事完了後、調達先が作成した調達要求事項への適合状況を記録した文書を基に受入れ確認を実施する。 [保守管理標準(SQAS-08)] [設計・開発管理標準(SQAS-19)] [保安調達管理標準(SQAS-17)] 設備技術課は、検査要領書に基づき、当該建物・設備が正常に機能することを検査、試験等により確認する。また検査記録を作成し、その結果を核燃料取扱主任者及び生産管理部長に報告するとともに、関係部門に通知する。 [保守管理標準(SQAS-08)] [設計・開発管理標準(SQAS-19)] [保安調達管理標準(SQAS-17)] 安全法務課は、使用前事業者検査要領に基づき、検査を実施し、使用前事業者検査記録を作成する。安全・品質保証部長が指名した検査責任者は、検査記録を確認し、合否判定を行った後、核燃料取扱主任者の確認及び安全・品質保証部長の承認を受ける。なお、上記の検査には工事を伴わない建物・構築物及び設備・機器に係るものを含む。 [保守管理標準(SQAS-08)] [設計・開発管理標準(SQAS-19)] [保安調達管理標準(SQAS-17)] 	<ul style="list-style-type: none"> 検査要領書 使用前事業者検査要領書 保安調達確認記録 検査記録 使用前事業者検査記録 使用前事業者検査結果報告書

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー		実績 (○) / 計画 (△)	実施内容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果及び計画)	
	当社	調達先		業務実績又は業務計画	記録等
工事及び検査			△	<p>業務実績又は業務計画</p> <p>・設備技術課長は、「設計・開発記録」を作成し、生産管理部長及び核燃料取扱主任者の確認を受ける。 [保守管理標準(SQAS-08)] [設計・開発管理標準(SQAS-19)] [保安調達管理標準(SQAS-17)] ・生産管理部長は、改造の結果を評価し、管理総括者へ報告する。 [保守管理標準(SQAS-08)] [設計・開発管理標準(SQAS-19)] [保安調達管理標準(SQAS-17)]</p>	<p>記録等</p> <p>・設計・開発記録 ・保守記録(改造)</p>

別記 4

添 付 書 類 Ⅱ

加工施設の技術基準への適合に関する説明書

添付説明書ー建1	臨界管理上の領域間の中性子相互干渉に関する説明書(基本方針書)
添付説明書ー建2	加工施設の耐震性に関する説明書(基本方針書)
添付説明書ー建3	竜巻による損傷防止に関する説明書(基本方針書)
添付説明書ー建4	積雪及び降下火砕物による損傷防止に関する説明書
添付説明書ー建5	外部火災・爆発による損傷防止に関する説明書(基本方針書)
添付説明書ー建6	火災等による損傷の防止に関する説明書(基本方針書)
添付説明書ー建7	航空機落下に伴う火災による損傷防止に関する説明書(基本方針書)
添付説明書ー建8	溢水による損傷防止に関する説明書(基本方針書)
添付説明書ー建9	放射線による被ばく防止に関する説明書(基本方針書)
添付説明書ー設1	核燃料物質の臨界防止に関する説明書(基本方針書)
添付説明書ー設1-1	本申請に伴う単一ユニットの核的制限値の変更点
添付説明書ー設1-2	工場棟領域・第2核燃料倉庫領域内の設備・機器の単一ユニット間の相互干渉作用の評価
添付説明書ー設1-3	加工棟領域内の設備・機器の単一ユニット間の相互干渉作用の評価
添付説明書ー設1-4	移動式台車・電動リフタの単一ユニット間の相互干渉作用の評価
添付説明書ー設1-5	臨界隔離壁よりも高い位置にあるユニットの離隔に関する説明書
添付説明書ー設2	設備の火災等による損傷防止に関する説明書(基本方針書)
添付説明書ー設2-1	フードボックスパネルの設計について
添付説明書ー設2-2	火災・爆発に関わるインターロック設定値の考え方
添付説明書ー設2-3	ロータリーキルン爆発圧力逃がし機構(破裂板)の設計
添付説明書ー設2-4	連続焼結炉の爆発圧力逃がし機構(スイングドア)の設計
添付説明書ー設3	設備の耐震性に関する説明書(基本方針書)
添付説明書ー設3-1	設備の耐震計算書(計算結果)
添付説明書ー設3-2	配管の耐震性に関する説明書(基本方針書)
添付説明書ー設3-3	ダクトの耐震性に関する説明書(基本方針書)
添付説明書ー設4	設備に対する竜巻防護に関する説明書(基本方針書)

添付説明書－設5	設備の溢水による損傷の防止に関する説明書（基本方針書）
添付説明書－設6	設備の閉じ込め機能に関する説明書（基本方針書）
添付説明書－設6-1	落下防止設計について
添付説明書－設7	搬送設備の安全性に関する説明書（基本方針書）
添付説明書－設7-1	搬送機器の選定根拠について
添付説明書－設8	UF ₆ 蒸発・加水分解設備に関する設計基準事故・設計基準を超える事故に関する説明書
添付説明書－設9	放射性液体・固体廃棄物の廃棄施設に関する説明書（基本方針書）
添付説明書－設10	放射性気体廃棄物の廃棄施設に関する説明書（基本方針書）

加工施設の技術基準への適合に関する説明書

今回申請する建物・構築物及び設備・機器について、「加工施設の技術基準に関する規則」（以下「加工施設の技術基準」）への適合を確認した結果を表 1-1、表 1-2-1～1-2-7、追表 1-2-1～1-2-7 に示す。表中に示す変更区分の定義を次に示す。

- 新設 : 建物・構築物／設備・機器を新たに設置すること。
- 増設 : 構造及び機能が既存と同一の建物・構築物／設備・機器の台数を増やすこと。
- 追加 : 主要な設備・機器の付属設備として新たに設備・機器を設置すること。
- 更新 : 既存の設備・機器を撤去し、構造及び機能が同一の設備・機器を設置すること。
- 改造 : 既存の設備・機器又は建物・構築物の仕様又は構造を変更すること若しくは既存の設備・機器の機能を付加すること(仕様又は構造を変更するために設備を作り直すことと、既存の設備を移設することを含む)。
- 撤去 : 当該の建物・構築物／設備・機器を撤去し、新たに後続を設置しないこと。

なお、平成 29 年 11 月 1 日付け原規規発第 1711011 号にて許可された事業許可申請書に記載したように、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により公衆及び従事者に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれのあるものはないため、加工施設には安全上重要な施設はない。

以下の資料において、[]内に示す数字は、加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他の事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4. 1-設 1]は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[5. 2. 1-設 1]は、加工施設の技術基準第 5 条の 2 第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-建 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建 1 を示す。

なお、[3. 2-建 1(4 次)] は、4 次設工認申請書(令和 2 年 3 月 27 日付け原規規発第 2003279 号)について既申請した設計であることから、4 次設工認申請書との整合を図るために[3. 2-建 1(4 次)]と記載している。[7. 1-建 5(4 次)]、[13. 1-建 1(4 次)]も同様である。

また、()内に示す数字は、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」の条番号、及び設計番号を示す。

(例) (5-4)は、加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第 5 条に対する設計番号 4 を示す。

表1-1 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と加工施設の技術基準に対する設計との対応表(3/3)

資料No.	1 設計停止	2 地震	3 地震損傷	4 構造設備	5 外気衛生設備	6 不法侵入	7 閉じ込め	8 火災設備	9 避難設備	10 受動避難設備	11 安全設備	12 材料・構造	13 防火設備	14 防煙設備	15 警報設備	16 放送設備	17 通風設備	18 照明設備	19 衛生設備	20 非常用電源	21 非常用エレベーター設備	22 通信設備	23 その他
表1-1-4 第3廃棄物倉庫	4.2-101 4.2-102 4.2-103 4.2-106	5.1-101 5.1-102 5.1-103 5.1-104 5.1-105 5.1-106 5.1-107 5.1-108 5.1-109 5.1-110	6.1-101 6.1-102 6.1-103 6.1-104 6.1-105 6.1-106 6.1-107 6.1-108 6.1-109 6.1-110	7.1-101 7.1-102 7.1-103 7.1-104 7.1-105 7.1-106 7.1-107 7.1-108 7.1-109 7.1-110	8.1-101 8.1-102 8.1-103 8.1-104 8.1-105 8.1-106 8.1-107 8.1-108 8.1-109 8.1-110	9.1-101 9.1-102 9.1-103 9.1-104 9.1-105 9.1-106 9.1-107 9.1-108 9.1-109 9.1-110	10.1-101 10.1-102 10.1-103 10.1-104 10.1-105 10.1-106 10.1-107 10.1-108 10.1-109 10.1-110	11.1-101 11.1-102 11.1-103 11.1-104 11.1-105 11.1-106 11.1-107 11.1-108 11.1-109 11.1-110	12.1-101 12.1-102 12.1-103 12.1-104 12.1-105 12.1-106 12.1-107 12.1-108 12.1-109 12.1-110	13.1-101 13.1-102 13.1-103 13.1-104 13.1-105 13.1-106 13.1-107 13.1-108 13.1-109 13.1-110	14.1-101 14.1-102 14.1-103 14.1-104 14.1-105 14.1-106 14.1-107 14.1-108 14.1-109 14.1-110	15.1-101 15.1-102 15.1-103 15.1-104 15.1-105 15.1-106 15.1-107 15.1-108 15.1-109 15.1-110	16.1-101 16.1-102 16.1-103 16.1-104 16.1-105 16.1-106 16.1-107 16.1-108 16.1-109 16.1-110	17.1-101 17.1-102 17.1-103 17.1-104 17.1-105 17.1-106 17.1-107 17.1-108 17.1-109 17.1-110	18.1-101 18.1-102 18.1-103 18.1-104 18.1-105 18.1-106 18.1-107 18.1-108 18.1-109 18.1-110	19.1-101 19.1-102 19.1-103 19.1-104 19.1-105 19.1-106 19.1-107 19.1-108 19.1-109 19.1-110	20.1-101 20.1-102 20.1-103 20.1-104 20.1-105 20.1-106 20.1-107 20.1-108 20.1-109 20.1-110	21.1-101 21.1-102 21.1-103 21.1-104 21.1-105 21.1-106 21.1-107 21.1-108 21.1-109 21.1-110	22.1-101 22.1-102 22.1-103 22.1-104 22.1-105 22.1-106 22.1-107 22.1-108 22.1-109 22.1-110	23.1-101 23.1-102 23.1-103 23.1-104 23.1-105 23.1-106 23.1-107 23.1-108 23.1-109 23.1-110			

注1: 非管理区域から第2種管理区域へ管理区域区分を変更
 注2: 第1種管理区域である第1廃棄物処理所 廃棄物処理室のシャッター解放時に負圧を維持
 注3: 両側壁外消火栓は変更なし、西側壁外消火栓は改造する
 注4: 当該設計番号に対応するための工事だけではなく、当該部位に関して工事がある場合は●とした。

○: 設計変更なし+工事なし
 ⊙: 設計変更あり+工事なし
 ●: 設計変更あり+工事あり 注4

■ 本加工施設では該当しない項目
 ⊕ 設工認技術基準が変更または追加されている項目

新たに規制対象となる施設	
非常用通報設備 放送設備	緊急対策設備(1) 非常用照明
非常用通報設備 通信連絡設備	緊急対策設備(1) 誘導灯
消火設備 屋外消火栓	緊急対策設備(1) 安全避難通路
消火設備 消火器	

表1-2-2 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と設工認技術基準に対する設計との対応表（成形施設 2/3）

仕様表No.	名称	専断許可との対応*	変更区分	設計との対応																						
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
表1-2-26	搬送台(1)	[309] 搬送台(1)	改修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
表1-2-27	試験用プレス	[313] 試験用プレス [314] フードボックス (試験用プレス)	改修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
表1-2-28	フードボックス(1)	[315] フードボックス(1)	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
表1-2-29	フードボックス(2)	[316] フードボックス(2)	改修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
表1-2-30	フードボックス(3)	[317] フードボックス(3)	変更なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
表1-2-31	連続乾燥炉(1)	[318] 連続乾燥炉 [319] 連続乾燥炉供給ガス圧力低下インターロック [320] 連続乾燥炉着火消火インターロック [321] 水漏れ検知インターロック [322] 連続乾燥炉過熱防止インターロック [323] 連続乾燥炉冷却水圧力低下インターロック [324] 地震インターロック [325] 爆発圧力過し検知	改修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
表1-2-32	パッチ式小型乾燥炉	[326] パッチ式小型乾燥炉 [327] 供給ガス圧力低下インターロック [328] 着火消火検知 [329] 水漏れ検知インターロック [330] パッチ式小型乾燥炉過熱防止インターロック [331] パッチ式小型乾燥炉冷却水圧力低下インターロック [332] 地震インターロック [333] 爆発圧力過し検知	改修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
表1-2-33	センターレスグラインダ(1)	[334] センターレスグラインダ	改修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
表1-2-34	ベルトコンベヤ(1)	[335] ベルトコンベヤ	改修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
表1-2-35	バーフイーダ(1)	[336] バーフイーダ	改修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
表1-2-36	ベルト駆動機(1)	[338] ベルト駆動機	改修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
表1-2-37	ベルト駆動機(2)	[339] ベルト駆動機	改修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
表1-2-38	冷却水循環装置(1)	[340] 冷却水循環装置 (研削用)	改修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
表1-2-39	濾心分離機(1)	[342] 濾心分離機 (研削用)	改修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
表1-2-40	ベルト外観検査装置(1)	[343] ベルト外観検査装置 (外観検査用)	改修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
表1-2-41	ベルト外観検査装置(2)	[344] 全周円錐 (ベルト) 突	改修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
表1-2-42	ベルト外観検査装置(3)	[345] ベルト外観検査装置 (研削用)	改修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
表1-2-43	洗浄ボックス(1)	[347] 洗浄ボックス	改修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
表1-2-44	洗剤槽(1)	[349] 洗剤槽 (洗浄ボックス)	改修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
表1-2-45	ロータリ台車(1)	[348] ロータリ台車(1)	改修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
表1-2-46	スラッグ回収機(1)	[352] スラッグ回収機 (洗浄ボックス)	改修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
表1-2-47	スラッグ回収機(2)	[353] スラッグ回収機 (洗浄ボックス)	改修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
表1-2-48	ろ過機(1)	[351] ろ過機 (洗浄ボックス)	改修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
表1-2-49	ろ過機(2)	[354] ろ過機 (フードボックス (洗剤用))	改修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
表1-2-50	研削機(1)	[351] 研削機(1)	改修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
表1-2-51	研削機(2)	[355] 研削機(2)	改修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

表1-2-2 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と設工認技術基準に対する設計との対応表(成形施設 3/3)

Table mapping equipment types (e.g., food boxes, conveyors) to technical standards (1-23) with columns for design compliance (Yes/No) and application status (Design required).

注: 工場(成形工場)の設備の設計技術基準は設工認申請...
注: 特記欄での手続については設工認申請する...
注: 事業計画の安全機能一覧で区分された設備を組み合わせることで安全機能を満足させる場合もあり...

表1-2-4 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と設工認技術基準に対する設計との対応表（組立施設 1/1）

資料No.	資料項目	項目	1		2	3	4	5										6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	備考*				
			臨界防止	地盤	地震	津波	外部衝撃	外部衝撃	外部衝撃	外部衝撃	外部衝撃	外部衝撃	外部衝撃	外部衝撃	外部衝撃	外部衝撃	外部衝撃	外部衝撃	外部衝撃	外部衝撃	外部衝撃	外部衝撃	外部衝撃	外部衝撃	外部衝撃	外部衝撃	外部衝撃	外部衝撃	外部衝撃	外部衝撃	外部衝撃	外部衝撃	外部衝撃	外部衝撃						
表小設-1	マガジン挿入装置	{469}マガジン挿入装置	変更なし	○	○	○	○																										○	○	○	○				
表小設-2	マガジン	{471}マガジン	変更なし	○	○	○	○																																	
表小設-3	運搬台車	{472}運搬台車	改造	○	○	○	○																																	
表小設-4	マガジン架台(1)	{473}マガジン架台	改造	○	○	○	○																																	
	マガジン架台(2)		改造	○	○	○	○																																	
	マガジン架台(3)		改造	○	○	○	○																																	
表小設-5	マガジン姿勢変換台	{474}姿勢変換台	改造	○	○	○	○																																	
表小設-6	燃料集合体組立装置(1)	{475}燃料集合体組立装置	改造	○	○	○	○																																	
	燃料集合体組立装置(2)		改造	○	○	○	○																																	
	燃料集合体組立装置(3)		改造	○	○	○	○																																	
表小設-7	マガジン架台部	{476}マガジン架台部	変更なし	○	○	○	○																																	
表小設-8	燃料集合体洗浄装置	{477}燃料集合体洗浄装置	改造	○	○	○	○																																	
	拘束力検査測定台		改造	○	○	○	○																																	
表小設-9	ジブクレーン(1)	{478}ホイス	改造	○	○	○	○																																	
表小設-10	エンベロープ検査装置	{479}燃料集合体検査台	改造	○	○	○	○																																	
表小設-11	チャンネル検査装置	{480}燃料検査測定装置	改造	○	○	○	○																																	
表小設-12	燃料集合体検査測定台	{481}燃料集合体検査測定台	改造	○	○	○	○																																	
表小設-13	燃料集合体検査測定台(1)	{482}燃料集合体検査測定台	変更なし	○	○	○	○																																	
	燃料集合体検査測定台(2)		変更なし	○	○	○	○																																	
	燃料集合体検査測定台(3)		変更なし	○	○	○	○																																	
表小設-14	ジブクレーン(2)	{483}ホイス	改造	○	○	○	○																																	
	ジブクレーン(3)		改造	○	○	○	○																																	
表小設-15	燃料集合体外観検査台	{484}燃料集合体外観検査台	改造	○	○	○	○																																	
表小設-16	燃料集合体検査ビット(1)	{485}燃料集合体検査台	改造	○	○	○	○																																	
	燃料集合体検査ビット(2)		改造	○	○	○	○																																	
	燃料集合体検査ビット(3)		改造	○	○	○	○																																	

*1: 他領域での干渉については次回以降申請する。

※事業許可の安全機能一覧で区分された機器を組み合わせることで安全機能を満足させる場合もあり、そのような機器について設工認では、安全機能一覧で区分された機器を組み合わせ申請機器として適合性を確認している。

○: 設計変更なし+工事なし

●: 設計変更あり+工事あり

◎: 設計変更あり+工事なし

■: 本加工施設では該当しない項目

□: 加工施設の技術基準が変更または追加されている項目

注1: 当該設計番号に対応するための工事だけでなく、当該部位に関して工事がある場合は●とした。

表1-2-5 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と設工認技術基準に対する設計との対応表（核燃料物質の貯蔵施設 1/3）

資料No.	項目	設工認技術基準	設工認技術基準																							備考		
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23			
仕様表No.	名称	事業許可との対応	変更区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23		
表へ段-1	シリンダ貯蔵架台(1)	[491] シリンダ貯蔵架台	改造	○	○	○	○																					
	シリンダ貯蔵架台(2)		改造	○	○	○	○																					
	シリンダ貯蔵架台(3)		改造	○	○	○	○																					
表へ段-2	シリンダ転倒装置	[493] シリンダ転倒装置	改造	○	○	○	○																					
表へ段-3	天井走行クレーン（転換5t）	[494] 天井走行クレーン	変更なし	○	○	○	○																					
表へ段-4	大型粉末容器貯蔵架台(1)	[495] 大型粉末容器貯蔵架台	改造	○	○	○	○																					
	大型粉末容器貯蔵架台(2)		改造	○	○	○	○																					
	大型粉末容器貯蔵架台(3)		改造	○	○	○	○																					
	大型粉末容器貯蔵架台(4)		改造	○	○	○	○																					
	大型粉末容器貯蔵架台(5)		改造	○	○	○	○																					
	大型粉末容器貯蔵架台(6)		改造	○	○	○	○																					
表へ段-5	大型粉末容器	[496] 大型粉末容器	変更なし	○	○	○	○																					
表へ段-6	大型粉末容器用台車	[497] 大型粉末容器用台車	改造	○	○	○	○																					
表へ段-7	仕掛品貯蔵棚(1)	[498] 仕掛品貯蔵棚	改造	○	○	○	○																					
	仕掛品貯蔵棚(2)		改造	○	○	○	○																					
	仕掛品貯蔵棚(3)		改造	○	○	○	○																					
表へ段-8	SUS容器用台車(3)	[500] SUS容器用台車(3)	変更なし	○	○	○	○																					
表へ段-9	SUS容器用台車(4)	[501] SUS容器用台車(4)	変更なし	○	○	○	○																					
表へ段-10	スクラップ貯蔵棚（粉末用）	[502] スクラップ貯蔵棚（粉末用）	改造	○	○	○	○																					
表へ段-11	運搬台車(1)	[504] 運搬台車	改造	○	○	○	○																					
	運搬台車(2)		改造	○	○	○	○																					
	運搬台車(3)		改造	○	○	○	○																					
	運搬台車(4)		改造	○	○	○	○																					
	運搬台車(5)		改造	○	○	○	○																					
	運搬台車(6)		改造	○	○	○	○																					
	運搬台車(7)		改造	○	○	○	○																					
表へ段-12	中間仕掛品一時貯蔵棚(1)	[507] 中間仕掛品一時貯蔵棚	改造	○	○	○	○																					
中間仕掛品一時貯蔵棚(2)	改造		○	○	○	○																						
表へ段-13	金属容器（粉末）用台車(1)	[509] 金属容器（粉末）用台車(1)	変更なし	○	○	○	○																					
表へ段-14	粉末一時貯蔵棚(1)	[510] 粉末一時貯蔵棚	改造	○	○	○	○																					
	粉末一時貯蔵棚(2)		改造	○	○	○	○																					
	粉末一時貯蔵棚(3)		改造	○	○	○	○																					
	粉末一時貯蔵棚(4)		改造	○	○	○	○																					
表へ段-15	金属容器（粉末）用台車(2)	[513] 金属容器（粉末）用台車(2)	変更なし	○	○	○	○																					
表へ段-16	スクラップ貯蔵棚（粉末用）(1)	[514] スクラップ貯蔵棚（粉末用）	改造	○	○	○	○																					
	スクラップ貯蔵棚（粉末用）(2)		改造	○	○	○	○																					
	スクラップ貯蔵棚（粉末用）(3)		改造	○	○	○	○																					
	スクラップ貯蔵棚（粉末用）(4)		改造	○	○	○	○																					
	スクラップ貯蔵棚（粉末用）(5)		変更なし	○	○	○	○																					
	スクラップ貯蔵棚（粉末用）(6)		改造	○	○	○	○																					
	スクラップ貯蔵棚（粉末用）(7)		改造	○	○	○	○																					
	スクラップ貯蔵棚（粉末用）(8)		改造	○	○	○	○																					
	スクラップ貯蔵棚（粉末用）(9)		改造	○	○	○	○																					
	スクラップ貯蔵棚（粉末用）(10)		改造	○	○	○	○																					
	スクラップ貯蔵棚（粉末用）(11)		改造	○	○	○	○																					
	スクラップ貯蔵棚（粉末用）(12)		改造	○	○	○	○																					
	スクラップ貯蔵棚（粉末用）(13)		改造	○	○	○	○																					
	スクラップ貯蔵棚（粉末用）(14)		改造	○	○	○	○																					
	スクラップ貯蔵棚（粉末用）(15)		改造	○	○	○	○																					
	スクラップ貯蔵棚（粉末用）(16)		改造	○	○	○	○																					

表1-2-5 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と設工認技術基準に対する設計との対応表（核燃料物質の貯蔵施設 3/3）

資料No.	項目	設工認技術基準	資料No.	設工認技術基準												備考*														
				1	2	3	4	5				6	7	8	9		10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
名称	事業許可との対応	変更区分		1	2	3	4	5				6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
表へ段-52	燃料集合体貯蔵架台(1)	{595} 燃料集合体貯蔵架台	改造	○	○	○	○																							
	燃料集合体貯蔵架台(2)		改造	○	○	○	○																							
	燃料集合体貯蔵架台(3)		改造	○	○	○	○																							
表へ段-53	燃料集合体移送装置	{595} 燃料集合体移送装置	改造	●	●	●	●																							
表へ段-54	天井走行クレーン（組立北4.8t）	{594} 天井走行クレーン	変更なし	○	○	○	○																							
表へ段-55	天井走行クレーン（組立北3t）	{594} 天井走行クレーン	変更なし	○	○	○	○																							
表へ段-56	天井走行クレーン（組立南6t）	{594} 天井走行クレーン	変更なし	○	○	○	○																							
表へ段-57	天井走行クレーン（組立南1t）	{594} 天井走行クレーン	変更なし	○	○	○	○																							
表へ段-58	天井走行クレーン（容器管理棟4.8t）	{597} 天井走行クレーン	変更なし		○	○	○																							

*1: 他領域との干渉については次回以降申請する。

※事業許可の安全機能一覧で区分された機器を組み合わせることによって安全機能を満足させる場合もあり、そのような機器については設工認では、安全機能一覧で区分された機器を組み合わせ申請機器として適合性を確認している。

○：設計変更なし+工事なし	■：本加工施設では該当しない項目
◎：設計変更あり+工事なし	■：加工施設の技術基準が変更または追加されている項目
●：設計変更あり+工事あり	

注1: 当該設計番号に対応するための工事だけではなく、当該部位に関して工事がある場合は●とした。

表1-2-6(1) 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と設工認技術基準に対する設計との対応表 (放射性廃棄物の廃棄施設(気体廃棄設備) 1/12)

頁No.		1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		13		14		15		16		17		18		19		20		21		22		23		備考								
頁No.	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目												
仕機機No. 名称	設計番号 事業計画との対応	変更区分	給気ファン(フィルタ室給気系統)	給気ファン(機械室給気系統)	給気ファン(付帯設備室・原料倉庫給気系統)	給気ファン(転換加工室給気系統)	給気ファン(転換加工室・チェックタンク室給気系統)	給気ファン(廃棄物処理室給気系統)	給気ファン(転換加工室・工作室給気系統)	給気ファン(工作室・計器室給気系統)	給気ファン(第2燃料倉庫・前室給気系統)	給気ファン(作業室(2)、給気室(2)、通路(2)給気系統)	給気ファン(分析室、分光分析室給気系統(1))	給気ファン(分析室、分光分析室給気系統(2))	排気ファン(フィルタ室内排気系統)	排気ファン(付帯設備室内排気系統)	排気ファン(原料倉庫室内排気系統)	排気ファン(原料倉庫局所排気系統)	排気ファン(転換加工室内排気系統(1))	排気ファン(転換加工室内排気系統(2))	排気ファン(転換加工室局所排気系統(1))	排気ファン(転換加工室局所排気系統(2))	排気ファン(転換加工室局所排気系統(3))	排気ファン(転換加工室局所排気系統(4))	排気ファン(転換加工室局所排気系統(5))	排気ファン(廃棄物処理室内排気系統(1))	排気ファン(廃棄物処理室内排気系統(2))	排気ファン(チェックタンク室局所排気系統(2))	排気ファン(計器室内排気系統)	排気ファン(転換加工室局所排気系統(1))	排気ファン(転換加工室局所排気系統(3))	排気ファン(第2燃料倉庫、前室室内排気系統)	排気ファン(給気室(2)、通路(2)室内・局所排気系統)	排気ファン(分析室、分光分析室内排気系統)	排気ファン(分析室、分光分析室局所排気系統(2))	排気ファン(分析室、分光分析室局所排気系統(1))	高性能エアフィルタ(付帯設備室内排気系統)	高性能エアフィルタ(廃棄物処理室内排気系統(1))	高性能エアフィルタ(フィルタ室内排気系統)	高性能エアフィルタ(原料倉庫室内排気系統)	高性能エアフィルタ(原料倉庫局所排気系統)	高性能エアフィルタ(転換加工室内排気系統(1))	高性能エアフィルタ(転換加工室内排気系統(2))	高性能エアフィルタ(転換加工室局所排気系統(1))	高性能エアフィルタ(転換加工室局所排気系統(2))	高性能エアフィルタ(転換加工室局所排気系統(3))	高性能エアフィルタ(転換加工室局所排気系統(4))	高性能エアフィルタ(転換加工室局所排気系統(5))	高性能エアフィルタ(廃棄物処理室内排気系統(2))	高性能エアフィルタ(チェックタンク室局所排気系統(2))	高性能エアフィルタ(計器室内排気系統)	高性能エアフィルタ(第2燃料倉庫、前室室内排気系統)	高性能エアフィルタ(給気室(2)、通路(2)室内・局所排気系統)	高性能エアフィルタ(分析室、分光分析室内排気系統)	高性能エアフィルタ(分析室、分光分析室局所排気系統(2))	高性能エアフィルタ(分析室、分光分析室局所排気系統(1))
			[608]気体廃棄設備(1)	[608]気体廃棄設備(1)	[609]気体廃棄設備(1)給気ファン	[617]気体廃棄設備(1)給気ファンの起動停止インターロック	[608]気体廃棄設備(1)	[609]気体廃棄設備(1)給気ファン	[617]気体廃棄設備(1)給気ファンの起動停止インターロック	[608]気体廃棄設備(1)	[609]気体廃棄設備(1)給気ファン	[617]気体廃棄設備(1)給気ファンの起動停止インターロック	[608]気体廃棄設備(1)	[609]気体廃棄設備(1)給気ファン	[617]気体廃棄設備(1)給気ファンの起動停止インターロック	[608]気体廃棄設備(1)	[610]気体廃棄設備(1)排気ファン	[617]気体廃棄設備(1)給気ファンの起動停止インターロック	[627]気体廃棄設備(1)負圧警報装置	[639]気体廃棄設備(1)負圧警報装置	[608]気体廃棄設備(1)	[611]気体廃棄設備(1)高性能エアフィルタ	[608]気体廃棄設備(1)	[611]気体廃棄設備(1)高性能エアフィルタ	[608]気体廃棄設備(1)	[611]気体廃棄設備(1)高性能エアフィルタ	[608]気体廃棄設備(1)	[611]気体廃棄設備(1)高性能エアフィルタ	[608]気体廃棄設備(1)	[611]気体廃棄設備(1)高性能エアフィルタ	[608]気体廃棄設備(1)	[611]気体廃棄設備(1)高性能エアフィルタ	[608]気体廃棄設備(1)	[611]気体廃棄設備(1)高性能エアフィルタ	[608]気体廃棄設備(1)	[611]気体廃棄設備(1)高性能エアフィルタ	[608]気体廃棄設備(1)	[611]気体廃棄設備(1)高性能エアフィルタ	[608]気体廃棄設備(1)	[611]気体廃棄設備(1)高性能エアフィルタ	[608]気体廃棄設備(1)	[611]気体廃棄設備(1)高性能エアフィルタ	[608]気体廃棄設備(1)	[611]気体廃棄設備(1)高性能エアフィルタ	[608]気体廃棄設備(1)	[611]気体廃棄設備(1)高性能エアフィルタ	[608]気体廃棄設備(1)	[611]気体廃棄設備(1)高性能エアフィルタ								
				変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

表1-2-6(1) 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と設工認技術基準に対する設計との対応表(放射性廃棄物の廃棄施設(気体廃棄設備) 2/12)

資料No.	項目	1 放射防止	2 放射防止	3 放射防止	4 放射防止	5 放射防止	6 放射防止	7 放射防止	8 放射防止	9 放射防止	10 放射防止	11 放射防止	12 放射防止	13 放射防止	14 放射防止	15 放射防止	16 放射防止	17 放射防止	18 放射防止	19 放射防止	20 放射防止	21 放射防止	22 放射防止	23 放射防止	備考		
																										設計番号	事業許可との対応
ト設-第10	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部) (換気室給気系統)																										
	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部) (付帯設備室・原料倉庫給気系統)																										
	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部) (転換加工室給気系統)																										
	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部) (転換加工室・チェックタンク室給気系統)																										
	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部) (転換加工室・作業給気系統)																										
	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部) (作業室・計測室給気系統)																										
	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部) (第2候燃料倉庫・前室給気系統)																										
	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部) (作業室(2)、通路(2)給気系統)																										
	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部) (分析室、分光分析室給気系統(1))																										
	給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部) (分析室、分光分析室給気系統(2))																										
	ト設-第11	排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部) (フィルタ室室内排気系統)																									
		排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部) (付帯設備室室内排気系統)																									
排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部) (原料倉庫室内排気系統)																											
排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部) (原料倉庫前室排気系統)																											
排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部) (転換加工室室内排気系統(1))																											
排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部) (転換加工室室内排気系統(2))																											
排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部) (転換加工室前室排気系統(1))																											
排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部) (転換加工室前室排気系統(2))																											
排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部) (転換加工室前室排気系統(3))																											
排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部) (転換加工室前室排気系統(4))																											
排気逆流防止ダンパ(屋外との境界部) (転換加工室前室排気系統(5))																											
ト設-第12		給気ダクト・ダンパ(フィルタ室給気系統)																									
	給気ダクト・ダンパ(換気室給気系統)																										
	給気ダクト・ダンパ(付帯設備室・原料倉庫給気系統)																										
	給気ダクト・ダンパ(転換加工室給気系統)																										
	給気ダクト・ダンパ(転換加工室・チェックタンク室給気系統)																										
	給気ダクト・ダンパ(換気室給気系統)																										
	給気ダクト・ダンパ(作業室・計測室給気系統)																										
	給気ダクト・ダンパ(第2候燃料倉庫・前室給気系統)																										
	給気ダクト・ダンパ(作業室(2)、通路(2)給気系統)																										
	給気ダクト・ダンパ(分析室、分光分析室給気系統(1))																										
	給気ダクト・ダンパ(分析室、分光分析室給気系統(2))																										

表1-2-6(1) 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と設工認技術基準に対する設計との対応表 (放射性廃棄物の廃棄施設(気体廃棄設備) 3/12)

資料No.	1	2	3	4	5		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	備考*	
					外排設備	不審入																			
資料項目	建設停止	設置	設置基準	設置基準	設置基準	設置基準	設置基準	設置基準	設置基準	設置基準	設置基準	設置基準	設置基準	設置基準	設置基準	設置基準	設置基準	設置基準	設置基準	設置基準	設置基準	設置基準	設置基準	設置基準	設置基準
設計No.	設計番号	事業許可との対応	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置	設置
ト設-9(1)	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備→高性能エアフィルタ) (フィルタ直室内排気系統)	改選																							
	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備→高性能エアフィルタ) (機械室室内排気系統)	改選																							
	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備→高性能エアフィルタ) (付帯設備室内排気系統)	改選																							
	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備→高性能エアフィルタ) (原料倉庫室内排気系統)	改選																							
	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備→高性能エアフィルタ) (原料倉庫局所排気系統)	改選																							
	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備→高性能エアフィルタ) (転換加工室内排気系統(1))	改選																							
	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備→高性能エアフィルタ) (転換加工室内排気系統(2))	改選																							
	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備→高性能エアフィルタ) (転換加工工場所排気系統(1))	改選																							
	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備→高性能エアフィルタ) (転換加工工場所排気系統(2))	改選																							
	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備→高性能エアフィルタ) (転換加工工場所排気系統(3))	改選																							
	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備→高性能エアフィルタ) (転換加工工場所排気系統(4))	改選																							
	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備→高性能エアフィルタ) (転換加工工場所排気系統(5))	改選																							
	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備→高性能エアフィルタ) (廃棄物処理室内排気系統(1))	改選																							
	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備→高性能エアフィルタ) (廃棄物処理室内排気系統(2))	改選																							
	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備→高性能エアフィルタ) (廃棄物処理室内排気系統)	改選																							
	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備→高性能エアフィルタ) (チェックタンク室内排気系統(2))	改選																							
	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備→高性能エアフィルタ) (作業室内排気系統(1))	改選																							
	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備→高性能エアフィルタ) (作業室内排気系統(2))	改選																							
	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備→高性能エアフィルタ) (針筒室室内排気系統)	改選																							
	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備→高性能エアフィルタ) (第2検体検査室、病室室内排気系統)	改選																							
	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備→高性能エアフィルタ) (検査室(2)、走廊(2)室内排気系統)	改選																							
	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備→高性能エアフィルタ) (分析室、分光分析室内排気系統)	改選																							
	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備→高性能エアフィルタ) (分析室、分光分析室所排気系統(1))	改選																							
	排気ダクト・ダンパ (部屋、設備→高性能エアフィルタ) (分析室、分光分析室所排気系統(2))	改選																							

表1-2-6(1) 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と設工認技術基準に対する設計との対応表 (放射性廃棄物の廃棄施設(気体廃棄設備) 4/12)

項目No.		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	備考		
項目	設計番号	放射防止	汚染防止	地震対策	放射線防護	放射線防護	放射線防護	放射線防護	放射線防護	放射線防護	放射線防護	放射線防護	放射線防護	放射線防護	放射線防護	放射線防護	放射線防護	放射線防護	放射線防護	放射線防護	放射線防護	放射線防護	放射線防護	放射線防護		備考	
ト設-第14	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ-排気塔) (フィルタ室内排気系統)	改造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ-排気塔) (付帯設備室内排気系統)	改造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ-排気塔) (原料倉庫室内排気系統)	改造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ-排気塔) (原料倉庫屋外排気系統)	改造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ-排気塔) (転換加工室室内排気系統(1))	改造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ-排気塔) (転換加工室室内排気系統(2))	改造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ-排気塔) (転換加工室屋外排気系統(1))	改造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ-排気塔) (転換加工室屋外排気系統(2))	改造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ-排気塔) (転換加工室屋外排気系統(3))	改造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ-排気塔) (転換加工室屋外排気系統(4))	改造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ-排気塔) (転換加工室屋外排気系統(5))	改造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ-排気塔) (廃棄物処理室室内排気系統(1))	改造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ-排気塔) (廃棄物処理室室内排気系統(2))	改造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ-排気塔) (チェックタンク室内排気系統(1))	改造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ-排気塔) (計測室内排気系統)	改造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ-排気塔) (第2候室(1)倉庫、前室室内排気系統)	改造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ-排気塔) (検査室(2)、通路(2)室内、屋外排気系統)	改造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ-排気塔) (分析室、分光分析室内排気系統)	改造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ-排気塔) (分析室、分光分析室屋外排気系統(1))	改造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ-排気塔) (分析室、分光分析室屋外排気系統(2))	改造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ト設-第15	スクラバ (燃焼・還元炉、乾燥機系統) (転換加工室屋外排気系統(2))	改造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
ト設-第16	給気ダクト・ダンパ (転換加工室給気系統)	改造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
給気ダクト・ダンパ (転換加工室・チェックタンク給気系統)	改造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
給気ダクト・ダンパ (廃棄物処理室給気系統)	改造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
給気ダクト・ダンパ (転換加工室・作業室給気系統)	改造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
給気ダクト・ダンパ (作業室・計測室給気系統)	改造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
給気ダクト・ダンパ (第2候室(1)倉庫、前室給気系統)	改造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
給気ダクト・ダンパ (検査室(2)、通路(2)給気系統)	改造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
給気ダクト・ダンパ (分析室、分光分析室給気系統(1))	改造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
給気ダクト・ダンパ (分析室、分光分析室給気系統(2))	改造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

表1-2-6(1) 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と設工認技術基準に対する設計との対応表 (放射性廃棄物の廃棄施設(気体廃棄設備) 5/12)

資料No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	備考
仕機構内No.	設計番号	事業許可との対応	区分																					
ト設-第17	排気ダクト・ダンパ (設置、設備→高性能エアフィルタ) (付帯設備室内排気系統)		改造																					
	排気ダクト・ダンパ (設置、設備→高性能エアフィルタ) (転換加工室内排気系統(1))		改造																					
	排気ダクト・ダンパ (設置、設備→高性能エアフィルタ) (転換加工室内排気系統(2))		改造																					
	排気ダクト・ダンパ (設置、設備→高性能エアフィルタ) (転換加工室内排気系統(1))		改造																					
	排気ダクト・ダンパ (設置、設備→高性能エアフィルタ) (転換加工室内排気系統(2))		改造																					
	排気ダクト・ダンパ (設置、設備→高性能エアフィルタ) (転換加工室内排気系統(3))		改造																					
	排気ダクト・ダンパ (設置、設備→高性能エアフィルタ) (転換加工室内排気系統(4))		改造																					
	排気ダクト・ダンパ (設置、設備→高性能エアフィルタ) (転換加工室内排気系統(5))		改造																					
	排気ダクト・ダンパ (設置、設備→高性能エアフィルタ) (廃棄物処理室内排気系統(2))		改造																					
	排気ダクト・ダンパ (設置、設備→高性能エアフィルタ) (廃棄物処理室内排気系統)		改造																					
	排気ダクト・ダンパ (設置、設備→高性能エアフィルタ) (チェックタンク室内排気系統)		改造																					
	排気ダクト・ダンパ (設置、設備→高性能エアフィルタ) (チェックタンク室内排気系統(1))	(60)気体廃棄設備(1)	改造																					
	排気ダクト・ダンパ (設置、設備→高性能エアフィルタ) (チェックタンク室内排気系統(2))	(62)気体廃棄設備(1)排気ダクト・ダンパ (設置、設備→高性能エアフィルタ)	改造																					
	排気ダクト・ダンパ (設置、設備→高性能エアフィルタ) (作業室内排気系統(1))		改造																					
	排気ダクト・ダンパ (設置、設備→高性能エアフィルタ) (作業室内排気系統(2))		改造																					
	排気ダクト・ダンパ (設置、設備→高性能エアフィルタ) (作業室内排気系統)		改造																					
	排気ダクト・ダンパ (設置、設備→高性能エアフィルタ) (第2候室付倉庫、貯留室内排気系統)		改造																					
	排気ダクト・ダンパ (設置、設備→高性能エアフィルタ) (作業室(2)室内・扇所排気系統)		改造																					
	排気ダクト・ダンパ (設置、設備→高性能エアフィルタ) (分析室、分光分析室内排気系統)		改造																					
	排気ダクト・ダンパ (設置、設備→高性能エアフィルタ) (分析室、分光分析室内排気系統(1))		改造																					
	排気ダクト・ダンパ (設置、設備→高性能エアフィルタ) (分析室、分光分析室内排気系統(2))		改造																					
ト設-第18	ホスクラバ (ウラン回収第1系列系統) (転換加工室内排気系統(3))	(60)気体廃棄設備(1) (63)気体廃棄設備(1)ホスクラバ (ウラン回収第1系列系統)	改造																					
ト設-第19	アルカリスクラバ (ウラン回収第1系列系統) (転換加工室内排気系統(3))	(60)気体廃棄設備(1) (63)気体廃棄設備(1)アルカリスクラバ (ウラン回収第1系列系統)	改造																					
ト設-第20	排ガス冷却装置 (ウラン回収第1系列系統) (転換加工室内排気系統(3))	(60)気体廃棄設備(1) (62)気体廃棄設備(1)排ガス冷却装置 (ウラン回収第1系列系統)	改造																					
ト設-第21	コンデンサ (ウラン回収第1系列系統) (転換加工室内排気系統(3))	(60)気体廃棄設備(1) (63)気体廃棄設備(1)コンデンサ (ウラン回収第1系列系統)	改造																					
ト設-第22	スクラバ (ウラン回収第2系列系統) (チェックタンク室内排気系統(2))	(60)気体廃棄設備(1) (63)気体廃棄設備(1)スクラバ (ウラン回収第2系列系統)	改造																					
ト設-第23	排ガス分解装置 (転換加工室内排気系統(1))	(60)気体廃棄設備(1) (63)気体廃棄設備(1)排ガス分解装置 (63)気体廃棄設備(1)安全監視インターロック	改造																					
ト設-第24	排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ→排気塔) (転換加工室内排気系統(1))	(60)気体廃棄設備(1) (63)気体廃棄設備(1)排気ダクト・ダンパ (高性能エアフィルタ→排気塔)	改造																					
ト設-第25	スクラバ (分析系統) (分析室、分光分析室内排気系統(1))	(60)気体廃棄設備(1) (63)気体廃棄設備(1)スクラバ (分析系統)	改造																					

表1-2-6(1) 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と設工認技術基準に対する設計との対応表(放射性廃棄物の廃棄施設(気体廃棄設備)8/12)

資料No.	1	2	3	4	5		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	備考																								
					外部排気設備	放射線防護設備																			放射線防護設備																							
項目	放射線防護設備	放射線防護設備	放射線防護設備	放射線防護設備	放射線防護設備	放射線防護設備	放射線防護設備	放射線防護設備	放射線防護設備	放射線防護設備	放射線防護設備	放射線防護設備	放射線防護設備	放射線防護設備	放射線防護設備	放射線防護設備	放射線防護設備	放射線防護設備	放射線防護設備	放射線防護設備	放射線防護設備	放射線防護設備	放射線防護設備	放射線防護設備																								
仕様書No.	設計番号																							変更区分	事業許可との対応																							
名称																																																
ト設-第39	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ-排気塔) (燃料補給装置室内排気系統)	改造																																														
	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ-排気塔) (燃料補給装置、燃料補給装置用排気系統)	改造																																														
	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ-排気塔) (ペレット貯蔵装置室内排気系統)	改造																																														
	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ-排気塔) (ペレット加工装置室内排気系統)	改造																																														
	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ-排気塔) (ペレット加工装置用排気系統(1))	改造																																														
	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ-排気塔) (ペレット加工装置用排気系統(2))	改造																																														
	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ-排気塔) (ペレット加工装置内・局所排気系統(3))	改造																																														
	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ-排気塔) (ペレット加工装置用排気系統(4))	改造																																														
	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ-排気塔) (洗滌装置室内排気系統)	改造																																														
	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ-排気塔) (洗滌装置用排気系統)	改造																																														
	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ-排気塔) (作業室内排気系統(1))	改造																																														
	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ-排気塔) (廃棄物貯蔵装置用排気系統(1))	改造																																														
	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ-排気塔) (廃棄物一時貯蔵装置内排気系統)	改造																																														
	排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ-排気塔) (フィルタ室(1)室内排気系統)	改造																																														
ト設-第40	排気ダクト・ダンパ(燃料補給装置、燃料補給装置用排気系統)	改造																																														
	排気ダクト・ダンパ(ペレット貯蔵装置排気系統)	改造																																														
	排気ダクト・ダンパ(ペレット加工装置排気系統(1))	改造																																														
	排気ダクト・ダンパ(ペレット加工装置排気系統(2))	改造																																														
	排気ダクト・ダンパ(作業室、廃棄物貯蔵装置給気系統)	改造																																														
	排気ダクト・ダンパ(洗滌装置、洗滌装置、作業室、廃棄物貯蔵装置、廃棄物一時貯蔵装置、更衣室(2)給気系統)	改造																																														
	排気ダクト・ダンパ(検査室給気系統)	改造																																														
ト設-第41	排気ダクト・ダンパ(設置、設備-高性能エアフィルタ) (燃料補給装置室内排気系統)	改造																																														
	排気ダクト・ダンパ(設置、設備-高性能エアフィルタ) (燃料補給装置、燃料補給装置用排気系統)	改造																																														
	排気ダクト・ダンパ(設置、設備-高性能エアフィルタ) (ペレット貯蔵装置室内排気系統)	改造																																														
	排気ダクト・ダンパ(設置、設備-高性能エアフィルタ) (ペレット加工装置室内排気系統)	改造																																														
	排気ダクト・ダンパ(設置、設備-高性能エアフィルタ) (ペレット加工装置用排気系統(1))	改造																																														
	排気ダクト・ダンパ(設置、設備-高性能エアフィルタ) (ペレット加工装置用排気系統(2))	改造																																														
	排気ダクト・ダンパ(設置、設備-高性能エアフィルタ) (ペレット加工装置内・局所排気系統(3))	改造																																														
	排気ダクト・ダンパ(設置、設備-高性能エアフィルタ) (ペレット加工装置用排気系統(4))	改造																																														
	排気ダクト・ダンパ(設置、設備-高性能エアフィルタ) (洗滌装置室内排気系統)	改造																																														
	排気ダクト・ダンパ(設置、設備-高性能エアフィルタ) (洗滌装置用排気系統)	改造																																														
	排気ダクト・ダンパ(設置、設備-高性能エアフィルタ) (作業室内排気系統(1))	改造																																														
	排気ダクト・ダンパ(設置、設備-高性能エアフィルタ) (作業室内排気系統(2))	改造																																														
	排気ダクト・ダンパ(設置、設備-高性能エアフィルタ) (廃棄物貯蔵装置用排気系統(1))	改造																																														
	排気ダクト・ダンパ(設置、設備-高性能エアフィルタ) (廃棄物貯蔵装置用排気系統(2))	改造																																														
	排気ダクト・ダンパ(設置、設備-高性能エアフィルタ) (廃棄物一時貯蔵装置内排気系統)	改造																																														
	排気ダクト・ダンパ(設置、設備-高性能エアフィルタ) (更衣室(2)室内排気系統)	改造																																														
	排気ダクト・ダンパ(設置、設備-高性能エアフィルタ) (検査室用排気系統)	改造																																														

表1-2-6(1) 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と設工認技術基準に対する設計との対応表 (放射性廃棄物の廃棄施設(気体廃棄設備) 9/12)

資料No.	項目	項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	備考	
																											項目
仕様書No.	設計番号	事業許可との対応	変更なし																								
ト設-第42	給気ファン (燃料貯蔵室給気系統)	[653]気体廃棄設備(3) [654]気体廃棄設備(3)給気ファン [652]気体廃棄設備(3)給気ファンの起動停止インターロック	変更なし																								
ト設-第43	給気ファン (ペレット加工室、前室(2)、廃液処理室、作業室、粉末貯蔵室(1)、粉末貯蔵室(2)、連絡通路給気系統(1)) 給気ファン (ペレット加工室給気系統(2)) 給気ファン (ペレット貯蔵室給気系統) 給気ファン (フィルタ室給気系統)	[653]気体廃棄設備(3) [654]気体廃棄設備(3)給気ファン [652]気体廃棄設備(3)給気ファンの起動停止インターロック	変更なし																								
ト設-第44	排気ファン (ペレット加工室、前室(2)、廃液処理室、作業室、粉末貯蔵室(1)、粉末貯蔵室(2)、連絡通路室内排気系統(1)) 排気ファン (ペレット加工室室内排気系統(1)) 排気ファン (ペレット加工室室内排気系統(2)) 排気ファン (ペレット貯蔵室室内排気系統) 排気ファン (燃料貯蔵室室内排気系統) 排気ファン (燃料貯蔵室室内排気系統) 排気ファン (フィルタ室室内排気系統)	[655]気体廃棄設備(3) [655]気体廃棄設備(3)排気ファン [652]気体廃棄設備(3)給気ファンの起動停止インターロック [655]気体廃棄設備(3)燃料貯蔵室室内排気系統 [655]気体廃棄設備(3)燃料貯蔵室室内排気系統	改造																								
ト設-第45	高性能エアフィルタ (ペレット加工室、前室(2)、廃液処理室、作業室、粉末貯蔵室(1)、粉末貯蔵室(2)、連絡通路室内排気系統(1)) 高性能エアフィルタ (ペレット加工室室内排気系統(1)) 高性能エアフィルタ (ペレット加工室室内排気系統(2)) 高性能エアフィルタ (ペレット貯蔵室室内排気系統) 高性能エアフィルタ (燃料貯蔵室室内排気系統) 高性能エアフィルタ (燃料貯蔵室室内排気系統) 高性能エアフィルタ (フィルタ室室内排気系統)	[653]気体廃棄設備(3) [656]気体廃棄設備(3)高性能エアフィルタ	改造																								
ト設-第46	給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (ペレット加工室、前室(2)、廃液処理室、作業室、粉末貯蔵室(1)、粉末貯蔵室(2)、連絡通路給気系統(1)) 給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (ペレット加工室給気系統(2)) 給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (ペレット貯蔵室給気系統) 給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (燃料貯蔵室給気系統) 給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (フィルタ室給気系統)	[653]気体廃棄設備(3) [651]気体廃棄設備(3)給気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	変更なし																								
ト設-第47	排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (ペレット加工室、前室(2)、廃液処理室、作業室、粉末貯蔵室(1)、粉末貯蔵室(2)、連絡通路室内排気系統(1)) 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (ペレット加工室室内排気系統(1)) 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (ペレット加工室室内排気系統(2)) 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (ペレット貯蔵室室内排気系統) 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (燃料貯蔵室室内排気系統) 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (燃料貯蔵室室内排気系統) 排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) (フィルタ室室内排気系統)	[653]気体廃棄設備(3) [656]気体廃棄設備(3)排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部)	改造																								
ト設-第48	給気ダクト・ダンパ (ペレット加工室、前室(2)、廃液処理室、作業室、粉末貯蔵室(1)、粉末貯蔵室(2)、連絡通路給気系統(1)) 給気ダクト・ダンパ (ペレット加工室給気系統(2)) 給気ダクト・ダンパ (ペレット貯蔵室給気系統) 給気ダクト・ダンパ (燃料貯蔵室給気系統) 給気ダクト・ダンパ (フィルタ室給気系統)	[653]気体廃棄設備(3) [659]気体廃棄設備(3)給気ダクト・ダンパ	改造																								
ト設-第49	排気ダクト・ダンパ (設置、設備→高性能エアフィルタ) (ペレット加工室、前室(2)、廃液処理室、作業室、粉末貯蔵室(1)、粉末貯蔵室(2)、連絡通路室内排気系統(1)) 排気ダクト・ダンパ (設置、設備→高性能エアフィルタ) (ペレット加工室室内排気系統(1)) 排気ダクト・ダンパ (設置、設備→高性能エアフィルタ) (ペレット加工室室内排気系統(2)) 排気ダクト・ダンパ (設置、設備→高性能エアフィルタ) (ペレット加工室室内排気系統(2)) 排気ダクト・ダンパ (設置、設備→高性能エアフィルタ) (ペレット貯蔵室室内排気系統) 排気ダクト・ダンパ (設置、設備→高性能エアフィルタ) (燃料貯蔵室室内排気系統) 排気ダクト・ダンパ (設置、設備→高性能エアフィルタ) (燃料貯蔵室室内排気系統) 排気ダクト・ダンパ (設置、設備→高性能エアフィルタ) (フィルタ室室内排気系統)	[653]気体廃棄設備(3) [660]気体廃棄設備(3)排気ダクト・ダンパ (設置、設備→高性能エアフィルタ)	改造																								

表1-2-6(2) 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と設工認技術基準に対する設計との対応表（放射性廃棄物の廃棄施設（液体廃棄設備及び保管廃棄設備）1/1）

資料No.				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	備考			
資料項目				放射線防護	地震	地震	衛生	火災	その他	その他	火災	放射線	放射線	放射線	放射線	放射線	放射線	放射線	放射線	放射線	放射線	放射線	放射線	放射線	放射線	放射線	放射線	放射線		
項目				第14条第1項	第14条第2項	第14条第3項	第14条第4項	第14条第5項	第14条第6項	第14条第7項	第14条第8項	第14条第9項	第14条第10項	第14条第11項	第14条第12項	第14条第13項	第14条第14項	第14条第15項	第14条第16項	第14条第17項	第14条第18項	第14条第19項	第14条第20項	第14条第21項	第14条第22項	第14条第23項	第14条第24項	第14条第25項	備考	
仕様表No.				名称	事業許可との対応*	変更区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	備考
表ト設-液1	転換第1廃液貯槽	{707} 転換第1廃液貯槽 {708} 液位高警報設備	改造	●	●	●																								
表ト設-液2	洗浄液受槽	{709} 洗浄液受槽 {711} 液位高警報設備	改造	●	●	●																								
表ト設-液3	洗浄液バグフィルタA 洗浄液バグフィルタB	{710} 洗浄液バグフィルタ	変更なし 変更なし	○	○	○																								
表ト設-液4	ろ液受槽	{712} ろ液受槽 {714} 液位高警報設備	改造	●	●	●																								
表ト設-液5	ろ液バグフィルタA ろ液バグフィルタB	{713} ろ液バグフィルタ	変更なし 変更なし	○	○	○																								
表ト設-液6	地下排水槽A 地下排水槽B	{715} 地下排水槽 {717} 液位高警報設備 {718} 埋蔵水検知警報設備	改造 改造	●	●	●																								
表ト設-液7	転換第2廃液貯槽	{719} 転換第2廃液貯槽 {720} 液位高警報設備	改造	●	●	●																								
表ト設-液8	混合槽	{721} 混合槽 {722} 液位高警報設備	改造	●	●	●																								
表ト設-液9	集水槽（チェック）A 集水槽（チェック）B 集水槽（チェック）C	{723} 集水槽（チェック） {724} 液位高警報設備	改造 改造 改造	●	●	●																								
表ト設-液10	廃液貯槽【ウラン回収(第1系列)系統】	{725} 廃液貯槽【ウラン回収(第1系列)系統】 {726} 液位高警報設備	改造	●	●	●																								
表ト設-液11	貯留タンク(1) 貯留タンク(2)	{752} 貯留タンク {753} 液位高警報設備	改造 改造	○	○	○																								
表ト設-液12	貯留タンク（チェック）(1) 貯留タンク（チェック）(2) 貯留タンク（チェック）(3)	{754} 貯留タンク（チェック） {755} 液位高警報設備	改造 改造 改造	○	○	○																								
表ト設-液13	ろ過機	{756} ろ過機	改造	○	○	○																								
表ト設-液14	ろ液受槽	{757} ろ液受槽 {758} 液位高警報設備	改造	○	○	○																								
表ト設-液15	槽（貯留タンク、貯留タンク(チェック)、ろ過機)	{759} 槽	改造	○	○	○																								
表ト設-液16	集水槽	{760} 集水ピット {761} 液位高警報設備（集水ピット）	改造	○	○	○																								
表ト設-図1	クレーン	{823}クレーン	変更なし	○	○	○																								
表ト設-図2	集塵機	{792}集塵機	改造	○	○	○																								
表ト設-図3	クレーン(1) クレーン(2) クレーン(3)	{791}クレーン	改造 改造 改造	○	○	○																								
-	イオン交換塔(廃液処理設備(1))	-	撤去																											

*1: 排水貯留槽は次回以降申請
*2: 工場棟(転換工場)の埋蔵水検知警報設備は次回以降申請
※事業許可の安全機能一覧で区分された機器を組み合わせることで安全機能を満足させる場合もあり、そのような機器については設工認では、安全機能一覧で区分された機器を組み合わせた申請機器として適合性を確認している。

○: 設計変更なし+工事なし
◎: 設計変更あり+工事なし
●: 設計変更あり+工事あり

■: 本加工施設では該当しない項目
■: 加工施設の技術基準が変更または追加されている項目

注1: 当該設計番号に対応するための工事だけでなく、当該部位に関して工事がある場合は●とした。

表1-2-7 今回申請する建物・構築物及び設備・機器と設工認技術基準に対する設計との対応表（その他の加工施設 1/1）

資料No.		1	2	3	4	5										6	7	8			9	10	11		12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	備考*									
資料項目		臨界防止	地震	地震損傷	津波損傷	外部衝撃損傷										不法侵入	閉じ込め	火災損傷			安全避難通路	安全機能	材料・構造	搬送設備	貯蔵施設	警報設備	放管施設	廃棄施設	汚染防止	遮蔽	換気設備	非常用電源	通信連絡設備	その他事業許可で求める仕様												
設工認技術基準		第四條第1項	第五條	第六條第1項	第七條	第八條第1項										第九條	第十條	第十一條第1項			第十二條	第十三條	第十四條第1項		第十五條第1項	第十六條	第十七條	第十八條第1項	第十九條	第二十條	第二十一條	第二十二條第2項	第二十三條	第二十四條第1項	第二十五條第1項	第二十六條第2項										
項目		単一ユニット	複数ユニット	地震	耐震重要度分類	津波	洪水	凍結	降雪	積雪	地滑り	火山の影響	森林火災	生物学的害象	航空機墜下に伴う火災	敷地内危険物の火災・爆発・近隣工場	船舶の衝突	電磁的障害	航空機墜下	不法侵入、不正アクセス	閉じ込め	消火設備及び警報設備	不燃性又は難燃性、防火壁	水素接合	水素漏洩	熱的制限値	爆発防止	浴水	安全避難通路	環境条件	検査又は試験	共用施設	耐火試験、漏えい試験	貯蔵施設(崩壊懸)	警報設備	インターネット	放射線管理施設	廃棄施設	汚染防止	直接放射線	スカイシャイン線	遮蔽設備	換気	非常用電源装置	無線電機	外部への通信連絡
仕様表No.	名称	事業許可との対応*		変更	区分																								設計	区別	備考															
表り設-1	保安秤量器 (転換工場1)	[921] 秤量設備 [923] 秤	変更なし	◎	◎																								◎	設計	*															
	保安秤量器 (転換工場2)		変更なし	◎	◎																								◎	設計	*															
	保安秤量器 (転換工場3)		変更なし	◎	◎																								◎	設計	*															
	保安秤量器 (転換工場4)		変更なし	◎	◎																								◎	設計	*															
	保安秤量器 (転換工場5)		変更なし	◎	◎																								◎	設計	*															
	保安秤量器 (転換工場6)		変更なし	◎	◎																								◎	設計	*															
	保安秤量器 (転換工場7)		変更なし	◎	◎																								◎	設計	*															
	保安秤量器 (転換工場8)		変更なし	◎	◎																								◎	設計	*															
	保安秤量器 (転換工場9)		変更なし	◎	◎																								◎	設計	*															
	保安秤量器 (転換工場10)		変更なし	◎	◎																								◎	設計	*															
表り設-2	保安秤量器 (成型工場1)	[921] 秤量設備 [923] 秤	変更なし	◎	◎																								◎	設計	*															
	保安秤量器 (成型工場2)		変更なし	◎	◎																								◎	設計	*															
	保安秤量器 (成型工場3)		変更なし	◎	◎																								◎	設計	*															
	保安秤量器 (成型工場4)		変更なし	◎	◎																								◎	設計	*															
	保安秤量器 (成型工場5)		変更なし	◎	◎																								◎	設計	*															
	保安秤量器 (成型工場6)		変更なし	◎	◎																								◎	設計	*															
	保安秤量器 (成型工場7)		変更なし	◎	◎																								◎	設計	*															
	保安秤量器 (成型工場8)		変更なし	◎	◎																								◎	設計	*															
	保安秤量器 (成型工場9)		変更なし	◎	◎																								◎	設計	*															
	保安秤量器 (成型工場10)		変更なし	◎	◎																								◎	設計	*															
表り設-3	保安秤量器 (ウラン管理1)	[921] 秤量設備 [923] 秤	変更なし	◎	◎																								◎	設計	*															
	保安秤量器 (ウラン管理2)		変更なし	◎	◎																								◎	設計	*															
	保安秤量器 (ウラン管理3)		変更なし	◎	◎																								◎	設計	*															
	保安秤量器 (ウラン管理4)		変更なし	◎	◎																								◎	設計	*															

*1: 他領域との干渉については次回以降申請する。
 ※事業許可の安全機能一覧で区分された機器を組み合わせることで安全機能を満足させる場合もあり、そのような機器について設工認では、安全機能一覧で区分された機器を組み合わせて申請機器として適合性を確認している。

○ : 設計変更なし+工事なし	■ 本加工施設では該当しない項目
◎ : 設計変更あり+工事なし	● 加工施設の技術基準が変更または追加されている項目
● : 設計変更あり+工事あり	

注1: 当該設計番号に対応するための工事だけでなく、当該部位に関して工事がある場合は●とした。

追表1-2-1 (5次) 今回申請する建物・構築物及び設備・機器（機能・性能を申請する機器）と加工施設の技術基準に対する設計との対応表（化学処理施設 2/2）

資料No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	備考*	
																									資料No.
資料No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	備考*	
追表1-11	UO ₂ バックアップフィルタ(1)	[108]UO ₂ バックアップフィルタ	改造	●																				●	
	UO ₂ バックアップフィルタ(2)		改造	○																					○
追表1-12	UO ₂ 受けホッパ(1)	[110]UO ₂ 受けホッパ	改造	●																					●
	UO ₂ 受けホッパ(2)	[111]フードボックス(UO ₂ 受けホッパ)	改造	●																					●
追表1-13	粉砕機(1)	[112]粉砕機	改造	●																					●
	粉砕機(2)	[113]粉砕機バグフィルタ	改造	●																					●
追表1-14	充填装置(1)	[115]充填装置	改造	●																					●
	充填装置(2)	[116]フードボックス(充填装置)	改造	●																					●

*1: 他領域との干渉については次回以降申請する。
 ※事業許可の安全機能一覧で区分された機器を組み合わせることで安全機能を満足させる場合もあり、そのような機器について設工認では、安全機能一覧で区分された機器を組み合わせて申請機器として適合性を確認している。

○：設計変更なし+工事なし
 ●：設計変更あり+工事あり
 ○●：設計変更あり+工事なし
 ●●：設計変更あり+工事あり
 本加工施設では該当しない項目
 加工施設の技術基準が変更または追加されている項目

追表1-2-2 (2次) 今回申請する建物・構築物及び設備・機器（機能・性能を申請する機器）と設工認技術基準に対する設計との対応表（成形施設 2/2）

資料No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	備考*	
資料項目	臨界防止	火災損傷	地震	地震損傷	津波損傷	外部衝撃損傷																		その他事業許可を求める仕様	
設工認技術基準	第二条第2項	第四条第3項	第四条第5項	第五条	第五条の三	第五条の四第1項																		新たに規制対象となる建物・建築物、既に設置されているもの	
項目	単一ユニット	消火設備及び警報設備	不燃性又は難燃性、防火壁	水素溜留	水素溜留	熱的制限値	爆発防止	地震	耐震重要度分類	地震力	津波	竜巻・風(台風)	洪水	凍結	降雪	積雪	落雷	地滑り	火山の影響	生物学的事象	森林火災	航空機落下に伴う火災	敷地内危険物の火災・爆発、近隣工場		
仕様表No.	名称	変更区分	3.2-設1(2次)	3.2-設2(2次)	4.2-設6*1																				
追表ハ設-22	洗浄ボックス(1)	変更なし	◎	◎																					
	洗浄ボックス(2)	変更なし	◎	◎																					
追表ハ設-23	ロータ用台車(2)	変更なし		◎																					
追表ハ設-24	研削屑乾燥機	改造	◎	◎																					
追表ハ設-25	フードボックス(3)	変更なし	◎	◎																					
追表ハ設-26	酸化炉	改造	◎	◎																					
追表ハ設-27	粉碎機	改造	◎	◎																					

* 1: 他領域との干渉については次回以降申請する。

○: 設計変更なし+工事なし
◎: 設計変更あり+工事なし
●: 設計変更あり+工事あり

■ 本加工施設では該当しない項目
■ 設工認技術基準が変更または追加されている項目

追表1-2-4 (2次) 今回申請する建物・構築物及び設備・機器 (機能・性能を申請する機器) と設工認技術基準に対する設計との対応表 (核燃料物質の貯蔵施設 1/2)

資料No.	資料項目	設工認技術基準	項目	資料No.																							備考*			
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23				
仕様表No.	名称	変更区分	単一ユニット	複数ユニット	3.2-設1(2次)	3.2-設2(2次)	4.2-設6*1																							
								追表へ設-3	粉末一時貯蔵棚(1)	改造	◎	◎																		
	粉末一時貯蔵棚(2)	改造	◎	◎																										
	粉末一時貯蔵棚(3)	改造	◎	◎																										
	粉末一時貯蔵棚(4)	改造	◎	◎																										
	粉末一時貯蔵棚(5)	改造	◎	◎																										
	粉末一時貯蔵棚(6)	改造	◎	◎																										
追表へ設-4	SUS容器用台車(1)	変更なし		◎	◎																									
追表へ設-5	金属容器(粉末)用台車(3)-1	変更なし		◎	◎																									
	金属容器(粉末)用台車(3)-2	変更なし		◎	◎																									
追表へ設-6	フードボックス(4)	変更なし	◎	◎																										
追表へ設-7	原料粉末貯蔵棚(1)	改造	◎	◎																										
	原料粉末貯蔵棚(2)	改造	◎	◎																										
追表へ設-8	電動リフト(5)	変更なし		◎	◎																									
	電動リフト(6)	変更なし		◎	◎																									
追表へ設-9	スクラップ貯蔵棚(粉末用)(1)	改造	◎	◎																										
	スクラップ貯蔵棚(粉末用)(2)	改造	◎	◎																										
	スクラップ貯蔵棚(粉末用)(3)	改造	◎	◎																										
	スクラップ貯蔵棚(粉末用)(4)	改造	◎	◎																										
追表へ設-10	圧粉ペレット貯蔵棚	変更なし	◎	◎																										
追表へ設-12	ペレットラインコンベア(2)	変更なし	◎	◎																										
追表へ設-14	焼結ペレット貯蔵棚	変更なし	◎	◎																										
追表へ設-15	ポート(焼結)用台車(3)	変更なし		◎	◎																									
追表へ設-16	ポート(焼結)用台車(4)	変更なし		◎	◎																									
追表へ設-17	金属容器(ペレット)用台車(2)	変更なし		◎	◎																									
追表へ設-18	仕上りペレット一時貯蔵棚(1)	改造	◎	◎																										

追表1-2-4 (2次) 今回申請する建物・構築物及び設備・機器(機能・性能を申請する機器)と設工認技術基準に対する設計との対応表(核燃料物質の貯蔵施設 2/2)

資料No.		1			2			3	4	5	6							7	8	9	10	11	12	13	14		15	16	17	18	19	20	21	22	23	備考*																						
資料項目		臨界防止		火災損傷		地震		地震損傷	津波損傷	外部衝撃損傷							不法侵入	溢水損傷	材料・構造	閉じ込め	遮蔽	換気	汚染防止	安全機能	搬送設備	警報設備	安全避難通路	貯蔵施設	廃棄施設	放管施設	非常用電源	通信連絡設備	その他事業許可で求める仕様																									
設工認技術基準	項目	第2条第1項	第2条第2項	第4条第1項	第4条第2項	第4条第3項	第4条第4項	第4条第5項	第4条第6項	第4条第7項	第5条の2第1項	第5条の4第1項							第5条の4第2項	第5条の5	第5条の6	第6条第1項	第6条第2項	第7条	第8条第1項	第8条第2項	第9条	第10条	第11条第1項	第11条第2項	第11条第3項	第11条第4項	第11条第5項	第12条	第13条第1項	第13条第2項	第13条第3項	第14条第1項	第14条第2項	第14条第3項	第15条	第16条第1項	第16条第2項	第17条第1項	第17条第2項	第18条	第19条	第20条	第21条	第22条								
項目		単一ユニット		複数ユニット		消火設備及び警報設備		不燃性又は難燃性、防火壁		水素接地	水素滞留	熱的制限値	爆発防止	地震	耐震重要度分類	地震力	津波	竜巻・風(台風)	洪水	凍結	降水・風(台風)	積雪	落雷	地滑り	火山の影響	生物学的事象	森林火災	航空機落下に伴う火災	敷地内危険物の火災・爆発、近隣工場	の火災・爆発、有毒ガス	ダムの崩壊	船舶の衝突	電磁的障害	航空機落下	不法侵入、不正アクセス	溢水	強度及び耐食性	耐圧試験、漏えい試験	閉じ込め	直接線、スカイシャイン線	遮蔽設備	換気	汚染防止	環境条件	検査又は試験	内部飛来物	共用施設	搬送設備	警報設備	インターロック	安全避難通路	貯蔵施設(助燃性)	廃棄施設	放射線管理施設	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	通信連絡設備	外部への通信連絡
仕様表No.	名称	変更区分	3.2-設1(2次)	3.2-設2(2次)	4.2-設6*1																																																					
追表へ設-19	仕上りペレット一時貯蔵棚(2)	改造	◎	◎																																																						
追表へ設-20	ペレットトレイ用台車(2)	変更なし		◎	◎																																																					
追表へ設-21	仕上りペレット貯蔵棚(1)~(32)	改造	◎	◎																																																						
追表へ設-22	仕上りペレット貯蔵棚用台車(3)	変更なし		◎	◎																																																					
追表へ設-23	仕上りペレット貯蔵棚用台車(4)	改造		◎	◎																																																					
追表へ設-24	燃料棒貯蔵棚	変更なし	◎	◎																																																						
追表へ設-25	ロッドチャンネル用台車(4)	変更なし		◎	◎																																																					

*1: 他領域での干渉については次回以降申請する。

○: 設計変更なし+工事なし
◎: 設計変更あり+工事なし
●: 設計変更あり+工事あり

■: 本加工施設では該当しない項目
◻: 設工認技術基準が変更または追加されている項目

追表1-2-6 (5次) 今回申請する建物・構築物及び設備・機器 (機能・性能を申請する機器) と加工施設の技術基準に対する設計との対応表 (放射性廃棄物の廃棄施設 1/1)

資料No.	資料項目	加工施設の技術基準	項目	機能・性能を申請する機器																							備考*
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
仕様表No.	名称	事業許可との対応*	変更区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
追表ト設-1	スクラバ (蒸発・加水分解系統) (原料倉庫局所排気系統)	{608}気体廃棄設備(1) {618}スクラバ(蒸発・加水分解系統)	改造																								
追表ト設-2	切替ダンパ (原料倉庫局所排気系統)	{608}気体廃棄設備(1) {619}切替ダンパ	新設 改造																								
追表ト設-3	地震運動閉止ダンパ (原料倉庫局所排気系統)	{608}気体廃棄設備(1) {620}地震運動閉止ダンパ {621}地震インターロック	新設																								

※事業許可の安全機能一覧で区分された機器を組み合わせることで安全機能を満足させる場合もあり、そのような機器について該工認では、安全機能一覧で区分された機器を組み合わせて申請機器として適合性を確認している。

○: 設計変更なし+工事なし	■: 本加工施設では該当しない項目
◎: 設計変更あり+工事なし	●: 加工施設の技術基準が変更または追加されている項目
●: 設計変更あり+工事あり	

追表1-2-7 (5次) 今回申請する建物・構築物及び設備・機器 (機能・性能を申請する機器) と加工施設の技術基準に対する設計との対応表 (その他の加工施設 1/2)

資料No.	資料項目	加工施設の技術基準	項目	1-23																							備考*
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
資料No.	資料項目	加工施設の技術基準	項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
仕様表No.	名 称	事業許可との対応	変更区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
追表1設-2	表面電離型質量分析装置(1)	[906]分析設備 同位体分析設備	変更なし	○	◎																						
	表面電離型質量分析装置(2)		変更なし	○	◎																						*
追表1設-3	固体発光分光分析装置	[907]分析設備 不純物分析設備	変更なし	○	◎																					-	
	ICP質量分析装置		変更なし	○	◎																						-
	ICP発光分光分析装置		変更なし	○	◎																						*
	自動水分分析装置		変更なし	○	◎																						*
	炭素・硫黄同時分析装置		変更なし	○	◎																						*
	自動ハロゲン分析装置		変更なし	○	◎																						*
	α線スペクトル分析装置		変更なし	○	◎																						*
	廃水タンク		改造																								-
	サンプル保管庫		新設	○	◎																						-
	発光分光分析装置	撤去																								-	

追表1-2-7 (5次) 今回申請する建物・構築物及び設備・機器 (機能・性能を申請する機器) と加工施設の技術基準に対する設計との対応表 (その他の加工施設 2/2)

資料No.			1	2	3	4	5												6	7	8			9	10	11		12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	備考*																																																																
資料項目			臨界防止	地盤	地震損傷	津波損傷	外部衝撃損傷												不法侵入	閉じ込め	火災損傷			洪水損傷	安全避難通路	安全機能		材料・構造	搬送設備	貯蔵施設	警報設備	放管施設	廃棄施設	汚染防止	遮蔽	換気設備	非常用電源	通信連絡設備	通信連絡設備	その他事業許可で求める仕様	備考*																																																															
加工施設の技術基準			第四条第1項	第四条第2項	第五条	第六条第1項	第七条												第八条第3項	第九条	第十条	第十一条第1項			第十一条第3項	第十一条第4項	第十一条第5項	第十一条第6項	第十一条第7項	第十二条	第十三条	第十四条第1項	第十四条第2項	第十四条第3項	第十四条第4項	第十四条第5項	第十五条第1項	第十五条第2項	第十六条	第十七条	第十八条第1項	第十八条第2項	第十九条	第二十条	第二十一条	第二十二条第1項	第二十二条第2項	第二十三条	第二十四条第1項	第二十四条第2項	第二十五条第1項	第二十五条第2項	備考*																																																			
項目			単一ユニット	複数ユニット	地盤	耐震重要度分類	津波												竜巻・風(台風)	洪水	凍結	降雪	各種	降水・風(台風)	落雷	地滑り	火山の影響	生物学的事象	森林火災	航空機落下に伴う火災	敷地内危険物の火災・爆発・近隣工場の火災・爆発・有毒ガス	ダムの崩壊	船舶の衝突	電磁的障害	航空機落下	不法侵入・不正アクセス	閉じ込め	消火設備及び警報設備			不燃性又は難燃性 防火壁	水素接地	水素滞留	熱的制限値	爆発防止	溢水	安全避難通路	環境条件	検査又は試験	内部飛来物	共用施設	強度及び耐食性	耐圧試験、漏えい試験	搬送設備	貯蔵施設(崩壊熱)	警報設備	インターロック	放射線管理施設	廃棄施設	汚染防止	直接線、スカイシャイン線	遮蔽設備	換気	非常用ディジーゼル発電機	無線電源装置	無停電電源装置	第二十四条第1項	第二十四条第2項	第二十五条第1項	第二十五条第2項	備考*																																	
仕様表No.	名称	事業許可との対応	変更区分	4.2-設1	4.2-設6*1																								10.1-設3	10.1-設4																																															備考*																											
追表リ設-4	比表面積測定装置	{908}分析設備 物性測定設備	変更なし	○	◎																																																																										*																									
	嵩密度測定装置		変更なし	○	◎																																																																										*																									
	平均粒径測定装置		改造	●	●																																																																										*																									
追表リ設-5	試料回収ボックス (不純物分析設備付帯設備)	{909}分析設備 試料回収ボックス (不純物分析設備付帯設備)	改造	●	●																																																	●	●																																																	-

*1: 他領域との干渉については次回以降申請する。

※事業許可の安全機能一覧で区分された設備の分析用途に対して必要となる機器を設工認申請する。

- : 設計変更なし+工事なし
- ◎: 設計変更あり+工事なし
- : 設計変更あり+工事あり

- 本加工施設では該当しない項目
- 加工施設の技術基準が変更または追加されている項目

今回申請する建物・構築物の各部位が有する安全機能を加工施設の技術基準の条項毎に確認した結果を表 1-4～1-14 に示す。

内部火災	◎	内部火災時に延焼防止機能を有する
	○	内部火災時に延焼防止機能を期待しないが、内部火災時に損傷せずその他の安全機能を維持する
耐震一次設計	◎	耐震性確保の機能を有する
	○	耐震性確保の機能を期待しないが、地震時は損傷せずその他の安全機能を維持する
耐震二次設計	◎	耐震性確保の機能を有する
	○	耐震性確保の機能を期待しないが、地震時は損傷せずその他の安全機能を維持する
耐震さらなる安全裕度の向上	◎	耐震性確保の機能を有する
	○	耐震性確保の機能を期待しないが、地震時は損傷せずその他の安全機能を維持する
F1 竜巻	◎	F1 竜巻で竜巻防護機能を有する
	○	F1 竜巻時に竜巻防護機能を期待しないが、F1 竜巻時に損傷せずその他の安全機能を維持する
F3 竜巻	◎	F3 竜巻で竜巻防護機能を有する
	○	F3 竜巻時に竜巻防護機能を期待しないが、F3 竜巻時に損傷せずその他の安全機能を維持する
降水	◎	建物内への雨水の流入防止機能を有する
	○	雨水の流入機能を期待しないが、雨水により損傷せずその他の安全機能を維持する
臨界	◎	臨界隔離壁
積雪/火山灰	◎	屋内に積雪/火山灰時の侵入防止機能を有する
	○	屋内に積雪/火山灰時の侵入防止機能を期待しないが、積雪/火山灰時に損傷せずその他の安全機能を維持する
航空機落下火災	◎	航空機落下火災時に損傷防止機能を有する
	○	航空機落下火災時の損傷防止機能を期待しないが、航空機落下火災時にその他の安全機能を維持する
外部火災(爆発を含む)	◎	外部火災時に損傷防止機能を有する
	○	外部火災時に損傷防止機能を期待しないが、外部火災時に損傷せずその他の安全機能を維持する
不法侵入	◎	不法侵入防止機能を有する
溢水	◎	溢水時に溢水防護区画外への漏えい防止機能を有する
閉じ込め	◎	管理区域の境界として閉じ込め機能を有する
遮蔽	◎	遮蔽計算で遮蔽能力を考慮する壁又は屋根
	○	遮蔽計算で考慮しないが、放射線影響を可能な限り低減するための壁通り名称で小数点表示をしているものは、通り間に位置していることを示す。 例：「15.3 通り」は 15 通りと 16 通りの間に位置していることを示す。
共通	—	機能を期待していない

表1-4 建物の各部位の有する安全機能（付属建物シリンダ洗浄棟）（1/4）

シリンダ洗浄棟 建物地階平面図：図イ建-2-1、立面図：図イ建-2-5、断面図：図イ建-2-6 主要な構造材：表イ建-2-1

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚t、高h	図番号	工事内容	四条		六条				八条				九条	十条	十一条	十二条	十三条	備考	
								臨界	耐震設計一次	耐震設計二次	耐震設計三次	F1電巻	F3電巻	降水	火積雪/火積	航空機墜落	外部火災	不法侵入	閉じ込め	内部火災	漏水	遊戯		
シリンダ洗浄棟	地階外壁	貯蔵室の天井で洗浄室の床(6'-8通り間)(H-J通り間)	臨水防壁区画境界	RC			既設	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		貯蔵室の天井で沈殿槽室、廃液処理室の床(8-9通り間)(H-J通り間)	臨水防壁区画境界	RC			既設	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		東側(9通り)(シリンダ洗浄棟と屋外との境界)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 臨水防壁区画境界	RC			図イ建-2-1	既設	—	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		南側(8通り)(シリンダ洗浄棟と屋外との境界)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 臨水防壁区画境界	RC			図イ建-2-1	既設	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		西側(6'通り)(シリンダ洗浄棟と屋外との境界)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 臨水防壁区画境界	RC			図イ建-2-1	既設	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		北側(7通り)(シリンダ洗浄棟と屋外との境界)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 臨水防壁区画境界	RC			図イ建-2-1	既設	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		床(6'-8通り間)(H-J通り間)	管理区域境界 火災区域境界 臨水防壁区画境界	RC				既設	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		床(8-9通り間)(H-J通り間)	管理区域境界 火災区域境界 臨水防壁区画境界	RC				既設	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		貯蔵室(3)の境界(8通りH-J通り間)	—	RC				既設	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
関連図番号								図イ建-2-1	臨水防壁上の取付区分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	図イ建-3 遊戯用区画(建物前面) 全図 地階平面図 図イ建-2-1 壁/材料/寸法図	

(注) 網掛けは他の部位と共有していることを示す。

表1-4 建物の各部位の有する安全機能（付属建物シリング洗浄棟）（2/4）

シリング洗浄棟 建物1階平面図：図イ建-2-2、立面図：図イ建-2-5、断面図：図イ建-2-6 主要な構造物：表イ建-2-1

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚t、高h	図番号	工事内容	四条		六条		八条				九条	十条	十一条	十二条	十三条	備考	
								耐震	耐風	耐震	耐風	F1	F3	降	火	下	外	不	閉	内		漏
シリング洗浄棟	1階	天井 (8通りから西に200mmの位置-8通り間) (11通りから南に250mmの位置-11通り間)	RC					既設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		東側 (9通り)	沈殿槽室と屋外との境界 (I-J通り間)	RC			図イ建-2-2	既設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			廃液処理室と屋外との境界 (H-I通り間)	RC			図イ建-2-2	既設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			廃液処理室と屋外との境界 (G-H通り間)	RC			図イ建-2-2	既設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		南側 (6通り)	廃液処理室と屋外との境界 (8-9通り間)	RC			図イ建-2-2	既設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			洗浄室、測定室と屋外との境界 (3-8通り間)	RC 鉄原(SD-79)			図イ建-2-2 図イ建-1-6、1-7 図イ建-2-2	補強	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		西側 (3通り)	洗浄室、測定室と屋外との境界 (G-I通り間)	RC			図イ建-2-2	既設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			洗浄室(第1種管理区域)と前室(第2種管理区域)との境界 (I-J通り間)	RC 鉄原(SD-40)+ 鉄原(SD-39)+ 堰⑥(脱着式)+ 堰⑦(固定式)			図イ建-1-6、1-7 図イ建-6-2 図イ建-2-2	補強 新設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		北側 (J通り)	沈殿槽室と屋外との境界 (8-9通り間)	RC			図イ建-2-2	既設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			洗浄室と屋外との境界 (3-8通り間)	RC			図イ建-2-2	既設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		沈殿槽室の遮液壁 (8-9通り間) (I-J通り間)	RC					既設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		屋根 (3-9通り間) (G-J通り間)	RC				図イ建-2-4	既設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		洗浄室の床 (6-8通り間) (H-J通り間)	RC					既設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		沈殿槽室、廃液処理室他の床 (8-9通り間) (H-I通り間)	RC					既設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		床 (3-8通り間) (G-J通り間)	RC					既設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
床 (8-9通り間) (G-H通り間)	RC					既設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			

関連図番号

(注) 網掛けは他の部位と共有していることを示す。

表1-4 建物の各部位の有する安全機能 (付属建物シリング洗浄棟) (3/4)

シリング洗浄棟 建物2階平面図：図1建-2-3、立面図：図1建-2-5、断面図：図1建-2-6 主要な構造材：表1建-2-1

建物名称	階	境界位置		部位	材質	主な寸法(mm) 厚t、高h	図番号	工事内容	四条		六条				八条				九条	十条	十一条	十二条	十二条	備考			
									臨界	耐震計一次	耐震計二次	耐震計三次	F1電巻	F3電巻	降水	火積雪灰ノ	航空機墜落	外部火災	不法侵入	閉じ込め	内部火災	漏水	遮蔽				
シリング洗浄棟	2階外壁	東側(9通り)	廃液処理室と屋外との境界 (G-J通り間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	RC		図1建-2-3	既設	—	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
		南側(6通り)	廃液処理室、排気室と屋外との境界 (3-9通り間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	RC		図1建-2-3	既設	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		西側(3通り)	洗浄室、排気室と屋外との境界 (G-J通り間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	RC		図1建-2-3	既設	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		北側(J通り)	洗浄室、廃液処理室と屋外との境界 (3-9通り間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	RC		図1建-2-3	既設	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		排気塔	排気室、洗浄室他と排気塔の境界 (8通りから西に2000mmの位置-8通り間) (H通りから南に2500mmの位置-H通り間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	RC				既設	—	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
					鉄扉(SD-147)		図1建-1-6、1-7	補強	—	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
			排気塔屋根 (6-8通り間) (G-H通り間)	屋根 F1電巻防護	RC			図1建-2-4	既設	—	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	排気塔の床 (8通りから西に2000mmの位置-8通り間) (H通りから南に2500mmの位置-H通り間)	管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	RC				既設	—	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
		関連図番号							図1建-1-1 境界位置上の図区分	—	—	—	図1建-1-6 器具の位置、電巻防護ライン 図1建-1-7 器具表	図1建-1-6 器具の位置、電巻防護ライン 図1建-1-7 器具表	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	図1建-2 基礎断面図 図1建-2-3 壁・器具位置/材料/寸法図		

表1-4 建物の各部位の有する安全機能（付属建物シリング洗浄棟）（4/4）

シリング洗浄棟前室 建物1階平面図：図イ建-2-2、立面図：図イ建-2-5、断面図：図イ建-2-6 主要な構造材：表イ建-2-1

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚t、高h	図番号	工事内容	四条		六条				八条				九条	十条	十一条	十二条	十三条	備考			
								境界	耐設計一次	耐設計二次	耐設計三次	F1電巻	F3電巻	降水	積雪/火山灰	航空機墜落	外部火災	不仕投入	閉じ込め	内部火災	漏水	遮蔽				
シリング洗浄棟前室	1階	東側(3通り)	洗浄室(第1種管理区域)と前室(第2種管理区域)との境界(I-J通り間)	管理区域境界 火災区域境界 漏水防護区境界 F3電巻防護ライン	RC	図イ建-2-2	既設	◎	◎	◎	◎	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	
				鉄扉(SD-40)+鉄扉(SD-39)+扉◎(脱着式)+扉◎(固定式)		図イ建-1-6、1-7 図イ建-2-2	追加新設	-	○	○	○	○	◎	○	○	-	○	-	◎	◎	◎	◎	-			
		南側(1通り)	前室と屋外との境界(1-3通り間)	外壁 第2種管理区域境界 火災区域境界 F1電巻防護	サイディング	図イ建-2-2	更新	-	○	○	○	◎	-	◎	◎	-	◎	◎	-	◎	◎	-	◎	-	-	
		西側(1通り)	前室と屋外との境界(1-J通り間)	外壁 第2種管理区域境界 火災区域境界 F1電巻防護	サイディング	図イ建-2-2	更新	-	○	○	○	◎	-	◎	◎	-	◎	◎	-	◎	◎	-	◎	-	-	
					シャッタ(SS-80)	図イ建-1-6、1-7 図イ建-2-2	補強	-	○	○	○	◎	-	◎	◎	-	◎	◎	-	◎	◎	-	◎	-	-	-
		北側(J通り)	前室と屋外との境界(1-3通り間)	外壁 第2種管理区域境界 火災区域境界 F1電巻防護	サイディング	図イ建-2-2	更新	-	○	○	○	◎	-	◎	◎	-	◎	◎	-	◎	◎	-	◎	-	-	
					鉄扉(SD-81)	図イ建-1-6、1-7 図イ建-2-2	補強	-	○	○	○	◎	-	◎	◎	-	◎	◎	-	◎	◎	-	◎	-	-	-
	屋根(1-3通り間)(I-J通り間)	屋根 第2種管理区域境界 火災区域境界 F1電巻防護	ALC	図イ建-2-4	既設	-	○	○	○	◎	-	◎	◎	-	◎	◎	-	◎	◎	-	◎	-	-			
	床(1-3通り間)(I-J通り間)	第2種管理区域境界 火災区域境界	土間コンクリート		既設	-	○	○	○	○	-	○	○	-	○	-	-	-	◎	-	-	-	-			
関連図番号								図イ建-1					図イ建-1-6 器具架												図イ建-1 遮断扉図(1階平面) 図イ建-1-2 扉・器具位置/材料/寸法図	

(注) 網掛けは他の部位と共有していることを示す。

表1-5 建物の各部位の有する安全機能 (付属建物原料貯蔵所)

原料貯蔵所 建物1階平面図：図へ建-1-6、立面図：図へ建-1-8、断面図：図へ建-1-9、主要な構造物材：表へ建-2-1

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚t、高h	図番号	工事内容	四条		六条				八条				九条	十条	十一条	十二条	十三条	備考		
								臨界	耐震設計一次	耐震設計二次	耐震設計三次	F1電巻	F3電巻	降水	火積型灰/	航空機格	外部火災	不法侵入	閉じ込め	内部火災	漏水	避難			
原料貯蔵所	1階	東側 (10通り)	原料貯蔵所	外壁 第2種管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	プレキャストコンクリート (内側)	図へ建-1-6	既設	-	○	-	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	◎	-	◎		
					RC(外側) GLより4915h以上	図へ建-1-8	新設	◎	◎	-	◎	◎	◎	◎	◎	-	◎	◎	-	◎	-	◎	-	◎	
					RC(外側) GLより4915hまで	図へ建-1-8	新設	◎	◎	-	◎	◎	◎	◎	◎	-	◎	◎	-	◎	-	◎	-	◎	
					鉄扉(SD-42)+ 鉄扉(SD-44)	図へ建-1-4	補強 新設	-	○	-	○	◎	◎	◎	◎	-	◎	◎	-	◎	-	◎	-	◎	-
	南側 (A通り)	原料貯蔵所	外壁 第2種管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	RC	図へ建-1-6	既設	◎	◎	-	◎	◎	◎	◎	-	◎	◎	-	◎	-	◎	-	◎			
	西側 (1通り)	原料貯蔵所	外壁 第2種管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	プレキャストコンクリート (内側)	図へ建-1-6	既設	-	○	-	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-	◎	-	◎			
				RC(外側)	図へ建-1-6	新設	◎	◎	-	◎	◎	◎	◎	◎	-	◎	◎	-	◎	-	◎	-	◎		
	北側 (D通り)	原料貯蔵所 (1-9通り間)	外壁 第2種管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	RC	図へ建-1-6	既設	-	◎	-	◎	◎	◎	◎	-	◎	◎	-	◎	-	◎	-	◎			
		原料貯蔵所 (9-10通り間)		RC GLより4185h以上	図へ建-1-8	既設	-	◎	-	◎	◎	◎	◎	-	◎	◎	-	◎	-	◎	-	◎			
				プレキャストコンクリート GLより4185hまで	図へ建-1-8	既設	-	◎	-	◎	◎	◎	◎	-	◎	◎	-	◎	-	◎	-	◎			
屋根	第2種管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	RC	図へ建-1-7	既設	-	○	-	○	◎	◎	◎	◎	-	◎	◎	-	◎	-	◎	-	◎				
床	第2種管理区域境界 火災区域境界	土間コンクリート		既設	-	○	-	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-	◎	-	-				
関連図番号								図へ建-1-1 臨界管理上の距離区分					図へ建-1-4 柱具の位置、電巻防護ライン							図へ建-1-5 外部火災、煙突の影響評価			図へ建-1-2 火災区域境界の材料及び厚み 図へ建-1-3 出入管理装置設置位置 図へ建-1-4 既設の位置	図へ建-1-1 緊急避難経路(避難井等) 図へ建-1-6 壁・建具位置/材料/寸法図	

表1-6 建物の各部位の有する安全機能（付属建物第1廃棄物処理所）（1/4）

第1廃棄物処理所 建物1階平面図：図ト建-1-1、立面図：図ト建-1-4、断面図：図ト建-1-5 主要な構造材：表ト建-2-1、表ト建-2-2

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚t、高h	図番号	工事内容	四条		六条				八条				九条	十条	十一条	十二条	十三条	備考				
								臨界	耐震計一次	耐震計二次	耐震計三次	F1電巻	F3電巻	降水	火積雪/火山灰	航空機墜落	外部火災	不法侵入	閉じ込め	内部火災	漏水	遮断					
第1廃棄物処理所	1階外壁	東側 (9通り)	廃棄物処理室、玄関他と屋外との境界 (A-C通り間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 漏水防護区画境界 F3電巻防護ライン	サイディング(外側)		図ト建-1-1、図ト建-1-4	補強	-	○	-	-	◎	◎	○	○	-	◎	-	-	○	-	-				
					外壁パネル(内側) (上部)1FLから1150h以上		図ト建-1-1	既設	-	○	-	-	○	○	◎	◎	-	○	◎	◎	-	-	○	-	-		
					鋼板(コンクリートブロック 外側) (下部)1FLから1150hまで		図ト建-1-12	新設	-	○	-	-	◎	◎	○	○	-	◎	-	-	-	-	-	○	-	-	
					コンクリートブロック (内側) (下部)1FLから1150hまで		図ト建-1-12	既設	-	○	-	-	○	○	◎	◎	-	○	◎	◎	-	-	-	○	-	-	
					鉄厚(SD-35) +埋②(固定式)		図イ建-1-6、図イ建-1-7 図リ非-6-3	補強 新設	-	○	-	-	◎	◎	◎	◎	-	◎	◎	◎	-	-	-	○	-	-	
		サイディング(外側)	図ト建-1-1、図ト建-1-4	補強	-	○	-	-	◎	◎	○	○	-	◎	-	-	-	-	-	○	-	-					
	南側 (A通り)	廃棄物処理室と屋外、前室との境界 (2通り-9通り間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 漏水防護区画境界 F3電巻防護ライン	外壁パネル(内側) (上部)1FLから1150h以上	図ト建-1-1	既設	-	○	-	-	○	○	◎	◎	-	○	◎	◎	-	-	○	-	-				
				鋼板(コンクリートブロック 外側) (下部)1FLから1150hまで	図ト建-1-9	新設	-	○	-	-	◎	◎	○	○	-	◎	-	-	-	-	○	-	-				
				コンクリートブロック (内側) (下部)1FLから1150hまで	図ト建-1-9	既設	-	○	-	-	○	○	◎	◎	-	○	◎	◎	-	-	-	○	-	-			
				シャッタ +埋①(固定式)	図ト建-1-1 図リ非-6-3	新設	-	○	-	-	○	○	○	○	-	○	-	◎	◎	◎	-	-	○	-			
				サイディング(外側)	図ト建-1-1、図ト建-1-4	補強	-	○	-	-	◎	◎	○	○	-	◎	-	-	-	-	-	○	-	-			
				外壁パネル(内側) (上部)1FLから1150h以上	図ト建-1-1	既設	-	○	-	-	○	○	◎	◎	-	○	◎	◎	-	-	-	○	-	-			
西側 (2通り)	廃棄物処理室と屋外との境界 (A-C通り間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 漏水防護区画境界 F3電巻防護ライン	鋼板(コンクリートブロック 外側) (下部)1FLから1150hまで	図ト建-1-11	新設	-	○	-	-	◎	◎	○	○	-	◎	-	-	-	○	-	-						
			コンクリートブロック (内側) (下部)1FLから1150hまで	図ト建-1-11	既設	-	○	-	-	○	○	◎	◎	-	○	◎	◎	-	-	○	-	-					
			サイディング(外側)	図ト建-1-1、図ト建-1-4	補強	-	○	-	-	◎	◎	○	○	-	◎	-	-	-	-	○	-	-					
			外壁パネル(内側) (上部)1FLから1150h以上	図ト建-1-1	既設	-	○	-	-	○	○	◎	◎	-	○	◎	◎	-	-	-	○	-	-				
			鋼板(コンクリートブロック 外側) (下部)1FLから1150hまで	図ト建-1-11	新設	-	○	-	-	◎	◎	○	○	-	◎	-	-	-	-	-	○	-	-				
			コンクリートブロック (内側) (下部)1FLから1150hまで	図ト建-1-11	既設	-	○	-	-	○	○	◎	◎	-	○	◎	◎	-	-	-	○	-	-				
関連図番号																						図ト建-1-1 平面図 図ト建-1-1 1階・建具位置/材料/寸法図					

表1-6 建物の各部位の有する安全機能（付属建物第1廃棄物処理所）（2/4）

第1廃棄物処理所 建物1階平面図：図ト建-1-1、立面図：図ト建-1-4、断面図：図ト建-1-5 主要な構造材：表ト建-2-1、表ト建-2-2

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚t、高h	図番号	工事内容	四条		六条		八条					九条	十条	十一条	十二条	十二条	備考			
								臨界	耐震計一次	耐震計一次	耐震計二次	F1竜巻	F3竜巻	降水	火山雪灰/	航空機墜落	外部火災	不法侵入	閉じ込め	内部火災	漏水		盗難		
第1廃棄物処理所	1階外壁	北側 (C通り)	廃棄物処理室と屋外、渡り廊下との境界 (2-9通り間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 漏水防護区画境界 F3竜巻防護ライン	サイディング(外側)	図ト建-1-1、図ト建-1-4	補強	-	○	-	-	◎	◎	○	○	-	◎	-	-	○	-	-			
					外壁パネル(内側) (上部)1FLから1150h以上	図ト建-1-1	既設	-	○	-	-	○	○	◎	◎	-	○	◎	◎	-	-	◎	-	-	
					鋼板(コンクリートブロック 外側) (下部)1FLから1150hまで	図ト建-1-10	新設	-	○	-	-	◎	◎	○	○	-	◎	-	-	-	-	○	-	-	-
					コンクリートブロック (内側) (下部)1FLから1150hまで	図ト建-1-10	既設	-	○	-	-	○	○	◎	◎	-	○	◎	◎	-	-	◎	◎	◎	◎
					鉄扉(SD-74)	図イ建-1-6、図イ建-1-7	補強	-	○	-	-	○	◎	○	○	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-
		屋根 (2-9通り間) (A-C通り間)	屋根 管理区域境界 火災区域境界 F1竜巻防護	ALC	図ト建-1-3	既設	-	○	-	○	◎	-	◎	◎	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-		
		床 (2-9通り間) (A-C通り間)	管理区域境界 火災区域境界 漏水防護区画境界	土間コンクリート		既設	-	○	-	○	○	○	○	○	○	-	-	◎	◎	◎	◎	◎	-		
関連図番号																							図ト建-1-1 平面図 図ト建-1-1 断面図 図ト建-1-1 図・器具位置/材料/寸法図 図ト建-1-4 管理区域図 図ト建-1-5 火災区域図 図ト建-1-6 火災区域境界の材料及び寸法 図ト建-1-7 漏水防護区画位置 図ト建-1-10 外部火災、盗難の影響評価		

表1-6 建物の各部位の有する安全機能（付属建物第1廃棄物処理所）（3/4）

第1廃棄物処理所 建物2階平面図：図ト建-1-2、立面図：図ト建-1-4、断面図：図ト建-1-5 主要な構造材：表ト建-2-1、表ト建-2-2

建物名称	階	境界位置		部位	材質	主な寸法(mm) 厚t、高h	図番号	工事内容	四条	六条				八条				九条	十条	十一条	十二条	十二条	備考					
									臨界	耐震設計一次	耐震設計二次	耐震設計三次	F1電巻	F3電巻	降水	火煙噴出/火山灰	航空機墜落	外部火災	不法侵入	閉じ込め	内部火災	漏水		遮蔽				
第1廃棄物処理所	2階外壁	東側(9通り)	排気室と屋外との境界(A-C通り間)	サイディング(外側)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン		図ト建-1-2	補強	-	○	-	-	◎	◎	○	○	-	◎	-	○	○	-	-	-				
		南側(A通り)	排気室、廃棄物処理室と屋外との境界(2-9通り間)					外壁パネル(内側)	図ト建-1-2	既設	-	○	-	-	○	○	◎	◎	-	○	◎	◎	◎	-	-	-	-	-
		西側(2通り)	廃棄物処理室と屋外との境界(A-C通り間)	補強						-	○	-	-	○	○	◎	◎	-	○	◎	◎	◎	-	-	-	-	-	-
		北側(C通り)	排気室、廃棄物処理室と屋外との境界(2-9通り間)																									
		関連図番号										図ト建-1-5 器具の配線、電巻防護ライン		図ト建-1-5 器具の配線、電巻防護ライン		図ト建-1-10 外部火災、爆発の影響評価		図ト建-1-4 管理区域区分図		図ト建-1-3 火災区域の区別、材料及び厚さ		図ト建-1-2 全体平面図		図ト建-1-2 壁位置/材料/寸法図				

表1-6 建物の各部位の有する安全機能 (付属建物第1廃棄物処理所) (4/4)

第1廃棄物処理所前室(第2種管理区域) 建物1階平面図: 図ト建-2-1、立面図: 図ト建-2-3、断面図: 図ト建-2-4 主要な構造材: 表ト建-2-1、表ト建-2-2

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚t、高h	図番号	工事内容	四条		六条				八条				九条	十条	十一条	十二条	十三条	備考							
								臨界	耐震設計一次	耐震設計二次	耐震設計三次	F1電巻	F3電巻	降水	積雪/火積	航空機墜落	外部火災	不法侵入	閉じ込め	内部火災	漏水	遮断								
第1廃棄物処理所前室	1階	東側(X2通り)	前室と屋外との境界(Y1-A通り間)	RC		図ト建-2-3	新設	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				
			鉄扉(SD-94)	新設			-	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		南側(Y1通り)	前室と屋外との境界(X1-9通り間)	RC		図ト建-2-3	新設	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			鉄扉(SD-34)	新設		-	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		西側(X1通り)	前室と屋外との境界(Y1-A通り間)	RC		図ト建-2-1、図ト建-2-3	新設	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		北側(A通り)	廃棄物処理室(第1種管理区域)と前室(第2種管理区域)との境界(X1-9通り間)	外壁パネル(上部)1FLから1150h以上		既設	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	シヤックの西側
				コンクリートブロック(下部)1FLから1150hまで		既設	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	シヤックの西側
			シヤック+扉①(固定式)			図ト建-1-1 図ト建-1-9 図ト建-1-1 図ト建-1-3	新設	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					
		屋根(X1-X2通り間)(Y1-A通り間)	RC			図ト建-2-2	新設	-	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				
		床(X1-X2通り間)(Y1-A通り間)	RC				新設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				
関連図番号								-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	図ト建-1-10 外部火災、爆発の影響評価				

(注) 網掛けは他の部位と共有していることを示す。

表1-7 建物の各部位の有する安全機能 (付属建物第2廃棄物処理所) (1/7)

第2廃棄物処理所 建物1階平面図: 図ト建-3-1、立面図: 図ト建-3-4、断面図: 図ト建-3-5 主要な構造物: 表ト建-2-3

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚t、高h	図番号	工事内容	四糸	六糸	八糸				九糸	十糸	十一糸	十二糸	十三糸	備考				
										F1電巻	F3電巻	降水	火積雪/火山灰							航空機落	下火災	外部火災	不法侵入
第2廃棄物処理所	1階外壁	東側 (8通り)	倉庫と屋外との境界 E-F通り間 外壁 火災区域境界 F3電巻防護ライン	サイディング(外側)		図ト建-3-1、図ト建-3-4	補強	-	○	○	○	○	○	-	○	-	-		図ト建-2 階平面図 (建物平面) 図ト建-3-1 1階平面図 図ト建-3-4 1階立面図 図ト建-3-5 1階断面図 図ト建-1-10 外部火災、爆発の影響範囲 図ト建-1-4 管理区分図 図ト建-1-1-4 出入管理位置図 図ト建-1-1-5 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-6 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-7 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-8 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-9 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-10 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-11 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-12 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-13 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-14 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-15 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-16 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-17 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-18 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-19 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-20 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-21 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-22 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-23 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-24 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-25 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-26 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-27 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-28 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-29 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-30 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-31 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-32 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-33 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-34 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-35 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-36 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-37 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-38 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-39 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-40 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-41 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-42 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-43 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-44 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-45 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-46 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-47 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-48 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-49 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-50 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-51 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-52 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-53 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-54 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-55 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-56 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-57 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-58 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-59 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-60 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-61 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-62 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-63 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-64 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-65 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-66 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-67 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-68 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-69 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-70 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-71 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-72 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-73 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-74 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-75 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-76 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-77 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-78 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-79 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-80 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-81 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-82 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-83 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-84 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-85 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-86 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-87 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-88 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-89 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-90 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-91 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-92 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-93 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-94 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-95 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-96 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-97 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-98 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-99 火災区域の材料位置 図ト建-1-1-100 火災区域の材料位置				
				押出成型セメント板(内側) (上部)1FLから800h以上		図ト建-3-1	既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
				RC(内側) (下部)1FLから800hまで		図ト建-3-12	既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	
				鉄扉(SD-38)		図イ建-1-6、図イ建-1-7	補強	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	
		廃棄物プレス室と屋外との境界 D-E通り間 外壁 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界 F3電巻防護ライン	サイディング(外側)	図ト建-3-1、図ト建-3-4		補強	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			
			押出成型セメント板(内側) (上部)1FLから800h以上	図ト建-3-1		既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			
			RC(内側) (下部)1FLから800hまで	図ト建-3-12		既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			
			鉄扉(SD-38)	図ト建-3-1、図ト建-3-4		補強	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			
		廃棄物プレス室と屋外との境界 7c-8通り間 外壁 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界 F3電巻防護ライン	サイディング(外側)	図ト建-3-1、図ト建-3-4		補強	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			
			押出成型セメント板(内側) (上部)1FLから800h以上	図ト建-3-1		既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			
			RC(内側) (下部)1FLから800hまで	図ト建-3-13		既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			
	鉄扉(SD-75) +扉③(脱着式)		図ト建-3-1	既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	廃棄物プレス室と渡り廊下との境界 7b-7c通り間 外壁 火災区域境界・溢水防護区画境界 F3電巻防護ライン	サイディング(外側)	図ト建-3-13	既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
		押出成型セメント板(内側) (下部)1FLから800h以上	図イ建-1-6、図イ建-1-7 図リ非-6-4	補強 新設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
		RC (下部)1FLから800h以上	図ト建-3-13	既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
		鉄扉(SD-75) +扉③(脱着式)	図ト建-3-13	既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	廃棄物プレス室と屋外との境界 2-7b通り間 外壁 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界 F3電巻防護ライン	サイディング(外側)	図ト建-3-1、図ト建-3-4	補強	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
		押出成型セメント板(内側) (上部)1FLから800h以上	図ト建-3-1	既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
		RC(内側) (下部)1FLから800hまで	図ト建-3-13	既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
		鉄扉(SD-36) +扉④(固定式)	図ト建-3-13	既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	西側 (2通り)	廃棄物プレス室と屋外との境界 D-E通り間 外壁 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界 F3電巻防護ライン	サイディング(外側)	図ト建-3-1、図ト建-3-4	補強	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
押出成型セメント板(内側) (上部)1FLから800h以上			図ト建-3-1	既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
RC(内側) (下部)1FLから800hまで			図ト建-3-9	既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
鉄扉(SD-36) +扉④(固定式)			図イ建-1-6、図イ建-1-7 図リ非-6-4	補強 新設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
玄関、現場控室と屋外との境界 E-F通り間 外壁 火災区域境界 F3電巻防護ライン		サイディング(外側)	図ト建-3-1、図ト建-3-4	補強	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
		押出成型セメント板(内側) (上部)1FLから800h以上	図ト建-3-1	既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
		RC(内側) (下部)1FLから800hまで	図ト建-3-9	既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
		鋼板(窓)	図ト建-3-1	新設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
鉄扉(SD-77)	図イ建-1-6、図イ建-1-7	新設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
関連図番号																							

表1-7 建物の各部位の有する安全機能 (付属建物第2廃棄物処理所) (2/7)

第2廃棄物処理所 建物1階平面図：図ト建-3-1、立面図：図ト建-3-4、断面図：図ト建-3-5 主要な構造材：表ト建-2-3

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚t、高h	図番号	工事内容	四条		六条				八条				九条	十条	十一条	十二条	十三条	備考			
								境界	耐震計一次	耐震計一次 耐震計二次	耐震計二次	F1電巻	F3電巻	洪水	火山灰/噴雪	航空機墜落	下火災							外部火災	不法侵入	閉じ込め
第2廃棄物処理所	1階外壁	北側 (F通り)	現場控室、便所と屋外との境界 2-4通り間	外壁 火災区域境界 F3電巻防護ライン	サイディング(外側)	図ト建-3-1、図ト建-3-4	補強	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
				押出成型セメント板 (内側) (上部)1FLから800h以上	図ト建-3-1	既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
				RC(内側) (下部)1FLから800hまで	図ト建-3-15	既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			シャワー室と屋外との境界 4-5通り間	外壁 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界 F3電巻防護ライン	サイディング(外側)	図ト建-3-1、図ト建-3-4	補強	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
					押出成型セメント板 (中間) (上部)1FLから800h以上	図ト建-3-1	既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
					RC(中間) (下部)1FLから800hまで	図ト建-3-15	既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			更衣室、洗面所と屋外との境界 5-7a通り間	外壁 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界 F3電巻防護ライン	サイディング(外側)	図ト建-3-1、図ト建-3-4	補強	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
					押出成型セメント板 (内側) (上部)1FLから800h以上	図ト建-3-1	既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
					RC(内側) (下部)1FLから800hまで	図ト建-3-15	既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			前室と渡り廊下との境界 7a-7b通り間	F3電巻防護ライン	押出成型セメント板 (上部)1FLから800h以上	図ト建-3-1	既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
					RC (下部)1FLから800hまで	図ト建-3-15	既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
					鉄扉(SD-76)	図イ建-1-6、図イ建-1-7	補強	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		倉庫と屋外との境界 7b-8通り間	外壁 火災区域境界 F3電巻防護ライン	サイディング(外側)	図ト建-3-1、図ト建-3-4	補強	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
				押出成型セメント板 (内側) (上部)1FLから800h以上	図ト建-3-1	既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
				RC(内側) (下部)1FLから800hまで	図ト建-3-15	既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		床(廃棄物プレス室) (2-3通り間) (D-E通り間)	管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界	土間コンクリート		既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		床(玄関、ロッカー室他) (2-4通り間) (E-F通り間)	火災区域境界	土間コンクリート		既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
床(更衣室、前室他) (4-7b通り間) (E-F通り間)	管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界	土間コンクリート		既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
床(倉庫) (7b-8通り間) (E-F通り間)	火災区域境界	土間コンクリート		既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
		関連図番号																				図ト建-2 高層階図面 (建物平面) 図ト建-3-1 壁・柱位置図/材料/寸法図				

表1-7 建物の各部位の有する安全機能（付属建物第2廃棄物処理所）（3/7）

第2廃棄物処理所 建物1階平面図：図ト建-3-1、立面図：図ト建-3-4、断面図：図ト建-3-5 主要な構造材：表ト建-2-3

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚t、高h	図番号	工事内容	四条		六条		八条						九条	十条	十一条	十二条	十二条	備考							
								境界	耐震一 次設	耐震 計一次設	耐震 計二次設	F1 電巻	F3 電巻	降水	火種 山灰/	航空機 墜下	外部火災	不法侵入	閉じ込め	内部火災	溢水	避難								
第2 廃棄物処理所	1 階外壁 以外	天井	排気室（管理区域部）の床 (E-F通り間) (7b-8通り間)	管理区域境界 火災区域境界	RC			既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
			給気室（非管理区域部）の床 (E-F通り間) (4-5通り間)	管理区域境界 火災区域境界	RC			既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		E通り	倉庫(非管理区域)と廃棄物プレス 室(第1種管理区域)との境界 (7b-8通り間)	管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界	石膏ボード(外側) (上部)IFLから800h以上 フレキシブルボード(内側) (上部)IFLから800h以上	図ト建-3-1	追設	-	○	-	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
					RC(内側) (下部)IFLから800hまで		既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			玄関、ロッカー室(非管理区域)と 廃棄物プレス室(第1種管理区域) との境界 (2-4通り間)	管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界	石膏ボード(外側) (上部)IFLから800h以上 フレキシブルボード(内側) (上部)IFLから800h以上	図ト建-3-1	追設	-	○	-	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
					RC(内側) (下部)IFLから800hまで		既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		倉庫(非管理区域)と前室(第1種管理区域)との 境界 (7b通り間) (E-F通り間)	管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界	石膏ボード(外側) (上部)IFLから800h以上 フレキシブルボード(内側) (上部)IFLから800h以上	図ト建-3-1	追設	-	○	-	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
				RC(内側) (下部)IFLから800hまで		既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
				コンクリートブロック		既設	-	○	-	-	○	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		ロッカー室、便所(非管理区域)と更衣室、 シャワー室(第1種管理区域)の境界 (F通りから南2000mmの位置-F通り間)	管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界	石膏ボード	図ト建-3-1	追設	-	○	-	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
				石膏ボード		既設	-	○	-	-	○	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		ロッカー室、便所(非管理区域)と更衣室、 シャワー室(第1種管理区域)の境界 (F通りから南2000mmの位置-E通り間)	管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界	石膏ボード(外側) (上部)IFLから800h以上 フレキシブルボード(内側) (上部)IFLから800h以上	図ト建-3-1	追設	-	○	-	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
				RC(内側) (下部)IFLから800hまで		既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
				鉄筋+ 板⑤(固定式)		新設	-	○	-	-	○	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
				関連図番号																								全体平面図 図ト建-3-1 壁・器具位置/材料/寸法図		

表1-7 建物の各部位の有する安全機能 (付属建物第2廃棄物処理所) (5/7)

第2廃棄物処理所 建物2階平面図：図卜建-3-2、立面図：図卜建-3-4、断面図：図卜建-3-5 主要な構造材：表卜建-2-3

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚t、高h	図番号	工事内容	四条		六条		八条						九条	十条	十一条	十二条	二十二条	備考													
								臨界	耐震一次設	耐震二次設 耐震一次設 耐震二次設	F1電巻	F3電巻	降水	積雪/火山灰	航空機墜下	外部火災	不法侵入	閉じ込め	内部火災	漏水	遮蔽															
第2廃棄物処理所	2階外壁以外	給気室(非管理区域)と廃棄物プレス室(第1種管理区域)との境界 (E-5通り間) (2-5通り間)	石膏ボード(外側)	-	-	図卜建-3-2	追設	-	○	-	-	○	-	○	○	-	○	-	-	-	◎	○	-	-												
			フレキシブルボード(内側)					-	○	-	-	○	-	○	○	-	○	-	-	◎	○	-	-													
		給気室(非管理区域)と排気室(第1種管理区域)との境界 (E-5通り間) (E-F通り間)	石膏ボード(外側)					-	-	図卜建-3-2	追設	-	○	-	-	○	-	○	○	-	○	-	-	-	◎	○	-	-								
			フレキシブルボード(内側)									-	○	-	-	○	-	○	○	-	○	-	-	◎	○	-	-									
		屋根(廃棄物プレス室) (2-8通り間) (D-E通り間)	屋根 管理区域境界 火災区域境界 F1電巻防護									ALC	-	-	図卜建-3-3	既設	-	○	○	○	◎	-	◎	◎	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-	-			
		屋根(排気室) (5-8通り間) (E-F通り間)	屋根 管理区域境界 火災区域境界 F1電巻防護									ALC					-	○	○	○	◎	-	◎	◎	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-	-	
		屋根(給気室) (2-5通り間) (E-F通り間)	屋根 火災区域境界 F1電巻防護									ALC					-	○	○	○	◎	-	◎	◎	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-	-	
		床	排気室(第1種管理区域) (E-F通り間) (7b-8通り間)									管理区域境界 火災区域境界					RC	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	-	-
給気室(非管理区域) (E-F通り間) (4-5通り間)	管理区域境界 火災区域境界		RC	-	○	○	○					○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	-	-						
関連図番号												-					-	-	-	図卜建-1-6 排気室の配管、電巻防護ライン 図卜建-1-7 器具室 図卜建-1-8 器具室の配管、電巻防護ライン		-	-	-	図卜建-1-10 外壁火災、建物の影響評価		図卜建-1-4 管理区域区分図		図卜建-1-8 火災区域の材料及び防火 図卜建-1-9 火災区域の材料及び防火		全体平面図 図卜建-3-2 階・器具位置/材料/寸法図					

表1-7 建物の各部位の有する安全機能（付属建物第2廃棄物処理所）（6/7）

渡り廊下（第1廃棄物処理所-第2廃棄物処理所） 建物1階平面図：図ト建-3-1、立面図：図ト建-3-4、断面図：図ト建-3-5 主要な構造材：表ト建-2-3

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚t、高h	図番号	工事内容	四条		六条			八条						九条	十条	十一条	十二条	十二条	備考						
								臨界	耐震計一次	耐震計二次	耐震計二次	F1電柱	F3電柱	降水	火積灰/火山灰	下火災	航空機衝突	外部火災	不法侵入	閉じ込め	内部火災	洪水	濃霧							
渡り廊下（第1廃棄物処理所と第2廃棄物処理所間） 1階外壁	東側 (7c通り)	渡り廊下と屋外との境界 C-D通り間	外壁 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界 F3電柱防護ライン	サイディング(外側)		図ト建-3-1、図ト建-3-4	補強	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
				押出成型セメント板 (内側) (上部)1FLから800h以上			既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
				RC(内側) (下部)1FLから800hまで			既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	南側 (C通り)	渡り廊下と第1廃棄物処理所 物処理室との境界 7b-7c通り間	他の建物との境界	外壁パネル (上部)1FLから1150h以上		図ト建-1-1	既設	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	-				
				コンクリートブロック (下部)1FLから1150hまで			図ト建-1-10	既設	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-		
				鉄扉(SD-74)			図イ建-1-6、図イ建-1-7	補強	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	
	西側 (7b通り)	渡り廊下と屋外との境界 C-D通り間	外壁 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界 F3電柱防護ライン	サイディング(外側)		図ト建-3-1、図ト建-3-4	補強	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
				押出成型セメント板 (内側) (上部)1FLから800h以上			既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
				RC(内側) (下部)1FLから800hまで			既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	北側 (D通り)	廃棄物プレス室と渡り廊下との境界 7b-7c通り間	火災区域境界 溢水防護区画境界	押出成型セメント板 (上部)1FLから800h以上		図ト建-3-1	既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-				
				RC (下部)1FLから800hまで			図ト建-3-13	既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
				鉄扉(SD-75) +壁③(脱着式)			図イ建-1-6、図イ建-1-7 図リ非-6-4	補強	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		屋根 (7b-7c通り間) (C-D通り間)	屋根 管理区域境界 火災区域境界 F1電柱防護	折板屋根		図ト建-3-3	補強	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
				ALC			既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
				RC			既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		床 (7b-7c通り間) (C-D通り間)	管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界				既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
関連図番号								-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
																							図リ非-8-1 溢水防護区画境界 図リ非-8-1 構造柱/鉄骨位置 図リ非-1-8 火災区域境界の材料及び厚さ 図イ建-1-4 管理区域区分図 図イ建-1-6 出入管理扉設置位置 図イ建-1-10 外部火災、煙害の影響評価			全体平面図 図ト建-3-1 階・建具位置/材料/寸法図				

(注) 網掛けは他の部位と共有していることを示す。

表1-7 建物の各部位の有する安全機能 (付属建物第2廃棄物処理所) (7/7)

渡り廊下(第2廃棄物処理所-シリンドラ洗浄棟) 建物1階平面図: 図ト建-3-1、立面図: 図ト建-3-4、断面図: 図ト建-3-5 主要な構造材: 表ト建-2-3

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚t、高h	図番号	工事 内容	四条		六条				八条				九条	十条	十一条	十二条	十三条	備考		
								臨 界	耐 震 計 一 次	耐 震 計 二 次	耐 震 計 三 次	F1 電 線	F3 電 線	降 水	火 災 防 火 防 煙	火 災 防 煙 防 火 防 煙	火 災 防 煙 防 火 防 煙	火 災 防 煙 防 火 防 煙	火 災 防 煙 防 火 防 煙	火 災 防 煙 防 火 防 煙	火 災 防 煙 防 火 防 煙	火 災 防 煙 防 火 防 煙		火 災 防 煙 防 火 防 煙	火 災 防 煙 防 火 防 煙
渡り廊下 (第2廃棄物処理所とシリンドラ洗浄棟間)	1 階 外 壁	東側 (7b通り)	渡り廊下と屋外との境界 F-G通り間	外壁 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界 F3電線防護ライン	サイディング(外側)	図ト建-3-1、図ト建-3-4	補強	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
					押出成型セメント板 (内側) (上部)1FLから800h以上		既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					RC(内側) (下部)1FLから800hまで			既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		南側 (F通り)	第2廃棄物処理所 前室と渡り廊下との境界 7a-7b通り間	-	押出成型セメント板 (上部)1FLから800h以上	図ト建-3-1	既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
					RC (下部)1FLから800hまで		図ト建-3-15	既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					鉄扉(SD-76)	図イ建-1-6、図イ建-1-7	補強	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		西側 (7a通り)	渡り廊下と屋外との境界 F-G通り間	外壁 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界 F3電線防護ライン	サイディング(外側)	図ト建-3-1、図ト建-3-4	補強	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
					押出成型セメント板 (内側) (上部)1FLから800h以上		既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
					RC(内側) (下部)1FLから800hまで			既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		北側 (G通り)	シリンドラ洗浄棟 洗浄室と渡り廊下との境界 7a-7b通り間	他の建物との境界	コンクリート	図イ建-2-2	既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
					鉄扉(SD-79)		図イ建-1-6、図イ建-1-7	補強	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			屋根 (7b-7c通り間) (C-D通り間)	屋根 管理区域境界 火災区域境界 F1電線防護	折板屋根	図ト建-3-3	補強	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ALC	既設	-			○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	床 (7b-7c通り間) (C-D通り間)	管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界	RC		既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		関連図番号																				図ト建-3-1 全体平面図 図ト建-3-4 壁・建具位置/材料/寸法図			

(注) 網掛けは他の部位と共有していることを示す。

表1-8 建物の各部位の有する安全機能（付属建物第3廃棄物倉庫）

第3廃棄物倉庫 建物1階平面図：図ト建-4-6、立面図：図ト建-4-8、断面図：図ト建-4-9 主要な構造材：表ト建-2-4

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚t、高h	図番号	工事内容	四	六			八				九	十	十一	十二	二十	備考	
								条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条		条
第3廃棄物倉庫	1階	東側 (7通り) (第3廃棄物倉庫と屋外との境界) (A-B通り間)	サイディング (上部)1FLから1800h以上	RC (下部)1FLから1800hまで	図ト建-4-6 図ト建-4-8	更新	—	○	○	○	○	—	○	○	—	○	—	○	—			
			RC (下部)1FLから1800hまで			図ト建-4-8	既設	—	○	○	○	○	—	○	—	○	—	○	—			
		南側 (A通り) (第3廃棄物倉庫と屋外との境界) (1-7通り間)	サイディング (上部)1FLから1800h以上		図ト建-4-6 図ト建-4-8	更新	—	○	○	○	○	—	○	○	—	○	—	○	—	○	—	
			RC (下部)1FLから1800hまで			図ト建-4-8	既設	—	○	○	○	○	—	○	○	—	○	—	○	—		
		西側 (1通り) (第3廃棄物倉庫と屋外との境界) (A-B通り間)	サイディング (上部)1FLから1800h以上		図ト建-4-6 図ト建-4-8	更新	—	○	○	○	○	—	○	○	—	○	—	○	—	○	—	
			RC (下部)1FLから1800hまで			図ト建-4-8	既設	—	○	○	○	○	—	○	○	—	○	—	○	—		
			鉄扉(SD-90) シャッター(SS-89)			図ト建-4-4	補強 交換	—	○	○	○	○	—	○	○	—	○	—	○	—		
北側 (B通り) (第3廃棄物倉庫と屋外との境界) (1-7通り間)	サイディング (上部)1FLから1800h以上	図ト建-4-6 図ト建-4-8	更新	—	○	○	○	○	—	○	○	—	○	—	○	—	○	—				
	RC (下部)1FLから1800hまで		図ト建-4-8	既設	—	○	○	○	○	—	○	○	—	○	—	○	—					
屋根 (1-7通り間) (A-B通り間)	折板屋根	図ト建-4-7	補強	—	○	○	○	○	—	○	○	—	○	—	○	—	○	—				
床 (1-7通り間) (A-B通り間)	土間コンクリート		既設	—	○	○	○	○	—	○	○	—	○	—	○	—	○	—				
		関連図番号																				
			<p>図ト建-4-6 全体平面図 図ト建-4-8 壁・柱位置/材料/寸法図</p>																			

表1-9 建物の各部位の有する安全機能（工場棟転換工場チェックタンク室地下集水槽地下ピット）（1/1）

チェックタンク室 地下ピット 詳細図：図ト建-5-1 主要な構造材：表ト建-2-6

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法 (mm) 厚t、高h	図番号	工事内容	四	六			八				九	十	十一	十二	十三	備考				
								条	耐	耐	耐	F	F	降	火	客	外	不	閉	内		溢	遮		
								既	耐	耐	耐	F	F	降	火	客	外	不	閉	内	溢	遮			
工場棟 地下集水槽 地下ピット チェックタンク室	地下	床		RC	図ト建-5-1	図ト建-5-1	既設	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	-	◎	◎	◎	-			
		壁	東側	RC			既設	-	◎	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	◎	○	◎	◎	-
	南側		既設				-	◎	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	◎	○	◎	◎	-	
	西側		既設				-	◎	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	◎	○	◎	◎	-	
	北側		既設				-	◎	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	◎	○	◎	◎	-	
			関連図番号																						

表1-10 建物の各部位の有する安全機能（エキスパンションジョイント）

エキスパンションジョイント番号 及び 設置位置 (図1建-1-5参照)	区分	部位	材質	厚さ (mm)	工事 内容	四 条		六 条		八 条					九 条	十 条	十 一 条	十 二 条	十 三 条	備考
						臨 界	耐 震 一 次 設 計	耐 震 更 なる 格 度	耐 震 二 次 設 計	F 1 竜 巻	F 3 竜 巻	降 水	火 災 煙 害 / 火 災	軌 道 機 車 下 火 災	外 部 火 災	不 法 侵 入	閉 じ 込 め	内 部 火 災	溢 水	
1	第1廃棄物処理所と渡り廊下の間	第1廃棄物処理所の1F、2F外壁 (石綿スレート+木毛セメント板) 渡り廊下の外壁 (ALC) (サイディングの内部) (図1建-1-1、3-1)	鉛直 西側: 7b-C通り 東側: 7c-C通り	追設カバー (屋外)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
				止水シート (内部)	既設	-	○	○	-	○	-	○	○	-	○	-	◎	○	◎	-
				カバー (屋内) 注1	追設	-	○	○	-	○	-	○	○	-	○	-	◎	-	-	-
		水平(東西) C通り 7b-7c通り間	追設カバー (屋外)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			止水シート (内部)	既設	-	○	○	-	○	-	○	○	-	○	-	◎	○	-	-	
			カバー (屋内) 注1	追設	-	○	○	-	○	-	○	○	-	○	-	◎	-	-	-	
2	第1廃棄物処理所のサイディング 渡り廊下のサイディング (サイディング部) (図1建-1-1、3-1)	鉛直 西側: 7b-C通り 東側: 7c-C通り	追設カバー (屋外) 注1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
			止水シート (内部)	既設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			カバー (屋内)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		水平(東西) C通り 7b-7c通り間	追設カバー (屋外) 注1	新設	-	○	○	-	◎	-	◎	◎	-	◎	-	-	○	-	-	
			止水シート (内部)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			カバー (屋内)	新設	-	○	○	-	◎	-	◎	◎	-	◎	-	-	○	-	-	
3	シリンドラ洗浄棟と渡り廊下の間	シリンドラ洗浄棟の1F、2F外壁 (コンクリート) 渡り廊下の外壁 (ALC) (サイディングの内部) (図1建-2-2、 図1建-3-1)	鉛直 西側: 7a-G通り 東側: 7b-G通り	追設カバー (屋外)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
				止水シート (内部)	既設	-	○	○	-	○	-	○	○	-	○	-	◎	○	◎	-
				カバー (屋内) 注1	追設	-	○	○	-	○	-	○	○	-	○	-	◎	-	-	-
		水平(東西) G通り 7a-7b通り間	追設カバー (屋外)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			止水シート (内部)	既設	-	○	○	-	○	-	○	○	-	○	-	◎	○	-	-	
			カバー (屋内) 注1	追設	-	○	○	-	○	-	○	○	-	○	-	◎	-	-	-	
4	シリンドラ洗浄棟の1F、2F外壁 (コンクリート) 渡り廊下のサイディング (サイディング部) (図1建-2-2、 図1建-3-1)	鉛直 西側: 7a-G通り 東側: 7b-G通り	追設カバー (屋外) 注1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
			止水シート (内部)	既設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			カバー (屋内)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		水平(東西) G通り 7a-7b通り間	追設カバー (屋外) 注1	新設	-	○	○	-	◎	-	◎	◎	-	◎	-	-	○	-	-	
			止水シート (内部)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			カバー (屋内)	新設	-	○	○	-	◎	-	◎	◎	-	◎	-	-	○	-	-	
5	第1廃棄物処理所1F、2Fの外壁 (石綿スレート+木毛セメント板) 第1廃棄物処理所前室の外壁 (コンクリート) (図1建-1-1、2-1)	鉛直 西側: X1-A通り 東側: X2-A通り	追設カバー (屋外) 注1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
			止水シート (内部)	既設	-	○	○	-	○	-	○	○	-	○	-	-	○	-	-	
			カバー (屋内) 注1	新設	-	○	○	-	○	-	○	○	-	○	-	◎	-	-	-	
		水平(東西) A通り X1-X2通り間	追設カバー (屋外) 注1	新設	-	○	○	-	◎	-	◎	◎	-	◎	-	-	○	-	-	
			止水シート (内部)	既設	-	○	○	-	○	-	○	○	-	○	-	-	○	-	-	
			カバー (屋内) 注1	新設	-	○	○	-	◎	-	◎	◎	-	◎	-	◎	-	-	-	

注1 据付ネジ :
据付ネジのピッチ : 500mm以内

表1-11 建物の各部位の有する安全機能（工場棟転換工場（新設鉄扉））（1/7）

工場棟 転換工場 鉄扉配置図：図イ建-3-2 鉄扉建具表：図イ建-3-3 鉄扉概要図：図イ建-3-4 主要な構造材：表イ建-2-2

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚t、高h	図番号 (グレー部の図番号は四 次申請の図番号)	工事 内容	四条		六条				八条				九条	十条	十一条	十二条	備考					
								臨 界	耐 震 計 一 次	耐 震 計 二 次	耐 震 計 三 次	F1 電 巻	F3 電 巻	降 水	火 積 雪 火 災	航 空 機 落	外 部 火 災	不 法 侵 入	閉 じ 込 め	内 部 火 災	溢 水		遮 蔽				
																								臨	耐	耐	耐
工場棟 転換工場 本 体	1 階 外 壁	東側(26通り) (転換加工室と屋外との境界) (1-0通り間)	外壁	サイディング(外側)			新設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		竜巻時のALCの閉じ込め機能維持のために設置			
			管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界 F3電巻防護ライン	ALC(内側)				既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
				鉄扉(SD-9) 厚8				図イ建-9、図イ建-12 図リ建-50	交換	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	付帯設備室/廃棄物処理室/チェックタンク室/作業 /転換加工室と成型/組立工場との境界 (13-26通り間)	他の建物との境界 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界	石膏ボード/鋼板(内側)	鋼板(3基)				新設	-	○	-	-	-	○	-	○	-	-	○	-	-	-	-		航空機落下火災時の独立性を確保するために石膏ボードを設置		
				RC(成型/組立工場の壁)(外側)				図イ建-1 図ホ建-1	既設	-	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○		成型/組立工場と共有 不法侵入防止機能は、隣接する建物(成型、組立工場)で確保 転換工場の閉じ込め機能を有する 内部火災、耐震一次設計、耐震更なる裕度、耐震二次設計、航空機落下火災 の○は、成型/組立工場の要求機能		
				鉄扉(3基) 厚19、20(脱着式2基) 厚18(固定式1基) (成型工場側)				図リ建-53 図リ建-53	既設 新設 新設	-	○	○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○	○		成型工場と共有 内部火災、航空機落下火災の○は、成型工場の要求機能	
				ALC(外側)					既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		遮蔽で原料倉庫内コンクリート壁も考慮 ALCの壁の厚さは12.5cm、壁下部のコンクリート厚さは180mmであるため、計 30.5cmとなる。
				鋼板(内側)					新設	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-		竜巻時のALCの閉じ込め機能維持のために設置
	西側(13通り) (原料倉庫/付帯設備室との境界) (1-0通り間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界 F3電巻防護ライン	断熱材(ALCと鋼板の間)	鉄扉(SD-10) 厚4				図イ建-9、図イ建-12 図リ建-50	交換 新設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
				原料倉庫(第1種管理区域)と前室 (第2種管理区域)との境界 (13-14通り間)	管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界 F3電巻防護ライン	鉄扉(SD-2)				図イ建-9、図イ建-12 図リ建-50	改造 新設 既設	-	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○		
	北側 (0通り)	転換加工室/原料倉庫と屋外との境界 (14-16通り間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界 F3電巻防護ライン	サイディング(外側)					新設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		竜巻時のALCの閉じ込め機能維持のために設置	
				ALC(内側)					既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
				鉄扉(SD-3) 厚7				図イ建-9、図イ建-12 図リ建-50	交換 新設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		転換加工室と第2種燃料倉庫本体との 境界 (15-19通り間)	他の建物との境界 火災区域境界 溢水防護区画境界	ALC					既設	-	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○			
		転換加工室と第2種燃料倉庫との境界 (19-20通り間)	他の建物との境界 火災区域境界	ALC					既設	-	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○			
		転換加工室と第2種燃料倉庫との境界 (19-20通り間)	他の建物との境界 火災区域境界	鉄扉(1基)					既設	-	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○		
		転換加工室/分光分析室と除染室・分 析室との境界 (20-26通り間)	他の建物との境界 火災区域境界	ALC					既設	-	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○		
		転換加工室/分光分析室と除染室・分 析室との境界 (20-26通り間)	他の建物との境界 火災区域境界	鉄扉(4基)					既設	-	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○		
		屋根(北側1階建て部) (24-26通り間) (1-0通り間)	屋根 管理区域境界 火災区域境界 F1電巻防護	上側折板					新設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		内部火災は、ガルバリウム鋼板と亜鉛めっき鋼板の両方を考慮
		上側折板						既設	-	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○			
		下側折板							既設	-	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○		
		床(本体) (13-26通り間) (1-0通り間)	管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界	土間コンクリート					既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			図建図番号																						全体平面図 図イ建-14 壁・建具位置/材料/寸法図 サイディングの図 図イ建-17 サイディング位置 図イ建-19 サイディング補強位置図 図イ建-25~30、32~41 壁サイディング位置(立面図) 図イ建-42~44 壁サイディング下地構造		
			図建図番号																						鉄扉/シャッターの図 図イ建-12 建具表 図イ建-13 建具補強図 屋根折板図 図イ建-17 屋根折板位置 図イ建-23 上側折板位置		

○は認可済みのものを示す(認可済みの図番号は四次申請書の図番号を示す)

表1-11 建物の各部位の有する安全機能（工場棟転換工場（新設鉄扉））（2/7）

工場棟 転換工場 鉄扉配置図：図イ建-3-2 鉄扉建具表：図イ建-3-3 鉄扉概要図：図イ建-3-4 主要な構造材：表イ建-2-2

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚t、高h	図番号 (グレー部の図番号は四 次申請の図番号)	四條		六條		八條				九條	十條	十一條	十二條	十三條	備考			
							臨界	耐 設計 一次	耐 震 更 なる 裕 度	耐 震 計 二 次	F1 竜巻	F3 竜巻	降 水	火 山 灰	積 雪 火 災	航 空 機 落 下	外 部 火 災	不 法 侵 入	閉 じ 込 め		内 部 火 災	溢 水	遮 截
工場棟 転換工場 本 体	1 階 外 壁 以 外	天井	付帯設備室、廃棄物処理室他2階が通 路/機械室（非管理区域部）の床 （M-L通り間） （13-20の間）	管理区域境界 火災区域境界	RC			既設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	転換工場2階通路/機械室(非管理区域部)の床と共有		
			廃棄物処理室、チェックタンク室、他 の天井で2階が機械室（第1種管理区 域部）の床 （M-L通り間） （15-24の間）	火災区域境界 溢水防護区画境界	RC			既設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	転換工場2階機械室（第1種管理区域部）の床と共有	
		原料倉庫と転換加工室の境界 （15通り） （0-I間）	火災区域境界 溢水防護区画境界	ALC 鉄扉(3基) 扉5(脱着式1基) 扉3、6(固定式2基)			図リ建-50 図リ建-50	既設 新設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		転換加工室と廃棄物処理室 / チェック タンク室の境界 （M通り） （15-24間）	火災区域境界	ALC 鉄扉(8基)				既設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	転換加工室と廃棄物処理室/チェックタンク室は、同一の溢水防護区画	
		転換加工室と工作室の境界 （M-L通り間） （24-25.5間）	火災区域境界	コンクリートブロック 鉄扉(2基)				既設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	転換加工室と工作室は、同一の溢水防護区画	
		転換加工室と分光分析室の境界 （0-P間/24-26間） （24-25間/0-Q間）		コンクリートブロック 鉄扉(2基)				既設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		原料倉庫と付帯設備室の境界 （M通り） （13-15間）	火災区域境界 溢水防護区画境界	ALC 鉄扉(1基) 扉2			図リ建-50	既設 新設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

は認可済みのものを示す（認可済みの図番号は四次申請書の図番号を示す）

表1-11 建物の各部位の有する安全機能（工場棟転換工場（新設鉄扉））（4/7）

工場棟 転換工場 鉄扉配置図：図1建-3-2 鉄扉建具表：図1建-3-3 鉄扉概要図：図1建-3-4 主要な構造材：表1建-2-2

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚t、高h	図番号 (グレー部の図番号は四 次申請の図番号)	工事 内容	四	六		八				九	十	十一	十二	十三	備考		
								条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条	条			
工場棟 転換工場 木構	2 階 外壁 以外	転換加工室上部と原料倉庫上部の境界 (15通り) (M-Q間)	火災区域境界	ALC			既設	—	○	○	○	○	○	○	○	—	—	◎	—			
		転換加工室上部と機械室の境界 (16通り) (20-24間)	火災区域境界 溢水防護区画境界	ALC 鉄扉(1基) 扉29		図1建-51	既設 新設	—	○	○	○	○	○	○	○	—	—	◎	◎	—		
		天井	機械室(管理区域) (L-M間) (15-3通り-24通り間)	火災区域境界 溢水防護区画境界	RC			既設	—	○	○	○	○	○	○	○	—	—	◎	◎	—	転換工場3階フィルタ室(管理区域)の床と共有
			計器室(管理区域) (20-24間) (M-Q通り間)	火災区域境界 溢水防護区画境界	RC			既設	—	○	○	○	○	○	○	○	—	—	◎	◎	—	転換工場3階フィルタ室(管理区域)の床と共有
		床	機械室(管理区域) (L-M間) (15-3通り-24通り間)	火災区域境界 溢水防護区画境界	RC			既設	—	○	○	○	○	○	○	○	—	—	◎	◎	—	
			通路/機械室(非管理区域部)の床 (M-L通り間) (13-20間)	管理区域境界 火災区域境界	RC			既設	—	○	○	○	○	○	○	○	—	—	◎	◎	—	
																						関連図番号

は認可済みのものを示す (認可済みの図番号は四次申請書の図番号を示す)

表1-11 建物の各部位の有する安全機能（工場棟転換工場（新設鉄扉））（5/7）

工場棟 転換工場 鉄扉配置図：図イ建-3-2 鉄扉建具表：図イ建-3-3 鉄扉概要図：図イ建-3-4 主要な構造材：表イ建-2-2

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚t、高h	図番号 (グレー部の図番号は四 次申請の図番号)	上 部 内 容	四 条		六 条				八 条			九 条	十 条	十 一 条	十 二 条	十 三 条	備 考																				
								臨 界	耐 設 計 一 次	耐 設 計 二 次	耐 震 更 な る 裕 度	F1 電 巻	F3 電 巻	降 水	火 積 山 灰 / 下 火 災	航 空 機 落 下 火 災	外 部 火 災	不 法 侵 入	閉 じ 込 め	内 部 火 災	溢 水		遮 蔽																			
工場棟 転換工場 本 体	東側 (24通り)	フィルタ室と屋外との 境界 (L-Q通り間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区域境界 F3電巻防護ライン	サイディング (外側)	図イ建-11、図イ建-12 図イ建-11、図イ建-12 図イ建-11、図イ建-12	図イ建-11、図イ建-12 図イ建-11、図イ建-12	新設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	電巻時のALCの閉じ込め機能維持のために設置																				
			ALC (内側)	サイディング (外側上部) (15-24通り間)																			ALC (内側)	電巻時のALCの閉じ込め機能維持のために設置 13-15通り間は、組立工場の壁、屋根でF1/F3電巻、航空機落下火災、外部火災を防護																		
	南側 (L通り)	フィルタ室と屋外との境界 (13-24通り間) (壁の上部)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン																						サイディング (外側上部) (15-24通り間)	ALC (内側)	電巻時のALCの閉じ込め機能維持のために設置 13-15通り間は、組立工場の壁、屋根でF1/F3電巻、航空機落下火災、外部火災を防護															
			フィルタ室と組立/成型工場との境界 (13-24通り間) (壁の下部)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区域境界																			ALC (内側)	電巻時のALCの閉じ込め機能維持のために設置																		
	西側 (13通り)	フィルタ室と屋外との境界 (L-M通り間)		外壁 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区域境界 F3電巻防護ライン																			ALC (外側)		図イ建-11、図イ建-12 図イ建-11、図イ建-12	図イ建-11、図イ建-12	新設	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	電巻時のALCの閉じ込め機能維持のために設置	
			鋼板 (内側)																				鉄扉 (SD-12) 堰31 (L通り)	ALC (外側)																		電巻時のALCの閉じ込め機能維持のために設置
			断熱材 (ALCと鋼板の間)																																							
			ALC (外側)																				ALC (内側)	電巻時のALCの閉じ込め機能維持のために設置																		
	北側 (Q通り)	フィルタ室と屋外との境界 (23-24通り間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区域境界 F3電巻防護ライン	サイディング (外側)																			図イ建-11、図イ建-12	図イ建-11、図イ建-12	新設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	電巻時のALCの閉じ込め機能維持のために設置		
				ALC (内側)																																					サイディング (外側)	ALC (内側)
	排気塔	フィルタ室と排気塔の境界 (18-18.5通り間) (L-M通り間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区域境界 F3電巻防護ライン	ALC																			図イ建-11、図イ建-12	図イ建-11、図イ建-12	補強	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	溢水深さより高い位置に設置		
				鉄扉 (SD-62)																																					上側折板	下側折板
	屋根	転換工場の屋根 (13-24通り間) (L-Q通り間)	屋根 管理区域境界 火災区域境界 F1電巻防護	上側折板																			図イ建-11、図イ建-12	図イ建-11、図イ建-12	新設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	内部火災は、ガルバリウム鋼板と垂れめっき鋼板の両方を考慮		
				折板																																					折板	折板
	排気塔	排気塔の屋根 (18-18.5通り間) (L-M通り間)	屋根 F1電巻防護	折板																			図イ建-11、図イ建-12	図イ建-11、図イ建-12	補強	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	内部火災は、ガルバリウム鋼板と垂れめっき鋼板の両方を考慮	
				折板																																						折板

は認可済みのものを示す（認可済みの図番号は四次申請書の図番号を示す）

表1-11 建物の各部位の有する安全機能（工場棟転換工場（新設鉄扉））（6/7）

工場棟 転換工場 鉄扉配置図：図イ建-3-2 鉄扉建具表：図イ建-3-3 鉄扉概要図：図イ建-3-4 主要な構造材：表イ建-2-2

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚t、高h	図番号 (グレー部の図番号は四 次申請の図番号)	上 事 内 容	四条		六条			八条				九条	十条	十一条	十二条	備考			
								臨 界	耐 震 一 次	耐 震 更 な る 裕 度	耐 震 二 次	F 1 電 巻	F 3 電 巻	降 水	火 山 灰 積 雪 下 火 災	航 空 機 着	外 部 火 災	不 法 侵 入	閉 じ 込 め	内 部 火 災		溢 水	逃 散	
工場棟 転換工場 本体	3 階 外 壁 以 外	ダクトスペースとフィルタ室 の境界 (0通り、13-23間) (23通り、M-Q間)	火災区域境界 溢水防護区画境界	ラスモルタル (上部:1FLから9060h以上)			既設	—	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	◎	◎	鉄扉は溢水深さより高い位置に設置			
				鉄扉(4基)				—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	◎		◎		
		ALC (下部:1FLから9060hまで)	—	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	◎	◎				
	床	(フィルタ室(管理区域)の2階が管 理区域部の床 (0-L間、15-24間) (23-24間、M-Q間)	火災区域境界 溢水防護区画境界	ラスモルタル (上部:1FLから9060h以上)				既設	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	◎	◎	
				ALC (下部:1FLから9060hまで)				既設	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	◎	◎
		(フィルタ室(管理区域)の2階が非 管理区域部の床 (0-L間、15-24間) (23-24間、M-Q間)	RC 堰32、33(2基)	図リ建-52				既設 新設	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	◎	◎	
	(フィルタ室(管理区域)の2階が非 管理区域部の床 (0-L間、15-24間) (23-24間、M-Q間)	RC		既設	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	◎	◎					

関連図番号

図イ建-3-2 鉄扉配置図
図リ建-49 溢水防護区画/鉄扉位置
図イ建-3-3 鉄扉建具表
図イ建-3-4 鉄扉概要図
図イ建-16 階・建具位置/材料/寸法図

は認可済みのものを示す（認可済みの図番号は四次申請書の図番号を示す）

表1-11 建物の各部位の有する安全機能（工場棟転換工場（新設鉄扉））（7/7）

工場棟 転換工場 鉄扉配置図：図イ建-3-2 鉄扉建具表：図イ建-3-3 鉄扉概要図：図イ建-3-4 主要な構造材：表イ建-2-2

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚t、高h	図番号 (グレー部の図番号は四 次申請の図番号)	工事 内容	四 条 臨 界	六 条			八 条				九 条 外 部 火 災	十 条 不 法 侵 入	十 一 条 閉 じ 込 め	十 二 条 内 部 火 災	十 三 条 溢 水	十 四 条 遮 蔽	備考																									
									耐 設 計 一 次	耐 設 計 二 次	耐 設 計 三 次	F 1 電 巻	F 3 電 巻	降 水	火 積 貯 火 災								航 空 機 落 下 火 災																								
工場棟 転換工場 前室	1	外壁 (13通り、Q-S ¹ 間) (14通り、Q-S ² 間) (S ¹ 通り、13-14間)	第2種管理区域境界 火災区域境界 F1電巻防護	サイディング (外側) 耐火被覆材 (内側)			更新	-	○	○	○	◎	-	◎	◎	-	◎	◎	-	-	-	内部火災時の耐火時間確保のために設置																									
			第2種管理区域境界 火災区域境界 F1電巻防護	シャック (SS-70) 鉄扉 (SD-69)			図イ建-9、図イ建-12 図イ建-9、図イ建-12	交換	-	○	○	○	◎	-	◎	◎	-	◎	◎	-	◎	-	-	電巻時の損傷防止のために交換																							
		原科倉庫 (第1種管理区域) と前室 (第2種管理区域) との境界 (Q通り、13-14間)	管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界 F3電巻防護ライン	鉄扉 (SD-2)			図イ建-3-2 図イ建-3-3 図イ建-3-4	改造 (鉄扉 新設)	-	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-	◎	◎	-	-	-	転換工場本体と共有																						
				扉1 鋼板 (転換工場本体側)			図イ建-50	新設	-	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-	◎	◎	◎	-	-	転換工場本体と共有																					
		床 (Q-S ¹ 通り、13-14間)	第2種管理区域境界 火災区域境界	土間コンクリート			土間コンクリート			既設	-	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-																					
																											上側折板	新設	-	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-	-	内部火災は、ガルバリウム鋼板と亜鉛めっき鋼板の両方を考慮
																											下側折板																				
		図イ建-9 電巻防護ライン 図イ建-12 建具表 図イ建-14 建具の配置 図イ建-11-1 扉設置部/防水層 図イ建-11-2 建具表 図イ建-11-3 建具表 図イ建-8-2 外部火災影響評価/漏洩距離	図イ建-9 電巻防護ライン 図イ建-12 建具表 図イ建-14 建具の配置 図イ建-11-1 扉設置部/防水層 図イ建-11-2 建具表 図イ建-11-3 建具表 図イ建-8-2 外部火災影響評価/漏洩距離	図イ建-3-4 管理区域区分図 図イ建-14 出入管理設備設置位置 図イ建-8-2 外部火災影響評価/漏洩距離			図イ建-6 火災区画毎の材料及び厚さ 図イ建-7 火災区画毎の材料及び厚さ 図イ建-11-1 扉設置部/防水層 図イ建-11-2 建具表 図イ建-11-3 建具表			全体平面図 図イ建-14 扉・建具位置/材料/寸法図 サイディングの図 図イ建-17 サイディング位置 図イ建-19 サイディング補強位置位置 図イ建-32-33 壁サイディング位置(立面図) 鉄扉/シャックの図 図イ建-12 建具表 図イ建-13 建具補強図 扉折板図 図イ建-17 扉折板追設位置																																					

は認可済みのものを示す（認可済みの図番号は四次申請書の図番号を示す）

表1-12 建物の各部位の仕様表（工場棟組立工場（新設鉄扉））（1/2）

工場棟 組立工場 鉄扉配置図：図1建-3-2 鉄扉仕様表：図1建-3-3 鉄扉概要図：図1建-3-4 主要な構造材：表1建-2

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法 (mm) 厚t、高h	図番号 (グレー部の図番号は四 次申請の図番号)	工事 内容	四糸		六糸		八糸			九糸	十糸	十一糸	十二糸	十三糸	備考			
								境界	耐 熱 計 一 次	耐 熱 計 二 次	耐 熱 計 三 次	F 1 電 巻	F 2 電 巻	降 水							火 煙 防 火 防 火 防 火	火 煙 防 火 防 火	外 部 火 災
工場棟組立工場本体	東側 (16通り)	成型工場1階部と組立工場作業室との境界 (F-1通り間)	他の建物との境界 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区域境界	RC		図1建-16	既設 (一部 補強)	-	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	◎	成型工場と共有 閉じ込め◎は成型工場の要求機能			
		成型工場1階部と組立工場作業室との境界 (F-1通り間)	他の建物との境界 管理区域境界 火災区域境界	鉄扉 (2基) + 埃 シヤック (1基)		鉄扉1一 張：図1建-53	既設 新設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	既設は成型工場に設置 閉じ込め◎は成型工場の要求機能		
	東側 (14a通り)	燃料検査室 (1階) と作業室 (1階) との境界 (F-1通り間)	火災区域境界	RC 鉄扉 (4基) シヤック (1基)			図1建-17 図1建-17 図1建-17 図1建-17	新設 新設 新設 新設	-	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	内部火災、航空機落下火災時の独立性を確保するために設置 隣接建物(成型工場)との共有については、図1建-16に示す。	
		成型工場2階、3階部と組立工場の境界 (F-1通り間)	他の建物との境界 第2種管理区域境界 火災区域境界	RC シヤック (5基) ダンパ (8基)			図1建-17 図1建-17 図1建-17	新設 新設 新設	-	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	◎		
		燃料検査室/燃料集合体貯蔵室と屋外との境界 (4-14通り間)	外部 第2種管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区域境界 F3電巻防護ライン	RC 鉄扉 (SD-22)			図1建-9 図1建-12	既設 (一部 補強) 補強	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	溢水防護区域の壁であるが、溢水防護が必要なのは、組立工場から成型工場への流出防止であり、この壁に溢水防護機能は不要
		作業室と放射線管理棟 (沖管理区域) との境界 (14-15通り間)	他の建物との境界 第2種管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区域境界 F3電巻防護ライン	RC 鉄扉 (SD-71)			図1建-9 図1建-12	補強 交換	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	耐震性向上 (壁増し打ち補強) 14-15通りは成型工場の壁。
	中央 (13通り)	燃料集合体貯蔵室 (4-5通り間)	間仕切り壁	RC				既設	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		作業室 (14-15通り間)	間仕切り壁	RC				既設	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	西側 (4通り)	燃料集合体貯蔵室と屋外との境界 (F-6通り間)	外部 第2種管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区域境界 F3電巻防護ライン	RC				既設 (一部 補強)	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	耐震性向上 (壁増し打ち補強)
		燃料集合体貯蔵室と前室との境界 (R-6通り間)	他の建物との境界 F3電巻防護ライン	RC 鉄扉 (SD-17)			図1建-3-2 図1建-3-3 図1建-3-4	既設 改造 (鉄扉 新設)	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	北側 (11通り)	燃料集合体貯蔵室/燃料集合体貯蔵室と屋外との境界 (4-13通り間)	外部 第2種管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区域境界 F3電巻防護ライン	RC 鉄扉 (SD-21)			図1建-9 図1建-12	既設 (一部 補強) 補強	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	耐震性向上 (壁増し打ち補強) 溢水防護区域の壁であるが、溢水防護が必要なのは、組み立て工場から成型工場への流出防止であり、この壁に溢水防護機能は不要
		燃料集合体貯蔵室と搬上場との境界 (13-15通り間)	他の建物との境界 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区域境界	RC				既設	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	13-14通りは組立工場と共有、14-15通りは成型工場と共有 閉じ込め◎は成型工場の要求機能
			独立遮断壁	RC			図1建-1	補強	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			床 (4-15通り間) (F-1通り間)	第2種管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区域境界	土間コンクリート			既設	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	天井	作業室の天井 (14-15通り間) (F-1通り間)	管理区域境界 火災区域境界	RC			既設	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	成型工場と共有	
		屋根	第2種管理区域境界 火災区域境界 F1電巻防護	折板			交換	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	耐F1電巻性向上	

関連図番号

◎は認可済みのものを示す (認可済みの図番号は四次申請書の図番号を示す)

表1-12 建物の各部位の仕様表（工場棟組立工場（新設鉄扉））（2/2）

工場棟 組立工場 鉄扉配置図：図イ建-3-2 鉄扉建具表：図イ建-3-3 鉄扉概要図：図イ建-3-4 主要な構造材：表ホ建-2

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法 (mm) 厚t、高h	図番号 (グレー部の図番号は四次申請書の図番号)	工事内容	四条		六条		八条				九条	十条	十一条	十二条	十三条	備考	
								臨界	耐震計一次	耐震計二次	耐震計三次	F1電巻	F3電巻	降水	火積灰	航空機墜落	下火災	外部火災	不法侵入	閉じ込め		内部火災
工場棟組立工場前室	1階	東側 (4通り)	組立工場本体と前室の境界 (K-1間)	他の建物との境界 F3電巻防護ライン	RC	図イ建-3-2 図イ建-3-3 図イ建-3-4	既設	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-	-	◎	-	-	組立工場本体と共有 F3電巻、航空機墜下火災◎は、組立工場本体の要求機能	
					鉄扉 (SD-17)		改造 (鉄扉 新設)	-	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	-	-	◎	-	-	組立工場本体と共有 F3電巻、航空機墜下火災◎は、組立工場本体の要求機能
		南側 (6通り)	組立工場前室と屋外の境界 (1-4間)	外壁 第2種管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界	サイディング (外側)	図イ建-9 図イ建-12	交換	-	○	○	○	◎	-	◎	◎	-	◎	-	◎	-	-	
					耐火被覆材 (内側)		新設	-	○	○	○	○	-	◎	◎	-	-	◎	-	-	耐火性能向上	
		西側 (1通り)	組立工場前室と屋外の境界 (K-1間)	外壁 第2種管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界	サイディング (外側)	図イ建-9 図イ建-12	交換	-	○	○	○	◎	-	◎	◎	-	◎	-	◎	-	-	
					耐火被覆材 (内側)		新設	-	○	○	○	○	-	◎	◎	-	-	◎	-	-	耐火性能向上	
		北側 (1通り)	組立工場前室と屋外の境界 (1-4間)	外壁 第2種管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界	シャック (SS-87)	図イ建-9 図イ建-12	補強	-	○	○	○	◎	-	◎	◎	-	◎	-	◎	-	-	耐F1電巻性能向上
					サイディング (外側)		交換	-	○	○	○	◎	-	◎	◎	-	◎	-	◎	-	-	
				第2種管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界	耐火被覆材 (内側)	図イ建-9 図イ建-12	新設	-	○	○	○	○	-	◎	◎	-	◎	-	◎	-	-	耐震性向上 (感増し打ち補強) 14-15通りは成型工場の壁
					シャック (SS-19)		補強	-	○	○	○	◎	-	◎	◎	-	◎	-	◎	-	-	耐F1電巻性能向上
					鉄扉 (SD-18)	図イ建-9 図イ建-12	補強	-	○	○	○	◎	-	◎	◎	-	◎	-	◎	-	-	耐F1電巻性能向上
					土間コンクリート		既設	-	○	○	○	◎	-	◎	◎	-	◎	-	◎	-	-	
			屋根		交換	-	○	○	○	◎	-	◎	◎	-	◎	-	◎	-	-	耐F1電巻性能向上		

は認可済みのものを示す (認可済みの図番号は四次申請書の図番号を示す)

表1-13 建物の各部位の有する安全機能 (付属建物容器管理棟 (新設鉄扉)) (1/1)

付属建物 容器管理棟 鉄扉配置図: 図イ建-3-2 鉄扉建具表: 図イ建-3-3 鉄扉概要図: 図イ建-3-4 主要な構造材: 表へ建-2-3

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法 (mm) 厚t、高h	図番号 (グレー部の図番号は四 次申請の図番号)	工事 内容	四条		六条		八条					九条	十条	十一条	十二条	十三条	備考				
								臨界	耐震 設計一次	耐震 設計二次	耐震 設計三次	F1電 巻	F3電 巻	降 水	火 積 塵 灰	落 下 火 災	航 空 機	外 部 火 災	不 法 侵 入	閉 じ 込 め	内 部 火 災		溢 水	遮 蔽		
容器管理棟本 体	1階	東側 (Y8通り)	保管室と屋外との境界 (X1-X3通り間)	外壁 第2種管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	RC		既設	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
		南側 (X1通り)	保管室と屋外との境界 (Y6-Y8通り間)	外壁 第2種管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	RC (外側) 遮蔽壁 (RC) (内側)		既設	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		西側 (Y6通り)	保管室とメンテナンス室との境界 (X1-X3通り間)	他の建物との境界 第2種管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	RC		既設	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		北側 (X3通り)	保管室と屋外との境界 (Y6-Y7通り間)	外壁 第2種管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	RC		既設	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			保管室と前室との境界 (Y7-Y8通り間)	前室との境界 火災区域境界 溢水防護区画境界 F3電巻防護ライン	シャック (前室側)		図イ建-9 図イ建-12	既設	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	シャックが火災区域(A2, H)の境界となる
					鉄扉 (SD-221) (保管室側)		図イ建-3-2 図イ建-3-3 図イ建-3-4	改造 (鉄扉新設)	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
					鉄扉 (SD-68)		図イ建-9 図イ建-12	補強	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		床	保管室の床 (Y6-Y8通り間) (X1-X3通り間)	第2種管理区域境界 火災区域境界	土間コンクリート			既設	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	屋根	保管室の屋根 (Y6-Y8通り間) (X1-X3通り間)	第2種管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	RC			既設	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	前室	東側 (Y8通り)	前室と屋外との境界 (X3-X3'通り間)	外壁 第2種管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界 F1電巻防護	サイディング (外側)		交換	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
					耐火被覆材 (内側)		新設	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			鉄扉 (SD-20)		図イ建-9 図イ建-12	補強	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		南側 (X3通り)	保管室と前室との境界 (Y7-Y8通り間)	保管室との境界 火災区域境界 溢水防護区画境界 F3電巻防護ライン	シャック (前室側)		図イ建-9 図イ建-12	既設	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	保管室と共有 シャックが火災区域(A2, H)の境界となる
					鉄扉 (SD-221) (保管室側)		図イ建-3-2 図イ建-3-3 図イ建-3-4	改造 (鉄扉新設)	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	保管室と共有 F3電巻◎は、保管室の要求機能
鉄扉 (SD-68)						図イ建-9 図イ建-12	補強	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	保管室と共有 F3電巻◎は、保管室の要求機能
西側 (Y7'通り)		前室と屋外との境界 (X3-X3'通り間)	外壁 第2種管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界 F1電巻防護	サイディング (外側)		交換	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
				耐火被覆材 (内側)		新設	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
床	前室の床 (Y7-Y8通り間) (X3-X3'通り間)	第2種管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界	土間コンクリート			既設	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
屋根	前室の屋根 (Y7-Y8通り間) (X3-X3'通り間)	第2種管理区域境界 火災区域境界 F1電巻防護	ALC			既設	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
関連図番号																										

は認可済みのものを示す (認可済みの図番号は四次申請書の図番号を示す)

表1-14 建物の各部位の有する安全機能（付属建物除染室・分析室（新設鉄扉））（1/2）

付属建物 除染室・分析室 鉄扉配置図：図1建-3-2 鉄扉建具表：図1建-3-3 鉄扉概要図：図1建-3-4 主要な構造物：表1建-2-5

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚t、高h	図番号 (グレー部の図番号は四 次申請の図番号)	工事 内容	四 条		六 条				八 条			九 条	十 条	十 一 条	十 二 条	十 三 条	備考	
								耐 火 区 画 界	耐 震 一 次	耐 震 二 次	耐 震 三 次	F1 電 巻	F3 電 巻	降 水	火 積 野 灰	落 下 火 災	外 部 火 災	不 法 侵 入	閉 じ 込 め	内 部 火 災	溢 水		遮 蔽
除染室・分析室	1階	東側 (26通り)	居室/通路(3) (非管理区域)と屋外の境界 (R-Q通り間)	外壁 火災区域境界 F3電巻防護ライン	サイディング(外側) (内側) ALC(上部)FLから660h以上 RC(下部)FLから660hまで	図1建-9 図1建-12	新設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
			分析室と屋外との境界 (R-Q通り間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界 F3電巻防護ライン	サイディング(外側) (内側) ALC(上部)FLから660h以上 RC(下部)FLから660hまで	図1建-9 図1建-12	既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	F1電巻時のALC閉じ込め機能維持のために設置		
		南側 (9通り)	転換加工室と除染室(2)/作業室(2) /通路(2)との境界 (20-23.5通り間)	他の建物との境界 火災区域境界	RC 鉄扉(1基)	図1建-9 図1建-12	既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		転換工場(転換加工室)と共有 遮蔽は、転換工場の要求機能
			転換加工室/分光分析室と分析室との境界 (23.5-26通り間)	他の建物との境界 火災区域境界	ALC 鉄扉(3基)	図1建-9 図1建-12	既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		西側 (20通り)	第2核燃料倉庫前室と除染室(2)との境界 (S'-T通り間)	前仕切り 他の建物との境界	ALC(上部)FLから1260h以上 RC(下部)FLから1260hまで 鉄扉(1基)	図1建-9 図1建-12	既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			第2核燃料倉庫前室と作業室(2)との境界 (S'-Q通り間)	他の建物との境界 火災区域境界	ALC(上部)FLから1260h以上 RC(下部)FLから1260hまで 鉄扉(1基)	図1建-9 図1建-12	既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	1階	北側 (7通り)	居室(非管理区域)と屋外の境界 (25-26通り間)	外壁 火災区域境界 F3電巻防護ライン	サイディング(外側) (内側) ALC(上部)FLから660h以上 RC(下部)FLから660hまで	図1建-9 図1建-12 図1建-57	新設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		F1電巻時のALC閉じ込め機能維持のために設置	
			除染室(2)と屋外との境界 (20-22.5通り間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界 F3電巻防護ライン	サイディング(外側) (内側) ALC(上部)FLから1260h以上 RC(下部)FLから1260hまで 鉄扉(SD-6)+遮11	図1建-9 図1建-12 図1建-57	新設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		北側 (7通り)	通路(1)と屋外との境界 (22.5-23.5通り間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界 F3電巻防護ライン	サイディング(外側) ALC(内側)	図1建-9 図1建-12 図1建-57	既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
					鉄扉(SD-220) (外側) シャッター(内側)+遮12	図1建-3-2 図1建-3-3 図1建-3-4	改造 (鉄扉 新設)	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		北側 (7通り)	分析室と屋外との境界 (23.5-25通り間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界 F3電巻防護ライン	サイディング(外側) (内側) ALC(上部)FLから660h以上 RC(下部)FLから660hまで	図1建-9 図1建-12 図1建-57	新設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		F1電巻時のALC閉じ込め機能維持のために設置
					鉄扉(SD-7)+遮13	図1建-9 図1建-12 図1建-57	交換 (遮:新 設)	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

は認可済みのものを示す（認可済みの図番号は四次申請書の図番号を示す）

表1-14 建物の各部位の有する安全機能（付属建物除染室・分析室（新設鉄扉））（2/2）

付属建物 除染室・分析室 鉄扉配置図：図1建-3-2 鉄扉建具表：図1建-3-3 鉄扉概要図：図1建-3-4 主要な構造物：表1建-2-5

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法 (mm) 厚t、高h	図番号 (グレー部は 四次申請書の 図番号)	工事 内容	四条		六条				八条			九条	十条	十一	十二	十三	備考
								臨界	耐設計	耐設計 耐震 耐風 耐雪 耐震 耐風 耐雪	F1 F2 F3 F4 F5 F6 F7 F8 F9 F10 F11 F12 F13 F14 F15 F16 F17 F18 F19 F20 F21 F22 F23 F24 F25 F26 F27 F28 F29 F30 F31 F32 F33 F34 F35 F36 F37 F38 F39 F40 F41 F42 F43 F44 F45 F46 F47 F48 F49 F50 F51 F52 F53 F54 F55 F56 F57 F58 F59 F60 F61 F62 F63 F64 F65 F66 F67 F68 F69 F70 F71 F72 F73 F74 F75 F76 F77 F78 F79 F80 F81 F82 F83 F84 F85 F86 F87 F88 F89 F90 F91 F92 F93 F94 F95 F96 F97 F98 F99 F100	降 水	火 災 煙 霧	火 災 煙 霧	火 災 煙 霧	火 災 煙 霧	火 災 煙 霧	火 災 煙 霧	火 災 煙 霧	火 災 煙 霧	火 災 煙 霧	
除染室・分析室	1階	床	除染室・分析室の管理区域部の床 (20-26通り間) (Q-T通り間)	管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界	土間コンクリート		既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			除染室・分析室の非管理区域部の床 (25-26通り間) (R-T通り間)	火災区域境界	土間コンクリート		既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	屋根	除染室・分析室の管理区域部の屋根 (20-26通り間) (Q-T通り間)	管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	上側折板		新設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	内部火災は、ガルバリウム鋼板と亜鉛めっき鋼板の両方を考慮
			下側折板		既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	除染室・分析室の非管理区域部の屋根 (25-26通り間) (R-T通り間)	火災区域境界	上側折板		新設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	内部火災は、ガルバリウム鋼板と亜鉛めっき鋼板の両方を考慮
		下側折板		既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	管理区域と非管理区域との境界 (25-26通り間、R-T間)	管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界	石膏ボード		更新	-	○	-	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			コンクリートブロック		既設	-	○	-	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	鉄扉(2基)+扉14・15(2基)	図1建-57	交換		既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			更新		更新	-	○	-	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
分析室と通路(1)/(2)との境界 (23・5通り、Q-T通り間)	火災区域境界	ALC(上部)FLから660h以上 RC(下部)FLから660hまで		既設	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
作業室(2)と除染室(2)の境界 (S'通り間、20-21通り間) (21通り、Q通り-S'通り間)	火災区域境界	石膏ボード		更新	-	○	-	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
関連図番号																						

は認可済みのものを示す（認可済みの図番号は四次申請書の図番号を示す）

(核燃料物質の臨界防止)

第四条 安全機能を有する施設は、核燃料物質の取扱い上の一つの単位（次項において「単一ユニット」という。）において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、核燃料物質を収納する機器の形状寸法の管理、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若しくは材質の管理又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

第1 廃棄物処理所、第1 廃棄物処理所前室、第2 廃棄物処理所、第3 廃棄物倉庫では核燃料物質を取り扱わないため、該当しない。

シリンダ洗浄棟、原料貯蔵所については、核燃料物質の取扱い上の一つの単位を単一ユニットとし、形状寸法を制限し得るものについてはその形状寸法について適切な核的制限値を設けて、それが困難な設備・機器等については質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと減速度を組み合わせる管理する。

上記については次回の申請でシリンダ洗浄棟、原料貯蔵所の設備・機器を申請するため、そこで説明する。

2 安全機能を有する施設は、単一ユニットが二つ以上存在する場合において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、単一ユニット相互間の適切な配置の維持若しくは単一ユニットの相互間における中性子の遮蔽材の使用又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置が講じられたものでなければならない。

(適合性の説明)

○シリンダ洗浄棟、原料貯蔵所

(2) 複数ユニットの臨界安全

複数の単一ユニット（以下「複数ユニット」という。）は、核的に安全な配置を決定するため、臨界安全評価を行う上での領域区分を定める。これらの領域区分は、領域同士での相互干渉がないように厚さ 30.5cm 以上のコンクリート又は同等以上の中性子遮蔽材である臨界隔離壁によって隔離するか、関係する単一ユニットの中心を結ぶ線に直交する面への単一ユニットの投影の最大寸法と 3.66m のうちいずれか大きい方の距離以上離れた配置とする設計とする。(2-13)

- [4.2-建 1][4.2-設 6]複数の単一ユニットについて、核的に安全な配置を決定するため、臨界安全評価を行う上で7つの領域区分を定めた（工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、除染室・分析室は工場棟領域、第2核燃料倉庫は第2核燃料倉庫領域、シリンダ洗浄棟はシリンダ洗浄棟領域、原料貯蔵所は原料貯蔵所領域に属する。図臨配-1 臨界管理上の領域区分参照）。なお、第1廃棄物処理所、第1廃棄物処理所前室、第2廃棄物処理所、第3廃棄物倉庫は核燃料物質を取り扱わないため、該当しない。

領域同士が干渉しないことは事業許可記載より次の2つの方法で説明する。

- 臨界隔離壁による隔離([4.2-建 1])
- 離隔距離による隔離([4.2-設 6])

各領域区分の隔離方法を資料1建-1表に示す。

(1) シリンダ洗浄棟領域ユニットの他領域ユニットに対する相互干渉

シリンダ洗浄棟領域が他領域と隔離されていることを確認した結果を添付説明書一建1に示す。

(2) 原料貯蔵所領域ユニットの他領域ユニットに対する相互干渉

原料貯蔵所領域が他領域と隔離されていることを確認した結果を添付説明書一建1に示す。

(3) 工場棟領域ユニットの他領域ユニットに対する相互干渉

工場棟領域が他領域と隔離されていることを確認した結果を添付説明書一建1及び添付説明書一設1-5に示す。

なお、第3核燃料倉庫(1)領域、第3核燃料倉庫(2)領域については次回以降の申請で説明する。

- [4.2-建2] シリンダ洗浄棟のユニットである洗浄残渣貯蔵棚を貯蔵室(3)の壁及び天井により他のユニットと隔離する。

シリンダ洗浄棟のユニットである洗浄残渣貯蔵棚(598)が、貯蔵室(3)の壁及び天井により、洗浄室、沈殿槽室、前室にあるユニットと厚さ30.5cm以上のコンクリート又は同等以上の中性子遮蔽材である臨界隔離壁によって隔離されている配置であることを次回の設工認において示す。

資料1 建-1 表 臨界安全評価を行ううえでの領域区分の隔離方法

領域	工場棟	第2核燃料倉庫	原料貯蔵所	シリンダ洗浄棟	第3核燃料倉庫(1)	第3核燃料倉庫(2)	加工棟
工場棟(転換・成型・組立工場) (付属建物除染室・分析室含む)	—	臨界隔離壁 (工場棟ユニット高さ490cm以下)	隔離距離	臨界隔離壁	臨界隔離壁	臨界隔離壁	隔離距離
		隔離距離 (工場棟ユニット高さ490cm以上)	—	—	—	—	隔離距離 (開口部)
第2核燃料倉庫	臨界隔離壁 (工場棟ユニット高さ490cm以下)	—	臨界隔離壁	臨界隔離壁	臨界隔離壁	臨界隔離壁	臨界隔離壁
	隔離距離 (工場棟ユニット高さ490cm以上)	—	隔離距離 (開口部)	隔離距離 (開口部)	—	—	—
原料貯蔵所	隔離距離	臨界隔離壁	—	臨界隔離壁	臨界隔離壁	臨界隔離壁	臨界隔離壁
		隔離距離 (開口部)	—	—	—	—	隔離距離 (開口部)
シリンダ洗浄棟	隔離距離	臨界隔離壁	臨界隔離壁	—	臨界隔離壁	臨界隔離壁	臨界隔離壁
		隔離距離 (開口部)	隔離距離 (開口部)	—	—	—	隔離距離 (開口部)
第3核燃料倉庫(1)	臨界隔離壁	臨界隔離壁	臨界隔離壁	臨界隔離壁	—	臨界隔離壁	臨界隔離壁
		隔離距離 (開口部)	—	—	—	—	—
第3核燃料倉庫(2)	臨界隔離壁	臨界隔離壁	臨界隔離壁	臨界隔離壁	臨界隔離壁	—	臨界隔離壁
		隔離距離 (開口部)	—	—	—	—	—
加工棟	隔離距離	臨界隔離壁	臨界隔離壁	臨界隔離壁	臨界隔離壁	臨界隔離壁	—
		—	—	—	—	—	—

3 臨界質量以上のウラン（ウラン二三五の量のウランの総量に対する比率が百分の五を超えるものに限る。）又はプルトニウムを取り扱う加工施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備が設けられていなければならない。

加工施設ではウラン二三五の量のウランの総量に対する比率が百分の五を超えるウラン及びプルトニウムを取り扱わないため、該当しない。

(核燃料物質の臨界防止)

第四条 安全機能を有する施設は、核燃料物質の取扱い上の一つの単位（次項において「単一ユニット」という。）において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、核燃料物質を収納する機器の形状寸法の管理、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若しくは材質の管理又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

(適合性の説明)

○化学処理施設、成形施設、被覆施設、組立施設、核燃料物質の貯蔵施設、その他の加工施設

核燃料物質の取り扱い上の一つの単位を単一ユニットとし、形状寸法を制限し得るものについてはその形状寸法について適切な核的制限値を設けて、それが困難な設備・機器等については質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと減速度を組み合わせて管理する（添付説明書一設 1 参照）。

また、加工事業変更許可申請書の内容のうち該当する

- ・ 設備・機器の形状寸法に対する核的制限値設定に関する事項(2-1)
- ・ 質量の核的制限値設定に関する事項(2-2)
- ・ 減速度の組み合わせ管理に関する事項(2-3)
- ・ 溶液状のウランを取り扱う形状寸法機器の材料に関する事項(2-4)
- ・ 固体状のウランを取り扱う機器で形状寸法と減速度を組み合わせた核的制限値を設定する機器に対する減速度担保に関する事項(2-5、2-10、2-22、2-23)
- ・ 単一故障、誤作動又は誤操作を考慮した核的制限値設定に関する事項(2-6)
- ・ 水全反射条件を考慮した核的制限値設定に関する事項(2-7)
- ・ 形状寸法を核的制限値に持つ機器における形状寸法担保に関する事項(2-8、2-21)
- ・ 二重装荷を想定しても未臨界となる質量管理、ウラン移動に伴う質量の核的制限値を超えない管理に関する事項(2-9、2-18)
- ・ ウラン溶液取扱い機器における全濃度担保を前提とした形状寸法に関する事項(2-20)
- ・ 乾燥機における核的制限値担保に関する事項(2-21)

に関する設計内容をあわせて添付説明書一設 1 に示す。また、事業許可にて新たに設定した単一ユニットの核的制限値を添付説明書一設 1-1 に示す。

なお、事業許可に該当する内容のうち

- ・ 核的制限値を設定する設備・機器は没水しない設計(2-11)
 - ・ 減速度で管理する設備・機器は消火水等が浸入しない対策(2-12)
- に関する設計内容については、添付説明書一設 5 に示す。

2 安全機能を有する施設は、単一ユニットが二つ以上存在する場合において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、単一ユニット相互間の適切な配置の維持若しくは単一ユニットの相互間における中性子の遮蔽材の使用又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置が講じられたものでなければならない。

(適合性の説明)

○化学処理施設、成形施設、被覆施設、組立施設、核燃料物質の貯蔵施設、その他の加工施設

工場棟領域内のユニット相互間は、臨界計算コード評価又は立体角法により、核的に安全な配置とする。また、第2核燃料倉庫領域に存在する施設は貯蔵施設のみであり、スクラップ貯蔵棚(粉末用)内のユニットの配置は、臨界計算コードにより解析し、核的に安全な配置とする。

加工事業変更許可申請書の内容のうち該当する

- ・ 単一ユニットの相互作用、領域内のユニット相互間に対する核的に安全な配置に関する事項(2-14、2-16)
- ・ 他の複数ユニット領域区分との相互干渉に関する事項(2-13)
- ・ ウランの移動に対する核的安全評価に関する事項(2-15)
- ・ 固定困難なウランを取り扱う設備・機器の移動範囲制限に関する事項(2-17)

に関する設計内容をあわせて添付説明書一設1に示す。また、核的に安全な配置となることを工場棟領域、第2核燃料倉庫領域については添付説明書一設1-2のとおり、加工棟領域については添付説明書一設1-3、ウランの移動に対しては核的に安全であることを添付説明書一設1-4に示す。

なお、工場棟領域のユニットの中には、臨界隔離壁(第2核燃料倉庫領域)よりも高い位置に設置されているものがある。これについては、工場棟領域のユニットと第2核燃料倉庫領域のユニットの距離を必要隔離距離以上離れた配置であることを添付説明書一設1-5に示す。

3 臨界質量以上のウラン(ウラン二三五の量のウランの総量に対する比率が百分の五を超えるものに限る。)又はプルトニウムを取り扱う加工施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備が設けられていなければならない。

加工施設ではウラン二三五の量のウランの総量に対する比率が百分の五を超えるウラン及びプルトニウムを取り扱わないため、該当しない。

(安全機能を有する施設の地盤)

第五条 安全機能を有する施設は、事業許可基準規則第六条第一項の地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。

(適合性の説明)

- シリンダ洗浄棟、第 1 廃棄物処理所、第 1 廃棄物処理所前室、第 2 廃棄物処理所、第 3 廃棄物倉庫、原料貯蔵所、チェックタンク室 地下集水槽地下ピット、廃棄物貯蔵設備 (5)、独立遮蔽壁 (1) (2) (3) (4)、容器管理棟独立遮蔽壁 (5)、水素供給設備障壁、防護フェンス、消火設備 (屋外消火栓)

安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する設計とする。

建物・構築物の基礎は、十分な支持性能を有する砂礫層への杭基礎、又は十分な支持性能を有する砂礫層の上部を地盤改良し建物の基礎を直接造る直接基礎に支持させる。十分な支持性能を有する砂礫層の N 値は 30 以上とする。ただし、基礎荷重の小さい建物・構築物は、地表近くのローム層に支持させる。(6-1)

- ▶ [5.1-建 1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。

シリンダ洗浄棟本体 (1階)、シリンダ洗浄棟前室、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所本体、第3廃棄物倉庫、原料貯蔵所、独立遮蔽壁 (1)、水素供給設備障壁及び防護フェンス (端部及びコーナー一部) は、十分な支持性能を有する N 値 30 以上の砂礫層に杭先端が達する杭による杭基礎により支持する。廃棄物貯蔵設備 (5) は、第3廃棄物倉庫に設置する。

独立遮蔽壁 (2) (3) (4) 及び容器管理棟独立遮蔽壁 (5) は、基礎下部を基礎底版下端面から深さ約 1m までの範囲で地盤改良し、支持性能が十分な (長期許容応力度 80kN/m^2 以上、短期許容応力度 160kN/m^2 以上) 地表近くの地盤改良したローム層で直接支持する直接基礎により支持する。

防護フェンス (端部及びコーナー部以外) は、支持性能が十分な (長期許容応力度 50kN/m^2 以上、短期許容応力度 75kN/m^2 以上) 地表近くのローム層で直接支持する直接基礎により支持する。

シリンダ洗浄棟本体 (地下 1 階) は、支持性能が十分な (長期許容応力度 300kN/m^2 以上、短期許容応力度 600kN/m^2 以上) 砂礫層で直接支持する直接基礎により支持する。

第 1 廃棄物処理所前室、第 2 廃棄物処理所南北渡り廊下、チェックタンク室 地下集水槽地下ピット及び廃棄物貯蔵設備 (5) が設置される第 3 廃棄物倉庫の 1 階床の土間コンクリートは、支持性能が十分な (長期許容応力度 50kN/m^2 以上、短期許容応力度 100kN/m^2 以上) 地表近くのローム層で直接支持する直接基礎により支持する。なお、第 1 廃棄物処理所前室の基礎は、基礎下部を基礎梁下端面から深さ約 1m までの範囲で地盤改良するが支持性能は地盤改良前と同一とする。

シリンダ洗浄棟本体 (1階、地下 1 階)、シリンダ洗浄棟前室、第 1 廃棄物処理所、第 1 廃棄物処理所前室、第 2 廃棄物処理所本体、第 2 廃棄物処理所南北渡り廊下、第 3 廃棄物倉庫、独立遮蔽壁 (1) (2) (3) (4)、容器管理棟独立遮蔽壁 (5) 及び水素供給設備障壁の基礎及び建物を支持する地盤について、地震力が作用した場合の支持性能を評価した結果を添付説明書一建 2 に示す。

- [5.1-建 2] シリンダ洗浄棟、第 1 廃棄物処理所、第 1 廃棄物処理所前室、第 2 廃棄物処理所、第 3 廃棄物倉庫、原料貯蔵所、独立遮蔽壁(1)(2)(3)(4)、容器管理棟独立遮蔽壁(5)、水素供給設備障壁、防護フェンス及び消火設備(屋外消火栓)は、液状化の恐れがない地盤に設置されており、地震力が作用した場合においても安全機能を有する施設を十分に支持できる地盤で支持する。

○工場棟転換工場鉄扉(SD-2)、工場棟組立工場鉄扉(SD-17)、付属建物容器管理棟鉄扉(SD-221)、付属建物除染室・分析室鉄扉(SD-220)

- [5.1-建 3] 工場棟転換工場鉄扉(SD-2)、工場棟組立工場鉄扉(SD-17)、付属建物容器管理棟鉄扉(SD-221)、付属建物除染室・分析室鉄扉(SD-220)は、地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置した建物に設置する。

○緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)、緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))、非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)

- [5.1-設 1] 安全機能を有する設備・機器は、地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置した建物・構造物に設置する。

(安全機能を有する施設の地盤)

第五条 安全機能を有する施設は、事業許可基準規則第六条第一項の地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。

(適合性の説明)

- 化学処理施設、成形施設、被覆施設、組立施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設

安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する設計とする。

建物・構築物の基礎は、十分な支持性能を有する砂礫層への杭基礎、又は十分な支持性能を有する砂礫層の上部を地盤改良し建物の基礎を直接造る直接基礎に支持させる。十分な支持性能を有する砂礫層のN値は30以上とする。ただし、基礎荷重の小さい建物・構築物は、地表近くのローム層に支持させる。(6-1)

- ▶ [5.1-設1] 安全機能を有する設備・機器は、地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置した建物・構築物に設置する。なお、本申請対象の化学処理施設(工場棟転換工場)、成形施設(工場棟成型工場、加工棟成型工場)、被覆施設(工場棟成型工場、工場棟組立工場)、組立施設(工場棟組立工場)、核燃料物質の貯蔵施設(工場棟転換工場、工場棟成型工場、附属建物除染室・分析室、附属建物第2核燃料倉庫、工場棟組立工場)、放射性廃棄物の廃棄施設(工場棟転換工場、附属建物除染室・分析室、附属建物第2及び第3核燃料倉庫、工場棟成型工場、放射線管理棟、加工棟成型工場、附属建物第1及び第2廃棄物処理所、附属建物第3廃棄物倉庫、附属建物シリンダ洗浄棟他)は、十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された建物、床スラブまたは土間コンクリートに設置する(附属建物第2及び第3核燃料倉庫、附属建物第1及び第2廃棄物処理所、附属建物第3廃棄物倉庫、附属建物シリンダ洗浄棟の支持性能を“添付説明書一建2-X”に、地下ピット{716}の支持地盤を“添付説明書一建2-IX”に示す。また、その他の設備・機器の支持性能は先行申請(2及び4次申請した評価結果)による)。ただし、上記設備・機器に取り付けられた安全機能を有する警報設備及びインターロック*1検出端は、十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された建物に設置された耐震強度を有する設備・機器により支持される。

*1：{34}、{36}、{39}、{43}、{44}、{46}、{51}、{53}、{56}、{59}、{61}、{63}、{64}、{66}、{68}、{74}、{75}、{76}、{77}、{81}、{82}、{98}、{100}、{101}、{102}、{103}、{104}、{160}、{164}、{165}、{168}、{171}、{173}、{176}、{179}、{187}、{191}、{192}、{199}、{208}、{216}、{218}、{220}、{222}、{224}、{226}、{229}、{230}、{232}、{241}、{319}、{320}、{321}、{322}、{323}、{324}、{327}、{328}、{329}、{330}、{331}、{332}、{355}、{358}、{360}、{409}、{410}、{411}、{412}、{413}、{414}、{637}、{708}、{711}、{714}、{717}、{720}、{722}、{724}、{726}、{753}、{755}、{758}、{761}

また、工場棟転換工場チェックタンク室の集水槽(チェック)A~C{723}から排水口までの配管の一部が屋外に設置されることに対して、これらの配管は十分な支持性能を有する工場棟転換工場(壁)に設置される。また、加工棟成型工場廃液処理室の貯留

タンク（チェック）(1)～(3) {754} から排水貯留池までの配管は、加工棟成型工場から屋外に出て、地下共同溝内に設置されることに対して、これらの配管は十分な支持性能を有する建物壁、地下共同溝床面に設置する。工場棟成型工場連続焼結炉 {318}、加工棟成型工場連続焼結炉 {408} の窒素ガス配管系統の一部を構成する窒素ガス供給設備は、十分な支持性能を有する建物壁に設置する。工場棟転換工場ロータリーキルン {94} の窒素ガス配管系統の一部を構成する窒素ガス供給設備は十分な支持性能を有するコンクリートサポート基礎に設置する。気体排ガス分解装置 {635}、スクラバ {692}、屋外に設置した給気ファン（32S、39S、37AH、SF3、SF-B2） {609} {641} {680} 及び屋外に設置したダクト {614} {636} {646} {685} {687} は十分な支持性能を有するコンクリートサポート基礎に設置する。

上記の屋外に設置された以下の設備の地盤については、4次申請書添付説明書一設2-1-付1と同様の方法によりローム層に作用する圧縮応力度を評価し、これがローム層の許容応力度※（長期：50 [kN/m²]、短期：100 [kN/m²]) 以下であることを資料設2-1表に示す通り確認した。

※ ローム層の許容応力度（出典：建築基準法施行令93条）

資料設2-1表 ローム層に作用する圧縮応力度の評価

	評価部位	支圧面に作用する力 W[kN]	長期的にローム層に作用する圧縮応力度 [kN/m ²]	短期的にローム層に作用する圧縮応力度 [kN/m ²]	判定 (許容値 [kN/m ²] 長期：50、短期：100)
(a)	地下共同溝床部* ¹	12	34	58	合格
(b)	屋外窒素ガスサポート基礎* ²	4	13	16	合格
(c)	排ガス分解装置サポート基礎	132	24	35	合格
(d)	屋外スクラバサポート基礎	71	21	29	合格
(e)	屋外給気ファンサポート基礎* ³	12	13	14	合格

*1 定ピッチ法により求まる配管支持間隔の最大値 6.0mの配管重量がベースプレート（1カ所）で支持されているとして保守的に評価

*2 工場棟転換工場のロータリーキルン {94} を構成する屋外窒素ガス供給設備に対する評価

*3 積載重量の最も大きい気体廃棄設備(1)の給気ファン {609} を構成する屋外給気ファン (37AH) に対する評価

(地震による損傷の防止)

第六条 安全機能を有する施設は、これに作用する地震力（事業許可基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。

(適合性の説明)

- シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第1廃棄物処理所前室、第2廃棄物処理所、第3廃棄物倉庫、原料貯蔵所、チェックタンク室 地下集水槽地下ピット、廃棄物貯蔵設備(5)、独立遮蔽壁(1)(2)(3)(4)、容器管理棟独立遮蔽壁(5)、水素供給設備障壁、防護フェンス、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)、緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))、非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)

ウランを取り扱う設備・機器及びウランを収納する設備・機器等並びにこれらを収納する建物については、地震の発生による当該設備・機器の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度に応じて分類する。(7-1)

- [6.1-建1]事業許可に示すように耐震重要度分類を行っている。

耐震重要度分類第1類：シリンダ洗浄棟、原料貯蔵所、チェックタンク室 地下集水槽地下ピット、独立遮蔽壁(1)(2)(3)(4)、水素供給設備障壁、防護フェンス及びシリンダ洗浄棟の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))

耐震重要度分類第2類：第1廃棄物処理所、第1廃棄物処理所前室、第2廃棄物処理所、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)、第1廃棄物処理所の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))、及び第2廃棄物処理所の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))

耐震重要度分類第3類：非常用設備(非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))、第3廃棄物倉庫、廃棄物貯蔵設備(5)及び容器管理棟独立遮蔽壁(5)

- シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第1廃棄物処理所前室、第2廃棄物処理所、第3廃棄物倉庫、原料貯蔵所、チェックタンク室 地下集水槽地下ピット、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)、緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))、非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)

耐震重要度分類において、上位に属するものは、下位の分類に属するものの破損によって波及的破損が生じないものとするとともに、下位の分類に属するものを上位の分類の建物及び構築物と構造的に一体に設計することが必要な場合には、上位の分類による設計とする。(7-2)

- [6.1-建2]耐震重要度分類第1類であるシリンダ洗浄棟、原料貯蔵所、チェックタンク室 地下集水槽地下ピット、及びシリンダ洗浄棟の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第2類、及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損が生じない構造とする。
耐震重要度分類第2類である第1廃棄物処理所、第1廃棄物処理所前室、第2廃棄物処理所、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)、第1廃棄物処理所

の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))、及び第2廃棄物処理所の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損が生じない構造とする。

耐震重要度分類第3類の設備

気体廃棄設備(5)(第1廃棄物処理所)

気体廃棄設備(6)(第2廃棄物処理所)

非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)(第1廃棄物処理所及び第1廃棄物処理所前室は非常ベル設備を除く)

消火設備(屋外消火栓)

自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)(第1廃棄物処理所前室は警報設備を除く)

緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)

また、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所の気体廃棄設備が地震時に緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)に落下しても、竜巻時の飛来物の荷重より小さい。

- ▶ [6.1-建 8] 耐震重要度分類第3類の設備・機器である非常用設備(非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、加工施設の耐震性に関する説明書(添付説明書-建 2)の基本方針に従い、耐震重要度分類第3類の地震力に十分耐えることができるように、各建物・構築物の壁、柱、梁、屋根等にボルト又は溶接にて固定する。
これらの設備・機器は、耐震重要度分類第2類以上の地震力で固定部が損傷し落下したとしても、軽量であり、かつ、上位の第1類及び第2類の設備・機器と離れた位置にあることから上位への波及はない。
また、耐震重要度分類第3類の非常用設備(消火設備(屋外消火栓)を除く)を建物に固定しているボルト又は溶接は、耐震重要度分類第2類以上の地震力で損傷するが、各建物及び施設の安全機能に波及的影響を及ぼすことはないため、非常用設備(消火設備(屋外消火栓)を除く)を、上位である各建物及び施設の耐震重要度分類と同じ第1類、又は第2類で設計する必要はない。
また、屋外消火栓は、十分な支持性能を有する基礎コンクリートに固定した下部構成部にボルトで固定する。

- シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第1廃棄物処理所前室、第2廃棄物処理所、第3廃棄物倉庫、原料貯蔵所、チェックタンク室 地下集水槽地下ピット

建物・構築物の区分については、収納する設備・機器の重要度区分と同じか、それより上位の分類とする。(7-3)

- ▶ [6.1-建 3] 各建物・構築物の区分は、収納する設備・機器の重要度分類と同じか、それより上位の分類となるように耐震重要度分類を行っている。

- シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第1廃棄物処理所前室、第2廃棄物処理所

耐震設計上独立した建物を接続する場合は、エキスパンションジョイントを介して接続する設計とする。(7-4)

- ▶ [6.1-建 4] シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第1廃棄物処理所前室及び第2廃棄物処理所の構造的に独立した建物を接続する部分は、地震時の変位量を考慮した間隔を設け地震時に生じる変位を吸収する構造とする。建物と建物間の間隔は、図イ建-1-5に示すようにエキスパンションジョイントを介して接続する。

- シリング洗浄棟、第1廃棄物処理所、第1廃棄物処理所前室、第2廃棄物処理所、第3廃棄物倉庫、原料貯蔵所、チェックタンク室 地下集水槽地下ピット、独立遮蔽壁 (1)(2)(3)(4)、容器管理棟独立遮蔽壁(5)、水素供給設備障壁、防護フェンス

静的地震力は、建築基準法施行令第88条に規定する地震層せん断力係数 C_i に、耐震重要度に応じて下記に示す割り増し係数を乗じて算定する。ここで、地震層せん断力係数 C_i は、標準せん断力係数 C_0 を 0.2 以上とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。(7-5)

保有水平耐力の算定においては、建築基準法施行令第82条の3に規定する構造計算により安全性を確認することを原則とする。また、必要保有水平耐力については、同条第2号に規定する式で計算した数値に下記に示す割り増し係数を乗じた値とする。また、必要保有水平耐力の算出に使用する標準せん断力係数 C_0 は 1.0 以上とする。(7-6)

➤ [6.1-建5]

[一次設計]

耐震重要度分類に応じた割り増し係数を乗じた静的地震力が作用した際に、鉄骨、鉄筋及びコンクリートに発生する応力は「鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」、「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」、「鋼構造設計規準—許容応力度設計法—」等に定められた許容応力以下となる。

[二次設計]

静的地震力に対し、建物全体の保有水平耐力は、必要保有水平耐力を上回る。

	耐震重要度分類に応じた割り増し係数	静的地震力	
		一次設計	二次設計
耐震重要度分類第1類 注1	1.5	0.3G	1.5G
耐震重要度分類第1類 (地下) 注2	1.5	0.15G	-
耐震重要度分類第2類	1.25	0.25G	1.25G
耐震重要度分類第3類 注3	1.0	0.2G	1.0G

注1) 独立遮蔽壁(1)(2)(3)(4)、水素供給設備障壁、防護フェンスは、核燃料物質や廃棄物を取り扱う施設ではないため、大地震時に損傷しても加工施設の安全機能を損なわないため、二次設計の評価は省略する。

注2) チェックタンク室 地下集水槽地下ピット、原料貯蔵所シリング貯蔵ピット

注3) 容器管理棟遮蔽壁(5)は、核燃料物質や廃棄物を取り扱う施設ではないため、大地震時に損傷しても加工施設の安全機能を損なわないため、二次設計の評価は省略する。

なお、地震による損傷の防止を計算により説明した書類を添付説明書—建2に、建築確認申請、耐震評定、計画認定の審査事項の説明を資料3の補足資料に示す。

今回申請する各建物の耐震補強計画に使用した計算ソフトウェア及び解析モデルは、耐震評定及び計画認定と同じである。

- 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)、緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))、非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設

備（火災感知設備及びそれに連動する警報設備）、緊急対策設備(1)（非常用照明、誘導灯）

各クラスともに一次設計を行う。この一次設計に係る一次地震力は、地震層せん断力係数 C_i に、耐震重要度に応じて上記に示す割り増し係数を乗じたものに 20% 増しして算定するものとする。ここで「一次設計」とは、常時作用している荷重と一次地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、降伏応力又はこれと同等な安全性を有する応力を許容限界とする設計をいう。(7-8)

剛構造とならない設備・機器の耐震設計は、「建築設備耐震設計・施工指針（一般財団法人 日本建築センター発行）」の局部震度法による「設備機器の設計用標準震度」に基づく水平地震力と設備・機器に常時作用している荷重の組み合わせに対して弾性範囲に留まる設計を行う。具体的には、第 1 類、第 2 類、第 3 類の設備・機器に対してそれぞれ 1.0G、0.6G、0.4G の水平地震力を考慮する。(7-9)

耐震重要度分類の第 1 類については、上記の一次設計に加え、二次設計を行うものとする。二次設計に用いる地震力は、一次地震力に割増し係数 1.5 以上を乗じたものとする。二次設計は、常時作用している荷重と二次地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、設備・機器の相当部分が降伏し、塑性変形する場合でも過大な変形、亀裂、破損等が生じ、その施設の安全機能に重大な影響を及ぼすことがない設計とする。(7-10)

- ▶ [6.1-建 6] 耐震重要度分類第 1 類のシリンダ洗浄棟の緊急対策設備(3)（堰（内部溢水止水用））及び耐震重要度分類第 2 類の緊急対策設備(2)（飛散防止用防護ネット）、第 1 廃棄物処理所の緊急対策設備(3)（堰（内部溢水止水用））、第 2 廃棄物処理所の緊急対策設備(3)（堰（内部溢水止水用））は、地震による損傷防止を評価した結果について添付説明書一建 2 に示す。
- ▶ [6.1-建 7] 非常用設備（非常用通報設備（非常ベル設備、放送設備）、消火設備（屋外消火栓）、自動火災報知設備（火災感知設備及びそれに連動する警報設備））及び緊急対策設備(1)（非常用照明、誘導灯）は、加工施設の耐震性に関する説明書（添付説明書一建 2）の基本方針に従い、耐震重要度分類第 3 類の地震力による損傷を防止する設計とする。
- ▶ [6.1-建 10] 第 1 廃棄物処理所、第 2 廃棄物処理所の緊急対策設備(2)（飛散防止用防護ネット）及び緊急対策設備(3)（堰（内部溢水止水用））は、耐震重要度分類第 2 類の水平地震力で弾性範囲となるように設計している。耐震評価した結果については、添付説明書一建 2 に示す。
 緊急対策設備(2)（飛散防止用防護ネット）の水平地震力：1.5G
 緊急対策設備(3)（堰（内部溢水止水用））の水平地震力：0.6G

○廃棄物貯蔵設備(5)

耐震重要度分類のない廃棄物ドラム缶については、固縛等の措置を講じるものの、損傷による閉じ込め機能の喪失を考慮し、文献をもとに除染係数を 100（DR はその逆数で 0.01）とした。(1-5)

- ▶ [6.1-建 9] ドラム缶、角形容器の転倒及び落下防止として、ドラム缶をドラム缶固縛治具で、角形容器を角形容器固縛治具で固縛する。
 - ・ドラム缶の固縛
 ドラム缶固縛治具：パレット、ターンバックル、連結ボルト、アンカーボルト
 - ・角形容器の固縛
 角形容器固縛治具：パレット、ベルトラッシング、アイボルト、アンカーボルト

2. 耐震重要施設（事業許可基準規則第六条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。）は、基準地震動による地震力（事業許可基準規則第七条第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。）に対してその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。

耐震重要施設（Sクラスに属する施設）はないため、該当しない。

3. 耐震重要施設は、事業許可基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。

耐震重要施設（Sクラスに属する施設）はないため、該当しない。

建築確認申請、耐震評定、計画認定の審査事項

1. はじめに

6次申請対象建物のうち、既設の建物は建設時に建築確認申請を行っており、さらに、新規制対応の建物改修にともない、耐震評定（第三者の専門機関）及び計画認定（茨城県の建築指導課）を受けている。

また、第3廃棄物倉庫（大規模の模様替）、第1廃棄物処理所前室（増築）は、建築確認を申請し確認済証を取得済みである。

これらの6次申請対象建物の行政（茨城県）による審査を下表に示す。

建物名称	建設時	今回の耐震改修	
	確認申請	耐震評定	計画認定・確認申請
第1廃棄物処理所	済 注1	済 (添付2参照)	一の建物として計画認定で認定通知書取得済 (添付1参照)
第2廃棄物処理所	済 注2	済 (添付2参照)	
シリンダ洗浄棟	済 注2	— 注3	
原料貯蔵所	済 注2	— 注3	—
第3廃棄物倉庫	済 注2	— 注3	大規模の模様替で確認済証取得済(添付3参照)
第1廃棄物処理所前室	増築で確認済証取得済(添付4参照)、注4	—	—

注1：S56年6月より前に建築された旧耐震基準による建物

注2：S56年6月以降に建築された新耐震基準による建物

注3：耐震評定が必要な補強がないため該当しない

注4：4号建築物であり構造耐力関係の審査を省略

2. 耐震改修に関する建築確認申請、耐震評定、計画認定の審査事項

(1) 既設建物

- ・ 既設の建物のうち耐震評定済みの2件の建物は、二次設計に相当する大地震時（耐震重要度分類第2類は、 $1.25G=1.0 \times$ 割増係数1.25）の評価結果を審査いただいている。
- ・ 既設建物のうち耐震評定対象外の建物（3棟）は、建設時の審査のみとなっているが、全て新耐震基準の建物である。

(2) 新設建物

- ・ 新規に増築する建物は、建築基準法及び新規制基準に基づき、一次設計に相当する中地震時（ $0.25G=0.2 \times$ 割増係数1.25）、二次設計に相当する大地震時（同上）の設計を行い、建築確認申請（茨城県の建築指導課）を行い審査していただき、確認済証を取得済みである。なお、当該建物は4号建築物であり構造耐力関係の審査を省略している。

各建物の審査内容を表-1に示す。

表-1 耐震に関する建築確認申請、耐震評定、計画認定の審査事項

建物名称	申請名	長期 (一次設計)	短期	
			中地震 (一次設計)	大地震 (二次設計)
第1廃棄物処理所 第2廃棄物処理所 シリンダ洗浄棟	確認申請 (建設時)	○ (旧/新耐震基準)	○ 注1	-/○ 注2
	耐震評定	×	×	○ 注4
	計画認定	△ 注3	×	○ 注5
第3廃棄物倉庫	確認申請 (建設時)	○ (新耐震基準)	○ 注2	○ 注2
	確認申請	×	×	×
原料貯蔵所	確認申請 (建設時)	○ (新耐震基準)	○ 注2	○ 注2
第1廃棄物処理所前室	確認申請	×	×	×

○：審査対象、×：審査対象外、△：一部のみ審査、-：建設時不要

注1：旧耐震建物は建設当時は水平震度0.2の一次設計のみで割増無し（第1廃棄物処理所）

注2：新耐震建物は建設当時の耐震重要度分類に基づく設計（割増係数：第1類=1.3（シリンダ洗浄棟）、第2類：1.1（第2廃棄物処理所）、第3類：1.0（第3廃棄物倉庫））

注3：建物重量増加箇所のみ

注4：新規制基準に基づく耐震設計（第2類：割増係数1.25）、シリンダ洗浄棟は該当せず

注5：耐震判定書（耐震評定結果）の確認のみ、シリンダ洗浄棟は該当せず

注6：意匠は大規模の模様替で確認申請済証を取得しているが構造は審査対象外

注7：増築で確認済証を取得済であるが4号建築物であり構造耐力関係の審査は省略

3. その他の項目の建築確認申請、耐震評定、計画認定の審査

(1) 積雪

- ・ 計画認定で積雪量30cm（密度 $0.2g/cm^3$ ）に対する評価結果を審査いただいている。ただし、補強により重量増加となる箇所のみ。
- ・ 火砕降下物を考慮した評価（積雪60cm相当または168cm相当）は審査対象外。

(2) 竜巻

- ・ 審査対象外（風荷重については東海村の基準風速（30m/sec）に基づく評価）。

以上

添付資料一覧

- ・添付 1 計画認定通知書：第 1 廃棄物処理所他（新築の第 1 廃棄物処理所前室を除く耐震補強計画の認定）
- ・添付 2 耐震判定書（耐震評定を第三者機関で受けたもの）
- ・添付 3 確認済証：第 3 廃棄物倉庫（大規模の模様替）
- ・添付 4 確認済証：第 1 廃棄物処理所前室（増築）

添付 1

認定通知書

認定番号 第 2 号
認定年月日 令和元年11月25日

三菱原子燃料株式会社 代表取締役社長 梅田 賢治 殿

茨城県土木部都市局建築指導課長

下記による申請書の記載の計画について、建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項の規定に基づき認定しましたので通知します。

記

1 申請年月日

令和元年9月18日

2 建築物の位置

茨城県那珂郡東海村舟石川字権現堂6-2-2番1、同番15、同番16

茨城県那珂市向山字六人頭1002番8、同番14、1019番10、同番11、同番12

2921番1、同番3、同番6、同番14、同番15

3 建築物の概要

(1) 用途

工場（原子力関連施設）

(2) 延べ面積

申請部分 : 1,724.37㎡

申請以外の部分 : 47,542.03㎡

合計 : 49,266.40㎡

(3) 申請棟数

1棟

(4) 構造

鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造

(5) 階数

地上2階地下1階

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（A4）

確認申請書（建築物）

（第一面）

建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

建築主事 様

令和 元 年 9 月 18 日

申請者氏名 三菱原子燃料株式会社
代表取締役社長 梅田 賢治

設計者氏名
一級建築士

※手数料欄			
※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※確認番号欄
令和 年 月 日			令和 年 月 日
第 号			第 号
係員印			係員印



(第二面)

建築主等の概要

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】 ミヅノシカノシネリヨウカブシキカイシャ タクイョウトリシマリヤカシヤチョウ ウメダ ケンジ
【ロ. 氏 名】 三菱原子燃料株式会社 代表取締役社長 梅田 賢治
【ハ. 郵便番号】 319-1197
【ニ. 住 所】 茨城県那珂郡東海村舟石川622番地1
【ホ. 電話番号】 029-282-2011

【2. 代理者】

【イ. 資 格】
【ロ. 氏 名】
【ハ. 建築士事務所名】

【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ. 資 格】
【ロ. 氏 名】
【ハ. 建築士事務所名】

【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書】 設計図書 一式、構造計算書

(その他の設計者)

【イ. 資 格】 () 建築士 () 登録 第 号
【ロ. 氏 名】
【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録 第 号

【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書】

(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)

上記の設計者のうち、

建築士法第20条の2第1項の表示をした者

【イ. 氏 名】
【ロ. 資 格】 構造設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の2第3項の表示をした者

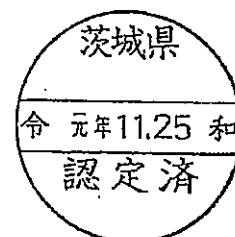
【イ. 氏 名】
【ロ. 資 格】 構造設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の3第1項の表示をした者

【イ. 氏 名】
【ロ. 資 格】 設備設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の3第3項の表示をした者

【イ. 氏 名】
【ロ. 資 格】 設備設計一級建築士交付第 号



【4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者】
(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)
【イ.氏名】
【ロ.勤務先】
【ハ.郵便番号】
【ニ.所在地】
【ホ.電話番号】
【ヘ.登録番号】
【ト.意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者)
【イ.氏名】
【ロ.勤務先】
【ハ.郵便番号】
【ニ.所在地】
【ホ.電話番号】
【ヘ.登録番号】
【ト.意見を聴いた設計図書】

【5. 工事監理者】
(代表となる工事監理者)
【イ.資格】
【ロ.氏名】
【ハ.建築士事務所名】

【ニ.郵便番号】
【ホ.所在地】
【ヘ.電話番号】
【ト.工事と照合する設計図書】 設計図書 一式

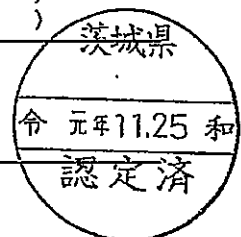
(その他の工事監理者)
【イ.資格】 () 建築士 () 登録 第 号
【ロ.氏名】
【ハ.建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録 第 号
【ニ.郵便番号】
【ホ.所在地】
【ヘ.電話番号】
【ト.工事と照合する設計図書】

【6. 工事施工者】
【イ.氏名】 未定
【ロ.営業所名】
【ハ.郵便番号】
【ニ.所在地】
【ホ.電話番号】

【7. 構造計算適合性判定の申請】
 申請済 ()
 未申請 ()
 申請不要

【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】
 提出済 ()
 未提出 ()
 提出不要 (耐震補強工事である為)

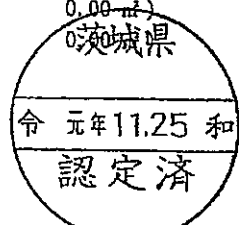
【9. 備考】
【工事名称】 三菱原子燃料(株)第1廃棄物処理所他 耐震補強工事



(第三面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】	茨城県那珂郡東海村舟石川字権現堂622番1, 15, 16 茨城県那珂市向山字六人頭1002番8, 14, 1019番10, 11, 12 2921番1, 3, 6, 14, 15		
【2. 住居表示】	茨城県那珂郡東海村舟石川622番地1		
【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】	<input checked="" type="checkbox"/> 都市計画区域内 (<input checked="" type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 区域区分非設定) <input type="checkbox"/> 準都市計画区域内 <input type="checkbox"/> 都市計画区域及び準都市計画区域外		
【4. 防火地域】	<input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input checked="" type="checkbox"/> 指定なし		
【5. その他の区域, 地域, 地区又は街区】	<input checked="" type="checkbox"/> 公共下水道処理区域		
【6. 道路】			
【イ. 幅員】	10.000 m (法42条第1項第一号)		
【ロ. 敷地と接している部分の長さ】	353.817 m		
【7. 敷地面積】			
【イ. 敷地面積】 (1)	(221,594.47 m ²)	(m ²)	(m ²)
(2)	(m ²)	(m ²)	(m ²)
【ロ. 用途地域等】 (工業専用地域)	()	()	()
【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】	(200 %)	(%)	(%)
【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】	(60 %)	(%)	(%)
【ホ. 敷地面積の合計】 (1)	221,594.47 m ²		
(2)	m ²		
【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】		200 %	
【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】		60 %	
【チ. 備考】			
【8. 主要用途】	(区分 08340) 工場 (原子力関連施設)		
【9. 工事種別】	<input type="checkbox"/> 新築 <input checked="" type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input checked="" type="checkbox"/> 大規模の模様替		
【10. 建築面積】	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
【イ. 建築面積】	(1,166.26 m ²)	(36,865.35 m ²)	(38,031.61 m ²)
【ロ. 建蔽率】	17.17 %		
【11. 延べ面積】	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
【イ. 建物全体】	(1,724.37 m ²)	(47,542.03 m ²)	(49,266.40 m ²)
【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】	(0.00 m ²)	(0.00 m ²)	(0.00 m ²)
【ハ. エレベーターの昇降路の部分】	(0.00 m ²)	(14.40 m ²)	(14.40 m ²)
【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】	(0.00 m ²)	(0.00 m ²)	(0.00 m ²)
【ホ. 自動車車庫等の部分】	(0.00 m ²)	(183.87 m ²)	(183.87 m ²)
【ヘ. 備蓄倉庫の部分】	(0.00 m ²)	(0.00 m ²)	(0.00 m ²)
【ト. 蓄電池の設置部分】	(0.00 m ²)	(0.00 m ²)	(0.00 m ²)
【チ. 自家発電設備の設置部分】	(0.00 m ²)	(0.00 m ²)	(0.00 m ²)
【リ. 貯水槽の設置部分】	(0.00 m ²)	(0.00 m ²)	(0.00 m ²)
【ヌ. 宅配ボックスの設置部分】	(0.00 m ²)	(0.00 m ²)	(0.00 m ²)
【ム. 住宅の部分】	(0.00 m ²)	(0.00 m ²)	(0.00 m ²)
【ム. 老人ホーム等の部分】	(0.00 m ²)	(0.00 m ²)	(0.00 m ²)



【7. 延べ面積】 49,088.74 m²
【8. 容積率】 22.16 %

【12. 建築物の数】

【イ. 申請に係る建築物の数】 1
【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】 70

【13. 建築物の高さ等】 (申請に係る建築物) (他の建築物)
【イ. 最高の高さ】 (9.500 m) (17.900 m)
【ロ. 階数】 地上 (2 階) (3 階)
地下 (1 階) (— 階)

【ハ. 構造】 鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造

【ニ. 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】 有 無

【ホ. 適用があるときは、特例の区分】

道路高さ制限不適用 隣地高さ制限不適用 北側高さ制限不適用

【14. 許可・認定等】

【15. 工事着手予定年月日】 令和 年 月 日

【16. 工事完了予定年月日】 令和 年 月 日

【17. 特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)

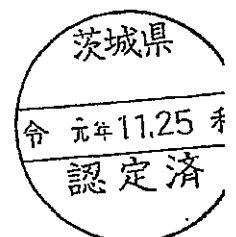
(第 回) 平成 年 月 日 (なし))
(第 回) 平成 年 月 日 ()
(第 回) 平成 年 月 日 ()

【18. その他必要な事項】

- ・ 敷地前願 確認済証 第2019確認建築県央00018号 令和元年8月1日
- ・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条に基づく計画認定申請
令和 年 月 日

【19. 備考】

- ・ 【10. 建築面積】及び【11. 延べ面積】の申請以外の部分には
【12.】口欄の他に、10m²以内の棟の分を含む



(第四面)

建築物別概要

【1. 番号】 1 (第1廃棄物処理所他)

【2. 用途】 (区分 08340) 工場 (第1廃棄物処理所他)
(区分)

【3. 工事種別】
 新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

【4. 構造】 鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造

【5. 主要構造部】
 耐火構造
 建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造
 準耐火構造 (準耐火時間: 分)
 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー1)
 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー2)

【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】
 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造
 建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物
 建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造

【7. 防火地域又は準防火地域における対策の状況】
 延焼防止建築物 準延焼防止建築物 その他

【8. 階数】
【イ. 地階を除く階数】 2 階
【ロ. 地階の階数】 1 階
【ハ. 昇降機塔等の階の数】 - 階
【ニ. 地階の倉庫等の階の数】 - 階

【9. 高さ】
【イ. 最高の高さ】 9.500 m
【ロ. 最高の軒の高さ】 9.150 m

【10. 建築設備の種類】 電気、警報、換気、暖房、冷房、消火(全て既存)、非常照明(増築部)

【11. 確認の特例】
【イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】 有 無
【ロ. 建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】 有 無
【ハ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】 第 号
【ニ. 認定型式の認定番号】 第 号
【ホ. 適合する一連の規定の区分】 建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ
 建築基準法施行令第136条の2の11第1号ロ
【ヘ. 認証型式部材等認証番号】

【12. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)
【イ. 階別】 (2 階) (417.87 m²) (0.00 m²) (417.87 m²)
(1 階) (1,158.21 m²) (0.00 m²) (1,158.21 m²)
(B1 階) (148.29 m²) (0.00 m²) (148.29 m²)
【ロ. 合計】 (1,724.37 m²) (0.00 m²) (1,724.37 m²)

【13. 屋根】 ALC、コンクリート、合成高分子系加硫ゴムシート防水 t1.5 一般密着工法 (増築部)

【14. 外壁】 コンクリート打放し、角波形「イソグ」、樹脂系吹付タイル (増築部)

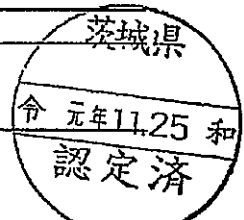
【15. 軒裏】

【16. 居室の床の高さ】

【17. 便所の種類】 水洗 (既存)

【18. その他必要な事項】

【19. 備考】



(第五面)

建築物の階別概要

【1. 番号】	1	(第1廃棄物処理所他)
【2. 階】	B1	階
【3. 柱の小径】		
【4. 横架材間の垂直距離】		
【5. 階の高さ】		m
【6. 天井】		
【イ. 居室の天井の高さ】	-	m
【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】	<input type="checkbox"/>	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
【7. 用途別床面積】		
(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)
【イ.】 (08340)	(工場)	(148.29 m ²)
【ロ.】		(m ²)
【ハ.】		(m ²)
【ニ.】		(m ²)
【ホ.】		(m ²)
【ヘ.】		(m ²)
【8. その他必要な事項】		
【9. 備考】		
・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条に基づく計画認定申請		

(第五面)

建築物の階別概要

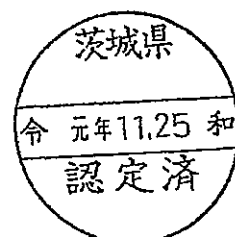
【1. 番号】	1	(第1廃棄物処理所他)
【2. 階】	1	階
【3. 柱の小径】		
【4. 横架材間の垂直距離】		
【5. 階の高さ】		m
【6. 天井】		
【イ. 居室の天井の高さ】	2.400	m
【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】	<input type="checkbox"/>	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
【7. 用途別床面積】		
(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)
【イ.】 (08340)	(工場)	(1,158.21 m ²)
【ロ.】		(m ²)
【ハ.】		(m ²)
【ニ.】		(m ²)
【ホ.】		(m ²)
【ヘ.】		(m ²)
【8. その他必要な事項】		
【9. 備考】		
・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条に基づく計画認定申請		



(第五面)

建築物の階別概要

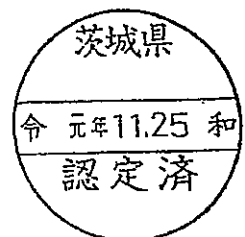
【1. 番号】	1	(第1 廃棄物処理所他)
【2. 階】	2	階
【3. 柱の小径】		
【4. 横架材間の垂直距離】		
【5. 階の高さ】		m
【6. 天井】		
【イ. 居室の天井の高さ】	-	m
【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
【7. 用途別床面積】		
	(用途の区分)	(具体的な用途の名称) (床面積)
【イ.】	(08340)	(工場) (417.87 m ²)
【ハ.】	()	() (m ²)
【ニ.】	()	() (m ²)
【ホ.】	()	() (m ²)
【ヘ.】	()	() (m ²)
【8. その他必要な事項】		
【9. 備考】		
	・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条に基づく計画認定申請	



(第六面)

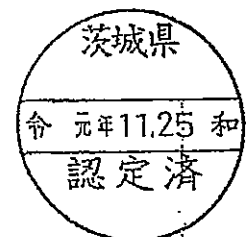
建築物独立部分別概要

【1. 番号】	1-1	(第1廃棄物処理所)
【2. 延べ面積】	503.41	m ²
【3. 建築物の高さ等】		
【イ. 最高の高さ】	9.370	m
【ロ. 最高の軒の高さ】	9.150	m
【ハ. 階数】	地上 (2 階)	地下 (- 階)
【ニ. 構造】	鉄骨造	
【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】	<input type="checkbox"/> 特定構造計算基準 <input type="checkbox"/> 特定増改築構造計算基準	
【5. 構造計算の区分】	<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第1項各号に掲げる基準に従った構造計算 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算	
【6. 構造計算に用いたプログラム】	【イ. 名称】 【ロ. 区分】 <input type="checkbox"/> 建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの認定を受けたプログラム (大臣認定番号) <input type="checkbox"/> その他のプログラム	
【7. 建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】		
【8. 備考】	・建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条に基づく計画認定申請 令和 年 月 日 ・増築面積：81.63m ² 、既存面積：421.78m ² ・1-2とはExp. Jを介して接続している	



建築物独立部分別概要

【1. 番号】	1-2	(第2廃棄物処理所)
【2. 延べ面積】	488.87	m ²
【3. 建築物の高さ等】		
【イ. 最高の高さ】	9.500	m
【ロ. 最高の軒の高さ】	9.000	m
【ハ. 階数】	地上 (2 階)	地下 (ー 階)
【ニ. 構造】	鉄骨造	
【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】	<input type="checkbox"/> 特定構造計算基準 <input type="checkbox"/> 特定増改築構造計算基準	
【5. 構造計算の区分】	<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第1項各号に掲げる基準に従った構造計算 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算	
【6. 構造計算に用いたプログラム】	【イ. 名称】 【ロ. 区分】 <input type="checkbox"/> 建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの認定を受けたプログラム (大臣認定番号) <input type="checkbox"/> その他のプログラム	
【7. 建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】		
【8. 備考】	・建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条に基づく計画認定申請 令和 年 月 日 ・増築面積：75.43m ² 、既存面積：413.44m ² ・1-1、1-3とはExp. Jを介して接続している	



建築物独立部分別概要

【1. 番号】 1-3 (シリンダー洗浄棟：既存)

【2. 延べ面積】 732.09 m²

【3. 建築物の高さ等】

【イ. 最高の高さ】 8.600 m

【ロ. 最高の軒の高さ】 8.100 m

【ハ. 階数】 地上 (2 階) 地下 (1 階)

【ニ. 構造】 鉄骨鉄筋コンクリート造 一部 鉄骨造

【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】

- 特定構造計算基準
- 特定増改築構造計算基準

【5. 構造計算の区分】

- 建築基準法施行令第81条第1項各号に掲げる基準に従った構造計算
- 建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算
- 建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算
- 建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算
- 建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算

【6. 構造計算に用いたプログラム】

【イ. 名称】

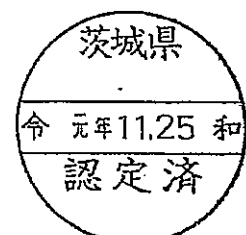
【ロ. 区分】 建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの認定を受けたプログラム
(大臣認定番号)

その他のプログラム

【7. 建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】

【8. 備考】

・1-2とはExp. Jを介して接続している



添付 2

令和元年11月5日

耐震判定書
(耐震診断及び耐震改修)

三菱原子燃料株式会社
代表取締役社長 梅田 賢治 殿

日本建築検査協会株式会社
代表取締役

日本建築検査協会株式会社 耐震判定委員
委員長

平成31年04月05日に申込のあった下記建物の耐震診断等の報告書の内容について検討の結果、既存建物の耐震診断及び耐震改修が「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号、改正平成25年法律第20号)」及び同法第4条の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針(平成18年国土交通省告示第184号)」の「(別添)建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」に照らし、妥当であると判定いたします。

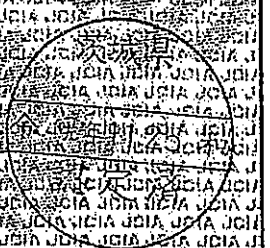
記

□耐震判定対象建築物

- 件名 : 三菱原子燃料株式会社 第1廃棄物処理所
- 所在地 : 茨城県那珂郡東海村大字舟石川622-1
- 構造・規模 : 鉄骨造/地上2階・地下1階・塔屋1階/高さ9.250m
- 設計・施工年度 : 設計年 昭和51年/施工年 昭和52年
- 判定区分 : 耐震診断及び耐震改修

その他 添付資料参照

□耐震判定所見
本物件の耐震補強改修後の耐震診断結果は、「2011年改訂版 耐震改修促進法のための既存建築物の耐震診断及び耐震改修指針(同解説)」に示す構造耐震判定指標を満足している。



三菱原子燃料株式会社
代表取締役社長 梅田 賢治 殿

日本建築検査協会株式会社
代表取締役

日本建築検査協会株式会社 耐震判定委員
委員長

平成31年04月05日に申込のあった下記建物の耐震診断等の報告書の内容について検討の結果、既存建物の耐震診断及び耐震改修が「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号、改正平成25年法律第20号)」及び同法第4条の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針(平成18年国土交通省告示第184号)」の「(別添)建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」に照らし、妥当であると判定いたします。

記

耐震判定対象建築物

件名 三菱原子燃料株式会社 第2廃棄物処理所
所在地 茨城県那珂郡東海村大字舟石川622-1
構造・規模 鉄骨造/地上2階・地下-1階・塔屋1階/高さ9.500m
設計・施工年度 設計年 昭和58年/施工年 昭和59年
判定区分 耐震診断及び耐震改修
その他 添付資料参照

耐震判定意見

本建築物の耐震補強設計後の耐震診断結果は、保有水平耐力の検討において必要保有水平耐力を満足し、かつ、外部壁面階段及び外壁押出成型コンクリート板を対象外とし、

添付 3



第五号様式（第二条、第二条の二、第三条関係）

建築基準法第6条第1項の規定による 確認済証

第2019確認建築県央00018号
令和元年8月1日

三菱原子燃料株式会社 代表取締役社長 梅田 賢治 様

茨城県建築主事



下記による確認申請書に記載の計画は、建築基準法第6条第1項（建築基準法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記

- 申請年月日 令和元年6月4日
- 建築場所、設置場所又は築造場所
茨城県那珂郡東海村舟石川字権現堂622番地1, 15, 16 茨城県那珂市
向山字六人頭1002番8, 14, 1019番10, 11, 12, 2921番
1, 3, 6, 14, 15
- 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
(建築物)
 - 建築物の名称 三菱原子燃料(株) 新築, 増築, 大規模な模様替え工事
 - 主要用途 工場(原子力関連施設)
 - 工事種別 新築 増築 改築 移転 用途変更
大規模の修繕 大規模の模様替
 - 延べ面積(建築物全体)
 - 申請部分の面積 835.03㎡
 - 申請以外の部分の面積 48,248.64㎡
 - 合計の面積 49,083.67㎡
 - 申請棟数 5
 - 建築物の構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
 - 建築物の階数 地階を除く階数(地上階数) 3階
地階の階数 0階
 - 天空率適用 有 無
道路高さ制限不適用 隣地高さ制限不適用 北側高さ制限不適用
- 適合判定通知書の番号
- 適合判定通知書の交付年月日
- 適合判定通知書の交付者

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。

群馬
前回建築確認第17号 30年 1月26日



第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（A4）

確認申請書（建築物）

（第一面）



建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

建築主事 様

令和 元年 6 月 4 日

申請者氏名 三菱原子燃料株式会社
代表取締役社長 梅田 賢治

設計者氏名 [Redacted]
一級建築士 [Redacted]

※手数料欄			
※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※確認番号欄
第 11 号			令和 1 年 8 月 1 日
令和 元年 6 月 17 日			第 2019 確認建築県央 0018 号
第 茨城県 号 (県央)			係員印
係員印			



(第二面)

建築主等の概要

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】 ミヅノシカノネリヨカブシカアイヤ グアイホトリマリヤクシヤチヨウ カタ ケン
【ロ. 氏名】 三菱原子燃料株式会社 代表取締役社長 梅田 賢治
【ハ. 郵便番号】 319-1197
【ニ. 住所】 茨城県那珂郡東海村舟石川622番地1
【ホ. 電話番号】 029-282-2011

【2. 代理者】

【イ. 資格】
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】

【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ. 資格】
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】

【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書一式 (発電機室、電気管理棟、第3廃棄物倉庫)

(その他の設計者)

【イ. 資格】
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】

【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書一式 (新高圧受配電室)

【イ. 資格】
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】

【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書 建築図一式 (放射線管理棟前室)

【イ. 資格】
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】

【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書 建築図一式 (放射線管理棟前室)



【イ. 資格】
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】

【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書 電気設備図、機械設備図一式（放射線管理棟前室）

【イ. 資格】
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】

【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書 機械設備図一式（放射線管理棟前室）

（構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者）

上記の設計者のうち、

建築士法第20条の2第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の2第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の3第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の3第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者】

（代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者）

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】 設備図一式（放射線管理棟前室）

（その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者）

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】 設備図一式（新高圧受配電室）



【イ.氏名】
【ロ.勤務先】
【ハ.郵便番号】
【ニ.所在地】
【ホ.電話番号】
【ヘ.登録番号】

【ト.意見を聴いた設計図書】 機械設備図一式 (放射線管理棟前室)

【イ.氏名】
【ロ.勤務先】
【ハ.郵便番号】
【ニ.所在地】
【ホ.電話番号】
【ヘ.登録番号】

【ト.意見を聴いた設計図書】 電気設備図一式 (放射線管理棟前室)

【5.工事監理者】

(代表となる工事監理者)

【イ.資格】
【ロ.氏名】
【ハ.建築士事務所名】

【ニ.郵便番号】
【ホ.所在地】
【ヘ.電話番号】

【ト.工事と照合する設計図書】 一式 (発電機室、電気管理棟、第3廃棄物倉庫)

(その他の工事監理者)

【イ.資格】
【ロ.氏名】
【ハ.建築士事務所名】

【ニ.郵便番号】
【ホ.所在地】
【ヘ.電話番号】

【ト.工事と照合する設計図書】 一式 (新高圧受配電室)

【イ.資格】
【ロ.氏名】
【ハ.建築士事務所名】

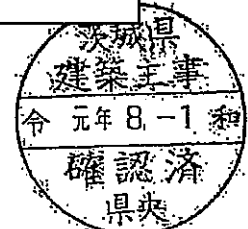
【ニ.郵便番号】
【ホ.所在地】
【ヘ.電話番号】

【ト.工事と照合する設計図書】 建築図一式 (放射線管理棟前室)

【イ.資格】
【ロ.氏名】
【ハ.建築士事務所名】

【ニ.郵便番号】
【ホ.所在地】
【ヘ.電話番号】

【ト.工事と照合する設計図書】 建築図一式 (放射線管理棟前室)



【イ.資格】
【ロ.氏名】
【ハ.建築士事務所名】

【ニ.郵便番号】
【ホ.所在地】
【ヘ.電話番号】

【ト.工事と照合する設計図書】 建築図一式（放射線管理棟前室）

【イ.資格】
【ロ.氏名】
【ハ.建築士事務所名】

【ニ.郵便番号】
【ホ.所在地】
【ヘ.電話番号】

【ト.工事と照合する設計図書】 建築図一式（放射線管理棟前室）

【イ.資格】
【ロ.氏名】
【ハ.建築士事務所名】

【ニ.郵便番号】
【ホ.所在地】
【ヘ.電話番号】

【ト.工事と照合する設計図書】 電気設備図、機械設備図一式（放射線管理棟前室）

【イ.資格】
【ロ.氏名】
【ハ.建築士事務所名】

【ニ.郵便番号】
【ホ.所在地】
【ヘ.電話番号】

【ト.工事と照合する設計図書】 機械設備図一式（放射線管理棟前室）



【6. 工事施工者】
(新高圧受配電室)

【イ. 氏名】
【ロ. 営業所名】

【ハ. 郵便番号】
【ニ. 所在地】
【ホ. 電話番号】

(放射線管理棟前室)

【イ. 氏名】
【ロ. 営業所名】

【ハ. 郵便番号】
【ニ. 所在地】
【ホ. 電話番号】

(発電機室、電気管理棟、第3廃棄物倉庫)

【イ. 氏名】 未定
【ロ. 営業所名】 建設業の許可 () 第 号

【ハ. 郵便番号】
【ニ. 所在地】
【ホ. 電話番号】

【7. 構造計算適合性判定の申請】

- 申請済 ()
- 未申請 ()
- 申請不要

【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

- 提出済 ()
- 未提出 ()
- 提出不要 (【9. 欄】参照)

【9. 備考】

【工事名称】 三菱原子燃料(株) 新築、増築、大規模な模様替え工事

【8. 欄】 提出不要の理由

- 建物-1~4: 非住宅部分の床面積が2000㎡未満の為
- 建物-5: 増築後の延べ面積に対する増築部分の床面積の割合が1/2以下の為



(第三面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】	茨城県那珂郡東海村舟石川字権現堂622番1, 15, 16 茨城県那珂市向山字六人頭1002番8, 14, 1019番10, 11, 12 2921番1, 3, 6, 14, 15		
【2. 住居表示】	茨城県那珂郡東海村舟石川622番地1		
【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】	<input checked="" type="checkbox"/> 都市計画区域内 (<input checked="" type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 区域区分非設定) <input type="checkbox"/> 準都市計画区域内 <input type="checkbox"/> 都市計画区域及び準都市計画区域外		
【4. 防火地域】	<input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input checked="" type="checkbox"/> 指定なし		
【5. その他の区域, 地域, 地区又は街区】	<input checked="" type="checkbox"/> 公共下水道処理区域		
【6. 道路】			
【イ. 幅員】	10.000 m	(法42条第1項第一号)	
【ロ. 敷地と接している部分の長さ】	12.948 m		
【7. 敷地面積】			
【イ. 敷地面積】 (1)	(221,594.47 m ²)	(m ²)	(m ²)
(2)	(m ²)	(m ²)	(m ²)
【ロ. 用途地域等】	(工業専用地域)	()	()
【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】	(200 %)	(%)	(%)
【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】	(60 %)	(%)	(%)
【ホ. 敷地面積の合計】 (1)	221,594.47 m ²		
(2)	m ²		
【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】	200 %		
【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】	60 %		
【チ. 備考】	【ヘ.】欄 10.000m×0.6=6.0>2 →200%		
【8. 主要用途】	(区分 08340) 工場 (原子力関連施設)		
【9. 工事種別】	<input type="checkbox"/> 新築 <input checked="" type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input checked="" type="checkbox"/> 大規模の模様替		
【10. 建築面積】	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
【イ. 建築面積】	(842.53 m ²)	(37,101.07 m ²)	(37,943.60 m ²)
【ロ. 建蔽率】	17.13 %		
【11. 延べ面積】	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
【イ. 建物全体】	(835.03 m ²)	(48,248.64 m ²)	(49,083.67 m ²)
【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】	(0.00 m ²)	(0.00 m ²)	(0.00 m ²)
【ハ. エレベーターの昇降路の部分】	(0.00 m ²)	(14.40 m ²)	(14.40 m ²)
【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】	(0.00 m ²)	(0.00 m ²)	(0.00 m ²)
【ホ. 自動車車庫等の部分】	(0.00 m ²)	(183.87 m ²)	(183.87 m ²)
【ヘ. 備蓄倉庫の部分】	(0.00 m ²)	(0.00 m ²)	(0.00 m ²)
【ト. 蓄電池の設置部分】	(0.00 m ²)	(0.00 m ²)	(0.00 m ²)
【チ. 自家発電設備の設置部分】	(0.00 m ²)	(0.00 m ²)	(0.00 m ²)
【リ. 貯水槽の設置部分】	(0.00 m ²)	(0.00 m ²)	(0.00 m ²)
【ヌ. 宅配ボックスの設置部分】	(0.00 m ²)	(0.00 m ²)	(0.00 m ²)
【ム. 住宅の部分】	(0.00 m ²)	(0.00 m ²)	(0.00 m ²)
【ム. 老人ホーム等の部分】	(0.00 m ²)	(0.00 m ²)	(0.00 m ²)



【7. 延べ面積】 48,885.40 m²
【8. 容積率】 22.07 %

【12. 建築物の数】

【イ. 申請に係る建築物の数】 5
【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】 67

【13. 建築物の高さ等】 (申請に係る建築物) (他の建築物)

【イ. 最高の高さ】 (17.900 m) (14.906 m)

【ロ. 階数】 地上 (3 階) (3 階)
地下 (— 階) (— 階)

【ハ. 構造】 鉄筋コンクリート造 一部 鉄骨造

【ニ. 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】 有 無

【ホ. 適用があるときは、特例の区分】

道路高さ制限不適用 隣地高さ制限不適用 北側高さ制限不適用

【14. 許可・認定等】

【15. 工事着手予定年月日】 令和元年8月15日

【16. 工事完了予定年月日】 令和2年8月31日

【17. 特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)

(第 回) 令和 年 月 日 ()
(第 回) 令和 年 月 日 ()
(第 回) 令和 年 月 日 ()

【18. その他必要な事項】

- ・ 敷地前題 確認済証 第H29確認建築県央00017号 平成30年1月26日 (廃棄物管理棟)
検査済証 第H30確済建築県央00015号 平成31年3月14日 (廃棄物管理棟)
- ・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条に基づく計画認定 平成31年4月17日 (本工場棟)

【19. 備考】

- ・ 【11. 延べ面積】の申請以外の部分には【12.】ロ欄の他に、10m²以下の37棟分を含む

(第四面)

建築物別概要

【1. 番号】	4	(第3廃棄物倉庫)
【2. 用途】	(区分 08340)	工場 (第3廃棄物倉庫)
	(区分)	
	(区分)	
	(区分)	
【3. 工事種別】	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input checked="" type="checkbox"/> 大規模の模様替	
【4. 構造】	S造	
【5. 耐火建築物】	<input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 (イ-1) <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 (イ-2) <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 (ロ-1) <input checked="" type="checkbox"/> 準耐火建築物 (ロ-2) <input type="checkbox"/> 耐火構造建築物 <input type="checkbox"/> 特定避難時間倒壊等防止建築物 <input type="checkbox"/> その他	
【6. 階数】	【イ. 地階を除く階数】 1 階 【ロ. 地階の階数】 一 階 【ハ. 昇降機塔等の階の数】 一 階 【ニ. 地階の倉庫等の階の数】 一 階	
【7. 高さ】	【イ. 最高の高さ】 7.510 m 【ロ. 最高の軒の高さ】 6.800 m	
【8. 建築設備の種類】	警報、消火	
【9. 確認の特例】	【イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 【ロ. 建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 【ハ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】 第 号 【ニ. 認定型式の認定番号】 第 号 【ホ. 適合する一連の規定の区分】 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第136条の2の11第1号ロ 【ヘ. 認証型式部材等認証番号】	
【10. 延べ面積】	(申請部分) (申請以外の部分) (合計)	
【イ. 階別】	(1 階) (524.88 m ²) (0.00 m ²) (524.88 m ²)	
【ロ. 合計】	(524.88 m ²) (0.00 m ²) (524.88 m ²)	
【11. 屋根】	高強度折板	
【12. 外壁】	サイディング t=0.8mm	
【13. 軒裏】		
【14. 居室の床の高さ】		
【15. 便所の種類】		
【16. その他必要な事項】		
【17. 備考】		



(第五面)

建築物の階別概要

【1.番号】	4	
【2.階】	1 階	
【3.柱の小径】		
【4.横架材間の垂直距離】		
【5.階の高さ】	m	
【6.天井】		
【イ.居室の天井の高さ】	m	
【ロ.建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
【7.用途別床面積】		
(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)
【イ.】 (08340)	(工場 (第3廃棄物倉庫))	(524.88 m ²)
【ロ.】 ()	()	(m ²)
【ハ.】 ()	()	(m ²)
【ニ.】 ()	()	(m ²)
【ホ.】 ()	()	(m ²)
【ヘ.】 ()	()	(m ²)
【8.その他必要な事項】		
【9.備考】		



建築物独立部分別概要

【1. 番号】	4
【2. 延べ面積】	m ²
【3. 建築物の高さ等】	
【イ. 最高の高さ】	m
【ロ. 最高の軒の高さ】	m
【ハ. 階数】	地上 (階) 地下 (階)
【ニ. 構造】	
【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】	
<input type="checkbox"/> 特定構造計算基準	
<input type="checkbox"/> 特定増改築構造計算基準	
【5. 構造計算の区分】	
<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第1項各号に掲げる基準に従った構造計算	
<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算	
<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算	
<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算	
<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算	
【6. 構造計算に用いたプログラム】	
【イ. 名称】	
【ロ. 区分】	<input type="checkbox"/> 建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの認定を受けたプログラム (大臣認定番号)
	<input type="checkbox"/> その他のプログラム
【7. 建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】	
【8. 備考】	



添付 4



第五号様式（第三条、第二条の二、第三条関係）

建築基準法第6条第1項の規定による 確認済証

第2019確認建築県央00030号
令和元年12月23日

三菱原子燃料株式会社 代表取締役社長 梅田 賢治 様

茨城県建築主事



下記による確認申請書に記載の計画は、建築基準法第6条第1項（建築基準法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記

1. 申請年月日 令和元年11月20日
2. 建築場所、設置場所又は築造場所
茨城県那珂郡東海村舟石川字権現堂6-2-2番1、同番15、同番16、茨城県那珂市向山字六人頭1002番8、同番14、1019番10、同番11、同番12、2921番1、同番3、同番6、同番14、同番15
3. 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
(建築物)
 - (1) 建築物の名称 三菱原子燃料(株) 第1廃棄物処理所前室 増築工事
 - (2) 主要用途 工場(原子力関連施設)
 - (3) 工事種別 新築 増築 改築 移転 用途変更
大規模の修繕 大規模の模様替
 - (4) 延べ面積(建築物全体)
 - a. 申請部分の面積 20,61㎡
 - b. 申請以外の部分の面積 49,266.40㎡
 - c. 合計の面積 49,287.01㎡
 - (5) 申請棟数 1
 - (6) 建築物の構造 鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造
 - (7) 建築物の階数 地階を除く階数(地上階数) 2階
地階の階数 1階
 - (8) 天空率適用 有 無
道路高さ制限不適用 隣地高さ制限不適用 北側高さ制限不適用
4. 適合判定通知書の番号
5. 適合判定通知書の交付年月日
6. 適合判定通知書の交付者

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。

前回建築確認第18号元年8月1日

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（A4）

確認申請書（建築物）



（第一面）

建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

建築主事 様

令和 元年 11 月 20 日

申請者氏名 三菱原子燃料株式会社
代表取締役社長 梅田 賢治

設計者氏名
一級建築士

※手数料欄			
※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※確認番号欄
令和 元年 11 月 27 日 第 1 号 係員印			令和 元年 12 月 23 日 第 2 号 係員印
受付 茨城県 (県央)			第 2 号 確認建築県央 00020号



(第二面)

建築主等の概要

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】 ミヅノシゲノリヨカブシカアイシャ ケイゴトリシヤキヤチヨウ カダケ ケンジ
 【ロ. 氏名】 三菱原子燃料株式会社 代表取締役社長 梅田 賢治
 【ハ. 郵便番号】 319-1197
 【ニ. 住所】 茨城県那珂郡東海村舟石川622番地1
 【ホ. 電話番号】 029-282-2011

【2. 代理者】

【イ. 資格】
 【ロ. 氏名】
 【ハ. 建築士事務所名】
 【ニ. 郵便番号】
 【ホ. 所在地】
 【ヘ. 電話番号】

[Empty box for proxy agent information]

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ. 資格】
 【ロ. 氏名】
 【ハ. 建築士事務所名】

【ニ. 郵便番号】
 【ホ. 所在地】
 【ヘ. 電話番号】

[Empty box for designer information]

【ト. 作成又は確認した設計図書】 設計図書 一式

(その他の設計者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録 第 号
 【ロ. 氏名】
 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録 第 号

【ニ. 郵便番号】
 【ホ. 所在地】
 【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成又は確認した設計図書】

(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)

上記の設計者のうち、

建築士法第20条の2第1項の表示をした者

【イ. 氏名】
 【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の2第3項の表示をした者

【イ. 氏名】
 【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の3第1項の表示をした者

【イ. 氏名】
 【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の3第3項の表示をした者

【イ. 氏名】
 【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号



【4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

- 【イ.氏名】
- 【ロ.勤務先】
- 【ハ.郵便番号】
- 【ニ.所在地】
- 【ホ.電話番号】
- 【ヘ.登録番号】
- 【ト.意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

- 【イ.氏名】
- 【ロ.勤務先】
- 【ハ.郵便番号】
- 【ニ.所在地】
- 【ホ.電話番号】
- 【ヘ.登録番号】
- 【ト.意見を聴いた設計図書】

【5. 工事監理者】

(代表となる工事監理者)

- 【イ.資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録 第 157701 号
- 【ロ.氏名】 川村 敏彦
- 【ハ.建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (広島県) 知事登録 第 18(1)2434 号
三菱重工マシナリーテクノロジー建築事務所
- 【ニ.郵便番号】 733-8553
- 【ホ.所在地】 広島市西区観音新町四丁目6番22号
- 【ヘ.電話番号】 082-291-2327
- 【ト.工事と照合する設計図書】 設計図書 一式

(その他の工事監理者)

- 【イ.資格】 () 建築士 () 登録 第 号
- 【ロ.氏名】
- 【ハ.建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録 第 号
- 【ニ.郵便番号】
- 【ホ.所在地】
- 【ヘ.電話番号】
- 【ト.工事と照合する設計図書】

【6. 工事施工者】

- 【イ.氏名】 未定
- 【ロ.営業所名】
- 【ハ.郵便番号】
- 【ニ.所在地】
- 【ホ.電話番号】

【7. 構造計算適合性判定の申請】

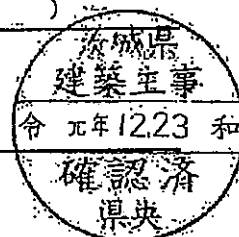
- 申請済 ()
- 未申請 ()
- 申請不要

【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

- 提出済 ()
- 未提出 ()
- 提出不要 (非住宅部分の床面積が2000㎡未満の為)

【9. 備考】

【工事名称】 三菱原子燃料(株) 第1廃棄物処理所前室 増築工事



(第三面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】 茨城県那珂郡東海村舟石川字権現堂622番1、同番15、同番16、
茨城県那珂市向山字六人頭1002番8、同番14、
1019番10、同番11、同番12、
2921番1、同番3、同番6、同番14、同番15

【2. 住居表示】 茨城県那珂郡東海村舟石川622番地1

【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】
 都市計画区域内 (市街化区域 市街化調整区域 区域区分非設定)
 準都市計画区域内 都市計画区域及び準都市計画区域外

【4. 防火地域】 防火地域 準防火地域 指定なし

【5. その他の区域、地域、地区又は街区】 公共下水道処理区域

【6. 道路】
 【イ. 幅員】 10.000 m (法42条第1項第一号)
 【ロ. 敷地と接している部分の長さ】 353.817 m

【7. 敷地面積】
 【イ. 敷地面積】 (1) (221,594.47 m²) (m²) (m²) (m²)
 (2) (m²) (m²) (m²) (m²)
 【ロ. 用途地域等】 (工業専用地域) () () ()
 【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】
 (200 %) (%) (%) (%)
 【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】
 (60 %) (%) (%) (%)
 【ホ. 敷地面積の合計】 (1) 221,594.47 m²
 (2) m²
 【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 200 %
 【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 60 %
 【チ. 備考】

【8. 主要用途】 (区分 08340) 工場 (原子力関連施設)

【9. 工事種別】
 新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

【10. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)
 【イ. 建築面積】 (18.48 m²) (38,024.89 m²) (38,043.37 m²)
 【ロ. 建蔽率】 17.17 %

【11. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)
 【イ. 建物全体】 (20.61 m²) (49,266.40 m²) (49,287.01 m²)
 【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】 (0.00 m²) (0.00 m²) (0.00 m²)
 【ハ. エレベーターの昇降路の部分】 (0.00 m²) (14.40 m²) (14.40 m²)
 【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】 (0.00 m²) (0.00 m²) (0.00 m²)
 【ホ. 自動車車庫等の部分】 (0.00 m²) (162.76 m²) (162.76 m²)
 【ヘ. 備蓄倉庫の部分】 (0.00 m²) (0.00 m²) (0.00 m²)
 【ト. 蓄電池の設置部分】 (0.00 m²) (0.00 m²) (0.00 m²)
 【チ. 自家発電設備の設置部分】 (0.00 m²) (0.00 m²) (0.00 m²)
 【リ. 貯水槽の設置部分】 (0.00 m²) (0.00 m²) (0.00 m²)
 【ヌ. 宅配ボックスの設置部分】 (0.00 m²) (0.00 m²) (0.00 m²)
 【ル. 住宅の部分】 (0.00 m²) (0.00 m²) (0.00 m²)
 【レ. 老人ホーム等の部分】 (0.00 m²) (0.00 m²) (0.00 m²)



【7. 延べ面積】 49,109.85 m²
【8. 容積率】 22.17 %

【12. 建築物の数】

【イ. 申請に係る建築物の数】 1
【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】 70

【13. 建築物の高さ等】 (申請に係る建築物) (他の建築物)

【イ. 最高の高さ】 (9.500 m) (17.900 m)

【ロ. 階数】 地上 (2 階) (3 階)
地下 (1 階) (一 階)

【ハ. 構造】 鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造

【ニ. 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】 有 無

【ホ. 適用があるときは、特例の区分】

道路高さ制限不適用 隣地高さ制限不適用 北側高さ制限不適用

【14. 許可・認定等】

【15. 工事着手予定年月日】 令和 2 年 1 月 15 日

【16. 工事完了予定年月日】 令和 2 年 8 月 15 日

【17. 特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)

(第 回) 平成 年 月 日 (なし))
(第 回) 平成 年 月 日 ())
(第 回) 平成 年 月 日 ())

【18. その他必要な事項】

- ・ 敷地前願 確認済証 第2019確認建築県央00018号 令和元年8月1日
- ・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条に基づく計画認定申請
認定番号 第2号 令和元年11月25日

【19. 備考】

- ・ 【10. 建築面積】及び【11. 延べ面積】の申請以外の部分には
【12.】口欄の他に、10m²以内の棟の分を含む



(第四面)

建築物別概要

【1. 番号】	1	(第1廃棄物処理所他)
【2. 用途】	(区分 08340)	工場 (第1廃棄物処理所他)
【3. 工事種別】		
<input type="checkbox"/> 新築 <input checked="" type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替		
【4. 構造】	鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造	
【5. 主要構造部】		
<input type="checkbox"/> 耐火構造 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造 <input type="checkbox"/> 準耐火構造 (準耐火時間: 分) <input type="checkbox"/> 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー1) <input checked="" type="checkbox"/> 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー2)		
【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】		
<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造 <input type="checkbox"/> 建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物 <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造		
【7. 防火地域又は準防火地域における対策の状況】		
<input type="checkbox"/> 延焼防止建築物 <input type="checkbox"/> 準延焼防止建築物 <input type="checkbox"/> その他		
【8. 階数】		
【イ. 地階を除く階数】	2	階
【ロ. 地階の階数】	1	階
【ハ. 昇降機塔等の階の数】	-	階
【ニ. 地階の倉庫等の階の数】	-	階
【9. 高さ】		
【イ. 最高の高さ】	9.500 m	
【ロ. 最高の軒の高さ】	9.150 m	
【10. 建築設備の種類】 電気、警報、換気、暖房、冷房、消火(全て既存)、非常照明(増築部)		
【11. 確認の特例】		
【イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
【ロ. 建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
【ハ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】	第	号
【ニ. 認定型式の認定番号】	第	号
【ホ. 適合する一連の規定の区分】	<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第136条の2の11第1号ロ	
【ヘ. 認証型式部材等認証番号】		
【12. 延べ面積】	(申請部分)	(申請以外の部分) (合計)
【イ. 階別】	(2 階) (0.00 m ²) (417.87 m ²) (417.87 m ²)	
	(1 階) (20.61 m ²) (1,158.21 m ²) (1,178.82 m ²)	
	(B1 階) (0.00 m ²) (148.29 m ²) (148.29 m ²)	
【ロ. 合計】	(20.61 m ²) (1,724.37 m ²) (1,744.98 m ²)	
【13. 屋根】	ALC、コンクリート、合成高分子系加硫ゴムシート防水 t1.5 一般密着工法 (増築部)	
【14. 外壁】	コンクリート打放し、角波サディング、樹脂系吹付タイル (増築部)	
【15. 軒裏】		
【16. 居室の床の高さ】		
【17. 便所の種類】	水洗 (既存)	
【18. その他必要な事項】		
【19. 備考】		



(第五面)

建築物の階別概要

【1. 番号】	1	(第1 廃棄物処理所他)
【2. 階】	B1	階
【3. 柱の小径】		
【4. 横架材間の垂直距離】		
【5. 階の高さ】		m
【6. 天井】		
【イ. 居室の天井の高さ】	-	m
【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】	<input type="checkbox"/>	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
【7. 用途別床面積】		
	(用途の区分)	(具体的な用途の名称) (床面積)
【イ.】	(08340)	(工場 (既存)) (148.29 m ²)
【ロ.】	()	() (m ²)
【ハ.】	()	() (m ²)
【ニ.】	()	() (m ²)
【ホ.】	()	() (m ²)
【ヘ.】	()	() (m ²)
【8. その他必要な事項】		
【9. 備考】		

(第五面)

建築物の階別概要

【1. 番号】	1	(第1 廃棄物処理所他)
【2. 階】	1	階
【3. 柱の小径】		
【4. 横架材間の垂直距離】		
【5. 階の高さ】		(シリンダ洗浄棟・第2 廃棄物処理所) / (第1 廃棄物処理所) m
【6. 天井】		
【イ. 居室の天井の高さ】	2.400	m
【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】	<input type="checkbox"/>	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
【7. 用途別床面積】		
	(用途の区分)	(具体的な用途の名称) (床面積)
【イ.】	(08340)	(工場 (前室; 増築)) (20.61 m ²)
【ハ.】	(08340)	(工場 (既存)) (1,158.21 m ²)
【ニ.】	()	() (m ²)
【ホ.】	()	() (m ²)
【ヘ.】	()	() (m ²)
【8. その他必要な事項】		
【9. 備考】		



(第五面)

建築物の階別概要

【1. 番号】	1	(第1廃棄物処理所他)	
【2. 階】	2	階	
【3. 柱の小径】			
【4. 横架材間の垂直距離】			
【5. 階の高さ】		m	
【6. 天井】			
【イ. 居室の天井の高さ】	-	m	
【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	
【7. 用途別床面積】			
	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)
【イ.】	(08340)	(工場(既存))	(417.87 m ²)
【ロ.】	()	()	(m ²)
【ハ.】	()	()	(m ²)
【ニ.】	()	()	(m ²)
【ホ.】	()	()	(m ²)
【ヘ.】	()	()	(m ²)
【8. その他必要な事項】			
【9. 備考】			



(第六面)

建築物独立部分別概要

【1. 番号】	1-1	(第1廃棄物処理所：既存)
【2. 延べ面積】	503.41	m ²
【3. 建築物の高さ等】		
【イ. 最高の高さ】	9.370	m
【ロ. 最高の軒の高さ】	9.150	m
【ハ. 階数】	地上 (2 階)	地下 (一 階)
【ニ. 構造】	鉄骨造	
【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】		
<input type="checkbox"/>	特定構造計算基準	
<input type="checkbox"/>	特定増改築構造計算基準	
【5. 構造計算の区分】		
<input type="checkbox"/>	建築基準法施行令第81条第1項各号に掲げる基準に従った構造計算	
<input type="checkbox"/>	建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算	
<input type="checkbox"/>	建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算	
<input type="checkbox"/>	建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算	
<input type="checkbox"/>	建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算	
【6. 構造計算に用いたプログラム】		
【イ. 名称】		
【ロ. 区分】	<input type="checkbox"/>	建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの認定を受けたプログラム (大臣認定番号)
	<input type="checkbox"/>	その他のプログラム
【7. 建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】		
【8. 備考】		
		・1-2、1-4とはExp. Jを介して接続している



建築物独立部分別概要

【1. 番号】	1-2	(第2廃棄物処理所：既存)
【2. 延べ面積】	488.87	m ²
【3. 建築物の高さ等】		
【イ. 最高の高さ】	9.500	m
【ロ. 最高の軒の高さ】	9.000	m
【ハ. 階数】	地上 (2 階)	地下 (一 階)
【ニ. 構造】	鉄骨造	
【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】		
	<input type="checkbox"/> 特定構造計算基準	
	<input type="checkbox"/> 特定増改築構造計算基準	
【5. 構造計算の区分】		
	<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第1項各号に掲げる基準に従った構造計算	
	<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算	
	<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算	
	<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算	
	<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算	
【6. 構造計算に用いたプログラム】		
【イ. 名称】		
【ロ. 区分】	<input type="checkbox"/> 建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの認定を受けたプログラム (大臣認定番号)	
	<input type="checkbox"/> その他のプログラム	
【7. 建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】		
【8. 備考】		
	・1-1、1-3とはExp. Jを介して接続している	



建築物独立部分別概要

【1. 番号】	1-4	(第1廃棄物処理所前室:増築)
【2. 延べ面積】	20.61	m ²
【3. 建築物の高さ等】		
【イ. 最高の高さ】	4.900	m
【ロ. 最高の軒の高さ】	4.420	m
【ハ. 階数】	地上 (1 階)	地下 (階)
【ニ. 構造】	鉄筋コンクリート造	
【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】		
<input type="checkbox"/> 特定構造計算基準		
<input type="checkbox"/> 特定増改築構造計算基準		
【5. 構造計算の区分】		
<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第1項各号に掲げる基準に従った構造計算		
<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算		
<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算		
<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算		
<input type="checkbox"/> 建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算		
【6. 構造計算に用いたプログラム】		
【イ. 名称】		
【ロ. 区分】	<input type="checkbox"/> 建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの認定を受けたプログラム (大臣認定番号)	
	<input type="checkbox"/> その他のプログラム	
【7. 建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】		
・ 第三号イ		
【8. 備考】		
・ 四号建築物相当		
・ I-1とはExp. Jを介して接続している		



(地震による損傷の防止)

第六条 安全機能を有する施設は、これに作用する地震力（事業許可基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。

(適合性の説明)

- 化学処理施設、成形施設、被覆施設、組立施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設

ウランを取り扱う設備・機器及びウランを収納する設備・機器等並びにこれらを収納する建物については、地震の発生による当該設備・機器の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度に応じて分類する。(7-1)

- [6.1-設 1] 事業許可に示すように耐震重要度分類を行っている。

耐震重要度分類において、上位に属するものは、下位の分類に属するものの破損によって波及的破損が生じないものとするとともに、下位の分類に属するものを上位の分類の建物及び構築物と構造的に一体に設計することが必要な場合には、上位の分類による設計とする。(7-2)

各クラスともに一次設計を行う。この一次設計に係る一次地震力は、地震層せん断力係数 C_i に、耐震重要度に応じて上記に示す割り増し係数を乗じたものに 20% 増しして算定するものとする。ここで「一次設計」とは、常時作用している荷重と一次地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、降伏応力又はこれと同等な安全性を有する応力を許容限界とする設計をいう。(7-8)

剛構造とならない設備・機器の耐震設計は、「建築設備耐震設計・施工指針(一般財団法人 日本建築センター発行)」の局部震度法による「設備機器の設計用標準震度」に基づく水平地震力と設備・機器に常時作用している荷重の組み合わせに対して弾性範囲に留まる設計を行う。具体的には、第 1 類、第 2 類、第 3 類の設備・機器に対してそれぞれ 1.0G、0.6G、0.4G の水平地震力を考慮する。(7-9)

耐震重要度分類の第 1 類については、上記の一次設計に加え、二次設計を行うものとする。二次設計に用いる地震力は、一次地震力に割増し係数 1.5 以上を乗じたものとする。二次設計は、常時作用している荷重と二次地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、設備・機器の相当部分が降伏し、塑性変形する場合でも過大な変形、亀裂、破損等が生じ、その施設の安全機能に重大な影響を及ぼすことがない設計とする。(7-10)

- [6.1-設 2] 本申請の化学処理施設、成形施設、被覆施設、組立施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設について、添付説明書一設 3 に示す方針により耐震重要度分類第 1 類、第 2 類、及び第 3 類に分類したいずれの機器についても、地震力に十分耐えることができる設計とする*1。耐震重要度分類第 1 類、第 2 類の機器について地震による損傷防止を評価した結果を添付説明書一設 3-1 に示す。

* 1 : 別記 1 3 章に示す申請機器(設備・機器、インターロック及び警報設備)のうち事業許可にて耐震重要度分類第 1 類、第 2 類、及び第 3 類に分類したものを対象とする。

耐震重要度 第1類

水素取扱設備及び著しく大きな地震力が作用する前に大きな地震を検知した場合に作動を期待するインターロック機構 (7-12)

- [6.1-設 4]大きな地震を検知した場合に作用するインターロック機構の制御部は耐震重要度分類第1類に分類する。
なお、インターロックの制御部が耐震重要度分類第3類であっても第1類機器・配管に設置するインターロックの検出端、作動端は耐震重要度分類第1類の水平地震力に耐えることができる設計とする。

耐震重要度 第3類

インターロック機構の制御部 (信号線含む)、電源系統及び駆動用ユーティリティ系統 (7-15)

- [6.1-設 3]地震インターロックを除くインターロックの制御部は耐震重要度分類第3類に分類する
- [6.1-設 6]警報設備 (UF₆漏えい警報設備を除く) の制御部は耐震重要度分類第3類に分類する。

閉じ込め機能において建物の一部として同等の性能を要求される設備 (逆流防止ダンパ及び逆流防止ダンパと建屋の間の排気ダクト) については、設置する建物の耐震重要度と同じとする。

外部環境への汚染防止のため、排気系統における高性能エアフィルタから逆流防止ダンパ手前までの系統の耐震重要度を第2類とし、その他系統内のダクトは第3類とする。第1類又は第2類のウラン粉末を取り扱う設備・機器 (配管系統を含む) を第3類のダクトに接続する場合、その接続部に閉じ込め機能維持のためフィルタ、逆止弁等を設置し、その区分は当該のウラン粉末を取り扱う設備・機器と同じ区分とする。 (7-3)

耐震重要度 第3類

インターロック機構の制御部 (信号線含む)、電源系統及び駆動用ユーティリティ系統 (7-15)

- [6.1-設 1]機器の性能要求に応じて耐震重要度分類を行う。
- [6.1-設 9]給気逆流防止ダンパと建物境界間の給気ダクト・ダンパは設置する建物の耐震重要度と同じとする。
排気逆流防止ダンパと建物境界間の排気ダクト・ダンパは設置する建物の耐震重要度と同じとする。
- [6.1-設 10]建物境界に設置する給気逆流防止ダンパ及び排気逆流防止ダンパは設置する建物の耐震重要度と同じとする。
- [6.1-設 12]高性能エアフィルタから逆流防止ダンパ手前までの機器 (排気ダクト、排気ファン、高性能エアフィルタ、排ガス分解装置、スクラバ (局所排気系統)) は耐震重要度分類第2類とし、その他のダクト (建物境界を除く) は耐震重要度分類第3類とする。

2. 耐震重要施設（事業許可基準規則第六条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。）は、基準地震動による地震力（事業許可基準規則第七条第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。）に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように施設しなければならない。

耐震重要施設（Sクラスに属する施設）はないため、該当しない。

3. 耐震重要施設が事業許可基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

耐震重要施設（Sクラスに属する施設）はないため、該当しない。

(津波による損傷の防止)

第七条 安全機能を有する施設は、基準津波（事業許可基準規則第八条に規定する基準津波をいう。第二十八条において同じ。）によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。

(適合性の説明)

- シリンダ洗浄棟、第 1 廃棄物処理所、第 1 廃棄物処理所前室、第 2 廃棄物処理所、第 3 廃棄物倉庫、原料貯蔵所、独立遮蔽壁(1)(2)(3)(4)、容器管理棟独立遮蔽壁(5)、水素供給設備障壁、防護フェンス

基準津波の最大遡上高さは 12.3m である。一方、加工施設は海岸線より約 6km 離れ、海拔約 30m～32m の高台にあることから、遡上波が到達しない十分高い場所に設置している。したがって、基準津波に対して安全機能が損なわれないため、津波による防護設計は不要である。

- [7.1-建 1] 事業許可に示すように、当社加工施設は海岸線より約 6km 離れ、海拔約 30m～32m の高台にあり、基準津波の最大遡上高さ 12.3m と比べて十分高いため、安全機能に影響を及ぼすことはない。

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第八条 安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

(適合性の説明)

事業許可に示すように、加工施設の安全機能に影響を及ぼし得る個々の自然現象として、竜巻、洪水、風（台風）、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災の11事象を抽出しており、以下の設計又は評価により安全機能を損なわないことを確認している。

(1) 竜巻

- シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第1廃棄物処理所前室、第2廃棄物処理所、第3廃棄物倉庫、原料貯蔵所、独立遮蔽壁(1)(2)(3)(4)、容器管理棟独立遮蔽壁(5)、水素供給設備障壁、防護フェンス
- 付属建物除染室・分析室鉄扉(SD-220)

竜巻に対して安全機能を有する施設の安全機能を損なうことがないように、以下の考え方により竜巻荷重を上回る強度を有する設計とする。

竜巻に対して安全機能を有する施設の安全機能を損なうことがないように加工施設の建物・構築物は、竜巻荷重を上回る強度を有する設計とする。(9-1)
F1 竜巻に対する安全設計としては、建物の外壁（開口部であるシャッタ等を含む）及び屋根は、F1 竜巻に対して損傷しない設計とする。転換工場、成型工場（放射線管理棟を含む）、組立工場、除染室・分析室、加工棟（連絡通路）、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所、シリンダ洗浄棟（前室）、第3廃棄物倉庫は、F1 竜巻により損傷するおそれがある外壁（開口部であるシャッタ及び鉄扉を含む）及び屋根を補強する設計とする。第3核燃料倉庫、劣化・天然ウラン倉庫、原料貯蔵所、容器管理棟、第2核燃料倉庫は、F1 竜巻により損傷するおそれがある外壁の開口部であるシャッタ及び鉄扉のみを補強する設計とする。(9-8)
屋根が折板（カラー鉄板含む）及び高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート（以下「ALC」という。）の建物（連絡通路、渡り廊下、前室含む）は、屋根全面の屋根取付け鉄骨トラスの補強及び強度の高い屋根材の取付け又は鉄筋コンクリート造（以下「RC造」という。）屋根の一部を補強シート張りで補強する。鉄骨造（以下「S造」という。）建物の外壁は全面をサイディング（一部内側サイディングを含む。）で補強する。RC造建物の外壁は、強度が不足な一部を鉄板又は増厚で補強する。第3廃棄物倉庫は除くシャッタは鉄扉化又は補強バーで補強する。(9-9)
第3廃棄物倉庫を除く建物の開口部（シャッタ等）は鉄扉に変更する。(9-12)

- [8.1-建1] F1 竜巻に対する安全設計として、F1 竜巻（最大風速49m/s）に対して以下の設計とする。

建物・構築物	F1 竜巻（最大風速49m/s）に対する安全設計
建物	保有水平耐力が、風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重を上回る構造とする。 また、以下の建物の部材の短期許容荷重が、F1 竜巻（最大風速49m/s）の風圧力及び気圧差による竜巻荷重を上回る構造とする。
構築物（杭基礎）	各部に作用する短期許容応力が、竜巻荷重を上回る構造とする。

構築物（直接基礎）	各部に作用する短期許容応力が、竜巻荷重を上回る構造とする。 また、発生接地圧は、短期地耐力が基礎底板接地圧を上回る構造とする。
-----------	--

主要な構造材を表イ建-2-1、表ト建-2-1~2-5、表へ建-2-1、2-2、表リ建-2-1-1~2-1-4、2-2、2-3に示す。

構造的に独立した建物を接続する部分に設置するエキスパンションジョイントにはカバー（屋外）を設け、建物内部の設備/機器、及びエキスパンションジョイントの閉じ込め機能を有する部材（止水シート）が損傷することを防止する。エキスパンションジョイントの設置位置、構造を、図イ建-1-5に示す。

なお、F1 竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。

各建物の補強内容を以下に示す。

（シリンダ洗浄棟）

- ・ 本体の外壁（鉄筋コンクリート）：補強なし
- ・ 前室の外壁：サイディングに更新
（前室の外壁更新箇所を図イ建-2-10~2-12に示す）

- ・ 本体の屋根（鉄筋コンクリート）：補強なし
- ・ 前室の屋根（ALC）：補強なし
- ・ 本体のシャッター：シャッターを撤去し鉄扉を新設
- ・ 前室のシャッター：補強
- ・ 本体の鉄扉：補強
- ・ 前室の鉄扉：補強
- ・ ガラリ：固縛

（鉄扉及びシャッターの配置を図イ建-1-6、図イ建-2-2、2-3 及び図イ建-2-5 に、ガラリの配置を図イ建-2-5 に示す。鉄扉、シャッター、ガラリの仕様及び補強、新設、固縛の区別を図イ建-1-7 の建具表に示す。また、補強概要図を図イ建-1-7-1 に示す）

（第1 廃棄物処理所）

- ・ 本体の外壁（石綿スレート+木毛セメント板）：サイディングで補強
- ・ 本体の腰壁（コンクリートブロック）：補強のため鋼板を新設
（本体のサイディング・鋼板補強箇所を図ト建-1-6、1-7、1-9~1-14 に示す。また、サイディング補強の概略図を図ト建-1-15、1-16 に示す）

- ・ 本体の鉄扉：補強
- ・ 本体のシャッター：鉄扉を撤去し新設
（鉄扉、シャッターの配置を図イ建-1-6、図ト建-1-1 及び図ト建-1-4 に示す。鉄扉の仕様及び補強、新設の区別を図イ建-1-7 の建具表に示す。また、補強概要図を図イ建-1-7-1 に示す）

（第1 廃棄物処理所前室）

- ・ 外壁（鉄筋コンクリート）：新設
- ・ 屋根（鉄筋コンクリート）：新設
- ・ 鉄扉：新設
（鉄扉の配置を図イ建-1-6、図ト建-2-1 及び図ト建-2-3 に示す。鉄扉の仕様を図イ建-1-7 の建具表に示す）

（第2 廃棄物処理所）

- ・ 本体（渡り廊下を含む）の外壁（繊維混入けい酸カルシウム板）：サイディングで補強

(本体のサイディング補強箇所を図ト建-3-6、3-7、3-9~3-20 に示す。また、サイディング補強の概略図を図ト建-3-21 に示す)

- ・ 渡り廊下の屋根 (ALC) : 折板で補強
(補強箇所を図ト建-3-6、3-8、3-11、3-12、3-15、3-20 に示す)
- ・ 鉄扉 : 補強及び新設
- ・ 本体の窓 : 鋼板で閉塞
- ・ ガラリ : 固縛
(鉄扉の配置を図イ建-1-6、図ト建-3-1、3-2 及び図ト建-3-4 に、ガラリの配置を図ト建-3-4 に示す。鉄扉、ガラリの仕様及び補強、新設、固縛の区別を図イ建-1-7 の建具表に示す。また、補強概要図を図イ建-1-7-1 に示す)

(第3 廃棄物倉庫)

- ・ 外壁 : サイディングに更新
(サイディング更新箇所を図ト建-4-11、4-12、図ト建-4-14~4-17 に示す)
- ・ 屋根 : 折板張替え補強
(張替え補強箇所を図ト建-4-13 に示す)
- ・ 鉄扉 : 補強
- ・ シャッタ : 交換
(鉄扉及びシャッタの配置、仕様及び補強、交換の区別を図ト建-4-4、4-6、4-8 に示す。また、補強概要図を図ト建-4-4 に示す)

(原料貯蔵所)

- ・ 外壁 : 新設補強(鉄筋コンクリート)
(新設補強箇所を図へ建-1-10~1-13 に示す。新設補強の詳細を図へ建-1-14 に示す)
- ・ 屋根(鉄筋コンクリート) : 補強なし
- ・ 鉄扉 : 補強
- ・ シャッタ : シャッタを撤去し鉄扉を新設
(鉄扉の配置、仕様及び補強、新設の区別、補強概要を図へ建-1-4、1-6、1-8 に示す)

(独立遮蔽壁(1)(2)(3)(4))

- ・ 本体(鉄筋コンクリート) : 新設

(容器管理棟独立遮蔽壁(5))

- ・ 本体(鉄筋コンクリート) : 新設

(水素供給設備障壁)

- ・ 本体(鉄筋コンクリート) : 新設

(防護フェンス)

- ・ 本体(鉄筋コンクリート、鉄骨) : 新設

(付属建物除染室・分析室鉄扉 (SD-220))

- ・ 鉄扉 : 新設
(鉄扉の配置を図イ建-3-2 に示す。鉄扉の仕様を図イ建-3-3 の建具表に示す)

(エキスパンションジョイント)

- ・ カバー (屋外) : 新設
(エキスパンションジョイントの配置、構造を、図イ建-1-5 に示す)

(2) 洪水

○シリンダ洗浄棟、第1 廃棄物処理所、第1 廃棄物処理所前室、第2 廃棄物処理所、第3

廃棄物倉庫、原料貯蔵所、独立遮蔽壁(1)(2)(3)(4)、容器管理棟独立遮蔽壁(5)、水素供給設備障壁、防護フェンス

- [8.1-建2]洪水については、事業許可に示すように、当社加工施設は海拔約30m～32mの高台に立地しており、北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川の氾濫による影響はなく、安全機能に影響を及ぼすことはない。

(3) 風(台風)

○シリング洗浄棟、第1廃棄物処理所、第1廃棄物処理所前室、第2廃棄物処理所、第3廃棄物倉庫、原料貯蔵所、独立遮蔽壁(1)(2)(3)(4)、容器管理棟独立遮蔽壁(5)、水素供給設備障壁、防護フェンス

- 風(台風)については、事業許可に示すように、水戸地方の台風等による最大風速は竜巻に対する設計上の考慮に含まれる。また台風に伴う雨については、後述の降水に対する設計に含まれ、いずれも安全機能に影響を及ぼすことはない。

(4) 凍結

○消火設備(屋外消火栓)

凍結のおそれのあるものについては、断熱材付きの配管を用いる等の措置を講じる。
(9-2)

- [8.1-建3]茨城県水戸気象台において、過去に観測した最低気温は-12.7℃である。最低気温が氷点下になることから、不凍式の屋外消火栓とする。
また、管の地中埋設深さについては、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年度版」に以下のとおり定められている。
 - 一 車両道路以外では300mm以上とする。
 - 一 寒冷地では凍結深度以上とする。当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、地表から管の上端までの深さが300mm以上となるように埋設する。

(5) 降水

降水については、事業許可に示すように、敷地内の排水設計、加工施設の東方、南方及び北方に低地があることから、水戸気象台が観測した最大日降水量及び最大1時間降水量を踏まえても、大量の雨水が施設内に侵入することはなく、安全機能に影響を及ぼすことはない。

○シリング洗浄棟、第1廃棄物処理所、第1廃棄物処理所前室、第2廃棄物処理所、第3廃棄物倉庫、原料貯蔵所、チェックタンク室 地下集水槽地下ピット

- [8.1-建4]茨城県水戸気象台において観測した1時間あたりの最大降水量81.7mm/hを基に、降水量150mm/hで設計した雨樋をシリング洗浄棟、第1廃棄物処理所、第1廃棄物処理所前室、第2廃棄物処理所、第3廃棄物倉庫、原料貯蔵所に設置する。また、鉄筋コンクリート屋根、又はALC屋根の以下の建物は、降水が浸透する可能性があるため、雨漏り防止のための防水層を施工する。

- ・シリング洗浄棟
- ・第1廃棄物処理所
- ・第1廃棄物処理所前室
- ・第2廃棄物処理所
- ・原料貯蔵所

金属については降水の浸透は考えられないため、折板屋根の以下の建物については追加の雨漏り対策は不要である。

- ・第3廃棄物倉庫

エキスパンションジョイントにはカバー(屋外)を設置し、降水が建物内部に

侵入することを防止する。

降水は各建物に設置した雨樋に勾配を設け、雨水排水管に排出される。各建物の屋根にも勾配を設ける。また、各建物の開口部には外側に勾配を設けて、建物内に雨水が流入することがないように設計しており、安全機能に影響を及ぼすことはない。

シリンダ洗浄棟地下1階、原料貯蔵所シリンダ貯蔵ピット、チェックタンク室地下集水槽地下ピットの床スラブと外壁は隙間の無い一体構造であり、内部に地下水が漏れることがない。よって、降水による地下水位上昇が各建物に影響することはない。

また、地下水位が各建物の床面まで上昇した場合であっても、外壁面に作用する地下水の水圧は地震時の土圧より小さいことから、降水による地下水位上昇が各建物に影響することはない。

(6) 積雪

○シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第1廃棄処理所前室、第2廃棄物処理所、第3廃棄物倉庫、原料貯蔵所

加工施設の建物の屋根構造は、折板屋根（鉄骨造の屋根）と鉄筋コンクリート屋根の2種類があり、実耐荷重は折板屋根が小さいものの、水戸気象台が観測した最深積雪量を踏まえても、約60cmの積雪に耐える実力を有する。(9-3)

➤ [8.1-建 5]茨城県建築基準法等施行細則第16条の4に基づき30cmの積雪荷重を考慮した設計とし、屋根構造は、約60cmの積雪に耐える実力を有する。上記を添付説明書一建4に示す。

屋外に設置する、独立遮蔽壁(1)(2)(3)(4)、容器管理棟独立遮蔽壁(5)、水素供給設備障壁、防護フェンスに水戸気象台が観測した最深積雪量を考慮した積雪量(約60cm)が配管上に積雪したことを考えたとしても発生応力は許容値を満足しており安全機能への影響はない。

(7) 落雷

○シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第1廃棄処理所前室、第2廃棄物処理所、第3廃棄物倉庫、原料貯蔵所

落雷について、建築基準法、消防法等に基づき避雷針を設置する。(9-4)

➤ [8.1-建 10]避雷設備の設置基準は建築基準法と消防法による。建物の高さは図イ建-2-5、図ト建-1-4、図ト建-2-3、図ト建-3-4、図ト建-4-8、図へ建-1-8に示すように最大で約11.3mであり、建築基準法第三十三条にある高さ20m以上に該当せず、また危険物の規制に関する政令第十条や消防法第十条に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため避雷設備の設置は不要である。

屋外に設置する、独立遮蔽壁(1)(2)(3)(4)、容器管理棟独立遮蔽壁(5)、水素供給設備障壁、防護フェンスは避雷設備の設置の対象ではない。

(8) 地滑り

○シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第1廃棄処理所前室、第2廃棄物処理所、第3廃棄物倉庫、原料貯蔵所、独立遮蔽壁(1)(2)(3)(4)、容器管理棟独立遮蔽壁(5)、水素供給設備障壁、防護フェンス

➤ [8.1-建 6]事業許可に示すように、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに記載のとおり当社加工施設は土砂災害が発生しない場所に立地している。

(9) 火山の影響

○シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第1廃棄物処理所前室、第2廃棄物処理所、第3廃棄物倉庫、原料貯蔵所

加工施設の建物の主な屋根構造は、折板屋根（転換工場、成型工場、組立工場、除染・分析室、他）と鉄筋コンクリート屋根（加工棟、第2核燃料倉庫、第3核燃料倉庫、原料貯蔵所、シリンダ洗浄棟、他）の2種類があり、実耐荷重は折板屋根が小さく、降下火砕物（湿潤密度 1.2g/cm^3 ）で約10cm（約60cmの積雪に相当）に耐える実力を有する。（湿潤密度 1.7g/cm^3 では約7cmに相当する。）また、鉄筋コンクリート屋根の実耐荷重は、降下火砕物（湿潤密度 1.2g/cm^3 ）で約28cm（約168cmの積雪に相当）に耐える実力を有する。（湿潤密度 1.7g/cm^3 では約20cmに相当する。）（9-3）

▶ [8.1-建7]鉄筋コンクリート屋根の実耐荷重は、降下火砕物（湿潤密度 1.2g/cm^3 ）で約28cm（約168cmの積雪に相当）に耐える実力を有する（湿潤密度 1.7g/cm^3 では約20cmに相当する）。また、折板屋根及び折板屋根と同等以上の強度を有するALC屋根の実耐荷重は、降下火砕物（湿潤密度 1.2g/cm^3 ）で約10cm（約60cmの積雪に相当）に耐える実力を有する（湿潤密度 1.7g/cm^3 では約7cmに相当する）。

上記を添付説明書一建4に示す。

降下火砕物が加工施設で観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、除去作業等の措置を講じることとし、必要な保護具や資機材をあらかじめ用意することを保安規定に定める。

降下火砕物の密度は 1.2g/cm^2 （湿潤密度）であり積雪の約6倍であるが、屋外に設置する、独立遮蔽壁(1)(2)(3)(4)、容器管理棟独立遮蔽壁(5)、水素供給設備障壁、防護フェンスに対する60cm積雪時の応力評価結果を鑑みると、降下火砕物の堆積に耐える実力を有する。

(10) 生物学的事象

○シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所

（生物学的影響）

生物学的影響について、配管を利用した外部供給水の設計、外気取入口へのフィルタを設置する。（9-5）

▶ [8.1-建8] 外部から工水を供給する配管があり、当該配管の外部との接続部にはストレーナ（60メッシュ）を設置し、また、外気取入用ファンの前、又は後方にはフィルタ（粉塵除去用）を設置しており、虫等の侵入を防止している。なお、シリンダ洗浄棟の外気は第2廃棄物処理所から供給される。

(11) 森林火災

○シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第1廃棄物処理所前室、第2廃棄物処理所、第3廃棄物倉庫、原料貯蔵所、独立遮蔽壁(1)(2)(3)(4)、容器管理棟独立遮蔽壁(5)、水素供給設備障壁、防護フェンス

（森林火災）

加工施設の建物は、建築基準法等関係法令で定める耐火構造又は不燃性材料を使用した設計としている。（9-21）

▶ [8.1-建9] 事業許可に示すように、当社加工施設の周辺には広大な森林は存在せず、最も近い雑木林までは約400m以上の離隔距離があるため、森林火災による加工施設への影響はない。

加工施設は住宅密集地から離れており、市街地における火災の危険を防除する

ために定める防火地域又は準防火地域には指定されていないが、加工施設の建物は、建築基準法等関係法令で定める耐火構造又は不燃性材料を使用した設計としている。

2. 安全機能を有する施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）により加工施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

(適合性の説明)

事業許可に示すように、国内外の基準や文献等に基づき人為事象を検討し、敷地及び敷地周辺の状況を基に、加工施設の安全に影響を及ぼし得る人為事象として、飛来物（航空機落下等）、敷地内の屋外危険物等貯蔵施設の火災・爆発、近隣工場の火災・爆発、ダムの崩壊、船舶の衝突、電磁的障害、有毒ガスの7事象を抽出した。航空機落下による影響については第八条の第3項に示すが、航空機落下に伴う火災の影響と残りの6事象については、以下の設計又は評価により安全機能を損なわないことを確認している。

(1) 航空機落下に伴う火災

○工場棟転換工場鉄扉 (SD-2)、工場棟組立工場鉄扉 (SD-17)、付属建物除染室・分析室鉄扉 (SD-220)

(航空機落下火災)

「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」の「附属書C 原子力発電所の敷地内への航空機落下による火災の影響評価について」に基づき、航空機落下確率が 1×10^{-7} 回/年となる地点に墜落した場合を想定し、評価を実施した。評価対象施設は、建物及び加工工程の独立性を考慮し、核燃料物質を取り扱う主要工場である転換工場等、成型工場、組立工場とした。評価の結果、航空機落下で発生する火災に対して、いずれの建物においてもその外壁は損傷せず、外部火災の影響が大きな事故の誘因とならないことを確認した。(9-26)

➤ [8.2-建 1] 事業許可に示すように、当社敷地内への航空機落下で発生する火災では3工場（工場棟転換工場（付属建物除染室・分析室を含む）、工場棟組立工場）を対象とした。評価の結果、航空機落下で発生する火災に対して、いずれの工場棟転換工場鉄扉 (SD-2)、工場棟組立工場鉄扉 (SD-17)、付属建物除染室・分析室鉄扉 (SD-220) においてもその鉄扉は損傷せず、外部火災の影響が大きな事故の誘因とならないことを確認した。

(2) 敷地内の屋外危険物貯蔵施設の火災・爆発、近隣工場の火災・爆発、有毒ガス

○シリング洗浄棟、第1廃棄物処理所、第1廃棄物処理所前室、第2廃棄物処理所、第3廃棄物倉庫、原料貯蔵所、水素供給設備障壁、付属建物除染室・分析室鉄扉 (SD-220)

(屋外危険物の火災・爆発)

火災・爆発による影響評価のもとに、火災・爆発により核燃料物質を内包する設備が設置されている建物の外壁が損傷しない設計とする。(9-6)

LPガス供給設備については、防護対象施設に対して危険限界距離以上の離隔距離となる場所に移設する。(9-23)

高圧ガス貯蔵所については、高圧ガス保安法に基づく障壁を、周囲を囲うように設置する。(9-24)

- [8.2-建 2] 危険物屋外タンク貯蔵所(1)、危険物屋外タンク貯蔵所(2)、危険物屋外タンク貯蔵所(3)、高圧ガス製造所、LP ガス供給設備、高圧ガス貯蔵所、A 重油用タンクローリ、灯油用タンクローリ、液化アンモニアローリ、LP ガスローリ、水素トレーラ、タンクローリ、高圧ガス貯蔵所（第二種貯蔵所）、LP ガス貯蔵設備、危険物屋外タンク貯蔵所の火災・爆発に対し、外壁までの離隔距離が危険距離及び危険限界距離を上回るか、火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁があるか、火災・爆発の影響を受ける外壁の評価温度が許容温度を下回るため、安全機能に影響を及ぼすことはない。

なお、シリンダ洗浄棟、第1 廃棄物処理所、第1 廃棄物処理所前室、第2 廃棄物処理所及び第3 廃棄物倉庫は主に廃棄物を取り扱う建物でありリスクが小さいことから、LP ガスローリの爆発評価は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づいて保安距離*を適用し、水素トレーラの爆発評価は、一般高圧ガス保安規則に基づいて、第一種設備距離を適用した。また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はないため、安全機能に影響を及ぼすことはない。

なお、高圧ガス貯蔵所と加工施設の間は、保安距離は確保されているが、万一の爆発に対する追加の安全対策として、高圧ガス保安法に基づいて障壁（鉄筋コンクリート製）で高圧ガス貯蔵所の周りを囲むことにより、爆風を上方向に開放する。なお、水素トレーラ出入口からは横方向に爆風が解放されるが、水素ガス爆発の影響範囲には、核燃料物質を内包する設備が設置されている建物がないため、鉄扉を設置しない。この障壁の据え付け工事が完了し、その供用を開始するまでは水素を高圧ガス貯蔵所に置かないこととする。また、LP ガス供給設備については、防護対象施設に対して危険限界距離以上の離隔距離となる場所に移設するため、シリンダ洗浄棟、第1 廃棄物処理所、第1 廃棄物処理所前室、第2 廃棄物処理所、第3 廃棄物倉庫、原料貯蔵所の安全機能に影響を及ぼすことはない。

また、敷地外の近隣工場の火災については、事業許可に示すとおり、原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに則り火災・爆発の影響評価を行い、火災・爆発源から建物外壁までの離隔距離が危険距離及び危険限界距離を上回るか、火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁があることを確認した。

評価した結果を添付説明書一建5 に示す。

独立遮蔽壁(1) (2) (3) (4)、容器管理棟独立遮蔽壁(5)、防護フェンスは、核燃料物質が内包されている設備が設置されている建物ではなく、外部火災・爆発が発生しても安全機能を損なうことはない。

*「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」の第72 条第2 号ロに定める一種保安物件に対する距離。

(3) ダムの崩壊

○シリンダ洗浄棟、第1 廃棄物処理所、第1 廃棄物処理所前室、第2 廃棄物処理所、第3 廃棄物倉庫、原料貯蔵所、独立遮蔽壁(1) (2) (3) (4)、容器管理棟独立遮蔽壁(5)、水素供給設備障壁、防護フェンス

- [8.2-建 3] 事業許可に示すように、当社加工施設は海拔約 30m~32m の高台に立地しており、加工施設の北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれはなく、安全機能に影響を及ぼすことはない。

(4) 船舶の衝突

○シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第1廃棄物処理所前室、第2廃棄物処理所、第3廃棄物倉庫、原料貯蔵所、独立遮蔽壁(1)(2)(3)(4)、容器管理棟独立遮蔽壁(5)、水素供給設備障壁、防護フェンス

➢ [8.2-建 4]事業許可に示すように、当社加工施設は海岸から約6km離れて立地しているため、安全機能に影響を及ぼすことはない。

(5) 電磁的障害

(電磁的障害)

ラインフィルタ、絶縁回路等の設置によるサージノイズの侵入防止により電磁干渉や無線電波干渉等を防止する設計とする。(9-7)

シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第1廃棄物処理所前室、第2廃棄物処理所、第3廃棄物倉庫、原料貯蔵所、独立遮蔽壁(1)(2)(3)(4)、容器管理棟独立遮蔽壁(5)、水素供給設備障壁、及び防護フェンスについては、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造の建物又は構築物であり、電磁的障害の恐れはないため対象外とする。

3. 安全機能を有する施設は、航空機の墜落により加工施設の安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

今回申請する設備に該当する設備はない。

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第八条 安全機能を有する施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

(適合性の説明)

事業許可に示すように、加工施設の安全機能に影響を及ぼし得る個々の自然現象として、竜巻、洪水、風(台風)、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災の 11 事象を抽出しており、以下の通り安全機能を損なわないことを確認している。
なお、以下の設備を構成する設備・機器の一部は屋外に設置することに対して、安全機能を損なわないことを確認している。

□屋外設置の設備・機器

- 1) 工場棟転換工場チェックタンク室の集水槽(チェック) A~C{723}から排水口までの一部の配管(図ト系-液1参照)及び加工棟成型工場廃液処理室の貯留タンク(チェック)(1)~(3){754}から排水貯留池までの一部の配管(図ト系-液2参照)。(廃液処理設備(1)、(4)屋外配管と略)
- 2) 工場棟転換工場ロータリーキルン{94}、工場棟成型工場連続焼結炉{318}、加工棟成型工場連続焼結炉{408}の窒素ガス配管系統を構成する地震時窒素供給のため屋外に設置する窒素ガス供給設備(地震時窒素供給設備と略)及び、その屋外配管と上記設備{94}{318}{408}の水素配管系統を構成する屋外配管(図イ系-6、図ハ系-2及び7参照)(屋外窒素・水素配管と略)
- 3) 気体廃棄設備(1)を構成する排ガス分解装置{635}註(排ガス分解装置と略)
- 4) 気体廃棄設備(5)を構成するスクラバ{692}註(屋外スクラバと略)
- 5) 屋外に設置した給気ファンと(32S、39S、37AH、SF3、SF-B2)それに付随するダクト註(屋外給気ファンと略)
- 6) 屋外に設置したダクト註(屋外ダクトと略)

注) 対象となる屋外気体廃棄設備の詳細は以下の通り。

- ・ 工場棟転換工場及び付属建物への給気系統(一部の給気ファン、給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部)及び給気ダクト・ダンパ)
工場棟転換工場及び付属建物への給気系統を構成する一部の給気ファン{609}(32S、39S、37AH)、給気逆流防止ダンパ(屋外との境界部){612}及び給気ダクト・ダンパ{614}
- ・ 工場棟転換工場の排気系統(排ガス分解装置及び一部の排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ~排気塔))
工場棟転換工場の排気系統を構成する排ガス分解装置{635}及び一部の排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ~排気塔){636}
- ・ 工場棟成型工場への給気系統(一部の給気ファン及び給気ダクト・ダンパ)
工場棟成型工場への給気系統を構成する一部の給気ファン{641}(SF3)及び給気ダクト・ダンパ{646}
- ・ 付属建物 第1廃棄物処理所への給気系統(給気ファン及び一部の給気ダクト・ダンパ)、付属建物 第1廃棄物処理所への給気系統を構成する給気ファン{680}(SF-B2)及び一部の給気ダクト・ダンパ{685}
- ・ 付属建物 第1廃棄物処理所の排気系統(スクラバ(局所排気系統)及び一部の排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ~排気塔))、付属建物 第1廃棄物処理所の排

気系統を構成するスクラバ(局所排気系統) {692} 及び一部の排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔) {687}

- ・ 附属建物 第2 廃棄物処理所からシリンダ洗浄棟への給気系統(一部の給気ダクト・ダンパ)、附属建物 第2 廃棄物処理所からシリンダ洗浄棟間の給気系統を構成する一部の給気ダクト・ダンパ {701}
- ・ 附属建物 第2 廃棄物処理所からシリンダ洗浄棟への排気系統(一部の排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔))、附属建物 第2 廃棄物処理所からシリンダ洗浄棟間の排気系統を構成する一部の排気ダクト・ダンパ(高性能エアフィルタ～排気塔) {703}

(1) 竜巻

○化学処理施設、成形施設、被覆施設、組立施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、その他の加工施設(屋外設置の構成機器を除く)

工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、加工棟成型工場、附属建物第3 核燃料倉庫、附属建物第1 廃棄物処理所、附属建物第2 廃棄物処理所、附属建物シリンダ洗浄棟、附属建物第3 廃棄物倉庫、附属建物除染室・分析室、附属建物容器管理棟、附属建物第2 核燃料倉庫及び附属建物放射線管理棟に設置することから、竜巻(F1)による影響はなく、安全機能に影響を及ぼすことはない。

○屋外設置の設備・機器

竜巻に対して安全機能を有する施設の安全機能を損なうことがないように加工施設の建物・構築物は、竜巻荷重を上回る強度を有する設計とする。(9-1)

加工施設におけるウランを含有する全ての建物はF1 竜巻荷重により損傷しない設計とする。(9-8)

- [8.1-設6] F1 竜巻に対して損傷しない設計とする。屋外に設置する設備・機器[※]はF1 竜巻に耐えるようボルトで固定する。竜巻防護設計について評価した結果を添付説明書一設4に示す。

また、屋外に設置する廃液処理設備(1)屋外配管及び廃液処理設備(4)屋外配管、屋外窒素・水素配管は、耐震強度を満足させるための標準支持間隔^{*1}以下で支持しておけば、F1 竜巻^{*2}により配管に発生する最大応力は許容値を満足することができる(廃液処理設備(1)、(4)及び屋外窒素・水素配管に発生する応力の許容値^{*3}に対する検定比はそれぞれ0.51及び0.33)。

屋外に設置するダクトについても、耐震強度を満足させるための標準支持間隔^{*4}以下で支持しておけば、F1 竜巻^{*2}により配管に発生するモーメントは許容値を満足することができる(発生モーメントの許容値^{*4}に対する検定比は0.17)。

※地震時窒素供給設備、排ガス分解装置、屋外スクラバ、屋外給気ファン

*1 5次申請書添付説明書一設3-2参照

*2 F1 竜巻により配管に作用する荷重は添付説明書一設4に示す手法にて算出。

*3 添付説明書一設3-1-付1参照

*4 5次申請書添付説明書一設3-3参照

(2) 洪水

- 化学処理施設、成形施設、被覆施設、組立施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、その他の加工施設

洪水については、当社加工施設は海拔約 30m~32m の高台に立地しており、北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川の氾濫による影響はなく、安全機能に影響を及ぼすことはない。

(3) 風（台風）

- 化学処理施設、成形施設、被覆施設、組立施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、その他の加工施設

風（台風）については、水戸地方の台風等による最大風速は竜巻に対する設計上の考慮に包含される。また、台風に伴う雨については、後述の降水に対する設計に包含され、いずれも安全機能に影響を及ぼすことはない。

(4) 凍結

- 化学処理施設、成形施設、被覆施設、組立施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、その他の加工施設（屋外設置の構成機器を除く）

工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、加工棟成型工場、付属建物第 3 核燃料倉庫、付属建物第 1 廃棄物処理所、付属建物第 2 廃棄物処理所、付属建物シリンダ洗浄棟、付属建物第 3 廃棄物倉庫、付属建物除染室・分析室、付属建物容器管理棟、付属建物第 2 核燃料倉庫及び付属建物放射線管理棟内に設置することから、凍結による影響はなく、安全機能に影響を及ぼすことはない。

○廃液処理設備(4)屋外配管

凍結のおそれのあるものについては、断熱材付きの配管を用いる等の措置を講じる。(9-2)

- [8.1-設 11]屋外に設置する廃液処理設備(4)屋外配管については保温材にて覆う。

なお、当該配管の一部は、地下共同溝内に設置されている。管の地中埋設深さについては、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」に以下の通り定められている。

一 車両道路以外では 300 mm 以上とする。

一 寒冷地では凍結深度以上とする。

当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、地表から管の上端までの深さを 300mm 以上とするという要求を地下共同溝内の廃液処理設備(4)屋外配管は満足している。

○廃液処理設備(1)屋外配管

- [8.1-設 13]屋外に設置する廃液処理設備(1)屋外配管について、茨城県水戸気象台において、過去に観測された最低気温-12.7℃を想定しても配管内の廃水はアンモニア水であり凍結することはないため、凍結防止設計は不要である。

○地震時窒素供給設備、屋外窒素・水素配管

- [8.1-設 15]茨城県水戸気象台において、過去に観測された最低気温-12.7℃を想定しても、配管内は窒素または水素であり凍結することはない。また地震時窒素供給設備から窒素を供給するための地震時窒素供給弁及び水素ガス漏えい検知遮断弁には駆動部が外部に露出せず凍結しない弁を選定する。

○排ガス分解装置

- [8.1-設 13]茨城県水戸気象台において、過去に観測された最低気温-12.7℃を想定しても、排ガス分解装置の作動に影響はなく、付属の助燃用プロパンガス供

給配管内はプロパンガスであり凍結することはないため、凍結防止設計は不要である。

○屋外スクラバ

- [8.1-設 13] 茨城県水戸気象台において、過去に観測された最低気温-12.7℃を想定しても、屋外スクラバの循環水は水酸化ナトリウム水溶液を調整して使用しており、凍結することはないため、凍結防止設計は不要である。

○屋外ダクト

- [8.1-設 13] 茨城県水戸気象台において、過去に観測された最低気温-12.7℃を想定しても、屋外ダクトは作動を伴わないため、凍結防止設計は不要である。

○屋外給気ファン

- [8.1-設 15] 茨城県水戸気象台において、過去に観測された最低気温-12.7℃を想定しても、動作に影響のない屋外設置用給気ファンを選定する。

(5) 降水

○化学処理施設、成形施設、被覆施設、組立施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、その他の加工施設（屋外設置の構成機器を除く）

工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、加工棟成型工場、附属建物第3核燃料倉庫、附属建物第1廃棄物処理所、附属建物第2廃棄物処理所、附属建物シリンダ洗浄棟、附属建物第3廃棄物倉庫、附属建物除染室・分析室、附属建物容器管理棟、附属建物第2核燃料倉庫及び附属建物放射線管理棟内に設置することから、降水による影響はなく、安全機能に影響を及ぼすことはない。

○廃液処理設備(1)、(4)屋外配管、屋外窒素・水素配管、地震時窒素供給設備

- [8.1-設 17] 配管（含む継手部）は屋外設置可能な金属製であり降水の影響は受けない。

○排ガス分解装置、屋外スクラバ、屋外給気ファン、屋外ダクト

- [8.1-設 17] 屋外設置可能な金属製または□であり、降水の影響は受けない。

(6) 積雪

○化学処理施設、成形施設、被覆施設、組立施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、その他の加工施設（屋外設置の構成機器を除く）

工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、加工棟成型工場、附属建物第3核燃料倉庫、附属建物第1廃棄物処理所、附属建物第2廃棄物処理所、附属建物シリンダ洗浄棟、附属建物第3廃棄物倉庫、附属建物除染室・分析室、附属建物容器管理棟、附属建物第2核燃料倉庫及び附属建物放射線管理棟内に設置することから、積雪による影響はなく、安全機能に影響を及ぼすことはない。

○地震時窒素供給設備、廃液処理設備(1)、(4)屋外配管、屋外窒素・水素配管

- [8.1-設 19] 地震時窒素供給設備に、茨城県水戸気象台が観測した最深積雪量を考慮した積雪量(約60cm)が積雪したことを考えたとしても、部材(□)及びボルト*1(□)に発生する応力は*2、それぞれ□N/mm²、□N/mm²であり許容値*3(部材:156N/mm²、ボルト:59.1N/mm²)を満足しており安全機能への影響はない。また、廃液処理設備(1)、(4)屋外配管、屋外窒素・水素配管は表面が丸い円筒形のため積雪の影響を受けにくい構造である。

*1 壁面に取り付けているアンカーボルトのせん断応力を評価

*2 積雪面積が大きい工場棟成型工場の設備を代表として記載

*3 添付説明書一設3-1-付1参照

○排ガス分解装置、屋外スクラバ、屋外給気ファン

- [8.1-設 19]排ガス分解装置、屋外スクラバ、屋外給気ファンに、茨城県水戸気象台が観測した最深積雪量を考慮した積雪量(約60cm)が積雪したことを考えたとしても、部材及びボルトに発生する応力は下表の通り許容値を満足しており安全機能への影響はない。

資料設 5-1 表 積雪を考慮した発生応力

	部材		判定	部材
	発生応力 (N/mm ²)	許容値*1 (N/mm ²)		
排ガス分解装置		156	合格	
屋外スクラバ		9	合格	
屋外給気ファン*2		156	合格	

*1 添付説明書一設 3-1-付 1 参照

*2 積雪面積が大きい 37AH を代表として記載

○屋外ダクト

- [8.1-設 19]屋外ダクトに、茨城県水戸気象台が観測した最深積雪量を考慮した積雪量(約 60cm)が積雪したことを考えたとしても、ダクトに発生するモーメントは許容値を満足しており*1安全機能への影響はない。

*1 5 次申請書添付説明書一設 3-3 に示す許容限界に対して設計比 0.14

(7) 落雷

○化学処理施設、成形施設、被覆施設、組立施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、その他の加工施設（屋外設置の構成機器を除く）

工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、加工棟成型工場、附属建物第 3 核燃料倉庫、附属建物第 1 廃棄物処理所、附属建物第 2 廃棄物処理所、附属建物シリンダ洗浄棟、附属建物第 3 廃棄物倉庫、附属建物除染室・分析室、附属建物容器管理棟、附属建物第 2 核燃料倉庫及び附属建物放射線管理棟内に設置することから、避雷設備の設置は不要である。

○廃液処理設備(1)、(4)屋外配管、屋外窒素・水素配管、地震時窒素供給設備、排ガス分解装置、屋外スクラバ、屋外給気ファン屋外ダクト

落雷について、建築基準法、消防法等に基づき避雷針を設置する。(9-4)

- [8.1-設 20] 廃液処理設備(1)、(4)屋外配管、屋外窒素・水素配管、地震時窒素供給設備、排ガス分解装置、屋外スクラバ、屋外給気ファン、屋外ダクトは屋外設置であるが、建築基準法第三十三条にある高さ 20m 以上に該当せず、また危険物の規制に関する政令第十条や消防法第十条に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取り扱いの施設に該当しないため避雷設備の設置は不要である。

(8) 地滑り

○化学処理施設、成形施設、被覆施設、組立施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、その他の加工施設

東海村洪水・土砂災害ハザードマップに記載の通り当社加工施設は土砂災害が発生しない場所に立地している。

(9) 火山の影響

○化学処理施設、成形施設、被覆施設、組立施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、その他の加工施設（屋外設置の構成機器を除く）

工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、加工棟成型工場、附属建物第3核燃料倉庫、附属建物第1廃棄物処理所、附属建物第2廃棄物処理所、附属建物シリンダ洗浄棟、附属建物第3廃棄物倉庫、附属建物除染室・分析室、附属建物容器管理棟、附属建物第2核燃料倉庫及び附属建物放射線管理棟内に設置することから、火山による影響はなく、安全機能に影響を及ぼすことはない。

○屋外廃液処理設備(1)、(4)屋外配管、屋外窒素・水素配管、地震時窒素供給設備
排ガス分解装置、屋外スクラバ、屋外給気ファン、屋外ダクト

➤ [8.1-設 21] 降下火砕物の密度は 1.2g/cm^3 （湿潤密度）であり積雪の約6倍であるが、地震時窒素供給設備、屋外スクラバ、屋外給気ファン、屋外ダクトに対する60cm積雪時の応力評価結果を鑑みると、降下火砕物の堆積に耐える実力を有する。また、廃液処理設備(1)、(4)屋外配管、屋外窒素・水素配管は表面が丸い円筒形のため降下火砕物の堆積の影響を受けにくい構造である。なお、降下火砕物が加工施設で観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、除去作業等の措置を講じることとし、必要な保護具や資機材をあらかじめ用意することを保安規定に定める。

(10) 生物学的事象

○化学処理施設、成形施設、被覆施設、組立施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設（気体廃棄設備(1)～(6)）、その他の加工施設（屋外設置の構成機器を除く）

工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、加工棟成型工場、附属建物第3核燃料倉庫、附属建物第1廃棄物処理所、附属建物第2廃棄物処理所、附属建物シリンダ洗浄棟、附属建物第3廃棄物倉庫、附属建物除染室・分析室、附属建物容器管理棟、附属建物第2核燃料倉庫及び附属建物放射線管理棟内に設置することから、生物学的事象による影響はなく、安全機能に影響を及ぼすことはない。

○廃液処理設備(4)屋外配管

➤ [8.1-設 24] 加工棟成型工場廃液処理室の貯留タンク(チェック)(1)～(3) [754] から排水貯留池までの配管の一部が屋外に設置されているが、外部方向への排水配管であり虫等の侵入は考えにくい。

○廃液処理設備(1)屋外配管、屋外窒素・水素配管、地震時窒素供給設備、

➤ [8.1-設 23] 開口部の無い構造であり配管への虫等の侵入は無い。

○工業用水を使用する設備

(生物学的影響)

生物学的影響について、配管を利用した外部供給水の設計、外気取入口へのフィルタを設置する。(9-5)

➤ [5.4.1-建 8(4次)] 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60メッシュ)を設置する。(三原燃第19-0801号の図イ建-1参照)

本申請機器のうち、工業用水を使用するものを以下に示す。なお、以降の記述の中で、{ }内に示す数字は事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

- ・ {94} ロータリーキルン
- ・ {188} ろ過機（廃液用）
- ・ {202} イオン交換装置（吸着塔）
- ・ {364} 粉末再生設備 フードボックス（洗浄用）
- ・ {626} スクラバ（焙焼・還元炉、乾燥機系統）
- ・ {630} 水スクラバ（ウラン回収第1系列系統）
- ・ {631} アルカリススクラバ（ウラン回収第1系列系統）
- ・ {632} 排ガス冷却装置（ウラン回収第1系列系統）
- ・ {633} コンデンサ（ウラン回収第1系列系統）
- ・ {634} スクラバ（ウラン回収第2系列系統）
- ・ {638} スクラバ（分析系統）
- ・ {709} 洗浄液受槽
- ・ {723} 集水槽（チェック）

○気体廃棄設備(1)～(6) 給気ダクト・ダンパ、排ガス分解装置

- [8.1-設12] 生物学的影響防止のため、外気取入口にプレフィルタを設置する。

○屋外スクラバ

- [8.1-設23] 生物学的影響を受けないように開口部の無い構造とする。
屋外スクラバには通常時開口部がないため、虫の侵入はない。

(11) 森林火災

○化学処理施設、成形施設、被覆施設、組立施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、その他の加工施設

当社加工施設の周辺には広大な森林は存在せず、最も近い雑木林までは約400m以上の離隔距離があるため、森林火災による加工施設への影響はない。

2 安全機能を有する施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）により加工施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

(適合性の説明)

事業許可に示すように、国内外の基準や文献等に基づき人為事象を検討し、敷地及び敷地周辺の状況を基に、加工施設の安全に影響を及ぼし得る人為事象として、飛来物（航空機落下等）、敷地内の屋外危険物等貯蔵施設の火災・爆発、近隣工場の火災・爆発、ダムの崩壊、船舶の衝突、電磁的障害、有毒ガスの7事象を抽出した。以下の通り安全機能を損なわないことを確認している。

(1) 航空機落下に伴う火災

- 化学処理施設、成形施設、被覆施設、組立施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設（気体廃棄設備(1)～(6)）、その他の加工施設

事業許可に示すように、当社敷地内への航空機落下で発生する火災では核燃料物質を取り扱う主要工場である転換工場等、成型工場、組立工場とした。評価の結果、航空機落下で発生する火災に対して、いずれの建物においてもその外壁は損傷しないことを確認した。ウランを内包する設備・機器または排出处置前の液体、気体廃棄物系統は建物内に設置していることから、外部火災の影響が大きな事故の誘因とならない。

(2) 敷地内の屋外危険物貯蔵施設の火災・爆発、近隣工場の火災・爆発、有毒ガス

- 化学処理施設、成形施設、被覆施設、組立施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設（気体廃棄設備(1)～(6)）、その他の加工施設（屋外設置の構成機器を除く）

工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、加工棟成型工場、附属建物第3核燃料倉庫、附属建物第1廃棄物処理所、附属建物第2廃棄物処理所、附属建物シリンダ洗浄棟、附属建物第3廃棄物倉庫、附属建物除染室・分析室、附属建物容器管理棟、附属建物第2核燃料倉庫及び附属建物放射線管理棟内に設置することから、敷地内の屋外危険物貯蔵施設の火災・爆発、近隣工場の火災・爆発、有毒ガスによる影響はなく、安全機能に影響を及ぼすことはない。

- 廃液処理設備(1)、(4)屋外配管、地震時窒素供給設備、屋外窒素・水素配管、排ガス分解装置、屋外給気ファン、屋外ダクト

➤ [8.2-設4] 外部火災及び爆発の影響を受けない位置に設置する。

対象設備（図イ配-2）の外表面は□等の鉄鋼（含むステンレス鋼）であり、外部火災に対する許容温度は 450°C^{*1} である。これに対して、各外部火災源に最も近い屋外設備に対して、外部火災源による温度評価 *2 を実施した結果を資料設5-2表に示す。同表より、外部火災が発生したとしても設備の温度は許容温度を満足することがわかる。また、各爆発源に最も近い屋外設備の離隔距離を資料設5-3表に示す *6 。同表より、外部爆発源に対しても危険限界距離 *2 以上の離隔距離を確保できていることがわかる。以上より、屋外設備は外部火災及び爆発の影響を受けない位置に設置されている。

○屋外スクラバ

- ▶ [8.2-設 4] 外部火災及び爆発の影響を受けない位置に設置する。
 屋外スクラバ (図イ配-2、□製) は西側、南側、北側をそれぞれ第2廃棄物処理所、第1廃棄物処理所、シリンダ洗浄棟に囲まれており、これらの建物により火災・爆発の影響が遮られる火災・爆発源は評価対象外とした。屋外スクラバに影響を与える外部火災源を対象に温度評価*2を実施した結果を資料設 5-4表に示す。同表より、外部火災が発生したとしても設備の温度は許容温度を満足することがわかる。また、対象となる爆発源に対する離隔距離を資料設 5-5表に示す。同表より、外部爆発源に対しても危険限界距離*3、*4以上の離隔距離を確保できていることがわかる。以上より、屋外スクラバは外部火災及び爆発の影響を受けない位置に設置されている。

資料設 5-2 表 火災影響評価結果

火災源	対象設備・機器	評価温度	許容温度*1
危険物屋外タンク貯蔵所(1)	屋外給気ファン(39S)	51℃	450℃
危険物屋外タンク貯蔵所(2)	屋外給気ファン(SF-B2)	425℃	↑
危険物屋外タンク貯蔵所(3)	屋外ダクト	82℃	↑
高压ガス製造所	屋外給気ファン(39S)	82℃	↑
A 重油用タンクローリ	屋外給気ファン(39S)	46℃	↑
灯油用タンクローリ	屋外給気ファン(SF-B2)	281℃	↑
液化アンモニアローリ	屋外給気ファン(39S)	100℃	↑
LP ガスローリ	屋外給気ファン(SF-B2)	396℃	↑

資料設 5-3 表 爆発影響評価結果

爆発源	対象設備	危険限界距離	離隔距離
高压ガス製造所	屋外給気ファン (39S)	26.6m	38m
液化アンモニアローリ	屋外給気ファン (39S)	26.0m	45m
LP ガスローリ	屋外給気ファン (SF-B2)	15.0m*3	18m
水素トレーラ	屋外給気ファン (SF-B2)	17.0m*4	18m

資料設 5-4 表 火災影響評価結果 (屋外スクラバ)

火災源・爆発源	評価温度	許容温度*5
危険物屋外タンク貯蔵所(3)	88℃	150℃
灯油用タンクローリ	99℃	↑
LP ガスローリ	62℃	↑

資料設 5-5 表 爆発影響評価結果 (屋外スクラバ)

爆発源	危険限界距離	離隔距離
LP ガスローリ	15.0m*3	32m
水素トレーラ	17.0m*4	32m

- * 1 建築火災のメカニズムと火災安全設計(自重(長期荷重))に対して変形が認められない温度(許容鋼材温度)
- * 2 事業許可別添リ-18
- * 3 主に廃棄物を取り扱う建物の気体廃棄設備(5)を構成する屋外スクラバ及び屋外給気ファン(SF-B2)については、リスクが小さいため、燃料輸

送車両の爆発評価において、事業許可 別添りー18 と同様に危険限界距離の代わりに保安距離 (15m) を適用する。

* 4 主に廃棄物を取り扱う建物の気体廃棄設備 (5) を構成する屋外スクラバ及び屋外給気ファン (SF-B2) については、リスクが小さいため、燃料輸送車両の爆発評価において、事業許可 別添りー18 と同様に危険限界距離の代わりに第一種設備距離 (17m) を適用する。

* 5 事業許可 別添りー10 7.7

* 6 廃液処理設備 (1)、(4) 屋外配管は、配管内の排液は排出基準値以下 ($U < 2 \times 10^{-2} \text{Bq/cm}^3$) のものであること、及び配管 (円管) の流体抗力は矩形の約 1/3 であり爆風による影響を受けにくい構造であることから、爆発により加工施設の安全性を損なうことはない。このことから、資料設 5-3 表に示す評価の対象に含めていない。

○廃液処理設備 (4)

➤ [8.2-設 6] 廃液処理設備 (4) 屋外配管の一部は、地下共同溝内に設置されている。それ以外の屋外配管 (加工棟北面及び排水貯留池北面) は保温材にて覆われていることから、外部火災の輻射を受けることはなく、安全機能に影響を受けることはない。

(3) ダムの崩壊

○化学処理施設、成形施設、被覆施設、組立施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、その他の加工施設

当社加工施設は海拔約 30m~32m の高台に立地しており、加工施設の北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれはなく、安全機能に影響を及ぼすことはない。

(4) 船舶の衝突

○化学処理施設、成形施設、被覆施設、組立施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、その他の加工施設

事業許可に示すように、当社加工施設は海岸から約 6km 離れて立地しているため、安全機能に影響を及ぼすことはない。

(5) 電磁的障害

(電磁的障害)

ラインフィルタ、絶縁回路等の設置によるサージノイズの侵入防止により電磁干渉や無線電波干渉等を防止する設計とする。(9-7)

○化学処理施設、成形施設、放射性廃棄物の廃棄施設(気体廃棄設備(1)～(6)、廃液処理設備(1))

▶ [8.2-設 1]インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。

インターロック機構を設置し、安全機能を担保する制御回路における信号の受け渡しは、機械的に開閉する接点を有することで入力側と出力側に絶縁回路を構成するメカニカルリレーを使用し、外部からのサージノイズの侵入による影響を受けない設計とする。

今回該当する警報設備、インターロックを以下に示す。

以降の記述の中で、{ } 内に示す数字は事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

- ・ {32} 堰漏水検知警報設備
- ・ {34} UO₂F₂貯槽液位高インターロック
- ・ {36} 液受槽液位高インターロック
- ・ {39} 調液貯槽液位高インターロック
- ・ {42} 堰漏水検知警報設備
- ・ {43} 沈殿槽液位高インターロック
- ・ {44} 沈殿槽流量比インターロック
- ・ {46} 熟成槽液位高インターロック
- ・ {49} 堰漏水検知警報設備
- ・ {51} 洗浄槽液位高インターロック
- ・ {53} 洗浄ろ液分離槽液位高インターロック
- ・ {56} ろ液分離槽液位高インターロック
- ・ {59} 仕上げろ過機異常インターロック
- ・ {61} 濃縮液受槽液位高インターロック
- ・ {63} 清澄液受槽液位高インターロック
- ・ {64} 清澄液受槽 pH 異常インターロック
- ・ {66} 再生液貯槽液位高インターロック
- ・ {68} 洗浄液受槽液位高インターロック
- ・ {74} 乾燥機ベルト駆動停止インターロック
- ・ {75} 乾燥機ADU厚み異常インターロック
- ・ {76} 乾燥機温度高インターロック
- ・ {77} 乾燥機運転制御機構
- ・ {80} 堰漏水検知警報設備
- ・ {81} ADUスクラバ液位高インターロック
- ・ {82} ADUスクラバポンプ停止警報設備
- ・ {98} ロータリーキルンガスヒータ温度高インターロック
- ・ {100} ロータリーキルン温度低インターロック
- ・ {101} ロータリーキルン炉内圧力低インターロック
- ・ {102} 燃焼チャンバ失火インターロック
- ・ {103} ロータリーキルン過加熱防止インターロック
- ・ {104} 水素漏えい検知インターロック

- ・ {105} 地震インターロック
- ・ {160} 原料フードボックス質量高インターロック
- ・ {163} 堰漏水検知警報設備
- ・ {164} 溶解槽比重高インターロック
- ・ {165} 溶解槽液位高インターロック
- ・ {168} 溶解液受槽液位高インターロック
- ・ {171} 沈殿槽液位高インターロック
- ・ {173} 遠心分離機異常インターロック
- ・ {176} 洗浄液受けポット液位高インターロック
- ・ {179} ろ液受槽(1)液位高インターロック
- ・ {187} pH調整槽液位高インターロック
- ・ {191} ろ液受槽(2)pH異常インターロック
- ・ {192} 液位高警報設備
- ・ {199} 仮焼炉温度高インターロック
- ・ {204} 堰漏水検知警報設備
- ・ {208} オーバーフロー液受槽液位高インターロック
- ・ {210} 堰漏水検知警報設備
- ・ {216} 中間槽液位高インターロック
- ・ {218} 溶出液受槽液位高インターロック
- ・ {220} リサイクル液受槽液位高インターロック
- ・ {222} 洗浄液受槽液位高インターロック
- ・ {224} 沈殿槽液位高インターロック
- ・ {226} 遠心分離機異常インターロック
- ・ {229} ろ液受槽 pH異常インターロック
- ・ {230} ろ液受槽液位高インターロック
- ・ {232} 液位高警報設備
- ・ {241} スクラップ仮焼炉温度高インターロック
- ・ {319} 連続焼結炉供給ガス圧力低下インターロック
- ・ {320} 連続焼結炉着火源喪失インターロック
- ・ {321} 水素漏えい検知インターロック
- ・ {322} 連続焼結炉過加熱防止インターロック
- ・ {323} 連続焼結炉冷却水圧力低下インターロック
- ・ {324} 地震インターロック
- ・ {327} バッチ式小型焼結炉供給ガス圧力低下インターロック
- ・ {328} バッチ式小型焼結炉着火源喪失インターロック
- ・ {329} 水素漏えい検知インターロック
- ・ {330} バッチ式小型焼結炉過加熱防止インターロック
- ・ {331} バッチ式小型焼結炉冷却水圧力低下インターロック
- ・ {332} 地震インターロック
- ・ {355} 研削屑乾燥機乾燥条件未達取り出し防止インターロック
- ・ {358} ペレット明替機1ポート制限インターロック
- ・ {360} 酸化炉温度高インターロック
- ・ {409} 連続焼結炉供給ガス圧力低下インターロック
- ・ {410} 連続焼結炉着火源喪失インターロック
- ・ {411} 水素漏えい検知インターロック
- ・ {412} 連続焼結炉過加熱防止インターロック
- ・ {413} 連続焼結炉冷却水圧力低下インターロック
- ・ {414} 地震インターロック

- ・ {617} 給排気ファンの起動停止インターロック
- ・ {637} 安全燃焼インターロック
- ・ {649} 給排気ファンの起動停止インターロック
- ・ {662} 給排気ファンの起動停止インターロック
- ・ {675} 給排気ファンの起動停止インターロック
- ・ {688} 給排気ファンの起動停止インターロック
- ・ {704} 給排気ファンの起動停止インターロック
- ・ {708} 液位高警報設備
- ・ {711} 液位高警報設備
- ・ {714} 液位高警報設備
- ・ {717} 液位高警報設備
- ・ {718} 漏水検知警報設備
- ・ {720} 液位高警報設備
- ・ {722} 液位高警報設備
- ・ {724} 液位高警報設備
- ・ {726} 液位高警報設備
- ・ {753} 液位高警報設備
- ・ {755} 液位高警報設備
- ・ {758} 液位高警報設備
- ・ {761} 液位高警報設備 (集水ピット)

○ロータリーキルン、連続焼結炉（工場棟）、バッチ式小型焼結炉、連続焼結炉（加工棟）

- [8.2-設2] 安全機能を失うことによる影響の大きいインターロック、警報回路（UF₆の漏えいの防止に関わるインターロック、水素爆発防止に関わるインターロック）に対してラインフィルタ、絶縁回路等の設置による外部からの電磁干渉防止や無線電波干渉防止を行う。具体的にはインターロック回路のうち、検出端から警報設定器までのアナログ信号に使用するケーブルにはシールド付ケーブルを採用する。また、警報設定器の電源ラインには避雷器を設置することで外部からの電磁干渉や誘導雷による誤動作を防止する設計とする。今回の申請において、該当するインターロックを以下に示す。

- ・ {98} ロータリーキルンガスヒータ温度高インターロック
- ・ {100} ロータリーキルン温度低インターロック
- ・ {101} ロータリーキルン炉内圧力低インターロック
- ・ {102} 燃焼チャンバ失火インターロック*1
- ・ {103} ロータリーキルン過加熱防止インターロック
- ・ {104} 水素漏えい検知インターロック
- ・ {105} 地震インターロック
- ・ {319} 連続焼結炉供給ガス圧力低下インターロック
- ・ {320} 連続焼結炉着火源喪失インターロック*1
- ・ {321} 水素漏えい検知インターロック
- ・ {322} 連続焼結炉過加熱防止インターロック
- ・ {323} 連続焼結炉冷却水圧力低下インターロック
- ・ {324} 地震インターロック
- ・ {327} 供給ガス圧力低下インターロック
- ・ {328} バッチ式小型焼結炉着火源喪失インターロック*1
- ・ {329} 水素漏えい検知インターロック
- ・ {330} バッチ式小型焼結炉過加熱防止インターロック
- ・ {331} バッチ式小型焼結炉冷却水圧力低下インターロック
- ・ {332} 地震インターロック
- ・ {409} 連続焼結炉供給ガス圧力低下インターロック
- ・ {410} 連続焼結炉着火源喪失インターロック*1
- ・ {411} 水素漏えい検知インターロック
- ・ {412} 連続焼結炉過加熱防止インターロック
- ・ {413} 連続焼結炉冷却水圧力低下インターロック
- ・ {414} 地震インターロック

* 1 : シールド付きケーブルは検出端から発信されるアナログ信号をトリガーにして（発信されるアナログ信号に対してインターロックセット値を設定する）インターロック動作を行う部分を防護するためのものであり、検出端から発信される ON/OFF 信号をトリガーにして（インターロックセット値を持たずに）インターロック動作を行う燃焼チャンバ失火インターロック {102} 及び着火源喪失インターロック（{320}、{328}、{410}）への設置は不要。また、上記インターロックは警報設定器を介して信号を出さないため、これらの電源への避雷器設置も不要。

3 安全機能を有する施設は、航空機の墜落により加工施設の安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

○化学処理施設、成形施設、被覆施設、組立施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、その他の加工施設

(航空機落下)

航空機の種類に関わらず係数 α を保守的に1と設定した上で、3工場(転換工場(第2核燃料倉庫、作業室(2)を含む。以下「転換工場等」という。)、成型工場、組立工場)それぞれについて評価を行った。その結果、航空機落下確率は、転換工場等は 5.1×10^{-8} 回/年、成型工場及び組立工場は 4.4×10^{-8} 回/年となった。また、有視界飛行方式民間航空機(小型)以外の航空機については、隣接する工場への落下が標的となる工場に影響を及ぼすと仮定して、1つの工場に落下した場合の標的面積を3つの工場の面積の総和として評価を行った。その結果、転換工場等は 9.6×10^{-8} 回/年、成型工場及び組立工場は 9.3×10^{-8} 回/年となり、いずれの場合も航空機落下評価ガイドで示される判断基準となる 10^{-7} 回/年未満であることから、航空機落下に対する防護設計は不要である。(9-25)

航空機落下確率は、航空機落下評価ガイドで示される判断基準となる 10^{-7} 回/年未満であることから、航空機落下に対する防護設計は不要である。

(加工施設への人の不法な侵入等の防止)

第九条 加工施設を設置する工場又は事業所（以下この章において「工場等」という。）は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置が講じられたものでなければならない。

(適合性の説明)

- シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第1廃棄物処理所前室、第2廃棄物処理所、第3廃棄物倉庫、原料貯蔵所

不法侵入防止設備を備えた十分な高さの金属製の柵等により立入制限区域を設定し、同区域への立入りを所定の出入口以外からの同区域への人の立入りを禁止するとともに、加工施設の建物は鉄筋コンクリート造、鉄扉等の堅牢な障壁を有する設計とする。(10-1)

管理区域（重量のある核燃料物質等を収納した密封容器のみを取り扱う場合を除く）の出入口において、核燃料物質を検知する装置等を設置することにより監視を行う設計とする。管理区域の出入口に設置する出入管理装置等により人の出入りを常時監視する。(10-2)

- [9.1-建 1] 立入制限区域を設け、所定の出入口以外からの人の立入りを禁止する。鉄筋コンクリート造、鉄扉、及びシャッター等の堅牢な障壁を有し、管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。また核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。

なお、シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第1廃棄物処理所前室、第2廃棄物処理所、第3廃棄物倉庫及び原料貯蔵所は、当社の敷地内に設置されており、人の不法な出入りを防止する。当社の敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件の他、人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が不正に持ち込まれないことを確認しており、シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第1廃棄物処理所前室、第2廃棄物処理所、第3廃棄物倉庫及び原料貯蔵所に持ち込まれることはない。

加工施設の防護のために必要な設備及び装置の操作に係る情報システムは、電気通信回線を通じて妨害行為又は破壊行為を受けることがないように、電気通信回路を通じた当該情報システムに対する外部からの不正アクセスを物理的に遮断する設計とする。(10-3)

- [9.1-建 2] 人の不法な侵入等の防止のために必要な情報システムは出入管理装置に装備されており、この情報システムは外部からの不正アクセスを遮断するよう設計している。また、この出入管理装置は、核物質防護規定に基づき、その機能を維持管理している。

また、設置されている業務系の情報システムは社内 LAN と接続されているが、ファイアウォール装置等の設置により、外部からの不正アクセスを遮断する設計とする。

(閉じ込めの機能)

第十条 安全機能を有する施設は、次に掲げるところにより、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように設置されたものでなければならない。

第十条の六号 プルトニウム等を取り扱う室（保管廃棄する室を除く。）及び核燃料物質等による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。

(適合性の説明)

- シリンダ洗浄棟、第 1 廃棄物処理所、第 1 廃棄物処理所前室、第 2 廃棄物処理所、第 3 廃棄物倉庫、原料貯蔵所
- 工場棟転換工場鉄扉 (SD-2)

加工施設内の線量について、1. 3mSv/3 月間を超えるか、又は超えるおそれのある場所を管理区域として設定し、人の出入りを管理する。
汚染拡大防止のため、ウランを取り扱う区域は、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域（第 2 種管理区域）と、非密封のウランを取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのある区域（第 1 種管理区域）とに区分する。
(4-34)

- ▶ [10.1-建 1] 事業許可に示すように、ウランを密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域（第 2 種管理区域）と、非密封のウランを取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのある区域（第 1 種管理区域）とに区分し、設定している。
 - なお、汚染が発生するおそれがなく、第 1 種管理区域と屋外との境界にあたる以下の建物は、以下のとおりの管理区域に区分する。
 - シリンダ洗浄棟の前室（既設）：第 2 種管理区域に変更
 - 第 1 廃棄物処理所前室（新設）：第 2 種管理区域として設定
 - 第 1 種管理区域である工場棟転換工場本体と第 2 種管理区域である工場棟転換工場前室の境界に鉄扉 (SD-2) を設置する。
 - 管理区域の詳細は、図イ建-1-4、図イ建-3-5、図ト建-4-3 及び図へ建-1-3 に示す。

- シリンダ洗浄棟、第 1 廃棄物処理所、第 2 廃棄物処理所

第 1 種管理区域は、無窓構造とするとともに、室内の圧力を外気に対して負圧に維持する設計とする。(4-24)

- ▶ [10.1-建 2] シリンダ洗浄棟、第 1 廃棄物処理所及び第 2 廃棄物処理所の第 1 種管理区域は無窓構造とし、気体廃棄設備により室内の圧力を外気に対して負圧 (5Pa 以上) に維持する設計とする。

- 第 1 廃棄物処理所前室、第 2 廃棄物処理所

第 1 種管理区域に係る建物の接続部に設けるエキスパンションジョイントは、建物外壁との接合部をシーリング等により漏えいの少ない設計とする。(4-26)

- ▶ [10.1-建 3] 第 1 種管理区域である第 2 廃棄物処理所の構造的に独立して隣接している部分は図イ建-1-5 に示すようにエキスパンションジョイントを介して接続している。
 - 第 1 種管理区域の建物の接合部に設けるエキスパンションジョイントは、止水

シートを設置し漏えいの少ない構造とすることにより、室内の圧力を外気に対して負圧に維持できる構造とする。

第1廃棄物処理所前室は、第2種管理区域であるが、一時的に第1種管理区域のシャッターを解放するため、止水シートを設置し漏えいの少ない設計とすることにより、シャッター解放時に第1種管理区域の負圧が維持できる。

○廃棄物貯蔵設備(5)

容器等の落下を防止する設計。(4-32)

- ▶ [10.1-設 5] 鋼製のドラム缶又は角形容器に放射性固体廃棄物を収納し、ドラム缶及び角形容器が落下しないよう、ドラム缶をドラム缶固縛治具で、角形容器を角形容器固縛治具で保持する。

第十条の七号 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備が設置される施設（液体状の核燃料物質等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところによるものであること。

イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状の核燃料物質等が漏えいし難いものであること。

(適合性の説明)

○シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所、チェックタンク室 地下集水槽 地下ピット

第1種管理区域の建物の内部の床及び人が触れるおそれがある壁は、表面をウランが浸透しにくく、除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料等で仕上げる。(4-24)

- ▶ [10.1-建 6]シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所及びチェックタンク室 地下集水槽地下ピットの第1種管理区域の床、及び人が触れるおそれがある壁表面については、ウランが浸透しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。

ロ 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通ずる出入口若しくはその周辺部には、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいすることを防止するための堰(せき)が設置されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。

(適合性の説明)

○シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所

第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止する設計とする。

第1種管理区域の境界から外部へ溢水が流入出しない設計とする。(11-2)

- ▶ [10.1-建 5]シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所及び第2廃棄物処理所は、以下の目的で緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する。
 - ・シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所
第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止
 - ・第2廃棄物処理所
第1種管理区域から非管理区域への溢水の漏えいを防止と非管理区域から第1種管理区域への溢水の漏えいを防止

図リ非-6-2~6-4 に示す高さ以上の緊急対策設備(3) (堰 (内部溢水止水用)) を設置する。溢水水位は、添付説明書-建 8 参照。

堰には、主にステンレス鋼 ()、 ()、 ()
()を用いる。

漏水検知警報設備は、今後設工認申請を予定している。

ハ 工場等の外に排水を排出する排水路 (湧水に係るものであって核燃料物質等により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。) の上に施設の床面がないようにすること。ただし、当該排水路に核燃料物質等により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第十九条第二号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。

(適合性の説明)

○シリンダ洗浄棟、第 1 廃棄物処理所、第 2 廃棄物処理所

周辺監視区域外へ管理されない排水を排出する排水路の上には、第 1 種管理区域の床面を設けないように設計とする。(4-18)

➢ [10.1-建 4] 第 1 種管理区域であるシリンダ洗浄棟、第 1 廃棄物処理所及び第 2 廃棄物処理所の床面の下には、周辺監視区域外へ管理されない排水を排出する排水路はない。

(閉じ込めの機能)

第十条 安全機能を有する施設は、次に掲げるところにより、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように設置されたものでなければならない。

一 流体状の核燃料物質等を内包する容器又は管に核燃料物質等を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の核燃料物質等が核燃料物質等を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。

二 六ふっ化ウランを取り扱う設備であつて、六ふっ化ウランが著しく漏えいするおそれがあるものは、漏えいの拡大を適切に防止し得る構造であること。

三 プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質（以下この条において「プルトニウム等」という。）を取り扱うグローブボックスは、その内部を常時負圧状態に維持し得るものであり、かつ、給気口及び排気口を除き、密閉することができる構造であること。

四 液体状のプルトニウム等を取り扱うグローブボックスは、当該物質がグローブボックス外に漏えいするおそれがない構造であること。

五 密封されていない核燃料物質等を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。

六 プルトニウム等を取り扱う室（保管廃棄する室を除く。）及び核燃料物質等による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。

七 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備が設置される施設（液体状の核燃料物質等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところによるものであること。

イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状の核燃料物質等が漏えいし難いものであること。

ロ 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通ずる出入口若しくはその周辺部には、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設置されていること。

ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であつて、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。

ハ 工場等の外に排水を排出する排水路（湧水に係るものであつて核燃料物質等により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。）の上に施設の床面がないようにすること。ただし、当該排水路に核燃料物質等により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第十九条第二号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。

(適合性の説明)

○化学処理施設、成形施設、被覆施設、組立施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、その他加工施設

添付説明書一設1付録1に示す対象機器について以下を満足する設計としている。

- ◆ 加工事業変更許可申請書の内容（4-1～4-33）
事業許可の内容のうち該当する以下の項目を適合性説明の対象とする。

【粉末状のウランを設備・機器内に閉じ込める機能（4.1章）】（第十条五、六関連）

- ・粉末状のウランを収納する設備・機器に関する事項（4-10）
- ・粉末状のウランを収納する容器に関する事項（4-11）

- ・ 非密封のウランを取り扱うフードボックス、粉末状のウランを取り扱う混合機、プレス、研削装置等に設けるフード等に関する事項(4-12)
- ・ 粉末状のウランを加圧状態で取り扱う設備・機器に関する事項(4-13)
- ・ 粉末状のウランが比較的多く移行するおそれのある局所排気系統に関する事項(4-14)
- ・ ウランが設備・機器から空气中へ飛散するおそれがあるものに関する事項(4-23、5-30)
- ・ 設備・機器の過加熱を防止する設計(可燃性ガスを取り扱う設備・機器以外)(4-33)

【液体状のウランを設備・機器内に閉じ込める機能(4.2章)】(第十条七関連)

- ・ 液体状のウラン及び液体廃棄物を収納する設備・機器に関する事項(4-15)
- ・ 槽上部開口部のオーバーフロー対策に関する事項(4-16、17-8)
- ・ 溶液状のウランの施設外への漏えい防止に関する事項(4-17、11-2)
- ・ UO_2F_2 溶液を取り扱う設備・機器に必要な対策に関する事項(4-19)
- ・ 廃液の処理工程へのウラン流出防止に関する事項(4-20)

【ウランを限定された区域に閉じ込める機能(4.3章)】(第十条全般関連)

- ・ 気体又は液体の放射性物質を内包する設備・機器の逆流による拡散防止に関する事項(4-22、17-10)
- ・ 容器等の落下を防止する設計(4-32)

【第1種管理区域の閉じ込めに関わる機能(4.4章)】(第十条六)

- ・ 気体廃棄設備におけるフィルタ設置に関する事項(4-25)
- ・ 気体廃棄設備における負圧維持に関する事項(4-24、4-29)
- ・ 給気ファンと排気ファンのインターロックに関する事項(4-27)
- ・ 外部電源喪失時の第1種管理区域負圧維持に関する事項(4-31)
- ・ 排気系統停止時の建物負圧維持に関する事項(5-11)

また、上記で示した設備以外に三原燃第20-0273号で申請した内容のうち、以下事業許可の内容に該当するインターロック及び警報の機能・性能に係る事項を適合性説明の対象とする。

【 UF_6 を限定された区域に閉じ込める機能(4.5章)】(第十条二関連)

- ・ UF_6 を加熱して取り扱う設備・機器の圧力/温度異常に関する事項(4-3、4-33)
- ・ UF_6 の加水分解条件担保に関する事項(4-4)
- ・ UF_6 の冷却捕集設備・機器の冷却不足に対する対処に関する事項(4-5)
- ・ 蒸発器に求める機能に関する事項(4-6、14-7、15-2)
- ・ UF_6 の漏えい対処に関する事項(4-7、4-8、4-23、4-30、14-7、15-1、17-6、17-13、22-2)
- ・ 地震検知に対する UF_6 の取扱いに関する事項(4-9、7-11、14-7)
- ・ UF_6 配管切り替えに対する誤操作防止に関する事項(12-4)

【液体状のウランを限定された区域に閉じ込める機能(4.6章)】(第十条一、七関連)

- ・ 槽上部開口部のオーバーフロー対策に関する事項(4-16)

これらに関する設計内容を添付説明書一設6に示す。

(火災等による損傷の防止)

第十一条 安全機能を有する施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより加工施設の安全性に著しい支障が生ずるおそれがある場合において、消火設備（事業許可基準規則第五条第一項に規定する消火設備をいう。以下同じ。）及び警報設備（警報設備にあつては自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災の発生を自動的に検知し、警報を発するものに限る。以下同じ。）が設置されたものでなければならない。

(適合性の説明)

○自動火災報知設備（火災感知設備及びそれに連動する警報設備）

火災を早期に感知し報知するために、消防法に基づき自動火災報知設備を設置する設計とする。(5-4)

- [11.1-建1] シリンダ洗浄棟、第1 廃棄物処理所、第1 廃棄物処理所前室、第2 廃棄物処理所、第3 廃棄物倉庫及び原料貯蔵所は消防法施行令別表第一に基づき、工場とし、火災を早期に感知し報知するために、消防法第十七条第一項に基づき、消防の用に供する設備として、自動火災報知設備を設置する。自動火災報知設備の感知器は、消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備（煙、熱、空气管式、警報設備（ベル）（第1 廃棄物処理所前室は除く））を各建物に設置する。

また、第2 廃棄物処理所は、飛散防止用防護ネットの設置に伴い煙感知器、熱感知器のメンテナンスが難しくなるため、メンテナンス性に優れた空气管式に変更する。

なお、第1 廃棄物処理所前室は鉄筋コンクリート造、シリンダ洗浄棟前室、第1 廃棄物処理所、第2 廃棄物処理所及び第3 廃棄物倉庫は鉄骨造、シリンダ洗浄棟本体及び原料貯蔵所は鉄骨鉄筋コンクリート造であり、消防法施行令第二十二條に規定されている漏電火災警報機の設置基準に該当しないため、本施設には当該警報機は設置不要である。

人が火災を発見した場合、消防法に基づき手動で火災信号を発信する発信機を設置する設計とする。(5-5)

- [11.1-建2] 消防法施行規則第二十四条に基づき、シリンダ洗浄棟、第1 廃棄物処理所、第2 廃棄物処理所、第3 廃棄物倉庫及び原料貯蔵所の各部分から発信機までの歩行距離が50m以内になるように、火災発生時に手動で通報出来る発信機（P型）を設置する。

○消火設備（消火器）

初期消火を迅速かつ確実にを行うために、消防法に基づき二酸化炭素消火器及び粉末消火器を設置する設計とする。なお、消火器の設置数は消防法で定める数以上を設置する設計とする。（5-6）

- [11.1-建3]初期消火を迅速かつ確実にを行うために、消防法第十七条第1項に基づき、消防の用に供する設備として、消火器を設置する。
消火器までの歩行距離は消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離を20m以下とする。なお消火器の配置については、所轄消防本部からの指導により、決定する。

（シリンダ洗浄棟）

- ・シリンダ洗浄棟に設置する消火器は、普通火災を想定し粉末消火器（10型）とする。
- ・消火器の必要本数として、消防法施行規則第六条に基づき、シリンダ洗浄棟の床面積約720㎡より必要な能力単位（床面積100㎡あたり1）8以上となる消火器を設置する。

（第1廃棄物処理所）

- ・第1廃棄物処理所に設置する消火器は、普通火災を想定し粉末消火器（10型）とする。
- ・消火器の必要本数として、消防法施行規則第六条に基づき、第1廃棄物処理所の床面積約410㎡より必要な能力単位（床面積100㎡あたり1）5以上となる消火器を設置する。

（第1廃棄物処理所前室）

- ・第1廃棄物処理所前室は、消防法施行令第十条に規定する設置面積以下のため、消火器の設置を不要とする。

（第2廃棄物処理所）

- ・第2廃棄物処理所に設置する消火器は、普通火災を想定し粉末消火器（10型）とする。
- ・消火器の必要本数として、消防法施行規則第六条に基づき、第2廃棄物処理所の床面積約400㎡より必要な能力単位（床面積100㎡あたり1）4以上となる消火器を設置する。

（第3廃棄物倉庫）

- ・第3廃棄物倉庫に設置する消火器は、普通火災を想定し粉末消火器（10型）とする。
- ・消火器の必要本数として、消防法施行規則第六条に基づき、第3廃棄物倉庫の床面積約530㎡より必要な能力単位（床面積100㎡あたり1）6以上となる消火器を設置する。

（原料貯蔵所）

- ・原料貯蔵所に設置する消火器は、普通火災を想定し粉末消火器（10型）とする。
- ・消火器の必要本数として、消防法施行規則第六条に基づき、原料貯蔵所の床面積約1200㎡より必要な能力単位（床面積100㎡あたり1）12以上となる消火器を設置する。

○消火設備（屋外消火栓）

消防法に従い屋外消火栓、防火水槽、また、可搬消防ポンプを設置する設計とする。屋外消火栓は、消防法施行令第19条により、建物の各部分からホース接続口までの水平距離が40m以下となる様に設ける。防火水槽は、消防法施行令より、水平距離100m半径内に建築物の各部分を覆うことが出来るように配置する。(5-8)

- [11.1-建5] シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第1廃棄物処理所前室、第2廃棄物処理所、第3廃棄物倉庫、原料貯蔵所及びその周辺の火災を消火するために、消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置し、屋外消火栓から各部屋へのアクセスルートを設定する。
- ・消防法施行令第十九条に基づき、建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離が、40m以下となるように屋外消火栓を設置し、近傍に20mホース2本を収納したホース格納箱を設置する。
 - ・工場屋外消火栓は、ポンプ室にある防火水槽（100m³×2）と消火水配管（一部、埋設）により接続されている。なお、消火水を貯留するための防火水槽及び電源喪失時等における消火用の可搬消防ポンプについては、次回以降申請とする。

2. 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により安全上重要な施設の安全機能に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。

加工施設に安全上重要な施設はないため、該当しない。

3. 安全機能を有する施設であって、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならない。

(適合性の説明)

○シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第1廃棄物処理所前室、第2廃棄物処理所、第3廃棄物倉庫、原料貯蔵所、チェックタンク室 地下集水槽地下ピット、独立遮蔽壁

(1)(2)(3)(4)、容器管理棟独立遮蔽壁(5)、水素供給設備障壁、防護フェンス

加工施設の建物は、建築基準法等関係法令で定める耐火構造又は不燃性材料を使用した設計とする。取り扱うウランの性状を考慮して防火区画を設けて延焼を防止し、建物からのウランの漏えいを防止する。(5-1)

加工施設の建物は、建築基準法等関係法令で定める耐火構造又は不燃性材料を使用した設計としている。(9-21)

➤ [11.3-建1]シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第1廃棄物処理所前室、第2廃棄物処理所、第3廃棄物倉庫、原料貯蔵所及びチェックタンク室 地下集水槽地下ピットは、建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物であり、主要構造部は不燃性材料（鉄筋コンクリート、鉄骨、鋼板、軽量気泡コンクリート（ALC））で設計する。独立遮蔽壁(1)(2)(3)(4)、容器管理棟独立遮蔽壁(5)、水素供給設備障壁及び防護フェンスの主要構造部は不燃性材料（鉄筋コンクリート）で設計する。

○廃棄物貯蔵設備(5)、緊急対策設備(2)（飛散防止用防護ネット）、緊急対策設備(3)（堰（内部溢水止水用））

加工施設の建物内に設置する核燃料物質を取り扱うフードボックス等の設備・機器は、火災発生防止のため、不燃性又は難燃性材料を使用した設計とする。設備・機器は、火災発生防止のため、主要な構造材は不燃性又は難燃性材料を使用した設計とする。(5-2)

➤ [11.3-設2]ドラム缶固縛治具及び角形容器固縛治具は、不燃性又は難燃性材料を使用する。

➤ [11.3-建2] 緊急対策設備(2)（飛散防止用防護ネット）の主要な構造材は、不燃性のネット、ワイヤーロープ、ターンバックル、シャックル、強力長シャックル、結合コイル、及び結束線を使用する設計とする。緊急対策設備(3)（堰（内部溢水止水用））の主要な構造材は、不燃性の一般構造用鋼及び難燃性材料を使用する設計とする。

- シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第1廃棄物処理所前室、第2廃棄物処理所、第3廃棄物倉庫、原料貯蔵所
- 工場棟転換工場鉄扉 (SD-2)

火災の延焼を防止するために、火災区域を設定し、万一の火災を想定しても、十分な耐火性能を備えた防火壁、防火扉等の防火設備を設けることで当該火災区域外への延焼を防止する設計とする。

火災防護対象設備を設置している建物に火災区域を設定する。

火災発生時に臨界防止、閉じ込め及び遮蔽機能を維持するため、放射性物質等を取り扱う区域は火災区域に設定する。また、当該火災区域に隣接する区域のうち、延焼の可能性のある区域も火災区域に設定する。

建築基準法に基づく防火区画を基本として、取扱物質及び管理区域の区分を考慮して、以下のとおり防火区画を一部細分化して火災区域を設定する。なお、火災区画は火災区域と同一とする。

① 工場棟の成型工場（第1種管理区域）と組立工場（第2種管理区域）は、火災発生時の延焼を防止するために別の火災区域とする。

② 工場棟の転換工場の原料倉庫と原料倉庫の上階に位置するダクトスペースは、放射性物質を取り扱う区域と気体廃棄設備を処理する区域の違いがあり、また、耐火性能を有する天井で分離していることから、別の火災区域とする。

③ 工場棟の転換工場の転換加工室と転換加工室の上階に位置するダクトスペースは、放射性物質を取り扱う区域と気体廃棄設備を処理する区域の違いがあり、また、耐火性能を有する天井で分離していることから、別の火災区域とする。

④ 工場棟の成型工場（ペレット加工室、ペレット貯蔵室、燃料棒溶接室、燃料棒補修室）とその上階に位置する成型工場（フィルタ室）は、放射性物質を取り扱う区域と気体廃棄設備を処理する区域の違いがあり、また、耐火性能を有する天井で分離していることから、別の火災区域とする。

火災の延焼を防止するために火災区域を設定し、火災区域内における火災の継続時間を示す指標に相当する等価時間が防火壁等の耐火時間を超えない設計とする。(5-10)

- [11.3-建3]原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に火災区域を設定し、火災を想定しても当該火災区域外への延焼を防止する設計とし建物からの放射性物質等の漏えいを防止する。また、シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第1廃棄物処理所前室、第2廃棄物処理所、第3廃棄物倉庫及び原料貯蔵所では放射性物質を取り扱っており、火災発生時に臨界防止、閉じ込め及び遮蔽機能を維持するため、放射性物質等を取り扱う区域を火災区域に設定する。設定した火災区域を図イ建-1-8、図ト建-4-5及び図へ建-1-5に示す。
- [11.3-建4]シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第1廃棄物処理所前室、第2廃棄物処理所、第3廃棄物倉庫及び原料貯蔵所は、図イ建-1-8、図ト建-4-5及び図へ建-1-5に示す火災区域における等価時間が、外壁、区画境界壁、屋根、天井、床、シャッタ及び鉄扉の耐火時間を超えない設計とする。ガラリ部の火災区域境界は気体廃棄設備で構成される。また、工場棟転換工場鉄扉(SD-2)は、図イ建-3-6に示す火災区域における等価時間が、耐火時間を超えない設計とする。評価した結果を添付説明書一建6に示す。
- [11.3-建5]シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第1廃棄物処理所前室、第2廃棄物処理所、第3廃棄物倉庫及び原料貯蔵所は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づき火災区域を設定し、万一の火災を想定しても、十分な耐火性能を備えた防火壁、防火扉、防火シャッタ又は防火ダンパを設けることで

当該火災区域外への延焼を防止し、閉じ込め機能を有する部材（止水シート）が損傷することを防止する設計とする。
内部火災の影響を受けるエキスパンションジョイントは、カバー（屋内）を設置することで当該火災区域外への延焼を防止する設計とする。
なお、火災の延焼を防止するため、可燃物の持ち込み管理を実施することを保安規定に規定する。

- [11.3-建 10]工場棟転換工場鉄扉（SD-2）は原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、火災区域の等価時間が鉄扉の耐火時間を超えない設計とする。

○シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第1廃棄物処理所前室、第2廃棄物処理所、第3廃棄物倉庫、原料貯蔵所

火災区域間の延焼を防止するため、電力用、計測用及び制御用ケーブルは、防火壁の貫通部に耐火シールを施工する設計とする。（5-19）

- [11.3-建 7]火災区域間の延焼を防止するために、シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第1廃棄物処理所前室、第2廃棄物処理所、第3廃棄物倉庫及び原料貯蔵所において、電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する火災区域境界の壁には、建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シールを施工する。

○廃棄物貯蔵設備(5)

火災の延焼を防止するために、核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物は金属製容器に収納する設計とする。また、高性能エアフィルタの木枠は金属カバーで覆う設計とする。（5-22）

- [11.3-建 9]火災の延焼を防止するため、鋼製のドラム缶又は角形容器に放射性固体廃棄物を収納する設計とする。

○シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所、第3廃棄物倉庫、原料貯蔵所

被水による設備・機器の電気火災の発生を防止するため、配線用遮断器を設置する。被水による設備・機器における電気火災の発生を防止するため、被水防止カバーを設置するか、配線用遮断器を設置する設計とする。（11-9）

使用電圧が高い幹線動力用ケーブルに接続する制御盤の設備高さについては、設備高さを没水許容高さより高くする設計とし、それ以外の制御盤は配線用遮断器を設置する設計とする。（11-16）

- [11.3-建 8]火災防護の観点から、設置している電源ケーブルに対して、過負荷や短絡での過電流による火災の発生を防止するため、電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。

○化学処理施設、成形施設、被覆施設、組立施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、その他の加工施設

加工施設の建物内に設置する核燃料物質を取り扱うフードボックス等の設備・機器は、事業許可に示すように、難燃性材料である[]又は[]を使用している。また、設備機器のフレーム材は、不燃材であるステンレス鋼又は一般構造用鋼を使用しているため、火災の発生源となることはない（添付説明書一設2）。

また、事業許可に該当する内容のうち

- ・ 使用材料に関する事項(5-2)
- ・ UF₆を取り扱う機器への火災源対策に関する事項(5-3)
- ・ 火災の延焼に関する事項(5-10)
- ・ 負圧維持に関する事項(5-11)
- ・ 電力用及び計測・制御用ケーブル損傷に関する事項(5-14)
- ・ 可燃性油類を使用する設備・機器並びに油火災に関する事項(5-15)
- ・ 排気ダクトに関する事項(5-18)
- ・ 火災の延焼防止に関する事項(5-20、5-22)

に関する設計内容を添付説明書一設2に示す。

4 水素を取り扱う設備（爆発の危険性がないものを除く。）は、適切に接地されているものでなければならない。

（適合性の説明）

○化学処理施設、成形施設

事業許可に該当する内容のうち、

- ・ 接地に関する事項(5-23)

に関する設計内容を添付説明書一設2に示す。

5 水素その他の可燃性ガスを取り扱う設備（爆発の危険性がないものを除く。）を設置するグローブボックス及び室は、当該設備から可燃性ガスが漏えいした場合においてもこれが滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならない。

（適合性の説明）

○化学処理施設、成形施設、放射性廃棄物の廃棄施設

事業許可に該当する内容のうち、

- ・ 滞留しない構造及びその他の爆発防止に関する事項(5-23、5-24、5-26)

に関する設計内容を添付説明書一設2に示す。

6 焼結設備その他の加熱を行う設備（次項において「焼結設備等」という。）は、当該設備の熱的制限値を超えて加熱されるおそれがないものでなければならない。

（適合性の説明）

○化学処理施設、成形施設

事業許可に該当する内容のうち、

- ・ 熱的制限値に関する事項 (5-25)

に関する設計内容を添付説明書一設2に示す。

7 水素その他の可燃性ガスを使用する焼結設備等（爆発の危険性がないものを除く。）は、前三項に定めるところによるほか、次に掲げるところによらなければならない。

- 一 焼結設備等の内部において空気の混入により可燃性ガスが爆発することを防止するための適切な措置を講ずること。
- 二 焼結設備等から排出される可燃性ガスを滞留することなく安全に排出するための適切な措置を講ずること。
- 三 焼結設備等の内部で可燃性ガスを燃焼させるものは、燃焼が停止した場合に可燃性ガスの供給を自動的に停止する構造とすること。

(適合性の説明)

○化学処理施設、成形施設、放射性廃棄物の廃棄施設

事業許可に該当する内容のうち、

- ・ 爆発防止、安全な排出及びガスの自動停止に関する事項 (5-23、5-24、5-27、5-28、5-29)

に関する設計内容を添付説明書一設2に示す。

(加工施設内における溢水による損傷の防止)

第十二条 安全機能を有する施設は、加工施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

(適合性の説明)

○シリンダ洗浄棟、第 1 廃棄物処理所、第 2 廃棄物処理所

第 1 種管理区域から第 2 種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止する設計とする。

第 1 種管理区域の境界から外部へ溢水が流入出しない設計とする。(11-2)

第 1 種管理区域を境界とする区画を設定し、その境界の開口に対し、溢水高さにスロッシングによる水位変位を考慮した水位高さ以上の堰等を設置する設計(11-14)

- [12.1-建 1] 第 1 種管理区域から第 2 種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、シリンダ洗浄棟、第 1 廃棄物処理所、第 2 廃棄物処理所の扉に緊急対策設備(3) (堰(内部溢水止水用))を設置し溢水の拡大を防止する。溢水水位及び評価は、添付説明書一建 8 参照。

堰には耐食性を有する材料で、主に鋼材、、
を用い耐熱・耐油・耐薬品性に優れたコーキング材でコーキングする。

また、台車等が通過する必要がある箇所の堰は一部脱着式とするが、脱着部を外す作業を実施する際には作業員が監視を行い、溢水の恐れがある場合には速やかに堰を復旧することを保安規定に定める。

堰を設置する場所を、図リ非-6-2~6-4 に示す。

○シリンダ洗浄棟、第 1 廃棄物処理所、第 2 廃棄物処理所

・閉じ込めの安全機能として、第 1 種管理区域からの漏えい防止の観点で区画を設定する。

・閉じ込めに関する防護対象設備として排気設備の有無の観点から区画を設定する。

・閉じ込めの観点から、UF₆を正圧で取り扱う転換工場原料倉庫を防護区画として設定する。

・臨界防止の観点からウランの減速度を管理する設備・機器の設置の有無から区画を設定する。

・上記何れにおいても溢水源の有無を考慮して防護区画を設定する。

・溢水の影響を避けるため、扉部分に堰を設置する設計の区画は個別に防護区画を設定する。(11-21)

- [12.1-建 2] シリンダ洗浄棟及び第 1 廃棄物処理所は、第 1 種管理区域からの漏えい防止の観点で、第 2 廃棄物処理所は、第 1 種管理区域からの漏えい防止及び非管理区域から第 1 種管理区域への漏えいを防止するため溢水防護区画を設定する。溢水防護区画を、図リ非-6-1 に示す。

○緊急対策設備(3)(堰(内部止水用水))

防護区画内の堰内の必要な箇所に堰漏水検知警報設備を設置する。(11-17)

- [12.1-建 3] シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所から屋外、非管理区域、他の溢水防護区画及び第2種管理区域への溢水の拡大を防止するための堰に、漏水検知警報設備を設置する設計とする。漏水検知警報設備は、堰の溢水源側に設置する。第1廃棄物処理所と第2廃棄物処理所の境界の堰は、両側に溢水源があるため、堰の両側に漏水検知警報設備を設置する。当該設備については、次回以降申請する。

○シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所

加工施設の扉は、扉を介して溢水経路を形成できるように水密性を有さず、かつノンエアタイト仕様の設計とする。

管理区域内の溢水の水位抑制のため、扉は水密性を有さない設計とする。(11-6)

- [12.1-建 4] シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所及び第2廃棄物処理所の各部屋には溢水経路を形成できるように、水密性を有さず、かつノンエアタイト仕様の扉を設置する。

○シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所

被水による設備・機器の電気火災の発生を防止するため、配線用遮断器を設置する。被水による設備・機器における電気火災の発生を防止するため、被水防止カバーを設置するか、配線用遮断器を設置する設計とする。(11-9)

使用電圧が高い幹線動力用ケーブルに接続する制御盤の設備高さについては、設備高さを没水許容高さより高くする設計とし、それ以外の制御盤は配線用遮断器を設置する設計とする。(11-16)

- [12.1-建 6] 全ての制御盤については、被水による設備・機器の電気火災を防止するため、配線用遮断器を設置し、火災防護対象設備(電気設備)については、没水許容高さよりも高い位置に設置する。
なお、水消火時の被水による電気火災の発生を防止するため、水消火開始前に給電を停止することを保安規定に記載する。

○転換工場

工場棟転換工場の溢水量を変更したが、溢水量は削減され、溢水量を元に算出する必要堰高さへの影響はない。先行申請した堰高さへの影響はなく、また事業許可の基本方針とも整合している。先行申請との相違点を添付に示す。

項目	先行設工認申請(4次申請 三原燃第20-0274号にて申請) 溢水適合性説明書	先行設工認申請との相違点リスト (1/1)	本申請 詳細設計	先行申請との整合性
工場操 水防護区 画2領域 溢水量	<p>添付説明書-建6 付録1</p> <p>溢水防護区画毎の溢水源と溢水量について</p> <p>1. ウラン廃液等を内包する設備・機器の破損等により生じる溢水源と溢水量の考え方 (1) 溢水源となる設備・機器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 溢水防護区画2のうち臨界評価区域A：転換加工室 廃液貯槽 (容量3m³) が1基 その他、ポンプ等小容量の設備を含め、溢水量は8.8m³ ・ 溢水防護区画2のうち臨界評価区域Aを除く領域 ① 廃棄物処理室 転換第1廃液貯槽 (容量4m³) が1基 凝集沈殿槽 (容量4.2m³) が3基 チェックタンク (容量4.2m³) が3基 1次ろ液槽 (容量2m³) が1基 その他ポンプ等小容量の設備を含め、溢水量は32.5m³ ② チェックタンク室 集水槽 (容量11.5m³) が3基 混合槽 (容量1.5m³) が1基 転換第2廃液貯槽 (容量5.2m³) が1基 その他ポンプ等小容量の設備を含め、 溢水量は45.1m³ ③ 除染室・分析室の除染室(2) 排水受槽 (容量1m³) が1基 スクラバ (容量1.2m³) が1基 その他ポンプ等小容量の設備を含め、溢水量は2.2m³ 	<p>先行設工認申請との相違点リスト (1/1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 溢水防護区画2のうち臨界評価区域A：転換加工室 廃液貯槽 (容量3.8m³) が1基(…表ト設一液10 廃液貯槽(ウラン回収(第1系列)系統) その他、ポンプ等小容量の設備を含め、溢水量は9.6m³ ・ 溢水防護区画2のうち臨界評価区域Aを除く領域 ① 廃棄物処理室 転換第1廃液貯槽 (容量4.4m³) が1基 (…表ト設一液1 転換第1廃液貯槽) 凝集沈殿槽 (容量4.2m³) が3基 チェックタンク (容量4.2m³) が3基 1次ろ液槽 (容量2m³) が1基 その他ポンプ等小容量の設備を含め、溢水量は32.9m³ ② チェックタンク室 集水槽 (容量11.7m³) が2基、8m³が1基 (…表ト設一液9 集水槽(チェック)) 混合槽 (容量1.3m³) が1基(…表ト設一液8 混合槽) 転換第2廃液貯槽 (容量5.3m³) が1基 (…表ト設一液7 転換第2廃液貯槽) その他ポンプ等小容量の設備を含め、 溢水量は40.4m³ ③ 除染室・分析室の除染室(2) 排水受槽 (容量1m³) が1基 スクラバ (容量1.2m³) が1基 その他ポンプ等小容量の設備を含め、溢水量は2.2m³ 	<p>先行申請との整合性</p> <p>先に設工認申請した工場棟の溢水防護区画2の溢水量の前提条件を、以下に示すとおり変更した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 溢水防護区画2の溢水量について、主要な廃液貯槽の容量を示しているが、運用方法変更(液位計取り付け位置見直し)、貯槽の設計変更を反映する。 <p>溢水防護区画2内での溢水量総量は削減される方向であり、溢水量を元に戻す必要は無く、要堰高さへの影響は無く、先行申請した堰への影響はない。</p> <p>また、溢水防護区画2内に設置する設備・機器に対する考慮すべき溢水水位も小さくなるが、溢水水位は先行申請から変更しない(160mmのまま)。</p> <p>以上より、事業許可の基本方針、先行申請の設備・機器の溢水による損傷防止設計とも整合している。</p>	

(加工施設内における溢水による損傷の防止)

第十二条 安全機能を有する施設は、加工施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

(適合性の説明)

- 化学処理施設、成形施設、被覆施設、組立施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設（気体廃棄設備を除く）、その他の加工施設（秤量設備）

通常ウランが存在する最低部の高さを溢水高さより高くするなどにより、臨界防止の措置を講じている。また、設備・機器の制御盤又は分電盤に配線用遮断器を設置するなどにより、被水又は没水による設備・機器における電気火災の発生を防止する設計としている（添付説明書一設5）。

また、加工事業変更許可申請書の内容のうち該当する

- ・核的制限値を設定する設備・機器は内部溢水に対し没水しない設計(2-11)
- ・減速度で管理する設備・機器は消火水等が浸入しない対策(2-12)
- ・被水又は没水によって臨界とならない設計(11-4)
- ・被水又は没水による電気火災の発生を防止する設計(11-5)
- ・フードボックスの空気取り入れ口に被水防護カバーを設置する設計(11-7)
- ・ウラン粉末気流輸送設備の空気取り入れ口に被水防護カバーを設置する設計(11-8)
- ・被水による電気火災の発生を防止するため、被水防止カバー又は配線用遮断器を設置する設計(11-9)
- ・形状寸法又は質量を管理する設計で、ウランに水の浸入を考慮し、最適減速度状態を想定した設計又は水の侵入を想定しないウランの減速度を管理する設計(11-11)
- ・減速度で管理する設備・機器は、ウランが被水しないよう設備・機器内で取り扱う設計及び没水による水の浸入を防止する設計(11-12)
- ・幹線用ケーブルの制御盤は没水しない設計、それ以外の制御盤は配線用遮断機を設置する設計(11-16)

に関する設計内容をあわせて添付説明書一設5に示す。

- 気体廃棄設備(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)

被水又は没水により排気設備の機能が喪失しない設計としている。また被水又は没水により電気火災の発生を防止する設計としている（添付説明書一設5）。

また、加工事業変更許可申請書の内容のうち該当する

- ・被水又は没水により排気設備の機能が喪失しない設計(11-3)
- ・被水又は没水による電気火災の発生を防止する設計(11-5)
- ・被水による電気火災の発生を防止するため、被水防止カバー、又は配線用遮断器を設置する設計(11-9)
- ・設備高さを没水許容高さより高くする設計(11-15)
- ・幹線用ケーブルの制御盤は没水しない設計、それ以外の制御盤は配線用遮断機を設置する設計(11-16)
- ・被水による影響を受けないよう被水防護カバー等を設置する設計(11-20)

に関する設計内容をあわせて添付説明書一設5に示す。

(安全避難通路等)

第十三条 加工施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。

- 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路
- 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明
- 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源

(適合性の説明)

○緊急対策設備(1) (安全避難通路)

単純、明確かつ容易に識別できる安全避難通路及び非常口を設ける設計とする。(13-1)

- [13.1-建1] シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第1廃棄物処理所前室、第2廃棄物処理所、第3廃棄物倉庫及び原料貯蔵所には、単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1) (安全避難通路) 及び避難口を設置している。緊急対策設備(1) (安全避難通路) 及び避難口の配置は、シリンダ洗浄棟は図リ非-1-2 及び 1-3、第1廃棄物処理所及び第1廃棄物処理所前室は図リ非-1-4、第2廃棄物処理所は図リ非-1-6 及び 1-7、第3廃棄物倉庫は図リ非-1-8、原料貯蔵所は図リ非-1-9 を参照。

○緊急対策設備(1) (非常用照明、誘導灯)

非常用ディーゼル発電機から供給される非常用照明及び誘導灯を設置する設計とする。(13-2)

- [13.1-建2] シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第1廃棄物処理所前室、第2廃棄物処理所、第3廃棄物倉庫及び原料貯蔵所は、停電時に非常用ディーゼル発電機から給電される緊急対策設備(1) (非常用照明、誘導灯) を設置する設計とする。

なおシリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第1廃棄物処理所前室、第2廃棄物処理所、第3廃棄物倉庫及び原料貯蔵所は工場の用途に用いる建物であり、建築基準法施行令第百二十六条の四に規定する非常用照明を必要とする建物ではないが、建築基準法施行令第百二十六条の五の規定を準用し、非常用照明を設置する。また誘導灯（避難口誘導灯、通路誘導灯）は、消防法施行規則第二十八条の三に規定する当該誘導灯（B級及びC級の認定品）までの歩行距離が、施行規則に定められた距離（下表参照）以下となるように設置するとともに、消防法施行規則に基づき誘導灯を配置している。

区 分		歩行距離(m)	
避難口誘導灯	B 級	避難の方向を示すシンボルのないもの	30
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	20
	C 級	15	
通路誘導灯	B 級	15	
	C 級	10	

なお、消防法施行規則で定められている「誘導灯」は、所轄消防本部の確認を受けている。また、非常用照明は、建築基準法施行令に基づいて建築確認で確認を受けている。

(安全機能を有する施設)

第十四条 安全機能を有する施設は、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるように設置されたものでなければならない。

(適合性の説明)

- シリンダ洗浄棟、第 1 廃棄物処理所、第 1 廃棄物処理所前室、第 2 廃棄物処理所、第 3 廃棄物倉庫、原料貯蔵所、チェックタンク室 地下集水槽地下ピット、廃棄物貯蔵設備(5)、独立遮蔽壁(1)(2)(3)(4)、容器管理棟独立遮蔽壁(5)、水素供給設備障壁、防護フェンス、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)、緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))、工場棟転換工場鉄扉(SD-2)、工場棟組立工場鉄扉(SD-17)、付属建物容器管理棟鉄扉(SD-221)、付属建物除染室・分析室鉄扉(SD-220)、非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備)、消火設備(屋外消火栓、消火器)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯、安全避難通路)

安全機能を有する施設は、安全機能の重要度に応じて、その機能を確保する設計とする。(14-2)

核燃料物質の種類、取扱量、化学的性状、物理的形態を考慮し、その機能が期待される通常時及び設計基準事故時に想定される設置場所の温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。(14-3)

- ▶ [14.1-建 1]安全機能を有する施設は、安全機能の重要度、核燃料物質の種類、取扱量、化学的性状、物理的形態を考慮し、その機能が期待される通常時及び設計基準事故時に想定される設置場所の温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。

(1) 通常時

シリンダ洗浄棟、第 1 廃棄物処理所、第 1 廃棄物処理所前室、第 2 廃棄物処理所、第 3 廃棄物倉庫、原料貯蔵所、チェックタンク室 地下集水槽地下ピット、独立遮蔽壁(1)(2)(3)(4)、容器管理棟独立遮蔽壁(5)、廃棄物貯蔵設備(5)、水素供給設備障壁、防護フェンス、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)、緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))、工場棟転換工場鉄扉(SD-2)、工場棟組立工場鉄扉(SD-17)、付属建物容器管理棟鉄扉(SD-221)、付属建物除染室・分析室鉄扉(SD-220)、非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備)、消火設備(屋外消火栓、消火器)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)及び緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯、安全避難通路)は、管理区域の通常の作業環境下の温湿度状態、大気圧下に設置しており、腐食のおそれや放射線の影響はないため、それぞれの安全機能(臨界防止、閉じ込め、遮蔽等)を設計どおりに発揮できる。

(2) 設計基準事故時

設計基準事故が発生する設備の安全機能が有効に機能すること及び、設計基準事故が発生するのは今回申請対象の建物ではないため、シリンダ洗浄棟、第 1 廃棄物処理所、第 1 廃棄物処理所前室、第 2 廃棄物処理所、第 3 廃棄物倉庫及び原料貯蔵所の安全機能を発揮できる。

工場棟転換工場が対象となる設計基準事故は、①UF₆ガスの漏えい、②ウラン粉末の漏えい(水素爆発による漏えい)である。

- ▶ [14.1-建2]設計基準事故① 工場棟転換工場のUF₆ガスの漏えい時に想定される環境条件は、UF₆ガスを正圧で取り扱うUF₆配管の破断によりUF₆ガスが漏えいしても、漏えいしたUF₆ガスはUF₆フードボックスとその排気系統内に閉じ込められることから、工場棟転換工場鉄扉（SD-2）の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能（臨界防止、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる。
- ▶ [14.1-建3]設計基準事故② 工場棟転換工場のウラン粉末の漏えい（水素爆発による漏えい）時に想定される環境条件は、ロータリーキルンにおける炉内爆発が発生しても、ウラン粉末を含む爆風はロータリーキルンの爆風圧力逃し機構（破裂板）を通じて局所排気系統へ排気し、閉じ込め性が維持されることから、工場棟転換工場鉄扉（SD-2）の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能（臨界防止、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる。

○シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所

設計基準事故として想定している閉じ込め機能の不全においても、第1種管理区域は、局所排気系統及び室内排気系統により負圧を維持する設計とする。

第1種管理区域は、気体廃棄設備によって負圧に維持することにより閉じ込めを管理する。事故時においても、ウランの飛散するおそれのある部屋は、当該区域の室内の圧力を外気に対して負圧に維持するように可能な限り管理する。

第1種管理区域は、換気設備によって負圧に維持することにより閉じ込めを管理する。事故時においても、ウランの飛散するおそれのある部屋は、当該区域の室内の圧力を外気に対して19.6Pa以上の負圧に維持するように可能な限り管理する。（4-29）

ウラン粉末が第1種管理区域内の室内に漏えいした場合に備え、排気系統により建物内部を負圧に維持することにより、建物からのウランの漏えいを防止する設計とし、また、漏えいしたウラン粉末は、室内排気系統に設置する高性能エアフィルタを介して排気する設計とする。（15-4）

ウラン粉末を取り扱う設備・機器のうち、閉じ込めバウンダリとして難燃性材料のパネルを使用している設備・機器において、火災の熱影響によりウラン粉末が第1種管理区域内の室内に漏えいした場合に備え、室内排気系統により建物内部を負圧に維持することにより建物で閉じ込める設計とし、また、漏えいしたウラン粉末は、室内排気系統に設置する高性能エアフィルタを介して排気する設計とする。（15-5）

- ▶ [14.1-建5]本申請の対象設備・機器において、ユーティリティが喪失した場合、設備・機器が停止するが、加工施設の設備・機器については、停止後に冷却機能など事故発生防止のための機能を要するものは無い。また、気体廃棄設備(5)、(6)停止により、第1種管理区域の排風機が停止することにより、第1種管理区域内の空気中の放射性物質等は建物の微小な隙間から建物外へ漏洩する状況であるが、第1種管理区域の負圧が低下するものの他の安全機能に影響を及ぼすことはなく、それぞれの安全機能（臨界防止、閉じ込め、遮蔽等）を設計通り発揮できる。

2. 安全機能を有する施設は、当該安全機能を有する施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。

（適合性の説明）

- シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第1廃棄物処理所前室、第2廃棄物処理所、第3廃棄物倉庫、原料貯蔵所、チェックタンク室 地下集水槽地下ピット、廃棄物貯蔵設備(5)、独立遮蔽壁(1)(2)(3)(4)、容器管理棟独立遮蔽壁(5)、水素供給設備障壁、防護フェンス、緊急対策設備(2)（飛散防止用防護ネット）、緊急対策設備(3)（堰（内部溢水止水用））、

工場棟転換工場鉄扉 (SD-2)、工場棟組立工場鉄扉 (SD-17)、付属建物容器管理棟鉄扉 (SD-221)、付属建物除染室・分析室鉄扉 (SD-220)、非常用通報設備 (非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備)、消火設備 (屋外消火栓、消火器)、自動火災報知設備 (火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1) (非常用照明、誘導灯、安全避難通路)

安全機能を確認するための検査又は試験並びに安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができる設計とする。(14-4)

- ▶ [14. 2-建 1]今回申請対象の設備・機器は、検査又は試験及び保守又は修理の必要が生じた場合に、設備・機器に容易にアクセスできるよう、設備・機器は、作業者の立入りが容易な場所に設置する設計とする。
- ▶ 緊急対策設備(2) (飛散防止用防護ネット)は、耐食性を有する材料 () を使用することにより、長期間、保守、修理が不要である。

3. 安全機能を有する施設に属する設備であって、クレーンその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、加工施設の安全性を損なうことが想定されるものは、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

本申請の対象となる設備・機器はないため、該当しない。

4. 安全機能を有する施設は、他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の加工施設において共用する場合には、加工施設の安全性が損なわれないように設置されたものでなければならない。

(適合性の説明)

○第1 廃棄物処理所、第1 廃棄物処理所前室、第2 廃棄物処理所、第3 廃棄物倉庫、廃棄物貯蔵設備(5)

使用施設と共用する非常用ディーゼル発電機、第1 廃棄物処理所、第2 廃棄物処理所、第3 廃棄物倉庫、廃棄物管理棟、分光分析室及び分析室 (分析設備の一部、気体廃棄設備を含む。) は、共用によってその安全機能を損なわない設計とする。(14-5)

- ▶ [14. 4-建 1]第1 廃棄物処理所に設置する固体廃棄物の廃棄設備 (焼却設備) (次回以降申請)、第1 廃棄物処理所前室に設置する固体廃棄物の廃棄設備 (焼却設備) クレーン (次回以降申請)、第2 廃棄物処理所に設置する固体廃棄物の廃棄設備 (固体廃棄物処理設備) (次回以降申請)、第3 廃棄物倉庫に設置する廃棄物貯蔵設備(5) は、使用施設と共用する。使用施設との共用においても、加工施設で発生する廃棄物と同じであり、共用により安全機能を損なわない。

(安全機能を有する施設)

第十四条 安全機能を有する施設は、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるように設置されたものでなければならない。

(適合性の説明)

- 化学処理施設、成形施設、被覆施設、組立施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、その他の加工施設
今回申請する設備・機器全てを対象とする。

安全機能を有する施設は、安全機能の重要度に応じて、その機能を確保する設計とする。(14-2)

核燃料物質の種類、取扱量、化学的性状、物理的形態を考慮し、その機能が期待される通常時及び設計基準事故時に想定される設置場所の温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。(14-3)

ユーティリティ（電源、バルブ作動用ガス）が喪失した場合においても、安全側に停止するフェールセーフとなる設計とする。(14-8)

今回申請する設備・機器のうち、設計基準事故対象機器と同じ室内に設置する機器は以下を考慮した設計とする。

- ▶ [14.1-設 1]安全機能を有する施設は、安全機能の重要度、核燃料物質の種類、取扱量、化学的性状、物理的形態を考慮し、その機能が期待される通常時及び設計基準事故時に想定される設置場所の温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。

一方、今回申請する設備・機器のうち、設計基準事故対象機器と異なる室内に設置する機器は以下を考慮した設計とする。

- ▶ [14.1-設 1]安全機能を有する施設は、安全機能の重要度、核燃料物質の種類、取扱量、化学的性状、物理的形態を考慮し、その機能が期待される通常時に想定される設置場所の温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。

(1) 通常時

化学処理施設、成形施設、被覆施設、組立施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、その他の加工施設のうち今回申請する設備・機器は、管理区域、非管理区域の通常の作業環境下の温湿度状態、大気圧下に設置しており、腐食の恐れや放射線の影響はないため、それぞれの安全機能（臨界防止、閉じ込め、遮蔽等）を設計どおりに発揮できる。

(2) ユーティリティ喪失時

ユーティリティが喪失した場合、設備機器が停止するが、加工施設の設備・機器については、停止後に冷却機能など事故発生防止のための機能の維持を要するものは無い。なお、ユーティリティが喪失した場合、気流輸送も供給停止する設計である。また、電源喪失した場合でも、非常用発電機に気体廃棄設備が接続されているため、建物の負圧は維持できる設計である。

(3) 設計基準事故時

化学処理施設、成形施設、被覆施設、組立施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、その他の加工施設のうち今回申請する設備・機器が対象となる設計基準事故は、①UF₆ガスの漏えい、②ウラン粉末の漏えい（水素爆発による漏えい）、③ウラン粉末の漏えい（加圧機器からの漏えい）、④第1種管理区域内雰囲気からの漏えい（排気停止による漏えい）である。

これ以外の設計基準事故として、ウラン粉末の漏えい（容器落下による漏えい）、ウラン粉末の漏えい（火災による漏えい）があるが、ウラン粉末の漏えい（容器落下による漏えい）については、公衆に対し影響が最も大きい加工棟成型工場の第1種管理区域に設置された粉末一時貯蔵棚での作業を代表とし、ウラン粉末の漏えい（火災による漏えい）についても、同様に公衆に対する影響が最も大きい加工棟成型工場に設置された酸化炉のフードボックスを代表として、評価し、原規規発第1908222号にて認可済である。

ウラン粉末が第1種管理区域内の室内に漏えいした場合に備え、排気系統により建物内部を負圧に維持することにより、建物からのウランの漏えいを防止する設計とし、また、漏えいしたウラン粉末は、室内排気系統に設置する高性能エアフィルタを介して排気する設計とする。(15-4)

①～③の設計基準事故時におけるウラン粉末の漏えいについてはいずれの場合も第1種管理区域を負圧に維持することにより、建物からのウラン漏えいを防止する設計としている。負圧の維持に関する設計については添付説明書一設6に示す。

以下UF₆ガスの漏えいに係る説明において、UF₆ガスの漏えいに対応する設備の構造、強度及び漏えいに係る事項は三原燃第20-0273号にて申請済である。

▶ [14.1-設6]設計基準事故①UF₆ガスの漏えいはUF₆配管（蒸発器内のUF₆シリンダ、脱着式UF₆配管からの漏えいは想定しない）での漏えいを想定している。この時に想定される環境条件※は、UF₆を加圧で取り扱う配管破断によりUF₆がフードボックス内へ漏えいした状態を想定しても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能（臨界防止、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる設計とする。

詳細は添付説明書一設8に示す。

※ UF₆ガスの漏えい時に想定される環境条件は温度108℃、圧力0.407MPaGのUF₆が40秒間漏えいするが、UF₆フードボックスの容積、給気風量による希釈効果により、その構造に影響を及ぼすような温度、圧力には至らず、スクラパ到達時でUF₆ガス温度上限は85℃となる環境である。

なお、この設計基準事故が発生しても、公衆への実効線量は 2×10^{-7} mSvであり、十分に小さい。

▶ [14.1-設4]設計基準事故②ウラン粉末の漏えい（水素爆発による漏えい）時に想定される環境条件として、水素が炉内で爆発することを仮定し、ロータリーキルンにおける炉内爆発によりウラン粉末が爆風圧力逃し機構（破裂板）を通じて気体廃棄設備(1)内へ飛散した状態を想定しても、他設備の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能（臨界防止、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる。同じく連続焼結炉も炉内爆発によりウラン粉末が爆風圧力逃し機構（スイングドア）を通じて室内へ飛散した状態を想定しても、他設備の安全機能に影響を及

ばすことなく必要な安全機能（臨界防止、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる。
水素爆発時に想定される爆風圧力は添付説明書一設 2-3 及び 4 に示す。

今回申請する設備のうち、以下の機器が水素を取り扱う機器であり、設計基準事故対象機器である。

- ・ 工場棟転換工場：ロータリーキルン(1)(2)
- ・ 工場棟成型工場：連続焼結炉(1)(2)、バッチ式小型焼結炉、
- ・ 加工棟成型工場：連続焼結炉

このうち、焼結炉は工場棟成型工場、及び加工棟成型工場の 2 工場に存在するが、公衆への影響評価の観点から敷地境界に近い加工棟成型工場に設置する連続焼結炉を設計基準事故の対象とする。

ロータリーキルン(1)(2)

ロータリーキルン(1)(2)は、炉内を水素雰囲気にして、540℃～840℃の温度範囲で加熱し、ADU 粉末や U_3O_8 粉末を UO_2 粉末に化学処理する機器である。機器等の破損、故障、誤動作、あるいは運転員の誤操作により、周囲の酸素がロータリーキルン(1)(2)に侵入し、水素爆発が発生することを防止するため、以下の設計を行っている。

発生防止：

- ロータリーキルン(1)(2)はキルン内での水素爆発を防止するため、ロータリーキルン(1)(2)の排気配管上に水封ポットを設置し、通常時のロータリーキルン内雰囲気を正圧に維持することで、空気(酸素)が設備内部に侵入しない制御とする(図イ設-37、38)。
- ロータリーキルン(1)(2)は健全性を確保し、炉内への空気(酸素)の侵入を防止するため、熱的制限値(1000℃以下)を設定し、この温度以下に維持する。
- a)の監視システムとして、{101}ロータリーキルン炉内圧力低インターロック(図イ制-23)を設置する。
このインターロックの検出端がロータリーキルン(1)(2)内雰囲気圧力の低下を検知した場合には、ロータリーキルン(1)(2)への水素供給を停止し、窒素による炉内水素の置換を行う。
- b)の監視システムとして、{103}ロータリーキルン過加熱防止インターロック(図イ制-25)を設置する。
このインターロックの検出端がロータリーキルン(1)(2)の熱的制限値(1000℃)を超えるような温度を検知した場合には、ロータリーキルン(1)(2)のヒータ加熱を停止する。
- 上記 a)～d)が有効に機能するため、ロータリーキルン(1)(2)内で水素爆発が発生する恐れはない。

影響緩和・拡大防止：

ロータリーキルンは、爆発による炉本体の損傷を防止するため、爆風圧力逃し機構(破裂板)を備えており、ロータリーキルン内のウランは爆風圧力逃し機構を通じて接続されている局所排気系統を介して建物外へ排気する設計とする。(15-7)

ロータリーキルン(1)(2)には爆発圧力逃し機構(破裂板)を設置(図イ設-37)し、気体廃棄設備(1)へ接続する。

ロータリーキルン(1)(2)内で水素爆発が発生しても、その爆発エネルギーは破裂板を介してロータリーキルン内に溜めずに気体廃棄設備(1)内へ放

出する。

これにより、ロータリーキルン(1)(2)が水素爆発エネルギーにより破損する恐れはない。

また、爆発圧力は気体廃棄設備(1)を經由して排気塔から放出されるが、排気中のウランは気体廃棄設備(1)に設置する高性能エアフィルタにより捕集する。これらの気体廃棄設備(1)に関する設計は添付説明書一設 10 に示す。

爆発圧力で高性能エアフィルタの機能を維持することは添付説明書一設 2-3 に示す。

ロータリーキルン(1)(2)は確実に化学反応を進める観点から、ロータリーキルン(1)(2)には ADU 粉末を UO_2 粉末に焙焼・還元するための反応当量以上の水素を供給している。

このため反応に寄与しない水素は余剰水素として、ロータリーキルン(1)(2)の排気口から排気する。

この余剰水素が起因して、室内で水素爆発が発生することを防止するため、以下の設計を行っている。

発生防止：

- a) ロータリーキルン(1)(2)の排気口に燃焼チャンバを設置する。
燃焼チャンバにおいて、ヒータによる水素の燃焼処理を行うことにより、排気に含まれる余剰水素を燃焼処理する (図イ設-37)。
- b) a)の監視システムとして、{102}燃焼チャンバ失火インターロック (図イ制-24) を設置する。
燃焼チャンバ内のヒータの断線を検知した場合は、ロータリーキルン(1)(2)への水素供給を停止して、窒素供給に切り替え、ロータリーキルン内水素の置換を行う。
- c) 上記 a)、b)が有効に機能するため、ロータリーキルン(1)(2)外で水素爆発が発生する恐れはない。

影響緩和・拡大防止：

{104}水素漏えい検知インターロックを設置する。
ロータリーキルン(1)(2)を設置する室内には水素漏えい検知器を複数設置 (図イ設-37) し、室内で水素漏えいを検知した場合は、ロータリーキルン(1)(2)への水素供給を停止する (図イ制-26)。
これにより、ロータリーキルン(1)(2)を設置する室内で水素爆発が発生する恐れはない。
また、ロータリーキルン(1)(2)を設置する転換加工室は、水素が室内で漏えいしても、漏えいした水素は室内に有意な滞留を起こすことなく気体廃棄設備(1)により速やかに排気される構造である。

連続焼結炉 (加工棟成型工場)

連続焼結炉は、炉内を水素雰囲気にして、 $1700^{\circ}\text{C}\sim 1800^{\circ}\text{C}$ の温度範囲で加熱し、 UO_2 圧粉ペレットを焼結処理する機器である。

機器等の破損、故障、誤動作、あるいは運転員の誤操作により、周囲の酸素が連続焼結炉内に侵入し、水素爆発が発生することを想定し、以下の設計を行っている。

発生防止：

- a) 連続焼結炉は炉内での水素爆発を防止するため、連続焼結炉内を正圧に維

持できる圧力で水素を供給する（図ハ設-112）。

- b) 連続焼結炉は健全性を確保し、炉内からの水素漏えいを防止するため、熱的制限値（1850℃以下）を設定し、この温度以下に維持する。
- c) 連続焼結炉は、1700℃～1800℃の温度域に加熱する機器であり、その炉を構成するシェルのうち高温となる部位及びシール部の一部は水冷ジャケットで冷却する構造とし、これらの部位が熱により損傷しないように水冷する。
- d) a)の監視システムとして、{409}連続焼結炉供給ガス圧力低下インターロック（図ハ制-14）を設置する。
このインターロックの検出端が連続焼結炉内雰囲気圧力を維持するために必要な供給圧力低下を検知した場合には、連続焼結炉への水素供給を停止し、窒素による炉内水素の置換を行う。
- e) b)の監視システムとして、{412}連続焼結炉過加熱防止インターロック（図ハ制-17）を設置する。
このインターロックの検出端が連続焼結炉の熱的制限値（1850℃）を超えるような温度を検知した場合には、連続焼結炉のヒータ加熱を停止する。
- f) c)の監視システムとして、{413}連続焼結炉冷却水圧力低下インターロック（図ハ制-18）を設置する。
このインターロックの検出端が連続焼結炉冷却部へ供給するために必要な冷却水供給圧力維持不可を検知した場合には、連続焼結炉のヒータ加熱を停止する。
- e) 上記 a)～f) が有効に機能するため、連続焼結炉内で水素爆発が発生する恐れはない。

影響緩和・拡大防止：

連続焼結炉は、爆発による炉本体の損傷を防止するため、爆風圧力逃し機構（スイングドア）を備えており、連続焼結炉内のウランは爆風圧力逃し機構を通じて室内へ飛散し、室内排気系統に設置する高性能エアフィルタを介して排気する設計とする。（15-7）

連続焼結炉には水素爆発エネルギーを炉内に溜めずに室内へ放出する爆発圧力逃し機構を有する入口扉、出口扉（スイングドア）を設置（図ハ設-112）する。

連続焼結炉内で水素爆発が発生しても、その爆発エネルギーは入口扉、出口扉を介して連続焼結炉内に溜めずに室内へ放出する。

これにより、連続焼結炉が水素爆発エネルギーにより破損する恐れはない。また、爆発圧力は室内へ放出されるが、その圧力は添付説明書-設 2-4 に示すとおりであり、周囲の機器の安全機能に影響する圧力ではない。

また、室内へ飛散したウラン粉末は気体廃棄設備(2)によって、高性能エアフィルタを介して排気塔より排出される。気体廃棄設備(2)に関する設計は添付説明書-設 10 に示す。

連続焼結炉は確実に焼結処理を進める観点から、連続焼結炉には反応当量以上の水素を供給している。

このため反応に寄与しない水素は余剰水素として、連続焼結炉の排気口から排気する。

この余剰水素が起因して、室内で水素爆発が発生することを想定し、以下の設計を行っている。

発生防止：

- a) 連続焼結炉の排気口に余剰水素ガス燃焼ヒータを設置する。

余剰水素ガス燃焼ヒータにおいて、ヒータによる水素の燃焼処理を行うことにより、排気に含まれる余剰水素を水蒸気化する（図ハ設-112）。

b) a)の監視システムとして、{410}連続焼結炉着火源喪失インターロック（図ハ制-15）を設置する。

余剰水素ガス燃焼ヒータのヒータの断線を検知した場合は、連続焼結炉への水素供給を停止して、窒素供給に切り替え、連続焼結炉内水素の置換を行う。

c) 上記 a)、b)が有効に機能するため、連続焼結炉外で水素爆発が発生する恐れはない。

影響緩和・拡大防止：

{411}水素漏えい検知インターロックを設置する。

連続焼結炉を設置する室内には水素漏えい検知器を複数設置（図ハ設-112）し、室内で水素漏えいを検知した場合は、連続焼結炉への水素供給を停止する（図ハ制-16）。

これにより、連続焼結炉を設置する室内で水素爆発が発生する恐れはない。また、連続焼結炉を設置するペレット加工室は、水素が室内で漏えいしても、漏えいした水素は水素の有意な滞留を起こすことなく気体廃棄設備(3)により速やかに排気される構造である。

以上より、ロータリーキルン(1)(2)、工場棟成型工場の連続焼結炉(1)(2)、加工棟成型工場の連続焼結炉に対する上記安全機能が有効に機能するため、他設備の安全機能に対する影響はない。

また、これらの設計基準事故が発生しても、公衆への実効線量はロータリーキルンの水素爆発事象で 2×10^{-6} mSv、連続焼結炉の水素爆発事象で 8×10^{-4} mSvであり、十分に小さい。

➤ [14.1-設7]設計基準事故③ウラン粉末の漏えい（加圧機器からの漏えい）時に想定される環境条件（供給圧力：0.34MPaG、供給流量：300NL/分、供給温度：常温）を仮定し、ウラン粉末を加圧状態で取り扱う気流輸送配管の破損によりウラン粉末がフードボックス又は配管カバー内へ飛散した状態を想定しても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能（臨界防止、閉じ込め、遮蔽等）を発揮できる。

今回申請する設備のうち、ウラン粉末を加圧で取り扱う設備は以下に挙げる2設備があるが、ウラン取扱量の多い造粒粉末ホッパ(1)(2)とそのウラン粉末配管（気流輸送配管）が設計基準事故評価対象となる。

- ・ 工場棟転換工場に設置するUO₂ブロータンク、UO₂フィルタ、UO₂受けホッパ及びその配管
- ・ 工場棟成型工場に設置する造粒粉末ホッパ(1)(2)とそのウラン粉末配管（気流輸送配管）

造粒粉末ホッパ(1)(2)からの粉末気流輸送は圧縮空気の圧力と排風機の吸引圧力のバランスを利用して、潤滑剤混合機(1)(2)のホッパまで気流輸送する。

気流輸送時の運転圧力を想定し、以下の設計を行っている。

発生防止：

造粒粉末ホッパ(1)(2)とそのウラン粉末配管は耐圧強度を持つ構造とする。

造粒粉末ホッパ(1)(2)とそのウラン粉末配管は気流輸送用に供給する圧縮

空気の圧力上限 0.34MPaG を考慮して、0.5MPaG の耐圧強度を有する構造とする。

これにより造粒粉末ホッパ(1) (2) とそのウラン粉末配管の損傷によりウラン粉末の漏えいが発生する恐れはない。

影響緩和・拡大防止：

ウラン粉末を加圧で取り扱う設備・機器及びその配管を覆うフードボックス（配管カバーを含む）を局所排気系統により負圧に維持することで、ウランの漏えいを防止する設計とし、また、漏えいしたウラン粉末は、局所排気系統に設置する二段の高性能エアフィルタを介して排気する設計とする。（15-6）

造粒粉末ホッパ(1) (2) 及びそのウラン粉末配管を気体廃棄設備(2) に接続するフードボックス及び配管カバー内に収納（図ハ系-1 及び図ハ設-32、33）する。気体廃棄設備(2) の設計については添付説明書一設 10 に示す。造粒粉末ホッパ(1) (2) 及びそのウラン粉末配管が損傷し、ウラン粉末を含む気流輸送空気が漏れ出しても、その風量増加分をカバーできる排気風量で、フードボックス及び配管カバー内を換気する。詳細は評価結果を添付説明書一設 6 に示す。

これによりウラン粉末が室内への漏えいする恐れはない。

以上より、造粒粉末ホッパ(1) (2) 及びそのウラン粉末配管に対する上記安全機能が有効に機能するため、他設備の安全機能に対する影響はない

また、この設計基準事故が発生しても、公衆への実効線量は 5×10^{-6} mSv であり、十分に小さい。

設計基準事故④第 1 種管理区域内雰囲気からの漏えい（排気設備停止による漏えい）

設計基準事故として、設備・機器の単一故障により、加工施設の全ての排風機が停止することはないが、周辺監視区域境界に最も近く、公衆への影響が大きくなる加工棟で、排気設備が全て停止した場合を想定し、第 1 種管理区域内雰囲気は室内の空気中ウラン濃度限度に達した状態で、建物外に漏えいするものと想定する。

第 1 種管理区域の排気設備が停止した場合でも、第 1 種管理区域の負圧は低下するものの、正圧にならないが、建物の微小な隙間から建物外へ漏えいすることを想定する。

加工棟からウラン濃度限度の空気 (3×10^{-6} Bq/cm³) が建物外へ保守的に 1 割漏えいすることを想定し、大気中に放出されるウラン量は 2.3×10^{-5} kgU、放射能量は 3.3×10^3 Bq となり、この設計基準事故が発生しても、公衆への実効線量は 8×10^{-5} mSv であり、十分に小さい。

機器等の破損、故障等により核燃料物質等を外部放出する可能性がある事象が発生した場合においても、公衆に著しい放射線被ばくを与えないよう、インターロック機構を設ける設計とする。（14-6）

添付説明書一設2の[11.5-設3]、[11.5-設6]、[11.6-設1]、[11.7-設3]、
[11.7-設4]、[11.7-設5]、添付説明書一設6の[10.1-設6]、[10.1-設14]、
[10.1-設21]、資料23設の[99-設12]参照。

インターロック機構は、損傷時の影響度に応じて、多重性又は多様性、耐震性による高い信頼性を確保する設計とする。
UF₆漏えい検知、地震検知により動作するインターロック機構については、独立二系統とし、水素ガス漏えい検知により動作するインターロック機構については、複数の検出端を設置する設計とする。(14-7)

添付説明書一設2の[11.5-設3]、[11.7-設5]参照。

2 安全機能を有する施設は、当該安全機能を有する施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されたものでなければならない。

(適合性の説明)

○化学処理施設、成形施設、被覆施設、組立施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、その他の加工施設

安全機能を確認するための検査又は試験並びに安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができる設計とする。(14-4)

➤ [14.2-設1]今回申請対象の設備・機器は、検査又は試験及び保守又は修理の必要が生じた場合に、設備・機器に容易にアクセスできるよう、設備・機器は、作業者の立入が容易な場所に設置する。

3 安全機能を有する施設に属する設備であって、クレーンその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、加工施設の安全性を損なうことが想定されるものは、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

(適合性の説明)

○化学処理施設、成形施設、被覆施設、組立施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設

水素ガスを使用する設備・機器の爆発の発生防止対策、クレーン等の落下防止対策を実施し、内部飛来物が発生しない設計とする。(14-1)

▶ [14.3-設3]上位の位置に設置するクレーンその他機器は損壊に伴う飛散物になることを防止する構造とする。

今回申請する施設のうち、以下の設備を設置する室内には上位の位置にクレーンがあるが、クレーンに落下防止対策を施していること、配管、ダクトも耐震重要度分類に適応する材料選定及び据え付けが行われるため、地震によるクレーンの損壊に伴う飛散物により損傷を受け、加工施設の安全性を損なうことはない。

化学処理施設

濃縮度混合設備 : 工場棟転換工場転換加工室

核燃料物質の貯蔵施設

原料貯蔵設備 : 工場棟転換工場原料倉庫

燃料集合体貯蔵設備 : 工場棟組立工場燃料集合体組立室

燃料棒検査室

燃料集合体検査室

輸送物貯蔵設備 : 付属建物容器管理棟保管室

成形施設

圧縮成型設備 : 工場棟成型工場ペレット加工室

今回申請する施設のうち、上記以外の室内は、設置する設備よりも上位の位置にクレーン等の飛散物となるものがなく、配管も耐震重要度分類に適応する材料選定及び据え付けが行われるため、クレーン、その他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、加工施設の安全性を損なうことはない。

該当するクレーンの安全性については、添付説明資料一設6に示す。またその耐震性については添付説明書一設3に示す。配管の耐震性についても添付説明書一設3に示す。

水素ガスを取り扱う工場棟転換工場のロータリーキルン(1)(2)、工場棟成型工場の連続焼結炉(1)(2)、バッチ式小型焼結炉、加工棟成型工場の連続焼結炉を設置する室内(工場棟転換工場転換加工室、工場棟成型工場ペレット加工室、加工棟成型工場ペレット加工室)には、これらの機器よりも上位の位置にクレーン等の飛散物となるものがなく、配管も耐震重要度分類に適応する材料選定及び据え付けが行われるため、クレーン、その他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、加工施設の安全性を損なうことはない。

また、水素を使用する工場棟転換工場のロータリーキルン(1)(2)、工場棟成型工場の連続焼結炉(1)(2)、バッチ式小型焼結炉、及び加工棟成型工場の連続焼結炉は水素に対する爆発防止対策が有効に機能するため、水素爆発による損壊に伴う飛散物

により損傷を受け、加工施設の安全性を損なうことはない。

工場棟転換工場のロータリーキルン(1)(2)は以下の設計を行っている。

- ▶ [14.3-設1] 水素ガスの爆発による炉体の破損に伴う内部飛来物の発生を防止するために爆発圧力逃がし機構を設ける。

工場棟成型工場の連続焼結炉(1)(2)、バッチ式小型焼結炉、及び加工棟成型工場の連続焼結炉は以下の設計を行っている。

- ▶ [14.3-設1] 水素ガスの爆発による炉体の破損に伴う内部飛来物の発生を防止するために爆発圧力逃がし機構を設ける。

4 安全機能を有する施設は、他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の加工施設において共用する場合には、加工施設の安全性が損なわれないように設置されたものでなければならない。

○放射性廃棄物の廃棄施設（固体廃棄物の廃棄設備、保管廃棄設備）

使用施設と共用する非常用ディーゼル発電機、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所、第3廃棄物倉庫、廃棄物管理棟、分光分析室及び分析室（分析設備の一部、気体廃棄設備を含む。）は、共用によってその安全機能を損なわない設計とする。（14-5）

- 使用施設との共用によって、その安全機能を損なわない設計とする。（保安規定）
使用施設で発生する放射性固体廃棄物は、加工施設と同様に 200L ドラム缶に収納して管理する。
使用施設も加工施設と同じ仕様の 200L ドラム缶を使用するため、今回申請する保管廃棄設備 クレーン（付属建物 第3廃棄物倉庫）、クレーン(1)～(3)（付属建物 第1廃棄物処理所 廃棄物処理室）は使用施設との共用によりその安全機能を損なう恐れはない。
また、使用施設で発生する放射性固体廃棄物は、加工施設と同様の管理基準に基づいて収納することから、今回申請する集塵機がある焼却設備の安全機能を損なう恐れはない。
これらの使用施設との共用については、保安規定に規定する。
- [14.1-設 1]分析室・分光分析室の排気を行う排気ファンは使用施設と共用するに十分な能力を有するものを設置する。
気体廃棄設備(1)は使用施設である分析室及び分光分析室と共用しているが、十分な排気能力（115,000m³/時以上）を有しており、共用によりその安全機能を損なうおそれはない。

(材料及び構造)

<p>第十五条 安全機能を有する施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、加工施設の安全性を確保する上で重要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号及び第三号の規定については、法第十六条の三第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。</p> <p>一 容器等に使用する材料は、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な機械的強度及び化学的成分を有すること。</p> <p>二 容器等の構造及び強度は、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>イ 設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑えること。</p> <p>ロ 容器等に属する伸縮継手にあつては、設計上定める条件で応力が繰り返し加わる場合において、疲労破壊が生じないこと。</p> <p>ハ 設計上定める条件において、座屈が生じないこと。</p> <p>三 容器等の主要な溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。以下同じ。）は、次に掲げるところによるものであること。</p> <p>イ 不連続で特異な形状でないものであること。</p> <p>ロ 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。</p> <p>ハ 適切な強度を有するものであること。</p> <p>ニ 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであること。</p> <p>2 安全機能を有する施設に属する容器及び管のうち、加工施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置されたものでなければならない。</p>

(適合性の説明)

放射性廃棄物の廃棄施設に安全性を確保する上で重要なもので、設計上要求される強度及び耐食性を確保する設備・機器はない。

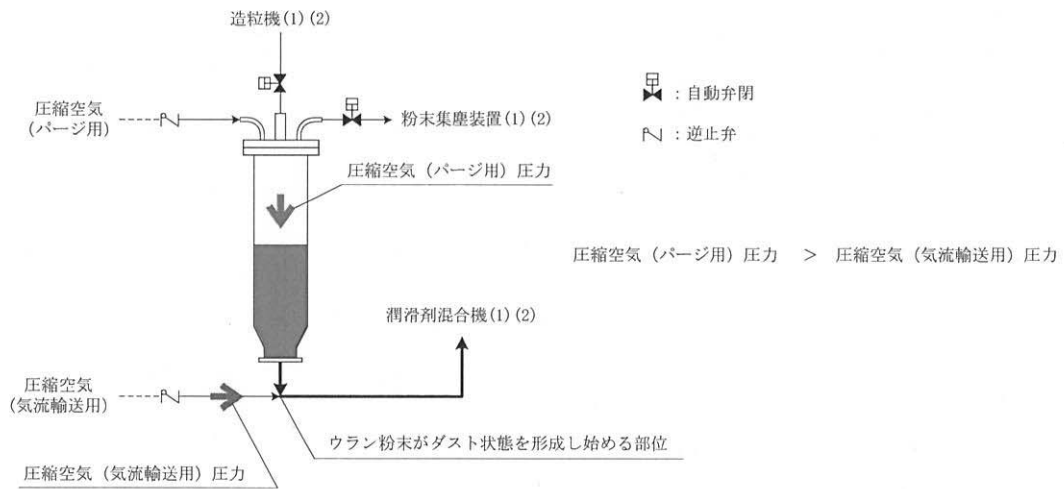
なお、造粒粉末ホッパ（表ハ設-20）は以下の理由より該当しない。

○造粒粉末ホッパ

造粒粉末ホッパ(1)及び(2)（ウラン粉末配管システムを含む）からの気流輸送システムは、以下の通りである。

造粒粉末ホッパ下部に接続する粉末輸送配管に圧縮空気を供給して、加圧気流を形成し、この気流に造粒粉末ホッパからウラン粉末を供給して粉末輸送を行う（図ハ系-1、図ハ設-32 及び 33 参照）。この時、造粒粉末ホッパ側に気流輸送圧力が逃げないように、造粒粉末ホッパも上面から圧縮空気による加圧を行っている。

造粒粉末ホッパ(1)(2)における圧縮空気供給状況を資 12-1 図に示す。



資 12-1 図 造粒粉末ホッパ(1)(2)における圧縮空気供給状況

このような気流輸送システムにて、ウラン粉末がダスト状態を形成するのは、加圧気流を形成するウラン粉末配管系統部のみとなる。

よって、造粒粉末ホッパ本体は 15 条第 1 項第 3 号に規定する気体状の物質を内包する容器には該当しない。

一方、ウラン粉末配管系統は、気体状の物質を内包する容器に該当するが、15 条第 1 項第 3 号口に規定する外径 61mm を超える配管ではないため、気体状の物質を内包する容器には該当しない。

以上のことから、造粒粉末ホッパ(1)及び(2)は、技術基準第 15 条には該当しない。(図ハ系一補 1 参照)

(搬送設備)

第十六条 核燃料物質を搬送する設備（人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。）は、次に掲げるところによるものでなければならない。

- 一 通常搬送する必要がある核燃料物質を搬送する能力を有するものであること。
- 二 核燃料物質を搬送するための動力の供給が停止した場合に、核燃料物質を安全に保持しているものであること。

(適合性の説明)

○化学処理施設、成形施設、組立施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設

ウランを搬送する設備は、ウランを搬送する能力を有する設計とし、搬送するための動力の供給が停止した場合に、ウランを安全に保持できる設計とする。(2-19)(4-21)

- [16.1-設 1] ウランまたは放射性廃棄物を搬送する機器は、搬送するための動力の供給停止時の保持機能を有する設計である（添付説明書一設 7）。
- [16.1-設 2] ウラン（輸送容器含む）または放射性廃棄物を搬送する能力を有する設計である（添付説明書一設 7）。

上記に関する設計内容を添付説明書一設 7 に示す。

(核燃料物質の貯蔵施設)

第十七条 核燃料物質を貯蔵する設備には、必要に応じて核燃料物質の崩壊熱を安全に除去できる設備が設けられていなければならない。

本申請の対象では、崩壊熱除去のために冷却が必要となる核燃料物質は取り扱わないため、該当しない。

(警報設備等)

第十八条 加工施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、次条第一号の放射性物質の濃度が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備が設けられていなければならない。

(適合性の説明)

○緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))

液体状の放射性物質を取り扱う施設では、当該放射性物質が施設外へ漏えいするおそれがある場合には、想定される漏えい量を考慮し、施設外への漏えいを防止するための堰又は段差を設け、漏えいを検知するために堰漏水検知警報設備を設けることとする。(4-17)

- [18.1-建1] シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への放射性物質の漏えいを防止するための緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))に漏水検知警報設備を設置する。(添付説明書-設6)

なお、漏水検知警報設備は次回以降申請する。

○自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)

火災を早期に感知し報知するために、消防法に基づき自動火災報知設備を設置する設計とする。(5-4)

- [18.1-建2] シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第1廃棄物処理所前室(警報設備を除く)、第2廃棄物処理所、第3廃棄物倉庫及び原料貯蔵所に火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備を設置する。

(警報設備等)

第十八条 加工施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、次条第一号の放射性物質の濃度が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備が設けられていなければならない。

(適合性の説明)

○化学処理施設、成形施設、放射性廃棄物の廃棄施設

核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める能力の維持逸脱に速やかに対処するために以下警報を設置する。警報の詳細は添付説明書一設 6 にて説明する。

なお、インターロックに付属する警報については、次項でインターロックと合わせて説明する。

- [18.1-設 1] {10} UF₆漏えい警報設備（フードボックス内）を設置する。
- [18.1-設 1] {12} {13} UF₆漏えい警報設備（防護カバー内、防護カバー外）を設置する。
- [18.1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には{192} 液位高警報設備を設置する。
- [18.1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には{232} 液位高警報設備を設置する。
- [18.1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には{708} 液位高警報設備を設置する。
- [18.1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には{717} 液位高警報設備を設置する。
- [18.1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には{720} 液位高警報設備を設置する。
- [18.1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には{724} 液位高警報設備を設置する。
- [18.1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には{726} 液位高警報設備を設置する。
- [18.1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には{753} 液位高警報設備を設置する。
- [18.1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には{755} 液位高警報設備を設置する。
- [18.1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には{758} 液位高警報設備を設置する。
- [18.1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるように、槽には{761} 液位高警報設備を設置する。
- [18.1-設 4] 堰には漏水検知器を設置する。
- [18.1-設 5] {82} ADU スクラバポンプ停止警報を発報する。
- [13.1-建 1 (4 次)] 液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(次回以降申請)を設置する。(4 次申請の 13.1-建 1 参照)
- [18.1-設 6] 負圧異常で警報を表示／吹鳴する負圧警報装置を設置する。

2 加工施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める能力の維持、熱的、化学的若しくは核的制限値の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路が設けられていなければならない。

(適合性の説明)

○化学処理施設、成形施設、放射性廃棄物の廃棄施設

核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める能力の維持、熱的、化学的若しくは核的制限値の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始するために以下インターロックを設置する。

なお、以下インターロックの詳細は添付説明書一設 1、添付説明書一設 2、添付説明書一設 6 にて説明する。

核的制限値の維持（添付説明書一設 1）：

- [18.2-設 30]減速度制限値逸脱を防止するため、{100}ロータリーキルン温度低インターロックを設置する。
- [18.2-設 22]スチールベルト上での ADU 形状寸法制限値逸脱防止のために、{74}乾燥機ベルト駆動停止インターロックを設置する。
- [18.2-設 22]スチールベルト上での ADU 形状寸法制限値逸脱防止のために、{75}乾燥機 ADU 厚み異常インターロックを設置する。
- [18.2-設 22]スチールベルト上での ADU 形状寸法制限値逸脱防止のために、{77}乾燥機運転制御機構を設置する。
- [18.2-設 12]核的制限値（質量）逸脱を防止するため、{160}原料フードボックス質量高インターロックを設置する。
- [18.2-設 12]核的制限値（質量）逸脱を防止するため、{164}溶解槽比重高インターロックを設置する。
- [18.2-設 1]減速度制限値逸脱を防止する {355}研削屑乾燥機乾燥条件未達取り出し防止インターロックを設置する。
- [18.2-設 12]核的制限値（質量）逸脱を防止するインターロック（焼結ボート在荷検知）を設置する。

熱的制限値、火災若しくは爆発の防止（添付説明書一設 2）：

- [18.2-設 16]炉内への酸素侵入防止のため、水素ガス圧低下時は窒素ガスに切り替える {101}ロータリーキルン炉内圧力低インターロックを設置する。
- [18.2-設 16]炉内への酸素侵入防止のため、水素ガス圧低下時は窒素ガスに切り替える {319}連続焼結炉供給ガス圧力低下インターロックを設置する。
- [18.2-設 16]炉内への酸素侵入防止のため、水素ガス圧低下時は窒素ガスに切り替える {327}バッチ式小型焼結炉供給ガス圧力低下インターロックを設置する。
- [18.2-設 16]炉内への酸素侵入防止のため、水素ガス圧低下時は窒素ガスに切り替える {409}連続焼結炉供給ガス圧力低下インターロックを設置する。
- [18.2-設 17]炉外への水素漏えい防止のため、余剰水素ガス着火源喪失時に水素ガス供給を停止する {102}燃焼チャンバ失火インターロックを設置する。
- [18.2-設 17]炉外への水素漏えい防止のため、余剰水素ガス着火源喪失時に水素ガス供給を停止する {320}連続焼結炉着火源喪失インターロックを設置する。
- [18.2-設 17]炉外への水素漏えい防止のため、余剰水素ガス着火源喪失時に水素ガス供給を停止する {328}バッチ式小型焼結炉着火源喪失インターロックを設置する。

- [18.2-設 17] 炉外への水素漏えい防止のため、余剰水素ガス着火源喪失時に水素ガス供給を停止する {410} 連続焼結炉着火源喪失インターロックを設置する。
- [18.2-設 13] 室内への水素漏えい拡大防止のために、複数の検出端を有する水素ガス漏えい検知器及び {104} 水素漏えい検知インターロックを設置する。
- [18.2-設 13] 室内への水素漏えい拡大防止のために、複数の検出端を有する水素ガス漏えい検知器及び {321} 水素漏えい検知インターロックを設置する。
- [18.2-設 13] 室内への水素漏えい拡大防止のために、複数の検出端を有する水素ガス漏えい検知器及び {329} 水素漏えい検知インターロックを設置する。
- [18.2-設 13] 室内への水素漏えい拡大防止のために、複数の検出端を有する水素ガス漏えい検知器及び {411} 水素漏えい検知インターロックを設置する。
- [18.2-設 15] 冷却水圧力低下した場合はヒーター電源を遮断する {323} 連続焼結炉冷却水圧力低下インターロックを設置する。
- [18.2-設 15] 冷却水圧力低下した場合はヒーター電源を遮断する {331} バッチ式小型焼結炉冷却水圧力低下インターロックを設置する。
- [18.2-設 15] 冷却水圧力低下した場合はヒーター電源を遮断する {413} 連続焼結炉冷却水圧力低下インターロックを設置する。
- [18.2-設 18] 大きな地震力が作用する前に、窒素（ボンベ系）ガスを供給して水素爆発を防止する {105} 地震インターロックを設置する。
- [18.2-設 18] 大きな地震力が作用する前に、窒素（ボンベ系）ガスを供給して水素爆発を防止する {324} 地震インターロックを設置する。
- [18.2-設 18] 大きな地震力が作用する前に、窒素（ボンベ系）ガスを供給して水素爆発を防止する {332} 地震インターロックを設置する。
- [18.2-設 18] 大きな地震力が作用する前に、窒素（ボンベ系）ガスを供給して水素爆発を防止する {414} 地震インターロックを設置する。
- [18.2-設 2] ロータリーキルン内温度が熱的制限値に到達する前にヒーター電源を遮断する {103} ロータリーキルン過加熱防止インターロックを設置する。
- [18.2-設 2] ガスヒータの過加熱防止のため、{98} ロータリーキルンガスヒータ温度高インターロックを設置する。
- [18.2-設 2] 連続焼結炉内温度が熱的制限値に到達する前にヒーター電源を遮断する {322} 連続焼結炉過加熱防止インターロックを設置する。
- [18.2-設 2] バッチ式小型焼結炉内温度が熱的制限値に到達する前にヒーター電源を遮断する {330} バッチ式小型焼結炉過加熱防止インターロックを設置する。
- [18.2-設 2] 連続焼結炉内温度が熱的制限値に到達する前にヒーター電源を遮断する {412} 連続焼結炉過加熱防止インターロックを設置する。

閉じ込める能力の維持（添付説明書-設 6）：

- [18.2-設 4] 地震時のUF₆供給を停止する {6} 地震インターロックを設置する（独立二系統）。
- [18.2-設 5] {6} {621} 地震インターロックに連動し、防護カバーフード部給気口及びフードボックス排気口を閉鎖する（独立二系統）。
- [18.2-設 2] 過加熱を防止するため、{3} シリンダ過加熱防止インターロックを設置する。
- [18.2-設 2] 過加熱を防止するため、{15} コールドトラップ温度高インターロックを設置する。
- [18.2-設 2] 過加熱を防止するため、{18} コールドトラップ（小）温度高インターロックを設置する。
- [18.2-設 7] 過加熱を防止するため、{4} シリンダ圧力高インターロックを設置する。
- [18.2-設 7] 過加熱を防止するため、{16} コールドトラップ圧力高インターロックを

- 設置する。
- [18.2-設 7]過加熱を防止するため、{19}コールドトラップ (小) 圧力高インターロックを設置する。
 - [18.2-設 4]{25}液貯槽ポンプ停止インターロックを設置する。
 - [18.2-設 4]{27}循環貯槽液位低インターロックを設置する。
 - [18.2-設 8]{20}コールドトラップ (小) 捕集中の温度高インターロックを設置する。
 - [18.2-設 9]UF₆移送ラインを確保するため、{7}シリンダ取外レインターロックを設置する。
 - [18.2-設 3]UF₆漏えいを検知するため、{5}UF₆漏えい拡大防止 (電導度) インターロックを設置する。
 - [18.2-設 3]UF₆漏えいを検知するため、{9} UF₆漏えい拡大防止 (HF 検知) インターロックを設置する。
 - [18.2-設 10]オーバーフローを防止するため、{26}循環貯槽液位高インターロックを設置する。
 - [18.2-設 2]乾燥機の過加熱防止のため、乾燥機の過加熱防止のため、{76}乾燥機温度高インターロックを設置する。
 - [18.2-設 2]仮焼炉からのウラン漏えい防止のため、{199}仮焼炉温度高インターロックを設置する。
 - [18.2-設 2]スクラップ仮焼炉からのウラン漏えい防止のため、{241}スクラップ仮焼炉温度高インターロックを設置する。
 - [18.2-設 10]オーバーフローを防止するため、{34}UO₂F₂貯槽液位高インターロックを設置する。
 - [18.2-設 10]オーバーフローを防止するため、{36}液受槽液位高インターロックを設置する。
 - [18.2-設 10]オーバーフローを防止するため、{39}調液貯槽液位高インターロックを設置する。
 - [18.2-設 10]オーバーフローを防止するため、{43}沈殿槽液位高インターロックを設置する。
 - [18.2-設 10]オーバーフローを防止するため、{46}熟成槽液位高インターロックを設置する。
 - [18.2-設 10]オーバーフローを防止するため、{51}洗浄槽液位高インターロックを設置する。
 - [18.2-設 10]オーバーフローを防止するため、{53}洗浄ろ液分離槽液位高インターロックを設置する]
 - [18.2-設 10]オーバーフローを防止するため、{56}ろ液分離槽液位高インターロックを設置する。
 - [18.2-設 10]オーバーフローを防止するため、{61}濃縮液受槽液位高インターロックを設置する。
 - [18.2-設 10]オーバーフローを防止するため、{63}清澄液受槽液位高インターロックを設置する。
 - [18.2-設 10]オーバーフローを防止するため、{66}再生液貯槽液位高インターロックを設置する。
 - [18.2-設 10]オーバーフローを防止するため、{68}洗浄液受槽液位高インターロックを設置する。
 - [18.2-設 10]オーバーフローを防止するため、{81}ADU スクラバ液位高インターロックを設置する。
 - [18.2-設 10]オーバーフローを防止するため、{165}溶解槽液位高インターロックを設置する。

- [18.2-設 10] オーバーフローを防止するため、{168} 溶解液受槽液位高インターロックを設置する。
- [18.2-設 10] オーバーフローを防止するため、{171} 沈殿槽液位高インターロックを設置する。
- [18.2-設 10] オーバーフローを防止するため、{176} 洗浄液受けポット液位高インターロックを設置する。
- [18.2-設 10] オーバーフローを防止するため、{179} ろ液受槽(1)液位高インターロックを設置する。
- [18.2-設 10] オーバーフローを防止するため、{187} pH 調整槽液位高インターロックを設置する。
- [18.2-設 10] オーバーフローを防止するため、{208} オーバーフロー液受槽液位高インターロックを設置する。
- [18.2-設 10] オーバーフローを防止するため、{216} 中間槽液位高インターロックを設置する。
- [18.2-設 10] オーバーフローを防止するため、{218} 溶出液受槽液位高インターロックを設置する。
- [18.2-設 10] オーバーフローを防止するため、{220} リサイクル液受槽液位高インターロックを設置する。
- [18.2-設 10] オーバーフローを防止するため、{222} 洗浄液受槽液位高インターロックを設置する。
- [18.2-設 10] オーバーフローを防止するため、{224} 沈殿槽液位高インターロックを設置する。
- [18.2-設 10] オーバーフローを防止するため、{230} ろ液受槽液位高インターロックを設置する。
- [18.2-設 10] オーバーフローを防止するため、{711} 洗浄液受槽液位高インターロックを設置する。
- [18.2-設 10] オーバーフローを防止するため、{714} ろ液受槽液位高インターロックを設置する。
- [18.2-設 10] オーバーフローを防止するため、{722} 混合槽液位高インターロックを設置する。
- [18.2-設 24] ウラン溶液の廃液処理設備(1)への流出防止のため、{44} 沈殿槽流量比インターロックを設置する。
- [18.2-設 25] 清澄液受槽から廃液処理設備(1)へのウラン溶液流出防止のため、{64} 清澄液受槽 pH 異常インターロックを設置する。
- [18.2-設 25] ろ液受槽からのウラン溶液漏えい防止のため、{229} ろ液受槽 pH 異常インターロックを設置する。
- [18.2-設 25] {191} ろ液受槽(2)からのウラン溶液漏えい防止のため、ろ液受槽(2) pH 異常インターロックを設置する。
- [18.2-設 28] 仕上げろ過機からのウラン漏えい防止のため、{59} 仕上げろ過機異常インターロックを設置する。
- [18.2-設 28] 遠心分離機からのウラン漏えい防止のため、{226} 遠心分離機異常インターロックを設置する。
- [18.2-設 28] 遠心分離機からのウラン漏えい防止のため、{173} 遠心分離機異常インターロックを設置する。
- [18.2-設 2] {360} 酸化炉温度高インターロックを設置する。
- [18.2-設 20] 給排気ファンの起動停止インターロックを設置する。
- [99-設 12] 安全燃焼インターロックを設置する。

(放射線管理施設)

第十九条 工場等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。

- 一 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度
- 二 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度
- 三 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度

(適合性の説明)

○第 2 廃棄物処理所

放射線業務従事者等の汚染検査、除染を行うための検査室及びシャワー室を設ける。
(18-5)

- [19.1-建 1]第 2 廃棄物処理所の出口近傍に、放射線業務従事者等の汚染検査、除染を行う検査エリア(更衣室内)、シャワー室を設ける。検査エリア、及びシャワー室の配置は、図ト建-3-1 を参照。

(廃棄施設)

第二十条 放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）は、次に掲げるところによるものでなければならない。

- 一 周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度以下になるように加工施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。
- 二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。
- 三 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。
- 四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。
- 五 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。

(適合性の説明)

○廃棄物貯蔵設備(5)

線量を合理的に達成できる限り低減するため、「線量目標値に関する指針」において定める線量目標値を参考に、公衆が受ける線量を合理的に達成できる限り低減する設計とする。(17-2)

固体廃棄物の保管廃棄能力は、現在の保管量及び今後の増加量の予測を踏まえても、十分な容量を有するものとする。固体廃棄物の保管廃棄に当たり、保管廃棄物の最外周の表面線量率を $2\mu\text{Sv/h}$ 以下となるよう配置する。(17-11)

- [20.1-設6] 第3廃棄物倉庫内の貯蔵エリアに200Lドラム缶を3,500本相当保管する設計とする。
- [20.1-設7] 保管廃棄物の最外周の表面線量率を $2\mu\text{Sv/h}$ 以下となるように線量を管理する。

(廃棄施設)

第二十条 放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）は、次に掲げるところによるものでなければならない。

一 周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度以下になるように加工施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。

二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。

三 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。

四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。

五 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。

(適合性の説明)

○放射性廃棄物の廃棄施設

本申請の気体廃棄設備について以下を満足する設計としている（添付説明書一設10）。

事業許可に該当する内容のうち

- ・ 放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気経路を確保することにより、加工施設において発生する放射性廃棄物を廃棄できる設計とする(4-22、5-18、17-1、17-3、17-4、17-13)
- ・ 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出しない設計(4-22、5-18、17-1、17-3、17-4、17-13)
- ・ 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に設けたろ過装置は、機能が適切に維持され、かつ、汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造(4-14、4-28、4-30、5-29、17-1、17-3、17-4、17-5、17-6、17-13)
- ・ UF₆の漏えいに対し、発生する放射性廃棄物を廃棄できる設計とする(4-30、17-6)

に関する設計内容を添付説明書一設10に示す。

○放射性廃棄物の廃棄施設（液体廃棄物及び固体廃棄物の廃棄設備）

本申請対象の廃液処理設備は、加工施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有する設計とし、放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して施設している。更に、排水口以外の箇所において放射性液体廃棄物を排出しない設計としている。

本申請対象の固体廃棄物を保管廃棄する設備は、十分な保管容量を有する設計とする。

また、事業許可の内容のうち該当する

(1)液体状の放射性廃棄物を廃棄する機能

- ・ 廃液処理設備によるウランの除去に関する事項(17-7)
- ・ 廃液貯槽、チェックタンクの廃水のオーバーフロー防止に関する事項(17-8)
- ・ 放射性液体廃棄物の逆流防止に関する事項(17-10)
- ・ 排水貯留池への排水及び海洋放出に関する事項(17-12)

(2)固体状の放射性廃棄物を廃棄する機能

- ・ 必要な保管容量を有する保管廃棄設備を設ける設計とし、保管廃棄物の再外周の表面線量率を $2\mu\text{Sv/h}$ 以下なるよう配置する事項(17-11)

に関する設計内容を添付説明書一設9に示す。

(核燃料物質等による汚染の防止)

第二十一条 加工施設のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であつて、核燃料物質等により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、核燃料物質等による汚染を除去しやすいものでなければならない。

(適合性の説明)

○シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所、チェックタンク室 地下集水槽 地下ピット

第1種管理区域の建物の内部の床及び人が触れるおそれがある壁は、表面をウランが浸透しにくく、除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料等で仕上げる(4-24)

- [21.1-建1]シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所及びチェックタンク室 地下集水槽地下ピットの第1種管理区域の床、及び人が触れるおそれがある壁表面の床面から高さ2m以上の範囲を、ウランが浸透しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗料（建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料）で仕上げる。

(核燃料物質等による汚染の防止)

第二十一条 加工施設のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であつて、核燃料物質等により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、核燃料物質等による汚染を除去しやすいものでなければならない。

(適合性の説明)

○イオン交換塔(廃液処理設備(1))の撤去

第1種管理区域は、無窓構造とするとともに、室内の圧力を外気に対して負圧に維持する設計とする。また、同区域の建物の内部の床及び人が触れるおそれがある壁は、表面をウランが浸透しにくく、除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料等で仕上げる。(4-24)

- [21.1-設 1]本申請において撤去する装置は、第1種管理区域の床面に設置されているため、撤去後の床表面をウランが浸透しにくく、除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(難燃性)で塗装する。

(遮蔽)

第二十二條 安全機能を有する施設は、通常時において加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならない。

(適合性の説明)

- 付属建物シリンダ洗浄棟、付属建物原料貯蔵所、付属建物第1廃棄物処理所、付属建物第2廃棄物処理所、付属建物第3廃棄物倉庫、独立遮蔽壁(1)～(4)、容器管理棟独立遮蔽壁(5)、燃料棒貯蔵棚(1)～(2)

安全機能を有する施設は、通常時において加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による加工施設周辺の線量を十分に低減でき、また、放射線防護上の措置を講じるよう、遮蔽のための壁、天井の構築物を設ける設計とし、かつ、その他の適切な措置として再生濃縮ウランの貯蔵量、貯蔵位置、貯蔵期間、ビルドアップ期間等を管理し、保管廃棄する放射性廃棄物の外表面線量率を管理する措置を講じる設計とする。それら措置により、周辺監視区域境界での線量が、年間 1mSv より十分に低減する。

直接線及びスカイシャイン線による線量の評価は、「発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について」(平成元年3月27日原子力安全委員会決定)を参考に、周辺監視区域外及び敷地境界外の人の居住する可能性のある区域における線量評価を行うものとする。

線量評価においては、貯蔵施設に最大貯蔵能力分のウランが存在し、その内数として再生濃縮ウランはその最大貯蔵能力分が存在するものとする。また、保管廃棄施設に最大保管廃棄能力の放射性固体廃棄物を保管するものとし、最外周の表面線量率を $2\mu\text{Sv}/\text{時}$ とする。また、ウランの受入仕様値、各施設の壁材、壁の配置、評価点までの距離、 UF_6 蒸発後のビルドアップ期間を考慮して評価する。

加工施設のウランの貯蔵及び放射性廃棄物の保管廃棄に起因する線量を、施設の周辺監視区域境界外において、合理的に達成できる限り低くするために、必要に応じて建物等に放射線遮蔽を講ずる。また、貯蔵等の設備内の配置にあたっては、再生濃縮ウラン等の相対的に線量の高いものによる周辺環境への影響が低くなるように管理する。再生濃縮ウランを貯蔵施設に貯蔵する場合であって貯蔵期間を1年未満に制限するときは、貯蔵するウラン量(ton-U)に貯蔵期間(月/年)を乗じて得られる値が、次項のa項に規定する値を用いて得られる上限値を超えないように管理する。

加工施設の周辺に周辺監視区域を設定し、周辺監視区域外における線量が「線量告示」で定める線量限度を超えないようにする。(3-1)

[22.1-建1] 図イ遮-1～2、図へ遮-1、図ト遮-1～3、図へ建-2、図リ建-1-1～2、図リ建-2～4 に示す厚さを有する壁及び図イ遮-3、図へ遮-2 に示す厚さを有する屋根及び天井(1階床)並びに図へ設-48～49 に示す燃料棒貯蔵棚(1)～(2)の遮蔽板により、周辺監視区域外における実効線量は最大で $7 \times 10^{-2} \text{mSv}/\text{年}$ となる。これは、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号。以下「線量告示」という。)で定められた線量限度(年間 1mSv)より十分小さい。このとき、ウランが放出するガンマ線による線量を考慮するものとし、一方、中性子線による線量は小さいため無視した。直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域境界における実効線量の計算に関する説明を添付説明書-建9に示す。

線量計算にあたっては建物内に設置している貯蔵施設又は保管廃棄施設近傍の外壁における扉等の開口部を考慮しても計算結果に影響のないことを確認した。

事業許可における周辺監視区域外における実効線量計算においては、容器管理棟メ

メンテナンス室の建物壁の遮蔽効果を期待していたが、容器管理棟メンテナンス室は加工施設でないことから、実効線量計算の考慮外とする。そこで、事業許可の基本的設計方針と整合させ、周辺監視区域外の実効線量計算結果と同等とさせるため、新設する容器管理棟独立遮蔽壁(5)〔864〕の厚さを、事業許可に示す厚さ(□cm)から、容器管理棟メンテナンス室の壁を考慮した場合と同等以上の遮蔽効果のある厚さ(□cm)へ設計変更した。

2. 工場等内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備が設けられたものでなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられたものでなければならない。

(適合性の説明)

○附属建物シリンダ洗浄棟、附属建物原料貯蔵所、附属建物第1廃棄物処理所、附属建物第1廃棄物処理所前室、附属建物第2廃棄物処理所、附属建物第3廃棄物倉庫

管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所において、放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減するため、区画を仕切る壁による遮蔽、設備・機器の配置や自動化等の措置を行う。(3-2)

➤ [22.2-建1] シリンダ洗浄棟、原料貯蔵所、第1廃棄物処理所、第1廃棄物処理所前室、第2廃棄物処理所及び第3廃棄物倉庫には、遮蔽設備としてコンクリートの壁を設置し、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所において放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する設計とする。なお、シリンダ洗浄棟、原料貯蔵所、第1廃棄物処理所、第1廃棄物処理所前室、第2廃棄物処理所、第3廃棄物倉庫には鉄扉等の開口部があるものの、その境界における線量率を $2\mu\text{Sv/h}$ 以下に管理するため、コンクリートの壁のない部分は、放射線障害を防止するために必要がある場合に該当しない。

(換気設備)

第二十三条 加工施設内の核燃料物質等により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられていなければならない。

- 一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。
- 二 核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であること。
- 三 ろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。

(適合性の説明)

○シリンダ洗浄棟、第 1 廃棄物処理所、第 2 廃棄物処理所

気体廃棄物の廃棄設備は、第 1 種管理区域で発生する気体廃棄物を処理することが十分に可能な能力を有するものとする。(17-13)

- [23.1-建 1]シリンダ洗浄棟、第 1 廃棄物処理所及び第 2 廃棄物処理所は、人が常時立ち入る場所における空気中の放射性物質の濃度が、規則第 7 条の 3 第 1 項第 2 号に定める値を十分に下回るために 20,000m³/h 以上の排気能力を有する気体廃棄設備(5)を第 1 廃棄物処理所に、32,000m³/h 以上の排気能力を有する気体廃棄設備(6)を第 2 廃棄物処理所、シリンダ洗浄棟に施設できる設計とする。

(換気設備)

第二十三条 加工施設内の核燃料物質等により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられていなければならない。

一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。

(適合性の説明)

○放射性廃棄物の廃棄施設

本申請の気体廃棄設備について以下を満足する設計としている。

- ▶ [23.1-設3] 給気ファンを設置することにより、第1種管理区域の換気を行う。
- ▶ [23.1-設3] 排気ファンを設置することにより、第1種管理区域の換気を行う。
- ▶ [23.1-設3] 給気ファンにつながるダクト・ダンパに接続し、給気経路を確保する。
- ▶ [23.1-設3] 排気ファンにつながるダクト・ダンパに接続し、排気経路を確保する。

各気体廃棄設備は対象建物(部屋)へ給排気ダクト・ダンパ及びファンを設置することで給排気系統を構成し換気を行う設計としている。

各気体廃棄設備の換気能力(排気能力)を9-1表に示す。

9-1 表 気体廃棄設備の換気能力一覧

設備名称	設置場所	換気能力(排気能力) (m ³ /h)
気体廃棄設備(1)	転換工場 除染室・分析室 第2核燃料倉庫	115,000 以上
気体廃棄設備(2)	成型工場 放射線管理棟	143,000 以上
気体廃棄設備(3)	加工棟	60,000 以上
気体廃棄設備(4)	第3核燃料倉庫	20,000 以上
気体廃棄設備(5)	第1廃棄物処理所	20,000 以上
気体廃棄設備(6)	第2廃棄物処理所 シリンダ洗浄棟	32,000 以上

二 核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であること。

(適合性の説明)

○放射性廃棄物の廃棄施設

本申請の気体廃棄設備について以下を満足する設計としている。

気体又は液体の放射性物質を内包する設備・機器については逆止弁、液封等を設け、放射性物質を内包しない設備・機器への逆流による拡散を防止する設計とする。また、換気設備においても同様とする。(4-22)

- ▶ [23.1-設2] 逆流防止ダンパ(カウンターウェイトによる自動閉止式)を設置する。

給排気ダクトには屋外との境界部に逆流防止ダンパを設置し、気体廃棄物の逆流による拡散を防止する設計としている。本設計については添付説明書一設 10 の[20.1-設 72]に詳細を示す。

三 ろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。

(適合性の説明)

○放射性廃棄物の廃棄施設

本申請の気体廃棄設備について以下を満足する設計としている。

安全機能を確認するための検査又は試験並びに安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができる設計とする。(14-4)

➤ [14.2-設 1] 今回申請対象の設備・機器は、検査又は試験及び保守又は修理の必要が生じた場合に、設備・機器に容易にアクセスできるよう、設備・機器は、作業者の立入が容易な場所に設置する。

高性能エアフィルタは容易に取り換えが可能な構造としており、処理量の低下などが確認された場合には交換することにより、処理能力を維持することができる。

(非常用電源設備)

第二十四条 加工施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、加工施設の安全性を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備が設けられていなければならない。

(適合性の説明)

- 非常用通報設備（非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備）、自動火災報知設備（火災感知設備及びそれに連動する警報設備）、緊急対策設備(1)（非常用照明、誘導灯）

外部電源系統の機能喪失に対して、第 1 種管理区域の負圧を維持するための局所排気系統、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明及び誘導灯の安全機能の確保を確実にを行うため、それらの設備が作動し得るに十分な容量、機能及び信頼性がある非常用電源設備として、2 基（うち 1 基は予備）からなる非常用ディーゼル発電機（1 式）を備えた設計とする。(20-1)

- [24. 1-建 1] 全ての非常用通報設備（非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備(有線式)））及び自動火災報知設備（火災感知設備及びそれに連動する警報設備）は、それぞれ警報盤、放送設備本体、電話交換機、受信器、及び中継盤を介して、非常用ディーゼル発電機と接続されているため、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持する。非常用通報設備（非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備(有線式)））の配置を、図リ非-2-1~2-8 に、自動火災報知設備（火災感知設備及びそれに連動する警報設備）の配置を、図リ非-3-1~3-9 に示す。非常用通報設備及び自動火災報知設備の設置状況を資 21-1 表に示す。
- [24. 1-建 2] 全ての緊急対策設備(1)（非常用照明、誘導灯）は、既存の副変電所（第 3 変電所）の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続されているため、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持する。緊急対策設備(1)（非常用照明、誘導灯）の配置を、図リ非-1-1~1-9 に示す。緊急対策設備(1)の設置状況を資 21-1 表に示す。

資 21-1 表 非常用設備設置一覧

	非常用通報設備				自動火災報知設備		緊急対策設備 (1)	
	非常ベル設備	放送設備	通信連絡設備 (電話設備)		火災感知設備	警報設備	非常用照明	誘導灯
			有線式	無線式				
シリンダ洗浄棟	○	○	○	○	○	○	○	○
第1廃棄物処理所	—	○	○	○	○	○	○	○
第1廃棄物処理所前室	—	○	—	—	○	—	○	○
第2廃棄物処理所	○	○	○	○	○	○	○	○
第3廃棄物倉庫	—	○	—	○	○	○	○	○
原料貯蔵所	○	○	○	○	○	○	○	○

なお非常用ディーゼル発電機は、既設を撤去し新たに新設する予定(図リ非-1-1~1-9 参照)であり、新設の非常用ディーゼル発電機の供用開始までは既設の非常用ディーゼル発電機に接続するため、シリンダ洗浄棟、第 1 廃棄物処理所、第 1 廃棄物処理所前室、第 2 廃棄物処理所、第 3 廃棄物倉庫及び原料貯蔵所に設置する非常用設備（非常用通報設備（非常ベル設備（第 1 廃棄物処理所、第 1 廃棄物処理所前室及び第 3 廃棄物倉庫は除く）、放送設備、通信連絡設備（電話設備(有線式)（第 1 廃棄物処理所前室及び第 3 廃棄物倉庫は除く））、自動火災報知設備（火災感知設備及びそれに連動する警報設備（第 1 廃棄物処理所前室は除く））、及び緊急対策設備(1)（非常用照明及び誘導灯））は、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持する。

2. 加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備には、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備が設けられていなければならない。

(適合性の説明)

○非常用通報設備（非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備）、自動火災報知設備（火災感知設備及びそれに連動する警報設備）、緊急対策設備(1)（非常用照明、誘導灯）

人が常時立ち入る場所については、停電時に自動的にバッテリーに切り替わり、その機能を維持できるよう電力を供給するものを1個以上設置する設計とする。(13-3)
上記のうち、放射線管理棟管理室に集中して設置している監視、警報、放送等の機能を備える設備には無停電電源装置（1式）を接続し、非常用ディーゼル発電機が給電するまでの間も連続して機能を維持できる設計とする。(20-2)
各設備の設置場所が離れて点在している設備（モニタリングポスト、火災等の警報設備、通信連絡設備（無線式を除く）、一部の非常用照明及び誘導灯）は、個別にバッテリーを内蔵し、非常用ディーゼル発電機が給電するまでの間も連続して機能を維持できる設計とする。(20-3)
外部電源により動作する有線式の通信連絡設備は、非常用ディーゼル発電機に接続し、また無停電電源装置に接続又はバッテリーを設置することにより、外部電源喪失時でも通信連絡できる設計とする。(21-2)
無線式の通信連絡設備（業務用無線設備等）は、バッテリーを内蔵し、連続して機能を維持できる設計とする。(20-4)

➤ [24. 2-建 1]加工施設の「安全性を確保するために特に必要な設備」とは計測設備であって、常時計測する必要のある設備等をいい、シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第1廃棄物処理所前室、第2廃棄物処理所、第3廃棄物倉庫及び原料貯蔵所の設備では緊急対策設備(1)（非常用照明、誘導灯）がこれに該当する。

図り非-1-1~1-9に示したシリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第1廃棄物処理所前室、第2廃棄物処理所、第3廃棄物倉庫及び原料貯蔵所に設置する全ての緊急対策設備(1)（非常用照明、誘導灯）は、以下の基準を満たす製品を使用する。

- ・バッテリーを内蔵し、停電時に非常用ディーゼル発電機が給電するまでの間（40秒）その機能を維持できる設計とする。
- ・非常用照明、誘導灯のバッテリーによる作動時間は、30分間、20分間となっており、それぞれ建設省告示第1830号、消防法施行規則第二十八条の三に規定されている。

また警備所、事務本館、放射線管理棟に設置している全ての非常用通報設備（非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備（有線式））及び自動火災報知設備（火災感知設備及びそれに連動する警報設備）の警報盤、放送設備本体、電話交換機、受信器、及び中継盤は、非常用ディーゼル発電機と接続するとともに、非常用ディーゼル発電機が給電するまでの間（40秒）その機能を維持できるように、バッテリーを内蔵、又は非常用ディーゼル発電機との間に無停電電源装置を接続する設計とする。

- ・バッテリーを内蔵している非常用設備（非常用通報設備（放送設備、通信連絡設備（電話設備（有線式）））、自動火災報知設備（火災感知設備及びそれに連動する警報設備）、緊急対策設備(1)（非常用照明、誘導灯））は、外部

電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、バッテリーによりその機能を維持できる。

- ・非常用ディーゼル発電機との間に無停電電源装置を接続している非常用設備(非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備))は、外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置から継続して給電され機能を維持できる。
- ・バッテリーを内蔵、又は、非常用ディーゼル発電機との間に無停電電源装置を接続している非常用設備は、非常用ディーゼル発電機が給電を開始後は、非常用ディーゼル発電機から給電される。
- ・非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備(無線式)))は、バッテリーを内蔵し、連続して機能を維持できる設計とする。

なお、非常用設備の電源接続系統を資 21-2 表に示す。

資 21-2 表 非常用設備電源接続系統一覧表

	設備	非常用ディーゼル 発電機	無停電 電源装置	内蔵 バッテリー	
非常用通報設備	非常ベル設備*1	○	○	—	
	放送設備*2	○	○	○	
	通信連絡設備 (電話設備)	有線式*3	○	—	○
		無線式	—	—	○
自動火災報知設備	火災感知設備*1	○	—	○	
	警報設備(ベル)*5	○	—	○	
緊急対策設備(1)	非常用照明	○	—	○	
	誘導灯	○	—	○	

*1：警報盤を介して接続

*4：受信器を介して接続

*2：放送設備本体を介して接続

*5：中継盤を介して接続

*3：電話交換機を介して接続

(非常用電源設備)

第二十四条 加工施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、加工施設の安全性を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備が設けられていなければならない。

(適合性の説明)

○廃棄設備

外部電源系統の機能喪失に対して、第 1 種管理区域の負圧を維持するための局所排気系統、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明及び誘導灯の安全機能の確保を確実にを行うため、それらの設備が作動し得るに十分な容量、機能及び信頼性がある非常用電源設備として、2 基（うち 1 基は予備）からなる非常用ディーゼル発電機（1 式）を備えた設計とする。

非常用ディーゼル発電機は、負荷容量に対して十分な容量を有する設計とし、機能及び信頼性を確保するために、予備機を設置する。また、外部電源系統の機能喪失時（以下「停電時」という。）から商用電源の復旧及び非常用ディーゼル発電機から商用電源への切替えまでの時間を考慮し、余裕をみて 7 日間継続運転が可能な燃料を確保する設計とする。（20-1）

- [24. 1-設 4] 外部電源喪失時に負圧を維持するために必要な排気ファンは非常用ディーゼル発電機に接続する。

外部電源喪失時に非常用ディーゼル発電機から給電し、起動する排気ファンは以下の通り。

- ◇ 排気ファン(原料倉庫局所排気系統) [23E、231E]
- ◇ 排気ファン(転換加工室局所排気系統(1)) [24E、241E]
- ◇ 排気ファン(転換加工室局所排気系統(2)) [21E、211E]
- ◇ 排気ファン(転換加工室局所排気系統(3)) [31E、311E]
- ◇ 排気ファン(転換加工室局所排気系統(4)) [25E、251E]
- ◇ 排気ファン(第 2 核燃料倉庫、前室室内排気系統) [40E]
- ◇ 排気ファン(分析室、分光分析室局所排気系統(1)) [28E]
- ◇ 排気ファン(分析室、分光分析室局所排気系統(2)) [33E]
- ◇ 排気ファン(燃料棒溶接室、燃料棒補修室局所排気系統) [25V、251V]
- ◇ 排気ファン(ペレット加工室室内排気系統) [20RV のみ]
- ◇ 排気ファン(ペレット加工室局所排気系統(1)) [17V、171V]
- ◇ 排気ファン(ペレット加工室室内・局所排気系統(3)) [13V のみ]
- ◇ 排気ファン(ペレット加工室局所排気系統(4)) [16V のみ]
- ◇ 排気ファン(廃棄物缶詰室局所排気系統(1)) [37V]
- ◇ 排気ファン(ペレット加工室局所排気系統(1)) [EF-2-1、EF-2-2]
- ◇ 排気ファン(ペレット加工室局所排気系統(2)) [EF-1-1、EF-1-2]
- ◇ 排気ファン(燃料棒溶接室局所排気系統) [EF-3-1、EF-3-2]
- ◇ 排気ファン(作業室(1)局所排気系統) [EF-1-1、EF-1-2]
- ◇ 排気ファン(廃棄物処理室・排気室局所排気系統) [EF-A1~EF-A3]
- ◇ 排気ファン(洗浄室・貯蔵室(3)、廃液処理室局所排気系統) [EF-4-1、EF-4-2]
- ◇ 排気ファン(廃棄物プレス室局所排気系統) [EF-2-1、EF-2-2]

(通信連絡設備)

第二十五条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備が設けられていなければならない。

(適合性の説明)

○非常用通報設備（非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備）

通信連絡設備は、設計基準事故時に事業所内の人に対し、退避に必要な指示等を行うための放送設備及び多様性を確保した電話設備（有線式及び無線式）並びに無線通信設備を設ける。(21-1)

外部電源により動作する有線式の通信連絡設備は、非常用ディーゼル発電機に接続し、また無停電電源装置に接続又はバッテリーを設置することにより、外部電源喪失時でも通信連絡できる設計とする。(21-2)

設計基準事故時に施設外の必要な場所と通信連絡できるよう多様性を確保した通信回線（固定式、携帯式）を設ける設計とし、通信回線は輻輳等による制限を受けない直接回線による有線式の電話設備及び輻輳等による制限を受けにくい衛星電話（固定式及び携帯式）及び携帯電話端末を備える。(21-3)

➤ [25. 1-建 1]敷地内の他の加工施設で設計基準事故が発生した場合、退避に必要な指示等を行うため、シリンダ洗浄棟、第 1 廃棄物処理所、第 2 廃棄物処理所及び原料貯蔵所に非常用通報設備（放送設備及び通信連絡設備（電話設備（有線式及び無線式）））を、第 1 廃棄物処理所前室に非常用通報設備（放送設備）、第 3 廃棄物倉庫に非常用通報設備（放送設備）及び通信連絡設備（電話設備（無線式））を設置する設計とする。非常用通報設備（放送設備、電話設備）の配置を、シリンダ洗浄棟は図り非-2-1～2-2、第 1 廃棄物処理所及び第 1 廃棄物処理所前室は図り非-2-4、第 2 廃棄物処理所は図り非-2-5 及び 2-6、第 3 廃棄物倉庫は図り非-2-7、原料貯蔵所は図り非-2-8 に示す。

非常用通報設備（放送設備、電話設備（有線式））の本体は、それぞれ非常用ディーゼル発電機に接続され、停電時でも機能は維持される。また非常用通報設備（放送設備、電話設備（有線式））の本体は無停電電源装置に接続、又はバッテリーを内蔵し、停電時に非常用ディーゼル発電機が給電するまでの間（40 秒）その機能を維持できる設計とする。非常用通報設備（電話設備（無線式））は、バッテリーを内蔵し、連続して機能を維持できる設計とする。

また、事故発生時の周辺作業員への周知及び管理区域外への連絡のため、シリンダ洗浄棟、第 2 廃棄物処理所及び原料貯蔵所に非常ベルを設置し、多様性を確保した設計とする。非常用通報設備（非常ベル設備）の配置を、シリンダ洗浄棟は図り非-2-2 及び 2-3、第 2 廃棄物処理所は図り非-2-5 及び 2-6、原料貯蔵所は図り非-2-8 に示す。

なお、第 1 廃棄物処理所及び第 1 廃棄物処理所前室は、核燃料物質を取り扱う施設ではなく、第 1 廃棄物処理所前室は、ドラム缶に収納された可燃性固体廃棄物を受け入れる施設、第 1 廃棄物処理所は、可燃性固体廃棄物又は可燃性廃棄物を焼却減容する施設であり、隣接する第 2 廃棄物処理所に渡り廊下を通じて容易に移動できるため、非常ベルは設置しない。

また、第 3 廃棄物倉庫は核燃料物質を取り扱わず放射性廃棄物を貯蔵する第 2 種管理区域であるため、非常ベルは設置しない。

2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において加工施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線が設けられていなければならない。

加工施設外の通信連絡をするための多様性を確保した専用通信回線は、シリンダ洗浄棟、第1廃棄物処理所、第1廃棄物処理所前室、第2廃棄物処理所、第3廃棄物倉庫及び原料貯蔵所以外の場所である防災ルーム及び警備所に施設する。本申請対象には該当しない。

(その他事業許可で求める仕様)

○シリンダ洗浄棟

耐震重要度分類第 1 類の建物及び構築物は、割り増し係数 1.5 以上とし、S クラス相当の 3.0 を乗じた静的地震力 3Ci (0.6G) に対して建物が概ね弾性範囲にある設計とする。(但し、原料貯蔵所を除く) (1-1)

第 1 類に属する建物・構築物(但し、原料貯蔵所を除く)については、S クラスに属する施設に求められる程度の静的地震力 (1G 程度) に対して、建物が過度の変形・損傷を防止するため終局に至らない設計とする。

耐震重要度分類第 1 類の建物及び構築物 (以下「建物」という。) は、割り増し係数 1.5 以上とし、S クラス相当の 3.0 を乗じた静的地震力 3Ci (0.6G) に対して建物が概ね弾性範囲にある設計 (7-7)

- ▶ [99-建 1] 更なる安全裕度の向上策として、耐震重要度分類第 1 類であるシリンダ洗浄棟は、S クラス相当の 3.0 を乗じた静的地震力 3Ci (0.6G) に対して建物が概ね弾性範囲となる設計とする。耐震評価した結果については、添付説明書一建 2 に示す。

原料貯蔵所は耐震重要度分類第 1 類の建物であるが、事業許可に示す通り、S クラスに属する施設に求められる程度の地震力に対して閉じ込め機能を全て喪失するものとして評価している。

○緊急対策設備 (3) (堰 (内部溢水止水用))

耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、水平地震力 1.0G で弾性範囲となる設計とする。(1-2)

- ▶ [99-建 2] 耐震重要度分類第 1 類であるシリンダ洗浄棟の緊急対策設備 (3) (堰 (内部溢水止水用)) は、水平地震力 1.0G で弾性範囲となるように設計している。耐震評価した結果については、添付説明書一建 2 に示す。

○シリンダ洗浄棟、第 1 廃棄物処理所、第 1 廃棄物処理所前室、第 2 廃棄物処理所、第 3 廃棄物倉庫、原料貯蔵所、独立遮蔽壁 (1) (2) (3) (4)、容器管理棟独立遮蔽壁 (5)、水素供給設備障壁、緊急対策設備 (2) (飛散防止用防護ネット)、防護フェンス

○工場棟転換工場鉄扉 (SD-2)、工場棟組立工場鉄扉 (SD-17)、付属建物容器管理棟鉄扉 (SD-221)、付属建物除染室・分析室鉄扉 (SD-220)

RC 造 (SRC 造 (鉄骨鉄筋コンクリート造) を含む) で屋根が RC の建物の場合、F3 竜巻に対し、建物の屋根、外壁が損傷しない設計とし、建物のシャッタ等の開口部を鉄扉に交換することで損傷しない設計とする。(1-3)

RC 造で屋根が RC でない建物及び S 造の建物の場合、RC 造で屋根が RC でない成型工場、組立工場は、F3 竜巻に対して外壁が損傷しないように外壁補強を行う設計とし、S 造の建物である転換工場、第 1 廃棄物処理所、第 2 廃棄物処理所、除染室・分析室は、外壁に対しサイディング補強を行う設計とする。また、これらの建物のシャッタ等の開口部を鉄扉に交換することで、外壁が損傷しない設計とする。

上記の屋根が損傷する建物では、建物内部へ吹き込む風の風速に対して設備・機器の補強を行う。(1-4)

核燃料物質又は廃棄物を取り扱う建物のうち、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造 (以下「SRC 造」という。) で、屋根構造が RC 造の建物は、F3 竜巻に対し、建物の外壁及び屋根が損傷しない設計とする。SRC 造である成型工場、組立工場は外壁補強を行う。(9-10)

核燃料物質又は廃棄物を取り扱う建物のうち、屋根構造が RC 造以外の建物 (第 3 廃

<p>棄物倉庫を除く)は、F3 竜巻に対し、建物の屋根の損傷を前提とするが、外壁は損傷しない設計とする。S 造である転換工場、第 1 廃棄物処理所、第 2 廃棄物処理所、除染室・分析室は、補強のためにサイディングを追加する。屋根の損傷を仮定した建物は、屋根の損傷箇所を経由する風の吹き込みに対して、建物内部の床、壁により、設備・機器を防御する設計とするか、屋根の損傷により設備・機器に直接風圧力が作用する場合は、それら設備・機器(排気ダクトは除く)を耐風圧設計とする。(9-11)</p>
<p>第 3 廃棄物倉庫を除く建物の開口部(シャッタ等)は鉄扉に変更する。(9-12)</p>
<p>風荷重により、屋根が損傷するおそれがある施設(転換工場、成型工場(放射線管理棟を含む)、組立工場、除染室・分析室、第 1 廃棄物処理所、第 2 廃棄物処理所)は、建物内に設置される設備・機器等が建物外部へ飛散することを防止するため、建物の屋根下に飛散防止用防護ネットを設置する。(9-15)</p>
<p>竜巻の風圧力により屋根が損傷する場合は、飛散防止用防護ネットが飛来物の落下による運動エネルギーを吸収することで建物内部の設備・機器の損傷を防止する。(9-20)</p>

- ▶ 竜巻による損傷の防止を評価した結果を添付説明書一建 3 に示す。
- ▶ [99-建 3] 更なる安全裕度の向上策として、以下の建物について、F3 竜巻(最大風速 92m/s) に対し、図イ建-1-6、図へ建-1-4 及び図イ建-3-2 に示す竜巻防護ラインを設定する。

F3 竜巻に対する更なる安全裕度の向上策として、以下の建物の保有水平耐力が、F3 竜巻の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重を上回ることを確認する。また、以下の建物の竜巻防護ライン対象部位の終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回ることを確認する。

F3 竜巻に対する更なる安全裕度の向上策として、F3 竜巻(最大風速 92m/s) 荷重に対し、独立遮蔽壁(1)、水素供給設備障壁及び防護フェンスの各部に作用する終局耐力が、単位面積当たりの竜巻荷重を上回ることを確認する。

F3 竜巻に対する更なる安全裕度の向上策として、F3 竜巻(最大風速 92m/s) 荷重に対し、独立遮蔽壁(2)(3)(4)及び容器管理棟独立遮蔽壁(5)の各部に作用する終局耐力が、単位面積当たりの竜巻荷重を上回ることを確認する。また、終局接地耐力は、基礎底版接地圧を上回ることを確認する。

補強を行う部位と補強内容を合わせて示す。

(シリンダ洗浄棟)

- ・ 本体の外壁(鉄筋コンクリート)
- ・ 本体のシャッタ(撤去し鉄扉を新設)
- ・ 本体の鉄扉(補強)

なお、シリンダ洗浄棟前室は、核燃料物質の保管・貯蔵を行わないこと、及び竜巻来襲時には核燃料物質の取り扱いを行わないことを保安規定に定めることから、竜巻防護ラインの外とする。

(第 1 廃棄物処理所)

- ・ 本体の外壁(一部内側も含む)(サイディング補強)
- ・ 本体の鉄扉(補強)

(第 1 廃棄物処理所前室)

- ・ 外壁(鉄筋コンクリート)
- ・ 鉄扉

なお、第 1 廃棄物処理所前室は、核燃料物質の保管・貯蔵を行わないこと、及び竜巻来襲時には核燃料物質の取り扱いを行わないことを保安規定に定める。

また、第 1 廃棄物処理所前室の鉄扉は、屋外との境界となるため F3 竜巻対応とし、第 1 廃棄物処理所本体と第 1 廃棄物処理所前室の境界のシャッタは F3 対応を不要とする。

(第2 廃棄物処理所)

- ・ 外壁 (サイディング補強)
- ・ 鉄扉 (新設又は補強)
- ・ 窓 (鋼板で閉塞)

(原料貯蔵所)

- ・ 外壁 (鉄筋コンクリート、東側、西側の壁新設補強 (鉄筋コンクリート))
- ・ シャッター (撤去し鉄扉を新設)
- ・ 鉄扉 (補強)

(独立遮蔽壁 (1) (2) (3) (4))

- ・ 本体 (鉄筋コンクリート)

(容器管理棟独立遮蔽壁 (5))

- ・ 本体 (鉄筋コンクリート)

(水素供給設備障壁)

- ・ 本体 (鉄筋コンクリート)

(付属施設防護フェンス)

- ・ 防護フェンス (全体)

(工場棟転換工場鉄扉 (SD-2))

- ・ 鉄扉 (新設)

(工場棟組立工場鉄扉 (SD-17))

- ・ 鉄扉 (新設)

(付属建物容器管理棟鉄扉 (SD-221))

- ・ 鉄扉 (新設)

(付属建物除染室・分析室鉄扉 (SD-220))

- ・ 鉄扉 (新設)

➤ [99-建 4]

第3 廃棄物倉庫ドラム缶及び角形容器

更なる安全裕度の向上策として、第3 廃棄物倉庫は、F3 竜巻(最大風速 92m/s) に対し、ドラム缶及び角形容器を固縛することにより飛散を防止する。

緊急対策設備 (2) (飛散防止用防護ネット)

(風荷重)

屋根が損傷した場合、緊急対策設備 (2) (飛散防止用防護ネット) は F3 竜巻荷重を受けるが、F3 竜巻による風圧力荷重 (金網の充実率考慮) は飛来物による荷重より小さく、緊急対策設備 (2) (飛散防止用防護ネット) は損傷しない。

(飛散防止)

F3 竜巻来襲時に屋根が損傷するおそれがある施設 (第1 廃棄物処理所、第2 廃棄物処理所) は、建物内に設置される設備・機器等が建物外部へ飛散することを防止するため、建物の屋根下に緊急対策設備 (2) (飛散防止用防護ネット) を設置する。

なお、建物内からの飛散物は、事業許可の記載と同様にダクトを想定している。

(落下防止)

F3 竜巻来襲時に屋根が損傷するおそれがある施設 (第1 廃棄物処理所、第2 廃棄物処理所) は、ダクトを固縛することで設備・機器への落下を防止する。(添付説明書一建 3 参照)

(飛来物防護)

緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)は、竜巻が襲来時の敷地外からの飛来物であるプレハブ物置(大)、軽トラックが屋内へ落下することの防止も可能な設計とする。

F3 竜巻による風圧力荷重(金網の充実率考慮)は、建物内側から外側への荷重方向となり外部からの飛来物衝撃荷重を相殺する方向であるが、保守的に外部からの飛来物衝撃荷重だけを対象に評価しても、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)は損傷しない。

(事業許可との相違)

緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)が吸収可能なエネルギーは、実際の設置方法を考慮して事業許可での吸収エネルギーから変更しているが、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)で飛来物のエネルギーを吸収する基本的な考え方、評価方法に変更はない。

公道からの車両は、敷地境界の防護フェンスで防護する設計とする。 車両の運動エネルギーを吸収することができるように防護フェンスを公道と接する敷地境界部に設置する。(9-13)
敷地外から飛来する軽トラック、プレハブ物置は建物で防護する設計とする。 民家の駐車場等から、防護フェンスを超えて飛来する車両については、飛来する車両の運動エネルギーに応じ、建物の外壁を補強することにより防護する。(9-14)

- [99-建 5] F3 竜巻に対し、敷地外から飛来する恐れがある飛来物として乗用車(バン)が考えられるが、飛来物の衝突エネルギーより防護フェンスの吸収エネルギーは大きいこと、及び防護フェンスの端部支柱は塑性変形しないことから、飛来物が敷地内に飛来することを防止できる。万一、飛来物が敷地内に飛来した場合、プレハブ物置(大)の最大飛散距離は約 211m、軽トラックの最大飛散距離は約 160m であることから、以下のとおりの評価を行い、飛来物が外壁、屋根(RC 部)、鉄扉、独立遮蔽壁(1)～(4)、容器管理棟独立遮蔽壁(5)及び水素供給設備障壁を貫通しないことを確認した。飛来物に対する損傷の防止を評価した結果を添付説明書一建 3 に示す。

なお、飛来物対策として、加工施設南側の公道との境界に防護フェンスを設置することで、竜巻襲来時に敷地外からの飛来物を防止する設計とする。

また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。

(第 1 廃棄物処理所)(第 1 廃棄物処理所前室)(第 2 廃棄物処理所)(独立遮蔽壁(1)(2))(水素供給設備障壁)(容器管理棟独立遮蔽壁(5))

民家や公道からの距離は 161m 以下のため、軽トラック、プレハブ物置(大)が飛来することがありうる。軽トラック、プレハブ物置(大)が飛来した場合の評価を行い、外壁又は、遮蔽壁、障壁を貫通しないことを確認した。

(シリンダ洗浄棟)(原料貯蔵所)(独立遮蔽壁(3))

民家や公道からの距離は 161m を超えているが 211m 以下のため、軽トラックは飛来しないがプレハブ物置(大)が飛来することがありうる。プレハブ物置(大)が飛来した場合の評価を行い、外壁又は、遮蔽壁を貫通しないことを確認した。

(第 3 廃棄物倉庫)(独立遮蔽壁(4))

民家や公道からの距離は 211m 以上でありプレハブ物置(大)、軽トラックは飛来しない。

(工場棟転換工場鉄扉 (SD-2)、工場棟組立工場鉄扉 (SD-17)、容器管理棟鉄扉 (SD-221)、除染室・分析室鉄扉 (SD-220))

飛来物が想定される民家や公道がある東側、南側に面しておらず、プレハブ物置(大)、軽トラックは飛来しない。

○第1 廃棄物処理所、第1 廃棄物処理所前室

放射線管理棟及び第1 廃棄物処理所に前室を新設する。(23-3)

- [99-建 6] 建物の配置図を図ト建-2-1に示す。第1 廃棄物処理所に前室を新設し、第1 種管理区域と屋外との境界にあたるため、第2 種管理区域として設定する。

○シリンダ洗浄棟

既設建物(転換工場、加工棟、第3 核燃料倉庫及びシリンダ洗浄棟)の非管理区域である前室を第2 種管理区域に変更する。(23-4)

- [99-建 7] 第1 種管理区域と屋外との境界にあたるため、シリンダ洗浄棟の前室を第2 種管理区域に変更する。

○第3 廃棄物倉庫

耐震重要度分類のない廃棄物ドラム缶については、固縛等の措置を講じるものの、損傷による閉じ込め機能の喪失を考慮し、文献をもとに除染係数を100 (DRはその逆数で0.01)とした。(1-5)

- [99-建 8] Sクラスの施設に求められる程度の地震力に対して、耐震重要度分類のないドラム缶及び角形容器の閉じ込め機能の喪失を防止するため、固縛等の措置を講じる。

○廃棄物貯蔵設備(5)

ウランを内包する設備・機器に対しては、固縛等の補強を行う。(9-17)

- [99-設 3] F3 竜巻による建物の外壁及び屋根の損傷を考慮し、F3 竜巻でドラム缶及び角形容器が飛散しないよう、ドラム缶をドラム缶固縛治具で、角形容器を角形容器固縛治具で固縛する。(添付説明書-設4参照)
 - ・ドラム缶の固縛
ドラム缶固縛治具：パレット、ターンバックル、連結ボルト、アンカーボルト
 - ・角形容器の固縛
角形容器固縛治具：パレット、ベルトラッシング、アイボルト、アンカーボルト

(その他事業許可で求める仕様)

- 化学処理施設、成形施設、被覆施設、組立施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、その他の加工施設

耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、水平地震力 1.0G で弾性範囲となる設計とする。(1-2)
六ふっ化ウランを正圧で取り扱う設備は、耐震重要度分類第1類とし、水平地震力 1.0G) で弾性範囲の設計とする。(2)
耐震重要度 第1類 UF ₆ ガス取扱設備 (大きな地震時に閉じ込めを期待する設備) 及び著しく大きな地震力が作用する前に大きな地震を検知した場合に作動を期待するインターロック機構(添 5-22) (7-11)
設計基準を上回る地震力 (静的地震力1G) を受けた場合に、UF ₆ を正圧で取り扱う建物、UO ₂ F ₂ 溶液を取り扱う建物が大規模な損壊に至らない、また、設備・機器が転倒しない等の設計をする。(247, 添7-22) (22-1)

- ▶ [99-設 1] 耐震重要度分類第 1 類の設備・機器は、S クラスに属する施設に求められる地震力 (1G 程度) に対して十分な強度を有するよう、水平地震力 1.0G に対して弾性範囲となる設計とする。これにより、S クラス相当の地震力を想定し、第 2 類及び第 3 類の設備・機器の閉じ込め機能がすべて損失したとしても公衆の実効線量は基準 (5mSv) を下回る結果となる (事業許可)。

- シリンダ貯蔵架台 (1)~(3)、大型粉末容器貯蔵架台 (1)~(6)、仕掛品貯蔵棚 (1)~(3)、スクラップ貯蔵棚 (粉末用)、運搬台車 (1)~(7)、中間仕掛品一時貯蔵棚 (1) (2)、粉末一時貯蔵棚 (1)~(4)、スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (1)~(16)、圧粉ペレット一時貯蔵棚 (1)~(3)、焼結ペレット一時貯蔵棚 (1)~(3)、スクラップ貯蔵棚 (ペレット用) (1) (2)、仕上りペレット一時貯蔵棚 (1)~(4)、仕上りペレット貯蔵棚 (前期型)、仕上りペレット貯蔵棚 (後期型)、余剰ペレット貯蔵棚 (1)~(4)、燃料棒一時貯蔵棚、燃料棒一時貯蔵棚、燃料棒貯蔵棚 (1) (2)、燃料集合体一時貯蔵架台、燃料集合体貯蔵架台 (1)~(3)、スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (1)~(4)、スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (1) (2)

各工程におけるウランの形態に応じた核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有する核燃料物質の貯蔵施設を設ける。(16-1)
貯蔵施設はウランの形態に応じて、臨界防止、遮蔽及び閉じ込めの機能を確保する設計とする。(16-2)

- ▶ [99-設 2] 核燃料物質の貯蔵施設は、核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有しており、臨界防止及び閉じ込めの機能を確保した設計とする。
工場棟の転換工場、成型工場、組立工場及び付属建物の除染室・分析室、第 2 核燃料倉庫に設置する貯蔵設備に関して、核燃料物質の最大貯蔵能力と核燃料物質を貯蔵する機器の最大貯蔵量を対比すると、以下の通り核燃料物質を貯蔵する機器の最大貯蔵量は、各貯蔵室の核燃料物質の最大貯蔵能力以下で管理されている。

燃料物質の最大貯蔵能力及び貯蔵機器の最大貯蔵量 (1/4)

核燃料物質の 状態	建物棟 工場棟	区分 転換工場	部屋名 原料倉庫 転換加工室	最大 貯蔵能力	機器名	最大貯蔵量	
						機器単位	員数
六フッ化ウラン ウラン粉末	工場棟	転換工場	原料倉庫		{491} シリンドラ貯蔵架台 (1)		
					{491} シリンドラ貯蔵架台 (2)		
			転換加工室		{491} シリンドラ貯蔵架台 (3)		
					{495} 大型粉末容器貯蔵架台 (1)		
					{495} 大型粉末容器貯蔵架台 (2)		
					{495} 大型粉末容器貯蔵架台 (3)		
					{495} 大型粉末容器貯蔵架台 (4)		
					{495} 大型粉末容器貯蔵架台 (5)		
					{495} 大型粉末容器貯蔵架台 (6)		
					{498} 仕掛品貯蔵棚 (1)		
					{498} 仕掛品貯蔵棚 (2)		
					{498} 仕掛品貯蔵棚 (3)		
					{502} スラップ貯蔵棚 (粉末用)		
					{504} 運搬台車 (1)		
					{504} 運搬台車 (2)		
					{504} 運搬台車 (3)		
					{504} 運搬台車 (4)		
					{504} 運搬台車 (5)		
					{504} 運搬台車 (6)		
					{504} 運搬台車 (7)		
					{507} 中間仕掛品一時貯蔵棚 (1)		
					{507} 中間仕掛品一時貯蔵棚 (2)		
							合計

燃料物質の最大貯蔵能力及び貯蔵機器の最大貯蔵量 (2/4)

核燃料物質の 状態	建物名	区分	部屋名	最大 貯蔵能力	機器名	最大貯蔵量	
						機器単位	員数 合計
ウラン粉末	工場棟	成型工場	ペレット加工室		{510} 粉末一時貯蔵棚 (1)		
					{510} 粉末一時貯蔵棚 (2)		
					{510} 粉末一時貯蔵棚 (3)		
					{510} 粉末一時貯蔵棚 (4)		
					{514} スクラップ貯蔵棚(粉末用) (1)		
					{514} スクラップ貯蔵棚(粉末用) (2)		
					{514} スクラップ貯蔵棚(粉末用) (3)		
					{514} スクラップ貯蔵棚(粉末用) (4)		
					{514} スクラップ貯蔵棚(粉末用) (5)		
					{514} スクラップ貯蔵棚(粉末用) (6)		
					{514} スクラップ貯蔵棚(粉末用) (7)		
					{514} スクラップ貯蔵棚(粉末用) (8)		
					{514} スクラップ貯蔵棚(粉末用) (9)		
					{514} スクラップ貯蔵棚(粉末用) (10)		
					{514} スクラップ貯蔵棚(粉末用) (11)		
					{514} スクラップ貯蔵棚(粉末用) (12)		
{514} スクラップ貯蔵棚(粉末用) (13)							
{514} スクラップ貯蔵棚(粉末用) (14)							
{514} スクラップ貯蔵棚(粉末用) (15)							
{514} スクラップ貯蔵棚(粉末用) (16)							

燃料物質の最大貯蔵能力及び貯蔵機器の最大貯蔵量 (3/4)

核燃料物質の 状態	建物名	区分	部屋名	最大 貯蔵能力	機器名	最大貯蔵量	
						機器単位	員数
ウランペレット	工場棟	成型工場	ペレット加工室		{546} 圧粉ペレット一時貯蔵棚(1)		
					{546} 圧粉ペレット一時貯蔵棚(2)		
					{546} 圧粉ペレット一時貯蔵棚(3)		
					{550} 焼結ペレット一時貯蔵棚(1)		
					{550} 焼結ペレット一時貯蔵棚(2)		
					{550} 焼結ペレット一時貯蔵棚(3)		
					{554} スクラップ貯蔵棚(ペレット用)(1)		
					{554} スクラップ貯蔵棚(ペレット用)(2)		
					{557} 仕上りペレット一時貯蔵棚(1)		
					{557} 仕上りペレット一時貯蔵棚(2)		
					{557} 仕上りペレット一時貯蔵棚(3)		
					{557} 仕上りペレット一時貯蔵棚(4)		
					{558} 仕上りペレット貯蔵棚(前期型)		
					{558} 仕上りペレット貯蔵棚(後期型)		
					{562} 余剰ペレット貯蔵棚(1)		
					{562} 余剰ペレット貯蔵棚(2)		
{562} 余剰ペレット貯蔵棚(3)							
{562} 余剰ペレット貯蔵棚(4)							
燃料棒	燃料棒検査室	組立工場	燃料棒検査室		{579} 燃料棒一時貯蔵棚		
					{581} 燃料棒一時貯蔵棚		
					{584} 燃料棒貯蔵棚(1)		
					{584} 燃料棒貯蔵棚(2)		
						合計	

燃料物質の最大貯蔵能力及び貯蔵機器の最大貯蔵量 (4/4)

核燃料物質の 状態	建物名	区分	部屋名	最大 貯蔵能力	機器名	最大貯蔵量	
						機器単位	員数
燃料集合体	工場棟	組立工場	燃料集合体組立 室		{593}燃料集合体一時貯蔵架台		合計
			燃料集合体貯蔵 室		{595}燃料集合体貯蔵架台 (1)		
ウラン粉末	付属建物	除染室・分析室	作業室 (2)		{595}燃料集合体貯蔵架台 (2)		
					{595}燃料集合体貯蔵架台 (3)		
					{529}スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (1)		
					{529}スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (2)		
					{529}スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (3)		
					{529}スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (4)		
					{532}スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (1)		
					{532}スクラップ貯蔵棚 (粉末用) (2)		
燃料集合体		容器管理棟	第2核燃料倉庫 保管室		— (輸送容器)		

注1：貯蔵容器数については保安規定で管理する。

○化学処理施設、被覆施設、組立施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、その他の加工施設

核燃料物質又は廃棄物を取り扱う建物のうち、屋根構造が RC 造以外の建物（第 3 廃棄物倉庫は除く）は、F3 竜巻に対し、建物の屋根の損傷を前提とするが、外壁は損傷しない設計とする。S 造である転換工場、第 1 廃棄物処理所、第 2 廃棄物処理所、除染室・分析室は、補強のためにサイディングを追設する。屋根の損傷を仮定した建物は、屋根の損傷箇所を経由する風の吹き込みに対して、建物内部の床、壁により、設備・機器を防御する設計とするか、屋根の損傷により設備・機器に直接風圧力が作用する場合は、それら設備・機器（排気ダクトは除く）を耐風圧設計とする。（添 5-33）(9-11)

ウランを内包する設備・機器に対しては固縛等の補強を行う。(9-17)

RC造で屋根がRCでない建物及びS造の建物の場合、RC造で屋根がRCでない成型工場、組立工場は、F3竜巻に対して外壁が損傷しないように外壁補強を行う設計とし、S造の建物である転換工場、第1廃棄物処理所、第2廃棄物処理所、除染室・分析室は、外壁に対しサイディング補強を行う設計とする。また、これらの建物のシャッター等の開口部を鉄扉に交換することで、外壁が損傷しない設計とする。上記の屋根が損傷する建物では、建物内部へ吹き込む風の風速に対して設備・機器の補強を行う。(1-4)

[99-設 3]更なる安全裕度向上策確認用の F3 竜巻に対し、RC 造の建物は健全であることから、これらの施設に内包される設備・機器は、施設により竜巻から防護される。一方、RC 造以外の建物である工場棟転換工場、工場棟成型工場*、工場棟組立工場、附属建物第 1 廃棄物処理所、附属建物第 2 廃棄物処理所、附属建物除染室・分析室、附属建物第 3 廃棄物倉庫は、F3 竜巻に対し、屋根が損傷するおそれがある。そのため、これらの施設に内包される設備・機器及び屋外に設置する設備・機器を F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。また、高性能エアフィルタ～排風機間の排気ダクトは、風圧力で飛散しないように、固定の補強を行う。なお、添付説明書-設 4 に示す通り、一部の設備・機器では、ワイヤを介して固定する設計、または F3 竜巻力に対しても浮き上がらないため水平方向の移動はレール、ストッパーにより制限する設計とする。また、工場棟転換工場に設置する保安秤量機（転換工場 1）～（転換工場 10）、保安秤量機（ウラン管理 1）及び附属建物除染室・分析室に設置する保安秤量機（ウラン管理 3）{921}、{923}は飛散しないようにワイヤで固定する。同様に、高性能エアフィルタ {611}、{643}、{682}、{696}についても飛散しないようにワイヤで固定する。

* 工場棟成型工場 1 階に設置される設備・機器は、F3 竜巻に対しても建物内部の床、壁により防護されるため、設備・機器による防護設計は不要となる。

○放射性廃棄物の廃棄施設

ウラン粉末を取り扱う設備・機器のうち、閉じ込めバウンダリとして難燃性材料のパネルを使用している設備・機器において、火災の熱影響によりウラン粉末が第1種管理区域内の室内に漏えいした場合に備え、室内排気システムにより建物内部を負圧に維持することにより建物で閉じ込める設計とし、また、漏えいしたウラン粉末は、室内排気システムに設置する高性能エアフィルタを介して排気する設計とする。(15-5)

さらなる安全裕度向上のために、難燃性材料により閉じ込めを維持している設備機器が火災の熱影響によって閉じ込めの機能を喪失した場合でも、気体廃棄設備により第1種管理区域内の負圧を維持することで建物外へのウラン粉末漏えいを防止する設計としている。負圧維持に関する設計は添付説明書一設6、高性能エアフィルタを介して廃棄する設計は添付説明書一設10に示す。

○気体廃棄設備(1) スクラバ(焙焼・還元炉、乾燥機系統)

気体廃棄設備(1)のスクラバ(焙焼・還元炉、乾燥機系統)は、アンモニアガス、ふっ素の除去及び耐食性能を有する設計とする。(23-5)

- [99-設 7] 排気経路及び洗浄液経路に耐食性材料を使用する。
- [99-設 9] 気体廃棄設備(1)のスクラバ(焙焼・還元炉、乾燥機系統)は、排気中のアンモニアガス、ふっ素を除去する。
ウランを取り扱う設備側に設置している集塵器でウラン粒子は分離・除去されるため、当該のスクラバに設備側からウランが流出し、異常堆積することはない。

○気体廃棄設備(1) 水スクラバ(ウラン回収第1系列系統)

○気体廃棄設備(1) アルカリスクラバ(ウラン回収第1系列系統)

気体廃棄設備(1)の水スクラバ(ウラン回収第1系列系統)及びアルカリスクラバ(ウラン回収第1系列系統)は、排気中の硝酸(NO_x 含む)除去及び耐食性能を有する設計とする。(23-6)

- [99-設 7] 排気経路及び洗浄液経路に耐食性材料を使用する。
- [99-設 8] 排気中の硝酸(NO_x 含む)を除去する。

○気体廃棄設備(1) 排ガス冷却装置(ウラン回収第1系列系統)

○気体廃棄設備(1) コンデンサ(ウラン回収第1系列系統)

気体廃棄設備(1)の排ガス冷却装置(ウラン回収第1系列系統)及びコンデンサ(ウラン回収第1系列系統)は、排気冷却性能を有する設計とする。(23-7)

- [99-設 5] 排気を冷却する。

○気体廃棄設備(1) スクラバ(ウラン回収第2系列系統)

気体廃棄設備(1)のスクラバ(ウラン回収第2系列系統)は、排気冷却及び耐食性能を有する設計とする。(23-8)

- [99-設 5] 排気を冷却する。
- [99-設 10] 排気経路に耐腐食性材料を使用する。

○気体廃棄設備(1) 排ガス分解装置

気体廃棄設備(1)の排ガス分解装置は、排気中のアンモニアガスの除去性能を有する設計とする。(23-9)

- [99-設 4] 排気中のアンモニアガスを除去する。
- [99-設 12] 安全燃焼インターロックを設置する。
排ガス分解装置には失火時にLPガスの供給を停止するインターロックを設置する。

○気体廃棄設備(1) スクラバ(分析系統)

○気体廃棄設備(5) スクラバ(局所排気系統)

気体廃棄設備(1)のスクラバ(分析系統)は、試料乾燥装置排気の酸性ガス中和、耐食性能を有する設計とする。気体廃棄設備(5)のスクラバ(局所排気系統)は、排気の酸性ガス中和、耐食性能を有する設計とする。(23-10)

- [99-設 6] 排気中の酸性ガスを中和する。
- [99-設 7] 排気経路及び洗浄液経路に耐食性材料を使用する。